

Title	ギリシア・ポリスの国家理念：その歴史的発展に関する研究
Author(s)	合阪, 學
Citation	大阪大学文学部紀要. 1983, 23, p. v-354
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/6150">https://hdl.handle.net/11094/6150</a>
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# ギリシア・ポリスの国家理念

——その歴史的発展に関する研究——

合  
阪  
學

Meinem Lehrer  
HERMANN BENGTON  
in dankbarer Verehrung

## 序 言

本稿は筆者の学位請求論文(昭和五十二年六月大阪大学に提出、同五十三年十二月文学博士学位授与の本文を補正し、註解の部分に筆を加えた上、新たに序説と結論を附して成ったもので、首題にいう通り、古代ギリシア人が建設したポリスの国家理念を考察の対象としている。ことさらに国家理念というのも筆者の意図がポリスの政治史や国際関係の究明、或いはポリスの制度の叙述や市民生活の分析の方面にではなく、ポリスという特異な国家のあり方に理念(Die Polisidee; the polis-spirit)の面から迫ろうということである。いうまでもなく、ポリスを離れてポリスの理念があるわけではないから、所詮、それはポリスを各時代の進展の中で観察して、その動きの中からポリスの理念を捉え、それが歴史の中で呈する具体的な相を描出するというものでなければならぬ。副題に「その歴史的発展に関する研究」と掲げる所以である。

しかし、理念という限り、何らかの一般的なものを示唆するであろう。事実、筆者の最も苦心を払ったのもその点で、個々の史実の実証もさることながら、目指すところは何と云ってもそれらが相互に関連してつくりあげる全体像の描写にある。もとより個別を軽視するのではなく、細部に神は宿らないというのでもない。個別の細部に顔を覗かせているアイデアの全身像のことをいっているのである。まことに、言うは易く、果すに困難な課題ではあるが、それでも、ポリスの具体的な姿を個々に例証することを越えて、その全体像を提示したいとい

う願いを満たすべく筆者の選んだ手続きが、ギリシア史の尾根を縦走する理念史的方法であった。勿論、当初から全体の見取図があつてのことではなく、一つのテーマが次のテーマを呼び、それが更に新しい時代に視点を向けさせるといふ具合に研究が進められたので、いきおい、行論に思わぬ飛躍があつたり、先を急いで論証の不備を露呈したところも多いことと思う。その上、組み立てた建物とて、その外観といい、内装といい、意に満たぬ点のみ目立つが、公刊の義務もあり、また、それなりの意味もあろうかと思ひ直して印行に附した次第である。大方の御批正を待つて一層の補正を期したい。

ともあれ、終始の辻褄を合わせ、体裁を整えて筆を擱いてみれば、筆者にも聊かの感懐を禁じ得ないものがある。古代史の研究といつても、諸言語の学習と並行して牛の歩みを重ねるほかに、また何よりも筆者の能力の不足ということもあつて、論文執筆が一向に捗らずに無為の時間を過ごしたことも一再ならずあつた。それだけにその間多くの師友より賜つた御厚情は長く忘れ難い。別けても筆者が西洋史学を専攻して以来、四半世紀に亘つて村田數之亮先生(大阪大学名誉教授)より授かつた学恩は測り難いものがある。ここに深甚の謝意を表明すると共に、これまでの成果を筆者の研究の中間報告として呈示し、御指正を得て今後の里程の起点にしたいと思う。同様に学窓いらひ日々御指導を賜わる猪谷文臣、豊田堯両名誉教授にこれを機会に衷心感謝の言葉を捧げるのは筆者の喜ばしき義務である。両先生の御鞭撻なくしては論考の筆を最後まで運び得なかつたであらう。そのほかにも逐一お名前をあげて御礼申し上げるべき方も多いが、今はただ右の方



方への謝辞のみをもって寛されたい。

最後になったが、この作品はドイツのヘルマン・ベントクソン先生に捧げられる。その著書を繰り返し繙いて学風に親しみ、また一九六四年以来テュービンゲンからミュンヘンへと再度の留学によって身近く教えを仰いだ筆者に、教授は古代史一般については勿論、本稿のテーマについても、ギリシア人の事蹟を「古代の普遍史」の中で捉えるという立場から、直接に、或いは間接に不断の教示を授けられ、更に

公私に亘って便宜と励ましを与えられた。それは筆者にとって思いがけない幸運であり、同時に大きな支えでもあった。ここにそのことを記して序文とする次第である。

昭和五十八年二月

春立つ日、待兼山の研究室に於いて

合 阪 學 識 者

目次

序言

..... v

目次

..... vii

序説 都市国家と世界帝国

..... 1

——「自治と自由」誕生のオリエント的背景——

[一] ..... 3

[二] ..... 9

[三] ..... 18

[四] ..... 25

前篇 ポリス理念の形成と展開

..... 33

——デーモスからパトリオス・ポリーテイアまで——

第一章 ポリス生成期のデーモスとアゴラ

..... 35

(一) 序 (ミュケーナイ末期の王国) ..... 35

(二) ホメーロスに見えるデーモスとアゴラ

..... 38

(三) 初期ポリスに於けるデーモスとアゴラ ..... 43

(四) スパルタのデーモス

とアペラ ..... 47

(五) 結 (デーモスIIアゴラIIポリス) ..... 51

第二章 テュラニスとイソノミアの間

..... 55

——植民運動の 'back influence' を中心に——

(一) 序(テュラニスの原像)……………55 (二) テュラニスとデーモス——イオーニアの場合——  
 ……………57 (三) 前六世紀アテーナイのコロニー建設……………61 (四) テュラニスからイソノ  
 ミアへ (1) 前史——イオーニアの場合……………69 (2) テュラニスからイソノミアへ——  
 アテーナイに於ける……………71 (五) 結び……………74

第三章 クレイステネース改革とデーモス……………77

(一) 序(「僭主の誅殺」*tyrannicidium*と「全民衆」*πανδημία*の観念)……………77 (二) デー  
 モスの統合過程——クレイステネース改革以前……………79 (三) クレイステネース改革期の  
 デーモス (1) 民衆(*δημος*)……………88 (2) 民会(*δημος*)……………90 (3) 地区(*δημος*)  
 ……………94 (四) 結(「民衆の評議会」*Boulē Dēmotikē*)……………98

第四章 前五世紀アテーナイ国家の一断面……………101

——ストラテギーの発展に見る——  
 (一) 序(前六世紀)……………101 (二) 擡頭するストラテギー職……………103 (三) ペリクレー  
 ス・モナルコス……………108 (四) アテーナイのアルケー……………111 (五) アルキビアデース・  
 テュラノス……………115 (六) 結(前四世紀)……………118

第五章 アテーナイの「寡頭派革命」について……………121

——ポリテイア論の構成との連関——  
 (一) 序(「国制の論議」から「寡頭派革命」へ)……………121 (二) アリストテレース史料の「政治  
 的偏見」……………124 (三) 「寡頭派革命」に於けるパトリオス・ポリテイアの立場……………130  
 (四) ポリテイア論の構成——「寡頭派革命」の遺産……………135 (五) 結(orthodox theory  
 としての混合政論)……………140

第六章 スパルタ混合政論の確立と展開……………143

——エプロオロス職の位置づけを中心に——

(一) 序 (エウノミアとしての「リユクールゴス制」)……………	143	(二) スパルタ混合政論の確立 に至るエプロス職の興隆——「附。クレータ国家について」……………	144	(三) アギス・クレ オメネース改革とスパルタ混合政論の展開……………	153	(四) 結び……………	161
----------------------------------	-----	---	-----	--	-----	-------------	-----

## 中間考察 ポリス理念史の岐路としてのヘラス連盟…………… 163

ポリス理念史の岐路としてのヘラス連盟…………… 165

### 第一章 シュネドリオン考…………… 169

——「エイレーネー」の制度化とその限界——

(一) 序 (「エイレーネー」の制度化の端緒としてのアムピクテュオニア)……………	169	(二) ヘラ ス連合のプロブローイ——シムマキアによる「エイレーネー」の維持……………	171	(三) デー ロス同盟の会議 ( <i>Konyn Synodos</i> )——「エイレーネー」へのアウトノミア原則の侵蝕……………	174
(四) 第二海上同盟のシュネドリオン——コイネー・エイレーネーの制度化の企て……………	179	(五) ヘラス連盟のシュネドリオン——コイネー・エイレーネーに対するコイネー・ピュラケーの優 越……………	184	(六) 結 ( <i>Pax Macedonica</i> )……………	188

### 第二章 ストラテীগロス・アウトクラトール考…………… 191

(一) 序 (ストラテীগロス・アウトクラトール)……………	191	(二) ポリス同盟のヘーゲモニア ……………	192	(三) シンシアのテュラニス……………	197	(四) マケドニアのバシレイア……………	202
(五) 結び……………	206						

## 後篇 ポリス理念の拡大と変容…………… 207

——「コイノンとしてのローマ帝国」に至る——

第一部 コイノン——拡大されたポリス理念……………209

はじめに——ポリリテアとしてのコイノン……………209

コイノン——拡大されたポリス理念……………213

- (一) 序(エトノスの「ポリリテア」)……………213
- (二) イオニアのコイノン……………215
- (三) テーバイ・ポリオリア国家……………220
- (四) アカイアの連邦国家……………229
- (五) 結……………237
- (コイノンの国家理念)……………237

第二部 ヘレニズム王権とポリス理念……………239

第一章 コイノンの立場より見たるアンティゴノス王朝の性格……………239

- (一) 序(「父祖の国制」の回復とコイノンの形成)……………239
- (二) マケドニア的僭主支配とコイノン……………240
- (三) 附(「諸島民のコイノン」に対するプロトレマイオス王朝の保護支配)……………244
- (四) アンティゴノス・ドソンの時代——*καὶνὴν τῶν Μακεδόνων* と第三次ヘラス連盟……………249
- (五) 結び……………254

第二章 セレウコス王朝に於ける植民運動と国家統一の問題……………257

- (一) 序(上からのシュノイクスモス)……………257
- (二) 「マケドニア人」*οἱ Μακεδόνες* とそのカトイキア……………259
- (三) カトイキアのポリス化……………265
- (四) 君主によるシュムポリリテア……………268
- (五) カトイキア・ポリスより成る「マケドニア国家」*οἱ Μακεδόνες*……………274
- (六) 結(問題の行方)……………280

第三部 ローマ世界に於けるポリス理念……………283

第一章 ギリシア・ローマ両国家理念の交錯 ..... 283

——混合政論の推移に見る——

- (一) 序(「ポリス」としてのローマ国家)..... 283
- (二) グラックス改革から混合政論へ
- (1) グラックス改革とギリシアの政治思想..... 286
- (2) キケロのローマ混合政論に於ける  
グラックス改革批判..... 291
- (三) Tac. Ann. IV 33, 1 (混合政批判)の背景 (1) 混合政  
論から〈*Basileus Energetes*〉へ..... 296
- (2) Tac. Ann. IV 33, 1 (混合政批判)についで  
..... 301
- (四) 結(パネーキュリコスとしての混合政論)..... 306

第二章 ポリス市民の描くローマ帝国像 ..... 307

——その前提と達成——

- (一) 序(コイノンによるバシレウス・エウエルゲテースの顕彰)..... 307
- (二) 前提——前  
二・一世紀のギリシアとローマ—— (1) 前二世紀——*kosmos eiegeterai Pwmatw*..... 309
- (2) 前一世紀——*eiegeterws = patrumus*..... 314
- (三) 達成——コイノンとしてのローマ帝国  
—— (1) 「汎ギリシア人のコイノン」によるローマ皇帝の顕彰..... 319
- (2) コイノンと  
してのローマ帝国..... 326
- (四) 結(ポリス市民的国家理念の終焉)..... 328

結論 コイノンの発展のローマ的限界 ..... 331

- [一]..... 333
- [二]..... 339
- [三]..... 347

序 説 都市国家と世界帝国

——「自治と自由」誕生のオリエント的背景——

## 都市国家と世界帝国

——「自治と自由」誕生のオリエンツ的背景——

ギリシア・ポリスは「ヘレーネス」*oi Hellenes* と自称する古代ギリシア人がエーゲ海を中心とする世界に建設した、彼らに固有の国家である。人間はポリスに帰属する生きものであると彼らは規定したが (cf. Arist. Pol. 1253 a : *o dyparros puae noktikou (pou)*)<sup>(1)</sup> そのポリスの特異性はアゴラの存在一つをとってみても明らかであろう (オリエンツの都市国家に見出すことのできないアゴラはギリシアの都市国家に不可欠で、「アゴラでの市民生活」*dyopatesu*こそ異邦民の眼に映じた特殊ギリシア的なものである——cf. Hdt. I 153, 1 sqq.)。このようなポリスの国家としてのあり方をギリシア人自身は「自治と自由」*arrovovija kai eλευθερία* と呼ぶのであるが、序説では、この觀念がオリエンツ世界帝国の勢力西漸の先端、ギリシアに誕生するまでの経緯が辿られる。これによって、本論で取上げるわれわれのテーマも、ギリシアで独自の展開を示す一方、その背景では東方での発展との連関の中に置かれている所以が明らかにされるであろう。

註

(1) J. Burchardt, *Griechische Kulturgeschichte I*, 1898, jetzt in: *Gesammelte Werke V*, 70.

[1]

「自治と自由」誕生のオリエンツ的背景の考察はカナーン人の都市国家から始まる。彼らが活躍したシリアは、「都市国家のモザイク」といわれる如く、エーゲ世界と同様に自治的な独立小国家が割拠したところで、そこではギリシアに先立って、都市が相互に、あるいは背後の強大国と、外交・戦争・同盟を繰り返した (即ち國家として行動した)ばかりでなく、都市の長老会や市民団が外に向って國家意志を代表することがあったからである。<sup>(1)</sup>

もとより、シリアの自治的都市国家といえども周辺の強大国の領域支配から常に自由であったわけではない。古くはエジプト (古王国) や



メソポタミア(アッカド及びウル第三王朝)の政治的影響下にあり、第二千年紀になるとまた改めてエジプト(第十二王朝)の勢力下に入る。<sup>(3)</sup>しかし、このエジプトの支配下にあっても、カナン人の代表的な都市国家ビュブロスに長老たちの会議が備わっていたことが注目される。<sup>(4)</sup>

その後、シリアの都市国家に新しい転機をもたらしたのは、第二千年紀の前半に上メソポタミアに到来したフルリ人である。彼らを率いたインド・アーリア系の支配層はミタンニ国家を建設したほか、各地で征服した都市に抛り、シリアの都市国家にも馬にひかせる二輪の戦車をもつ貴族層(*marjannu*)として定着した。<sup>(5)</sup>当時の都市国家が置かれていた国際的な位置、及び国内での上層市民と王との関係はアララクに垣間見ることができ、この市のイドリミ *Idrimi* 王(前一五一〇—一四八〇年)は後年ミタンニのパラタルナ王と従属条約を結び、貢納のほか従軍の義務を負うが——事実、ハッテイ(北シリア・キリキア)への遠征に参加——、統治の初期に一時、市民と対立して亡命を余儀なくされたことがあった。この時、王を追放したのは集会をもつ貴族層であると考えられる。<sup>(7)</sup>また、同市出土の文書では、ニクパタ王(イドリミの子)は殺人や財産没収、或いは逃亡奴隷の引き渡しに関する事項を裁いている。その頃のシリアでは王が裁判を主宰していたと思われる。<sup>(8)</sup>

一方、南からは、ヒクソス追放のあと勢力を回復したエジプトが、前一六世紀以来、シリア・パレスティナに影響を及ぼしはじめ、<sup>(9)</sup>トトメス三世(前一四八〇—一四四八年)がフルリの勢力を排してフェニキアの海岸沿いに軍事拠点を計画的に設置した頃から、この地はエジプトの属州となった。<sup>(10)</sup>属州統治の中心はガザに据えられ、行政官と軍指揮

者、貢税徴収を監視する財務官、更には農務官が派遣された。重要な諸都市にはエジプト軍が駐屯したうえ、エジプト人が総督(*rabisu*)として支配し、土着の都市君主たちはその下に置かれる。<sup>(11)</sup>アミノフィス三世(前一四一三—一三七七年)、同四世(一三七七—一三五八年)の時代のアマルナ文書(A. Knutson, Die El-Amarna-Tafeln, VAB II)からは、ガザを中心とする上述の属州(「カナン属州」*phai sa kiath*)のほか、その東北のウペ(中心はクミディ)、更に北のアムル(中心は *Sumur* 即ちハレニズム時代の *Simyra*)にも属州が設けられたこと、また、各属州ではアラオに直属する総督(*rabisu vel sakin matu*)が都市君主たちをその市の *bazanu* (市長官)の地位につけて統治させていたことが分る。<sup>(12)</sup>文書の伝える内容(特に *habinu*——都市国家の間を遊撃し、或いは都市君主に備兵として仕えた集団——に対する無力)はエジプトのシリア・パレスティナ統治の後退を教えるが、<sup>(13)</sup>その背景には、アムル属州の総督がその頃まだ余力を残していたミタンニの攻勢にあつて、現地の支配者アブディ・アシルタの軍事力を活用することを余儀なくされるという事情があつた。<sup>(14)</sup>当時、アブディ・アシルタは内陸から海岸地帯の諸都市国家に攻撃をかけていた。グブラ(「ビュブロス」)のリブ・アッディ王はエジプトのアラオに宛てた報告の中で(*EAN. 74*)、アムル王が自分(ビュブロス王)の領地のほとんどの村落で住民(*DUnes = amita*)に叛乱(*bazanu*の殺害)を指唆し、<sup>(15)</sup>全成年男子(*ERINnes = sabu*)に集合(*paburumi*)するよう呼びかけ、その集会でもまた別の新しい行動を提案した、という。事態は、アムル王に追われて総督が一時任地を離れるというところまで発展し、そのあとエジプト王は属州統治をアブディ・アシルタ

に任せることになる。<sup>(16)</sup>

同じ頃、シュピルリウマ王の率いるヒッタイトがシリアに進出し、カナン人の都市国家の内外の秩序に大きな変動をもたらす。この王国は制圧した周辺の国家を、総督の派遣を伴う属州化によってではなく、従属条約の締結によって勢力下に繋ぎ留めてきたが、今やこの方式はシリアの諸国家の上にも及ぶ。<sup>(17)</sup> そればかりではない。ヒッタイトの統治方式はエジプトのこの地方での都市支配にも影響して変化を生み、エジプトは南パレスティナ以北では概ね *rabisus* の権限を現地の都市君主の手に委ねるようになった。テュロス (*Surrî*) のアビミルキ王が史料で、最初、都市君主 (*ibid.* Nr. 147, l. 24: *amû*) として登場し、のち *rabisus* (*ibid.* Nr. 149, l. 47sq.) と称しているのはその結果である。<sup>(18)</sup> 背後の強大国に対する現地の君主の地位が上昇しただけではない。アムル王アズイル (アブディ・ファンタの子) の如きはエジプト王の羈絆を脱してヒッタイト王との間に従属条約を結ぶまでに至る (*E. Weidner, Politische Dokumente aus Kleinasiens*, 1923, Nr. 4 はその断片である)<sup>(19)</sup>。アズイルがシリアの都市国家に働きかけた結果、以下 (一) (四) にみる如く、いくつかの都市国家で市民団や長老会が或いは王を追放し、或いは市政を左右するという、思わぬ展開を生むのはこの時である。

(一) ビュプロスの市民は王の政治を批判し、エジプト一辺倒の政策の変更を要求する (*EA* Nr. 138)。王はアズイルと提携しようとする市民 (*Umses = amû*) や王の家族と対立し、遂に市から追放されて *Bervuta* に亡命する (*ibid.* Nr. 136, 137)。その地に滞在中の王はビュプロス市民団 (*amû* *URU Gubla*) との間で書簡を交すが (*ibid.* Nr. 138) その中で、

市民団は市の将来の政治について自分たちの間で行った討議に言及している。<sup>(20)</sup> (二) またトゥニブ市でも王なきあと、市民が市のとるべき方向について協議する。その結果、市民団 (*amû* *URU Tunip*) はアズイルによる占領・統治 (これはとりもなおさずヒッタイトの支配下に入ることを意味する) を怖れて、プアラオ (「我が主」 *balnu*) に、当時エジプトに留っていたアキトリテシュブの子の到来を乞い求める書簡を発する (*ibid.* Nr. 39)。<sup>(21)</sup> (三) 対外的に市民団が前面にあらわれる例はイルカタでも見られる。最後の王がアズイルに殺された後、支配者 (王) のいなかったこの市はエジプト王に忠誠を表明した書簡を発するが、その頭書に発信者としてイルカタ市民団 (*URU Iyqata*) と長老会 (*ibûrî*) の語がある (*ibid.* Nr. 100)。 (四) 王の追放後、ビュプロスでは長老会を中心とする以前の市の組織 (リブ・アッディ王の下では抑圧されていた) が復活する。その頃、ビュプロスから出されたプアラオ宛書簡はアズイルの行動を報告しているが、その発信者は *Urabiû* とビュプロス (市民団) となっている (*ibid.* Nr. 139, 140)。<sup>(22)</sup> *Urabiû* はリブ・アッディ追放後、王を欠く市の政治を司るべく選ばれた一市民 (有力者ではあるが)<sup>(23)</sup> である。

このように、カナン人の都市国家では、王政下でありながらも、あるいは貴族層が長老会を開いて国家の運営について発言し、あるいは市民団が対外的にも活動を続ける。ウガリットのケレト伝説 (アマムルナ時代と同じ前一四世紀の第二・四半期) に、王が七〇頭の雄牛と八〇頭の羚羊を饗宴に招いたとあり (*H. L. Ginsberg, The Legend of King Keret*, p. 24, col. 4, ll. 6 sq.) 旧約にみえる「エドムの雄牛」、「国の雄山羊」等の表現からみて、それらはウガリット王国の政治に関与した貴族の

代表たちであると考えられる<sup>(24)</sup>。また前一四世紀のウガリット文書に「神の息子たちの集会」*mphrt bn 'El* があらわれる。シヌメールの神々の「集会」の場合と同様に、ここにも世俗的な集会の反映、即ち都市国家の長老会の影を認めることができるであろう<sup>(25)</sup>。そして、前三世紀のアムシシュタムル二世時代のウガリット文書には、諸都市の商人の生命・財産の補償に関する国家間の協定が含まれているが、そこでは関係都市国家の王ではなく、市民団(たとえば「ウガリット市民団」*maru mat al Ugarit* [cf. No. 17.230: *amlu mat Ugarit*])が、取決め実行の責を負うべき主体となっている<sup>(26)</sup>。(一)既に右のアムシシュタムル王の父、ニクメバの時代に、都市の市民団が全体として債務を負う当事者であった例が見出される(No. 17.229)。ウガリット領内の一都市アプスナの市民団は同市内で殺害された商人の補償に関する係争の当事者であった<sup>(27)</sup>。(二)アムシシュタムル王の時代にカルケシシュ(*mat al Kargamis*)とウガリット(*mat al Ugarit*)の間に生れた一協定はカルケシシュ王イニテシユフの前で締結されたものであるが(No. 17.146)、協定内容の主体はそれぞれの市の市民団(*maru mat al Kargamis*及び *maru mat al Ugarit*)であって、両国の王ではない。両王は協定の締結に関心は懐いていても、遵守・実行の責を負うものではない<sup>(28)</sup>。(三)王が一方の当事者である場合もある。カルケシシュ王とウガリット市民団(*amlu mat Ugarit*)の間の協定がそれである(No. 17.230)。協定内容にはカルケシシュの市民団やその代表についての言及がないので、補償の場合の責はこの市の王が負うことになっていたのであろう。ウガリットの市民団とその代表は外国の君主を相手に補償の請求ができたのである<sup>(29)</sup>。(四)両

市の間の別の協定では(No. 18.115)、それぞれの市民団の中に「彼らの城門の人々」*amila sa babisunu* が含まれている。これは協定締結の際、市を代表して誓約を交す「長老たち」のことであると考えられる<sup>(30)</sup>。

前一二〇〇年ころの「エーゲ海の民族移動」で「海の民」のフィリア人(*Peleset*)がパレスティナに定着し、先住民(カナーン人)の都市国家をうけついでガザなど五つの都市王国を築いた<sup>(31)</sup>。しかし、この移住の影響を直接うけなかった都市では王とマリヤンヌ層の抗争は繰り返され(前一二世紀末のアビメレク王時代のシケム)、有力者層(*be'ale shekem*)が集会をもっていたと考えられている<sup>(32)</sup>。北のシリアでは「海の民」の侵入で滅んだ都市王国もあったが(ウガリットなど)、滅亡を免れた都市国家には以前からの貴族の集会が存続した。ビュプロスのザカル・パアル王は、前一一〇〇年ころ、この市に到来したエジプト人の国家役人ウエン・アモンの件について諮るため貴族の「集会」*mw' d'ev (mw' d)* を召集している<sup>(33)</sup>。カナーン人の都市国家での集会は前第一・千年紀に入ってもその活動を継続する<sup>(34)</sup>。ビュプロス出土の「イェヒミルク碑文」(前一〇世紀半ば)で王が自らを「義しい(*sda*)王(*mlk*)、真の(*ysn*)王」(ll. 6 sq.)とよんでいることから分る通り、国家は裁判を主宰する王の統治下にあったが、同碑文に「ビュプロスの聖なる神々の集会」(*mphrt*)「*l'k*」としてその影を残している如く、ビュプロスでは世俗の集会(長老会)が機能し続けていたのである<sup>(35)</sup>。

註

- (1) シリヤ・パレスチナは(特に紀元前第二千年紀で)「都市国家のモザイク」(A. Alt)の様相を呈した。カナン人の都市の景観はヒシブトの跡跡でも見られ、その中には王の宮殿と城塞と神殿(そのほか「パトロホルム」*patroholm*)、その巨大な城壁を描かれたもの(vgl. A. Malamat, *Syrien-Palästina in der zweiten Hälfte des 2. Jahrtausends, Fischer-Weltgeschichte* III, 1966, 181)°。その後の都市の國家としての発展は「國家条約」に端を発し、その後のもの(eg. R. v. Scala, *Die Staatsverträge des Altertums*, Erster Teil, 1898, No. 8 [S. 4]: Bündnis syrischer Fürsten)°。
- (2) その発展については E. Sollberger, *Byblos sous les rois d'Ur, AFO* 19, 1959/60, 120 ff. 参照——ユナンロスの最古の史料は、この市がナル第三王朝時代の「帝國」に統合された *ensi* の権威の中心としてその発展を遂げた。
- (3) 前述のユナンロスの王は *h3y3*° ('mayor, prince') とその称号が、ヒシブトの王の題名 *h3y3* のヒシブト「帝國」に類するものとして用いられる。W. Helck, *Die Beziehungen Ägyptens zu Vorderasien im 3. und 2. Jahrtausend v. Chr.*, 1962, 64; W. A. Ward, *Egypt and the East Mediterranean in the Early Second Millennium B.C.*, *Or. NS* 30, 1961, 134 ff.; K. A. Kitchen, *Byblos, Egypt, and Mari in the Early Second Millennium B.C.*, *Or. NS* 36, 1967, 50 参照——同じ Ward は同論文でユナンロスの王の題名 *h3y3* のヒシブト *Exercitation Texts* に關してのヒシブトと中王国期の 'empire' とは同義である。
- (4) W. F. Albright は *h3y3* の王は、ユナンロスの長老会が、ヒシブト帝國の一部を形成してこの市が、通商と深い繋りをめいたシタ地方の諸都市の制度を倣って、設けられたものである。前二三世紀に内乱や外寇で苦しんだヒシブトでは、二一世紀はじめにシタ地方の諸都市が中央に抵抗しようとした。聖書家の記録がその中心であった——(The Role of the Canaanites in the History of Civilization, in: G. E. Wright (ed.), *The Bible and the Ancient Near East*, 1961, 333 f.: the "republican" constitution of the cities of the delta)°。
- (5) <chariot-warrior> と呼ぶ *marjannu*° は、よび彼らが盛・後期青銅器時代(前1700—1200年)に戦場を中心的な役割を演じ、社会的にも equestrian nobles の地位に達したと見られる。W. F. Albright, *Mittanian marjannu*, 《Chariot-Warrior》, and the Canaanite and Egyptian Equivalents, *AFO* 6, 1930/31, 217-221 参照。
- (6) トラントは既に前一二世紀にかなりの程度までトロリの勢力が参透した (D. J. Wiseman, *The Alalah Texts* [= *ATL*], 1953, p. 9; cf. E. A. Speiser, *The Alalah Texts*, *JAOS* 74, 1954, 19)°。貴族層 (*marjannu*) と騎手・馬との結びつきは古くからあり、かれは、マリナク文書から十分確證される。彼らは第一、第三階級、即ち牧夫、馬丁、歌い手、皮革職人などの自由民 (*ehelena*)、隸農、王室隸民など農村に居留する層 (*šabē name*) と区別される (E. Speiser, *op. cit.* 21)°。
- (7) J. A. Soggin, *Das Königtum in Israel*, 1967, 131. トラントでは王は田賦を *marjannu* 層 (これは世襲的な身分である) と加える権限を有する (*AT No. 15*; cf. E. A. Speiser, *op. cit.* 21)°。一方、ほかの都市、たとえば *Nija* と *Arabii* では、王は *marjannu* 層の支持を頼り、強大な (王は *h3y3*) の中心世の地位を占め、その下に (半) 貴族層と文書士層の間の記録については A. Gustavs, *Eigennamen von marjannu-Leuten*, *ZA* 36, 1925, 297 参照)。王は貴族層はそれらの間に互に相互に存在するものと見られる。
- (8) I. Mendelsohn, *Authority and Law in Canaan-Israel*, *JAOS* Suppl. 17, 1954, 26.
- (9) エラムス三期(第一次シリヤ遠征直前)のヒシブトの諸都市國家の勢力関係については W. Helck, *Zur staatlichen Organisation Syriens im Beginn des 18. Dynastie*, *AFO* 22, 1968/69, 27-29 参照°。
- (10) トロリキトを基とするヒシブトの軍事組織については vgl. A. Alt, *Die Stützpunktsystem der Pharaonen an der phönizischen Küste und im syrischen Binnenland*, *ZDPV* 68, 1949/51, 97 ff.
- (11) A. Malamat, *aa.O.* 185. ヒシブトの政体については F. Schachermeyr, *RLA* I, 1928, s.v. *Ägyptische Beamte in Syrien und Palästina*

zur El-Amarna-Zeit, 51 ff. 以下。

- (29) A. Malamet, *a.a.O.* 194. R. de Vaux, *Le pays de Canaan*, *JAOS* 88, 1968, 27 以下。以下は三州に三州を区別する。A. L. Oppenheim, *The Eyes of rābiṣu* (MAŠKIN) の経緯について。A. L. Oppenheim, *The Eyes of the Lord*, *JAOS* 88, 1968, 177 ff. 参照。 *bazmu* の語源については cf. M. Liverani, *Communautés de village et palais royal dans la Syrie du II<sup>e</sup> millénaire*, *JESHO* 18, 153 f. — *bazmu* は王位継承 (王位継承の継承者) への継承者候補として置く役である。

(30) A. Malamet, *a.a.O.* 189.

(31) F. Schachermeyr, *RLA* I, s.v. Abdi-Asirta, 4.

(32) P. Artzi, 《Vox populi》 in the El-Amarna Tablets, *ZA* 58, 1964, 164.

(33) F. Schachermeyr, *a.a.O.* 5.

(34) J. Pirenne, *La politique d'expansion hitrite, envisagée à travers les traités de vassalité et de protectorat*, *ArOr* 18, 1950, 373, 381 —

ヒント (l'empire centralisé) への臣属国がヒンター (l'état féodal) ——  
ヒンターとヒンターとヒンターはウガリットとヒンター (二世) の国家条  
約 (*PRUIV*, p. 284 ff.) によって後者は従軍と貢納を課す一方、後者が周辺を  
併合して国境を拡大するのを許す。 Vgl. A. Malamet, *a.a.O.*, 191 f.

ヒンターと die vasallen Randsstaaten 等々のヒンターと国内の  
die großen Lehensträger がヒンターと王位継承についてたがひたがひ  
によって特許権と条約の区別が不明である。A. Goetze,  
Über die hethitische Königsfamilie, *ArOr* 2, 1930, 153 以下。また、  
文書はヒンターと従軍条約によって J. M. Munn-Rankin, *Diplomacy in  
Western Asia in the Early Second Millennium B.C.*, *Iraq* 18, 1956, 75  
以下参照。

(35) F. Schachermeyr, *RLA* I, s.v. Abimilki, 9. 上の文はヒンターと Saha-  
chemeyr が ヒンターの官僚制組織と対照的なヒンターとの支配体  
系 (現地の王の封建制を認めない) の Feudalität の上に乗られた秩序) につ  
いての文書 (a.a.O. s.v. Ägyptische Beamte, 51)。

(36) 条約文中の諸規定、神々の名、呪詛あるいは祝福の用語など、その  
の条約はヒンターと王と他のシリア諸君主との間の条約の典型で、  
以下は条約の条約は一般の書式に従って作成された。E. Weid-  
ner, *a.a.O.* 70, Anm. 2)。

(37) P. Artzi, *op. cit.* 192; H. Reviv, *On Urban Representative Insti-  
tutions and Self-Government in Syria-Palestine in the Second Half  
of the Second Millennium B.C.*, *JESHO* 12, 1969, 290.

(38) P. Artzi, *op. cit.* 163; H. Reviv, *op. cit.* 286.

(39) H. Reviv, *op. cit.* 287 f. — 本書はヒンターの大首 Appiha などの類  
語を扱った。Appiha の理解は the “moved of the elders”,  
i.e. the “council of the elders” によって行われた。Reviv  
は「の長老会と市民議会 (the “town”) の二つの institutions の関係は  
互いに協力して機能を果たしたが、他方では、長老会が全く独立に市民の  
代表として行動する。Reviv は「の長老会は、その後者は、前者の  
影響力と比べ、」 Cf. P. Artzi, *op. cit.* 161 (市議の市長 “democratic”  
であった)。

(40) H. Reviv, *op. cit.* 289.

(41) I. Mendelsohn, *op. cit.* 25 f.

(42) Cf. H. L. Ginsberg, *The Rebellion and Death of Ba'lu*, *Or.* NS 5,  
1936, 179; W. F. Albright, *The Phoenician Inscriptions of the Tenth  
Century B.C. from Byblos*, *JAOS* 67, 1947, 157. ヒントの都王国の  
集会を指すヘブライ語は *palnum* である。H. Reviv はヘブライ語で用  
いた *palnum* は、ヘブライ語の *palnum* である。 (op. cit. 285, n. 1)。

(43) H. Reviv, *op. cit.* 291 ff., esp. 294.

(44) H. Reviv, *op. cit.* 295.

(45) H. Reviv, *op. cit.* 291 f.

(46) H. Reviv, *op. cit.* 294.

(47) H. Reviv, *op. cit.* 292 f.

(48) カサ、トリエ、マカロン、アスカロン、ガンの五市は相互に同盟関係

- を結んでいって、これらの都市君主たちは *serdim* といわれた。この語の中での *serdim* の語の *serdim* が *serdim* といふ (D. Eißfeldt, *Philister und Phönizier, Der Alte Orient* 34, Heft 3, 1936, 33; H. R. Hall, *The Keftians, Philistines and Other Peoples of the Levant, CAH* II, 1924, 290; V. Maag, *Syrien-Palästina*, in: H. Schmölkel (hrsg.), *Kulturgeschichte des alten Orients*, 1962, 462°)
- (22) I. Mendelsohn, *op. cit.* 26; J. A. Soggin, *aa.O.*, 122.
- (23) J. A. Wilson, *The Assembly of a Phoenician City, JNES* 4, 1945, 245. この集会は *mo'ed* と呼ばれた *Ezek.* 27, 9 と言及されてゐる。「ゲバルの長老たち及びその賢明な人々」に當る。
- (24) 千年紀の交に於けるカーナン人の都市の長老会とイスラエル人の制度との関係については J. Dus, *Die „Sufeten Israels“ AfO* 31, 1963, 456f.; J. M. Grintz, *The Treaty of Joshua With the Gibeonites, JAOS* 81, 1966, 119 参照。J. Dus はイスラエル人がカーナン人の都市共和政 (*Stadtrepublik*)——たゞはヨルダン河流域のスコート (*Sakot*) には七〇名の長老会があった (*Jdc* 8, 14)——に影響を受けて自らも長老会 (*zigue jisra'el*) の制度をもった、といふが、遊牧時代のイスラエル人の制度との連続性を考慮する必要がある。
- (25) I. Mendelsohn, *op. cit.* 26; W. F. Albright, *JAOS* 77, 156 f. (Mendelsohn はイェヒシルク碑文を前一一世紀のものとするが、この碑は一〇世紀半ば); H. Reviv, *op. cit.* 285, n. 1.

二]

世界帝国による領域統治——特に都市国家の帝国への吸収——はアッカド以来のオリエント諸国家の君主が努力を重ねた目標であったが、この方面でのアッシリア人の事業は規模に於いて先行者を凌駕するのみならず、内容的にも後続の帝国の範例となった点で真に注目すべき達成であったといわねばならない。<sup>(1)</sup>

古アッシリアの都市国家 (URU ASSUR KI) には、市神 (*il alim*) のエンシ (*dAssur*) が本来の支配者 (LUGAL/Sarrum) であり、世俗の王 (ENSI/Sakkum) はその代理人という体制の下に、長老会 (*Sibutum*) が国政に参与し、リンム (*limmu*) と呼ばれる「紀年の官職者」*parum* やそのなわつていた。長老会の制度がほぼ同時代のバビロニア王国の都市やマリ王国でも認められるのに対し、都市国家の制度として、この「紀年の官職制」はアッシリア特有のものである上、「市神」の觀念と共に、<sup>(2)</sup> のち、ギリシア・ポリスの誕生に直接に影響した点でも我々の注意を惹くものである。<sup>(3)</sup> アッシリア人が小アジアに多数のコロニーを建設した後も維持された、<sup>(4)</sup> このような都市国家の体制もアッカド以来の世界帝国理念を導入しようとした試みたシャムシ・アダド、*Samsi-Adad* 一世 (前一八一五—一七八二年) の下で、<sup>(5)</sup> その形式は継続しつつも、<sup>(6)</sup> 実質的には変容した。<sup>(7)</sup> 同王のあと、まもなく(およそ前一七四〇年以降)、アッシリアはその大部分がフルリ人の、<sup>(8)</sup> 続いてミタンニ国家の支配下に置かれ、その状態は数世紀に亘つた。

前一四〇〇年頃より軍事国家としての性格を鮮明にし始めたアッシリアはアッシリウバリット *Assur-uballit* 王 (前一三六三—一三二八年) の下で漸くミタンニの影響を脱し、<sup>(9)</sup> 領土国家としての地歩を固める。同王はプアラオに宛てた書簡で「アッシリア国の王」と称した (EA Nr. 15 n. 16)。<sup>(10)</sup> しかし、その頃でもミタンニ(弱小化したとはいえず)とその後継諸国家、そしてバビロニアからの攻撃に備えて自国の防衛を

固めることに追われ、この状態はアダドニニラーリ *Adadnirari* 一世(前二三〇八—二二七六年)の下でも変りはなかった。<sup>(12)</sup>

このような事情が一変し、アッシェル神のための征服が本格化するのにはサルマナッサル *Salmannu-asarid* 一世(前一二七三—一二四四年)の時である(国王刻文にも征服地が列挙される——AObI, S. 110-127 [XXI, 1])。この時、王と共に戦ったのは「アッシリア国」*mat Assur*で徴募されたアッシリア人兵士より成る軍隊であった。<sup>(14)</sup> 重要な国境地帯にアッシリア人の軍事植民地が置かれるのも同王以来のことである。トゥクルティニヌルタ *Tukulti-Ninurta* 一世(前一二四四—一二〇八年)のバビロン占領で中王国の領土拡大は頂点に達するが、相次ぐ征服戦争はアッシリア人の国家に変化をもたらす。軍隊の指揮官の階級が軍人貴族として社会の上層を形成するまでに成長したばかりでなく、<sup>(15)</sup> 領地の拡張に伴い王権の性格も変貌した。トゥクルティニヌルタ一世は「四界の王」*sar kibratim arbatim*と称し、同王の下でアッシェル神が「アッシリアのエンリル」*Enlil-assura*としてシュメールのエンリル神と完全に同一視される。<sup>(16)</sup> 以後、ニップルのエンリル神殿に代って、アッシェル市のアッシェル神殿がヘゲモニーの宗教的中心となった。それまで神々について、特にエンリル神について用いられていた「諸王の王」*sar sarrani*の称号が世俗の王について用いられるのも同王の時代である。<sup>(17)</sup> この王が「諸王の王」の称号を帯びたのはその下に従属国家(即ちアッシリアに貢納し、アッシリアのために戦うことを誓約し、アッシリア兵の駐屯を許した国々)の君主を従えていたことを示すものといわれる。<sup>(18)</sup> 新王国で完成するアッシリアの領域統治——中心部にいくつ

かの属州が編成され、それを属国が取囲む体系——への過程は中王国で既に始まっていたのである。

このような領土国家への発展にも拘らず、首都アッシェルでは古王国以来の都市国家の形式、即ち市神の觀念と紀年の官職制が依然として生き続けていた。王の戴冠の際、行列の先頭でアッシェル神の司祭(*kangum*)が「アッシェル(神)は王なり」と叫んだのも、市神が市の支配者であって、世俗の王はそのエンシであるという理念の継続を示すものである。<sup>(19)</sup> そして、市の最高の地位はここでも紀年の官職者であって、王がその役に就く場合でも、擬制とはいえ籤が用いられた。<sup>(20)</sup>

ティグラトピレサル *Tukulti-apal-esarra* 一世(前一一六一—一〇七八年)の統治をはさむ、両度に亘るアラム人の進出でアッシリアは一時後退を余儀なくされたが、<sup>(21)</sup> 前九世紀に入るとかつての版図を回復するばかりでなく、それ以上の発展の基礎が据えられる(新王国の第一発展期)。アッシェルナシルパル *Assur-nisir-apal* 二世(前八三—八五九年)は兵役義務を課された「アッシリア国」の兵士を徴用して戦い、*Nairi* 地方では以前のアッシリア人の植民定住都市(たとえばサルマナッサル二世(前一一〇二—一〇一七年)が建設した *Sinabu, Tudu* などの「要塞」*bittu*)を回復し、<sup>(22)</sup> 北シリア(オロンテス河流域)では新たにアッシリア人を植民した(AOT, S. 319 = ANET, p. 276)。ティグラトピレサル一世以来はじめてフェニキアに達したのはこの王の時である。続くサルマナッサル王(三世。前八五八—八二四年)もエウフラテス河上流地方を占領して(前八五六年に *Abuni* 治下の *Bit-Adini* の首都 *Til-Barsip* 陥落)、アッシリア人を定住させる。<sup>(23)</sup> そして、前八五四年以来の五度に亘るダマスク

ス遠征でこのアラム人の国家とその同盟軍を破り、またテュロス、シドン、ビュブロス等の都市国家に貢納を強いるのである(AOT S. 340-343; ANET p. 276-281)。

シリア沿岸のフェニキア人が活潑に植民運動を展開するのはこの時期、即ち、アッシリア人の勢力が北シリアのアラム人の、次いで地中海東岸のフェニキア人の都市国家にまで及ぶという時点に於いてであった。アッシリア人に背後を脅かされたフェニキア人は西への発展に活路を求め、キュプロス、シシリア、サルディニア、北アフリカ、スペインにコロニーを建設する。それらは主として一時的な交易の拠点であって、政治的な組織をもつものではない。しかし、フェニキア人がその植民活動の最終の段階に建設したカルタゴだけはやがて「国制」をそなえ、その後、共和政国家に発展するのである。<sup>(25)</sup>

フェニキア人がカルタゴを建設したのは、小アジア西岸の植民社会でギリシア人がポリスを建設する直前に当る。<sup>(26)</sup> 時期的に見て、前者の植民形態が後者の都市建設に何らかの作用を及ぼしたことが推察される。事実、ギリシア人の「集住」*συνοικισμός* は結果からみれば植民の行為に外ならず、彼ら自身ポリスの成立をアポイキア(植民都市国家)の建設と同一視していたのである(Pi. *Isthm.* 7, 20; Plat. *Leg.* 736c)。  
小アジアのギリシア人は既にそれ以前にアナトリア人などの先例に倣って都市生活に入りつつあったが、<sup>(27)</sup> 今や彼らは結束して都市に集住し、ポリスをつくり、都市国家の市民となった。その結果、都市という特性がポリスの本質に関ることになる(cf. Plat. *Thes.* 24, 3: τὸ ἀστὴν = τὰς πόλεις)。アテーナイ国家の公式の名称、「アテーナイ人たち」*οἱ Ἀθηναῖοι* も厳密には「都市アテーナイに属する人々」の謂である。<sup>(28)</sup>

ポリスは都市国家と訳される如く、都市であると共に、すぐれて国家でもあった。このことはポリスが自発的に遂行した戦争行為の中に認められるだけでなく、ギリシア人のポリスがお互いの間に、或いはギリシア人の諸王国や非ギリシア人の諸国との間に締結した、いわゆる「国家条約」に読みとることができ<sup>(29)</sup>。ポリスという語の意味よりすれば、それは本来、「城塞」の謂<sup>(30)</sup>で、次いで城塞に護られつつその下に発達した集落、即ち、都市を指すようになった。そこは同時に周辺の地域の政治的中心でもあったことから、最後にポリスは国家を意味することになるのである。ポリスを都市国家とするだけでは、しかし、ポリスの本質の理解をかえって誤らせる危険に陥るであろう。ポリスの中には城壁を欠くなど都市的景観をもたないものもあるから<sup>(31)</sup>である。それよりも、「アテーナイ人たち」という呼称自体が既にポリスを人々の集団として指示している点に注意すべきであって(Thuc. VII 77, 7: ἀνδρες γὰρ πόλεις)、<sup>(32)</sup> 実に共同体という属性こそポリスを捉える最も重要な鍵でなければならぬ(cf. Arist. *Pol.* 1252 a 1: πᾶσαι πόλεις ὁμοίαν κοινωσίαν τὴν αὐτάν. 1252 a 6 sq.; τὴν κοινωσίαν τὴν πόλιν καὶ τὴν κοινωσίαν τὴν πόλιν)。<sup>(32)</sup> ポリスが「共同体国家」*Gemeindestaat* といいかえられる所以である。

このような種類の国家を建設しようとするギリシア人に決定的な作用を及ぼしたのはアッシリア人であった。実際、アッシリア勢力の西漸はギリシア・ポリスの誕生に二重の意味で関係した。第一に、国家の支配者は市神アッシュルであるという観念が、版図の拡大(それは



そのままアッシエル神の勢威の拡大であった)の結果、帝国西辺でギリシア人に接し、この時、市神の観念がギリシア人に「神の共同体としての国家」という理念を植えつけたのである<sup>(33)</sup>。アテーナイでアテーナ女神が市神であった如く、ポリスはそれぞれの守護神、即ち θεός πολιούχος をもっていた(たとえば僭主ペイシストラトスは亡命からの復帰のときにアテーナ女神による先導をしいらえて入城した——Hdt. I 60, 4 sq.)。既にしてポリスの成立には宮殿の神の市神(国家神)への転化、そして王の宮殿が国家神の神殿にとって代られるという変革が伴ったのであって、ポリス市民は国家の指揮を理念上では指導者 (διογενετης vel διογενετης) としての神に帰したのである<sup>(34)</sup>。第二にギリシア人はバビロニアの大陰曆と共に、アッシリア人から紀年の官職制をうけ入れた。この制度は新アッシリアでは古アッシエルでと異なり、祭祀の面でのみ機能していたが、ギリシア人はそれに本来の性格を回復し、政治的な紀年の官職者(この場合は王に代って国家を代表する「統治者」ἀρχων)の制度として導入したのである。かくしてギリシアでは神が王の地位にとって代って國家の君主になると同時に、國家が共和政になることができたといえる<sup>(35)</sup>。ポリスは神の共同体を装いながら、内実は市民の共同体、即ち市民団國家であり、それを指導するのははや王ではなく、官職者であった。

註

(1) のちに世界帝國を築いたアッシリア人とて、古くはシュメール=アッカドの影響下にあり、ウル第三王朝期にはウルから派遣された長官によつて

統治されていた。ウル第三王朝下のアッシエル市長官、ザリクムはアッシエルでウルのママル・シンのためにイシメタル神殿を再建(KAH 112 [= WYDOG 39, 106 = MDG 54, 16], 1. 11 sq.; Zar-quum GIR. NITÁ [= šakamab] dAširKI° 希ーリクムはマシメタルは šakamabku (GIR. NITÁ) のはる、iškaku (ENSJ) はアシエタルは (YBC 7278: za-ri-ig. ENSI ašurKI)° 希ーケルは za-ri-ig. ENSI Susim(MDŠ-ERENKI) 希ーケルは。 Cf. W. W. Hallo, ZARQUUM, JNES 15, 1956, 222f.; M. J. Seux, Remarques sur le titre royal assyrien išakki Aššur, RA 59, 1965, 108. 彼は最初ウシの役人、次にアッシエルの長官(シケルギの第四年からアマル・シンの第五年まで)「そのあとスーサの長官となった(ザリクムの経歴は)希ーケルは W. W. Hallo, op. cit. 220-225; M. J. Seux, op. cit. 33 参照)。

(2) この点では、神として崇められていた同時代のイシンの王、或いはシケルギ以後神の決定詞を帯びたウル第三王朝の王とは異なり、むしろサルムン以前のシュメール都市國家の「神權政治」Theokratie に相対するものであった(ウル第三王朝時代の王の神格化については E. D. Van Buren, Homage to a Deified King, ZA 50, 1952, 92-120 参照。既述のケーリシキ碑文 [L. 4] はケルシム王の神格化を記述している)。

イルシケム、イリシケム、イタケムの三代の王の刻文では彼らは王(Sar-rum)と称す。アッシエルの市長 (iššak AššurKI) は、イリシケム、マシメタル神に代つて市を治める立場であった (iššak dAššur) —— 史料のケルシムは M. J. Seux, op. cit. 106f. 参照。 —— 同様にケルシム王は Ištār-umma iššakku [= ENSJ] Aššur-wrKI... はケルシム王 W. Andrae, Die archaischen Ischar-Tempel in Assur, WYDOG 39, 1922, 116 はケルシム王の。同様に AOB I Nr. 4° は (alum) の本来の王 (LÚ GAL/Sarrum) は市神アッシエルの神に代つて世俗の王 (ENSJ = iššakum) はマシメタル神の代理人といふこの國の体制が、ケルシム王にケルシム王 (R. Labat,

Le caractère religieux de la royauté Assyro-Babylonienne, *Études Assyriologiques* II, 1939, 17: 《prince-vicaire du dieu Aššur》。「トハンノ」  
 と呼ばれ LUGAL なる、某々がトハンノの ENSÍ なる」云々の、由尊  
 である時刻文に見出たはる公使 (the *lugal-ensi* formula) とその由尊の  
 明白な表現を述べらる (M. T. Larsen, *The Old Assyrian City-State and  
 Its Colonies, Mesopotamia* 4, 1976, 114; H. Lewy, *Assyria c. 2600-1816  
 B.C., CAH* 12, 2, 1971, 755; vgl. W. Nagel, *Ein altassyrisches Königs-  
 siegel, AfO* 18, 1957/58, 97: (1) *ašur-ki* (2) LUGAL (3) *ši-lu-lu* (4)  
 ENSÍ *ašur-ki* [トハンノ臣尊とトハンノ神の像を祭すべし] なる、  
 それに 《Gottkönig als Krieger》を参照——S. 98])。是「トハンノ」  
 「リ」ラーネ、ハンノメンナへの神権王政の概念、及びそれと表裏をなす  
 世俗的な王の称号として J.-R. Kupper, *Rois et Sakkanaḫku, JCS*  
 21, 1967, 123-125 参照——ハンノメンナの臣刻 (OIP 43, p. 143, No. 6) と  
 地方神「テ」シハントナが *šarrum* とある、世俗の王 (*Išū-iliya*:  
 ca. 2000 B.C.) は *iššakum* (PA) の地位であり、ハンノメンナの *‘envoyé,*  
*‘legat,* とある (p. 124)——。

(3) 古バビロンの都市国家に占める長老会の重要性は、それが屢々ハン  
 ノ市と同じ意義を担っている事実 (*alum u šbūrum*) の中で認められる  
 があるので。カネシエ (バビロンのコロニー) に宛じた「ニ」ーブム (おそ  
 らへバビシエルの駐在のカネシエの代表者) からの伝達 (イタヌム時代の  
 の)——その文は「ハンノ市 (*alum*) が市の城壁 (*dārum*) を建設する  
 ための、カネシエの負担分が銀一〇ツナと決定されたこと、そして、それ  
 を即刻送金するおしよが記を述べらる (TC 1, 1)——の中で *šbūrum* と  
 いう語が「市 (*alum*)」と同義で用いられている。しかし *šbūrum* と  
 同義 (*gamrum*) を課したのせいの長きための集合とある (cf. L. L. Orlin,  
*Assyrian Colonies in Cappadocia, 1970, 62, n. 100*)。集合の議事は王と  
 して進められた。是「王」の *šbūrum* とする世俗的な称号は、昔から  
 だ (この称号として R. Labat, *op. cit.* 16 参照)。古ハンノ市の王の  
 称号は「*šbūrum* (Judge) 以外すべて *religious*」。王はまた決議した  
 事項を実行する役割を果たした (王と長老会の関係として M. T. Lar-

*sen, op. cit.* 109-159 と詳し)。史料であらわれた限りでは長老会は大い  
 なる場合、私的紛争を取扱う法廷の役割を果しているが、上の例のよう  
 な国政に関する決定を下すことである (M. T. Larsen, *op. cit.* 170)。  
 市の長老会の制度は、市神の觀念が南の伝統に由来するのとは対照的  
 に定住以前の遊牧時代の慣習に連なるものと思われる。ヤム人が定住後  
 の遊牧期に由来する部族制を維持した例は西ヤム人 (*Amurru/MAR. TU*) の  
 王とあるが、その王國の場合に見られるように、その王は「*šbūrum*  
 とする、定住後の西ヤム人の patriarchal-tribal organization として」  
 A. Malamat, *Mari and the Bible: Some Patterns of Tribal Organiza-  
 tion and Institutions, JAOS* 82, 1963, 143-150 参照)。そして種族の  
*seh (sugzum)* の地位が国家の指導者の中に継続して *šbūrum* が種族な  
 らず集落仲間の利害代表者の集まりとある (H. Klengel, *Zu den šbūrum in  
 althabylonischer Zeit, Or. NS* 29, 1960, 357 ff.)。また「*šbūrum*」  
*šbūrum* の意味 (*šabūm* vel *merhum*) のように *abu bitim* 王を  
 王に任命する国家役人である、本来は *‘father of a house,’ ‘head of a  
 tribe’* とある (A. Matzal, *Or. NS* 41, 1972, 369 f.)。王のこのように  
 推して古ハンノ市の *šbūrum* とする、同様の事情を想定するものと  
 である。実際、ハンノ市の活動の頂点と種々のハンノ市の政治的發展  
 は半遊牧の生活様式から都市的なそれへの不断の変化の過程であった (L.  
 L. Orlin, *op. cit.* 46)。是「M. B. Rowton, *Autonomy and Nomadism in  
 Western Asia, Or. NS* 42, 1973, 247 ff. 遊牧の種々の primitive poli-  
 tical institution の連続性や強調)。

(4) 「コロニア」の都市 (ハンノ市) の *šbūrum* とする Th. Jacobsen, *Pri-  
 mitive Democracy in Ancient Mesopotamia, JNES* 2, 1943, 162 及び  
*aaO*, 364 ff. を参照。ヨハヌスと中東の都市の長老会として H. Klengel,  
*H. Klengel, Die Rolle der Ältesten (L’Umēsšū.GI) im Kleinasien der  
 Hethiterzeit, ZA* 54, 1965, 223-236 及び「第一回」*Arrapha* 中  
 東の都市・長老の血祭、その王國の長老の *Naza* の血祭として  
 N. B. Jankowska, *Communal Self-Government and the King of the*

State of Arrapha, *JESHO* 12, 1969, 233 ff. を参照。

(5) 集会の存在を理由として S. N. Kramer は「原始民主政」*primitive democracy* をキムンナの民主政の先駆とするが (*From the Tablets of Sumer*, 1956, 26 ff.) 「原始民主政」自体はむしろ普遍的な現象であって (U.GAL & ENSI & EN が位に即く時に祭事の場やあるいは集会で行われた儀式に *acclamation* が含まれていたのもその一例である——vgl. H. Sauren, *Ideen zum sumerischen Königtum*, *Or. NS* 45, 1976, 75 ff.) その存在だけをホルスの前史を云々できなうであらう。「原始的な」慣行に発しつつも、それを脱して新しい制度を創出する意図的な努力に着目することが必要である。その意味から、ホルスとの連関では「市神」の觀念と「紀年の官職制」に注目したい。

キムンナでのリンムの制度は、ハビロニアで年度がアッカド王国以来主要な出来事や王の統治年代によって数えられていたのとは対照的である (A. Ungnad, *RLA* II, 1938, s.v. Eponymen, 412 ff.; ders., *ebenla* s.v. *Datenisten*, 131 ff.)。 「リンムの役所」 *bit liminum* は史料では「市庁」 *bit alim* と同義に用いられていて、この官職の重要性を明示してある。古アッシェルでは王の宮殿は史書に全く姿を見せず、それに代って中心的な役割を果たしていたのが市庁である。或る印章 (新アッシェル時代の条約文に押されたものであるが、形式は古アッシェル期に溯るとみられる) には、アッシェル神と市庁が並記されていて (1) *ša dAšur* (2) *E Alimki* 両者が緊密に結びついていたこと、それだけ市庁、即ちリンムの役所がもつ意義が大きかったことを伝えている (M. T. Larsen, *op. cit.* 214, n. 72)。

(6) 古アッシェルはイルシママ王の時代に外に於いて積極的に発展する。「アッカド人」——メソポタミア中・南部の住民、即ち「ハビロニア人」のこと——との交易を活潑にし (主として銅を輸入して錫を輸出)、彼ら商人に税の支払いを免除した。この政策は次王エリシムムに受けつがれる。同じころアッシェルは小アジアのカッパドキアに数多くのコロニー (*karum*) を建設し (現地の既存の城壁外に定住)、その地でも通商活動を展開した——代表的コロニーであるカネシムの建設・繁栄期はエリシムムの時代である——。

当時のアッシェル国家を「コロニーを含む Großreich」として考え (Ed. Meyer) があるが、属州統治の機構が全く欠如していたことや史料に軍事面への言及が殆んどないことなどからしても受け入れがたい。H. Landsberger (*Assyrische Handelskolonien in Kleinasien aus dem dritten Jahrtausend*, *Der Alte Orient* 24, 4, 1925) はコロニーの設定を軍事的・政治的な進出ではなく純粹に経済的なものとみ、植民者たちは現地の多数の小王国の保護にあつたと考える。Meyer は後述の Großreich 説は J. Lewy の繼承者 (Der *karum* der altassyrisch-kappadokischen Städte und das altassyrische Großreich, *ZA* 36, 1925, 19-28) 彼はカリムムのアッシェル人役人が現地の諸君主を「息子たち」と呼んだことを理由として後者をアッシェル人の「protégés」(被保護者) とみる (Apropos of a Recent Study in Old Assyrian Chronology, *Or. NS* 26, 1957, 31) しかして史料では「わが息子かごわが主人」 *me-ra-ni be-el-ni* (KTP 6) とあるのが (cf. J. Lewy, *op. cit.* 31 ff.) 両者、*me-ra-ni* (戦略物資) の錫を持ち込むアッシェル人とそれを求める現地の王たちの関係は相互依存のであったとみるのが穩当である (M. T. Larsen, *The Old Assyrian Colonies in Anatolia*, *JAOS* 94, 1974, 472 ff.)

(7) カッパドキアのコロニーから出土した文書でもアッシェル市はほとんど常に市 (*alim*) とのみ見え (B. Landsberger, *aa.O.* 8 f.——アッシェル市は唯一度だけ *alim Assur* とだけ登場)、またアッシェル神が母市で同様、妻のイシメタル女神と並んで、植民者の神として崇められてくる。このことはアッシェル古王国がコロニーの建設にも拘らず都市国家としての性格を持ち続けたこと——国家の支配者としての市神 (*il alim*) という觀念がコロニーに於いても貫徹していたこと——を教えるものである。

第二千年紀の最初の二〇〇年間は、古アッシェルの王による一時的な略奪行はあつても、また侵略的な外政(数世代に亘る計画的な征服行)はなく、カッパドキアの史料でもアッシェル神はまた戦争神ではない (W. v. Soden, *Die Assyrer und der Krieg*, *Iraq* 25, 1963, 134) マリムの *limmu* の導入と関連して M. T. Larsen, *Usual Eponymy-Datings From Mari and Assyria*, *RA* 68, 1974, 15-24 の説を採るべきだと Thomson

は本質的に都市国家であって、領土国家としての「マッシュリフ」国 (a state 'Assyria') とは、トアシリフ帝国 (an 'Assyrian empire') を意味する語ではなからずと考へる (p. 16)。

都市国家としての特質は、早くから植民市で移植された制度から結論づける。コロニーにはマッシュリフ市の *bit dim* を倣って *bit karim* があつたりえた。自治の機構では母市に於ける以上の発展を見せる。母市と同様、カネシュには長老会——長老たちより成る常置の評議会 (*pubrum*)——があつたが、そこでの決議は既に一定の手続きを踏んでつたと推定される。とつうのは長老会のメンバーは書記によつて三グループに分けられ、まず各グループでの決定がなされたと考へられるからである (G. Evans, *Ancient Mesopotamian Assemblies*, JAOS 78, 1958, 5)。カネシュにはそのほかカールムの全メンバーの総会 (*karum saher rabu*) が存在し、この総会には裁判上の高権が属してゐた。もとより、総会の開催およびそれらの議案上程の可否を決したのは評議会であつたが、マッシュリフ市では長老会しか史料に伝つてゐないことを考へる時、コロニーの制度が母市のそれの単なる模倣でなかつたことを知るであらう。そればかりではない。評議会および総会での決議の方法がそれぞれ *namedum, maadum* とつう語であらわされてつて、共に「多数 (majority; Mehrheit)」を意味する語と考えられる (G. Evans, *op. cit.* 4f.)。そしてその通りであるとするれば、単なる *acclamatio* の枠を越えた決議として注目される。「原始的な」集会の継続ではなく、意図的な新しい制度を創出しようとする動きの成果と見ることもできるからである。

このことは官職者の制度に関してもいえる。母市にあっては王が集会を主宰したのとは対照的に、コロニーでは官職者——書記 (DUBSAR)——がその役を果してゐた。そのうえ、コロニーにも母市を基本としたリナムという紀年の官職者がおかれたが、そのほか紀週の官職者 (*hamisium*) の制度があり (週の周期にいつは五日、六日、七日、一〇日の諸説に分れる)、何週間かの eponym たちはその期間一種の委員会 (長老会の一部をなす) を構成してつた (N. B. Jankowska, *A System of Rotation of Eponyms of the Commercial Association at Kanis* (Asia Minor XIX B.C.),

ArOr 35, 1967, 525)。紀週の官職者の役割はリナムのそれに比して劣るであらうが、本国ではなかつたような制度が設置されたこと自体、コロニーの自治の確かな証明となければならぬ (M. T. Larsen, *The Old Assyrian City-State and Its Colonies*, 357)。

- (8) A. Scharff/A. Moortgat, *Ägypten und Mesopotamien im Altertum*, 3. Aufl., 1962, 291. 王は「トアシリフ神の代理人」を装つて (AOB I, S. 22 [VIII, col. 1, 13])、他面「全土の王」*šar kiššatim* と呼ぶ (AOB I, S. 22, 1, 2 usw.)。更に宗教的な根拠を与えるため「エンリルの代官」*šakin Enlil* とする称号を授けられた (AOB I, S. 26, 4, 2 usw.)。シャムシム・アダド一世はマッシュリフのほかシエン・エニリルに一つ一つの統治拠点を設け (同王は大抵、マッシュリフではなくこの地に滞在)、また長子イシメダガンをエッカララートゥムの、次子ヤヌマタアダドをマリに総督に据える (この市には、上でも触れた通り、「紀年の官職制」が導入される)。Cf. R. Labat, *op. cit.* 17f.; M. T. Larsen, *op. cit.* 220f.

- (9) 前一八世紀後半、西セム人のシャムシム・アダド (一世) はエッカララートゥムを征服し、次いでプスル・マッシュリフの王朝の最後の王を追放してマッシュリフの支配者となる。王は *šarrum/LUGAL* とする称号をとる (因みにエシメメンナは *Ipiq-Adad II* (ca. 1840) の時代に王が *iššaku* とする称号を捨つ *šarrum* と呼ぶ) ——vgl. D. O. Edzard, *Zweite Zweischenszeit Babylonien*, 1957, 66f.; J. R. Kupper, *op. cit.* 124)。宮殿が国家の行政的・経済的中心となる。王は今やかなりの数の役人を擁して統治し、また裁判を主宰する。

マッシュリフ市で王に任命された市の役人、「シャムシム・アダドの商人監視役 (*wakil tankarti*)」が登場するのでもそのころである。マッシュリフの市民 (*marē ali*) ははなから商人 (*tankartum*) とよばれてゐること、市の通商活動が王の規制をうけはじめたことは都市自治の後退を示す (M. T. Larsen, *op. cit.* 220f.)。商人監視役のモデルとなつた (*ibid.* 215) 南のシッパル市の UGULA DAMKAR.MEŠ が、コロニア王に任命された役人ではなく、市民の間から出た、任期一年の官職者であつた事実と比較して、前時のトアシリフでの王権の強化がうかがえよう。(シッパルで

の官職者の選出手順「籤の使用」一部の市民の間での平等、都市自治の觀念などについては A. L. Oppenheim, Mesopotamian Society, *JESHO* 10, 1967, 6 (参照)。母市での王権の浸透と並行して、ローリービヤ紀週の官職制が廃止されるなど、共同体の自治の衰退がみられるのである (M. T. Larsen, *op. cit.* 357)。パッシルはその後、自由都市」としての地位を維持する(徴税や課税の免除)を保持し続けるが、都市国家としての地位を維持する上では益々困難となる (*ibid.* 223)。自治の象徴であったリムムが、王がそれに従任し、そのあと王の役人が厳密に定められた順序でその地位に就くなど、王の支配の中に組み入れられて行った (*ibid.* 223)。また *bit alim* と置かれたほど度量衡の監理の場所も次第に宮殿に移される。のち王中王國 *bit hiburni ša ekalli* があられるのはその帰結である (A. L. Oppenheim, *op. cit.* 9, n. 2)。

(9) a military state としてのパッシルの起源については W. G. Lambert, The Reigns of Assurnasirpal II and Shalmaneser III: An Interpretation, *Iraq* 36, 1974, 106 参照——初巻(第三・十年紀)からひびきなく、ミタンニ国家にくり囲まれたとき、軍事力の増強を努め出し、ミタンニの衰退と共に侵略的な軍事国家として登場(ヒタヌス追放後に帝国支配に転じたヒシントと類似の現象)——。ホルリ人・ミタンニ国家の征伐でパッシリア人の支配層の性格がシャムシマダ、一世時代と異なったものに変化したこと(のちのパッシリア住民の少なからぬ部分はホルリ系ではない)については W. v. Soden, *aa.O.* 134 f. 参照。

(11) パッシルはウバンリマト一世がその印章で *šar mat Assur* と刻した (AOBI, S. 44 [XVII Nr. 6])。 *matum* は都市(國家)を指し、その都市を中心とする領域(國家)を指すが、この語の *ma-da* は既にその *da* なる意味がある (vgl. F. R. Kraus, Provinzen des neuassyrischen Reiches von Ur, ZA 51, 1955, 66, Ann. 2 mit Hinweis auf Legrain, UET III S. 44)。一方、このパッシルはパッシル一世の書いた王 (*šarrum*) である「ホルリの代官」という称号もホルリ人・パッシル(前一三九〇—一三六四年)の下で復活したが、このような王権の変質(都市國家の枠を越えた領域支配、帝國形成への志向)の背景は R. Labat は外

からの影響(コッタイトのミンヒルリウツの存在)を想定する (*op. cit.* 18)。

(21) W. v. Soden, *aa.O.* 135.

(31) W. v. Soden, *aa.O.* 135——die Ideologisierung des Assurkules の王と共に始まる——。同王が年代記でヒッタイト人やアッカド人 (*Ah-lami*) の軍隊を羊の如く屠ったことを誇ったり、一四、四〇〇人の捕虜を首にしたことなどは、「敵の軍隊は多数死んだ」ですませた。同時代のコッタイトの王の記録と対照的に (V. Korosec, The Warfare of the Hittites: From the Legal Point of View, *Iraq* 25, 1963 165) 以後のパッシル王の戦争に関する姿勢を既に明確に示している。

(41) W. Manitius, Das stehende Heer der Assyrenkönige und seine Organisation, ZA 24, 1910, 102——パッシル人兵士は既に同王の時代より各地に (たとえば *Halzidiya* 中) 定着する——。

(51) 中王國で軍人貴族層が王権に対する一種の *ban féodal* となっていたものの背景は R. Labat のミタンニ人やコッタイトの貴族層の影響(特に後者の *pankuš* の存在)をみる (*op. cit.* 21 f.)。又 W. v. Soden はパッシリア人のパッシリア軍隊への流入を想定 (AO 37, 1/2, 26-28)。コッタイトの集会 (*pankuš* と *tulias*) については R. S. Hardy, The Old Hittite Kingdom: A Political History, *AJSL* 58, 1941, 214 f. [= Appendix B]——を参照し、*Govjy (senatus)* と *ōnyos (comitia tributa)* に対応——; H. G. Güterbock, Authority and Law in the Hittite Kingdom, *JAOS* Suppl. 17, 1954, 19 (*pankuš* と *tulias* は同一視)参照。コッタイトの *pankuš* と類似したパッシリア軍人貴族層の動きについては「強制的な」 *nasāhu* のコッタイトへの流入 (R. Labat, *op. cit.* 21; W. v. Soden, *Iraq* 25, 137 f.)。

(91) R. Borger, *Einführung in die assyrischen Königsinschriften*, I Teil, 1964, 71 ff.; M.-J. Seux, Les titres royaux «šar kiššati» et «šar kibrat arbatī», RA 59, 1969, 13. シェモールの主神ホルリがかつて現実政治の上で占めていた位置は「鷹の石柱」に刻まれた「ラガシマとバトマの間の國家条約に既に明白である。その中でホルリはまた第一に誓約遵守の証人として並びかけられる (vgl. V. Korosec, Die Götteranrufung in

- den keilschriftlichen Staatsverträgen, *Or.* NS 45, 1976, 120: der sumerische Reichsgott Enlil aus Nippur) (ヤナシトノ神「Enlil-Würde」über alle Menschen) ヲハシテ O. E. Revn, The Rise of Marduk, *Acta Orientalia* 7, 1929, 85 f. 参照。
- (17) R. Borger, *a.a.O.* S. 74; H. Bengtson, *Kleine Schriften*, 1974, 90 [逐條] (註) 参照]; J. G. Griffith, *gairah's gairahov*: Remarks on the History of a Title, *Cl. Phil.* 48, 1953, 149 f. ヤシハトノ「ニハ」トキ一冊以後のトハシハトノ神名の称号と「シ」は G. Schäfer, 《König der Könige》(「Lied der Lieder」): Studien zum paronomastischen Inten-sitätsgenitiv, *Abhandlungen der Heidelberger Akademie der Wissenschaften*, 1973, 25 f. 参照。
- (18) 従属国家 (Vasallensst) を支配する体制(即ち「属国制」*Vasallensystem*) の下では総督による属州統治の体制と異なり、今も従属君主 (*Vasallenkönig*) となしたヤシハトノ王の「ト」は、民族的な統一をその存続を許されるが、他面、属国は帝国のための軍事上の共同行動を貢税・兵士提供の義務を負い、帝国軍隊の駐屯を強制される。ヒタハトも属国を従え、属国「シ」ハトノ兵士や諸臣を収めた (H. Bengtson, *a.a.O.* 89)。
- (19) M. T. Larsen, *op. cit.* 114.
- (20) M. T. Larsen, *op. cit.* 212.
- (21) フラト人の侵入と、その時フラト人が北メソポタミアに建設した「都市」を拠点とする部族国家 (*bnu*) と「シ」は J. N. Postgate, *Some Remarks on Conditions in the Assyrian Countryside*, *JESHO* 17, 1974, 234 f. 参照。その後「シ」の勢力が回復するまで、それらの都市 (の君主) が「シ」に貢納して、王族(現地都市君主)が「フラト人族長」*nasiku* として「シ」の代理統治者として扱われたと「シ」は (E. Unger, *RLA I*, s. v. Amida, 94 f.)。
- (22) Y. Ikeda, *Royal Cities and Fortified Cities*, *Iraq* 41, 1979, 75. ヤシハト前にアシシヤルダンニ世(前九三四—九二二年)は、飢饉の故にアシシリア本土の都市を離れたアシシリア人を植民して、また、かつてのアシシリア人の植民都市 (*Nairi* 地方の *Arapha, Lubda, Idu, Zaqqu* など)の「要塞」*birru* を回復して、マダニニラリニ世(前九〇九—八九九年)は、「ヒガハシ」地方、ハッル河地域を征服 (p.1, n.1)。
- 異民族の侵入で荒廃するにまかされた北メソポタミアの回復 (アシシリア人の定住) は、軍事拠点の設定ばかりでなく、農耕条件の整備により進められた。具体的には (一)「宮殿」(行政的、軍事的中心)の建設 (二)耕地の設定 (三)穀物の貯蔵 (四)荷馬車用の馬の獲得。よび (J. N. Postgate, *op. cit.* 237—アシシヤルダンニ世の間に「シ」の間に「シ」は Apku [Tell Abu Maria] の「シ」)。
- (23) アシシヤルダンニ世、サルメナッサル三世の時代の事情と「シ」は W. Manitius, *a.a.O.* 102-105 参照——カレカンの戦い (S. 104) アシシリア人は緊急の場合には *navdyuel* で戦場に駆りつけられた (S. 104) ——。他面、国家の長は、軍隊の指揮者である(同時にまた司祭であり)王はその地位を保つためには、軍隊の支持を必要としたのであり、「アシシリア国家の原理——征服の成功が国家を維持する」というシメテム——の「アシシリア人の義務感情が王への忠誠感情を優越させた」(W. G. Lambert, *op. cit.* 103-109, esp. 105) 尚、サルメナッサル三世の *Bit-Adini* 征服で、王領を拡大した、王は「シ」を改め、*Til-Barsip* は *Kar-Sulmanu-šarid* と、*Pirru* は *Ana-Assur-uttr-asbat* と (vgl. Homigmann, *RLA II*, 1938, s. v. *Bit-Adini*, 34)。「シ」はカレカンの「シ」の「シ」は cf. Y. Ikeda, *op. cit.* 1, n. 3, 4.
- (24) 尚書 *Q. Bit-Adini* の経緯と「シ」は Y. Ikeda, *op. cit.* 77-79 と註して「シ」後、(註) (註) 参照。
- (25) カレカンの建設年代に関する史料と年譜と「シ」は J. Liver, *The Chronology of Tyre at the Beginning of the First Millennium B.C.*, *Israel Exploration Journal* 3, 1953, 113-120 参照——Liver 自ら Ed. Meyer, *Geschichte des Altertums* II<sup>2</sup>, 1931, 125 ff. など表して、前八一四年建設説を批判して前八一五年説——。
- (27) U. Wilcken, *Griechische Geschichte*, 8. Aufl., 1958, 71; H. Bengtson,

- (21) *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 57; E. Akurgal, *The Early Period and the Golden Age of Ionia*, *AJA* 66, 1962, 372: probably under the inspiration of the Hittite small states of Anatolia and Syria.
- (22) F. Gschnitzer, *Stammes- und Ortsgemeinden im alten Griechenland*, *Wien. Stud.* 68, 1955, 121 f.

(23) ホリス国家の意識的な政策としての戦争が、コリントスとメカラの間のそれが伝わる限りでは最も古く（メカラを指導したオニシマホスは前七二〇年のオリオン（トム勝者）の次子では前七世紀はじめのコリントン戦争で参る（C. G. Thomas, *Homer and the Polis*, *La Par. del Pass.* 21, 1966, 8）。ホリスが関る国家条約の中では、ノーリントン戦争の中間トリトムホルキスの間のそれは史料的には最も古く（H. Bengtson, *Die Staatsverträge des Altertums* II, 1962, Nr. 102）。但し条約（*epistolía*）として存在した前七〇〇年頃のものは（*ibid.* II, Nr. 101）。

(24) それ以前に  $\pi(\tau)\delta\alpha\iota\varsigma$  の意味—— $\pi(\tau)\delta\alpha\iota\mu\alpha\varsigma$  の語の語源——にこの語は、前篇第一章（参照。ホメーロスに於けるトロホリスとこの意味でのホリスの用例は既にこの（C. G. Thomas, *op. cit.* 6）。

(25) ホリス世界は慢性的な戦争状態を呈していったので、ホリスが防衛力を注いだことは事実であるが、城壁が常に備わっていたわけではなく（cf. *Xen. Hell.* III 2, 27:  $\tau\eta\upsilon\ \delta\epsilon\ \pi\acute{o}\lambda\iota\upsilon\ \delta\alpha\iota\tau\epsilon\lambda\gamma\epsilon\tau\circ\varsigma\ \gamma\alpha\rho\ \eta\upsilon\ \epsilon\upsilon\theta\acute{\upsilon}\mu\alpha\tau\alpha\iota\ \kappa\tau\lambda.$ ）。考古学的に城壁が定期的でなく（*Thuc.* I 10, 2:  $\acute{o}\tau\epsilon\ \epsilon\upsilon\theta\upsilon\kappa\tau\alpha\delta\epsilon\lambda\epsilon\tau\circ\varsigma\ \pi\acute{o}\lambda\epsilon\omega\varsigma\ \acute{o}\tau\epsilon\ \iota\epsilon\pi\acute{o}\iota\varsigma\ \kappa\alpha\iota\ \kappa\alpha\tau\alpha\sigma\tau\epsilon\upsilon\alpha\iota\varsigma\ \pi\acute{o}\lambda\upsilon\tau\epsilon\lambda\epsilon\iota\ \chi\eta\upsilon\sigma\alpha\mu\acute{\epsilon}\nu\eta\varsigma\ \kappa\alpha\tau\grave{\alpha}\ \kappa\alpha\iota\mu\alpha\varsigma\ \delta\epsilon\ \tau\eta\ \mu\alpha\lambda\iota\sigma\tau\eta\varsigma\ \text{E}\kappa\lambda\acute{\alpha}\delta\circ\varsigma\ \tau\acute{o}\theta\omicron\gamma\alpha\ \alpha\iota\kappa\alpha\delta\epsilon\iota\sigma\tau\circ\varsigma$ ）「スベントでは実しくレニスト時代まで」に、ホリスの成立を  $\kappa\alpha\iota\mu\alpha\ \delta\alpha\iota\tau\epsilon\lambda\gamma\epsilon\tau\circ\varsigma$  から捉える意識的な企ての早い例は E. Kornemann, *Polis und Urbs*, *Klio* 5, 1905, 72-92 及び、彼はそれを *ophidam* から出発したメリア人の *urbs* と参照する。しかし、この点の強調は誤りで、C. G. Starr が、城壁のなかったところをオリオン市の相見を見、初期ホリスを a grouping of unprotected villages として一般化したのを行き過ぎる（*The Early Greek City-State*, *La Par. del Pass.* 12, 1957, 98 f.; 108）。

(26) この特荘の中心は、アトロホリス、アトラ、神殿、公共建築物、その種々の spirit などの（cf. C. G. Thomas, *op. cit.* 5f.）。その間の周囲に、その本質が宿るべき（C. G. Starr, *op. cit.* 102; cf. V. Ehrenberg, *When Did the Polis Rise?* *JHS* 57, 1937, now in: *Polis und Imperium*, 1965, 83: the Polis-institutions and the Polis-spirit）。

(27) Vgl. H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 78. 市神はアトロホリス（ $\acute{\alpha}\tau\tau\omicron\gamma\ \pi\acute{o}\lambda\iota\varsigma$ ）に記されるが、オリオン市の類似例の典型はメーサ（ヒラヤ王国の首都）に於ける。この市の最古の部分であるアトロホリス（high city）——akk, *alu elu*; sum. *uru-anna*）——は、*Untas-Huban* 文書の第一三—一四行の王の神文に於ける如く、市神の *Instānink* [= dNinkušin-a(k)] の神殿が建つた。また、市神は「アトロホリスの文記者」と記される（A. Poebel, *The Acropolis of Susa in the Elamite Inscriptions*, *AJSL* 49, 1932/33, 125-140）。尚、マンタルの市神の觀念の継続性（*Stadgottes*, *AFO* 14, 1941/44, 340-342 参照——その後ホルモン朝に於けるヘンタマンタル王の時にこの祭日は一層拡大した——）。

- (28) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 2. Aufl., 1965, 19.
- (29) V. Ehrenberg, *aa.O.* 19.

三

ティグラトピレニサル三世（前七四五—七二七年）と共にアッシリア新王国は第二の発展期を迎える。王による領土の併合は属州統治の強化を迫り、その結果、王は従来の属州区分を更に細分化して新しい属州（m./n. ass. *pāḫatu*）を「べり」その総督（LU *pāḫatu*; *bel p.*）に貢税の徴収と州軍隊の指揮をまかせた<sup>(1)</sup>。もとより属州化は全勢力範囲に亘るもの

ではなく、従属君主の統治下に置かれた属国が帝国周辺部であった。また、属州化された地域でも、その内容は劃一的ではなく、特に都市の次元では属州への吸収の過程は多様であった。王がシリアで前七四三年の戦勝を契機に属州を形成した時、都市の中にはアッシリア人の長官を迎えるものもあったが、テュロスはヒラム(二世)の敗北のあと、メテンナ王(前七三四/三二七-二七七年)の親アッシリア的姿勢によって属州への編入(長官の派遣)を免れ、その後、前七三一/二九九年の叛乱のあと、一五〇タラント(金)という法外な貢税を課せられるまで比較的に独立した地位を維持していた。<sup>(3)</sup>

一方、帝国版図の中心部(アッシリア・バビロニア)に位置する都市の中にも、帝国統治の網の目から漏れた「自由都市」がいくつかあった。ここに「自由」というのは賦役・軍役・貢納を免除されていたという意味であり、神的に保護された地位としてそのことを明示する標識(*bidinnu*)がそれら「自由都市」の城門に据えられ、市民たちは「キディンヌの民」*sābu kidinni*として特権的地位(*kidinnatu*)を享受した。<sup>(4)</sup>バビロニアでの叛乱の後、サルゴン *Sarru-kin* 二世(前七二二-七〇五年)はその地のニップル、バビュロン、シッパルに「自由」を与えることを余儀なくされたが、この時、これらの市の市民は王による罰金・投獄を免れ、全土が徴発されたさいでも煉瓦運搬や賦役を免除されることとなり、更に、王による耕牛の没収、羊への課税、王の馬のための飼料の提供からも自由となった。<sup>(5)</sup>そのほかにも「自由」の賦与に浴した都市として、ボルシッパ、デルル、ウルク、エリドゥ、ラルサ、クルラブ、キシク、ニミド、ラグダなどが史料にあがっている

(D. D. Luckenbill, *ARAB II*, §§ 78, 92, 99, 102, 182)。

サルゴン二世は、また、ハランとアッシュル市の両市にも *kidinnatu* を保証し、保護(*suzulu*)を与えて<sup>(6)</sup>、その事実を「特許状」に刻した(*ibid.* II, §§ 92, 99, 104, 117)。アッシュルへの特権賦与の内容は「アッシュルの特許状」に伝わるが、それは前王のサルマナッサル五世(前七二六-七二二年)がアッシュル市(II, 12, 29: *al kidinnu*)の「自由」を侵し、アッシュル神の怒りを招いた事態を修復するかたちをとっている。即ち、「……アッシュル市は古来その民(*nisi mes-ku*)が賦役・強制労働(*ilku tupšikku*)を知らなかったのに、『世界の王』*Sar gimri*への尊崇を欠くサルマナッサルはその市に悪事を働き、その民に負担を課した。彼はその民に賦役と強制労働を課し、彼らを隷属民(*sabi mes hupši*)とした」。これに対して「サルゴン王、正統なる王(*Sarru kajānu*)は王権の基礎をかため、余の王朝を確固たるものにするため、彼ら市民(*mar mes ali*)に貢税からの自由を回復し、アッシュル神像への接近を許した。彼らを賦役、強制労働、軍役、召集、賦課、河岸税、アッシリア国(*mat Assur*)の全神殿(*eburtati mes gabnu*)に課せられる税から解放した……」<sup>(7)</sup>というのである。そのほかに、アッシュル市(とその住民)はアッシリア王にとっては首都(及びその市民)として特別な意味をもっていた。<sup>(8)</sup>出征して戦勝した場合、兵士を率いてアッシュル市に凱旋する王は、通常、アッシュル神に勝利を報告する儀式に臨むが(この儀式ではアッシュル神が戦利品を受取り、兵士たちもその分配に与る)、<sup>(9)</sup>そこでは主神殿の祭司は勿論、市民が重要な役割を演じた。そして、サルゴン二世がアッシュル神、その他の神々、並びにアッシュル市と



その住民たち (*alu u mšešu*) に宛てた報告(その年の遠征が成功裡に終ったことを伝える)が残っている (TCL 3)。それは王、又はその代理が市とその祭司たちに対して毎年行う口頭の報告に代るもので、住民に対して直接読みあげられた。<sup>(10)</sup> このようなアッシユル市の住民たちがサルゴン王朝下で政治的にも自治的な秩序を持ち続けたことは容易に想像できるが、王に宛てた市の嘆願書にもその一端が窺える。そこでは「(王の) 従僕 (*ardani mes*)、(市) 長官 (*amēl ha-za-nati*)、市書記 (*ABA ali*)、アッシユル市の頭領たち (*amēl qaqqadāte meš ša al Assur*)、アッシユル市の若年者と年長者 (*al Assur-a-a sibir rabū*)」が、事態(内容不明)の処理を或る長官たちに委ねられることは、市の住民にとって極めて不都合である旨を申し立てているのである。<sup>(11)</sup>

アッシリア国 (*mat Assur*) の住民はサルゴン二世の下でも兵役義務を負い、徴発されて王の遠征に加わり、また各地に定住する。<sup>(12)</sup> しかし、彼らはもはやアッシリアの軍隊の中核ではない。帝国の拡大につれて属州が増え、その上、アッシリアに屈した従属君主や従属都市もアッシリア軍に兵を供する。その中でも軍隊の主要部分は今や州からの兵士が占め、それもアッシリア以外の *paḫātu* の総督の出す兵士であった。<sup>(13)</sup> 帝国の軍事の重心を属州総督下の軍隊に置くことは、しかし、軍政の分権化ひいては帝国の分解を招くこと必至であろう。それを防ぐためにアッシリア王は国王指揮下の常備軍を形成する。「王国の絆」 *kisir šarruti* とよばれる王直属の軍隊である(この語はサルゴン二世の下ではじめて登場するが、現実にはティグラト・ピレサル三世の時からその編成が始まっていたと思われる<sup>(14)</sup>)。王直属の軍隊の形成は、それへの兵士の

補給の点で西方での征服・支配と連結していた。サルゴン王はキリキア、シリア、パレスティナに積極的に進出し、西方の都市国家は、アッシリア勢力の潮の満ち退きに應じて、ある時は屈服し、ある時は離叛する。征圧の度に王は支配を再編成 (*ana ššūti šabātu*) する。<sup>(15)</sup> アッシリア人を植民し (*Ḫamath* 攻略後はその地に六、三〇〇人を植民 [AOT S. 350])、廷臣 (*surrēsim*) の一人を総督 (*bel paḫati*) として置き、負担・貢納 (*bilnu madattu*) を課した。<sup>(16)</sup> そのほか被征服民が王直属の軍隊に加えられたり、王が東方で自ら(即ち *kisir šarruti* を率いて) 戦った時の被征服民が西方のこの地に移殖されることもあった (ANET p. 284-286)。属州統治と王権の強化に対して払った王の苦心の跡が窺えるであろう。

サルゴン二世の西方への攻勢は軍事的征服から更に進んで都市国家の内部への介入にまで至る。アシエドド (*Ašūdud*) で或るギリシア人(「イオーニア人」 *Iamuni* とあるのみで人名不詳、ギリシア人傭兵の一人?) が市の反アッシリア派に推されて王となったが、前七二二年にサルゴン二世に追放された、という。<sup>(17)</sup> アッシリアの史料にギリシア人が登場する最初の例である。そのほか、サルゴン王がギリシア人の都市君主から貢納をうけ取った、という記録もある。<sup>(18)</sup> サルゴン王の下での地中海東岸の地域への進出は誠に積極的で、遂に海賊行為を働いていたギリシア人と衝突する。王は「海域で (*ina qabal tāmim*) ギリシア人(「イオーニア人」) を魚を獲るように捕え、<sup>(19)</sup> キリキア (*KUR Que*) とテュロス (*URUŠurti*) を平安にした」という (Sg. Zyl. 21)。しかし、それはこの地域で一連の都市君主がアッシリアに叛旗を翻す前夜のことであった。次王センナケリブ *Sin-ahheeriba* (前七〇四—六八一年) のイェルサレ

ム遠征のさい(前七〇一年)、シリア(及びパレスティナ)の都市は連合してアッシリア軍と戦う。敗れた各市で王が更迭され、新しい王には上位支配者としてのアッシリア王への貢納が課せられる(AOT S. 352-354 = ANET p. 287 f.)。しかし、センナケリブ王の右の遠征を伝えた記録は、当時パレスティナの都市国家で反アッシリアの動きが昂揚し、都市の市民(「高官・貴族」*sakkanaku-rubtu*と「民衆」*mar mahazi*)が一時アッシリアに忠実な王を追放するまでに発展していたことをも教えている。ギリシア人はこのような対アッシリア叛乱の波を身近に感じていたにちがいない。事実、アッシリアに敗れたテュロスの王ルリが亡命したキュプロスにはすでに多くのギリシア人が定住しており、センナケリブのキリキア遠征(前六九八/九七年)の直後(前六九六年)、タルソスやインギラがアッシリアに対して叛乱をおこしているが、それはまさにキュプロスのすぐ対岸での出来事であった。

地中海東岸の地域への攻勢はアサルハドン王 *Assur-abu-iddina* (前六八一—六六九年)の下でも継続して進められる。王は *Iadana* 地方、即ち *Laman* 地方からタルソス地方 (*mut-ar-si-si*) までの海域に進出した、というが (KAH I 75)、これはキリキアの沿海地域のことである。<sup>(23)</sup> 王は更にシリアの併合(帝国への編入)を確実にするため、その地を三つの属州に編成した。しかしアラドス、ビュプロス、テュロスなどの都市との関係はその後も不安定で、右の属州制の中に完全に吸収することはできなかつた。そのうえ、属州統治(とりわけ属州の細分化)自体、既述の如く軍事面での分権化を伴うものであった。

他面、アサルハドン王の時代でも、地方で徴募された属州軍隊を総

督が指揮していたので、<sup>(24)</sup> それへの対抗上、国王も直属の軍隊の強化を迫られる。王が直接に軍隊を率いて征服した土地の住民は他所への移住を強制されたほか (*Kar-Assur-abu-iddina* の建設)、一部は直属の軍隊に編入された。

軍事面での分権化を阻止するような努力と並行して、領土行政面での帝国統一がすすめられる。右にあげたテュロスなどにアッシリア人の長官を派遣し、これによって属州化の網の目から漏れた帝国周辺地の都市国家を中央に直結しようと企てたのである。テュロスは前六七七年、アサルハドン王がシドンのアブディミルクティを攻略した時、恭順の意を示したので、ビュプロス、ドル、アッコンなどを含むシリア・パレスティナでの領土の併合を認められるが、このことを定めたアッシリア王 (*Sar mut Assur-KI*) とテュロス王 (*Sar mut Sur-ri*)、ハアルとの「条約」<sup>(25)</sup> (厳密には誓約) であり (R. Borger, Die Inschriften Assurhaddons Königs von Assyrien, *AJO Beihft* 9, 1959, § 69) ハアルは「彼(アサルハドン)の従僕」*ardi-su* (III 18) とよばれてゐる。実際、この市にアッシリア王は長官を派遣したのであって、同「条約」でアサルハドンが「汝(ハアル)の上に余が設けた長官 (III 1. 6: [...*qepu sa ana?*] *mub-hi-ka as(?) kun-u-ni*)」という如く、アッシリア王に代ってハアル王を監視すべき長官 (*qpu*) がテュロスに駐在し、アッシリア王の発するテュロス王宛書簡も長官の面前でのみ開封される定めとなっていた (III 1. 13 sq.)。このような制約下でありながらもテュロスが内政面での自治をもっていたことは、「条約」中の「汝の国の、会議をもつ長老たち」(III 1. 7: *Lu par-sá-mu-te ša māi-ka ina mil(?)-ki(?)*) という文

言から分る。長老たちは王の諮問に与っていたのである。<sup>(26)</sup>

一方、帝国中心部でもアッシリア王は都市に根ざした自治を廃絶できず、逆に、支配の根幹に抵触しない限りでそれを認めざるを得なかった。アサルハッドンも、センナケリブと同様、アッシユル市の「自由」を認め(KAH II 126)。また、バビロニアの諸市の *kidinnu* を更新した(UR 6)。バビロンでアサルハッドンは、以前のアッシリア王たちがこの市の諸特権を守ったこと、エサギラ、エズィダ両神殿の収入を保障したことを想起して(H. Winkler, *Forschungen* II 24)。破壊されたバビロンの再建に乗り出し、かつての「*kidinnu* の民」、「アヌとベール両神の保護下の民」の「自治」を回復した。<sup>(28)</sup>

当時のアッシリアでは、しかし、都市の市民は、古アッシユル市の商人たち (*tankarum*) がかつて古王国でもっていたような政治的な力をもはや發揮できず、それに代る勢力として擡頭したのが、中王国以来の征服過程で発言力を増してきた軍人貴族層であった。具体的にいえば、国王の軍隊の指揮者層である。彼らは新しい王が選ばれる際にその意志を集会で表明する。王位の継承者は神託(神官階級の同意)によるばかりでなく、「アッシリアの全住民、若年者と年長者」*niši māt Assur šaḫer u rabi* の賛同の手続きを経て、王に推戴される(ARAB II § 500; AOT S. 354f. = ANET p. 289)。アサルハッドンを王に即けたこの集会は古アッシユル市の市民総会と同様、カールムの形をとり、帝国各地の代表やアッシリアの有力者層を招くものであるが、実質的には右の軍人貴族層をメンバーとしていた。<sup>(29)</sup>そして、同王が子のアッシユルバニバル(前六六八—六三一?)年<sup>(30)</sup>を後継者に指名し、その賛同を取りつける

のも「上の海(地中海)から下の海(バルシア湾)に至るアッシリアの全住民、年長者と若年者」の集會に於いてであった(Annales I 11-34 [VAB 7, 2, S. 2-4])。<sup>(31)</sup>

アッシユルバニバルは父の死後中断していたエジプト遠征を遂行し、目的を達する。<sup>(32)</sup>エジプトのネコ王はアッシリアの従属君主となる(「アッシユルバニバル碑文」—*Šar Šarrāni māḫ Kusu māt Māsūr* [VAB 7, 2, S. 360])。<sup>(33)</sup>テーベの征服にまで至るアッシリアの勢威にテュロス、アルワドをはじめとするシリアの都市国家も屈服する。一〇年に及ぶ叛乱の戈を収めたテュロスは貢納の支払いを強制され、長官による監視を甘受する。しかし属州への編入はこの時も免れる(アラドスでの征圧後の措置も同じ)。これと対照的にシミラでは王が廃止され、市はアッシリア人の総督 *Iḫi-Samas-balatu* の統治下に置かれた。

しかし、その頃にはアッシリアはエジプト、新バビロニア、メディア、リュディアの諸国の攻勢に曝され、滅亡に向いつつあった。やがてニネヴェが陥落し(前六一二年)、帝国は最期を迎える。そのあと、アッシリアに代って新バビロニアのネブカドネザル *Nabu-kudurri-usur* 王(前六〇四—五六二年)がフェニキアの諸都市を攻撃した。このときテュロスは実に一三年間抵抗したが、遂には降伏する。新バビロニア王に忠実なバル王(前五七四—五六四年)に支配が任され、彼がバビロニア人の代官 (*Sandabaku*) の監視下で統治に当ることになった (Joseph, *Contra App.* 1156)。バル王の失脚の事情は不明であるが、王の後、テュロスでは短期間とはいえ二名の官職者が統治する体制が続く (*ibid.* 157: *Šukaral karreardiyau kal šūkarau* …)。王を欠いた時期に市民の一人



説  
序

- (17) H. Bengtson, Die „Ioner“ in der Überlieferung des alten Orient, *Philologus* 92, 1937, jetzt in: *Kleine Schriften*, 77 f. 異説は H. Tadmor, *JCS* 11, 1958, 80, n. 216, 217; W. Röllig, *RLA* III, 1971, s.v. Griechen, 644.
- (18) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 75.
- (19) これはギリシム人傭兵のユダヤ化を論ずる (H. Bengtson, *Kl. Schr.* 78; W. Röllig, *a.a.O.*, 645)°.
- (20) A. L. Oppenheim, *op. cit.* 288: the (common) people.
- (21) 王の没年については M. Cogan, *op. cit.* 98f. 参照(前1001年)°。尚、史料には「シドン人たの王」の語が、正確にはネネロス王の語 (S. Moscati, *op. cit.* 20; vgl. *I Kg.* 16, 31)°。ネネロス王の奉納杯の銘 [CIS I, Nr. 51] は *mlk šdim* の語 (cf. J. Liver, *op. cit.* 114, n. 3)°
- (22) ネネロス王のギリシム風の地名・人名はトサナン・シモン・シマン・ベリシンの神文に多く見出される (W. Röllig, *a.a.O.* 645)°
- (23) Cf. A. Goetze, *Cilicians*, *JCS* 16, 1962, 54. 史実とされる *mat-laman* は W. Röllig がネネロス王のネネロスの沿岸地方を考へる (*a.a.O.* 654)° *mat-ladana* はネネロスの王 (*ibid.*)°
- (24) W. Manitius, *a.a.O.* 109f.
- (25) この条の原文 (IV 20: *tuppi a-di-e*) は E. F. Weidner, *Der Staatsvertrag Assurnirāris VI. von Assyrien mit Bit-Agusi*, *AFO* 8, 1932/33, 29-34 参照°
- (26) シモン時代のネネロスの長老は *Ezek.* 27, 9 及び「註(23)」参照。その後のネネロスはシモン軍隊が撤退せず駐屯し続けたので、シモン王はシモンの *Taharqa* の支援を頼りて離叛を企てたが、シモンのメトプニス王領(前671年)に無に帰した。本土の領地はシモンの風土に組み込まれ、ネネロスの所領はネネロス島に限定された (E. F. Weidner, *a.a.O.* 33)° *Taharqa* の復帰後、シモンが再び離叛するが、曲折を経て、前668年シモンはシモニア (アシシムン・シモン王)の王位支配権を認め°。
- (27) H. W. F. Saggs, *Iraq* 37, 12; R. Labat, *op. cit.* 21. アシシムル市だけ

- でなく、他の幾つかの都市に於つて *kidimtu* の伝統が根深く、シモン王の政策次第で容易に復活するものであった。ニネウハに於ける 'Burgfriede' (特権地域内での武器の使用の神的禁止)の存在については A. L. Oppenheim, *Ancient Mesopotamia*, 122 参照°。この点については *imperial free city* の存在の故に A. T. Olmstead はギリシム・ネネロスが孤立した現象ではなく、むしろ (*History of Assyria*, 1923, 528)°。しかし、事実はいずれもなすれば、簡単なものではなかつた。外観上の類似の裏にある内閣構造の、あるいは市民の意識面での懸隔の大きさを看過してはならぬであろう。ネネロスの都市アシシムン・ネネロスの間の相違は *op. cit.* A. L. Oppenheim, *JESHO* 10, 9f. 及び、前者は「市民間の緊張」 *militia* (市民の武装編纂)の関心 *forum* の因る欠乏したユダヤ化を論ずる°。意識面での相違については cf. Phocyl. *Frsg.* 4 Diehl (= Dio Chrys. XXXVII 13): *πόλις ἐν ἀκρόλει κάρὰ κόσμου οὐκ ἐστὶν ἀμικρὰ κρείττων Νίρω ἀπαρνούσως.*
- (28) A. T. Olmstead, The Fall and Rise of Babylon, *AJSL* 38, 1921/22, 87f.
- (29) R. Labat, *op. cit.* 24.
- (30) 国王の没年を正確に定めて、歴史的に幾世の王を前後する°。 Cf. A. Poebel, The Assyrian King List From Khorsabad, *JNES* 2, 1942, 80-90; W. H. Dubberstein, Assyrian-Babylonian Chronology (669-612 B.C.), *JNES* 3, 1944, 38-42; F. M. Cross(Jr.)/D. N. Freedman, Josiah's Revolt Against Assyria, *JNES* 12, 1953, 56.
- (31) シモン王がアシシムン・シモン王にシモン王にシモン王にシモン王の子をそれぞれ帝国統治者とシモンの統治者に指名した時、王の措置に反対した一貴族の書簡には *cf.* (R. F. Harper, *ABL* 870)°。Vgl. H. Schmökel, Mesopotamien, in: *Kulturgeschichte des Alten Orient* (hrsg. von dems.), 1961, 152 (Militäraristokratie に対する非難); W. G. Lambert, *op. cit.* 105 with n. 4.
- (32) アシシムリア支配下の全版図からの徴兵は帝国の最後まで行われ、シモン・ニネウスの第一次シモン遠征でもシモン沿岸の二つの都市の軍隊が

概説をたゞ (H. W. F. Sagg, *Iraq* 25, 146)°

- (33) H. Bengtson, *Bespr. von O. Leuze, Die Satrapieinteilung in Syrien und im Zweistromlande von 520-320*, *Gnomon* 13, 1937, jetzt in: *Kl. Schr.* 90, Anm. 23: „König der (Vasallen-) Könige von Äthiopien und Ägypten“. キロクセトナンナズニツナク Vasall である (S. 86)°
- (34) O. Eißfeldt, *RE* VII A 2, 1948, s.v. Tyros, 1800; S. Moscati, *op. cit.* 29—Moscati などの官職者 (*Sakarrat = Söphetim*) の地位とカルタゴの *suffetes* (次註参照) のそれとの連続性を示唆 (cf. p. 132)——。カーニンゴの *Söphet* の称号をいじって G. W. Ahlström, *Some Comments on John Bright's "History of Israel"*, *JAOIS* 95, 1975, 239 参照°
- (35) カルタゴは建設時には王政で出発したが (国家の長として王は軍隊を指揮)、母市での伝統をうけついで長老会があり、前六世紀には両者は相互に制約する関係にあった。前五世紀半ばに王家の一族が追放され、王権が一層制限される (長老会は 100 人の法廷を設ける——*Iust. XIX 2, 5 sq.*)。王の名も *suffetes* に変わり、これが紀年の官職者となった (S. Moscati, *op. cit.* 132)°

#### 四

ペルシア諸種族の連合を率いて登場し、ペルシア帝国の基礎を築いたキュロス *Kurus* (二世。前五五九—五三〇年) も前五五八年にはメディアア王アステュアゲースの従属君主であった。同年、離叛を企て、十年足らずを経て逆にメディアアの征服を果たした (前五四九年)。この時キュロスにメディアア王にペルシアの従属君主としてメディアアに留まらせようとするが、アステュアゲースが肯んじなかったため、自らメディアア王の称号を帯び、その民族的なまとまりだけはとりあえず維持した

(前五四九年)。但し、メディアアの属国の中でキュロスに従わなかった国は独立を失い、「属州」*dahyu-*として、キュロスが任命した総督の統治下におかれる<sup>(1)</sup>。この時以来、属州の総督——それはメディアア人の用いた称号 (vgl. H. Winckler, *Die Keilschrifttexte Sargons, II, Tafel 44: satarpanu*) に従ってサトラップと呼ばれた——がペルシア帝国の領域統治で大きな役割を果たすことになる<sup>(2)</sup>。

前五四七年にキリキアは、王が自発的にキュロスに屈して属国となる (前四〇一年——あるいはそれ以後——にサトラップの直接統治下に入るまで)。貢税支払いと軍隊提供の義務を負うばかりでなく (cf. Xen. *Cyrop.* VII 4, 2)° ペルシアの騎兵隊が駐屯し、キリキア人はそれを維持するための支出をも強いられた (Hdt. III 90)<sup>(3)</sup>。そこに従属国家の地位の具体的な姿が窺えよう。ペルシア王が、既にキュロスの時から (Str. XV 730) 帯びていた「諸王の王」*ššaryšiya ššaryšiyānam* の称号は、このような従属国家の存在を前提としているのである<sup>(4)</sup>。

同じ前五四七年にリュディア王クロイソスがキュロスに敗れた時、クロイソスは従属君主 (cf. *Diod. IX 31, 4: ššarjos*) としてサルデイスに留まる (その場合、軍政権はリュディア駐屯のペルシア人指揮官の手に移ったが、財政はリュディア人バクテュエースが担当)。ここでも属州化にすぐには着手せず、当面はリュディア人の民族的な伝統を尊重していたのである。この時、リュディアに従属していたギリシア人は (Hdt. I 141, 1: *Koloiag ššaru kartjsoo*)、以前、キュロスがクロイソスから離叛するよう呼びかけたにも拘らず応じなかったという経緯もあって (ibid. I 76)° 上述のリュディアの属国と同じ扱いをうけることになる。但し、リュディア

と同盟関係(従属関係ではなく)にあったミレトスだけは、ペルシアとも同じ関係を結んだ(*ibid.* I 141, 4: *mpòs μιλῆτος* [scil. *Miletians*] *τὰς τούτους* *ἑταίροις ἐταίρησιν ἐν αἰῶτι κερὸν ἔσθῃσιν*)。しかしバクテュエースの叛乱後、事態は一変する。リュディア人は独立と自治を喪失し、武器所持の禁止を含む、生活面での種々の新しい規則を強制される(*ibid.* I 155 sqq.; *Iust.* I 7, 11 sqq.)。リュディア王国はサルディス、ダスキュレイオン、イオーニアの三つの属州に分けられ、サトラップ (*Hdt.* III 120: *στρατοῦς*) の支配下におかれる<sup>(5)</sup>。

バビロニア及びエジプトでもペルシアの征服はまず属国化へと進む。前五三九年、ペルシアは新バビロニア王国の首都を占領するが、キュロスは子のカムビュセース *Kambūziya* を「バビロンの王」*šar Bābili* ——新バビロニア王国の王——に任命して、旧王国の統治機構をそのまま継続させた<sup>(6)</sup>。続いて、エジプトもカムビュセース王(前五三〇—五二二年)による併合の結果、ペルシアの属国に加えられる(前五二五年)。カムビュセースはエジプト人の感情を顧慮して(*Hdt.* III 15) プサムメティコス三世を王(但し従属君主)として留らせる一方、エジプトに軍隊を駐屯させる。そのあとカムビュセースが自らエジプト王となるが、その時でもエジプトの伝統と慣習に最大限の注意を払った<sup>(7)</sup>。

帝国形成の二方策、即ち属国制と属州制のうち、アッシリアが征服地を平準化し(「強制移住」*masāḫum*)、属州化することに力をそそいだのとは対照的に、ペルシア帝国では、右に見る通り、征服地を直接統治下に移す前に当座は属国の地位に留めておく政策がとられた<sup>(8)</sup>。短期間に制圧した広大な版図にコンパクトな統治の網を張り、征服した諸

国家の内部にまで関与するには支配民族の人的資源が充分でなく、それ故、とりあえずそれらの国々の軍事力を個別にペルシアに繋ぎ留めておくことだけで満足するほかなかったからである<sup>(9)</sup>。

もとより、帝国統治の徹底は属州化によるほかはない。ペルシア帝国として、上述の如く、既に前五四九年にペルシア人総督による征服地の支配に着手していた。続いて前五三五年、「バビロン」(即ち全メソポタミア)及び「エウフラテス河以遠」(でそれまで新バビロニア王国に属していた地域)が *Babli u Ebir nari* という単一の属州になり<sup>(10)</sup>、ペルシア人 *Gubaru* がそのサトラップ (*pahatu/xšaqapavan*) の地位につき *Ušiani* がそれに続く。エジプトにもカムビュセースによってアリュアンデースがサトラップ (*Polyaen*, VII 11, 7. VIII 47; cf. *Hdt.* IV 166, 1: *τῆς Ἀλυρῶνος στρατοῦς*) として任命される<sup>(11)</sup>。 *Babli u Ebir nari* はまもなく二分され、ダーレイオスの第二年(前五二〇—一九年)には *Ušiani* がメソポタミアの総督 (*amēl-pāpat māti Akkadiki*)、ペルシア人 *Thamnai* がエウフラテス以遠の総督 (*amēl-pāpat Ebir nari*) として見え、而して二人の総督のうち後者は前者の下に属していた<sup>(12)</sup>。

このような試行のあとをうけて、ダーレイオス *Dariyava(h)uš* (前五二一—四八六年) は国内での叛乱の鎮圧を機に、前五一八年、帝国全土に亘る属州制の導入を企てる<sup>(13)</sup>。このとき王は少くとも三〇以上の民族、五千万の人口を擁する領土に統治単位としてのサトラピーと二〇の徴税区 (*voas*) を設ける (*Hdt.* III 89, 1)<sup>(14)</sup>。これによつて帝国 (*ap. xšāga: akk. karru-ūtu* [DPh=DHD] 内での個々の地域のペルシア王に対する従属の度合いにかかわりなく、全土に貢税と軍役の負担が強いられる。徴税

区はサトラピーと重なり合うものもあるが、他方、それと一致しない徴税区もあった。<sup>(15)</sup> そのうちノモスの制度は劃一的・集権的な支配に貢献したが、サトラピー制は逆に分権的な勢力と融合する。<sup>(16)</sup> それは、やがて頻発するサトラップの叛乱に明らかな如く、帝国を分解に導く要因となる。サトラップは地方総督でありながらその地位が従属君主のそれに近いものであったからである。<sup>(17)</sup>

さて、ペルシア帝国はその中心部から遠く離れた東地中海地域で自治的に組織された都市国家と対面する。シリア・パレスティナ、小アジア、そしてギリシア本土に於いてである。シリア（フェニキア）はダーレイオスの新編成の時、第五ノモスとなり、またサトラップの統治下に置かれたが、それでも、たとえばテュロスやビュブロスやシドンと同じく独自の王を持ち続けた。<sup>(18)</sup> パレスティナでもサマリア市にはサトラップに下属する長官（*pāhar Samaritan*）が置かれたが、その地位が土着化し、世襲的な都市君主になった。<sup>(19)</sup>

小アジアでダーレイオスは屈服した諸ポリスを、アイオーリスからパムピュリアに至る地域の他のポリスと一緒に一つの属州に統合し（Hdt. III 90, 1: *paides polis*）その上、王に忠実なギリシア人をしてポリスの統治に当らせる方針を積極的に推進する。いわゆる「従属君主」*Vasallenyrann* の設置である。<sup>(20)</sup> ポリスの僭主がペルシア人に支援される例はそれまでもあったが、ダーレイオス以降、殆んど一般的な現象となる。<sup>(21)</sup> これによって一部のギリシア人が次に述べる如くペルシアの帝国統治（一）属国制と（二）属州制）の枠組の中に吸収される。

（一）従属僭主は軍政面でサトラップの下に属さず、独自の軍隊と艦隊

を率いる点で、上のフェニキアの王たちと同様、ペルシアの支配の網の中で特別な地位を占めていたが、<sup>(22)</sup> それでも、彼らは帝国のために自市の兵士を率いて戦ったことに変わりはない。その上、市からの貢税を支払い、<sup>(23)</sup> 市にペルシアの軍隊の駐屯を許したのであって、この点で彼らの立場はペルシアを取り巻く従属国家の君主の地位に相應するのである。

（二）サトラップの軍事指揮外にあったとはいえ、そのほかの諸般の事項に亘って従属僭主たちはサトラップの監視をうけ、サトラップの意に従って行動した。その意味では、従属僭主の地位はサトラップの下に属する地方長官（これもまた、パレスティナのサマリアに見た如く、サトラップ同様 *pāharan* と呼ばれた）のそれに相当する。<sup>(24)</sup> 実際、ギリシア人の眼にも従属僭主はサトラップに擬して捉えられていた。<sup>(25)</sup>

従属僭主の設置は小アジア西岸に留らず、更にギリシア本土でも準備される。ペルシア人は親ペルシアの立場（いわゆる *prohelios*）の政治家や門閥への支援に努めたが、一方、ギリシア人の側にもペルシアに積極的に協力して支配者としての地位を確保しようとする者があらわれる。テッサリアのアレウアダイ門閥の如きがそれで、この一族は、マルドニオスがギリシア本土（*Ekhas*）の「総督」*Strator*（Hdt. VII 6）になった暁には、タゴス職（これはテッサリア人の選挙で選ばれる）という不安定な地位ではなく、テッサリアとその周辺地域の世襲的君主の地位に就くことを希望していた。<sup>(26)</sup> *Strator* とはリュディアやエジプトの例に見た如く、サトラップのことである。ここにギリシア本土の門閥貴族が従属僭主に変身する芽があるといえよう。



ヘラスでのペルシア勢力のそれ以上の滲透は阻止されたのに反し、小アジアでは従属僭主の擁立はその後も継続して実行される。サモス出身のテオメストールは、サラミスの海戦で三段撓船を指揮してギリシア船を捕獲した功で、ペルシア人に推されてサモスの僭主となった(Hdt. VIII 85)。その時、同じ功により同じくサモス出身のピュラコス(ヒステイアイオスの子)はオロサンゲースとして広大な領地を与えられる(*ibid.* VIII 85)<sup>(27)</sup>。このことは、従属僭主の地位がペルシアの宮廷では「貢献者」の待遇に相応したことを明示していて、看過することができない。

ペルシア人が従属僭主を通じてギリシア・ポリスを勢力圏に取り込もうとして以来、ギリシア人は二重の制約を払いのけることを強いられる。一つは外から迫るペルシア支配の排除であり、二つは内にあるペルシアによる制圧に通じかねない僭主の出現を阻止することである。ペルシア戦争をその背景から叙述したヘーロドトスも、ペルシアの支配からの解放と国内での「自由」の回復が同時に達成されたポリスの代表的な例をいくつか挙げている。ペルシア戦争後も、外からのサトラップによる働きかけは続き<sup>(28)</sup>、ギリシア人はそれが国内での僭主政を惹起することを怖れる。内外の専制政への不断の警戒がポリス市民の構える基本的な姿勢となり、それが「自治と自由」の標語として彼らの間に定着するのである。

もとより、内外の独裁政への市民の戦いは夙にペルシア戦争以前から繰り返され、自治といい、自由というも、それらは自立した都市国家が市民によって運営された限りでポリスの最初からあったと考えら

れる。「自治と自由」はギリシアとペルシアの関係からだけでなく、ポリスとポリスの葛藤の中からも形成されたものである。それ故、ギリシア人が古典期に宣揚した「自治と自由」という公式の中には、ポリス間世界でのギリシア固有の発展がそれを取巻く一層大きな環境、即ちオリエント的背景と接合し、結晶した姿が刻み込まれているといわなければならない。

今やポリスのあり方そのものとなった「自治と自由」のうち、「自治」とは、内ではポリス市民がポリスの法(及び国制)を制定・運用し、ポリスの官職者たちを選出ないし監視し、且つポリスの法廷で至上権を行使している様態をいい、外との関係でいえば *αὐτοκράτορας* にして且つ *ἀρχοκράτορας* であること——「貢税」*εἶσος* と「駐屯軍」*σποράων* から解放されていること——を指す<sup>(29)</sup>。国際政治の舞台では *αὐτονομος καὶ ἐλευθερος* [Demosh.] XVII 8) といえは、「自治」に力点があつて、「自由」は標語的に附加され「自治」と同じことを意味している場合が多いが<sup>(30)</sup>、しかし、ギリシア史の進展の中で「自由」が特別な意味を帯びた時代があつた。いうまでもなくギリシア古典期である。この時期にあつては、当初、国内でのテュラニスに対する市民の自由は「平等」*ἰσωνμία* という概念で捉えられ<sup>(31)</sup>——「自由と平等」こそギリシア人の国内の秩序をあらわす標語であつたばかりでなく、ペルシア人もそれを神権的な王を尊崇する彼らの態度と対照させていた(Plat. Them. 27)——、やがて「平等」は「民主政」*δημοκρατία* という語で置きかえられる。「自由」とは国内での僭主政からの自由、その帰結としての民主政のことである。「自治と自由」といえば、民主政の樹立によって内外の専制勢力から

解放された状態を指すことになった。内での民主政が外に向っての国家の独立を保証するところのこと——これこそ「自治と自由」の名の下にギリシア人が到達した窮極の境地でなければならぬ。<sup>(32)</sup> 民主政とは「デーモス」*dēmos*の支配である。本論がデーモスを起点とする所及びある。

註

- (1) Vgl. H. Bengtson, *Kleine Schriften*, 87 f.
- (2) H. Bengtson, *aa.O.* 93.
- (3) H. Bengtson, *aa.O.* 105 f.
- (4) H. Bengtson, *aa.O.* 90; Ed. Meyer, *Geschichte des Altertums* IV 1, 5. Aufl., 1954, 21. 上の称号の継承の経路については R. N. Frye, *The Institutions*, in: *Beiträge zur Achämenidengeschichte*, hrsg. von G. Walsen, *Historia Einzelschriften* 18, 1972, 82 参照——ハントナーがハムデトンを經由してバクトリヤへ——。「諸王の王」の称号はその後各地で用いられるが、バクトリヤの *an mlkm* (lord of kingdoms) については cf. H. L. Ginsberg, "King of Kings" and "Lord of Kingdoms", *AJSL* 57, 1940, 70-74. またバクトリヤ *axayadiya dahyūnām* (bab. *šar matati*) の称号(バクトリヤ朝の普遍帝国の尊称——*Universalität*——バクトリヤ王の称号として Ed. Meyer, *aa.O.* 21 参照)。「バクトリヤ王」は「バクトリヤの王」「バクトリヤの王」「バクトリヤの王」「バクトリヤの王」等々の称号を指したが、タセルタセース (*Xšayarša*) の第五半の尊「國々の王」を標準的な称号とする (A. T. Olmstead, *Darius and His Behistun Inscription*, *AJSL* 55, 1938, 413; G. Cameron, *Darius and Xerxes in Babylonia*, *AJSL* 58, 1941, 324)。<sup>(33)</sup> かへしてバクトリヤ朝後期の王が及びバクトリヤ王の称号を共用する (I. Oelsner, *Ein Beitrag zu keilschriftlichen Königsinschriften in hellenistischer*

*Zeit*, ZA 56, 1964, 265)。

- (5) Vgl. H. Bengtson, *aa.O.* 88.
- (6) H. Bengtson, *aa.O.* 91 f.——行政機構の存続の例は S. 90. Anm. 25 に詳しく——。「バクトリヤ」は「それまで通り」バクトリヤ人の総督 *Nabu-abhe-bullit* (最後のバクトリヤ王 *Nabo-vid* のトビヤの地位とあつた) に継承する (M. A. Dandamayev, *Politische und wirtschaftliche Geschichte, Historia Einzelschriften* 18, 21)。<sup>(34)</sup> 尚「バクトリヤ」の称号は「バクトリヤの王」「*šar Babil*」, *šar matati*) 等々の父キヤロス王の dual kingship として W. H. Dubberstein, *The Chronology of Cyrus and Cambyses*, *AJSL* 55, 417-419 参照。
- (7) Vgl. H. Bengtson, *aa.O.* 89; K. M. T. Atkinson, *The Legitimacy of Cambyses and Darius as Kings of Egypt*, *JAOS* 76, 1956, 167 f.——バクトリヤ朝はバクトリヤとバクトリヤの王「國々の王」として称号を継承し、バクトリヤを帝国の他の部分から区別する意図がみられる (右の称号の前半はバクトリヤの三半の王の称号であり、後半は *axayadiya dahyūnām* の語である [p. 167, n. 3])。
- (8) H. Bengtson, *aa.O.* 86 f. 上の西帝国の政策の相違は「マシリア帝国が多々の小王国や都市国家との数世紀に亘る戦争を経て形成されたのに対して」バクトリヤ帝国が短期間に西帝国を征服して生れたことと起因している (vgl. Ed. Meyer, *aa.O.* 46 f.)。尚「比較的早く」また容易にバクトリヤの征服が進んだことについては M. A. Dandamayev 氏「小アジア・バクトリヤ・バクトリヤ都市の商人が、交通路を安全ならしめる強大国の生成に重大な関心をもっていたこと、敵側の連合形成が失敗に帰したこと、バクトリヤ軍が農民と牧夫から成り (Ackerbau und Viehzucht treibende freie Bauern) 兵士の間で階級差がまだ生れていなかったこと」バクトリヤ王の行政バクトリヤ司祭団の間の激しい対立のあったこと等を (a.a.O. 16)。
- (9) G. G. Cameron, *Ancient Persia*, in: R. C. Dentan (ed.), *The Idea of History in the Ancient Near East*, 1955, 92 f.
- (10) *ebir nārim* 及び *birit nārim* ('Mesopotamia') の巨艦の用は (a.a.O. 92)



サトラップの地位は従属君主のそれに対応していた。

- (18) その意味では「テュロス」は「自由」を欠きながらも「自治」は享受して来たところ (O. Eiblfeldt, *RE VII A 2*, s.v. Tyros, 1891)°。フニキヤ諸国(一定限度内での自治を享受)°。カドモニヤス王の時ついで全メカドメネース朝期を通じてフニキヤ艦隊の中核をなしたが相互の間でのついで関係はついで H. Hauben, *The King of the Sidonians and the Persian Imperial Fleet, Ancient Society 1*, 1970, 1-8 参照——a federation under Sidonian leadership といふべし。フニキヤ海軍のシドン王その他の諸王に依りて a *primus inter pares* といふべきである。
- (19) Vgl. Beer, *RE I A 2*, 1920, s.v. Samaria, 2103; C. F. Lehmann-Haupt, *aa.O.* 137; M. A. Dandamayev, *aa.O.* 23 mit Hinweis auf: F. M. Cross, *The Discovery of the Samaria Papyri, The Biblical Archaeologist 26*, 1963, 110 f.
- (20) Th. Lenschau, *RE VII A 2*, 1943, s.v. Tyrannis, 1836: Stadtvögte.
- (21) Th. Lenschau, *RE IX 2*, 1916, s.v. Jones, 1882.
- (22) A. Christensen, *aa.O.* 270; C. F. Lehmann-Haupt, *aa.O.* 135. 但フニキヤの都市国家では王が貨幣を鑄造したのに対し、ギリシヤ・ホルスの貨幣では市の指標と名称はあつても、僭主の名はみえなかつた (Ed. Meyer, *aa.O.* IV 1, 52)°.
- (23) Ed. Meyer, *aa.O.* IV 1, 52. ダーレイオスは磨崖碑文で「余はそれらの(フニキヤの)外部に獲得した国々」を支配せり。それらは余に貢税を負えし (*manā bājim abarātā*) といふべきである (e.g. DB I 19; cf. R. G. Kent, *Old Persian*, 2. ed., 1953, 117)° *bāji-* はギリシヤ語 *basileus* に対応する (O. Murray, *O'APXAIIOΣ ΔΑΣΜΟΣ Historia 15*, 1966, 150 ff.)°.
- (24) サトラピー制の下では地方行政の長は、行政区劃の上での秩序にかかわりなく、すべて公式にもサトラップと呼ばれる (このことは帝国の消滅に至るまで変りはない)。ギリシヤ人の歴史家がサトラピーの総督だけなく、その下部の区域の長をもサトラップと呼んでゐるのはそのためである (H. Bengtson, *aa.O.* 92)——地方行政区劃の上での秩序に対応して、それだけの長に別々の官職名が附されるのは、ヘレニズム王国での新しい現象 (S.

93)——。

- (25) ヘロドトスではポリスの独裁者だけでなく、ペルシヤ人のサトラップ・カドモニヤスと置かれたところ (V 32; cf. J. E. Powell, *A Lexicon to Herodotus*, 1938, s.v. *regulus*)°。サトラップがフニキヤ大王の宮廷 (*hazarapatīs* の護衛兵のあり方——この大王の護衛兵(千人隊)の隊長 (*hazarapatīs* = *γλαδύτης*) はのちの大王に次ぐ位階、即ち、宮宰 (*aiartyatsēs*) の職に相当 (Diod. XVIII 48; Corn. Nepos, *Conon 33*; vgl. P. J. Junge, *Klio 33*, 35 ff.)——) に依りて独自の護衛兵を抱えていたのに対応して、従属君主の中にも護衛兵を従えるものもあつたことが、サトラップとテュロスの同一視に關係してゐると思われる。ギリシヤ人が内での独裁者、僭主に対して、外からの抑圧者と考へてゐたのは直接にはサトラップのことで、それなるとフニキヤ王がなつて *basileus* といふ、ギリシヤ人といふ、*basileus* といふ (vgl. C. F. Lehmann-Haupt, *aa.O.* 90)°。このサトラップによる支配の先端に従属僭主が位置してゐたのである。フニキヤ帝国はそれを手掛けたつてギリシヤ世界を独自の勢力下に置くことを企図したのである。
- (26) H. D. Westlake, *The Medism of Thessaly, JHS 56*, 1936, 15.
- (27) サトラップが半ば独立的な存在であつた上で、更にサトラップの権限の及ばない領域が国内の各地に散在してゐた。その一つが、王から与えられた世襲的な所領(領地・都市)である。この分権的な所領こそペルシヤ帝国を特徴づけるものである。王妃で自ら独立した自己の所領を經營してゐた (ダーレイオスの王妃アルテタネネの場合) といふは、W. Hinz, *Achämenidische Hofverwaltung, ZA 61*, 1971, 298 f. 参照)°。ダーレイオスが僭称者がウマタを倒した時、王を助けた六名の貴族(すわゆる六名の *vis-pati* とは別)の家族に後の王の手で保護が与えられるべく、ダーレイオスにより申し置かれてゐた (DB IV 80-83)°。そのうちオタネース (*Urtana*) 及びビユタルネース (*Vidarna*) の子孫はカッシドキヤとアルメニアに所領を与えられた。貢納者 (*sepyētyē*)、即ちオロサンガース (*ōpōdtytyē* = *huzarzakā*) に贈り物——普通は軍隊——を与へることはペルシヤ獨特の慣習である (Hdt. IX 109)°。上の二人の子孫の場合もオロサンガイに對する下賜に當ると考へられる。彼らには戦時に軍隊を提供する義務があつた

が、王から貢納免除の特権と従属民に対する裁判権が与えられていた (A. Christensen, *aa.O.* 271. 彼によれば *šooatirrys* という称号はベルシムより古くメディムに溯る [S. 261, *Ann.* 11])°。

(28) 王家の一族がサトラップ職を占めることが多かったこと (その例は A. Christensen, *aa.O.* 269 に列挙されている) サトラップが広大な所領を抱えていたこと (Xen. *Hell.* IV 1, 15 sq.) またこの職が数世代に亘って世襲された場合 (たとえばダスキュレイオンのサトラップ) も稀でなかったことなども関係して、任地でのサトラップの地位は君主のそれとほとんど区別できないものとなっていた。否、サトラップは時には独自の行動に出ることさえあった。このような地位を直接に支えていたのはサトラップの率いる軍隊の存在である。フッシリアで、王の直属の軍隊 (*kisir šarrūti*) に対して属州総督指揮下の軍隊が大きな比重を占めるようになったことは上述したが、同じことはベルシム時代にも (ベルシム人の *kara* の軍隊に対する現地徴募の軍隊) ベルシム時代 (ティアドロイ期) にもいえる。ティアドロイ期には王の軍隊 (*šaarūti šūvanus*) に対してサトラップの軍隊があり、たとえば、ヒロニムのサトラップは *rab puḫri māi Akkadī* (メッカド地方の徴募軍の長) と呼ばれていた (S. Smith, *Babylonian History*).

*cal Texts*, 1924, p. 140; vgl. H. Bengtson, *aa.O.* 99)°。メソポタミアに没した時点でサトラップの公式では *rab puḫri* と呼ばれていた (S. Smith, *op. cit.* p. 145)°。

(29) もとよりこれは一般的な規定であって、現実には公式の文書でこれを逸れる規定を含んでいった。この点については Ed. Meyer, *aa.O.* IV 1, 58, *Ann.* 1 に詳し。

(30) H. Berve, *Das Alexanderreich I*, 1926, 229, *Ann.* 2.

(31) Cf. R. Seager, Alcibiades and the Charge of Aiming at Tyranny, *Historia* 16, 1967, 6——ローレンスによれば *isovoin, isovoin, isokartn* のすべてがテラリスに对照される (V 37, 2; 78; 98 a, 1; cf. III 80, 6)——。

(32) ベルシム王は功勞のあつた臣下に衣裳を賜するのを常としたが (Est. 6, 8; Plut. *Artaxerx.* 5) キリシムで「自治と自由」が宣揚されたころ (ca. 450 v. Chr.) エジプトの *Jahamulek* 王の「賜られた衣裳で装った像がつけられたこと」は (H. Gressmann, *Altorientalische Bilder zum Alten Testament*, 1926, Abb. 516; vgl. K. Galling, *aa.O.* 47) 同じ都市国家とはエジプトとの相違を示して象徴的である。

# 前篇 ポリス理念の形成と展開

——デーモスからパトリオス・ポリリーテイアまで——

## 第一章 ポリス生成期のデーモスとアゴラ

### (一) 序 (ミュケーナイ末期の王国)

文化や生活様式のほか、王国の組織や行政の面でもクレータの先例を撰取しつつ成長したミュケーナイ人は、やがてクレータの影響を脱して独自の性格をもった国家をつくりあげる。大は戦車から小は象嵌に描かれた戦闘図に至るまで、ミュケーナイ期の出土品の与える印象は何よりも当時の国家の軍事的な特徴であって、それはクレータ人の場合と著しい対照をなしている(前一六世紀に東方から戦車がエーゲ世界に入りながら、クノッソスでそれが大量に用いられるのは本土のギリシア人がこの地を支配した前一五世紀後半のことである)。実際、クレータの宮殿破壊(前一四〇〇年)の後、ミュケーナイ人はヒッタイト人と並んで、地中海世界で戦車を用いる最も有能な戦士であった。<sup>(2)</sup>

同時代の記録から知られるミュケーナイ期ギリシア人の王国は最末期のそれに限られる。ペロポネーソス半島西岸部に位置したピュロス王国では王(*wanaka*)<sup>(3)</sup>に次いで軍隊の最高司令官(*lawagetas*)<sup>(4)</sup>が第二の地位を占め、王と同様にテメノスをもち(但し広きは王のその三分の一)、

多くの従者をかかえていた。<sup>(4)</sup> 王国の軍隊の具体的な様子はいわゆる O.K.A 文書にある程度まで窺うことができる (An 657, 519, 654, 656, 661)。<sup>(5)</sup> そこには海岸を防衛する一〇軍団があがっており、各軍団の指揮者(二名)、駐屯地、<sup>(6)</sup> 副官(三〜七名)、<sup>(7)</sup> 兵士(三〇〜一〇名)、<sup>(8)</sup> *egeta*(〇〜三名)<sup>(9)</sup> につき名称ないし人数(兵士の場合のみ)が記されている。人名で記載された指揮官、副官、*egeta*と一〇名単位の人数で記録された兵士とのちがいは明白で、それは騎兵(《chevaliers》)として戦車を用いる戦士階級と歩兵(*trainses*: 《infanterie》)として徴発される階級との区別である。<sup>(10)</sup> そのうち、前者の戦士階級は *kalfor* と呼ばれて、ミュケーナイ社会の貴族層を形成したと考えられる。<sup>(11)</sup>

一方、歩兵としてかり出された人々の王国での地位は、ピュロスの主神ポセイドーンへの奉納者と奉納物を記した一文書(Un 718)から推察できる。そこには、奉納者として王 *lawagetas* に次いで *dano* (*daios*)<sup>(12)</sup>があがっている。*daios* は *lawagetas* (おそらく王家のもの)が指導する *kalfor* の下に位置する階級である。<sup>(13)</sup> それは別の文書(Er 01)では *tekeraw* で代表されているが、*daios* にはそのほか、貴族・戦士

に属さない全自由民が含まれる<sup>(14)</sup>。 *damo* はまた村落のことであるが<sup>(15)</sup>、その共同体としての性格は次の諸点に認められる<sup>(16)</sup>。まず、土地利用についてみるに、 *damo* に属する土地には村から (*paro damo*) 村人に貸与される部分のほか、分割されずに共同で用いられる部分があり、この共有地を村人が「村の奴隷」や「村の荷獣」を使って耕作したり、牛飼いや豚飼いが放牧に利用している。第二に、これらの土地の利用者の支払いから成る村落の収入は、村の活動の運営費のほか、物々交換による必要物資の確保、王宮に対する貢納および神殿への奉納のために費消される。第三に、村落は、王宮を代表する役人の監視または管理の下にあるとはいえ、事実上、村人の手で運営されている——たとえば *damo* の土地の分配には *kononoko* の一団が介在した<sup>(18)</sup>。

O-KA 文書の中の指揮官、副官、 *egeta* は他の文書で *gasileu* 又は *korete* として登場する。 *gasileu* (*Basileus*) はいくつかの村を含む領域を支配するもので、ピュロスには一二名の *gasileu* がいた。他方、王は国土全体に二つの州 (*province*) を設け、州を更に郡 (*district*) に分け、それぞれの郡に長官 (*korete*) と助役 (*porokorete*) を置いて統治に当らせた。 *gasileu* も王のために支配領域内の自由な職人のグループを徴発するなど、王に対して奉仕の義務を負っているが、行政面での *korete* とは系統を異にしていた<sup>(19)</sup>。 *korete* や *porokorete* が各行政区の中心地に居を定めるのに対して、 *Basileus* はそのほかの中小の拠点にも居た<sup>(20)</sup>。それは人為的に設けられた役職ではなく、自生的な地位である。自生的とは部族あるいは氏族を代表するものというところである<sup>(21)</sup>。その意味では *pyloBasileus* またはその原型と考えられる<sup>(21)</sup>。各 *Basileus*

は一つの *kerrosija* (*repousta*) をもち、これが彼らを補佐し、あるいは彼らに勧告した。 *Basileus* は、諸家族の長たちの集会に支えられた、ある程度自治的な共同体の指導者であった<sup>(22)</sup>。

中心市 (*faaru*)——王宮 (*faakrepon*) を擁する城塞とその下にひろがる町 (*civic center*) であるが、城壁はない——に依拠する王に対して、主に農村部に拠を占める戦士貴族 (*kafo*) が興隆する。そして、ドーリス人が侵入し、王国の崩壊に至る混乱期に農村部の城塞 (*kafo*) が中心市を圧倒する——「ポリス」 *Polis* という語はそこでの戦争 (*Polis*) の中から生れてきたのである<sup>(24)</sup>。かくして、ミューケーナイ期の *wanaka* がその地位を維持できなくなったあと、 *Polis* を中心に今や *basileus* が比較的小地域の支配者として登場する<sup>(25)</sup>。彼らは *Polis*——これは逃げ城でもあった——に救いを求める人々を配下にうけ入れる一方、混乱と戦争をくり抜けて生き続けた近辺の諸共同体を従え、王として統治する<sup>(26)</sup>。その後、本土から小アジア西岸に移住するギリシア人がその地に移植するもののような規模の王国であった。

註

- (1) V. Ehrenberg, *Epochs of Greek History, Greece and Rome 7*, 1960, now in: *Polis und Imperium*, 1965, 22. クノータのゼカドマイトとの関係については H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 33; T. B. L. Webster, *Von Mykene bis Homer*, 1960 (engl. Originalausgabe, 1958), 24ff., 96.
- (2) F. Schachermeyr, *Ägäis und Orient*, 1967, 60f.
- (3) *wanaka* の性格を考える際に、この語が文書でピュロス王国の君主のほか、若干の神について用いられることは示唆的である (cf. M.



- Lejeune, *Le δaïnos dans la société mycénienne*, *REG* 78, 1965, 3°
- (4) *larugetas* (ヤウゲタ) は「兵士」の意である。M. Lejeune, *op. cit.* 5) は「兵士の」の意である。cf. G. Pugliese-Carratelli, *Aspetti e problemi dalla monarchia micenea*, *La Par. del Pass.* 14, 1959, 402°
- (10) O-KA 文書は M. Ventris / J. Chadwick, *Documents in Mycenaean Greek*, 2. ed., 1973, 183-194; L. R. Palmer, *Military Arrangements for the Defence of Pylos*, *Minos* 4, 1956, 120-145 (id., *The Interpretation of Mycenaean Greek Texts*, 1963, 147-163); H. Mühlstein, *Die oka-Tabletten von Pylos*, 1966; E. Risch, *L'interprétation de la série des tablettes caractérisées par le mot O-KA*, *Athenaeum* 36, 1958, 334-359; M. Lejeune, *La civilisation mycénienne et la guerre*, dans: J.-P. Vernant (ed.), *Problèmes de la guerre en Grèce ancienne*, 1968, 34-43; 木田秀興『ミケーネの戦争』147-163、164-173頁、参照。
- (9) 米澤忠邦「ミケネの村」49頁、参照。
- (8) 米澤忠邦「ミケネの村」49頁、参照。
- (7) 米澤忠邦「ミケネの村」49頁、参照。
- (6) *egeta* は「村」の意である。M. Ventris / J. Chadwick, *op. cit.* 33f., 39: *Aufseher? Verwalter eines Küstenbezirks?* (cf. *στρατός, comes*) *μυκήνης* (Mycenaean Greek Texts from Pylos, *Trans. Philol. Soc.* 1954, 51 ff.)。1. G. Pugliese-Carratelli, *Egeta*, *Minoica* (Festschrift für J. Sundwall), 1958, 319-326 は O-KA 文書は *egeta* は *comites* である。sacerdoti *μυκήνης*。M. Lejeune, *op. cit.* 43 は *egeta* は *patronyme* である。une caste héréditaire *cf.* M. Ventris / J. Chadwick, *op. cit.* 545: 'followers', i. e. companions of the king, important officers of the court.
- (19) M. Lejeune, *op. cit.* 31 f., 41. 参照(木田秀興)
- (11) G. Pugliese-Carratelli, *La Par. del Pass.* 14, 426; i guerrieri e grandi proprietari di terre.
- (12) M. Lejeune は *dano* は *anthroponyme* である。tafos は *anthroponyme* である。une classe militaire (tafos) である。une classe civile (daïnos) である。Tablets and Economic History, *EHR* 2. series, 11, 1958, 96: *danos* (the third order of free Mycenaean society).
- (13) Cf. G. Pugliese-Carratelli, Note su testi «micenei», *Atti e Memorie dell'Accademia Toscana di Scienze e Lettere* 21, 1956, 17 ff.: un'equazione *daïnos* = *τελεσται* = *κρονοβόχοι*.
- (14) G. Pugliese-Carratelli, *La Par. del Pass.* 14, 426: gli agricoltori, i *τεσται*, i *δεσποδοκτοί*, i *ιαρτίες*, i *διφδραφδοκτοί* ed altri funzionari del Palazzo e del regno.
- (15) M. Ventris / J. Chadwick, *op. cit.* 265: *damos* probably means no more than Village, as opposed to Palace, and the *telestai* may well have been regarded as important members of it.
- (9) G. Pugliese-Carratelli, *Atti e Memorie* 21, 18: come «persona giuridica»。
- (16) 米澤忠邦「ミケネの村」49頁、参照。
- (17) M. Lejeune, *op. cit.* 16. Cf. M. Ventris / J. Chadwick, *op. cit.* 265: in addition to holding 'private plots' in village, they (= *telestai*) may themselves have sat on the council responsible for allotting the leases of communal plots 'paro *dāmōi*'.
- (18) G. Pugliese-Carratelli, *op. cit.* 13. 木田秀興「ミケネの村」大蔵「Korete」 Porokorete」『ミケネの村』195頁、111頁、参照。
- (20) G. Pugliese-Carratelli, *La Par. del Pass.* 14, 429.

- (21) G. Pugliese-Carratelli, *Atti e Memorie* 21, 13: esponenti di comunità minori organizzata su basi gentilizie, come le *kolonai*.
- (22) G. Pugliese-Carratelli, *La Par. del Pass.* 14, 430.
- (23) Vgl. H.-P. Drögemüller, *Städtischer Raum und politischer Machtbereich in der Entwicklung der griechischen Polis, Gymnasium* 77, 1970, 491.
- (24) G. Pugliese-Carratelli, *op. cit.* 428.
- (25) C. G. Thomas, *The Roots of Homeric Kingship, Historia* 15, 1966, 404.
- (26) C. G. Thomas, *op. cit.* 393. イオーニアへの移住の直前にアテーナイでも神殿が王宮附属のそれから独立の神殿になり、宮殿の破壊、*'vanax'* から *'basileus'* への地位低下がはじまる (T. B. L. Webster, *aa.O.* 210)。

## (二) ホメーロスに見えるデーモスと村人

前一〇〇〇年前後にイオーニア人は *'basileus'* に率いられて本土より小アジアの地に渡り、そこに所謂「ミューケーナイ期以後の王国」を移し植える<sup>(2)</sup>。その結果、アナトリア人の居住地を背後に控えたイオーニア沿岸地域に、宮殿を中心とする幾つもの局地的な小王国が生れる<sup>(3)</sup>。この王たちの定住拠点がのちに都市国家に発展するのである。そして、ホメーロスの作品の直接の背景をなすのはこの時期のイオーニアであった。われわれは、以下、叙事詩の中にポリス生成の事情を探るが、その場合、*'basileus'* だけでなく、民衆層、しかもアモロ<sup>(4)</sup>(集会・広場)に結集したデーモスという一層広い社会層の動向に視座が据えられるであろう。

ミューケーナイ文書で *dano* は村落を意味したが、ホメーロスで

も、たとえばピュロスは九つのデーモスから成立していたという如く (Od. III<sup>(4)</sup>)、全く同義で用いられ、また、貢納義務と共同体的性格をもっていた点でも変りはなかった。この時点のデーモス(村人より成る村落)にも共同体としての特性を認め得るということについては、次の事実が大きく貢献している。即ち、ギリシア人が最初に北方より到来した際ばかりでなく、ミューケーナイ期以後、アイオーリス人、イオーニア人、ドーリス人がそれぞれの新天地へ移住した時にも、血縁共同体として行動し、定着した後も村落を氏族の定住地と観念していたことである<sup>(5)</sup>。その反面、デーモスに隷属的な性格が附随していたことは、その貢納義務のほか、アガムムノンやメネラーオスが村落を自由に処分したという伝承からも窺い知ることができる (Il. XIX 153 sqq.; Od. IV 174 sqq.)。村落の住民がデーモスと呼ばれたとき、村人というばかりでなく、王・貴族 (*Basileus = aristoi*) に対する下層民を指すのはそのためである。

「村落」およびそこに居住する「村人」の意味が拡大して、そのあとデーモスに第二の、比較的新しい内容として「国土」および「国民」の意味が加わる<sup>(6)</sup>。その中でも叙事詩では「国土」の方が数多く見え (Od. VIII 555: *εἰς δὲ μὴν γὰρ τε γαῖαν τε πόλιν τε*)<sup>(7)</sup>、また時期的にも古い「国土」と「国民」が結びついて捉えられ、相互に区別できない例も少くない。いずれにせよ、デーモスは或る国土に住む全国民の意味になり (Il. XX 166: *πᾶς δήμος*)<sup>(8)</sup>、そこには民衆層ばかりでなく、貴族層の戦士たちも含まれる (Il. XVII 576 sq.)<sup>(9)</sup>。国民が王のためにテメノスを準備し、王権 (*Basileia*) を賦与したと解される個所もあ

(10) 一方、「国土」での権限が王に帰属し(Od. XI 353: τὸν [scil. Ἀκχιβέως] τὴν κἀκρὸς ἐστ' ἐνὶ δῆμῳ; cf. *ibid.* VI 196 sq.) また「国民」が王ないし貴族に統治されたことを示す表現の多いことは予想される通りである (cf. *Hom. Hym. Demeter* 151: δῆμον τε προδύουσι). その場合デーモスは王や貴族と区別され (IL. XII 213; Od. VIII 157: βασιλῆα τε πάντα τε δῆμον) 指導者層との間には距離が置かれている (IL. II 198)。

しかし、王・貴族・民衆の関係は決して固定的ではない。(11) 貴族は王権に対して不断に勢力を伸長しつつあった。ホメーロスの古層で彼らは「指導者たち」*ἡγήτορες* と呼ばれていたが、新しい層では「王たち」*βασιλῆες* という呼称で登場し、それぞれの王国内の各地に割拠している例が多いことは、この間の事情を反映したものである。この貴族層とデーモスとの関係については *καὶ* という語に含まれている多様な意味内容が示唆するところ大きい。即ち、貴族が *καὶ* と呼ばれる一方で (Od. XXII 54) この語は *δῆμος* の同義語としてあらわれ (IL. XVIII 497) デーモスと同様、貢納を義務づけられた人々を指している (IL. XVIII 225)。また *καὶ ἀργοῦσσαν* がある反面 (IL. XI 676) 兵士がデーモスと呼ばれ (IL. II 198) *δῆμος* と *καὶ* は区別なく用いられる (IL. XV 738; XXIV 776 sq.)。つまり、*ἀργός* の出身でデーモスと呼ばれた兵士が多数いたのである (Od. II 252)。右にあげた *καὶ* の種々の意味を歴史的に配列することは困難であるが、少くとも、非貴族のデーモスが兵士として戦争に参加することによって、次第に貴族層に接近して行ったという時代の趨勢は窺えるであろう。

興隆しつつある民衆(デーモス)は軍隊では勿論、アゴラ(集会)でも貴

族 (*ἀγορῶν*) と交る (Od. VIII 108)。ギリシアの兵士はたとえ戦争の中でも協議・裁判・供儀の必要が生じた際には集会を開いた。それは、或いは陣営で (IL. XVIII 245) 或いは船上で (IL. II 54; VII 384) 或いは戦闘の場で行われた (IL. VIII 489)。その場合、兵士の指揮者が伝令を通じて集会を召集する (IL. II 50; VIII 489)。『イーリアス』ではトラはアキレウスの楯の描写での裁判集会を除いて (IL. XVIII 497 sq.) すべて兵士の集会である。(14) 集会で発言する者は王や貴族に限らない。一般の兵士も声高に発言し (IL. II 198: δῆμον ἀνδρα... βοῶντα) テルシテースのように節度もなく礼儀をわきまえないものでもアガメムノンを非難している (IL. II 212 sq.)。デーモスの声は可否の表決だけではなかったのである。また叙事詩では *ἀγορά* (あるいは *βουλή*) が *πόλεμος* と対照され (IL. II 202; IV 400; IX 53) *ἀγορῶν κούδαιερα* (IL. I 490) という表現が *μάχην κούδαιερα* (IL. IV 225; VI 124; VIII 448) に照応している。戦争への参加が集会への出席に対応していたことが分る。そして、右のテルシテースが、アガメムノンの独り占めしている分捕品も、実は「われわれアカイア人兵士があなたに与えた」ものである (IL. II 227 sq.) 或いは「私なり、アカイア人兵士の誰かが獲ってきた」ものである (IL. II 231) といっているのは、集会での発言の背景を伝えて余すところがない。(15)

『イーリアス』の船の陣営では、集会や裁判 (*ἀγορῶν τε δέμους τε*) がいとも開催された場所に神々の祭壇があったが (IL. XI 807 sq.) 『オデュッセイア』では市の中心部にもアゴラ(広場)が神殿や祭壇と共にある。ピュロスにも (Od. III 31) イタカにも (Od. II 10) プアイアーキアに

も(Od. VI 266) シュリエーにもアゴラがあり(Od. XV 468) それらが日々の交りの場であった(Od. XVII 52-72)。そして、平時に伝令を通じて住民が召集されていることから明らか通り(Od. VIII 1 sqq.)。ここでの集会は兵士だけのそれではない。そのアゴラでは「国民の声」*δημοιο φημις* (Od. XV 468; XIX 527 etc.) を集めて、*τὸ δημόιον* (Od. II 32; cf. VI 61; XV 468) を審議する<sup>(18)</sup>。イタカ島でオデュッセウスの不在中に二〇年間も集會が開かれず(Od. II 26) アゴラの召集が王に依存していたように描かれているが、他面、イタカの民衆が独自に集會を開いた例もある(Od. XXIV 420 sqq.)。『オデュッセイア』のアゴラの記事は王政を前提としながらも、その中には既にポリス成立後の事情が多分に反映していると考えねばならない<sup>(19)</sup>。

都市が一層多くの人々を吸収<sup>(20)</sup>、城塞(*τροχιδεσσα*)のすぐ下に位置する集落(*αἶρα*)が発達するに依<sup>(21)</sup>て、富と生れで区別された周辺部の貴族層も中心市に集住し、人々は王の支配下を脱する<sup>(22)</sup>。国家の中心としての王とその宮殿はポリス神(*θεοὶ πολιτικοί*)とその神殿にとって代られる(vgl. Il. VI 88, 297-300; VII 82)。それに並行して国政の場が *τροχιδεσσα* から *αἶρα* に移る<sup>(24)</sup>。貴族層は王に代って国家運営の実権を握り、彼らの中から官職者を選び、またお互いの間で評議會を構成する。このようにポリスの成立は、後背地に勢力を占めた貴族層が中心市に集住して共和政的国制を採用することで完結するが、しかし、その奥には上述の如きデーモスの一層大きな動きのあったことを忘れてはならない。

ホメーロスの世界はポリス以前であって、都市国家としてのポリス

はまだその姿をみせていない<sup>(25)</sup>。しかし、それでも、例外的ながら最初期のポリスの状態を伝えると思われる描写がないわけではない。第一にはアキレウスの楯の条りである(Il. XVIII 478 sqq.)。この楯には中心部から順次、(一)大地・天空、(二)都市、(三)耕地、(四)放牧地、(五)河流が配されていて、(六)の部分で二つの都市での市民の状態が描かれている。一つの都市では外から市を攻め落そうとする敵の兵士たちが軍議を開いているのに対し、市内の兵士たちがアゴラ(広場)の前に坐っている情景がみられる。いま一つの都市の描写では広場での市民たち(*καὶ*)による裁判がテーマで、儀杖を手にした長老たち(*τῆσπερ*)が定められた石の椅子の上で、一定の手続きを踏んで意見を出し合っている<sup>(26)</sup>。第二には、プアイアーケス人のポリスを述べた箇所である(Od. VI 1 sqq.)。これは前八世紀に於ける植民による都市建設の状況を伝え、ここでは都市国家としてのポリスの性格が一層鮮明に浮き彫りにされる<sup>(27)</sup>。彼らを率いてスケリエー島に來たナウントオスはその地に城壁を築き、家々を建て、神殿をつくって人々を住まわせたというが、スケリエーのポリスのポセイドーン神殿の両側には集會のための広場があった(Od. VI 254-275)。民衆(デーモス)の集會(アゴラ)の発展はかくて広場(アゴラ)をばポリスの核として定礎するに至ったのであって——空間的にはそれは通常アクロポリス(もとの王宮があったところ)や城塞から離れたところに位置していた<sup>(28)</sup>——、そこに参集した民衆こそポリス市民の原型をなすものである。

註

(1) V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 2. ed., 1973, 6: the 'Ionian



Männer なみあはれむじやむじやむじや所むじや (V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 2. Aufl. 1965, 64)° 臣國語の 'army' をแปลするに  
 へるの語を讀むに C. B. Buck, Words for 'Battle,' 'War,' 'Army,' and  
 'Soldier', *Cl. Phil.* 14, 1919 などその語を於て 'people, host, band,  
 multitude' など譯来するに於て確認 (p. 9)°

(14) Ssanto, *RE* I 1, 1893, s.v. Agora, 877: bloß kriegerisch. なるに於て  
 十の十の田圃語に於て其の語の語を於て (A. Mannmann, *Der  
 Kleine Pauly* I, 1964, s.v. *ἀγορά*, 141)°

(15) G. T. Griffith, Isegoria in the Assembly at Athens, *Ancient Society  
 and Institutions: Studies Presented to Victor Ehrenberg on His 75th  
 Birthday* (hereafter cited as *ASI*), 1966, 117 は其の語を於て其の語の語  
 田圃に於て (II. XIV 113: *παρὸς δ' ἐξ ἀγαθῶν καὶ ἐπὶ τίμωσιν εὐνομίαι  
 εἶναι*) *isegoria* を the narrowest of aristocratic circles に限定する。確  
 かに前者 (II. II 198) の兵士は其の杖を手にしたオテュッセウスに怒鳴り  
 つたふれ、其前は戰場に於て會議でも物の数に入らぬ男ではないかと叱  
 られる。また後者(テレスチア)も無遠慮な言葉の故にオテュッセウスに  
 笏杖を打たれて懲らしめられる。しかし、その時、並みいる兵士たちがテ  
 レシテウスを戒めたオテュッセウスの処置について、無作法な男に集合で  
 の發言を封じてくれて自分たちの良い教訓になった、と云うことゝなる。  
 (II 274)「看取せよ、神は一般の兵士に於て發言を許す、*isegoria*」な  
 るに於て一語の王・貴族に限定されなかつたことを示してゐる。  
 注はなす。

(16) W. Donlan, The Tradition of Anti-Aristocratic Thought in Early  
 Greek Poetry, *Historia* 22, 1973, 150. Donlan はテレスチアの演説の  
 中に the heroic ideal (II. I 121 sqq.; IX 307 sqq.) とは全く異質の考えを  
 見、その common soldier's view of warfare がブルキロノスのそれと通  
 ずる、と云ふ。

(17) C. G. Thomas, Homer and the Polis, *La Par. del Pass.* 21, 1966, 9. 尚  
*Od.* XX 264 sq. の *δῆμος οἶκος* を Thomas は *kaós* の個人の家のなけれ  
 ば、アトリスに設けられた公共の建物である、と云う可能性を指摘 (p. 12)° 因

に *ἀγορῶν* (town hall: *Hdt.* VII 197, 2) は *kaós* 及び *kaós* の派生語で、  
*δημόσιον* の義 (W. W. How/J. Wells, *A Commentary on Herodotus* II,  
 1912, 219)°

(18) 上の二語は「キスの神を同神に」公認する (δημοίον: *Od.* III 82 et  
 passim) と私的な (ἰδίον) が区別され、人々の間「全国民」*πᾶς δῆμος*  
 (*Od.* XXI 7) と云ふ語を譯すに於て、*δημοκρατία* と云ふ語  
 の語 (cf. K. Murakawa, Demurgos, *Historia* 6, 1957, 385 ff.) *δημοκρατία*  
*πατρίδος* なる表現の中に、私的な語の語を於て、國民全体に属  
 する語の語を於て (cf. W. Donlan, *La Par. del Pass.* 25, 384:  
*δημοκρατία* = 'those whose special skills are at the services of the whole  
 community'; *δημοκρατία* *πατρίδος* = 'a leader who misuses and misapplies  
 the substances which belongs to the whole community')° キーヤクは  
 次第に國家の公認するものとなる。

(19) T. B. L. Webster, *op. cit.* 454.

(20) V. Ehrenberg, *aa.O.* 53, 57.

(21) 叙事詩には「シケケーン・タイプ」の城塞 (王家の一族がこゝに拠る) が  
*πυλαία* 人々の居住する *lower town* が *ἀστυ* として市全体の景觀が  
*πόλις* と云ふ (C. G. Thomas, *op. cit.* 6)° 尚、城壁の語に  
 は、古スッ・マナには前九世紀半までは城壁を於て (J. M. Cook, *Old  
 Smyrna*, *JHS* 72, 1952, 13; C. G. Thomas, *Historia* 15, 401)°

(22) M. P. Nilsson, *Historia* 3, 266.

(23) ホメロスに於て神々を捧げられた神殿は、アトリスをテリスと並んで  
*civilize* するに於ての神々の神々 (cf. *Od.* IX 112-115)° *Il.* VI 297-300 に  
 は女神祭司がとりしきり、アトリスに於て、C. G. Thomas, *La Par. d.*  
*Pass.* 21, 7 はアトリスに於て *communal manifestations* の發展を示す。  
 彼はまた S. D. Markmann の研究によつて、幾何学様式の時代に發生  
 した神殿建築を列挙 (p. 10)°

(24) *πυλαία* が村々を支配していた國家からポリスへの發展は具体的には  
 城下市 (*ἀστυ*)——これが「中心市」*ἀστυ* となる——への集住 (*συνοικισμός*)  
 であつた。小アジアのアトリス (Hochburg) とその斜面上に於ての

- トは位置する Wohnstadt として H. P. Drügemüller, *a.a.O.* 499-503 参照。彼は本土のポリスの成立は「所謂第一次住民の(本土の)派生」だとする通説に反対して、ギリシア・ポリスは既に以前から「メタナーナイ期の城塞(Burgen)と城下市(Unterstädte)の中に存在したのだ」として、それはドーリス人の侵入以後、本土から小アジア沿岸地域に移殖されたところから(S. 491 f.)、そこでは定住形態が論じられているだけである。
- (25) F. Gschnitzer, *Stadt und Stamm bei Homer, Chilon 1, 1971, 1H.* 参照。Vgl. dagegen W. Hoffmann, *Die Polis bei Homer, Festschrift für Bruno Snell, 1956, 153 ff.*; R. Werner, *Probleme der Rechtsbeziehungen zwischen Metropolis und Apolkie, Chilon 1, 1971, 28*——都市(*polis = ástis*)の住民(*politikoi*)の方が平野の住民(*dyopolitai*)よりも数的に優勢であったとみる。但し、都市的景観がより整ったもの(たとえば *sioutayra polis*)、それならばポリスではなす——。
- (26) C. G. Thomas などの例の中で、王が持つべき裁判権(*Il. XVI 542; Od. III 244; XI 568 sqq.*)が王に属していた *'basileis'* (彼ら)が、官職者としての代わりの「行使された」段階を見る(*La Par. del Pass. 21, 11 f.*)。すなわち、裁判が比較的早く制度化されたのが注目される。R. Sealey, *Ephialtes, Cl. Phil. 59, 1964, 14 f.* は後者に描かれた訴訟の背景に民衆の集会が控訴審か、最終審の機関となり得た事実を引く。Cf. F. Moreau, *Les assemblées politiques d'après l'Iliade et l'Odyssée, REG 6, 1893, 250*: *L'agora est une assemblée générale, la boulè est un conseil de chefs; l'agora décide, la boulè conseille. Les deux traits combinés attestent le caractère démocratique des institutions homériques.* そのほかホメロスの「モラ」については Szanto, *a.a.O.* 877 f. 参照。集会の機能が歴史的に変化した過程は捉えにくい。叙事詩の古層ではある程度の決定権があったが、新層ではデーモスはただ聞かだけの役割しか果たさず、とまれ(A. Fanta, *Der Staat in der Ilias und Odyssee, 1882, 87 ff.*)。また「前一一九世紀には貴族層の興隆の結果、軍会は次第に後退して、誓合のすれかを答えるだけになった」ともいわれる(V. Ehrenberg, *a.a.O.* 22)。

- (27) V. Ehrenberg, *Von den Grundformen griechischer Staatsordnung, SB Heidelberg, phil.-hist. Klasse, 1961, 3. Abh., jetzt in: Polis und Imperium, 110.* Vgl. M. P. Nilsson, *a.a.O.* 266.
- (28) W. A. McDonald, *The Political Meeting Places of the Greeks, 1943, 35 f.* McDonald は、王宮の庭が集会の場所であった点でクレータ、メタナーナイ、初期ポリスの間の連続性を主張しようとする。Tritsch (*Jahreshefte 27, 1932, 82-105* [筆者未見]) の説を批判。

### (三) 初期ポリスに於けるデーモスとアモラ

前八〇〇年ごろイオーニアの各地で進行しつつあったシェノイキス(1)モスはやがてギリシア本土の東部(イオーニアと同じく幾何学様式の地域)に影響し、アッティカでの集住を惹き起す。アッティカはアテーナイ周辺の平地(「ペディオン」*pedion*)、エレウシス平野、東部アッティカ(北のマラートン、南のブラウロンが中心)の三部に分れるが、当初の集住はペディオンの範囲のことで(後二者がアテーナイ国家に組み込まれるのは「ま暫く時を経たことである」(2))。その際、役場(*protrasteion*)や官職者(4)をこなす、自立していた地方共同体の評議場(*Bouleuterion*)と政府(4)が廃され、一つの評議場と一つの市庁がアテーナイに設けられた、と云う(Thuc. II 15, 1 sqq.; Plut. *Thes.* 24, 3)。このような統一が何らかの摩擦なしでは達成されなかったことは、地方の有力者たちが「テーセウスを、各村落(*gigas*)の貴族から支配権や王権(*ágyñ kai basileia*)を剝奪し、すべての人々を町に集めて隷属民(*sitýkoi*)や奴隷のようにする者と看做していた」(Plut. *Thes.* 32, 1)という伝説からも察せられる。

テーセウス伝説にはこのほか平民 (*idioroi*) と貧民 (*penetes*) がシュノイキスモスに賛同したことや (*ibid.* 24, 2) この伝説上の王が、有力者たちには(王のいない国制と)「民主政」*δημοκρατία* を予告し、軍事指揮と法の擁護以外の事項についてはすべての人々に平等な参与を認めると約束したこと (*ibid.* 24, 2) 或いは、平等という条件ですべての人々があつめられたことが伝えられている (*cf. ibid.* 25, 1)。民主政という語を含んでいることから分る通り、これらの内容は多分に後世の観念によって潤色されていることは事実である。しかし、シュノイキスモスという「偉業」*μέγα καὶ θαυμαστὸν ἔργον* (*ibid.* 24, 1) によって「アッティカの人々を一つのポリスの一つのデーモスにした」とか (*ibid.* 24, 1) 『すべての国民よ (*παῖδες ἄεθ'*) ここに集れ』という命令はいわば全国民を統合したテーセウスに溯る」とか (*ibid.* 25, 1: *πανδημιῶν τῶν καθ' ἑαυτοὺς*) 或いは、<sup>(5)</sup>「テーセウスがはじめて大衆 (*ὄχλος*) に味方して独裁政 (*τὸ μοναρχεῖν*) を廃したことの一つの証拠は、ホメーロスも『船のカタログ』でアテーナイ人のみをデーモスと呼んだことである」とかという記述は (*ibid.* 25, 2) 単なる後世の仮託というべきものではなく、その核にデーモス(国土・国民)の統一としてのシュノイキスモスという史実を含むものであろう。即ち、ポリスの成立によって *δημότης* が *πολιτής* になったということである。<sup>(5)</sup>

ポリスの建設はアテーナイに於いてもデーモスの動きを背景にして進行したが、その一応の帰結は貴族支配の確立であった。<sup>(6)</sup> それまで保持していた個々の権力を中心市に集中した貴族層はアテーナイとその周辺(特にケプイソス川流域)に定着して平地の村々を配下に収め、新し

い統治体制の下に出発した。<sup>(7)</sup> しかし、貴族層がペディオオンにつくりあげた支配圏の外には多くの村落共同体が存続していた (*Thuc.* II 16, 1: *αἰρέσιμος αἰρέσις*)。<sup>(8)</sup> パルネース山麓に位置する「一村落 (*στῆμα*)」デケレイア<sup>(9)</sup> については、「その住民がテーセウスの暴虐に憤慨し、更にアテーナイ全土のことを配慮して、侵入者(テュンダロスの息子たち)に味方した」といい伝えられている (*Hdt.* IX 73)。これらの村落も中央の支配圏の拡大に伴い、その中に吸収される運命を辿るが、それでも共同的な自治を全く喪失したわけではない。<sup>(9)</sup> 古くからの独自の祭祀をその後も維持するほか、パルレーネーのデーモスはハグノスのデーモスとは婚姻を結ばなかったといわれる如く (*Plut. Thes.* 13, 3) 独特の慣習を持ち続けるのである。そればかりではない。祭祀その他を共通にするいくつかのデーモスはデーモス連合を形成することさえあった (*Str.* VIII 337: *συντημαρὰ δήμων; ibid.* XIV 660 c: *σύντημα συνσυντηκῶς ἐκ κοινῶν*)。<sup>(11)</sup> マラトーン平野のテトラポリス (*Plut. Thes.* 14, 1) のほか、テトラコーマイ、トリコーマイなどがそれである——それらを構成する村落 (*ibid.* 32, 4: *κοίμη*) はすべてクレイステネース改革の時に「地区」*στῆμα* としてその地位を確認される——。

このような遠心的傾向を宿しつつも、中心市からの支配が国家としての性格をもつに至ったのは如何なる事情によるのであろうか。初期ポリスの史料はとりわけ少いので、アテーナイ以外の他のポリスからも推量して考察するほかないが、以下に述べる断片的な史実から見て、それにはアゴラの存在が深く関っていたと思われる。

ポリスの中核としてのアゴラの意味は初期アゴラと神殿との結びつ



きに明らかである。既にホメーロスに見えるアゴラに神々の祭壇があった (IL XI 88)。古スミユルナやラリサ(ヘルモス河畔)のアゴラも神殿と直結しており、ゴルテュン、ドレーロス、ラトなどのクレータ島の諸ボリスのアゴラにも古神殿との同様の結びつきが認められる<sup>(12)</sup>。更に、アゴラに設けられた公共の炉の存在もアゴラとボリスの間の本質的な関係を示すものといえる。ボリスの政庁に設けられた「国家の炉」ではヘスティア神の祭祀が執り行われた (cf. Pi. Nem. II, 1)<sup>(13)</sup>。また、この神が *Boukalia* (評議神) と呼ばれた如く、評議堂にも聖なる炉がそなわっていたが<sup>(14)</sup>、ボリスの公共の炉はアゴラにもあり、市民の各オイコス<sup>(15)</sup>の炉と同様、ここでもヘスティア神が崇拜されていたのである。アゴラ自身が「アゴラ神」とその祭壇をもっていたことと考え併せて (Hdt. V 46, 2: *enl. dios d'ropolou boulu*)、アゴラが市民の宗教生活にもつ繋りの深さが理解されるであろう。そしてシキョオンのアゴラには、ピュライアによってこの国の「王」*Πρωτοίων Βασιλεύς* と呼ばれた英雄アドラストスの廟があったように (Hdt. V 67, 5)、ボリスの建設もアゴラで記念されていたのである。

アゴラはまた空間的にも市民をその一体化へと導くものであった。アゴラは必ずしも最初期から長方形で市の中央に位置していたわけではないが<sup>(16)</sup>、それでもドレーロスやラトの例から分る通り、そのまわりには市民の住居が群がっていて、文字通りボリスの中心をなした<sup>(17)</sup> (港湾都市でもアゴラは港の近く、即ち市の最古の部分に位置した)。そこからは四方八方に、丁度、車軸の輻のように道路が通じており、このいわば開かれた広場のまわりを公共の建物が不規則に取り囲んだ。アゴラの

このようなオープンな特徴こそ都市の景観ばかりでなく、市民や国家の性格をその根底から規定するものである<sup>(18)</sup>。各オイコスが生活の上で孤立したり、貴族層が他の市民から隔絶して遊離したりするのが避けられたのもアゴラの存在、そしてそこでのデーモスの参集の結果であった<sup>(19)</sup>。もとより、古拙期のデーモスは貴族層が運営する国 (Hesiod. *Opera et Dies* 527: *ōnos*) の政治から実際上除外されていたうえ、貴族たち (*basilees*) から抑圧される立場にさえあった (*ibid.* 256-262)。しかし、それでもデーモスが支配層への疑念と反抗心をはっきり持ち合せていたことは事実であって、これはホメーロスの叙事詩にみられない新しい現象である<sup>(21)</sup>。一方、貴族層にしても、彼らの慣習を擬人化した「テミス」*Τέμις* が集会と結びつけて観念されたり (Hom. Il. XI 4)<sup>(22)</sup>、集会での自由な発言がテミスと呼ばれていることが示すように (IL IX 33)<sup>(23)</sup>、もともと集会の場所、即ち *Βουλευτήριον* (Od. IX 112 sqq.) としてのアゴラを必要としたのであった<sup>(24)</sup>。全市民が一体となってボリスの運営に与り、共同の決意によって国家の運命を導くという、ボリス市民を律する最高の理念——以下これを「全一性」の理念と呼びたい——は、ボリスの成立当初、即ち前八世紀以来アゴラの中に具象化され、その後も消えることなく継続して、支配層がその狭い仲間意識を克服するのに貢献していたと考えられる。

## 註

(1) ボリスの成立を前八〇〇年頃とするのは V. Ehrenberg の説 (Polis und Imperium, 93, 109 ff.)。彼は、ボリスは前七世紀に誕生したと、H. Berve の説を厳しく斥ける。C. G. Starr, The Early Greek City-State,

*La Par. del Pass.* 12, 1957, 97-108. 希臘へ○○年頃の1世紀の末に、  
 8世紀の終わりや a fairly sudden development towards the end of the  
 eighth century である (p. 108). 歴史の suddenness について, *The Origins  
 of Greek Civilization* の論議を参照せよ。この頃の世帯は C. G. Thomas,  
*La Par. del Pass.* 21, 5 ff. 参照。Thomas のように、前1世紀の植民地  
 運動の歴史建設上の重要性は (p. 12 f.) Starr の年代表に於いては  
 認められていない。この後、Ch. Maier, *Gnomon* 41, 1969, 374 ff  
 やその脚注を参照せよ。der Übergang vom 'Gesellschafts-' zum 'Staatsteil-  
 haber' としてのトーンとソロンとソクラテスの世帯建設の時代である。

(2) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 24; id., *From Solon to  
 Socrates*, 15; H. Bengtson, *aa.O.* 57.

(3) R. Sealey, Regionalism in Archaic Athens, *Historia* 9, 1960, 165. 近  
 トムソンによるソロンとソクラテスの H. P. Drögemüller, *aa.O.* 498. 後者のトム  
 ソンの見解は D. M. Lewis, Cleisthenes and Attica, *Historia* 12,  
 1963, 31 参照。

(4) D. J. McCargar, New Evidence for the Kleisthenic Boule, *Cl. Phil.*  
 71, 1968, 249 ff. この巻の *Bouleutikon* の建設はたゞ金銀の用として  
 である。

(5) G. Busolt, *Griechische Geschichte* II, 2. Aufl., 1895, 76; vgl. 91, Anm.  
 4: Synoikismos und demokratische Entwicklung standen in engem  
 Zusammenhang. 集住によるソロンの改革の結果 *κοινός* の形式的な  
*δημος* による貴族の世帯運動 (J. H. Oliver, *Demokratia, the  
 Gods and the Free World*, 1960, 65)。

(6) E. A. Gardner / M. Cary, Early Athens, *CAH* III, 1925, 579. 彼らは  
 the urban aristocracy (*astoi*) を the common folk of the countryside  
 と対照して前者の祖先 the ruling and other noble families of the out-  
 lying communities とシテソロンとソクラテスを導いた。

(7) この世帯中心世帯はかりとなくその周辺のケブリンス河流域の平野の村  
 落にも貴族層が定着した。たとえはプリアライダイ門閥がラキナダイトン  
 プマリダイ門閥がタモニシ、クロコニダイ門閥がスカトホニクイと云ふ

集住による (E. Kirsten, Beiträge zur historischen Landeskunde von  
 Attika und Megaris, in: A. Philippson, *Die griechischen Landschaften*  
 I, 3. Teil, 1955). *-dai* はその地域の村落を「世帯」*neōtor* と云ふのであ  
 る。貴族層は彼らがそれまで保持していた個々の権力を中心世帯集  
 中したたけでなく中心世帯周辺の村々を自己の手中に収め (E. Kirsten,  
*aa.O.* 997) その統治上の基礎を「世帯」と呼ぶようになったのである。この  
 世帯を導いたのはソロンとソクラテスである。

(8) G. Busolt, *aa.O.* II, 76, Anm. 2: die Akropolis-Gemeinde.

(9) G. Busolt, *aa.O.* II, 158.

(10) G. Busolt, *aa.O.* II, 76, Anm. 1.

(11) G. Gruben, *Lexikon der Alten Welt*, 1965, s.v. Agora, 68.

(12) H. J. Rose, *Oxford Classical Dictionary*, 1949, s.v. Hestia, 424.

(13) H. J. Rose, *op. cit.* 424.

(14) V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 15 f.

(15) 最初期の集住のトマス (Paus. VI 24, 2: *πόρθη τῶ ἀγατορέῳ*) による  
 こと D. W. Roller, A New Map of Tanagra? *AJA* 78, 1974, 154 参照。

(16) Szanto, *aa.O.* 879.

(17) Szanto, *aa.O.* 879.

(18) 中世のソロンは前1世紀に a 'democratic plan' of city dwelling を  
 考へたのである (G. M. A. Hanfmann, *Ionia: Leader or Follower? HSCP*  
 61, 1953, 6) 前1世紀末の世帯運動 (その復原図 [*Lexikon der Alten  
 Welt*, 2887 f., Abb. 211] 参照) 城壁と囲まれた集住区は四角形の Flach-  
 dach の家々が狭い小路を挟んで密集していった。その北東部の辺りに  
 集住するに接して広場がある。

(19) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 23. 近 C. G. Starr は前1世  
 紀の事情をめぐってその世帯は貴族階級な self-confident, consolidated,  
 and dominant でありたことを見せようとしている (*Historia* 10, 1961)。  
 彼は J. Gertach, *Avrō tyrasōs*, Diss. München, 1932 [「貴族世帯」の *avrō*

前  
 篇

- kyados* という語は前七世紀にはまだ階級的な意味を帯びていなかった。  
 Jones (C. G. Starr, *op. cit.* 133, n. 13 参照)。  
 (20) G. Ferrara, *op. cit.* 336: il *δημος*, cioè la massa dei cittadini sparsi nei *δημοι*.  
 (21) W. Donlan, *La Par. del Pass.* 25, 385.  
 (22) *δημος* はホメロスでは集会を召集したり、解散したりする (IL. XX 4: O4. II 68 sq.) キタクローベスが *ἀδελφάτορας* とよばれる一つの理由は、彼らが集会を召たなすこととあつた (J. W. Jones, *Law and Legal Theory of the Greeks*, 1956, 30)。

(23) V. Ehrenberg, *Die Rechtsidee im frühen Griechentum*, 1921, 12 (1) のような宗教的観念が政治的領域に移植されたことの前提に「人間は *πολιτικόν* である」——それ故、孤立した人間は「仮構」である——という考えがあつた。

(24) V. Ehrenberg, *aaO.* 12. 貴族社会によつて担われたとされる *ἀγών* がホメロスやヘシオドスで「アゴラと同じ意味を持つこと」は (LSJ s.v. *ἀγών* I, 'gathering, assembly') 興味深き。 Cf. J. D. Ellsworth, *Agônios, Agônarchos, Agônistion: Three Words Allegedly Formed From Agôn*, "Assembly", *TAPA* 106, 1976, 101: an archaic meaning of *ἀγών*, "assembly". 但し Ellsworth の論文は、古典期の *ἀγώνος θεοί*, *ἀγώνος*, *ἀγωνιστήριον* が古拙期の *ἀγών* の意味 (= *ἀγορά*, "assembly" or "market") から解釈され、それぞれ「集会の神々」「アゴラノモス」「集会の場所」と訳されてきたことの誤りを指摘したものである。

#### (四) スパルタのデーモスとアゴラ

戦士集団としてラコーニアに侵入したドーリス人はその地にくつ  
 かの村落をなして定住し(前一〇世紀はじめ)、<sup>(1)</sup> 征服した土地を分与地  
 (*κλῆρος*)として分割する。分割が公平であつたか否かはともかくとし

て、分与地の配分したいは兵士の集会に於ける成員間の対等の関係を  
 背景にしていた。<sup>(2)</sup> それと並行して彼らは被征服民(先住アカイア人)を  
 イロータイ (*serfs*) 化し、これらに農地の耕作を強制しつゝあつた。<sup>(3)</sup>  
 かくするうちにも、ポリス建設の波は小アジア沿岸からギリシア本土  
 に及び、スパルタでも五つの村落からの集住が断行される。それは政  
 治的シュノイクスモスであつて、その後も人々は従前通り村落での生  
 活を続けるが、しかしこの時の国家権力の集中によつて、スパルタ人  
 は一つのポリス (*polis*) の一つのデーモスとなり、ポリス市民 (*politai*)  
 が *kyados* として登場するのである。<sup>(4)</sup>

スパルタでのポリスの誕生の事情を同時代の史料から窺うことはで  
 きないが、それでもその間の消息を映した残影がレートラ (たとえそ  
 の成立時期が少し時代を下るにしても) の前半 (一) (二) の個所に伝えられ  
 ていると思う。<sup>(5)</sup> レートラ全体は五つの部分に分れる。まず最初に、  
 (一) ゼウス・シュラニオスとアテーナ・シュラニアの神殿を建設すべき  
 ことが述べられる。のちのスパルタでのゼウス、アテーナ両神の地位  
 ——その祭祀がとりわけ重要であつたばかりでなく、両神ともその時々アゴ  
 ラと結びついていた——、及びこの定めがレートラの冒頭に置かれてい  
 ることから明らかな通り、ポリスの守護神 (*θεοί πολιτικόν*) についての規  
 定である。<sup>(6)</sup>

次にレートラの文言は、(二)「ピュレーとオーバをととのえ」 *ποιῶντας  
 οὐκἀγῆρα καὶ ὀγῆρα ὀβῆγῆρα* と続く。<sup>(7)</sup> その意味の解釈は、オーバを古い  
 血縁的なピュレーの下部組織とみる考えが斥けられて以来、<sup>(8)</sup> 種々の議  
 論を呼んだが、今日ではオーバをスパルタの村落 (*κοινὸν*) と同じものと

する説が優勢である<sup>(9)</sup>。実際、それは *kolon* のほか、*polis*、*dynos*、*toros* などの地縁的な呼び名でいいかえられている<sup>(10)</sup>。もっとも、オーバがピュレーと呼ばれる例の存することは事実である。そしてスパルタでは定任後も永く三部族制が維持されたこともその通りであるが——血縁的部族は前七世紀になっても軍隊の編成の単位であった (Tyr. Frg. 1, 51 D)<sup>(11)</sup>——、当時の人々は集住後の五つの村落、即ちオーバを血縁的部族に擬えてピュレーと呼んだのであろう。地縁的な組織をピュレーという例はアテーナイの場合をはじめとして外にもあり (cf. Hdt. IV 148, 1: *polis* = *kolon* [IV 153])、必ずしも奇異とすべきものではない。

続いてレートラは、(a)「王を含めた三〇名のメムバーより成る長老会を設置すること」*trákōra tepeúōnōn oū dōxētēs kartarhōnōra* を定める<sup>(12)</sup>。これによって王の権限は制限されたといわねばならない。ポリスの生成が一般に王政から貴族政への転換であるとすれば、レートラのこの部分の内容はその線に沿うものであった。このように、(一)ポリスの守護神のための神殿の建設といい、(二)地縁的組織の創設といい、(三)王政から貴族政への変革といい、レートラの前半はスパルタ・ポリスの成立時の事情を内容としている。おそらくレートラが市民の遵守すべき基本規約として定められた際、ポリス誕生時の原則がまず確認されたのであろう。

さて、スパルタ・ポリスは誕生後まもなく、早くもラコーニアで植民活動、並びにそれに伴うペリオイコイやヘイロータイ階級の創出を実行する。前八世紀前半にスパルタ人はドーリス人植民者をペリオイコイとして近隣の地域に定住させ<sup>(13)</sup>、ペリオイコイ集落を建設する。ゲ

ロントライ及びキューテラがそれである<sup>(14)</sup>。キューテラの住民をトゥーキューディデースはある時はペリオイコイといい (IV 53, 2) ある時は「スパルタの植民者たち (*Aksedamōiōn ktrōkoi*)」とらっており (VII 57, 6) その上、この島には毎年一種のハルモステースとしてキューテロディケーという官職者が派遣されていた。これらの事実はペリオイコイ制の中に征服・植民による統合の過程を読みとるべきことを教える<sup>(15)</sup>。それは同時にヘイロータイ制の進展を伴ったであろう。というのは、ゲロントライと同じラコーニアのペリオイコイ集落であるアクリアイ、ヘーロス、ギュテイオンでは土地がスパルタ人によって併合、分配され、それを耕作していた隷属民がヘイロータイとしてスパルタ人の手に帰したと考えられているからである<sup>(16)</sup>。

このような外への発展、特に「国家奴隷」*dynastoi dothoi* (Str. VIII 365: cf. Paus. III 20: *dothoi tes ktrōs*) の創出は内での市民たち相互の関係を一層強化する必要を生んだと推測される<sup>(18)</sup>。それは貴族が支配していた当初の体制に対抗して、その他の市民が次第に発言力を増して行く過程でもあった。レートラの後半(四)~(五)にデーモス(ドーリス語で *damos*) とアゴラ(スパルタの集会は *areia*) があらわれるのも右の事情を背景にしていることと思われる。即ちレートラは(四)「時期に応じてバビュカ橋とクナキオン川の間でアペラを開催すること」*zōas eē apōi areiadeu metasū Babisōs kai Kuanōnos*、(五)「そのように議案を提出し、また(議案の提出を)差し控えること。デーモスには拒否の権限があり、(また)デーモスには」主権が属する」*oñtos eisqōpōu te kai deiktōnōda. dēmo s' ararapōiōn hēu kai katōs* と続く<sup>(19)</sup>。ここに於いてアペラに集ったダー

モスに賛同 (acclamatio) の権能が認められたばかりでなく、<sup>(20)</sup> 削除や追加によって議案を修正し、場合によってはそれを否決する権限さえそなわっていたことが推察される。<sup>(21)</sup>

前八世紀末にスパルタは第一次メッセニア戦争を遂行し、ペリオイコイ制、ヘイロータイ制をメッセニア地方に拡大した。すでに戦争以前にもこの地方の先住アカイア人の集落がペリオイコイ集落に組みかえられた例はあったが、この戦争でマカリア平野の隷属民がスパルタ人の支配下に入り、ヘイロータイとなった。<sup>(22)</sup> この時の κληρος の創出も市民の要求を満たすに足りなかったことは、同じ頃、南イタリアのタラスへ植民が送られていることから明らかである。デーモスの不満は国内での騒擾を生む。レートラに追加条項が設けられたのはこの戦争の時、ないしその直後である。それはデーモスが誤った決定を下した時には、王と長老たちがそれを破棄することができるというもので (Plut. Lyc. 6, 4)、民衆の興隆に対する貴族の側からの反動を内容とする。この結果、アペラに認められていたデーモスの権限 (κράτος) に枠がはめられ、アペラは事実上グルーシアの提案を承認するだけの機関となった。<sup>(23)</sup> かかる修正の出ること自体、それ以前に認められていたアペラとそこでのデーモスの権限が国政上で現実力を発揮していたことを裏書きするが、この修正そのものも一時的で、のちアペラの参加者は依然として拒否または質同の権能を行使し続けるのである。<sup>(24)</sup>

スパルタ人のデーモスとしての自覚はアルキダーモス (Alcaeus, Frg. 101) など *δημιος* で終る人名のほか、<sup>(25)</sup> ダーマレータ (Alcm. Frg. 1, 79) アルキダーメイア (Paus. IV 17, 1) などの前八世紀以来の固有名詞の中

に遺憾なく伝わっているが、<sup>(26)</sup> この点で重要な証言を残しているのが詩人のテュルタイオスとアルクマンである。前者はレートラの内容を敷衍した個所で (Tyt. Frg. 3 a D) 王 (βασιλῆς) 長老 (γέροντες) に触れた後、民会を構成するデーモス (L. 9: δήμου κληρῶν) のことを *δημόταυ ἀνδρῶν* (L. 6) と呼ぶ。<sup>(27)</sup> また別の詩で彼は、武勇が全国民 (即ちボリス) にとって共同の徳であるという (Frg. 15 D, 1, 15: εὐνοῦν δ' ἐσθλοῦ τοῦτο νόμιον ναυτῶν τε δήμου)。アルクマンも、自分は贅を尽した食物を摂らず、デーモスの如き「共同のもの」*τὰ κοινὰ* を求める、と歌って (Alcm. Frg. 17, 7) 、「<sup>(28)</sup> スパルタではデーモスとしての自覚が国家を公共のもの」と考える前提となっていたことを明言している。

リュクールゴスに関する伝承の中にも、初期スパルタ国家のデーモス・アペラについて、これまで述べて来た視点から捉え得るいくつかの事実が含まれているように思われる。リュクールゴスが兄のポリュデクテースの没したあと、自らは永く王座に留らず、兄の死後に生れた甥を王位に即けてカリラーオスと名づけた時、この名にはリュクールゴスの処置に対するすべての人々の喜びが反映しているといわれるのは (Plut. Lyc. 3, 4) 、「ラーオスという語のもつ深い意味内容からして、軽々に看過することのできない伝承である。「リュクールゴスの改革」では貴族 (ibid. 5, 4) 富裕者 (ibid. 11, 1) の長老支配に対する民衆の反抗の姿勢がみられ (ibid. 19, 3: *δημοκρατία*) 、「彼らのアゴラでの集会 (ibid. 11, 1) が政治的な意味をもってきたことを窺わせる (ibid. 15, 1) 」。そして「この「立法者」はその事業が運営され始めると、「すべての人々を民会に集めて」法の遵守を訴えたという (ibid. 29, 2) 」。これも時代錯

誤の言い伝えというよりは、むしろスパルタ・ポリスに比較的早くから備わっていたデーモス＝ペラの権能を伝えるものと考えられるべきであらう。

註

- (1) V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 30. この定住の結果、ペーリス人の三部族王相互の結びつきが解かれ、個々の unit 即ち 'komē' & 'damos' が独自に發展するようになった (C. G. Thomas, *Historia* 15, 395)。
- (2) 初期ギリシア人の許りの、戦利品(土地を含む)分配の公平の平等 (ἐπιμοίρα, *ekipos en' teips*) の原則がいついつに伝え、及びスパルタの原則の土地分配問題が伝承として D. Asheri, *Distribuzioni di terre nell'antica Grecia*, 1966, 13f. 参照。
- (3) V. Ehrenberg, *op. cit.* 391, n. 12.
- (4) V. Ehrenberg, *Der Damos im archaischen Sparta*, *Hermes* 68, 1933, jetzt in: *Polis und Imperium*, 215.
- (5) Ed. Meyer, *Lykurgos von Sparta*, *Forschungen zur alten Geschichte* I, 1892, 213ff. それにトーントスのノートラに於けるトントオスの語の發作となったが、今日では一般に、西方共、真正であること認められた。しかし、ノートラの内容の年代については議論が分れる。N. G. L. Hammond はかなり古く、ノートラはリコーネトスの改革を反映したもので、(a summary statement of this constitutional reform) の改革は前二一五一—一〇〇年と推定され、(A *History of Greece to 322 B.C.*, 1959, 103f.; *The Lycurgan Reform at Sparta*, *JHS* 90, 1950, 42-64) である。按て H. T. Wade-Gery, *The Spartan Rhetra in Plut. Lyc. 6, Cl. Quart.* 36, 1943, 62ff.; 38, 1944, 1ff., 115ff., now in: *Essays in Greek History*, 1958, 37ff.) は前二世紀末と見做す。それとスペルタの民衆の決議について説明したものである。しかしノートラはリコーネトスが知ったものである。不、前七世紀半である。否、ポリトドローロスとリコーネトスがノートラを修正したと見做す。伝承が信ずる限り、ノートラは國王(第一次

メッセニア戦争期) 以前に確定していた、と見做すを得ない(但し、H. T. Wade-Gery などのリコーネトス改革を七世紀前半と看す、それによつて W. G. Forrest, *The Date of Lycurgan Reforms in Sparta*, *Phoenix* 17, 1963, 157-179 と同世紀の最初の四半期にトントオ國制の改革、即ちノートラの制定を採る)。

筆者は、ノートラに追加条項を a single document と見て根拠はなからず、考へる。G. Dickins, *The Growth of Spartan Policy*, *JHS* 32, 1912, 9f. が、ノートラの背景はリコーネトスから、ある程度の一世紀後のトネボヤホクの settlement のつちが、恐らく後者 (aristocratic reform of the constitution) である、と見たのは具体的な説明として興味あるが、ノートラと追加条項を一つとしたのは、具体的な説明として興味あるが、リコーネトスからリコーネトスの時代までの間では、リコーネトス、それはリコーネトスの 'charter' である、と見做す。リコーネトス、それはリコーネトスの事情がその内容の中で残っている、と見做す。

- (6) V. Ehrenberg, *op. cit.* 34. the local units of the settlement of Sparta, its 'villages'.
- (7) V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 33: arrange the phylae and obae.
- (8) U. Kahrstedt, *Griechisches Staatsrecht* I, 1922, 20ff.
- (9) V. Ehrenberg, *op. cit.* 34: the local units of the settlement of Sparta, its 'villages'.
- (10) V. Ehrenberg, *RE* XVII 2, 1937, s.v. Obai, 1694.
- (11) V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 32.
- (12) V. Ehrenberg, *op. cit.* 33: [3] establish as the gerusia thirty (men) including the archegetae (= kings).
- (13) V. Ehrenberg, *op. cit.* 31.
- (14) V. Ehrenberg, *Spartiaten und Lakedaimonier*, *Hermes* 59, 1924, jetzt in: *Polis und Imperium*, 188.
- (15) Vgl. V. Ehrenberg, *aa.O.* 187; F. W. Walbank, *A Historical Com-*

- mentary on Polybius I, 1957, 278: the Perioeci were ... in the main originally Spartan colonists.
- (19) K. M. T. Chrymes, *Ancient Sparta*, 1949, 286.
- (17) V. Ehrenberg, *aa.O.* 175.
- (18) 彼を今や「國家奴隸」即ちロータイに対して「herrschender Demos」とする(V. Ehrenberg, *aa.O.* 214) *dēmos* は *communauté civique* である(Thuc. II 15, 2: ἡ [scil. *μία πόλις*] ἀνθρώπων ἕνεκα συνελθόντων ἐς ἀστυν) 28, 1973, 15 ff. 參照。
- (9) 後の後半の註は TAMMANTOPIAN とはなつてその後の復原には諸説がある。しかしその *daimō* という語を復原するに当たっては、ブルータルロスの記事 (Lyc. 6, 8) やテュルタイオスの断片 (Frg. 3 D: *dymōtai dōdōes*) などを用いて *daimō* の (D. Butler, *Competence of the Demos in the Spartan Rhetra, Historia* 11, 1962, 385; F. Kiechle, *Lakonien und Sparta*, 1963, 127) 諸説は *daimō* という漢形ではなく *Yanadāmos* という複合形であることは *dauidās* というかたまりの復原である( J. H. Oliver, *op. cit.* 23 ff.: ἡ *γαυδία* *δῆμος* *τοῦ λαοῦ* *τοῦ λαοῦ* *καὶ κἀνός*; K. M. T. Chrymes, *op. cit.* 480 ff.: *δαμωδῶν κελταῦ κῆλυ*; N. G. L. Hammond, *JHS* 70, 1950, 42 ff.: *δαμωδῶν κελ καὶ κἀνός*) *daimō* という語を前提とする必要はない。風土トリス(ア)テ(α)を讀む或いはその種々の (W. G. Forrest, *Legislation in Sparta, Phoenix* 21, 15 f.)
- (8) H. Schaefler, *RE* XXI 2, 1952, s.v. Polydoros, Nr. 5, 1611.
- (12) Vgl. G. Busolt, *Griechische Staatskunde* II, 1926, 691, Anm. 1: Souveränität des *dēmos* in Sparta; H. Bengtson, *aa.O.* 113; V. Ehrenberg, *RE* VA 2, 1934, s.v. Theopompos, 2173.
- (22) K. M. T. Chrymes, *op. cit.* 300.
- (23) N. G. L. Hammond, *A History of Greece*, 106.
- (24) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 66.
- (15) Th. Lenschau, Agiaden und Eurypontiden: Die Königshäuser Spartas in ihren Beziehungen zueinander, *Rhein. Mus.* 83, 1939, 134.
- (26) V. Ehrenberg, *Polis und Imperium*, 205 ff.

(27) Cf. G. Ferrara, *op. cit.* 335 f.

(28) W. Donlan, *La Par. del Pass.* 25, 386 はスバルタの *daimō* の共同食事を指すという。但し彼はテュルタイオスの *dēmos* のこの *daimō* が国民の全体ではないことを強調するが、それでは事の本質が見失われるであろう。人的構成の面では確かに全体ではないが、しかし、詩人は国民として共同のもの、国民全体のことを念頭に歌っているのである。

(五) 結 (デーモス=アゴラ=ポリス)

ポリス市民に固有の「全一性」の理念はポリスの最初期から、あるいは直截に、あるいは間接的に市民のあり方を規定したものである<sup>(1)</sup>。

既にして、ポリスの成立自体が国土に住む全成員の統合にはかなならなかった (Thuc. II 15, 2: ἡ [scil. *μία πόλις*] ἀνθρώπων ἕνεκα συνελθόντων ἐς ἀστυν) 51 26, 6: *παρθένη*)。上述の如く、テーセウスが「アッティカの人々を一つのポリスの一つのデーモスにした」とか、「すべての国民 (*πάντες ἄνθρωποι*) にここに集れ」と命令して、彼が「全民衆を統合した」*πανδημίαν τὴν καθ' ὅλην πόλιν* とか伝えられるからである (Plut. *Theos.* 24, 1; 25, 1)。

「全一性」の理念は、国家運営が、事実上、市民の一部に限られていた初期ポリスでもいろいろなかたちをとってあらわれている。古くは、貴族社会を律した「慣習」*δέμιος* が屢々アゴラと結びつけて觀念されていたし、ヘシオドスの詩篇の中にも、支配層の不正が「ポリス全体」*ἑμπρανα πόλις* に害を及ぼすという市民意識の反映した条りが見出される (Hesiod. *op. cit.* 238-247; cf. 260-262)<sup>(2)</sup>。また前七世紀前半のエピポソスの詩人カリノスの作品の中には、勇者の死がデーモス

によって悼まれることを述べた個所があるが、そこではデーモス (Frg. I D. 1. 16) が *ôkrotos kai merôs* (I. 17) と *kaôs asynatos* (I. 18) ともい  
 いかえられ、全国民を意味してポリスと同義に用いられている<sup>(3)</sup>。ポリ  
 スの「全一性」の理念はスパルタでことのほか強く、第二次メッセニ  
 ア戦争期のテュルタイオスは、市民の武勇の徳を歌った詩の中で、ポ  
 リスを *kaôs ôkrotos* といいかえており (Frg. 9 D. 1. 15) ² またアルクマン  
 の詩の中にも *ô ôkrotos ôkrotos* という表現が見出される (Frg. 116)<sup>(4)</sup>。

貴族政ポリスにあってもアゴラは市民の国家生活で大きな役割を果  
 し、彼らの間に「全一性」の意識を涵養し続ける<sup>(5)</sup>。前七〇〇年ころパ  
 ロス人が建設した植民ポリスのタソスでは、市の一功労者の記念碑が  
 都市建設者を超える場合と同じ方法でアゴラに建てられる<sup>(6)</sup>。スパルタ  
 では王の葬儀のあと一〇日間アゴラでの通交と公務を停止したとい  
 うが (Hdt. VI 58, 3) ² これも国家活動で占めるアゴラの重要な位置を  
 逆証するものといえる<sup>(7)</sup>。アテーナイでもアゴラが国家の重要な行事の  
 ために利用され続けた点では上のいくつかのポリスの場合と変りはな  
 い<sup>(8)</sup>。

前七世紀後半に入ると、市民団の国家としてのポリスの性格がま  
 ず明瞭になる。ドレーロス出土の石碑文は「ポリスはかく決議せ  
 り」*ôd' êfudê pôkai* で始まっていて、いわゆる決議碑文 (*decretum*) の  
 先例をなすものであるが、そこでは *pôkai* が *ôpôpôic* と同義に用いら  
 れている<sup>(9)</sup>。碑文の内容には国家の機関で決議された、ドレーロス市民  
 の全体の意志が含まれているのであって、ここに市民団国家としての  
 ポリスを明示する最古の碑文例が見出されるであろう<sup>(10)</sup>。やがて前七世

紀末にはポリス市民の「全一性」をあらわすデーモスという語が碑文  
 に登場する。コルキュラ市が自国の賓客 (*phôkaios*) ² メネクラテースに  
 ついて言及した石碑文には、デーモスの派生語が四度に亘ってあらわ  
 れるばかりでなく、プロクセニアの制度を用いるほどポリスとして成  
 熟していたこの国家がデーモスと呼ばれている。

同じ七世紀末にキュレーネーが建設された際の「植民参加者たちの  
 誓約」*ôpôton tou oikotôpou* が前四世紀の石碑文中に保存されてお  
 り、それは「民会は決議せり」*ôpôte tai êkkyotai* で始まっている。  
 エクレシアという語がはたして実際に用いられたか否かは疑点とし  
 て残るが、前六世紀はじめのキュジコス碑文の「ポリスは決議せり」  
*pôkai êdôke* と考え併せて (Syll. I 3. 4. 3 sqq.) ² キュレーネーの場合も新  
 しく建設された植民ポリスの市民全体の決議を指していることは間違  
 いない<sup>(14)</sup>。そしてこのキュレーネーで都市建設者のバットスが英雄とし  
 ての祭祀を享受したのはアゴラに於いてである<sup>(15)</sup>。以後、デーモスが自  
 己を市民団(即ちポリスの内実)として自覚するに依じて、ポリスに於け  
 るアゴラの地位はいよいよ向上の一途を辿ることになる。

註

(1) ポリスの「全一性」にポリス市民を抑圧する面があったことは J. Burck-  
 hardt (*Griechische Kulturgeschichte*, 1898-1902) の強調するところであ  
 るが、M. P. Nilsson, *Die Hoplitentaktik und das Staatswesen, Klio*  
 22, 1929, 245 ² このソルタントの性格づけを、行き過ぎではあるが、根  
 拠がない訳ではなからしい、貴族政期の Individualismus とそれ以後の  
 die Solidarität der Mitbürger を対比。

(2) W. Donlan, *Historia* 22, 152.



- (3) W. Donlan, *La Par. del Pass.* 25, 386. 聖' *ókyros kai métras* ヲウスの表  
 照は正トシトナマシテ *sepher u rabi* を類題ヤルコト未幾ナシ。ホローノト  
 シトシテ、ホダ' W. Donlan, *Historia* 22, 147 参照。
- (4) *Stylus* の綴し方シテ V. Ehrenberg, *aa.O.* 107, 205 参照。
- (5) ホローノトシテ後ホダ' ヲトシトシテ「市場」 market-place の綴  
 ナルホダ'。ホダ' 聖地ハ *Homeric Epigrams*, 14, 5 (D. B. Monro, 1896)  
 ヲウダ' (W. A. McDonald, *op. cit.* 37; cf. 32)。
- (6) R. Meiggs / D. Lewis, *A Selection of Greek Historical Inscriptions*,  
 1969, No. 3.
- (7) W. W. How / J. Wells, *A Commentary on Herodotus* II, 1912, 88.
- (8) Szanto, *aa.O.* 880. ノローノトシテ *Polis* トナマシテ *Polis* トナマシテ  
 ナシ H.P. Drögemüller, *aa.O.* 495ff. 参照。
- (9) V. Ehrenberg, *An Early Source of Polis-Constitution*, *Cl. Quart.* 37,  
 1943, now in: *Polis and Imperium*, 98. *polis* ヲウスの語は正武臣(制度)  
 用語シテ *βουλή* *kai* *ó stylus* のセシテ用スルホダ'。ホリス生成期  
 ナシ。ヤノホリス生成期ヤノホリス生成期(ユキシト)ニテ用スル書體の  
 ナシ *ἡ ἀποβαρρύμια* (Le prostagma épistolaire) ナシ (M. Holleaux, *Une*  
*Inscription de Séleucie de Piérie*, *BCH* 57, 1933)。ホダ' *praescriptum* ナ  
 シ *Baccheios Zéteunos Geoplakoi kai Seleukeion tôn ên Iteplai tôn ágorou kai*  
*tῆi pólei xelpeu* (ll. 29 sq.) ヲウダ'。ユキシト *tῆi bouλήi kai tōi stylōi* の  
 ナシ *tῆi pólei* ナシ *polis* ナシ *polis* ナシ *«ville»*。照ハ *la popula-*  
*tion libre de Séleucie-de-Piérie* ヲウダ' (p. 20)。
- (10) V. Ehrenberg, *aa.O.* 98. R. F. Willems ナシ *Polis* の正武臣(制度)の  
 綴は正武臣(制度)の綴 (Aristocratic Society in Ancient Crete, 1955,  
 106, 167-169; *Ancient Crete*, 1965, 68)。
- (11) H. Bengtson, *Das politische Leben der Griechen in der römischen*  
*Kaiserzeit, Welt als Geschichte*, 10, 1950, jetzt in: *Kleine Schriften*, 1974,  
 225. ノホリス(前七世紀)の碑文に「九人のターシホルコスが統治ヤリ  
 (ἐπιτέτα δῆμοκρατοῖ ἐ[τα]λάσαντο)」ナシ。続シテホリス生成期九名の  
 ナシ *SEG XI 336*。ホダ' *N. G. L. Hammond, An*  
*Early Inscriptions at Argos, Cl. Quart.* 10, 1960, 33-36 のユキシト *ἀπο*  
*(a decree)* の末尾に附ヤリテ最高官職者のリストにホダ'。決議  
 文の今一(一)のユキシト。Hammond は九名のターシホルコスを各部落  
 三名の代表より成る官職者団と考え、ホリス生成期の王政(正武臣)  
 のホダ' 前七世紀後半の体制にホダ'。
- (12) R. Meiggs / D. Lewis, *op. cit.* No. 4.
- (13) Cf. R. Meiggs / D. Lewis, *op. cit.* p. 7. 聖' L. H. Jeffery, *The Pact of*  
*the First Settlers at Cyrene, Historia* 10, 1961, 139-142 ナシ「議定」  
 を指スルユキシト。但シ「議定」の *ἐδοθε τῶι ἐκκλήσιαι* ナシ *anachro-*  
*nism* の正武臣にホダ'。ユキシト (p. 141, n. 7)。
- (14) 同シ前六世紀のターシホルコスの碑文に (E. Schwyzler, *Dialectorum*  
*Graecarum Exemplaria Epigraphica Potiora* 415) *κατακλιθόντων* の  
 干渉がカライリオンにホダ'。定めたノートルがカライリオン(ホリス)  
 ナシ。カライリオンとの間に結ばれてシテ。プロクセノス(賓客)とターシホル  
 コス(最高官職者)のホダ'。この権利をカライリオンに認めシテ同ホリス  
 の国制は寡頭政にあり、ターシホルコスに選ばれるのは上層市民にホダ'。  
 それにシテ、カライリオンに危害を加える者に課せられる禁令はター  
 シク (*zámos*) の提案にホダ'。この解除にホダ' (V. Ehrenberg,  
*aa.O.* 87f.)。
- (15) Cf. W. W. How / J. Wells, *A Commentary on Herodotus* I, 1912, 352.

## 第二章 テュラニスとイソノミアの間

——植民運動の‘back influence’を中心に——

### (一) 序 (テュラニスの原像)

ギリシア人がテュラニスという語をうけ入れたのは小アジアのリュディアからであるが、この語の祖型は更に溯って第二千年紀末葉以降の東地中海世界の各地に求められる。アナトリアでヒッタイト新王国を倒壊に導き、ギリシアでのドーリス人移住の原動因となった「民族移動」のさい、東地中海で活躍した「海の民族」の一つ、フィリスティア人がパレスティナに定住し(前二〇〇年ごろ)、その地の先住カーン人の青銅器時代の都市国家をうけついで都市王国を築いたとき、彼らの王たちは *srinim* とよばれた。この語の中に、まず、*ṭṭarvo* の源流が認められるのである。<sup>(1)</sup> 次いで、エトルスキ語の *turan* (支配者の意)も語源的には *ṭṭarvo* と関連している——テュレニア人という民族名もそれと無縁ではない——といわれる。<sup>(2)</sup> そして、小アジアの住民の表象した「奴隸の神」*Men* も *tyrannos* という別名をもっていたが、そのことは、この語が東地中海地域に広く通用していたばかりでなく、<sup>(3)</sup>

それが隷属者(或いは少なくとも隷属の脅威を感じていた者)の眼から見た支配者を指していたことを伝えて興味深い。<sup>(5)</sup> 「専制」の意味ははじめからこの語に附着していたのである。<sup>(6)</sup>

ギリシア人の史料でテュラニスという語があらわれるのは、彼らがリュディア人と接触するようになってからで、詩人アルキロコスがリュディア王ギュゲース(在位。六八〇年代—六五二年)の「王国」をテュラニスとよんだのが最初である(Archil. Frg. 25——尚、ヒッピアス [F. gr. Hist. 6 F 6] も、テュラニスというギリシア語はアルキロコスの時代にはじめて用いられたという<sup>(7)</sup>)。ギリシア人が専制的な君主政の存在を真剣にうけとめ、それについて考慮を廻らすようになったのはリュディアとの關係を通じてであり、テュラニスという語も直接にはリュディアに由来するものである。<sup>(8)</sup> 実際、ギュゲースを始祖とするメルムナダイの興隆はギリシア人の諸都市にこれまでにない変化をもたらしたのであった。この王朝は従来の内陸の支配者と異なり、一五〇年に亘って小アジアのギリシア人と戦い、遂に、彼らのポリスの上に勢力を拡大したの

である<sup>(9)</sup>。ギュゲースの行為に関しては後にテオグニスも「傲慢」*hubs*と云う語を用いているが<sup>(10)</sup>、植民運動に参加し各地での見聞に富むアルキロコスも、既に、同時代のギュゲースの統治にギリシア人の許でとは全く異質の支配形態を感じ取っていたのであろう。<sup>(11)</sup> ちて、本章は、ギリシア人がオリエント国家の、即ちリキエティア、続いてペルシアのポリス支配(僭主政)を脱して独自の国制(インノミア)を形作る過程を追求しようとするものである。それによって、ギリシア人がオリエントの影響を蒙り乍らも固有の世界を切り開いた経緯が辿られるが、その場合、「チーモクラティア」という新しい国家理念の創造が、実は、彼らによって展開された植民運動の母市に及ぼした‘back influence’の一成果であった所以が論じられるであろう。<sup>(12)</sup>

編

前

註

- (1) H. R. Hall, The Keftians, Philistines and Other Peoples of the Levant, *CAH* II, 1924, 290; V. Maag, Syrien-Palästina, in: H. Schmökel [Hrsg.], *Kulturgeschichte des alten Orients*, 1962, 462. 亦、A. Cuny, *Revue hittite et asiatique* 7, 1945/46, 12 [譯者未詳] のヤマトの起源を説くところ。ヤマト語かひ、後述の如く、リキエティア語なり、そのを理し、リキエティア語入ったと考ふべし。
- (2) W. Brandenstein, *RE* VII 2, 1939, s.v. Turnus, 1409 以下、*etr. turan* (Herfin) の義、*vorgr. rōpavos* 以下、*et. turan* 以下。
- (3) H. Berve, *Die Tyrannis bei den Griechen* I, 1967, 3.
- (4) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 109: sicher un-griechisch, vielleicht ägäisch(?).
- (5) H. Berve, *aa.O.* 3.
- (9) H. Berve, *aa.O.* 3.

- (7) アルキロコスとはほぼ同時代のキエソセロスは、コロントスでテラノス(*Troanos*)とあつたといわれるが、その頃、テラノスと云う語は、ミンタス(*Basileus*)と同義であつた(S. I. Oost, *Cypselus the Bacchiad*, *Cl. Phil.* 67, 1972, 10-30)。
- (8) V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 2. ed., 1973, 8.
- (9) Th. Lenschau, *RE* IX 2, 1916, s.v. Iones, 1878: Oberherrschaft.
- (10) W. W. How/J. Wells, *A Commentary on Herodotus* I, 1912, 60.
- (11) オリエントに競技の開催のほかに、植民運動による異民族との接触がギリシア人の民族意識を育んだが、「クレネス」‘Elynes」と云う語がアルキロコスに於てはじめてみえる(Archil. *Frg.* 52)。本文に於ては、美と照らす。即ち H. W. Parke, *Greek Mercenary Soldiers*, 1933, 4 参照(アルキロコス自身は傭兵であつた)。
- (12) 植民運動の研究の主な論点は植民の動機・原因および植民市と母市の関係にある。前者については最初は trade を commerce の面から眺められた(前掲) A. Gwynn, *The Character of Greek Colonisation*, *JHS* 38, 1918, 88-123, esp. 88-98: I. The Causes of Greek Colonisation なる大なる修正の上、過剰人口と土地獲得の必要を初期植民の原因としたのである(進歩的)。人口の過剰 (cf. Hesiod. *Opera et Dies* 376) といふことは、*Kindesaussetzung bei den Griechen*, Diss. Breslau, 1941) 初稿のトロヒード半島に Ackerbaukolonien がある (G. Busolt, *Griechische Staatskunde* II, 1926, 1264; cf. A. J. Graham, *Colony and Mother City in Ancient Greece*, 1964, 5)。兼、上の問題については Graham の著書のこと、J. Seibert, *Metropolis und Apollonie*, Diss. Würzburg, 1963; R. Werner, *Probleme der Rechtsbeziehungen zwischen Metropolis und Apollonie*, *Chilon* 1, 1971, 19-73 参照。後者はキオスの本質を顧慮しないの歴史的事実として、*Chilon* 1, 1971, 19-73 参照。また S. 19, Anm. 1 以下、*Chilon* 1, 1971, 19-73 参照。此、*Chilon* 1, 1971, 19-73 参照。R. M. Cook 以下 (Ionia and Greece in the Eighth and Seventh Centuries B.C., *JHS* 66, 1946, 88: the back influence of the colonies on the politics

of their mother-cities).

(13) 民主政の成立については、初期ポリスの共同体としてのあり方との連関で、村川堅太郎「原始ギリシア人の共同体的性格」『西洋史学』第二二輯、一九五四年、一—一四頁、から多くの示唆を得た。同論文は、「主として言語と遺制との解釈によって原始ギリシア人の間に或る種の平等の原理」があったことを指摘し(一〇頁)、「原始の共同体的性格の保存は強弱の差こそすこぶる著しいが、ポリス全般に普遍的に考えらるべきである」という(一一頁)。そして、ここでは「古代の民主政を原始の民主政の復活と考える立場」が紹介され、「原始以来の軍会(民会)が『ホメロス時代』を経てその後の時代にも普遍的に継続して(continuous and universal)寡頭政、民主政時代の制度の枠 frame をなした」ことが、J. B. Bury と共に、認められている(一一頁)。この第二章は民主政の成立を、民会の普遍的継続から一歩進めて、植民運動の 'back influence' という一層具体的な契機から説明しようとするものである。

## (二) テュラニスとデーモス

——イオーニアの場合——

前八世紀半ばにギリシア人が植民運動に乗り出した時、東ではアッシリア帝国が新しい発展期に入り、勢力圏を拡大しつつあったので、ギリシア人はいきおい北と西に向うこととなった。しかし、そのうちでも、北にはフリュギア王国が控えていて(この王国は前八世紀後半に最盛期を迎える)、プロポンティスの南はその支配下にあった。<sup>(1)</sup>プロポンティスの魅力を考えればこの地に活潑な植民運動が予想されるが、建設されたのはキュジコスなどミレートスの二、三の「植民都市」*apoikia* にすぎない。<sup>(2)</sup>フリュギアの支配が全体としてギリシア人の植民を排除していたと思われる。<sup>(3)</sup>やがてキムメリア人によるゴルディオンの破壊

によってフリュギア王国は崩壊するが、この時キュジコスも運命を共にしたのである。<sup>(4)</sup>

ギリシア人が北エーゲ海への植民を積極的に推し進めるのはリュディア王国が小アジア西北部を支配した時代からで、この王国の許でギリシア人の植民環境は以前とは異なった様相を呈する。例えば、ミレートスによるアビュドスの建設はキムメリア人の危険からヘレースポントスへの入口を守るといふ、リュディア人、ギリシア人に共通の利害に合致したので、<sup>(5)</sup>ギュゲース王の「許可」の下にこの王から特権を賦与されるかたちで実行されたのである (cf. Str. XIII 50).<sup>(7)</sup>オリエント君主による都市建設の「許可」は、後のことであるが、メッセーネーの場合にも見られ (Plut. Pelop. 30)、必ずしも奇とすべきものではない。いずれにせよ、ギュゲースのアビュドス建設「許可」に植民運動と「テュラニス」の問題の発端が認められるであろう。そのところからギリシア人は傭兵として東(アッシリア)——のちには南(エジプト)——の支配圏に入り込んでいたが、北では(そして同時に西方でも)それよりも一歩進んで、植民都市の市民として定着するのである。

このあと、ギリシア世界は「僭主政」の時代を迎える。ギリシア人の僭主の支配が、上に述べた如く、リュディアの君主のそれと同じ語でよばれるようになったことは、ポリス市民が僭主政の中に、彼らの政治とは異質のものを認めたことのほか、ギリシアの僭主政と異国の専制政との類似が当時の人々を強く印象づけたことを教えている。<sup>(8)</sup>ところで、ギリシアの僭主(「前期僭主」といっても小アジア、本土、シリア、その他、地域によってそのあり方は実に多様であるが、その

うち、小アジアの僭主政は背後のオリエント国家との結びつき——そして時にはそれからの離叛——をその第一の特色としている。この点の極端な例はリュディアの王家とポリスの僭主門閥の通婚関係である。エプソスの僭主政の創始者メラス(二世)はグエゲースの女婿であり、次のメラス(二世)もアリユアッテースと同様の関係で、更にメラス(三世)はサデユアッテースの妹と結ばれていて、このポリスに強いアジア的色彩を賦与するのに貢献していたのである。また、リュディアの王とギリシアの僭主は生活様式の「華美」という面で共通し、ギリシア人の批判を招いたのであって(cf. Xenophanes, *Frg.* 3 D)。(9) この非難はギリシアの「デーモス」の間に単純な生活という理想を定着させ(10) (cf. Simond. *Frg.* 7 D; *Alem.* 17: *ōsōs*)。その後、リュディアとエプソスの関係も断たれ、前六世紀半ばには、クロイソス王がこの市の攻略を起点にギリシア都市の軍事的制圧に向い(Hdt. I 26)。(11) 遂に小アジアのギリシア人に貢納を課すに至るのである(*ibid.* I 72)。

イオーニアのポリスはこのように背後の勢力の影響ないし脅威の下にあったが、やがて、各地にポリス内部のデーモスに足場を置く僭主が登場する。既にエプソスでも僭主ピンダロス(メラス二世の子)は愛国的な一派の指導者であったし、ミレートスでもエピメネースが「デーモス」によって僭主に選出されたといわれる(Nikol. *Dam.* *Frg.* 53)。(12) エリュトライでは、オリエントの君主を模倣して専制的にふるまっていた僭主が除かれ、バンリダイ門閥が復活して寡頭政を敷いたが、彼らの権力は「デーモス」によって打倒される(Arist. *Pol.* 1305b)。(13) このようなデーモスの動きは前期僭主政を単なる「貴族支配の連続」とし

て捉えることを許さないであろう。僭主の出自が貴族である例の圧倒的に多いことは事実であるが、この時期の小アジアの僭主政は、オリエントの君主政の影響とポリス内でのデーモスの興隆を両極とする枠の中で捉えられねばならない。(14)

僭主政を経由しつつも、ポリスがリュディアの影響を脱し、デーモスの政治に向う過程はイオーニアの北隣のアイオーリスでも見られる。レスボス島のミュティレーネーでの内紛のさい、即ち、詩人アルカイオスの兄弟アンティメニダースがリュディア人に財政的に援助されて復讐をはかった時、その脅威にそなえるべくピッタコスが独裁者となった。(15) その地位は市民によって選出された「調停者」*αἰσθητήρας* であったが、アルカイオスはそれを僭主政とよんでいる(cf. Arist. *Pol.* 1285b 26: *αἰσθητὴ τυραννίς*)。アルカイオスの作品の中にデーモスが二度姿を見せ、どちらの場合もミュティレーネーの全市民を指しているほか、(16) 「市民」*πολιτῶν* や「評議会」*βουλῆς*、そしてアゴラなどへの言及がある。(17) これらはすべて、当時このポリスに評議会と民会をもった国制がそなわり、デーモスの出席する民会が重要な役割を演じつつあったことを示唆しているのである。(18)

レスボスでの経過と前後して、イオーニアのミレートスは僭主トラシブーロスの下でリュディアとの戦争を耐えぬぎ、ただ一市、この王国の支配圏外に留ったが(Hdt. I 22, 31)。(19) この危機の中でトラシブーロスはデーモスの意をうけてブリュタニス職に就任し続けた。ここでは市民団の「全一性」(20) が僭主政に反映しているといえるであろう。市民団を代表する独裁者の先例はすでにミレートスの植民都市オルビア

(前六四四年建設)に見られ、ここでは、当時イオーニアの各地に生れたのと同じ僭主政が樹立される一方、植民に参加したもの——その中には商人のほかにも多数の農民がいた——に周辺の土地が分与された。<sup>(26)</sup>じっさい、植民ポリスの建設は強力な一人の指導者に率いられて遂行され、参加者の強い団結はそのまま定着後の新しい市民団の結束——「全一性」の形成——の中に継続した。<sup>(27)</sup>テラ人はバットスを「指導者かつ王」*ἡγεμὼν καὶ βασιλεὺς* (*ibid.* IV 153)として植民者を送り出し、キュレナーを建設したが(前六三〇年頃)、ミレートの植民市建設の場合もオイキストが植民者を率い、そのさい、たとえ王政が生れなかったにしても、彼の指導下で土地分割が実行され、植民都市の市民団の間に「全一性」の意識を涵養した筈である。<sup>(28)</sup>このような植民社会での事情は本国に何らかの影響を与えずにはおかず、僭主トラシュブローロスが市民団を基盤に権力をふるうことを可能にしたのである。ミレートの植民活動の最盛期がまさにトラシュブローロスの時代と重なるのは決して偶然ではない。<sup>(29)</sup>前六世紀はじめに、デーモスの「全一性」を背景に「ポリスは決議せり」*πόλις ἐσθλοὴ* といふかたちで民会が決議したのも、ミレートの植民ポリス、キュジコスに於いてであった。<sup>(30)</sup>かくするうちにも、イオーニアのポリスのデーモスは、僭主を通じてではなく、自らの国制によって国の運営をはかる眺しを見せはじめた。その最もよい例はリュディアとの戦争でミレートを援助した唯一のポリス、キオスで前六世紀の第二・四半期にあらわれた「デーモスのレートラ」にもとづく国制である。この制度の下にはまた *Basileis* もいたが、これは貴族政(溯って王政)の遺制にすぎず、<sup>(31)</sup>実際に

統治に当たっていたのは *δημαρχοί* であった。そのうえ、各部落五〇人づつより成る「評議会」*Bouλή* があって、それにも *δημοκρατία* という形容語が附されている。<sup>(32)</sup>ペルシアの脅威が迫った時、このようなポリス内でのデーモスの機構より一層次元の高いイオーニア人全体の組織についての構想を提示したのがタレースで、彼はイオーニア人に、地理的にイオーニアの中心に位置するテオスに一つの議事堂 (*ἐν Βουκερταίῳ*) を設け、他のポリスはあたかも「地区」*ὄμιλοι* であるかの如き組織の設立を勧告したという (*ibid.* I 170)。これは実際上の集住ではなく、一種の「政治的シュノイキスモス」<sup>(33)</sup>であったが、イオーニア人がペルシアに屈して後、前五四六年のパンイオーニオンの会議でピアスが出した別の提案は、<sup>(34)</sup>奴隷化を免れるためにイオーニア人は団結してサルディニアへ航行し、そこに全イオーニア人のポリスを一つ建設すべし、というものであった (*ibid.* I 170)。これらの提案から、デーモスの国制をもちはじめたポリス市民たちが自治・独立を確保するために自由なイオーニア人の連合をさえ構想したこと、而もそこには植民運動の経験が色濃く反映していたことが理解されよう。

## 註

- (1) J. Friedrich, *RE* XX 1, 1941, s.v. Phrygia, 787 ff.
- (2) A. J. Graham, *Patterns in Early Greek Colonisation*, *JHS* 91, 1971, 40.
- (3) A. J. Graham, *op. cit.* 41.
- (4) A. J. Graham, *op. cit.* 40.
- (5) 同(3)の「レートを」は黒海南岸でコロニーを建設しつつあった。黒海



- Beurteilung der griechischen Tyrannis, *Klio* 12, 1912, 341-354 参照  
 die durch Usurpation errungene Einherrschung (S. 342) の説は、主権の轉移を認めざる。 H. Berve, Die Wesenszüge der griechischen Tyrannis, *HZ* 177, 1954, 1-20 (及び上掲著書) は主権の不法性を強調 (Berve の著書については拙著『西洋古史学研究』二〇一九一一年、一三六—一四〇頁、参照)。
- (61) A. Andrewes, *op. cit.* 22. マンタキメニアースがクロンの傭兵にすぎぬ (Str. XIII 617) は、植民時代の背景 (*ordres*) を示す一例である。 Cf. R. Meiggs/D. Lewis, A Selection of Greek Historical Inscriptions, 1969, No. 7 (Greek Mercenaries in Egyptian Service: 591 B.C.).
- (62) 因みに、この場合の *Μαντανικων* の用例は、ソットの独裁者として用いられた最古の例である (Fr. M. Heichelheim, *Ancient Economic History* I, 1958, 526)°
- (63) A. Andrewes, *op. cit.* 95. 初期マクドニアのターキメニア同様に、マクドニアのフリーホルダーが *die gesamte Oberschicht & die nichtadligen freien Grundbesitzer* を含むであろう (H. Berve, *aa.O.* 94)°
- (64) H. Berve, *aa.O.* 95. マルティアキメニアのフリーホルダーは、*καταστασιακοί* である。
- (65) A. Andrewes, *op. cit.* 95, 98. マクドニアのフリーホルダーの動向については、清水昭次「マクドニアの僭主と調停者」『学智研究史』一六—一九八〇年、三一—三五頁、を詳しむ。
- (24) H. Berve, *aa.O.* 101: die Gesamtheit der Bürger.
- (25) E. v. Stern, Die politische und soziale Struktur der Griechencolonien am Nordufer des Schwarzmeergebietes, *Hermes* 50, 1915, 170: Tyrannen- od. Dynastenherrschaft.
- (26) E. v. Stern, *aa.O.* 169; M. P. Nilsson, Das frühe Griechenland, von innen gesehen, *Historia* 3, 1954/55, 274. 一般的に、マクドニアの建設は最も重要な行為は土地の分配である。分割地の所有が植民参加者をして新しい国家の市民たらしめ、*'γῆς ἀδάμαντος'* は the charter of colonial citizenship となつた (A. Gwyn, The Character of Greek Colonisation, *JHS* 38, 1918, 106)°
- (27) この「全一性」の形成と表裏をなすものは成員の間での平等である。植民活動の中心となるのは、原則として分地配の平等と同一性である。 D. Asheri, *Distribuzioni di terre nell'antica Grecia*, 1966, 14 参照。
- (28) 彼らが定着地と現地の住民——新来のギリシア人による——追放される——と直接対峙したことが植民参加者の間での結束を固めるのに作用したであろう。植民者の定着の過程については R. Werner, *aa.O.* 34 参照 (高倉、あつは海を突き出た岬を占拠し、現住民を追放し、隣接して植民の準備の地を手に入れた)°
- (29) Cf. W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II, 1912, 11.
- (30) V. Ehrenberg, When Did the Polis Rise? *JHS* 57, 1937, now in: *Polis und Imperium*, 1965, 89.
- (31) M. N. Tod, A Selection of Greek Historical Inscriptions I, 2, ed., 1946, 2.
- (32) それに上掲のギリシア人の五百人会のような地位を占めていた (M. N. Tod, *op. cit.* 2)°
- (33) M. O. B. Caspari, The Ionian Confederacy *JHS* 35, 1915, 179.
- (34) F. Kiechle, *Der Kleine Pauly* I, 1964, s.v. Bias (2), 883. 七賢人の一人と数えられるソントス (Diog. Laert. I 82; Plut. *Sol.* 4, 7; vgl. *VS* 22 B 29) の通説は富の故に有名になつたといふ (Crusius, *RE* III 1, 1897, s.v. Bias, 386, 388)° P. von der Mühl 氏、彼を著したといふ活動は *βονδερν τοις ἀδικουμένους* である——その頃には、ほぼ同時代のアテーナイ人、ローマ人に共通する——といふ (Was war Bias von Priene? *Mus. Helvet.* 22, 1965, 178-180)°

(三) 前六世紀アテーナイのプロニー建設

アテーナイが植民運動に乗り出したのは比較的遅く、ソローンの時



代になってからであり、その本格的な展開は更に下って前五世紀のクレルキアの設置に求められる。しかし、クレルキア制の起源はペイシストラトス期に溯り、この前六世紀の僭主によるコロニー建設はその先駆をコリントスの僭主たちの築き上げた「植民帝国」にもっているのである。

コリントスはアテーナイと異なり早くから植民に着手し(シラクサーイ建設は前七三三年)、<sup>(1)</sup>ここでも植民運動の 'back influence' の例は幾つか見出される。まず、このポリスの二人のノモテースのうち、プエイドーンはポリスの家数を一定にしようとしたといわれる(Arist. Pol. 1265<sup>b</sup>)。いま一人のピロラーオスはコリントスを去ってテーバイへ赴き、このポリスの養子に関する規定を設けた上、クレロスの数を定めたと伝えられる。<sup>(2)</sup>テーラ人が植民に出発するさい「籤」で参加者をきめたという例からも推察されるように(Hdt. IV 153) 上の二つの場合も植民派遣の経験と無関係ではないであろう。また、キュプロス<sup>(3)</sup>が追放したバックアダイの土地は没収されて、僭主に味方した農民に分配されたが、これは、植民ポリスでそれ以前から継続していた土地分与と並行していた。コリントスの僭主政は国内ではデーモスを基盤とする一方、<sup>(4)</sup>その統治が外での植民活動の最盛期と一致する点で、トラシブローロス(彼はペリアンドロスの同時代人)のミレートの場合と類似するが、コリントスの僭主たちは植民のさい自分の子供をオイキストとして派遣したことが注意をひく。これによってメートロポリスによるコロニーの土地の領有が始まり、<sup>(6)</sup>母市とアポイキアは一応別個の国家でありつつも、両者の繋りは一層緊密になったのである。<sup>(7)</sup>キ

ュペリダイの<sup>(8)</sup>発展はそのままコリントスの「植民帝国」の形成となり、この経緯は、続くアテーナイ国家の興隆の直接の先蹤となった。

アテーナイ人の植民の最も古い例はオリュムピア競技の勝者プリュノンによるシゲイオンでの場合である。アテーナイ人が彼を派遣したとか(Str. XIII 599: *néμφupes*)、<sup>(9)</sup>彼が戦争のさいに指揮権を握っていたとかいう伝承は(Str. XIII 600; Diog. Laert. I 74; Suida s.v. *Hēraklēs: stouryōs*)、このコロニー建設がアテーナイ国家の行為であったかの観を懐かせるが、<sup>(10)</sup>当時のアテーナイは近隣のサラミスの確保にすら着手していなかった<sup>(11)</sup>ので、この植民は一貴族の行為以上のものではないと考えられる。<sup>(12)</sup>植民者が後の場合のようにアテーナイ人であり続けたのではなく、シゲイオンの市民になったことはいままでもない(Syll. 3. 12)。プリュノンのシゲイオン植民のような、門閥の一員による植民ではなく、アテーナイが国家として植民活動を始めたのは、ソロンがサラミス征服のためにアテーナイ人を糾合した時である。<sup>(13)</sup>ソロンは、ほかに、トラキアのケルソネーソスへの植民を勧めているが(Diog. Laert. 1 74) このようなコロニー建設の本格化と並行して、彼の時代にアッティカで「土地再分配」*τῆς γῆς ἀναδιαιρέσις* が「デーモス」の要求として登場し(Plut. Sol. 13; 14, 1; 16, 1) <sup>(14)</sup>更にそのうえ、ソロン自身も「平等」*ισονομία* という語を用いていることが注目される(*ibid.* 14, 2)。この改革者が「僭主政の暴力」*βία τυραννίδος* をふるうことも、賤しい人々と貴い人々に祖国の土地の「等しい分け前」*ισομορία* を与えることもしなかった、という場合(Arist. Ath. Pol. 12, 3) <sup>(15)</sup>後半部は「土地再分配」の要求を斥けたことを指しているのであるが、<sup>(15)</sup>イソモイリ

アが比較的完全なかたちで実現されたのは、いうまでもなく、植民市での「籤」による土地分割のさいであった。<sup>(16)</sup> かくして、われわれはイソモイリアがソローンの時代のアテーナイで声高に主張された事実の背景に、土地分割を随伴するコロニー建設の展開を認めざるを得ない。じつさい、*ἀρχαία μοῖρα* (= *παλιὸς κήπος*) の記憶、即ち、市民の所有地はほんらい区分された共有地の割り当てに基づいていたという、貴族政期を通じて消滅することのなかった観念は、<sup>(17)</sup> 植民市建設の母市への逆影響によって常に更新され、遂には「土地再分配」の要求に結晶したのである。<sup>(18)</sup> この要求はソロン以前にはテュルタイオスの (Arist. Pol. 1307a)<sup>(19)</sup> ソロン以後にはテオグニスの詩に見出されるが (Theog. 1197 Bergk)、テオグニスの祖国メガラは初期植民で重要な役割を演じたポリスであり、テュルタイオスのスパルタも「土地再分配」や植民建設と無縁ではなかった。「財産のある程度の平等」 *ἰσότης τῆς εὐχίας* を基礎にもつといわれたスパルタでは、序説でも触れた如く、ポリスの建設したいがアポイキアの設置として人々の脳裡に描かれていたうき (Pi. *Ishm.* 7, 20; Plat. *Leg.* 736c)<sup>(20)</sup> リュクールコス以前に土地の分配が実施されたと考えられていたのである (Plat. *Leg.* 684e; cf. 691e, 736c. 尚、スパルタでの *ἀρχαία μοῖρα* にしづいた Her. *Pont. De reb. publ.* II 7; [Plut.] *Mor.* 238e 及び第一章、例、註(2)、参照)。ところで、ソロンは法律を制定したあと一〇年間の「外遊」に向ったが (Plat. *Sol.* 25, 5)、彼の出発にさいしてアテーナイ人は厳粛な誓約を交し、その期間ソロンの法を遵守することになったとどう (Hdt. I 29, 1: *epaktoi... ηερτάτοι*)。「船の所有者」ソロン (Plat. *Sol.* 25, 5) の時代には、貿易

など海外での活動が都市の建設と並行して進められていたことを考える時 (cf. Plat. *Sol.* 2, 1: *πρὸς ἑμπορίαν; ibid.* 2, 4: *πόλεον οἰκιστάι... ηερτάτοι*) 国家の新生が誓約によって確認されたことも、植民のちの *ὄρκος τοῦ οἰκιστήριον* (SEG IX 3) と無関係ではないことが理解されるであろう。アテーナイはまもなく僭主政期に入る。ペイシストラトスの権力下で、有力門閥の一員、シルティアデースは (cf. Hdt. VI 35, 1: *ἐβυάρευε*) 前五六一—五六年にシゲイオンとケルソネーソスへ新たな植民を企てたが<sup>(21)</sup> (Hdt. VI 103, 4: *τὸν οἰκιστὴν τῆς Κερσονήσου Μετριάδην*) 彼は植民に<sup>(22)</sup> いて母市から全権を与えられ (cf. IG I<sup>2</sup> 45, 8: *ἀριστοκράτεια*)、定住後は、僭主政と同じ支配権 (*ἀρχή*) を持ち (Hdt. VI 34, 1) 戦時には軍事面での指揮権を掌握していた。<sup>(23)</sup> 彼に率いられて移住し、いくつかの植民ポリスに定着したアテーナイ人は (cf. Hdt. VI 39, 2: *ἐπὶ πασῶν τῶν πόλεων*) 「ケルソネーソス人」 *οἱ Κερσονησίται* と総称されているので (Hdt. VI 38, 1; 29, 2; cf. IV 137, 1; IX 118, 2) 彼らがアテーナイから分離して<sup>(24)</sup> 新しいポリス市民となったことは確かである。<sup>(25)</sup> しかし、シルティアデースの下で発行された一貨幣の裏面には (C.T. Selman, *Athens: Its History and Coinage Before the Persian Invasion*, 1924, Pl. XXIV, A 331, p. 417) ペイシストラトスによって国家のシンボルと定められた女神アテーナの頭が刻まれており、<sup>(26)</sup> この事実が明示する通り、外地でのシルティアデースの行為はあくまでもアテーナイ国家の枠内で遂行されたものであった。<sup>(27)</sup>

一方、本国ではペイシストラトスが二度に亘ってアテーナイから追放される。<sup>(28)</sup> このとき彼は、アルカイック期の亡命貴族がしばしば試み

たように、植民の企てによって異邦の地での勢力の維持に努めた<sup>(27)</sup>。それは同時に彼に随ったアテーナイ人への土地の分与を可能にした<sup>(28)</sup>。その後、アテーナイの僭主に復帰したペイストラトスは、ミュテイレナー人から奪ったシゲイオンを確保するために息子のヘーゲーシストラトスとその地の僭主に据えて統治させたが(Hdt. V.94.1)<sup>(29)</sup>、これはコリントスの僭主がその一族をオイキストとして派遣した方法に倣ったものである<sup>(29)</sup>。ここで注意すべきは、シゲイオン奪取に参加した後、その地に定着したアテーナイ人がその後もアテーナイ市民の地位に留ったことであつて、アテーナイの僭主が考案したこの方策はコロニーを母市に繋ぎ留め、その点では、キュプセリダイの「植民帝国」より更に一步前進したものである。これによってペイストラトスはアテーナイのクレルルキアの事実上の創設者になった、といえるであらう<sup>(31)</sup>。ペイストラトスの死後、彼の一族がひき続き権力を維持したが、その下で小ミルティアデースがケルソネーソスへ派遣され、<sup>(33)</sup>「ケルソネーソス人の軍事指導者、且つ僭主」となった(Hdt. IV.137.1: στρατηγὸν καὶ τραπεζίτην Κερσονητίων)。<sup>(32)</sup>しかし、彼に率いられてその地に赴いたアテーナイ人たちが「ケルソネーソス人」と呼ばれているにも拘らず、依然としてアテーナイ市民であり続けたことは、後に彼が本国でケルソネーソスでのテュラニスの疑いで告発された事実から明らかであり(Hdt. VI.104.2)<sup>(34)</sup>、この点で叔父の大ミルティアデースの場合と相違している<sup>(34)</sup>。ペイストラトスの息子たちが小ミルティアデースに三段櫓船を与えてその植民活動を支援したのも、ケルソネーソスでのアテーナイの勢力を保つための国家的行為であつて、その点ではペイシスト

ラトスと大ミルティアデースの関係と変りはない<sup>(35)</sup>が、叔父に随伴した植民者が現地の植民市の市民になったのに対し、甥に率いられたものはアテーナイのクレルルルキアとして定住したのである<sup>(36)</sup>。

アテーナイのクレルルルキアについては、次に掲げる前六世紀末のサラミスに関する決議<sup>(37)</sup>(IG I.2)が状況の一端を窺わせる。

民会は決議せり。サラミスのクレルルルコス達はその地に定住するを得。(金銭的・身体的理由で)納税・出征し得ざる場合のほか、彼らの土地を貸与するを得ず。クレルルルコスがその地に居住せず、土地を貸与せし場合は、貸主も借主も各々貸与料の三倍を国庫に支払うべし。もし(支払わ)ざる場合は、アルコーンが取立ての責を負うべし。アルコーンは(各クレルルコスに)三〇ドラクマの武器を与え、武装せしむべし。以上……のアルコーンの時決議せり。

これによつても、アテーナイのクレルルルキアがアポイキアの市民ではなく、アテーナイ国家に納税と兵役の義務を負うアテーナイ市民であつたことが明瞭であらう。しかし、それにもまして重要なことは、これらのクレルルルキアがサラミスに送り出され、彼らに土地が分与された時期である<sup>(38)</sup>。それはメガラとアテーナイの間で争われていたこの島がスパルタ王クレオメネスの仲裁でアテーナイに帰属した時と考えられるが、その時点は、スパルタ王がアテーナイの僭主を追放した後、アテーナイと友好関係にあった頃で、遅くともイサゴラスのアルコーンの年(前五〇八/七年)でなければならぬ。それは即ちクレイステネース改革の直前のことであつた。われわれがこのクレルルルキイ派遣の事実と時期を重視するのも、クレイステネース改革を目前にしてアテーナイ国家がわずかにエレウシス湾をはさんで対岸の地に

(而も巨國領で)、たとえクレールキアというかたちによ、自らの市民に土地を分与したことが、国内の政治に何らかの影響を及ぼしたであろうと想定するからであり、その地で市民の間に更新されたイソノミアの精神が、後述の如く、クレイステネースのイソノミア(國權の平等な分与、即ち國家運営への平等な参加)に連ると考ふるからである。

註

- (1) プイローオスはツッキアダイ門閥に属したが、プヘイドーンもおそらく同様であろう(H. Berve, *aa.O.* 14)。ツッキアダイが自分たちの仲間以外から法をうけとることは考ふるべきである。ツッキアダイによる統治機構、即ち毎年ツリヒタニス(ツリヒタニシスと同一)——G. Busolt, *Hermes* 28, 1893, 318. 異説は Th. Lenschau, *RE* Suppl. IV, 1924, s.v. Korinthos [Geschichte], 1013) 評議会(a Bacchiad council) としてこの門閥(ツリヒタニス)の閉鎖的性格をうけつた S. I. Oost, *Cypselus the Bacchiad*, *Cl. Phil.* 67, 1972, 10-13 参照。プヘイドーンは家族数の固定だけで、ツッキアダイの間での、また他のコロントス人の間での土地所有の不平等をその前提としておいた。現状維持の保守的改革家と見なされる——cf. S. I. Oost, *op. cit.* 13; otherwise D. Asheri, *Law of Inheritance, Distribution of Land and Political Constitutions in Ancient Greece*, *Historia* 12, 1963, p. 1, n. 3: the equalitarian theories of Pheidon of Corinth.
- (2) J. Schmidt, *RE* XIX 2, 1938, s.v. Philolaos (Nr. 3), 2510.
- (3) キヤンセロスの内政については S. I. Oost, *op. cit.* 10-30 参照。彼はキヤンセロスが刷新をはかろうとしたところから、むしろ古き良き時代の復活を試みたのだという the Heraclid-Bacchiad-Cypselid monarchy の一貫性を説く。その秩序は窮極的にはドーリス人の征服に基礎を置き、キヤンセロス時代になっても、共同食事、ヘタイリアイ、戦士教育、ペリオイコイ制などのドーリス人の制度を保持していた(p. 26)。

- (4) H. Berve, *aa.O.* 26.
- (5) 彼が護衛兵をもちたことには、キーマスの支持を得ていた証拠と考ふる(H. Berve, *aa.O.* 13)。
- (6) A. J. Graham, *Colony and Mother City in Ancient Greece*, 118.
- (7) C. Roebuck (Book Review of A. J. Graham's Work, *AJPh* 88, 1967, 109) は、母土からの植民地建設の中で the idea of political hegemony by mother city over colony なる概念が、この時代には重要な概念と考ふる。Vgl. R. Werner, *aa.O.* 70f.
- (8) キヤンセロスの統治年代は前六五五—五八二年 (la chronologie haute) と考ふる。 Cf. J. Ducat, *Note sur la chronologie des Kypselides*, *BCH* 85, 1961, 418-425.
- (9) A. J. Graham, *op. cit.* 119. コリントスの「植民地」は、U. Kahrstedt, *Griechisches Staatsrecht* I, 1922, 357ff. (Das korinthische Kolonialreich) が重要。コリントスの入りのコロニーを「植民地」と考ふる。母土の一部をなす植民地は、その市民が母土のコリントス市民と異なるものとして考ふる。F. Hampl, *Polis ohne Territorium*, *Klio* 32, 1939, 1-60 参照。コロニーが法的意味でポリスを構成する場合は、その植民地は「Polis ohne Territorium」になるという理論に発展させた。コロニーは別個の国家であるが、コリントスがその領土を所有して居るのだという(S. 39ff.)。この説は、この例を除くと同調者を得る。F. Gschnitzer, *Abhängige Orte im griechischen Altertum*, *Zetemata* 13, 1958, 24ff. 及び H. D. Westlake, *Hermes* 90, 1962, 280-9) 及び H. Bengtson, *Einzelpersonlichkeit und athenischer Staat zur Zeit des Peisistratos und des Mithiades*, *SB München, philos.-hist. Abt.*, 1939, Heft 1, 43, 65ff.; E. Kirsten, *RE* VII A 2, 1943, s.v. Tyllissos, 1726ff. 及び Hampl の討論を参照して die personale Struktur des griechischen Staates 及び「植民地」の代り eine praktisch-politische Deutung の必要を示唆(Sp. 1727) Cf. A. J. Graham, *op. cit.* 118ff., 166f.——Graham は Hampl の説と異議を唱え、キヤンセロスの建設

したコロニーは国法的ではなく、政治的に母市に從属したと結論（この点ではコロントスのそれ以前の植民市「シュラッソーサイヤコロキョラなどとは相違している」）。

(10) H. Bengtson, *aa.O.* 12.

(11) A. J. Graham, *op. cit.* 33.

(12) V. Ehrenberg, Zur älteren athenischen Kolonisation, *Ekonomia: Studia Graeca et Romana* I, 1939, jetzt in: *Polis und Imperium*, 222.

(13) V. Ehrenberg, *aa.O.* 244. サラミス島の占領およびアテーナイ人による耕地の領有がアテーカイの貧しい農民に地位向上の機会を与えたことは容易に察せらるゝ (V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 62)。アテーナイのサラミス占領に關してはインシストラトスに歸する説があるが、この点の古代の伝承の分析は L. Weber, *Solon und die Kämpfe um Salamis*, *Klio* 20, 1926, 385-397 參照。

(14) G. Busolt, *Griechische Staatskunde* I, 1920, 194. 1ロロ「土地再分配」なるこの原因と内容が決つて一様ではなかつた。この点については A. Fuks, *Redistribution of Land and Houses in Syracuse in 356 B.C., and Its Ideological Aspects*, *Cl. Quart.* NS 18, 1968, 216f. 參照。Fuks は *της αναταξιας* を the principle of equal shares (*ισομεροια*) と考へてこの語をこの二大別して、更にそれぞれを實行時の事情や目的の異なるに分けて、計四つの類型に整理。

「土地再分配」と並ぶアテーキスの要求に「負債帳消し」*χρεών ἀνομοσύνη* があつた。Arist. *Ath. Pol.* 6 は *χρεών ἀνομοσύνη* と *σετάχθερα* (重荷をうし) を同じものとす、それらを更に現金負債の帳消しと同一視しているが、これは後代の觀念の混入した結果で、ソロン時代の *σετάχθερα* は *σπον* の撤去と債務奴隷の廃止 (Plut. *Sol.* 15) のことである (M. Mühl, *Solons sogenannte χρεών ἀνομοσύνη* im Lichte der antiken Überlieferung, *Rhein. Mus.* 96, 1953, 214-223; vgl. Th. Fischer, *Zu Solons Maßg., Gewichts- und Münzreform*, *Chilon* 3, 1973, 9f.)。アテーナイローンはソロンが實行したのは負債の帳消しではなく、利子率の引き下げであつた。 *σετάχθερα* と同じのはそのこと及び通貨や度量衡の改革で生活苦が軽

減されたことを指す、と云ふが (Plut. *Sol.* 15, 2 = *F. gr. Hist.* 324 F 34)。

この記述の著者は前四世紀の穩健派の立場から論じている。その考へはさうなれなかつた (異説として) Ph. Harding, *Androion's View of Solon's Seisachtheia*, *Phoenix* 28, 1974, 282-289 參照——穩健派の「コロキョラ」ではなく、學問的研究にさして結論はさうなつた可能性を示唆——)。

(15) V. Ehrenberg, *RE* Suppl. VII, 1940, s.v. *Isonomia*, 294.

(16) コロニーに於けるインキイリブの原理はアローロス分与の際の「籤」や保証・確認されたが、「籤」の使用はそのほか、父の遺した土地財産の息子たちの間での分割の場合にもみられ、それはホメーロス時代 (*Od.* XIV 208 sq.; *Il.* XV 187-92) 以後のギリシムの「特性となつた (H. L. Levy, *Property Distribution by Lot in Present-Day Greece*, *TAPA* 87, 1956, 42—Levy の論文は古代ギリシム人のこの慣習がローマ人・トルコ人の支配をへつり抜けて今日のギリシムにも生を続けつゝる例の報告——)。

(17) G. Busolt, *Griechische Staatskunde* II, 1926, 827. 前六世紀のロクリスの法には (N. Pappadakis, *Aoy. Etyμολογία*, 1924, 119ff.) 戦時に二〇〇人の戰士を定住せざる場合を除き、平時に土地再分配 (I. 10: *δαρμόν*; I. 11: *τατάξιας*) を提案したり、これを繞る *αργαίς* を招来したものとす、その一族と共に永久に追放し、家の財産を没収し、家を取り毀すことを定めつゝいる。人々の間での *της αναταξιας* の要求が潜在的にいかに強かつたかを知らねばならぬ。

(18) Th. Lenschau, *RE* XI 1, 1921, s.v. *κλήροι*, 812. この頃 *ἀγοραία μοίρα* が人々の意識に上つたことについては、植民活動の逆影響とさう外からの要因のほか、国内でクレローロスの相續が問題となつたこと (cf. Plut. *Sol.* 21) が背景として考えられる。貧困市民の増加する中で、ソロン時代の人々は國家の安定にとつての「土地財産の平等」*δυνατότης της ομοίας* の重要なき認識を (Arist. *Pol.* 1266 b; cf. D. Asheri, *op. cit.* I) 農民と持分地を維持せしめ、市民の間での公正な土地の配分を保証する立法はロリスやレウカスのほか、ヘーリス (半神話的立法者のオタシヨロスが持分地を担保とする借金を禁止)、アピュテニス (市民たちは能動市民権の最低限の資格として、「持分地」*μοίρα* の維持をはかる) であつた。Asheri

- は、エウハトリダイの寡頭支配下でのマッティカでは土地は自由に売買され、前六世紀になつてはじめて持分地の売却が禁止された」というが (of *cit.* 3) この点は問題であり、彼とて特別な根拠があつてゐるわけではなからう。むしろ貴族政期には a traditional taboo on the sale of land があった (A. French, Land Tenure and the Solon Problem, *Historia* 12, 1963, 242) ところがこの點が總論からいふと違ふ。
- (21) Plut. *Lyc.* 8 とミネスロソナルクルスの *γῆς ἀναδαιόσις* は後世の描像であらう (N. G. L. Hammond, The Lycurgan Reform at Sparta, *JHS* 70, 1950, 60, n. 108)°
- (20) G. Busolt, *a.a.O.* 633, Anm. 6.
- (19) この時マテーナイの僭主が植民参加者の人選をミルティアデースに委ねたのは (Hdt. VI 36, 1) その植民事業が僭主によつて「許可」されたことを意味してゐる (vgl. V. Ehrenberg, *a.a.O.* 224)°
- (22) 尚、植民社会の緊迫した軍事状況は碑文史料「たとへば」のものに触れる R. Meiggs/D. Lewis, *op. cit.* No. 13 と *φεικάγαγε* (I. 7: *ai mé noú- poi dwuwa(s) oúlévous*)°
- (23) V. Ehrenberg, *a.a.O.* 227: die Selbständigkeit der *πόλεις*; H. Bengtson, *a.a.O.* 13. Vgl. R. Werner, *a.a.O.* 69: der aus einigen mehr oder weniger autonomen griechischen *Poleis* und dem thrakischen Stamm der Dolonker bestehende, vielleicht in der Form eines *Koinon* organisierte und durch die Tyrannen aus dem Hause der Philaiden zusammengehaltene und repräsentierte Chersonesistenstaat.
- (24) ペイシストラトスが第二次亡命のあと帰国する時、彼の乗った戦車はむしろマテーナイ女神像を従えていたという (Hdt. I 60)° また、ペイシストラトス時代のマテーナイの壹絵はヘーラクレスが描かれてゐる例が多いのは、僭主が自分とこの英雄を(共に)マテーナイ女神の保護を受けるものとして同一視しようとしたことに起因する。ヘーラクレスがマテーナイ女神にやつてオリュムポス山へ先導される図像は、普通、英雄が徒歩であるのに対してこの時期には戦車に乗った図像を見出される (この点については J. Boardman, Herakles, Peisistratos and Eleusis, *JHS* 95, 1975, 1 参照)°
- (25) V. Ehrenberg, *a.a.O.* 228. ケルソネーソスのマテーナイ人僭主たちが発行した貨幣について C. T. Seltman, *Greek Coins*, 2. ed., 1955, 85-87; G. D. Rocchi, *Aristocrrazia genetica ed organizzazione politica arcaica, La Par. del Pass.* 28, 1973, 94 ff. 参照。
- (26) ペイシストラトスのクロノキエ(統治期および亡命期)に関する史料批判は長い歴史を持ち、議論は錯綜してゐるが、その中でのちの學説史の展開の軸となつたのは F. E. Adcock, The Exiles of Peisistratus, *Cl. Quart.* 18, 1924, 174-181 である。彼はそこで次の点を指摘する。(1) Hdt. V 65 がペイシストラティダイの支配を三六年間とつたのは第一次政権からの合計ではなく、パレーネーの戦い後の第二次帰還からエポクロメスの追放まで、即ち前五四六一—五二一—一〇年である。(2) Arist. *Ath. Pol.* (及び『マッティカ』) はペイシストラトスに関する説明が Hdt. に依拠してゐる。(3) *Ath. Pol.* における第一次、第二次統治および第一次、第二次亡命の数字は、もの追加であつて信憑性に乏しい。かくして彼の結論は、(1) 僭主政の開始前五六一—六〇年、(2) 第一次亡命(前五六〇年)、(3) 第一次帰還(前五六〇—又は五五九年)、(4) 第二次亡命(前五五六—五五五年)、(5) 第二次帰還(前五五六—五五五年)、(6) ペイシストラトスの死(前五二一—五二七年)となる (p. 181)° この説はペイシストラトスの追放が一度ではなく二度に亘る、三度目の最も重要な統治期が前五四六年で始まる、という点で以後の定説の先駆となつた (cf. A. W. Gomme, Two Notes on the Constitution of Athens: II. The Dates of Peisistratus, *JHS* 46, 1926, 173; F. Jacoby, *Atthis*, 1949, 152-168)° 最近では J. G. Hind, The 'Tyrannis' and the Exiles of Peisistratus, *Cl. Quart.* NS 24, 1974, 1-18 及び Adcock 及び Jacoby による新しいアンロンロキエを提示する M. F. McGregor, Phormion and Peisistratus, *Phoenix* 28, 1974, 18-21 及びホルツキーンとブルームの年(彼はそれを碑文史料から前五四六年とする)にペイシストラトスは支配権を確定したと考へる。
- (27) Arist. *Ath. Pol.* 15, 2 にテルメー湾のライケロスに人々を集住させた (*συνήκασι*) ところの都市建設のことである。クレシムト君主のシタノイキスモスによる都市建設の先駆(後篇 第二部 第二章 参照)°

- (82) V. Ehrenberg, *aa.O.* 244; H. Berve, *aa.O.* 50.
- (83) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 134 f. コロニー(アポイキア)は法的にも政治的にも独立したポリスであつて、唯、祭祀の面で母市と關係を保つていたが、前六世紀以来の僭主たち、即ちキヤンペリダイとペインストラティダイが母市に從属したコロニーを建設し、植民活動の新しいタイプを創つたのである。(この点については R. Werner, *Chilon* 1, 19 ff. 参照)。
- (84) V. Ehrenberg, *aa.O.* 244.
- (85) V. Ehrenberg, *aa.O.* 244. クレールキアは古くはアポイキアからほゞあらゆる別々のローマのコロニーに比定されてきた(W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II, 42)。アポイキアはそれに対して独立コロニーと見られてきたが、その母市に対する政治的独立の程度を考えると、二つの植民形態の間の差は必ずしも明確でない。特に、僭主の一族がオイキストとして派遣されたアポイキアの場合にはそのようである。かくして母市とアポイキアの關係は根本的検討の必要に迫られる。その必要性は E. Kirsten, *aa.O.* 1726 と H. Bengtson, *aa.O.* 87 と説かれ、母市・娘市關係の重要性は H. Schaefer, *Eigenart und Wesenszüge der griechischen Kolonisation*, *Heidelberger Jahrbücher* 4, 1960, jetzt in: *Probleme der alten Geschichte*, 1963, 362-383 と著言及されたが(S. 379)それを本格的に論じた研究は上引 A. J. Graham のそれである。彼はコリントスの僭主たちのコロニーと前五世紀アテナーナイ帝國のコロニー(クレールキア)の間の連続性を認める。P. A. Brunt, *Athenian Settlement Abroad in the Fifth Century B.C.*, *ASI*, 1966, 71-92 は、アテナーナイ人がアポイキアに於いてもクレールキアに於いても彼らの市民権を失わなかつたことを論じている。ペイシストラトスが海外のコロニーでアテナーナイ人に土地を分与したことは確實と思われるが、本土アテナーナイで土地の没収、再分配を行ったかどうかは議論が分れる。D. M. Lewis, *Cleisthenes and Attica*, *Historia* 12, 1963, 37 以下の点に關して著論し、著者の著書(Plut. *Sol.* 16, 1; *Arist. Ath. Pol.* 16, 2; *Hdt.* VI 103, 3; VI 121, 2; *Arist. Econ.* 1346 b)を検討し、ペイシストラトスがそれを実行する力を持つてゐたのは明らかであり、ま

- たその力を行使しなかつたとすれば不思議であるが、他面、それを肯定する確かな証拠があるわけではない、という。
- (86) 小シルティアデースのケルソネッソス派遣は年代的には前五二四—五一三年の間と見られる(A. J. Graham, *op. cit.* 33)。
- (87) V. Ehrenberg, *aa.O.* 225.
- (88) ペイシストラトス父子、及び両シルティアデースによる諸行為は地域的にはエーゲ海北岸からクレソポントスにかけての地方に向けられた点で一貫しており、海峽地方を抑えて穀物輸入を確保するための統一的な勢力圏の形成に資するものであつた(V. Ehrenberg, *aa.O.* 230; A. J. Graham, *op. cit.* 32)。僭主による植民行為といふと、彼らの個人的意図とは別にアテナーナイ・ポリスの要請を満してゐたのである。H. Berve, *Miltiades, Hermes-Einzelschrift* 2, 1937 は、ケルソネッソスのコロニーがアテナーナイの國家意志とは無縁であるといふが(Kap. D' 讀むべき) (H. T. Wade-Gery, *Miltiades*, *JHS* 71, 1951, 218 参照)。
- (89) V. Ehrenberg, *aa.O.* 240.
- (90) この民会決議は、アテナーナイのクレールキアではなく、サラミスの元の居住民に關するものである、と著者の説が有力であるが(G. Busolt, *Griechische Staatskunde* II, 1926, 871, Anm. 2) シュルマーローの著書を調べる W. Schwahn, *Die älteste attische Kleruchie*, *APPh* 54, 1933, 39 f. はそれをアテナーナイ人のクレールキアのものと断定。
- (91) この決議をサラミスの元の居住民に關するものとみなす G. Busolt, *aa.O.* 871, Anm. 2 は、Thuc. III 50, 2 と W. Judeich, *Mittel d. athen. Inst.* 24, 1899, 326, 1 を参照して、全耕地の再分配(eine Neuaufteilung des ganzen anbaufähigen Grund und Bodens)がクレールキアだけになく、サラミス島居住民に対しても行われたとしようが、実際はクレールキアだけのことである。
- (92) Plut. *Sol.* 10 は、この事件がペロン時代の間にあつたが K. J. Be-loch, *Griechische Geschichte*, I 2, 1926, 312 はペロンタがアテナーナイを制圧してきたと信じた時期、即ち、ペイシストラトスが崩壊の直後の間に、G. Busolt, *aa.O.* 871, Anm. 2 をそれと従ふ。

## (四) テュラニスからイソノミアへ

## (1) 前史——イオーニアの場合——

前六世紀後半には、植民ポリスでのイソモイリアの実現と雁行して、母市(イオーニアの諸ポリスや本土のアテーナイ)でも「自由」*eleutheria*や「平等」が打ち立てられる。即ち、テュラニスからデーモクラテティアへの転換である。既に前五五五—五〇年頃、リュディア王クロイソスはエプエソスの僭主ピンダロスと「自由」を条件に協定を結んだ(Polyaen. VI 50: *ἐπὶ τῆς ἐλευθερίας συνθήκῃ*; Aelian. Var. Hist. III 26: *τῆς ἑστὴς ἐλευθερίας ἀγορεύσαντα*)。これはクロイソスがこの市の自治を認めたということであって、その結果、僭主はエプエソスから退去することを余儀なくされた<sup>(1)</sup>。やがてアテーナイからアリストタルコスが招かれて「調停者」になり、部族制改革によって参政権をもつ市民を増し、国家の基礎を民主的なものに変える<sup>(2)</sup>。ここにその後のイオーニアに於ける「自由」の実現、ひいてはアテーナイでの「テュラニスからイソノミアへ」という過程の先駆を見ることが出来る(但し、エプエソスでは自由と自治は永続きせず、まもなく二人の僭主——アテーナゴラスとコマス——がペルシアに依存しつつポリスを統治することになる。尚、民主政に鋭く反撥した哲学者、ヘーラクレイトスもエプエソスの市民であった)。

前五四六年リュディアに代ってペルシアが小アジア西岸を制圧する。この帝国は、リュディアが貢納で満足していたのとは異なり(cf. Hdt. I 27, 1)<sup>3</sup>、その外に軍役をギリシア人に課した(Hdt. I 71, 1)。今や、抵

抗か(cf. Hdt. I 141, 4; 163, 3)<sup>4</sup>、屈服か、或いは退去かが、イオーニア人に残された道となった。詩人のクセノプファネースがコロポォーンを去ったのはこの時である。フォーカイアとテオスの市民も「隸属」*δοῦλοσύνην*を嫌って祖国をあとにし(Hdt. I 169, 1)<sup>5</sup>、航行してそれぞれコルシカ島のアラリア(後には南イタリアのエレア)とアブデラ及びプアナゴレニアに定住した(Hdt. I 164, 3-168)<sup>6</sup>。彼らはペルシアの支配を避けて植民に向ったのであるが、次のサモス人の場合は国内の僭主政を逃れて異国に赴いた例である。小アジアの諸ポリスがペルシアに屈し、親ペルシア的な統治者の支配下で、事実上、自治が停止する中で(その徴候としてたとえば貨幣鑄造の中止があげられる)<sup>(5)</sup>、サモスだけは、前期僭主のうち最重要な役割を果たしたといわれるポリュクラテースの下に(Hdt. III 39, 3; Thuc. I 13, 6)、独立を堅持していた<sup>(6)</sup>。しかし、国内では彼の独裁政に対する反抗者が絶えず、ピュタゴラスなどの一部の市民は南イタリアに亡命して、プテオーリの地に「正義の支配」*Ἀνεπισημία*という名のコロニーを建設した、という(前五二六年)。植民の企てによって僭主政を離脱し、新しい理念にもとづいて国家を建設した例をここに見出すことができるであろう<sup>(7)</sup>。

前五二二年、サトラップのオロイテースの指図によりポリュクラテースが殺害され、サモスもペルシアの勢力下に組み込まれる。折しもダーレイオスの即位の年に当り、ペルシアとギリシアの関係は新しい局面に入る。即ちサトラピーの再編と「従属僭主」の設置である。ペルシア人の意に従う者にポリスを統治させる政策がサモスに対しても実行され、ポリュクラテースの暗殺はその発端であった。しかし、そ



れは、一時的とはいえ、「テュラニスからイソノミアへ」という予想外の反作用をひき起さずにはすまなかった。ポリュクラテースからサモスの主権を任されていたマイアンドリオスは(Hdt. III 142, 1: τὸ κράτος; 142, 3: ἀρχῆρον καὶ δόνατος πῆρα) 僭主の死の報に接したあと、「自由神ゼウス」Ζεὺς Ἐλευθερίουの祭壇を設けた後、全市民の集会を召集し(íbid. III 142, 2: ἐκκλησία πάντων τοῦ ἀστέως) 主権を市民たちの全体に委譲して(íbid. III 142, 2: ἐς μέσων τῆν ἀρχὴν τῆδεσιν) イソノミアを宣言したのである。この宣言にも拘らずサモスではこのあとシュロソーンが「従属僭主」として支配したことから分る通り、<sup>(8)</sup> 当時ペルシアはサモスの吸収を企てていたのであって、上のマイアンドリオスの行為は全民衆に主権を移すことによってペルシア勢力の働きかけに対抗しようとしたものと考えられる。その場合の「市民たちの全体への主権の委譲」については次の二点を指摘しておきたい。第一は、キュレーネーでバットス三世の時代に「調停者」καταρτιστὴρとしてマンティネイアからやってきたデーモナックスが(Diod. VIII 30, 2: τῆς τοῦ Κυρναλαῦ ὀρχαεὸς διατηρήσας) 王領地と祭司職以外の、それまで王が保持していたすべてのものをデーモス全体のものにした、<sup>(9)</sup> ということである(Hdt. I 161, 3)。ここにも一人支配からデーモスによる統治への変革がみられる。第二は、「アテーナイで「大衆(ἐπίσθας)に国家を与えて」(Arist. Ath. Pol. 20, 1) イソノミアを樹立したといわれるクレイステネースの行為が、「方向転換」 volte-face といわれることであって、<sup>(10)</sup> 上のマイアンドリオス(彼はポリュクラテースの権力をひきついでた僭主であった)の突然の決断にその先蹤が見出されることである。

尚、その後のサモスについて一言すれば、シュロソーンの子、アイアケースが父のあとを襲って僭主になったが(Hdt. IV 138, 2) 彼はダレーイオスのスキュテア遠征(前五三〇—二二二)のさいに親ペルシア的な「イオーニアの僭主たち」がドナウ河の橋に結集した時(Hdt. I 98, 1: τοὺς Ἰαῶν τῶν ὑπεύθυνον) 中の一人に加っていた。サモスでは「従属僭主」の体制が継続していたのである。<sup>(11)</sup> このようなサモスに於ける発展と異なり、イソノミアが国家の制度の中に定着するのは、その数年後のアテーナイでの改革によってであった。

註

- (1) H. Bengtson, *Die Staatsverträge des Altertums II*, 1962, 7.
- (2) H. Berve, *aa.O.* 100.
- (3) この行為が先に触れたピタゴラスの勸告と関連するかどうかはわかたは判定しなかつた(N. G. L. Hammond, *A History of Greece*, 1959, 171 頁肯定的)。
- (4) 但し、ギリシマ人は、彼らが赴いた西地中海に「Barbarian Reaction」をみせかけた(W. W. How/J. Wells, *op. cit.* I, 126)。自由を求めるとは他者を支配するものと表裏の関係にあったのである(J. de Romilly, *Thucydide et l'imperialisme athénien*, 1947, 73; F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius I*, 1957, 630; cf. J. A. O. Larsen, *Freedom and Its Obstacles in Ancient Greece*, *Cl. Phil.* 57, 1962, 231)。
- (5) N. G. L. Hammond, *op. cit.* 171.
- (6) サモスの僭主政については M. White, *The Duration of the Samian Tyranny*, *JHS* 74, 1954, 36-43 参照。彼女は、海賊行為、海軍建設、海上支配などサモスの僭主政を特徴づけるものが前五六〇年代はじめからポリュクラテースの死まで一貫していることを指摘し、サモスの僭主政の樹立をアイアケースに帰す。

- (7) 植民社会でイソノミア(市民の間での土地分割)と共同体的結束がみられる同時代の例として、シシリア沖のリパリ諸島でのそれがある。前五八〇年以降に住みついた植民ギリシア人はディオドロスによれば(V. 9, 4 sq.) (1) エトルスキの来襲にそなえて艦隊を編成した時、二手に分れ、一方は諸島を共有化して耕作し(*oi mêv êreôntou tôn hōous korvās noñtares*)、他方は侵入者と戦うことにした。彼らは財産を共有とし(*tās obolias ôs korvās noñtares*)、共同食事を実施して、しばらくは共同生活を送った(前五三八年頃)。(2) のち彼らは、彼らの市が置かれていたリパ島の土地を相互の間で分割したが、他の諸島は依然、共同で耕作(前六世紀末)、(3) 最後に彼らは他の諸島の耕地をもクレオロスに分割し、二〇年後に再分配することとした(前四七四年直後)。三段階のそれぞれの年代については R. J. Buck, *Communism on the Lipari Islands* (Diod. 5. 9. 4), *Cl. Phil.* 54, 1959, 35-39 参照。Buck 47 の記事は原始共産制の名残りを示さざるを得ない。G. Thomson, *The Prehistoric Aegean*, 1954, 320-22 を批判し、そうではなく、特別な目的のために採用された人為的、一時的制度だとする(p. 37)。
- (8) Th. Lenschau, *RE IX 2, 1916. s.v. Iones, 1884. die persische Kreatur.*
- (9) テーモナシス(タマンテ)ネイムの一人とされるが、A. A. I. Waissglass, *Demonax, ΒΑΣΙΛΕΥΣ ΜΑΝΤΙΝΕΩΝ*, *AJPh* 77, 1956, 167-176 45 Papyrus Fragment of Heracleides Lemnos, *Epitome of Hermippus, Hēol voynōferōn* の記事(B. P. Grenfell/A. S. Hunt, *Oxyrhynchus Papyri*, Part XI, 1967, 1. 19 sqq.: *Δημωνάς ο βασιλεύς ο Μαρτυεύς*; 1. 27 sq.: *[Μαρτυεύς βασιλεύς το Δημωνάς] 2* の信憑性を認め、彼がその市で「タマンテ」の官職にあったと考える。尚、彼の *floruit* は前五五〇年頃である(p. 171)。
- (10) C. Hignett, *A History of the Athenian Constitution*, 1952, 126; V. Ehrenberg, *Das Harmodioslied*, *Wien. Stud.* 69, 1959, jetzt in: *Polis und Imperium*, 263.
- (11) ヘルシニア戦争後のサモスについて一言すれば、シユカレーの戦い(前四七九年)のあと、この島はヘルシニアから解放され、従属僭主のテオメース

トルが退けられて、僭主政が倒壊したが、その後のサモスを支配したものは貴族派の人々であった(この派は民主政下のアテーナイと友好関係をもつ続けた)。B. M. Mitchell, *Herodotus and Samos*, *JHS* 96, 1976, 76-91 によれば、サモス滞在中のヘーロドトスはこの階層の人々と交際し、サモスに関するヘーロドトスの記述にはこの派の伝承が反映しているという。

## (2) テュラニスからイソノミアへ

——アテーナイに於ける——

アテーナイの改革者クレイステネースは有力門閥アルクマイオニダイの一員であったが(*cf. Hdt. V 62, 2f.*)、僭主ペイシストラトスの統治時代には亡命を余儀なくされていた<sup>(1)</sup>。しかし、僭主の死後ヒッピアスとヒッパルコスの下で帰国を許されアテーナイの政治に復帰したと考えられる。ヒッピアスのアルコーン職就任の翌年に(前五二五/二四年)、クレイステネース自身がこの最高官職に就いているからである<sup>(2)</sup>。とはいえ、ペイシストラダイとの和解も永続せず、アルクマイオニダイはまもなく第二次追放期(前五二〇—五一四年)を迎える(*ibid.* V 62, 2)。この間、ヒッパルコスがハルモディオスとアリストゲイトーンという名の、二人の貴族の子弟に殺害される事件があったが<sup>(3)</sup>、(前五一四年)、やがてアルクマイオニダイはアテーナイへの再復帰を企て、前五一三年、他の亡命アテーナイ人たちと共にレイプシュドリオンでペイシストラダイと一戦を交える(*ibid.* V 62, 2; *Arist. Ath. Pol.* 19, 3)。この戦いではヒッピアス一派が勝つが、その後スパルタが反ペイシストラダイに転じて(*Hdt.* V 63, 2)、テッサリア軍に支援された僭主派と交戦を続ける(*ibid.* V 63, 3f.)。そしてクレオメネース王が自ら指揮して

アッティカに侵入し、「僭主の一派」*oi tyrannoi* をペラルギコン城砦に包囲するに及び、ペインストラティダイは遂にアテーナイから退去するに至る(前五一〇年)。このような経過からみて、僭主政打倒の推進者がアテーナイ人というよりは、むしろクレオメネースであったことは確かである<sup>(4)</sup>。しかし、ペラルギコン城砦の攻囲では、「自由を欲するアテーナイ人たち」がスパルタ王に協力している上(*ibid.* V 64, 2)、ペインストラティダイの失脚のさい、五日以内に退去するよう最後通告をつきつけたのもアテーナイ市民たちであった(*ibid.* V 65, 2)。僭主政倒壊の機は熟していたといわねばならない。

アテーナイで「僭主の誅殺」を詠んだ俗謡が生れたのはこの時である。そこには「ハルモディオスとアリストゲイトーンが、アテーナイア祭の供儀のさい、僭主のヒッパルコスなる男を殺害した時……」*ὄσπερ Ἀρμόδιος καὶ Ἀριστογείτων, ὅτε Ἀθηνῆνς ἐν θυσίᾳ ἀνδρα τύραννον Ἰτρακτῶν ἐκάλυετον* (Skolion 12) と歌われていたが、この俗謡はやがて前五〇八／七年のクレイステネース改革の後に、「ハルモディオスとアリストゲイトーンが僭主を殺害してアテーナイを平等にした時……」*ὄσπερ Ἀρμόδιος καὶ Ἀριστογείτων ὅτε τὸν τύραννον κτελέτην ἰσονόμους ἐᾷ Ἀθῆνας ἐπονομάτην* (10) といい換えられて受けつがれる<sup>(5)</sup>。クレイステネースの新体制がイソノミアというスローガンを掲げていた状況が窺われるであろう。この語は、イソモイリアと同様に本来は土地の等しい分け前を指していて、植民のさいの「建設者たちの誓い」に見える「平等かつ同等」という条件(*ἐν τῷ ἰσῶν καὶ τῷ ὀμοίᾳ*)からも察せられるように、すぐれて植民活動を連想させる

ものである。ポリスの実権が事実上は貴族たちに握られていた時代でも、デーモスと国家を同一視することが理念として、あるいは擬制として生き続けたこと<sup>(8)</sup>、そして、その背景には植民ポリスで「平等」が具体的に実現されていたという事情があったことはすでにのべたが、同じことはクレイステネース改革とその時代についてもいえるのである。ロクリスの一ポリスが植民者を派遣し、土地の分配を行った時<sup>(9)</sup>(前五二五—二〇年)、神の土地と公有地が劃定されると共に、植民参加者へのクレイロイの分割が行われている<sup>(11)</sup>。このような植民社会での土地分与の「平等」の原則がいかに徹底したものであったかは、それが、本国の国制が寡頭制であった場合でも守られていたことから想像できる<sup>(12)</sup>。クレイステネース期にイソノミアがアテーナイで国家の原理として浮上したことの裏面に、われわれが植民社会からの逆影響を想定する所以である<sup>(13)</sup>。

その上、植民ポリスでのデーモスの「全一性」の確認が新しい部族制を生み出した事例の存することは、クレイステネース改革との関連で、看過できない事実といわなければならない。キュレーネーでバトス(三世)の時代にデーモナックスが主権をデーモスに委譲したことは既に述べたが、この時、彼は同時に各々が三つの *μοῖρα* より成る計三つの部族を設置したのである。キュレーネーには社会的にいつて、(一)植民当初にテラから来た家族、及び植民当初にテラの周辺地(*περὶοίκος*)から来た家族——このうち前者のみが国家の高級官職に就任(*cf.* Arist. Pol. 1290 b)——、(二)主にドーリス人(スパルタ人、クレータ人、またおそらく、アルゴス人)から成る「移住民」*ἐπιτοκοί*、(三)その他、という

三つの(一)が二つに分れるので厳密には四つの階層があったが、デーモナックスは上の(一)、(二)、(三)をそれぞれ別個の「モイラ」とし、三つの違ったモイラからの成員をその構成要素とする新部族をつくった。モイラはクレイステネース改革のトリッテュスの如き地縁的なものではなかったが、それでも、各部族を全市民の「cross-section」たらしめたこと(14)つまり民衆の混合を目的とした点で、アテーナイでの改革の先駆をなすものである。クレイステネース改革による民主政の誕生も、巨視的に見る時、コロニーに於ける平等な分配の原則が「国家運営への平等な参与」という原理となって再生したものと考えることができよう。

註

- (1) P. J. Bicknell, *The Exile of the Alkmaionidai During the Peisistratid Tyranny, Historia* 19, 1970, 129f. はアルクマイオニダイの前五四六—四五年の亡命を疑問視するが、根拠は薄い。
- (2) R. Meiggs/D. Lewis, *op. cit.* No. 6. この碑文にはハイシストラトスの子のヒッピアス、アルクマイオニダイのクレイステネース、そしてヒッピアスの子のハイシストラトスがそれぞれ前五二六—二五年、五二五—二四年、五二二—二一年のアルコーンとして記載されていて、アルコーン職への就任がハイシストラタイの僭主政に合法性の外観を与えていたばかりでなく、当時、有力門閥の間で妥協が成立していたことを暗示する(V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 87)。碑文の中で前五二二—二一年のアルコーンとしてハイシストラトスを復原することを年齢の故に拒む向きもあるが、この年でヒッピアスの長子がアルコーン就任年齢に達してつたことについては T. Cadoux, *The Athenian Archons from Kreon to Hysichides, JHS* 68, 1948, 111 参照。また、ヒッピアス、クレイステネースに続いて、前五二四—二三年にはミルティアデースがアルコーン職に

就いているが、この三者間の妥協はハイシストラトスの死(前五二八—二七年)の直後のことと認めざるを得ない(M. I. McGregor, *The Pro-Persian Party at Athens*, in: *Athenian Studies presented to William Ferguson, HSCP Suppl. I*, 1940, 73)。しかし、この状態も一時的に終り、やがてアルクマイオニダイは再び亡命する。

- (3) Diod. IX 1, 4 はソロンが柔弱なアテーナイ人を勇気ある国民に変え、彼の立法がハイシストラタイ支配の打倒へとトルモディオスとマリステゲイターンを鼓舞したとし、ソロンの立法と僭主の誅殺を関連させるが、この記事はディオドロスの資料となったエフォロスの作品がそのまま伝わったもの(エフォロスはその師のイソクラテースの考えをうけつゝ、市民の精神的矜持と *paideia* が国家に対して持つ有用性を強調)史料の価値を欠く(vgl. M. Mühl, *Diodor über die solonische Gesetzgebung, Wien. Stud.* 69, 1956, 203-205)。

- (4) H. Casparius, *Die Okkupation Thrakiens durch die Perser und der Sturz des athenischen Tyrannen Hippias, Chilon* 2, 1972, 12-15 参照(カトリオスの失脚をイソノミア軍とイソノミア兵士「ソングイオン鉱山の喪失」と結びつゝ H. Bengtson [*Gr. Gesch.* 4 139] の説を批判)。

- (5) 「アテーナイを平等とした」(10)という句が、ヒッピアスの下で、ハイピシエドリオンの戦死者を悼む貴族たち(アルクマイオニダイなど)に捧げられた(V. Ehrenberg の旧説——Origins of Democracy, *Historia* I, 1950, now in: *Polis und Imperium*, 279f.)、また考案する( cf. A. J. Podlecki, *The Political Significance of the Athenian "Tyrannicide". Cult, Historia* 15, 1966, 139)。同様で「僭主のハンネロスなる男を殺害した」(12)という句の登場人物(V. Ehrenberg, *Harmodioslied*, 261)は暗殺直後のこととするが、ヒッピアス失脚後であり。

- (6) A. J. Podlecki, *op. cit.* 135ff. は上の俗語をイソノミアの語の登場人物をテミスとクレースの時代まじりなわけを述べたが、我々はそれを広く述べたる植民社会での発展との連関からみて、やはりクレイステネースの時代におきた。

- (7) V. Ehrenberg, When Did the Polis Rise? in: *Polis und Imperium*, 86f.
- (8) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 2. Aufl., 1965, 64.
- (9) R. Meiggs/D. Lewis, *op. cit.* No. 13(A), 1. 2: *ἀρχαῖον πλῆθος*.
- (10) R. Meiggs/D. Lewis, *op. cit.* No. 13(A), 1. 2 sq.: *τὸν ἀρχαῖον καὶ τὸν βασιλευσάντα*.
- (11) Cf. R. Meiggs/D. Lewis, *op. cit.* No. 13 (A continued?): *τὸς δὲ κοίτας μῦθος ἀρχαῖον*.
- (12) A. J. Graham, *op. cit.* 59.
- (13) *καὶ τὸν τοὺς καὶ δίκαιος* なる表現が一般的なる (V. Ehrenberg, *RE* Suppl. VII, 1940, s.v. Isonomia, 298)。この表現が国家と国家との関係に用ゐられた例として cf. Plut. *Agess.* 27, 4.
- (14) L. H. Jeffery, The Pact of the First Settlers at Cyrene, *Historia* 10, 1961, 143 参照。但し、キレネーでこの時に民主政が一举に実現したのではなく、前四五〇年になって、クレイステネースの部族制と同じの新しく *politiká* が創設された (Arist. *Pol.* 1320 b; Heraclides Ponticus, *Frsg.* 4, §4 [FHG II 212])—cf. M. Cary, A Constitutional Inscription From Cyrene, *JHS* 48, 1928, 227.

(五) 結 び

以上、イオーニア諸市およびアテーナイに於ける「テュラニスからイソノミアへ」の変化を植民運動の母市への逆影響の所産として論じた。そこでは民主政 (*isonomia*)<sup>(1)</sup> の誕生が一種の「方向転換」として実現されたことに注意を向けたが、このような際立った現象はそれ以後も幾度か繰り返される。まずミレトスでのイソノミアの樹立である。自由と独立の長い伝統を誇るこの市にも、前六世紀末葉、遂に従属僭

主ヒステイアイオス (cf. Hdt. I 137: *ἀπὸ Δαφείων ... τυραννέει*) とその義子アリスタゴラスの支配が生れた (*ibid.* V 30)。前五〇〇年、アリスタゴラスはエーゲ海域での勢力拡大を狙ってナクソス遠征を意図し、またサトラップのアルタプエルネースは諸ポリスに艦船提供を命じてミレトスの僭主を支援した。この企てが失敗に終わったのを見て、アリスタゴラスはその支配権 (*ibid.* V 35, 1: *Βασιλείην*) を剝奪されるのをおそれ、ペルシアへの謀叛をはかる。この時、彼はミレトスにイソノミアを確立した上、イオーニアの各地でも同じことを画策した (*ibid.* V 37 sq.)。そればかりではない。イオーニアの叛乱<sup>(2)</sup> のあと、ペルシア人マルドニオスがトラキア・マケドニアの遠征に出発する前にも類似の現象が生じている。即ち、前四九三年、アルタプエルネースがイオーニアの諸ポリスを強制して相互に「条約」を結ばしめ、法を守って互に略奪しないようにさせた上、それぞれに貢税を課したが (*ibid.* VI 42)<sup>(3)</sup>、このような状態から一転して、ヘーロドトスによると、翌年の春にマルドニオスがペルシアに従わないイオーニアの僭主をことごとく廃し、各ポリスに民主政 (*δημοκρατία*) を樹立した、と云う (*ibid.* VI 43)。

もちろんイオーニアやカリアで僭主支配がそのまま継続したポリスも多く、右のマルドニオスの行為を伝えるヘーロドトスの筆致にも聊か誇張の嫌いのあることも事実である。<sup>(4)</sup> しかし、このとき廃絶を免れた僭主の一人、コスのカドモスがそのご政権 (即ち父からうけついで僭主の地位) を「正義感から自発的にコス人たちの判断にまかせた」 (*ibid.* VII 164)。僭主が自ら独裁政を放棄する、あの「テュラニスからエレウテリアへ」の「方向転換」のパターンはその後も繰り返され

ていたのである。ここに我々はポリスとそのデーモクラティアについて考える際の重要な指針を見出し得ないであろうか。つまり、民主政とは、貴族政ないし寡頭政との対抗に於いて、参政市民の数が拡大して生れたものというより、むしろ、ポリスの生存自体が既に潜在的な「デーモスの支配」*δημος ἀρχαυ* ——その対極はテュラニスである<sup>(5)</sup>——の実現であるということ<sup>(6)</sup>、それ故、ポリスは常にデーモクラティアという、ポリス本来の姿に変転(方向転換)する可能性を孕んでいたことである。前章に於いてポリスの生成をデーモスとアゴラの視点から論じたのも、また次章でアテーナイ民主政の成立をデーモスの基底から論じようとするのも、そのような認識に基づいてのことである。

## 註

- (1) *δημοκρατία* という語が用いられる以前に *ισονομία* が民主政を意味する国制の名であったことは、V. Ehrenberg, *aa.O.* 295ff. 参照。Vgl. G. Vlastos, *Isonomia rottruf*, in: *Isonomia: Studien zur Gleichheitsvorstellung in griechischen Denken*, hrsg. von J. Mau/Er. G. Schmidt, 1964, 1.
- (2) イオニアの叛乱に至る、前八世紀以来の経済的背景については Th. Lenschau, *Zur Geschichte Ioniens*: 1. Die Ursachen des ionischen Aufstandes, *Klio* 13, 1913, 175-183 参照。とりわけ僭主政の崩壊と民衆による支配の再建を強調するクーロニウス (Lenschau はこの歴史家をアテー

ナイ民主政の忠実な代弁者とみる)とは異なる、イオニアの商業貴族の視点からの概観がなされている。

- (3) Vgl. H. Bengtson, *Die Staatsverträge des Altertums* II, Nr. 124.
- (4) W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II, 80.
- (5) 民主政と独裁政の対照的把握はシロトンのマルクマイオンが身体の健康な状態と不健康な状態をそれぞれ *ισονομία*, *μοναρχία* と呼んだことでもあられること (cf. M. Chambers, Book Review of G. J. D. Alders, *Die Theorie der gemischten Verfassung im Altertum* [1968], *AlPh* 91, 1970, 382°).
- (6) *δημος ἀρχαυ* をポリス本来の形態とみたが、民衆の支配がギリシア人の間で肯定的に受け取られた時には、それは *δημοκρατία* ではなく *ισονομία* と呼ばれたのである (註(1)参照)。前者は否定的な含意が、後者は「取手」R. Hirzel, *Themis, Dike und Verwandtes*, 1907, 263 ff. *δημοκρατία* という語は最初民主政の批判者の間に使われつつあった (V. Ehrenberg, *aa.O.* 297; J. A. O. Larsen, *Cleisthenes and the Development of the Theory of Democracy at Athens*, in: *Essays in Political Theory Presented to George H. Sabine*, 1948, 13 ff. 同装)。近頃の著者 A. W. Gomme の批評 (A *Historical Commentary on Thucydides* II, 1956, 110, 379) 及び R. Sealey の訳評 (Ephialtes, *Cl. Phil.* 59, 1964, 21) 参照。E. Hölzl, *Die pseudoxenophontische Athenation Politia*, *Cl. Phil.* 45, 1950, 34 ff. 寡頭派の含意兼 *δημοκρατία* と同義に用いられる *δημοκρατία* と *ισονομία* とは、その二つの公式の国法上の概念に轉じて直したのにはペリクレス時代の人である——否、この政治家自身であったかも知れない——という。

### 第三章 クレイステネース改革とデーモス

#### (一) 序 「僭主の誅殺」 *tyrannicidium* と 「全民衆」 *πανδημία* の觀念

ギリシア・ポリスは成立当初から、その本性に於いて共和政的であつて、市民たちはモナルキアに類した支配の発生に異常な警戒心を働かせていた。前七世紀後半のドレーロスの法では (R. Meiggs/D. Lewis, *A Selection of Greek Historical Inscriptions*, 1969, No. 2, Law on the Constitution: Dreros, 650-600 B.C.)、最高官職 (*κόμος*) への就任が僭主政への道をひらかないように特に配慮され、一〇年の間隔を置かねばこの官職に再任され得ないこと、及びそれに違反した場合の罰則を定めている。アテーナイのペイシストラトスの時代にも、「僭主政の樹立を企てる者、またはそれに協力する者あれば、本人およびその一族は市民権を剝奪せらるべし」と (Arist. *Ath. Pol.* 16, 10) という定めがあった (この「僭主に関する法」 *oi real tyranon νόμοι* は「僭主の誅殺」 *tyrannicidium* にまでは至らず、アリステテレースもいう通り、まだ穏和なものであった)。これはそのころ「父祖伝来の法」 *Σεμνα πάτρια* であったというから、

制定されたのは、それ以前、おそらく前七世紀に遡るであろう<sup>(1)</sup>。陰謀を企てる者を弾劾する法をソロンが定めたのも<sup>(2)</sup> (*ibid.* 8, 4) それと共通する精神からであり、また彼が、国内での抗争 (*ερασις*) に無関心な、つまり、いずれか一方の党派のために武器をとって闘わない市民から、市民権を剝奪する法を制定したのも (*ibid.* 8, 5) ポリス市民の「全一性」の維持を狙いとしたものにほかならないのであって、上の反僭主令と同じ意図に発している。

僭主が各地に輩出した前六世紀は同時にデーモスの市民としての意識——即ち、「全民衆」 *πανδημία* という觀念——が昂揚した時期でもあり、スパルタでも全市民がこぞって (*πανδημει* *Σπαρτιαται*) 王のアリストーンに嗣子が生れることを祈願し、新生児にデーマラトスという名をつけたという (*Hdt.* VI 63, 3)。このような状況はいずれ、僭主——その支配は「全民衆」の政治の対極に位置するものであった——を殺害するも可なり、という風潮を生み出すのであって、やがてそれは現実のものとなる。コリントスの植民市アンブラキアでペリアンドロス (母市の同名の僭主の甥で、父の植民者ゴルゴスの跡を継いで、このコロニーの僭主として統治して

いた(が殺害されるが、それは背景にデーモスの成長があつてのことといわれている<sup>(3)</sup>)。僭主誅殺の代表は、いうまでもなく、前章でとりあげたアテーナイでのハルモディオスとアリステゲイトーンの行為である。それはまたアテーナイでの民主政の確立、即ちクレイステネース改革の直前のことであつた。そして、僭主になつたものを追放するというそれまでの *ostrakismos* の方法に代つて、予め僭主的な人物を排除するオストラキスモスが新たに案出されたのもこの改革に於いてである<sup>(4)</sup>。ここに「僭主の誅殺」の理念、ひいては「全民衆」の観念の制度化を見る<sup>(5)</sup>ことができる。

クレイステネース改革の背景に「テュラニスからイソノミアへ」という変転の一例を見、更にその激変の奥にギリシア・ポリスのデーモスの基底を想定した前章を承けて、本章での我々の課題は、このデーモスの基底——「全民衆」の観念——がアテーナイで制度化される過程を辿ることにある<sup>(6)</sup>。それは貴族政下でのデーモスの統合への動きに始まり、「デーモスの評議会」の設立<sup>(7)</sup>をもつて完結するであろう。

註

- (一) M. Ostwald, *The Athenian Legislation Against Tyranny and Subversion*, *TAPA* 86, 1955, 106 ff. (「エリクソンの法と風やの巨能性(訳)」)。現存の法を覆すものな行為に対する罰として既にエリクソンが *ostrakismos* を制定した(Demosth. XXIII 62) と Thalheim によつて (RE II 2, 1896, s.v. *Ostrakismos*, 2102) である。アテネの *ostrakismos* の開始(氏族の復讐)への連続性については V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 2. Aufl., 1965, 49 f.
- (二) この法を制定したのは J. A. Goldstein, *The Solon's Law for*

an Activist Citizenry, *Historia* 21, 1972, 538 ff. だが authentic である強い可能性を示唆。

- (三) H. Berve, *Die Tyrannis bei den Griechen* I, 1967, 25.
- (四) オストラキスモスが、前四八八／八七年にはじめて適用されたところから (Arist. *Ath. Pol.* 22, 3) この制度をクレイステネースが設けたというアリステゲイトーンの記述 (ibid. 22, 4) を疑い、その制定を前四八八／八七年とする説もある(前五〇八／七年、前四八八／八七年の両説の主張者については K. Meister, *Zum Zeitpunkt der Einführung des Ostrakismos*, *Chiron* 1, 1971, 85 参照。Meister は前五〇八／七年説)。前四八八／八七年説はハルポクラティオンによつて伝えられたアンドロティオンの断片 (*F. gr. Hist.* 324 F 6) を根拠とし「ストラテゴイの最初の選出がオストラキスモスの制定に先立つ筈——ストラテゴイの候補者の中から好ましくぬ人物を除く為、アテーナイの暦の上で、その選挙の前にオストラキスモスが実施された——という説 (A. E. Raubitschek, *AJA* 55, 1951, 223-4) と結びつく。しかし、その後の研究、特に七〇年以後は前五〇八／七年説が優勢。それ以前のクレイステネース説については A. R. Hands, *Ostraka and the Law of Ostracism*, *JHS* 79, 1959, 69-79 参照——クレイステネースが自らに向けられた民衆の嫌疑をさすためにオストラキスモスを考案したという (p. 76)——。たしかに制定から最初の適用まで二〇年の間隔があるのは前五〇八／七年説に一見不利に見えるが、この間の政治的事情を D. Kagan, *The Origin and Purposes of Ostracism*, *Hesperia* 30, 1961, 393-401 を参照し、前五〇八／七年説を擁護 (P. Karavites, *Cleisthenes and Ostracism Again*, *Athenaeum* 52, 1974, 326-335) と同様の企図)。G. R. Stanton, *The Introduction of Ostracism and Alcmeonid Propaganda*, *JHS* 90, 1970, 180-183 を参照。クレイステネースの制定は、クレイステネースの権威を維持する (Arist. *Ath. Pol.* 20, 1: *phobos tou ropharou*) の追放を直接の目的として制定された主張。J. J. Keaney, *The Text of Androion F 6 and the Origin of Ostracism*, *Historia* 19, 1970, 1 ff. はクレイステネースの記述 (*toie pōdrou*) を「出づる」 *voinou pōd rouon rōdōros* と復原し、この K. Meister, *op. cit.* 85 ff. を参照。



イオンがアンドロテイオンを正しく伝えていたことを指摘して前四八八／八七年説を疑う。これまでの研究を総合的に検討した R. Thomsen, *The Origin of Ostracism: A Synthesis, Humanitas* 4(1972) の制度がクレイステネースの体制の一部として、特に政敵ヘカトラスとの対抗の武器として考えられた、と云ふ(同)「筆者未見」。

オストラキスムは普通クク○○○人が quorum (定足数) と (Plut. *Artisid.* 7) 最多得票者が追加せらるべきと云ふ (V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 2. ed., 1973, 99: simple majority)° Cf. F. Jacoby, *F. gr. Hist.*, III b [Suppl.], vol. I, 316: the majority of the votes (*i.e.* at least 3,001). 参 D. J. McCargar, *New Evidence for Kleisthenic Boule*, *Cl. Phil.* 71, 1976, 250 f. 注クク○○○を得票数と云ふが、これは明らかにも多かる。McCargar 氏 A. W. Gomme, *The Population of Athens in the Fifth and Fourth Centuries B.C.*, 1933, 26 の数字(たゞは前四八〇年と一四〇〇〇人)をあたへ、クク○○○人ならぬと云ふと云ふが、Gomme の数字は市民と云ふの家族のそれであるとして念頭に置く必要がある。

(5) オストラキスムと民会の本来の機能の復活を促すものとして S. B. Smith, *The Establishment of the Public Courts at Athens*, *TAPA* 56, 1925, 115, n. 43 参照——a temporary restoration of the original function of the Volksversammlung——。

「體中の謀殺」特ダモリスの反體中命令として H. Swoboda, *Zur Beurteilung der griechischen Tyrannis*, *Klio* 12, 1912, 343ff. 及び上掲 M. Ostwald 論文 (*TAPA* 86) 参照。

(9) アテーナイ民主政を確立したと云われるクレイステネース改革は (H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 140; V. Ehrenberg, *Die Rechtsidee im frühen Griechentum*, 1921, 124: Er (*scil.* Kleisthenes) ist der eigentliche Schöpfer der athenischen Demokratie) アテーナイ改革の代表者といふ (E. M. Walker, *The Reform of Cleisthenes*, *CAH* IV, 1926, 142; F. Schachermeyr, *Geschichte der Hellenen bis 356*, *Historia Mundi* III, 1954, 151) 本章の要図は、アテーナイ改革の要図として

モス革命ともいふべき変革のあったことを実証するである。

(7) プローノイの権限の民主化、これこそ國制の民主化の鍵である (V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 75)°

「デーモスの評議会」の先例は既述の如く前六世紀前半(前五七五—五五〇年)の「キオスの國制」である(すなわち「キオスの國制」とそれを伝える碑文として J. H. Oliver, *Text of the So-Called Constitution of Chios From the First Half of the Sixth Century B.C.*, *AJPh* 80, 1959, 296-301 参照)。この國制を記した碑文には「ヒステイア神の神殿財産の管理に関する」「デーモスのロートラ」と云ふ語がみえ(1. Isq.: *δημοὶ ἱστίας*) それを官職者が常に遵守すべき旨が記されている。ロートラの内容がそれと続いた後、更だ、被害を蒙り乍ら、訴えが斥けられた時は「*δημαγωγὸς*」を供託金を預けて控訴せざるべしとする。その控訴審に当るのが「*δημοσίου βουλῆς*」である(罰金を科する権限をもつ)。各ピュレーから五〇人づつが選ばれてこの評議会を構成する。それはデーモスのその他の用務(τὰ ἄλλα τὰ δημόια)を果し、特にその月に控訴されてくるすべての裁判を司る。

## (二) デーモスの統合過程

——クレイステネース改革以前——

アテーナイでシュノイキスモスが実行された時、アッティカの各共同体の支配層は中心市の周辺に根拠地を移し、ポリスを形成した。プロータルコスに伝える次の二つの記事は、シュノイキスモスのさうの田園部 (*τρῶες*) の住民についての手懸りを提供する。一つは、「デーモスはアッティカに散在していた人々を一つの市に集め、一つの国家として」と云ふ、村落毎、氏族毎に説いてまわった。*ιδίαιτα* や *πέφυκες* はすべてこの呼びかけに応じたが、*δουρατοὶ* は王のさう *τοῦ ἀρχεῖα* の *δημοκρατία* を宣告した」と云ふので (Plut. *Thest.* 24, 2) 他は「(被

はアッティカの人々を) エウパトリダイとゲオールゴイとデーミウールゴイに分けた」という伝承である (*ibid.* 25, 1)。そのうち、前者はトゥーキューディデース (II 15, 1 sqq.) と内容的に照応することから見て、少くともポリスの成立時の事情をある程度伝えるものと考えられる。特に *τῶν μὲν ἰδιῶτων καὶ πρυτῶν... τοὺς δὲ θυραῖος* とあるように、前二者が一括されていることが注目される<sup>(1)</sup>。 *ἰδιῶται* とはある階層の政治的性格を指し、 *πρυτῆες* とはその経済的側面を示すのであろう。従って *οἱ θυραῖοι* はエウパトリダイに、 *οἱ ἰδιῶται καὶ πρυτῆες* はゲオールゴイとデーミウールゴイの両方に対応する<sup>(2)</sup>。このことはプルータルコスが同所に続いて *εὐναρπῶδας... τοὺς ἀλλοὺς πολίτας...* とい<sup>(3)</sup>って、エウパトリダイと他の市民たちを対照させていることから明らかである<sup>(3)</sup>。

アッティカの有力者層がアテーナイに集住し、血縁的秩序<sup>(4)</sup>を軸とするエウパトリダイ階級として国政を運営し始めてからも、他の市民たちの大部分は地方での生活を営み、村落 (*ἀγῶς; κώμη*)——これはおそらく定住時の生活組織にまで遡る——もそれまで通り、クレエロスの保持や共有地 (放牧地・山地) の利用についての規制力を有する共同体として機能し続ける<sup>(5)</sup>。アッティカのことではないが、ヘーシオドスが村落の共有林について言及しているのはそれを裏書きしている<sup>(6)</sup> (*Opera et Dies* 420 sqq.; 639)。エーリスで世襲的な種族王制が廃された後、貴族の寡頭政が生れた時も、人々は「村落毎に」 *κατὰ κώμας* 住み (Str. VI II 337) エーリスの全体国家——それは官職者・評議会 (*βουλὴ*) のほか、 *δαίμους* *πλοῦστων* という民会を古くからそなえていた<sup>(7)</sup>——に対して、広範な自律性

と独自の統治機構をもったいくつかの地方共同体 (*κοινότητες*) を構成していた。同様にアッティカに於いても、貴族政下に人々は村落共同体に自治的に定住し (Thuc. II 16, 1: *αὐτονομῶς οἰκίαντες*)、独自の祭祀 (Thuc. II 16, 2; Str. VIII 337; Paus. I 14, 7; Plut. *Thes.* 32, 1) と慣習 (Plut. *ibid.* 13) を持ち続けたのである<sup>(8)</sup>。

デーモス (村落共同体) が自生的な性格を保持していたのに対し、貴族政期に人為的に区分された地縁組織としてナウクラリアがあり、これは船の供出 (*πλοῦς - κωμισμός*) をはじめとする種々の賦課を取扱う行政区分である<sup>(9)</sup>。キュロンが叛乱を起した時のこととしてヘーロドトスは、その頃アテーナイを治めていた *οἱ πρυτῆες τῶν ναυκραπέων* が生命の保証だけを与えて叛徒を避難所から退去させた、という (Thuc. II 2)。当てもアテーナイの統治はアルコーンの下にあったので (Thuc. I 126, 8; Plut. *Sol.* 12: *Μετὰ τὴν ὁ ἀρχὴν καὶ οἱ σὺν ἀρχόντες*)、ヘーロドトスが同所で、ナウクラリアの長官たちがその頃アテーナイを「治めていた」 *ἐπεὶ οὗ τὸ ἐπὶ τῶν Ἀθηνῶν* (cf. I 59, 6; V 92 β 1) といっているのは必ずしも正確ではないが、彼らが政治的に重要な役割を果していたことは間違いない<sup>(11)</sup>。そして、ナウクラリアが四八の地域区分であって、その一二つがトリッテュスを介して四つの部族に分属していたことは (Arist. *Ath. Pol.* 8, 4) 後のクレイステネス改革との関連で看過できない事実といわねばならない。血縁的なピュレーの中に既に地縁的な組織が組み込まれていて、血縁から地縁への原理の転換が準備されつつあったことを教えているからである<sup>(12)</sup>。

トゥーキューディデースによれば、キュロンの叛乱の時<sup>(13)</sup>、その企て

を知ったアテーナイ人たちが田園部から(ἐκ τῶν ἀγρῶν)アクロポリスに押し寄せた、という(Diod. I 26)。当時のゲオルゴイは武器を持って戦う義務を負っていたという伝承を考え併せると(Diod. I 28)、右のアテーナイ人の行動も理解できよう。その頃、エレウシスとの戦いで斃れた一市民を国費で(ἐπιταφίᾳ)その戦死地に埋葬し、その名譽を顕彰したというアテーナイ国家(οἱ Ἀθηναῖοι)の行為は(Hdt. I 30, 5)、彼ら兵士の市民意識を強固にしたであろう。<sup>(14)</sup>「戦士たち」οἱ πολεμῶντεςの国制の中味が「騎士」οἱ ἰππέεςの国制から「重装歩兵」οἱ ὄπλιταιのそれに代ろうとし(Arist. Pol. 1297 b sq.)<sup>(15)</sup>支配層に対抗して中産階級が擡頭したのはこの頃のことであるが、<sup>(16)</sup>この点に関して更に次の二点を指摘しておきたい。一つには、特権層に対する新興の階級がソローンの詩で党派的な意味('party sense')を伴ってὄνητοςという語であらわれ、<sup>(17)</sup>この語が内容的にはホプリータイであったことである。<sup>(18)</sup>二つには、この時代の社会をアリストテレスもプルートアルコスも少数の富裕者と多数の貧困者の二極対立としてやや誇張して捉えているが(Arist. Ath. Pol. 2, 1-3; 5, 1; Plut. Sol. 13; 14)この両者にしてもソローンの時代の四級区分の中に「耕作民」γεωργαῖοιという中産階級の存在した事実を認めていることであり——このゼウギータイがホプリータイの主要な構成員であった<sup>(19)</sup>——、この時期に於ける「中間」το μέσωνの地位の人々を無視してはいけないことである。<sup>(20)</sup>

貴族支配を育む土壌ともいべき血縁的なピュレー制の中に既に地縁的要素が介入していたことは上に述べたが、その解体を促す企てはソローンの下でも着実に前進する。たとえば財産・家の相続の際の血

縁や氏族の制約を排したことのほか(Plut. Sol. 21)、ピュレーの下部組織であるプラトリアに、オルゲオーネスをも加えたことによつて、<sup>(21)</sup>血縁制は大きく後退した。<sup>(22)</sup>その上、ソローンの設けた四百人会の議員は四つの部族から一〇〇人づつ籤で選ばれたが、ここにクレイステネースの五百人会のメムバー選出方法、即ち「籤によるブルーウタイの選出」<sup>(23)</sup>の範型がある。血縁制の枠外にあったオルゲオーネスをも包摂する部族の構成員の中から、而も抽籤によつて評議会の議員を選ぶことは、既に血縁的部族制の崩壊の方向をはっきり指し示しているといわねばならない。貴族勢力の後退に応じてデーモス(民衆)の意味内容が拡大する(党派的な意味を脱して国民の謂に近づく)。今や民会でのデーモスの働きが史料にも確められる。改革に着手するソローンに民会が全権を賦与したという説の当否は別にしても(cf. Plut. Sol. 16)ソローンの時代に民衆が、民会での活動を通して、政治に直接関与する度合が多くなったことは否定できない(Plut. Sol. 5; 8; 9; Diog. Laert. I 46)。ソローンが法をεὐνομίᾳに書きあげ、ストアΐバシレイオスに立てた時、<sup>(24)</sup>皆(nómos)はその法を遵守することを誓ったこと<sup>(25)</sup>が(Ath. Pol. 7, 1)これも民会に於ける行為を述べたものである。ソローンが、自分は諸種の目的のために「民衆を糾合した」ἐπιταφίᾳ ὄνητος<sup>(26)</sup>というように(Arist. Ath. Pol. 12, 4)デーモスが統合され、それによつて、アッティカの住民の相互の分散状態が克服される。<sup>(26)</sup>彼らは、今や、事ある毎にアゴラに結集する。ソローンは新しいアゴラを建設し、以後、市民生活に占めるアゴラの意義はますます向上する。この改革者の法が批准された時、テスマテースが一人づつその遵守をアゴラで宣言した、

というのはその早いあらわれである (Plut. Sol. 25, 2)。

かくして民衆の集会は国制の中に確かな地歩を占める。その最初は裁判の面に於いてである。ソローンの改革の中で「最も民主的であった」三つの制度のうちの一つが、市民による裁判所への提訴であった (Arist. Ath. Pol. 9, 1)——他の二つは官職者による恣意的な「し少な」とも権威主義的な取扱いから市民を守る規定であり (これによって官職者の不法な権限から市民が解放されたばかりか、逆に市民が官職者をコントロールする道が開かれた)、残りの一つは「重荷おろし」*sewaxtheia* である——。この裁判所への提訴は<sup>(27)</sup>大衆 (*thētos*) をして投票権の主、それ故、国制の主たらしめたときえいわれ、大衆の勢力を最大のものにした制度とされるので (*ibid.* 9, 1; cf. Plut. Sol. 18, 2)。<sup>(28)</sup> この裁判所とは民会そのもの、或いは民会から抽籤で選出されたものより成る法廷であると思われる。第二には民衆がアルコーンの選出に関与するようになったことである。九名のアルコーンを選ぶそれまでのアレイオス・パコス会議の権限が全く剝奪されたわけではなく、部族ごとに一〇名選出したリストの中からアレイオス・パコス会議が九名を選び、民会に同意を求めるといふ手続きになったのであるが、<sup>(29)</sup> それでも、民会によるアルコーンの選出へと大きく前進したといわねばならない。その上、ソローンが四百人会を設置したこと自体が民会の国制的地位の上昇に資するものであった。<sup>(30)</sup> この評議會は民会に対して先議的な (*probouleutic*) 機能を果たしたので、その結果、民会がアレイオス・パコス会議の監督から解放されることになったからである (cf. Plut. Sol. 19, 1 sq.)。<sup>(31)</sup>

ソローンの改革のあとのデーモスの動向は、前五八〇／七九年のア

ルコーン (二〇名) のうち、五名がエウパトリダイから、三名がアグロイコイから、そして二名がデーミウールゴイから選ばれたという事実の中に窺える (Arist. Ath. Pol. 13, 2)。<sup>(32)</sup> このような三階層はほかの史料にも見えるので (Joannes Laurentios Lydos, *De magistr. rom.* p. 82; Pollux 8, 111; Schol. in Plut. Arrioch. 371 d, s.v. *γερύτρη*; *Lex. Demosth. Patm.* p. 152 ed. Sakkelion s.v. *γερύτρη*)、<sup>(33)</sup> 社会層ないし職業区分として広く受け入れられていたのであろう。エウパトリダイ以外を民衆とすれば、デーモスが貴族に匹敵するまでに成長していたといわねばならない。<sup>(33)</sup>

ソローンの改革にも拘らず、大土地所有者の土地兼併は止めることはなかった。「平地」に勢力を占める彼らは、自領でとれる穀物の価格を維持するために、黒海地方からの穀物輸入を阻もうとする。それに対して「海岸」の人々はアッティカの産物の輸出と安価な穀物の輸入を求めたが、この海岸党には輸出用のぶどう酒やオリヴ油の製造者、その産業に関係する商人や工人、そして高価な穀物の故に不満を懐くぶどうやオリヴの栽培者、また農地の没収の故に苦しむ多数の農民が含まれていた。<sup>(34)</sup> 中心市から離れた「山地」には痩せた土地を耕す小農や農地を持たない牧人が<sup>(35)</sup> 生計を営んでいた。辺地の牧人の間にさえポリスの成員としての意識が涵養されたことについては放牧地の劃定と維持が関係していたであろう。<sup>(36)</sup> それはクレーロスのように個人に分与されるのではなく、共同で管理された。その上、牧人の活動が時として国の境界を越えることがあったが (cf. Thuc. V 42; Soph. Oed. Tyr. 1134)、<sup>(37)</sup> 他ポリスの市民との接触は彼ら牧人の間にアテーナイ市民としての自覚を植えたと思われる。

エウパトリダイに属さない、「田園居住の他の市民たち」の動きを背景に(Dion. Hal. II 8: *εὐπατριῶν μὲν... ἀγροκόων δὲ τοῖς ἀλάοις τοῖς ἄλλοις*)<sup>(38)</sup>「平地」以外からも新興の門閥が擡頭し、有力な政治家を輩出する<sup>(38)</sup>。その代表がペイシストラトスであって、彼の経歴自体にアッティカの一体化がそのままあらわれている。「山地」のペイシストラトスが僭主となって中心市で権力を握ったというだけではない。中心市でペイシストラトスを支持したものの中には、ソロン以後激しくなった商人や工人の中心市への移住の波に乗って(Plut. Sol. 22, 1)<sup>(39)</sup>アテーナイに住みついた新しい都市民が多数含まれていた(Hdt. I 62)。中心市での事情といえども、農村部(*ἀγροί*)の動静と深く繋ぎついたのである(*ibid.* 31, 2)。村落共同体もアテーナイの僭主の政治の外には留り得ない。それは次第に国家の地方組織としての性格を帯び始める。ペイシストラトスがデーモス毎に裁判所を設けたという事実は(Arist. Ath. Pol. 16, 5: *κατὰ δήμους δικαστῶν*)<sup>(40)</sup>デーモスが国家の行政機構の中に組み込まれる過程を伝えるものであろう。

僭主政下でありながらも、アゴラでの当時の市民たちのあり方はそれまで以上に活動的であった。既にソロンがペイシストラトスの僭主に反対して「アゴラにあらわれ、市民たちに演説し、自由を失うなど激励した」というが(Plut. Sol. 30, 4)ペイシストラトスはソロンのつくったアゴラに施設を追加し、それをアテーナイ人の生活の中心にした。日頃は田園部に(*ἐν τῷ ἀγρῷ*)住んで仕事に勤しむ民衆(*δηῖοι*)<sup>(41)</sup>(Arist. Pol. 1305 a)<sup>(42)</sup>大事のちいには中心市に集り、アゴラで活躍する。その結果、民会の機能が一層の進展を見せたことは容易に

想像されよう。彼が民衆に護衛兵を与えてくれるよう求めた時、それを許可したのは民会であった(Hdt. I 59; Plut. Sol. 2: 30, 3)<sup>(42)</sup>。かくしてアッティカの住民はアテーナイ人としての一体性を強く意識するようになり、<sup>(43)</sup>ペイシストラトスの死後にはこの国の貨幣に「アテーナイ人たち」*οἱ Ἀθηναῖοι* という刻印があらわれるのである<sup>(44)</sup>。

註

- (1) G. R. Wüst, Zu den *νομοφύλακες τῶν ναυπηγῶν* und zu den alten attischen Trittyen, *Historia* 6, 1957, 180; ders., Gedanken über die attischen Stände: Ein Versuch, *Historia* 8, 1959, 242-251の註事を参照して *δουρατοί—ιδωράται—νήρυες* と *εὐπατριῶν—γεωφύλοι—δημουργοί* と *ἀλάοι* と *οἱ τριττία*、*κλεινιστатеनेース* 以前の *ἀθηναίων* の下部組織たる *リャテマ* (Arist. Ath. Pol. 8, 3) と *ἀμφοκτιονία* (Amphiktyonie, Eidgenossenschaft, Symmachie, *Historia* 3, 1954/55, 137, Anm. 3) 誤りである。
- (2) エウパトリダイ、ゲオームロイ、デーミウールロイの三階級が政治の舞台に登場するのは、ソロンの改革後の混乱期に於いてであるが、この三分自体はそれよりはるかた古く起源を溯ると考えられる(D. P. Costello, Notes on the Athenian Tenth, *JHS* 59, 1938, 175)。
- (3) F. R. Wüst, *Historia* 8, 242 *γεωφύλοι* と *δημουργοί* は別々ではなくて *οἱ τριττία*、即ち *ἀγροκόων* と *ἀλάοι* (Dion. Hal. I 8) から *Πατριζιον* と *Plebejer* の二区分となったと云ふ。前半は正しくなく、後半は行き過ぎである。ローマの *secessio* と *clivus* は *Sondergemeinde* となり得たが、アッティカの *ἀγροκόων* はそれではなからず。
- (4) Cf. W. S. Ferguson, The Athenian Phratryes, *Cl. Phil.* 5, 1910, 278: the *genos* was from of old a quasi-political or political organization. 尚 *post-regal period* と *genos* の形成については p. 262. 参照。前六世紀に於いて *genetai* は *πολιτεία* や *πρωτοβία* の組織を支配して

らだ (p. 283)°

(7) E. Kornemann, *Polis und Urbs*, *Klio* 5, 1905, 75.

J. H. Oliver, *Laws of Cleisthenes*, *Historia* 9, 1960, 506 頁。ホントリキムは personal good holdings of good lands を持つのだけ、ゲオーネクイ(又はトノロノイ)は communal holdings of demos land を持つのだけ。しかし、アタロノイをキムスの共有地の保有者(譲歩不可)と考え、その系譜を「ホケーナイ時代のキムス(ピュロスと同様の「アッティカ」のキムス)の共有地の保有者」潮とせよ(但し「アッティカ」は共有地保有者をかかえたキムスな non-eupatrid *gene* と細分化したところ)。土地の不可譲渡性(譲渡性)の異なる村落共同体の規制の枠と関連をせし考慮すべきものでも、(不可譲渡性の下)限として議論がある。N. G. L. Hammond, *Land Tenure in Attica and Solon's Seisachtheia*, *JHS* 81, 1961, 76-98 [= *Land and Society in the Athens of Solon*, in: *Studies in Greek History*, 1973, 104-144] 参照(「ホケーナイ時代のキムス」)°

前 篇

國家の次に「公有地」*δημόσια κτήματα* と「公共の井戸」*δημόσια πηγάδια* について F. Cassola, *La proprietà del suolo in Attica fino a Pisistrato*, *La Par. del Pass.* 28, 1973, 81 ff. 参照(「前」)°

(8) J. Hasebroek, *Griechische Wirtschafts- und Gesellschaftsgeschichte*, 1931, 38.

(9) G. Busolt, *Griechische Staatskunde* I, 1920, 148: eine volle Gemeindeversammlung. 近 くのせいで cf. R. Meiggs/D. Lewis, *op. cit.* No. 17, 1. 8 sq.: *aire féras aire relestèrè aire dànos*.

(10) V. v. Schoeffler, *RE* V 1 1903, s.v. Demos, 10. 頁。村落共同体について、若田拓郎「古典期アッティカのキムスと「アタロイ」——『ヘカトスター碑文』の検証を中心として——」『史学雑誌』七十一三(一九六二年)参照。 Cf. R. Sealey, *Regionalism in Archaic Athens*, *Historia* 9, 1960, 166——それらに独立した cities であつたところの中心地はポリス成立後の local administration のための「それ自身の制度(即ち官職者(総会)をめぐらした。同じ councils がポリス成立時に廃止——」。

(11) W. W. How/J. Wells, *A Commentary on Herodotus* II, 1912, 38; G.

Busolt, *a.a.O.*, II, 1926, 817f.

(12) W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II, 38.

(13) ナタソリトについて、それが総会をめぐらした自治的な団体であること(「F. Warncke, *Die demokratische Staatsidee in der Verfassung von Athen*, 1951, 32f) 及び F. Wüst, *Historia* 6, 1957, 177 頁。ナウクラリアの長官 (*vashnagos*) たち(四八名)が三名のブルコーン(六名のテスモテタイはまた存在しないか、又は存在してもブルコーンに数えられなかった)と共に五一名の der vorsolonische Rat を形成した。この(既述) Ed. Meyer, *Geschichte des Altertums* II, 1893, 657, 659 頁。ナウクラリアの長官たちの Rat を「ローンの四百人会の先駆と考えた」。もし、そうであるならば、ナウクラリアはクレイステネーのキムス(地区)の先駆として無視できない位置を占めることになるが、ナウクラリアは「ローンの地方行政単位以上の機能を認め難い」と思ふ。プリタタネイスや「ナウクラリア」の council や court を構成していったとみる説と「それらの選出について」 R. J. Bonner, *Administration of Justice in Rural Attica*, *Cl. Phil.* 23, 1928, 19 f. 参照。

(14) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 35. 頁。移住して、一族の大抵のメンバーは離れて定住したので、その一部組織は「アタロイ」を「ナウクラリア」に regional division として (V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 55) ナタソリトの「政治的」 territorial implications について D. M. Lewis, *Cleisthenes and Attica*, *Historia* 12, 1963, 36 with n. 132 参照。前掲「アタロイ」(「アタロイ」)「アタロイ」(「アタロイ」)に於いては、部族制の再編成が開始なると進行した。この「アタロイ」について C. Roebuck, *Tribal Organization in Ionia*, *TAPA* 92, 1961, 503 ff. 参照。それは「アタロイ」の十人隊 (キリムス) と百人隊 (「アタロイ」) の秩序を新しい部族の下部組織にして、それら新しい生命を吹き込んだもので、厳密には地縁的な制度ではなかったが、それで「政治的」の一層統合されたポリス (p. 495: a more politically integrated community) への成長を促すことになった。

- (13) キュロンの叛乱の年代と経過については古来議論が多い。ローンの改革以後とする説は今日では斥けられたが、ローン以前としても年代の確定は不可能である(H. Bengtson, *aa.O.* 117 は前六三六年または六三二年とする)。M. Lang, *Kylonian Conspiracy*, *Cl. Phil.* 42, 1967, 243-249 は新たにキュロンの叛乱に関するヘロドトスの記述とナーキューデイデースのそれを検討して経過の確定を試みたが、年代については、オリュムピオスのキュロンの優勝自体が疑わしいとし、前七世紀の後半という以上には確かめられないという。
- この時、メッテアカの人々が中心市に参集したことは、貴族政下にまつても民衆が潜在的に国家市民として民会の構成員であったことを想定せねば(H. T. Wade-Gery, *Studies in the Structure of Attic Society*: II. *The Laws of Kleisthenes*, *Cl. Quart.* 27, 1933, now in: *Essays in Greek History*, 1958, 144)。
- (14) そのころ生れたテラコノンの法は明瞭に国家意志を體現したものであろう(H. Bengtson, *aa.O.* 118: *der Staatsgedanke war im Vordringen*)。M. Lang, *op. cit.* 248 は「テラコノンの殺人法がキュロンの陰謀時の殺害と、その裁判を機に生れたこと(この両者の結びつきを古代の史料は全然伝えていない)に注意を向かす。当時の一連の経緯の背景にメッテアカ人自身の国民としての意識の昂揚があった。」
- また「E. Ruschenbusch, *ΦΟΝΟΙ, Historia* 9, 1960 はテラコノンの法の中で「個人に対する私的犯行」を *die Gemeinde als Ganzes* が関与する」という原則を見 *ἐφέτα* 判事団の創設を *κλικά* の先驅と考へる(S. 153 f.)。
- (15) ホブリータイの軍隊経験が市民団の自覚と深く関係したことは、ついで M. P. Nilsson, *Die Hoplitentaktik und das Staatswesen*, *Klio* 22, 1929, 244 参照——個人主義と対する *die Solidarität der Mitbürger* 騎士的英雄理想に対する *ein staatsbürgerliches, ein demokratisches Ideal* がホブリータイ軍制では優越し、各營中心では規律が支配する——。Id., *The Introduction of Hoplite Tactics at Rome: Its Date and Its Consequences*, *JRS* 19, 1929, 2 によれば、ローン期の軍隊の individualism and personal ambition をホブリータイの collectivism and solidarity と対比。
- (9) Vgl. H. E. Stier, *Probleme der frühgriechischen Geschichte und Kultur*, *Historia* 1, 1950, 202.
- (17) J. A. O. Larsen, *Demokratia*, *Cl. Phil.* 68, 1973, 45 はローキスとこの語の変遷を辿り「意味内容の最初の大きな変化はこの語が田園部の人々 (the people of the countryside) に適用された時である」という。そして「彼の大部分が貧しかったので、この語に下層の人々の意が加ったと考えれば疑いもなくローンの時のことだとする。ローンの時代には民衆の統合が進展する反面「市民 (*ἀστέρι*) の間の分化も生れる。この点にうつす W. Donbar, *Changes and Shifts in the Meaning of Demos in the Literature of the Archaic Period*, *La Par. del Pass.* 25, 1970, 388-391 参照——上層市民の「クニート」を *δημος* (conceived of as the common people, the masses) の指す者 (*tribunes*) となる——。
- (9) A. Andrewes, *The Greek Tyrants*, 1956, 36; cf. 89 f.
- (61) M. P. Nilsson, *Klio* 22, 246 f.
- (20) *Plut. Sol.* 4 Arist. *Ath. Pol.* の歴史の關係にうつす P. von der Mühl, *Antiker Historismus in Plutarchs Biographie des Solon*, *Klio* 35, 1942, 89f. 参照——スミソンの「クレイステネース(前三世紀の人)はその *Πολιτικά ἀρχαία* または *Πολιτικά νομοθετήματα* (前二世紀のローン法) の基礎となつた)がポリステネースと同様、歴史的な面では『アテナイ』の著作家たまたに負つて居る——。「中間」の尊重にうつす W. Donlan, *The Tradition of Anti-Aristocratic Thought in Early Greek Poetry*, *Historia* 22, 1973, 149 参照。
- (12) F. Jacoby, *F. gr. Hist.* III B 341. この変革をクレイステネースに帰すと説くものは、たゞ D. P. Costello, *op. cit.* 175 f. は「體主政(トクマン)スやプラトリアに属する市民権享受者が増えたこと」クレイステネースがプラトリアを拡大して彼らを吸収したと見做す。このことは採らなう。ホルバオーネスにうつす N. G. L. Hammond, *JHS* 81, 76-98 (= *Studies in Greek History*, 104-144) 参照——最初のクニートに分与にあつたアテナイ人はメッテアカの良好な耕地(不可譲渡)を所有し続けたのに対して丘陵地は最初のクニートに分与に由来する *genos* system of ownership





- 導入したとある——もしそうだとすれば、それは僭主政へと消滅し (*ibid.* 22, 23) 前五一〇—四八七年には使われず、前四八七—八六年に (*ibid.* 22, 5) 再導入されたというのである (V. Ehrenberg, *RE* XIII, 1470 ff.; H. T. Wade-Gery, Eupatridai, Archons, and Areopagus, *Cl. Quart.* 25, 1931, now in: *Essays in Greek History*, 110-115)——と、*Ath. Pol.* のこの箇所は *Pol.* (1274 a) をかきとびたべ、Hdt. (I 59, 6; V 55) と Thuc. (VI 54) 僭主政は既存の制度を變更せず、その矛盾を前四世紀の選出法を授けられたものと考へられるのび、信を措くことにはじかた (R. J. Buck, *op. cit.* 96 f.)。Buck は、ローンを後アローンが民会の手手または投票の一回の手続を導出された、という説 (T. J. Cadoux, *The Athenian Archons from Kreon to Hyspichides*, *JHS* 68, 1948, 114, n. 249; C. Hig-nett, 173-8 など) を批評。
- (32) ローンの四百人会は *Ath. Pol.* 8, 4 のほか Hdt. V 72, 1sq.; *Ath. Pol.* 31, 1 によつて知られるが、夙に B. Niese がその存在を疑問視 (*HZ* 69, 1892, 65 f.)。以後、賛否両論に分れ多くの説明がなされてきた。文獻的には賛成説はその後 *Plut. Sol.* 19 を論拠と追加。その学説史については M. Chambers, Aristotle's "Forms of Democracy", *TAPA* 92, 1961, 27 ff. 参照 (彼自身は否定説を傾へ)。筆者は、キオスのローンの選出方法、ローンの四百人会の場合の同一性——後者が前者に影響を与えたのであるという「後篇」第一部「参照」——からみて、その存在は否定すべきならぬ。最近では P. J. Rhodes, *The Athenian Boule*, 1972, 208; R. A. de Laix, *Probouleusis of Athens: A Study of Political Decision-Making*, 1973, 13-17 が存在説。四百人会が開かれたと考へられる「アトナの建物」については cf. H. A. Thompson/R. E. Wycherley, *op. cit.* 25 ff.
- (15) A. W. Gomme, *op. cit.* 847.
- (22) R. Sealey は地域間の対立 ('regionalism') がアルカイック期の基調だとする。前五八〇—七九九年の三区分を階層の呼び名ではなく、regionalist parties の名で解すべきだとするが (*Historia* 9, 1960, 169; Eupatridai, *Historia* 10, 1961, 512-514) その名もいまいち入れ難く。地域的な相違への顧慮は必要であるが、それは社会層の間の対立という基調と比べて
- るものではない。
- (33) 貴族政下でのマクロイコトとキローミウールコトのちとまり (エウパトリヤに於ける) の中で、民衆の統合の進展を見ることが出来る。異説として F. Wüst, *Historia* 3, 137-139; *Historia* 6, 176-191; *Historia* 8, 1-11; J. H. Oliver, *Historia* 9, 503 参照。
- (43) Cf. A. French, Solon and the Megarian Question, *JHS* 77, 1957, 238-46; id., Party of Peisistratus, *Greece and Rome* 6, 1959, 46-57. 「海軍」の農民 (Dio Chrys. XXV 3: *teoprot* = *stijros*) の中心商工業に従事するものが中心となり、海外貿易がアテーナイではなぐラミアナイを中心に行われていたという (ローン時代のマラーナイでは平地の貴族は海上発展と海軍の中心、商工業と貴族の需要を兼ったと見解がある) などの推察もある。この点については右の A. French の二論文 (*JHS* 77, 239 ff.; *Greece and Rome* 6, 149) のほか、藤縄謙三「ローン改革の背景」『大阪府立大学紀要』(人文・社会科学) 第六巻、一九五八年、一六六頁、参照。
- (35) 穀物栽培の *trephos* と牧畜の *trephangra* への参照については W. W. Howland, *op. cit.* I, 81 参照。
- (36) Cf. R. Meiggs/D. Lewis, *op. cit.* No. 13; M. P. Nilsson, Das frühe Griechenland, von innen gesehen, *Historia* 3, 1954/55, 270.
- (37) M. P. Nilsson, *aa.O.* 270 f.
- (38) シュテナーナイは昔種々のトントナイと異なる門閥を前六世紀にシムカカ、西南海岸のトネキリア地区 (ペラントに属す) に住んでいたので (C. W. J. Eliot, Where Did the Alkmaionidai Live? *Historia* 16, 1967, 279-286)。
- (39) 「平地」以外のアテーナイ人の動きは、エウパトリヤに属する有力な指導者の登場の背景をなしていった。その代表例はハイシストラトスとシルティアデーモス (senior) である。両者共、ローンの時に公生活に關係するようになったものび、明かには *oi trephangrai* に属した。参、*Arist. Ath. Pol.* 13, 5 (*tyon* & *saator* *tās enwvnylas drō rōv rōvav ai oīs t'reōp-tyou*) については R. J. Hopper, 'Plain', 'Shore', 'Hill' in Early Athens,

BSA 56, 1961, 194 ①英訳参照——“the parties got their names from the regions in which the party leaders possessed and cultivated their lands”——。

- (40) ペイシストラトスの *Demetrii kata thynous* とくじつは R. J. Bonner, *Administration of Justice Under Peisistratus*, *Cl. Phil.* 19, 1924, 359-361 参照。当時、裁判が *kata thynous* であり得た筈がなごうごう考を対して Bonner は *thynous* がナククリアより中 division とあるごうごうから反論 (p. 361)。

- (41) コローノスの東南の麓に、前六世紀の第三・四半期の建物が二つあったが (H. A. Thompson/R. E. Wycherley, *op. cit.* 28-30) それらは僭主の行政のためのごうごう (D. J. McCargar, *op. cit.* 250)。尚 C. Ampolo は、ペイシストラトスが権力の中心をマクロポリスではなく、アモラに置いたことの中に、この僭主が都市民衆との結びつきを誇示しようとしたこと、及び彼が官職者や既存の諸制度を尊重することを強調しようとした意図を *Política istituzionale e politica edilizia di Pisistrato, La Par. del Pass.* 28, 1973, 274)。官職者や公的祭祀の本拠をアモラに移すこと「民主的諸制度によって統治される集権化した国家」(この表現は C. Higginett のもの) の建設に寄与したのだ、とごう。公的祭祀の再編については後述 (註) ③、参照。

勿論、アモラと共にポリスを象徴するアクロポリスの建造についても、ペイシストラトスは無関心ではなく、その貢献はのちの (パルシア人による破壊後の) ヘルクレオスのそれと並び称せられるべきものでもある(この点については W. Zschietzschmann, *Peisistratos und die Akropolis, Klio* 27, 1934, 209-217 参照)。この両者については、アクロポリスは敵に対する要塞ではなく、神域、祭典場、マターナイ国家の自己表現の場所であった (S. 217)。

- (42) ペイシストラトス時代の民会の動向については、F. Schachermeyr, *RE* XIX 1, 1937, s.v. *Peisistratos*, 176 ff. 参照。

- (43) そのほか、ペイシストラトスの宗教政策——具体的には大ペンアテーナイア祭の拡大と大ディオニュシア祭の創設で、それらは「国民的」な性格

を持つごうごう (W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II, 25: *Peisistratus' encouragement of such national festivals*)——が民衆の統合に大なる働きをした。特に大ペトオニムト祭 (= *ra Aorhara ra eu áre*) はごうごう音楽と豊饒の農業神を中心市ごうごう込んだものごう (V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 86) など「国民的」意味は大きい。

- (44) H. Berve, *aa. O.* 66. この頃から他のポリスでも碑文の中で、ポリスごうごう語がその国名に附されるようになった。たとえば *Polis Proedantia* (cf. R. Meiggs/D. Lewis, *op. cit.* No. 10)。

### (三) クレイステネース改革期のデーモス

#### (1) 民衆 (*thynos*)

クレイステネース改革に於いてアテーナイ人の統合過程は終結に達する。(註) ①、②、③、④の記述でも「アテーナイ人たち」*oi Athynaiotai* という語は、ペイシストラトス時代については中心市の貴族を指すが (V 62 sq.)、その子供たちの時期の記事では、既にアッティカに住む全住民を意味している (V 65)。ペイシストラティダイの支配の崩壊に関してヘーロドトスが「(彼らは)アテーナイ人たちの欲するがままの条件に」*en oi oi ephoronto oi Athynaiotai* 服した」といつているのも (V 65, 2) この時代にアテーナイ市民が全体としての意志を(おそらく民会で)表明していたことを伝えるものである。また、この歴史家は市民の中の反イサゴラス派、反スパルタ派のすべてを *Athynaios* とか *thynos* とか呼んでいるが (V 72 sq.)、こゝにデーモス(民衆)が階級的な意味ではなく、「アテーナイ人たち」、即ち国民ともいうべき意味を帯びるに至った事情を読みとることができるであろう。

前五〇八／七年、クレイステネースが改革に踏み切った時、彼はヘーロドトスによれば「デーモスを自分の仲間に加えた」（あるいは「デーモスを自分の味方にした」という（Hdt. V 66, 2; 69, 2; cf. Isocr. XV 232: *Kleisthenes... tōv te dēmos katēgagete kai tois tupsivous (ēsefakē)*。一体、ヘーロドトスが僭主政期前後の叙述で *dēmos* という語を用いる場合、それは一般に広い意味の民衆ないし市民 (*oi tōv dēmōn*) を指している (I 59; V 74)。貴族に対する広義の民衆である。ヘーロドトスには、後述のアリストテレースに見られるような、デーモスを中堅市民と下層市民の二つに分ける用語法はない。それ故、クレイステネースが改革時に味方につけた、とヘーロドトスが伝えるデーモスも、それを山地党の貧しい市民と同一視したり、あるいは非市民などに限定するのは誤りで、むしろ、党派関係でいえば海岸党と山地党の両方の系統を含む広範なアテーナイ人であり、<sup>(4)</sup> 統合された民衆であった。

ヘーロドトスの記述をうけてアリストテレース『アテーナイ人の国制』は、「クレイステネースは *dēmos* に接近して *politikos* に *politikā* を与えた」という<sup>(20)</sup>。改革者を支持したデーモスの中に統合された民衆を見ようとする我々の意図は、右の記事にみえる *dēmos-politikos* 両語の解釈にもその論拠を見出すことができる。『アテーナイ人の国制』の中で *dēmos* という語はいろいろな意味をもっている。即ち(一) 貴族に対する民衆(従って中堅市民および下層市民を含む)<sup>(22, 4; 22, 7)</sup> (二) 中堅市民のみの場合<sup>(15, 3; 15, 4)</sup> (三) 最下層民のみの場合<sup>(5, 1; 6, 1)</sup> (四) 国家または民主政<sup>(8, 4; 18, 4)</sup> などである。同様に *politikos* という語も場合に依りて異なった意味をもつ。(一) 貴族に対する民衆 (*dēmos* の(一)

と同<sup>(2)</sup>)<sup>(21, 1)</sup> (二) 最下層民 (*dēmos* の(三)<sup>(1)</sup>) などである。それ故、右の個所の *dēmos* と *politikos* もその内容に応じた意味をとるべきであるが、結論からいえば、両語は同義で、而も共に(一)の意味で用いられている。ヘーロドトスでも *dēmos* と *politikos* が同意で、<sup>(3)</sup> 広義の民衆を指したことは、彼が民主政を *dēmos dēmou* と *dēmou* (III 82, 4) *politikos dēmou* と *dēmou* (III 80, 4) また「*epōtōs* を *politikos* の手に移す」(III 82, 4) という表現を用いていることから明らかである。アリストテレースの右の用法もそれに照応するものと思われる。何故ならば、(一)『アテーナイ人の国制』(20, 1-21, 1)の記述——それはクレイステネースが権力を握るに至る過程を伝えたものとして一つの纏りをなしている——の中で二つの語が三カ所で用いられ<sup>(20, 3; 20, 4; 21, 1)</sup>、すべて同義で使われているうえ、(二)『アテーナイ人の国制』の記事 (*hētemōs de tais erupheias o Kleisthenes proōrhētero tō dēmō*) がヘーロドトスの記述 (V 66, 2: *ēsothēmos de o Kleisthenes tō dēmō proōrhēterō*) を翻案したものであって、<sup>(5)</sup> 前者の *dēmos* がヘーロドトスの *dēmos* と内容的に一致しなければならぬからである。

アリストテレースは『アテーナイ人の国制』(21, 3)で、各部族より五〇人、計五〇〇人より成る評議会が設けられた目的を「大衆を混合する」といふ *anmiktōthai tō politikos* と表現し、同じことを『政治学』(1319 b)では *anmiktōthai politikos* としている。全市民 (*politai = politikos = dēmos*) の混合<sup>(6)</sup>——これによって改革者はアテーナイ人の統合を達成しようとしたのである。そして、その場合、統合されたアテーナイ人とは、次にみる如く、民会 (*dēmos*) に結集した民衆 (*dēmos*) であった。

註

- (1) クレイステネース改革の研究史は、この改革をペイシストラトスに帰すの説があるが (K. J. Beloch, *Griechische Geschichte* I 2, 2. Aufl., 1926, 329ff.; U. Kahstedt, *RE* XI 1, 1921, s.v. Kleisthenes, 630f.) 今日では顧みられなう。F. Corneliusが同説を斥けたのは正しうが、その際、彼はペイシストラトスの支持者を中心市の平民 (die städtische Plebs von Athen) への (*Die Tyrannis in Athen*, 1929) クレイステネースの改革を中心市の発展に対する農村部の反撃とみなす (Die Partei des Peisistratos, *Rhein. Mus.* 79, 1930, 349) この改革の目的をアルクマイオニダイ門閥の利害保持とする説よりは広範な捉え方をしているが、それでも十分ではない。クレイステネース改革は民衆の混合ないし統合の中にその歴史的意味を探らねばならなう。

前 篇

- (2) W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II 33.  
 (3) E. M. Walker, *op. cit.* 139; cf. 146, 148.  
 (4) G. Busolt, *aa.O.* II 869; V. Ehrenberg, Kleisthenes und das Archontat, *Klio* 19, 1925, 107  
 (5) W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II 33.  
 (6) クレイステネースによる「民衆の混合」の意味を我々はこのように解釈する。これに対して *ἀνάμικτος* の内容を非市民のアテーナイ市民への受け入れだけに限定する主張が強いが、我々は「民衆の混合」の内容をそれとは次元を異にした、もっと広範な意味のものと考えたい。D. M. Lewisもクレイステネースの思想の中、*ἀνάμικτος* が key word であつたことについて「混合」を重視するが、それでも「新市民をうけ入れた」とこの関連を述べようだけである (Cleisthenes and Attica, *Historia* 12, 1963, 22-40, esp. 36ff.)。
- クレイステネースが非市民を市民団に加えたことの論拠の一つはプリストテネースの記事である——Arist. *Pol.* 1275 b: *πολιτῶν γὰρ ἐπουτέρευε* *ἑτέροις καὶ δοῦλοις ἡετοκόμοις*——。しかして J. H. Oliverはこの文章の意味を多くの外人や奴隷を十部族に登録したと解きながら、多くの外人や奴隷をメトイコイ(の階級)として登録した、とみる (Reforms of Cleisthenes,

*Historia* 9, 1960, 503-507) さらくの反論として D. Kagan, The Enfranchisement of Aliens by Cleisthenes, *Historia* 12, 1963, 41-46 参照 (D. Kagan は Oliver の解釈を斥けたあと、クレイステネースは、彼が市民権を与えた人々の利害に関心をもちつたこと、また外国系の出自の市民でも関心をもちつたことを論じている)。尚、P. J. Bicknell, Whom Did Kleisthenes Enfranchise? *La Par. del Pass.* 24, 1969, 34-37 は *οἱ δοῦλοι ἡετοκοί* (= τῶν γέροντων κατὰ πόλιν [Arist. *Ath. Pol.* 13, 5]) 即ち *πολιτῶν ἑτέροις* は ex-professional soldiers だと、彼らはクレオメネースにマクロボリスを明け渡させる時に活躍したものだといふ。

(2) 民 会 (δημος)

アルクマイオニダイは亡命地からの帰還に失敗した後、アテーナイの解放をスパルタ王クレオメネースに依頼する。それをうけて王はアテーナイに干渉し、僭主を追放する (Hdt. V 63 sqq.; Arist. *Ath. Pol.* 19, 2: 46)。この僭主政の倒壊(前五二一—一〇年)と同時にアテーナイは国制上の大きな変革を経験する。即ち、民会でのアルコーン職の直接の選挙である。ソロンが官職者を予選者の中から籤で決めるようにして以来 (Arist. *Ath. Pol.* 8, 1) 僭主政期を通じて同じ方法が採られてきたが (cf. Hdt. I 59, 6; Thuc. VI 54, 6; Arist. *Ath. Pol.* 16, 8) 僭主政が倒されて後、はじめて「被選出者からの籤」 *ἐληγώνας ἐκ προεκρίτων* という二段構えの手続きに代つて、民会での官職者の直接の選挙という手順が導入されたのである——これは前四八七—八六年まで続く (Arist. *Ath. Pol.* 22, 5)——。このあと、イソボラスとクレイステネースの対立が表面化し、改革は両者の争いの中で断行されたのであつた。(2)

【附表】 クレイステネース改革の過程とその史料

	事態の推移	Hdt.	Ath.Pol.		事態の推移	Ath.Pol.
(1)	僭主政倒壊	V 66	20—1	(11)	僭主政倒壊	21—1
(2)	クレイステネース劣勢に陥る	66	20—1	(12)	イサゴラスのアルコーン	21—1
(3)	クレイステネース民衆を味方につける	66 69	20—1	(13)	クレイステネース大衆の指導者となる	21—1
(4)	(改革断行 新部族制設置)	66 69	※	(14)	(改革断行 新部族制設置)	21—1
(5)	イサゴラス劣勢に陥る	70	20—2		………	………
(6)	イサゴラスクレオメネースを招く	70 72	20—2 20—3		以下改革の内容	………
(7)	アルクマイオニダイ等の瀆神者追放	70 72	20—2 20—3		………	………
(8)	イサゴラス派の専横(三百人) <i>boule</i> の反抗	72	20—3		………	………
(9)	クレオメネース退く	72	20—3		………	………
(10)	クレイステネース復帰	73	20—3		………	………

※ (4)の個所の Ath.Pol. の記事: ἀποδίδους τῷ πλήθει τὴν πολιτείαν.  
尚、両記事の比較との関連では、特に、後述、註(7)、参照。

クレイステネース改革期の政治の過程はヘーロドトス(V 66-73)とアリストテレース(Ath. Pol. 20, 1-21, 1)に記述があり、それを整理すれば左の表の如くなる。改革断行の時点はヘーロドトスでは(4)、『アテーナイ人の国制』では(14)であり、後者の(4)にはただ ἀποδίδους τῷ πλήθει τὴν πολιτείαν とあるだけで、十部族制の改革には触れていない。従来この二つの史料の間に矛盾があるといわれてきた所以である。しか

し、我々は次のような理由によってそれを克服し得ると思う。

(一) 『アテーナイ人の国制』(20, 1)でクレイステネース劣勢と述べているのは、実は対立者のイサゴラスがアルコーンになったことに外ならない<sup>(4)</sup>。また、既述の如く、『アテーナイ人の国制』(20, 1—21, 1)では δῆμος と κλήρος は同義である。それ故、同(20, 1)の記事は同(21, 1)のそれと対応し、両方は同一の事実を伝えるものと考えられる<sup>(5)</sup>。

(二) 『アテーナイ人の国制』(20, 1)の πολιτεία は市民権の謂ではなく、国家(政権)という意味であり、また、 κλήρος は既に述べたように民衆全体を指している。従って ἀποδίδους τῷ πλήθει τὴν πολιτείαν とは民衆に国家(政権)を任せたと、つまり改革を決議して民衆の支配を樹立したことでなければならぬ。H. T. Wade-Gery は同所を universo populo tribuens rem publicam と解し、その証拠として同書の中の用語例(34, 1: τοὺς μὲν οὖν ἀπέλατο τὴν πολιτείαν ὁ δῆμος)をあげている<sup>(6)</sup>。「ポリスを民衆に任せる」といういい方はギリシア人がよく用いた表現である( cf. Hdt. V 91, 2: δῆμόν ἀγαλίστῳ παραδόνταμεν τὴν πόλιν; Isocr. XII 129: τὴν πόλιν δοκεῖν τῷ πλήθει ἀρέσκειν )。右のアリストテレスの文を改革の決議と解することは決して不自然ではないと思う<sup>(7)</sup>。

さて、今、改革の決議といったが、それはクレイステネースが彼の改革の方針をアテーナイの民会で決議させたということである。このように改革の出発点に民会での決議を置くのは、クレイステネースがその「方向転換」によって民主政の樹立に踏み切った時——即ち民衆(κλήρος)に国家(政権)を与えた時——、国家の主体となった κλήρος には δῆμος (民衆) という意味のほかにも δῆμος (民会) という意味も附着して

いたと思われるからである。前六世紀に溯るといわれる成年の誓いの言葉 (Pollux VIII 105; Stobaeus, Flor. 43, 48)<sup>(8)</sup> は、その頃、既に民会が重要な役割を演じていたことを示すと共に、その民会を *κλιμα* という語で表現している。また、スパルタ王クレオメネースがイサゴラス等の三〇〇人に政権を渡そうとした時、「民衆があつまつて」彼らを追放したというの (Arist. Ath. Pol. 20, 3: *συνοδικου βουλοστος τοσ ρηθιδουσ*)、まさしく民会でのことを指しているにちがいない。民衆の統合、ひいては全アテーナイ人の統合はこのように民衆の自発的結集となり、今やアテーナイ人は自らの運命を民会で最終的に決するようになる。そのすぐあとクレオメネースが再びエレウシスを陥れた時、アテーナイ人が彼の味方をした市民の家の取り壊し、その財産の没収、そして彼らを死刑に処することを決議したのも民会に於いてであった (Schol. Aristoph. Lysistr. 273)。

このような民会の機能の昂揚は、僭主政倒壊直後にアルコーンが民会で選ばれるようになった事実や、クレイステネース改革直前の前引サラミス碑文の中に含まれる民会決議 (*ἔθροσεν τοσ δέμασ*) とも正確に照応している。中でもアルコーンが民会で直接に選出されたことは、民会の権威が向上する過程に於いて一時期を劃するものといえる。これによって国家の最高官職が民会に依存する一時的な執行機関となったからである。<sup>(9)</sup> そしてクレイステネース改革が決議されたのはまさにそのような時期に於いてであった。但し、その場合の彼の地位は必ずしも明らかではない——私人であったか、アルコーンの一人であったか、あるいは他の官職に就いていたかも確定できない——。しかし、彼が最終的に

は民会の権威に基づいて改革を行ったことに間違いはないと一般に認められている。<sup>(10)</sup> クレイステネースはその改革の内容だけではなく、改革遂行の手續きに於いても民衆の支配 (民会の優位) への道を切り開いたといわねばならない。<sup>(11)</sup> クレイステネース改革を通じて市民の集會がその本来あるべき位置——即ち国家の基底——に据えられたのである。<sup>(12)</sup> 実際、この改革の直後、民会の開催場所がブニュックスの丘に設けられ、<sup>(13)</sup> またアゴラも公共の建造物に囲まれた政治的中心としての姿を整えることになる。<sup>(14)</sup>

註

- (1) 但し V. Ehrenberg, *RE* XIII 2, 1927, s.v. *Losung*; Abschn. III 1 a; ders., *Klio* 19, 106-110, bes. 106 は民会での直接の選出を前五一四年以降前四八七／八六年までとする。これでは、ヒッパルコス暗殺後苛酷になった僭主政の支配下で選出方法が改められたことになる。
- (2) クレイステネース改革のクロノロジーについては諸説あるが、F. Schachermeyr, *Zur Chronologie der kleisthenischen Reformen*, *Klio* 25 1932, 334-347 はそれを四説に分けて検討している。断行の年は概ね前五〇八／七年に置かれるが、一部には前五〇九／八年とする説もある。たとえば V. Ehrenberg, *Klio* 19, 106-110 がそれで、クレイステネース自身がこの年にアルコーンであったと考へ、同年に改革断行を想定しているが、F. Schachermeyr は、むしろアルクマイオーンをその年のアルコーンとするのが正しいと主張 (a.o. 338, Anm. 2; 342, Anm. 1)。尚 R. Sealey, *Historia* 9, 176 f. はアルクマイオーンのアルコーン職を前五〇二／一年とし、これを改革の年とするが、ここでは採らなう。
- (3) W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II, 37; E. M. Walker, *op. cit.* 139.
- (4) 『アテーナイ人の国制』にはクレイステネースの政敵としてのイサゴラス (Ath. Pol. 20, 1) とクレイステネース改革断行時のアルコーンとしての

イサゴラス(21, 1)がみえ、アリストテレースはこの二人を同一人とみていた<sup>1)</sup>。D. J. McCargar, Isagoras, Son of Teisandros, and Isagoras, Eponymous Archon of 508/7: A Case of Mistaken Identity, *Phoenix* 28, 1974, 275-281 は「アテーナイでのアルクオン職就任の年齢が比較的若年(三〇歳)であって——その地位は政治経歴ではローマのコンスルよりはクェストルに対応——政治家としての活躍(たとえばクレイステネースに対抗して貴族派を率いるというが如き)はそれ以後であると考え」前五〇八/七年のアルクオン(Dion. Hal. I 74, 6; VI, 1)と「テイサンダロスの息子でクレイステネースの主な政敵であったイサゴラス(Hdt. V 66, 69-74)は別人であった可能性を示唆した。興味ある説であるが、これには従いがたい。

(5) ヘーロドトスの記事(V 66, 69-73)からイサゴラスとクレイステネースが交互に二度つづき権力の座に就いたとした場合、クレイステネースが彼の第二次権力掌握時(表では(6)のクレイステネース復帰のあと)に改革を断行したとする考えもあるが(学説史はF. Schachermeyr, *aa.O.* 334 ff. 参照)我々はF. Schachermeyr, *aa.O.* 338-342と共に「クレイステネースの第一次政権掌握(表では(2)の段階)で改革が決議されたと考えたい。

しかし、決議の後、新部族の設置から五百人会の構成までには手続上時間を要したと思われることから、その後もしばらく旧制度が存続したことが想像される。T. J. Cadoux, *op. cit.* 114 は前五〇八/七年のイサゴラスのアルクオンの時に改革案が通過し、次のアルクマイオンのアルクオン職——彼の選出には改革者も努力したのであろう——の年(前五〇七/六年)から改革が実行に移された、という。いずれにせよ、表(8)でイサゴラスに反抗したというブルーレーがクレイステネース改革の結果生れた五百人会(表 9) (F. Schachermeyr, *aa.O.* 340) とは断言できない。H. T. Wade-Gery, *The Laws of Kleisthenes*, *op. cit.* 1958, 135-154 はクレイステネースが一市民として改革案をブルーレー(四百人会)と民会に提出したと考え、四百人会はその案が民会に出される前にクレイステネースの法を審議し、可決していたとする。T. J. Cadoux, *op. cit.* 115 は僭主政の支持者たちがヒッピアスと共に逃亡したので、四百人会には反僭主派のものが補充され

メンバーの内容では後のクレイステネースの五百人会とさほど異ならなかったとみる。尚 D. W. Knight, *Some Studies in Athenian Politics in the Fifth Century B.C.*, *Historia-Einzelschrift* 13, 1970, 13-24 は「改革案決議後、その実施のために委員会が構成され、この委員会の仕事に干渉するものを除くためにオストラキスマスの制度がつけられたと考える。

(6) H. T. Wade-Gery, *op. cit.* 139, 147.

(7) クレイステネース改革に関するヘーロドトスとアリストテレースの二人の記述で、後者は前者よりも詳しく述べているが、その際、後者が前者を削除したり、いいかえたり、経過順序を置き換えたり、また訂正したりした個所の具体例について、D. J. McCargar, *op. cit.* 274, n. 5, 6, 7, 8 参照。筆者がクレイステネース改革や「寡頭派革命」(後述)第五章(参照)についてヘーロドトス乃至トゥーキーデースと「アテーナイ人の国制」を比較したように、僭主の誅殺に関して T. R. Fitzgerald はトゥーキーデース(VI 54, 2-59, 4)と「アテーナイ人の国制」(18-19, 2)の記述を対照表示して「両記事の全体としての構成は同一である」と結論(The Murder of Hipparchus: A Reply, *Historia* 6, 1957, 285)。

(8) H. T. Wade-Gery, *op. cit.* 146.

(9) V. Ehrenberg, *Von den Grundformen griechischer Staatsordnung*, *SB Heidelberg. phil.-hist. Klasse*, 1961, 3. Abh., jetzt in: *Polis und Imperium*, 1965, 133: *temporäre, oft erlöste Exekutivorgane des souveränen Volkes.*

(10) 上掲註(5)にあげた諸家のほか D. Kagan, *op. cit.* 46 がクレイステネースの改革案を *phylakia* で成立をみたとしている。F. Jacoby, *Atthis*, 1949, 207 も「彼が民会に改革案を提出した」と考え、また F. Schachermeyr, *aa.O.* 343 以下は G. Busolt, *aa.O.* 869 以下、この時クレイステネースが民会から全権を委ねられたという。

(11) 実際上の決定が民会で行われるのをクレイステネースは望んでいた。R. Sealey はこのことを認め、その *doctrinaire reasons* からではなく、中心市に影響力をもつ門閥が民会を牛耳ることができたからであるというが(*Historia* 9, 174) クレイステネース改革の意図のこのように

regionalist interpretation せられたる斥けのこころである。

- (21) V. Ehrenberg, *ad. O.* 133; C. Hignett, *op. cit.* 95, 154, 158. また J.A.O. Larsen, *op. cit.* 65 *et* *δῆμος* という語が民会決議の中で sovereign people を意味するようになった点に民衆の制覇をみ、それを前六世紀末のものとす。尚、クレイステネース時代の、民会参加の資格をもつ成年男子の数が *δῆμος* W. E. Thompson はそれを二五〇〇〇人と見積る (Three Thousand Achaean Hoplites, *Historia* 13, 1964, 409 参照)。

- (22) H. A. Thompson/R. E. Wycherley, *op. cit.* 49 ff.; R. A. de Laix, *op. cit.* 173 with n. 2.

- (14) 公共の建物の造営の点からみて、クレイステネース改革を劃期に、アローラが政治的中心となったことは O. Th. Broneer, Book Review of: H. A. Thompson/R. E. Wycherley, *op. cit.*, *AJA* 77, 1973, 444-446 をそして、*Ποινηκκας* の丘に民会場ができた後 *δὲ δῆμος Πυθικός* の集会 (オストラキスマスなどの場合) がアローラで開かれた可能性については R. A. de Laix, *op. cit.* 173 with n. 4 を参照。

### (3) 地区 (*δῆμος*)

民衆の混合を通じてアテーナイ全市民を統合する動きは、制度的にはクレイステネースの部族制改革に於いてその目標を達成する。この改革者が地縁的新部族制を設置した時、それは次のような組成で作りに上げられた。まず第一に、(1)いくつかの、場所的につながった「地区」*δῆμος* を集めて「トリッテュス」*τριττύς* (部族の三分の一の意)とし、次に、(2)これらのトリッテュスが「海岸」*θαλάσσια*、「奥地」*ἠερόγεια*、「中心市」*ἀστυ* の三地域に各々一〇〇〇、計三〇〇になるように按配し、最後に、(3)これら三地域のトリッテュスの各々一〇〇〇、計三〇〇

のトリッテュスを合して一つの「部族」*φυλή* を構成したのである。<sup>(1)</sup> この組成から見ても、新しい地縁的部族がアッティカの住民を混合すること、即ち「民衆の混合」を目指していたことは明瞭であろう。<sup>(2)</sup>

ところで、ヘーロドトスはクレイステネースが地縁的な十部族制を設けたことを *δέκα τε δὴ φυλάκτους ἀπὸ τεσσάρων ἐποικιῶν, δέκα (ἄ) δὲ καὶ τοὺς δῆμους κατέπεριε ἐς τὰς φυλάκας* と記し(IV 69, 2)。問題はこの後半の部分の解釈で、一説はそれを「各ピュレーに一〇〇のデーモスを配分した」とするに反し、他はヘーロドトスの写本を訂正して「デーモスを一〇〇のグループに分ち、その一つを各ピュレーに割当てた」と解する。前者では地区数が一〇〇になるのに対し、後者の場合その数は不明である。<sup>(3)</sup> ところで、前者のように一〇ピュレー、一〇〇デーモスであったとすれば、その組織は「論理的・算術的な構成」を持った<sup>(4)</sup>、人為的でかなり不自然な制度であることを予想せねばならぬ。<sup>(5)</sup> しかし、貴族政下の村落連合 (*Terpairotes; Terpaioiata; Tokoiata*) の<sup>(6)</sup> 構成デーモスがすべてクレイステネース改革以後の地区として確認されることや、アカルナイというデーモスが古典期に極端に大きな地区として存続したという簡単な事実からみても、地区設置時に於ける改革者の作為を過大視することはできないであろう。クレイステネースがそれまでの自生的な村落共同体に人為的処置を加えた面よりも、それと地区(即ち国家の地方組織)との連続性に一層多くの注意を払う必要がある。<sup>(8)</sup> 「中心市」に対するデーモスの意義の昂揚を背景に( cf. Hdt. I 60, 62; Ps. Plat. *Hipp.* 229) クレイステネースはナウクラリアの代りに地区を設けたのであり(Arist. *Ath. Pol.* 21, 5) <sup>(9)</sup> これによってナウクラ



リア以前に溯るデーモスの伝統が受け継がれ、村落共同体の機能が復活して、<sup>(10)</sup> 国家機構の中に生かされることになった。彼が地縁的部族を構成する末端の単位として村落共同体を位置づけた時、地区の長としてのデーマルコス (*δημαρχος*) には共同体の代表であると共に、地方行政機構の担い手 (cf. IG I<sup>2</sup> 761 = Tod, No. 74; Polux VIII 108) でもあるという、二重の性格が賦与されたからである。

新設された地区がポリスに対して持つ関係で最も重要なことは、市民権が「地区」共同体によって管理されたことである。地区民の子で一八歳に達したものと、及び市民権を与えられることになった外国人はデーモスの市民簿 (*ἀγχιπαγικὸν γράμματιον*) に加えられ、地区民の總會 (*ἀγορά*) での投票 (*ἀσχυρία*) で認められる。ここで注意すべきは、このようなデーモスでの手続きに並行して、プラトリアでも、誕生後まもなくの子を父のプラトリアに加入させるべきかどうかという審査を、全メンバーの出席する集会で行なっていたことである。地区への加入が市民権の世俗的承認であるとすれば、プラトリアへの加入はその宗教的な承認であったといえる。血縁的な団体が祭祀を中心とした纏りを見せ、それが改革以前から市民権の問題に絡んでいたことは、ヘーロドトスが伝えるイサゴラスの門閥の記事や (V 66: *θραυρὸς δὲ αἰσχυρῶντες* [= *τετυτῆται*] *αἰσὺν* [scil. *ταγοῦσιν*] *διὰ Κολίφ*)、<sup>(11)</sup> 或いはゲピュライオイ門閥についての記述 (V 57) —「彼らがアテーナイ市民に受け入れられた時、市民権の上で若干の制約をうけた」というのは宗教的な面での制約である<sup>(12)</sup> — からも裏づけられる。クレイステネースはこのような血縁的・宗教的な秩序を根絶せず、<sup>(13)</sup> むしろそれをモデルとして、デーモスによる市民

権管理(地区への加入に基づく市民権賦与)の制度を創出し、以後、地区のメンバーは一般にプラトリアのメンバーとのアナロジーで観念される。即ち、彼ら地区民 (*δημαῖται*) は隣保仲間であるばかりでなく、同族仲間とも考えられたのである (Aristoph. *Nubes* 1322: *ὁ τελεῶν καὶ αἰσχυρῶν καὶ δημαῖται*)<sup>(14)</sup>。それには地区の宗教活動が地区民の共同意識を強化したという事情も関係している。各デーモスにはその命名神の神殿の外、いくつかの祭壇があり、地区の總會の決議も主に祭祀と供儀のための支出に関するものが多い。また、地区の行政面でも宗教行事——それにはデーモスの所屬員だけが参加でき、他のデーモスの成員は特別の場合以外は許されなかった<sup>(15)</sup>——に関することが重要な部分を占めていた。

一方、トリッテュスを介して人為的に構成されたピュレーにもデーモスについてと同じことがいえる。地区と同様に部族も官職者——各ピュレーには三つのトリッテュスに対応して三名の *ἐπιτελέτης τῶν γυμνάσιων*、一年任期であった——と「總會」*ἀγορά* (Bekker, *Anecd. Gr.* I 210: *ἐπιτελέων γυμνασίου ἐπιτελέων*) をもっていた。ピュレーが宗教的にまとまった団体であったこともデーモスの場合と同然である。ピュレーは互いに離れた三つの地域のモザイクであったので、命名神の神殿は中心市ないしその近くにあり、そこが集会の場所となった。總會ではピュレーに関する事項が「秘密投票で」*κρυπτοῦ* 決議されたが、内容は共有の土地財産に関するものが若干あるほか、顕彰碑文が大部分を占める。しかし、その中に国家の行事と直接に関連する内容のものがないわけではない。国家の祭典のために有産市民に奉仕 (*κορυθαί, γυμνασιαρχία, στρατῆς*) を求めた決議がそれである。この点、地区のレイトゥー

ルギアがデーモスの祭祀に限られていたのとは大きな相違がある<sup>(17)</sup>。しかし、その他の点ではピュレーの組織と運営はデーモスのそれを模範としたといえるのであって、クレイステネース改革の中に占めるデーモス改革の位置の大きさを裏書きしている<sup>(18)</sup>。

クレイステネースが地縁的部族の設置によってエウパトリダイに打撃を与えたことの裏面には、彼がプラトリアを換骨奪胎してデーモスを創設し、ポリスの公的活動の基底を後者に置いたという事実があった<sup>(19)</sup>。これにに応じて、多くの私的な祭祀団体 (*τὰ τῶν ἰδίων ἱερῶν*) が少数の公的な<sup>(20)</sup> 全アテーナイ人のための祭祀組織 (*ἄκρα καὶ κοινὰ*) に統合される (*Arist. Pol.* 1319 b)。すべてのアテーナイ人を可能な限り互いに混合させるために、以前からあった諸団体が解体される (*ibid.*: *σὺν αὐτῷ ἰδιότῳ ἀναμύθητος πᾶσις ἀλλήλων αἰ δὲ σὺν ἑαυτοῖς διαμύθηται αἰ πόρεσσιν*)<sup>(21)</sup>。かくしてゼウス・プラトリアとアテーナ・プラトリアがアテーナイ全市民の祭祀となり、ヘカトムバイオーンの第一六日が両神への供儀の日と定められて、以後この日にシュノイキア祭が挙行されることになる (*cf. Plut. Thes.* 24)。それはアテーナイ人の政治的な集住 (シュノイキスモス)<sup>(22)</sup>、つまりは民衆の統合を記念する祭典である。自律的な地区の公認が「民衆の混合」、ひいてはアテーナイ人の統合に通じていたことが了解できるであろう。

註

(1) トリッテネス区分の概観は H. Hommel, *RE VII A*, 1939, s.v. Trittyes, 367f. であるが、その補正は ders., *Die dreifig Trittyen des Kleisthenes*,

*Klio* 33, 1940, 181-200.

アリストテレスは『アテーナイ人の国制』(21.4)で、クレイステネースが全土を三〇の部分(即ち *parts*)に分け、中心市、海岸、奥地の三地域それぞれが一〇になるように按配し、そのおのおの一つずつ、計三つから一族が構成されるように籤で決めた、というが、C. W. J. Eliot は「クレイステネースが籤を用いて配分した」という部分の誤りを指摘し、クレイステネースの裁量で按配したと結論 (*Coastal Demes of Attica, Phoenix-Suppl.* 5, 1962, 145)。Eliot は(1)各ピュレーが全人口の場に近いように配慮されていたこと、(2)しかるにトリッテネスの大きさも人口も多様であることの二点から、上の結論をひき出したものであつて (p. 141 ff.)。

Eliot はその後さらにいくつかの重要な諸点を指摘 (Kleisthenes and the Creation of the Ten Phylai, *Phoenix* 22, 1968, 3-17)。即ち (1)前三〇七〇六年にアテーナイ人が二部族を追加した時、プーレーへの代表者の数が改変されたが(クレイステネース改革後の二〇〇年間ではじめて)、その時、新部族の「地区」は当時人口の多かった、平均以上のピュレーからつくられた。ピュレー間の平等という状態への復帰を意図したのであって、このことは二〇〇年前の事情を窺わせるであろう。(2)A. W. Gomme や J. S. Traill の研究にもとづいて作成した、各トリッテネスのプーレウタイ数および人口(市民数)の表から、トリッテネスの規模を小(プーレウタイが七一―三名、人口が一四五―二九九名)、中(一四二―二〇名、三〇〇―四九九名)、大(二二―二六名、五〇〇―六九九名)に分けると、海岸のトリッテネスには小はなく、中心市のトリッテネスには大はない。(3)このような多様なトリッテネスのとりあわせからほぼ等しい規模のピュレーをつくるためには籤ではなく、クレイステネースの作為を予想せねばならない。海岸(中心市からの距離が遠いのでプーレーへの出席やプリータニスでの活躍が最も困難)のトリッテネスが比較的大きく、中心市のそれが小さいのは、出席者間での地域的アンバランスが生じて部族内の平等の原則がそこなわれるのを防ぐという改革者の意図によるものであった。アッティカの市民団の a true cross-section を代表する評議会をつくる」とに彼の関心があつた (p. 12)。

トリッテネスはともすれば軽視され、そこに唯、ピュレローの混合構成のための工夫だけを見る傾向があるが、D. M. Lewis, *op. cit.* 22-40 頁を批判して、トリッテネスが財産 (IG II<sup>2</sup> 2490) を祭祀 (IG I<sup>2</sup> 190; II<sup>2</sup> 1172) などをもった実体のある組織であるばかりでなく、デーモスのトリッテネスへの配分の仕方でも Tetrakomia の田地区 (Petrataus, Phaloron, Xypete, Thymaitadai) されざれ古く祭祀組織をもつ、実際上は各々一つの纏りをなしていたを別々の三つのトリッテネスに意図的に分散して所属させるなど、クレイステネースが古くからの地方組織の勢力を殺ぐことに努めた事実を注意を促した (p. 33-35)。トリッテネスがある程度の団体性をもつたことに関し、C. W. J. Eliot, *Aristotle Ath. Pol.* 44, 1 and the Meaning of Tritrys, *Poemix* 21, 1967, 79 参照——トリッテネスには確かにデーモスやピュレローと異なり、総会も議長もなかったが、五〇人のフリータイがプリュタニスの任にある時、プリュタニスの議長は彼の配下の *patris tôn pnytraíon* (= 'those members of the pnytery belonging to a single tritrys') と共に田屋で一昼夜を過ごすことになっていた。

前五〇八／七年の部族構成は基本的にはローマ帝政期まで存続する。その間、部族(それ故トリッテネス)の数は増え、前三〇七年にアンティモニス、デーメートリアス両部族、前二二三年にプトレマイニス部族、前二〇〇年にマッタリス部族(但しこの時、前三〇七年の両部族を廃止)、紀元一二七年にヘドリアーニス部族が加った。その結果、クレイステネース期の一三九地区のうち六五が既存のピュレローから新設のピュレローに移った (vgl. E. Ruschenbusch, *Gnomon* 49, 1977, 83f.)。

ピュレロー＝デーモスの組織はアンティマヌス帝がエジプトに建設したアンティノオポリス (ἡ Ἀντινου πόλις vel ἡ Ἀντινοῦ πόλις) に準備して置かれたブーレー (OGIS II 709 [149/154 p.] : ἡ βουλὴ ἡ Ἀντινοῦ νεῶν 'Ελλησπονδία') の機能であった。この市の一〇部族およびそれらに所属するデーモスについて E. Kühn, *Antinoopolis: Ein Beitrag zur Geschichte des Hellenismus im römischen Ägypten. Gründung und Verfassung*, 1913, 124 の表を参照。

(2) アリストテレスの「民衆の混合」の中でクレイステネースの田郷を

だが、実際、彼の改革によってピュレロー(それ故プリュタニモス) (Gemischgruppe) となったのである (V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 35)。

(3) 画説の主眼者として置かれた V. v. Schoeffler, *RE* V 1, 1903, s. v. *ἄγροί*, 3ff. 参照。最近では H. Bengtson, *aa.O.* 141 頁前者の C. Hignett, *op. cit.* 135 頁が後者の立場である。G. Busolt, *aa.O.* 873 頁「大きな村落共同体は分割されて、小さなそれは併合されて「地区」がつけられたと考え、そのうち、ピュレローの二〇部族が含まれるように配慮したところから、一方、C. Hignett は「村落共同体に手を付けずそのまま「地区」にしたとす。後者の立場からはクレイステネース時のデーモス数は一三九とす。[上掲] 註(一)参照] 約一七〇とす (P. J. Rhodes, *op. cit.* 209)° D. M. Lewis, *op. cit.* 30 頁一〇〇地区説。

(4) U. v. Wilamowitz-Moellendorf, *Staat und Gesellschaft der Griechen*, 2. Aufl., 1923, 99.

(5) E. M. Walker, *op. cit.* 143.

(6) 村落連合として置かれた P. J. Bicknell, Kleisthenes and Kytberos, *Mnosyne* 28, 1975, 57ff., esp. 59.

(7) アカルナイがペロポネソス戦争時に三〇〇〇人のホプリータイを出した、とピュリタナーキエーデヤリスの記事 (II 20, 4) 及び A. W. Gomme, *A Historical Commentary on Thucydides* II, 1956, 73f. は「二〇〇人に写本を訂正するが——戦争開始時になし、一〇〇〇人として S. Dow, *TAPA* 92, 1961, 66-80 頁に述べらる——それよりも非常に大きな数であることに変わりはない。W. E. Thompson, *Historia* 13, 400-413 頁写本から見ては、ピュレロー＝トリッテネス＝デーモスの組織から論じれば、一、二〇〇人より多かった可能性(おそらく一、〇〇〇人)を主張。A. R. Bern は「アカルナイが炭焼き人の地区であって、クレイステネース改革以後、アナーナイ人がここに移り続けたところから、クレイステネース時代既に多数の人々をかかえていたことを認めよう (Three Thousand Achaean Hoplites, *Historia* 15, 1966, 376)°

(8) Cf. W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II, 39. W. E. Thompson, *The Demes*

in Kleisthenes' Reforms, *Symbolae Osloenses* 45, 1970, 72-79 は更にこの点を徹底して(彼はクレーキス数を一七〇余りとする)「地区は村落区分された territory ではなく、一〇〇〇の isolated village) である」と考ふる——クレーキス改革はクレーキス地区の上に線をひくterritory 即ち地区を劃定した(C. W. J. Eliot の説)ののではなく、各人に村落で市民であること登録簿にその分布した(p. 74)——。

- (6) R. J. Bonner, *Cl. Phil.* 23, 20 年、既にそれ以前でクレーキスの四百人會議はクレーキス地区の行政上の諸機能は実質的に制限されていたであろう。
- (9) R. J. Bonner, *Cl. Phil.* 19, 1924, 361.
- (11) W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II, 32.
- (12) W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II, 26.
- (13) 「クレイステネス」及びその反対派の崇拜していた祭祀については D. M. Lewis, *op. cit.* 37 f. 参照。また、独自の祭祀をそなえ、閉鎖構造 (una struttura chiusa) を持つた *tesvros* の動向(王政復古運動の時期)については cf. G. D. Rocchi, *Aristocrazia generica ed organizzazione politica archaica, La Par. del Pass.* 28, 1973, 92-116.
- (14) V. v. Schoeffer, *aa.O.* 10.
- (15) V. v. Schoeffer, *aa.O.* 21.
- (16) E. M. Walker, *op. cit.* 144; F. Warncke, *aa.O.* 75; C. Hignett, *op. cit.* 138.
- (17) G. Busolt, *aa.O.* 975 ff.
- (18) 東條 V. v. Schoeffer (*aa.O.* 1) と V. Ehrenberg (*aa.O.* 36) はクレイステネス改革に於けるクレーキス(地区)の組織は「田圃」これを彼の全改革の基礎とする。Vgl. J. Hasebroek, *aa.O.* 202: Der Sieg der Demokratie ist identisch, wie auch im Mittelalter, mit dem Übergang zum „Demos“, dem örtlichen Bereich als Unterabteilung des ganzen Gebietes und Grundlage der Rechte und Pflichten in der Polis.
- (19) D. W. Bradeen, The Trittyes in Cleisthenes' Reform, *TAPA* 86, 1955, 24: Cleisthenes' blow at the Eupatridae was not in his formation of the tribes, but in his substitution of the deme for the phratry and clan.

の地をめぐって H. T. Wade-Gery, *op. cit.* 150-154 参照。彼はクレイステネス改革の意図が「国家の宗教的組成と並んで国家の世俗的組成をめぐり上げ、重心を前者から後者に移すこと」にあったとみる。

- (20) J. H. Oliver, *op. cit.* 504. トリッチテネスの編成の時「重要な祭祀と結びつけた地方の拠点が破壊されるように配慮された」として D. M. Lewis, *op. cit.* 34 f. が例証したが、W. E. Thompson, *Kleisthenes and Aigeis, Mnemosyne* 22, 1969, 137-152 は「アイゲイス部族の奥地トリッチテネスの場合でも同様であった」とを例示。

- (21) W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II, 36 はクレイステネスの仕事の中でクレイキス改革の完成を見る。

#### (四) 結 「民衆の評議会」 *Boulē dēmosiānē*

従来、部族制改革といいかえられてきたクレイステネス改革は、実はその奥にデーモス(地区)改革ともいうべきものを包含していた。<sup>(1)</sup> 各地区はその人口に比例した数の代表を籤で選んで評議会に送り込んだが、<sup>(2)</sup> この籤のおかげで評議会のメンバーは常に交替をくり返し、その結果、国家の決定に市民の意志が公平に代表される(それ故、たとえ首都部による田園部の支配が回避される)こととなった。この民主化された「ブレイこそ」<sup>(3)</sup>「デーモスの評議会」*Boulē dēmosiānē*、即ち「シクロデーモス」であった。今、デーモスの評議会といったが、厳密には「パンドーモス(全民衆)の評議会」というべきものである。民会は、それに全市民が一人残らず出席しない限り、一部の市民の意志を表示するに留るが、それは対照的に、ブレイでは間接的ながらも全民衆の意向が代表されるよう配慮されている。全民衆の混合ないし統合とい

うクレイステネースの意図がここに認められるであろう。

アテーナイの民主政は、前六世紀末に、五百人会が舵をとって運営するという体制で出発した。オストラキスモスの投票も当初はブローの議員のみで行われる<sup>(4)</sup>。それは民衆や民会が直接支配するという私たちの民主政ではない。クレイステネース改革のあと、まもなく、前五世紀に入ると、有力な政治家が民会に召喚されるなど(オストラキスモスの投票者も全市民に拡大される)、後の「民会による民主政」に似た現象が見られるが、このような傾向が優勢になるのはいま暫くのちのことであって、初期民主政にあつては評議会が国政の実際上の権限を握っていた<sup>(5)</sup>。勿論、アルコーンは最高官職であつたが、政策決定の實権は評議会に移り——外国の使節がアテーナイに到来し自国の立場を開陳したのも評議会に於いてであつた(Hdt. IX 5, 1; cf. V 45, 4 etc.)——この評議会が民会を指導するかたちで国家の運営がすすめられる<sup>(6)</sup>。かくしてクレイステネースのち一世代を経て、アテーナイ国家の最高決議が「評議会並びに民会は決議せり」*ἐδοξαὲν τῆι βολῆι καὶ τῶι δήμῳ* (IG 12 3/4; 5) という公式に定着するのである<sup>(7)</sup>。

## 註

(1) M. Ostwald, *Nomos and the Beginnings of the Athenian Democracy* (1969) は別の視点(*νομός* と *νόμος* の区別) からこの改革を論じ、クレイステネースによる民主政の樹立の際に、*νομός* から *νόμος* への転換が意識的に実現された、といふ。この点に改革者の獨創性を認めようとする(p. 173)。しかし、*νομός* から *νόμος* への移行はクレイステネースの時期に瞬間的に切りかえられたのではなく、ソロン以来の長い経過の中で次

第に現実となつたものである。この点では E. Ruschenbusch の同書への批判 (*Gnomon* 43, 1971, 414-416) は正しい。但し、Ruschenbusch が民主政の樹立者としてのクレイステネースの地位までも否定し、クレイステネースの目的はペイシストラティダイの排除と自己の優越の確保であつて、部族制改革もそのための方策であつたといふ、彼の改革をアルクマイオニダイ門閥という狭い利害からのみ説明しようとするのは正しくなく。

(2) 各ビュレー内での各「地区」の評議員の数は「地区」の規模に比例していた。たとえばアイゲイヌ部族に含まれる二〇「地区」は各々最高六名、最低一名の評議員を送つた (IG II<sup>2</sup> 1749 [341/40 a.]) — cf. J. A. O. Larsen, *A Note on the Representation of Demos in the Athenian Boule*, *Cl. Phil.* 57, 1962, 104-108 —。各「地区」は前々評議員の候補者を選挙し、その中から籤で決定した (S. B. Smith, *op. cit.* 112; C. Hig-nett, *op. cit.* 150)。このことを理由に R. Sealey は正しくもブローウタイは部族から出るところよりは「地区」から出るところへべきである、と述べ (Historia 9, 1960, 173)。

(3) V. Ehrenberg, *RE* XIII 2, 1481: ein möglichst getreues Abbild des Demos; *ebd.*: der Spiegel des Demos.

(4) この点を明示する一五世紀ビザンツの写本でつづいた J. J. Kearney/A. E. Raubitschek, *A Late Byzantine Account of Ostracism*, *AMPh* 93, 1972, 87-91 参照(追放の決定のためは五〇〇票のちが二〇〇票以上が必要であつた)。創設時代の五百人会の強大な権限の証拠がここにある (D. J. McCargar, *op. cit.* 251)。

(5) ソロンの四百人会は国家運営の主な仕事を現実遂行する役割を負つたのであつて、クレイステネースも彼の五百人会が同じ機能を果たすべく考へてつづいた (A. W. Woodhead は *IG* I 2 H<sup>2</sup> 10 P 1 A and the Council of 500, *Historia* 16, 1967, 135, n. 17; 139) — 彼は西ブローのこの点での一致の中に四百人会非存在説への反証を見出している。後には月四回開かれた民会もクレイステネース時代には月一回であつたこと (A. W. Woodhead, *op. cit.* 140, n. 33) — ブローの比重が当初相対的に大きかつたことを逆証している。評議会の集会場としてはコロノスの東

南でブーレウテリーオンの遺構があり (すわぬ Old Bouleuterion) ——

cf. H. A. Thompson/W. E. Wycherley, *op. cit.* 25-46 —— それを前に  
紀末に明らかた五百人会のために建築されたものである。

(6) 当初のブーレーの議事手続きはある意味では民会のその microcosm  
であった (A. W. Woodhead, *oc. cit.* 134)。「言論の自由」 *isegoria* を市民  
たぎに権利として自覚させたのは、民会への定期的出席、政治についての  
私的議論、政治的雰囲気の中での成長だけでなく、そのほかた五百人会での  
経験があった (p. 133)。五百人会によって養育された *isegoria* の発展の  
上にはクレイステネース改革である。 *isegoria* (具体的には *isegoria* の発展の  
*gubernat*; その formula) をエントムネース後述する G. T. Griffith,  
*Isegoria in the Assembly at Athens*, *ASI*, 1966, 115-138 の説は正しい  
ない。又、ヘーロドトスがクレイステネース時代の叙述は *isegoria* に言  
及してゐるのは誤りであるとして Griffith がいうのも適切ではなく、政治上の  
*isegoria* の概念は前六世紀と溯る (cf. H. R. Immerwahr, *AJPh* 90, 1969,

470f.)

(7) R. Meiggs/D. Lewis, *op. cit.* p. 27. この時期に *kyōseu tō boukō kai tō  
dyma* という formula が定着したことだ評議會による民主政 (メトラテ  
リス指導下の民主政、民会自身による民主政、等と区別された意味での)  
の確立を見たい。但し、文献的には、サラミスの海戦のあとブレイオス・  
ペュス会議が権力を回復したという記述があり (Arist. *Ath. Pol.* 23, 1)  
また、この時期の *procurators* (これなしではブーレーは機能しない) という  
の碑文史料が殆どないことから、 *procurators* の非存在を結論するものも  
ある (U. Kahstedt, *Untersuchung zur Magistratur in Athen*, 1936,  
87)。したがって M. Giffier, *The Boule of 500 from Salamis to Ephialtes*,  
*AJPh* 62, 1941, 224-226 が専断作家エントムネースの叛土 (Koch, *C.A.F.*  
1, p. 215ff, esp. No. 22, 24, 25) と同時の *procurators* の動きが描かれてい  
ることを指摘 (そこにはペルシテ戦争時の豊かな国庫を背景として、 *procurators*  
が執務に入る際に贅沢な飲食に耽つてゐるのが批判されてゐる)。

篇

前

## 第四章 前五世紀アテーナイ国家の一断面

——ストラテギーアの発展に見る——

### (一) 序 (前六世紀)

アテーナイはアッティカという広大な地域を国土として抱えていたので、ソローンの時代以前には、中心市で統治する貴族は国家の統一性をかためることに追われて、海外への進出(たとえば植民活動)に積極的ではなく、それだけ外国との戦争の機会も少かった。勿論、軍備の秩序が整っていないわけではなく、九名のアルコーンの一人、ポレマルコスがその主な担い手で、この官職者には軍事指揮の権限のほか、艦船調達の任務も属した。しかし、このような軍事の体制が必ずしも万全でなかったことは、前六三六又は六三〇年にキュローンが外国人傭兵を率いてアクロポリスを占領し、僭主政の樹立を企てたことからも分る(Hdt. V 71; Thuc. I 126, 2 sqq.)。この時、事態を伝え聞いた「アテーナイ人たち」*oi Athēnaioi*が村々から、*paedagōgēi*に「中心市へ駆けつけ、キュローンとその一派を包囲する(Thuc. I 126, 7)。そののち、アテーナイ人たちは守備を九名のアルコーンにまかせ、これ

らのものに、万事を最善と思う方法で全権をもって処置すべきことを委任して、引きあげたという(*ibid.* I 126, 8)。この事實は、万事を決定する全権が窮極的には民会にあったことを示すほかに、その民会が内容的には自衛のためには結集する市民より成ること、そして、外国人傭兵を背景にした僭主政を阻止する窮極の保証は市民の軍隊であるべきことを教えている。

市民の軍隊は市民が戦闘に参加するだけでなく、軍事についての決定にも市民が関るといふ慣行の中から形成される。その比較的早い例は、サラミスをめぐるメガラとの戦いで、市民たち(*politeia*)が「ソローンを指揮者に選んだ」といふ事実の中に見出される(Plut. Sol. 8, 3)。他面、軍事指揮での功績は僭主への道を準備するものでもあった。とりわけ、ポレマルコスが民会で選ばれたことは、軍事指揮が民衆指導者に僭主政への道を準備する可能性を残したといえる。これに対してソローンはアルコーンの選出方法を改変し、被予選者の中から抽籤で選出する制度を導入した——詳しくは、各部族が一〇名を予選し、これら

(四〇名)の中から九名を抽籤(Arist. *ibid.* 8, 1)——。これによって僭主的人物がポレマルコスとなって軍事指導権を掌握する危険が予め除かれたといえる。しかしながら、メガラ人との戦いでストラテゴスとして活躍<sup>(1)</sup>し、その戦争での名声を背負って登場したペイシストラトスはアテーナイの国制の枠を越えた動きをみせる。彼が第一に手がけたことは民衆を説得して、護衛兵(いわゆる「棍棒持ち」*κωνυφόροι*)を従えることを民衆に認めさせることであった。そののち、ペイシストラトスはこの護衛兵と共に民衆に反抗してアクロポリスを占拠し、僭主政を樹立するのである(Hdt. I 59, 4 sqq.; Arist. *Ath. Pol.* 14, 1)。ここに、ストラテゴスを基盤として生れた僭主政の早い例を見ることができ( *F. Gr. Hist.* 324 Androktion F. 6: *στρ. δημοκρατίας ἀντὶ τὴν ἀρχαίαν ἐλευθερίαν* )。このことは市民団の軍隊の秩序が当時にあっても十分には機能していなかったことを示している。この時期に民衆は貴族勢力に対して民衆で発言力を増し、裁判の面でもヘーリアイアへの下層市民の参加が認められるなど、国制上の変化は顕著であったが、軍政面で何らの改革もなされなかったことは奇異でさえある。この市民軍の欠陥に乗じて跋扈したのが有力門閥の私的軍隊で、それは主に外国人の傭兵から成り立っていた。

このような事情の背後には当時の貴族社会のもつ国際的な連帯性があった。<sup>(2)</sup> その端的な例は門閥の成員が外国の貴族と通婚し、姻戚関係を結ぶことにもみられるが、その外にも、外国の貴族や僭主を援助したいきさつや異邦での経済活動などがアテーナイの一部の貴族の勢力を外から支えることに貢献した。ペイシストラトスが二度に亘って追放

されながら復帰できたのはそのためである。特に二度目の追放のさいには、パンガイオン鋌山で資金をあつめ、兵士を備ってエレクトリアを制圧したあと、テーバイなど彼に恩義を感じていた多くのポリスや、また、ナクソスの僭主(リュグダーミス)から資金や傭兵の提供を受けることができた。これによってペイシストラトスは、エレクトリアの騎士の協力やアルゴスの傭兵の参加をも得て、遂にパレーネーの戦いでアテーナイ軍を破ることができたのである(Hdt. I 61 sqq.; Arist. *Ath. Pol.* 15, 2 sq.).

以後、ペイシストラトスとその一族は軍事的には護衛の傭兵と外国の勢力に守られつつ僭主政を推進する。その間、アテーナイの僭主はアテーナイ人をそれぞれの居住地に定着させることに意を用いたが(Hdt. I 63)、それは市民たちが軍事的に結束する事態をできる限り防ぐためであった。前五一四年にヒッパルコスが暗殺されると、僭主のヒッピアスは市民からの武器取上げを断行する。この市民軍の武装解除こそ僭主政の最大の指標とされるものである。これによって僭主はすべての「公共のこと」*τὰ κοινὰ* を一手に収め、市民たちを「私事」*τὰ ἴδια* に押し戻すことができたからである(Arist. *ibid.* 15, 5)<sup>(3)</sup>。

しかしアテーナイ市民はまもなく武器を取りかえず。スパルタ王クレオメネスがペイシストラティダイ追放のためにアテーナイに進攻したさい、彼と共にアテーナイ人たちは、ペラルギコン城砦に閉じ込められたヒッピアスを包囲するのである(Arist. *ibid.* 19, 5)。

右のような市民たちの動きは、既にクレイステネース改革の前夜に市民軍の核ともいべきものが形成されていたことを教えるであろう。



そのあとデーモス支配が制度化され、クレイステネース改革の線に沿って軍制も改革されるが<sup>(4)</sup>、しかし今やアテーン民主政国家は、門閥の指導者が傭兵を用いて僭主的権力を握るといふそれまでの危険に代って、政治指導者が市民団の軍隊の指揮権を背景に、民主政の枠を越えた権力をふるうという新しい事態に直面するのである。民主政下に於ける政治権力とストラテギーの分離ないし結合、——これが本章で考察すべき課題である。

註

- (1) クレイステネース改革以前(特にペイシストラトス時代)のストラテギーと戦(いくさ)は N. G. L. Hammond, *Strategia and Hegemonia in Fifth Century Athens*, *Cl. Quart.* NS, 19, 1969, 113 参照——ペイシストラトスの就任したストラテギー職(Hdt. I 59, 4: ἐν τῷ πρὸς Μεγαρέας γενομένην ἀποκρίσει)をそれ以前(前五九一年)のアルクマイオンの同職(Plut. *Sol.* 11, 2: Ἄθηναιον ἀποκρίσει ἀναστράτην)が annually elected magistrates である。
- (2) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 135: „Sozialität der Tyrannen“.
- (3) *Arist. Ath. Pol.* 15, 4 sq. ペイシストラトスが武器の取り上げを實行した(15, 4 sq. Hdt. I 63 sq. & Thuc. VI 56, 2)を盾に「正しくなく」(G. Busolt, *Griechische Staatskunde* II, 1926, 863; H. W. Parke, *Greek Mercenary Soldiers*, 1933, 9)。
- (4) この軍制改革の意義については C. W. Fornara, *The Athenian Board of Generals from 501 to 404*, *Historia-Einzelschrift* 16, 1971, 1-10 参照——クレイステネースの新政府(P. 8: *hoplite politeia*)は国家を民主化したのと同時に、反革命の危険と門閥の野心に対処するために軍隊をも民主化した、それを *civilian control* の原則に基づかせた——。尚 cf. A.

French, *A Note on Thucydides III 68, 5*, *JHS* 80, 1960, 191: *the revival of citizen militia.*

(二) 擡頭するストラテギー職

クレイステネース改革後も最高官職の九名のアルコーンは民会で選挙されたが、それは、各部族で一〇名づつ選ばれた合計一〇〇名の候補の中からであって、而も部族での選出の前に地区でのそれがあつた。一方、前五世紀のアテーン軍制で重要な役割を果すことになるストラテギー職は、その改革時期について議論は分れるが、<sup>(1)</sup> 少くともクレイステネースが設けた十部族に対応して、部族ごとに (*κατὰ φυλὰς*) 各部族から (*ἐξ ἐταίρων φυλῆς*) 一人の割合で (*Arist. Ath. Pol.* 22, 2) 民会で選ばれたと考えられるので、その手順はアルコーンの候補が選出される場合と基本的には同じであつたといえよう。<sup>(2)</sup> その頃、全軍を指揮していたのは、民会で選出された九名のアルコーンの中の一人、ポニマルコスであつたことから (*Arist. Ath. Pol.* 22, 2) 一〇名のストラテギー職は各々出身部族の軍団を率ひつゝ (*cf.* Plut. *Aristid.* 5, 3; 19, 4) 全体としてポレマルコスに対する参謀の役を果してゐたと思われる。そして、そこではストラテギー職はその軍事的機能よりは、寧ろ、それが民主政の制度の一環である点に特徴をもつてゐた。民主制の原則は、(一)官職者や評議会の機能をできる限り分化せしめ、(二)官職者や評議会メンバーを規則的に交替させることであつた (*cf.* Lys. XXX 29)。<sup>(3)</sup> 前者は評議会の議長(同時に民会の議長)の次のような選任方法に見られる。即ち、「輪番」*πορίταις* の長 (*ἐπιτάκταις*) が評議会・民会の

議長となり、一日毎に籤で交替していたことであつて、これによつて（3）ブリュタニスの長の役職に権限が集まることを回避したのである（尚、後にはこの長が籤で自分の部族を除く他の九部族から一名づつ、九名から成る「議長団」*νομοδοται*を選任し、更にその中から抽籤で一人のエピスタテースが選ばれ、それが評議会と民会の議事を司ることとなり [Arist. Ath. Pol. 44, 2] 民主制が一層徹底した）。民主制のもう一つの原則は、特定の個人がその役職の故に卓越した地位につくことの防止を目的としている。（4）既にブリュタニスの長（評議会・民会の議長）の権限が二四時間以上には及ばなかつたのがその良い例で、そのほか、評議員には生涯に二度以上、而も二年続けてはなれなかつた。評議会の書記も任期は一ブリュタニス（10年）に限られ、更にその下の書記さえ一年交替である。（5）このような原則に依つて、軍事面でも、たとえば実戦の指揮は一〇人のストラテーゴスが一日交替で行うという具合であつて（Plut. Aristid. 5, 2）<sup>(6)</sup>、ここでも他の役職でと同様、「輪番制」*παραναστα*が貫かれていたのである（Hdt. VI 110<sup>(6)</sup>）。

もとより、全軍の指揮者はポレマルコスであつたが、この官職はバシレウスと共に祭祀（「父祖伝来の行事」*τα πατρικα*）を主宰していたので（Arist. Ath. Pol. 3, 3）、実戦上の指揮はいきおいストラテーゴスに委譲され、マラトーンの戦いでは、全体の方針は一〇人のストラテーゴスがポレマルコスを交えて合議する中で決定された（Hdt. VI 109, 1 sqq.）。そのうへ、戦場で敵軍と直接に対峙する厳しい状況の中では、戦闘遂行の必要から一〇人のうちの一人に軍事指揮を託すことになり、残りのストラテーゴスたちは一日交替の指揮権を放棄することさえあつた。

前四九〇年のミルティアデースの場合がそれで（Hdt. VI 110<sup>(7)</sup>）ここに、ストラテーゴス職に関して民主制のローテイシヨンの原則が破られる最初の例が見出されるであろう。これに続いて、前四八七／八六年の国制改革はストラテーゴス職に民主制の枠内で特別な地位を与えた。この国制改革の眼目はアルコーン選出手続きを選挙から籤に変更することであつたが（Arist. Ath. Pol. 22, 5）<sup>(7)</sup>、それとは裏腹に、ストラテーゴスは部族で予選されたものの中から一部族あたり一名の割合で、他の専門技術を要する官職と同様、民会で選出されることになつた。（8）この変革こそ、同じ改革時に新設されたタクシアルコスが部族の軍団の指揮を受けもたされたことと共に、<sup>(9)</sup>、ストラテーゴス職の地位を一挙にひき上げ、軍事指導でのポレマルコスに対する優位を決定的にしたものである。（10）

以後、ストラテーゴス職は、その政治的な意義が向上の一途を辿る。既に、テミストクレースは生涯を政治指導と軍事指揮のうちに過し（Plut. Them. 31, 5: *ἐν πολιτικῶν καὶ στρατηγικῶν*）<sup>(11)</sup>、キモーンも富と生れで誰にも劣らなかつた上に、実戦に於いてもペルシア人を破つたストラテーゴスであつた（Plut. Per. 9, 4）。特に、後者がたび重なる遠征でアテナイを離れることが多かつたにも拘らず（*ibid.* 7, 2）、国内での政治を指導できたのは祖国に制海権をもたらしたその活躍によつてである（Plut. Them. 31, 4）——じつと、あのエウリュメドーンの戦い（前四六〇年代はじめ）こそアテナイの指導するデロス同盟をしてペルシアに対抗する強大な勢力たらしめたものであつた——。勿論、トゥーキューデース（メレシヤスの子）の如く、軍人としてキモーンに劣り、軍務よりは専

らアゴラでの演説で力を発揮した政治家もいたが (Plut. Per. 11, 2) アテナイではその後も軍事と政治が相互に、而も直截に作用を及ぼし合い、不可分に結びついたかたちで国家の方途を切り開いて行った。まことに、政治的なリーダーをしてその才能をポリスのために尽くすことを可能にした道具がテミストクレス以後のストラテegos職であった。

このあと、一〇名のストラテegosのうち一名が部族に関係なく、「全市民から」 *es dndwron* 選ばれるようになって、ストラテegos職の擡頭は制度的には一応の帰結に到達する。それはペリクレスがアテナイ市民を指導していた時期である。彼が既に前四六〇—四四五年に屢々ストラテegosに選ばれたあと、前四四三年以降、一五回に亘って占め続けた地位はこの「全市民から」選出されたストラテegosであった。<sup>(12)</sup> その地位に就く者には他のストラテegosたちとは違う特別な権限が与えられていたわけではなかったが、<sup>(13)</sup> しかし、このような制度自体が既にストラテegosの中の一人に指導性の発揮を期待している上(のちにも触れる「キュレーネーの国制」では、ストラテegosはプロトレマイオス王自身に留保された一つを除いて、五人が平時には *vara soulas* に選ばれ、戦時には「参政権をもつ市民全体から」 *en noutos tou nokretharos* 選ばれる)、一人だけ民会で選ばれるという経緯はその者に何らかの権威を与えずにはおかなかった筈である。ここに再びストラテegos職と民主制の運用との連関が問題となるであろう。<sup>(14)</sup> その際、この官職に附随した次の二つの特権がストラテegosの権限拡大の源泉として注目される。一つは再選を認められたことである。これは軍事指揮が経

験を必要とする点で他の官職の場合と異なることに由来するのであるが、それによって退官時の積明義務 (*esthynai*) が延期され、ペリクレスのように、死に至るまでその官職を占め続けたものは事実上その義務を免れたのであった。第二は、ストラテegosが評議会で発言を許されたことである。これも最初は原則として軍事指揮に関することに限られていたかと思われるが、次第に国内・国外の諸政策について発言するようになり、ストラテegosの政治活動の重要な足場となったのである。

評議会での発言権から更にその権限を拡大して、ストラテegosは遂に民会の統御への道を進む。この点についてはストラテegosの民会への法案提出がその間の事情を窺わせる。本来は評議会の役割であった民会への法案提出は、評議会のほかにはストラテegosにだけその権限が認められていたが、それはストラテegos自身が民会で提案するか、あるいはストラテegosが評議会を通じて提案するかのいずれかの手順を経て行使された。<sup>(15)</sup> テミストクレス (Plut. Them. 4, 2 etc.)、アリストイデース (Aristid. 3, 2 etc.)、ペリクレス (Per. passim) などが右の手順で法案を提出した数多くの例が知られているが、このような過程を経て、ストラテegosはその影響力を、軍事面に限らず政治的な面にも亘って、広くそして益々強く振ることが可能となったのである。かくして一人の個人が再選のくり返しによって最も重要な官職を占め続け、そのうえ民会にその勢威を及ぼしはじめた時、同時代人はやがてそこに民主制からの逸脱を感じ取るであろう。<sup>(16)</sup>

註

(1) Vgl. W. Schwahn, RE Suppl. VI, 1935, s.v. Strategos, 1071. 古典籍のストアナーキス職の田録は (Arist. Ath. Pol. 22, 2) をその前四〇一〜四〇〇年の諸有りの (E. M. Walker, Athens: The Reform of Cleisthenes, CAH IV, 1926, 154; H. T. Wade-Gery, The Laws of Kleisthenes, Cl. Quart. 27, 1933, in: Essays in Greek History, 1958, 154.

(2) E. M. Walker, op. cit. 154 頁. 前四〇一〜四〇〇年と十部族制とをめぐり軍隊の再編成が行われた時、各部族にそれぞれ *ráctis* (regiment of hoplites) と騎兵中隊がそれぞれ一個づつ設けられた (それぞれ *ráctis* は軍事面での部族である) *ráctis* はそれぞれの部族にそれぞれ選ばれたストアナーキスが指揮したと考えるが、これへの批判は N. G. L. Hammond, op. cit. 111f. 参照。そのほか各部族が候補者を選んだの中から民会が一〇名のストアナーキスを選んだ (かへつ *στρατηγοὶ ἐξ αἰβητοῦ ἐν τῷ προαγγέλλειν ἐνὸ τῶν πολέων* [Arist. Ath. Pol. 31, 3] をその方法) とした (N. G. L. Hammond, op. cit. 112)。

(3) この慣習はクレイステネースの期をよびなせる (G. T. Griffith, Isegoria in the Assembly at Athens, ASI, 1966, 123) 但し、議長としてのイセゴリアを伝える碑文はすべて前四六九年以降のものであるが、一部では、民会の議長の方は前四八七年又はそれ以後、キピマンローンが勤めつづけたと考えられており (Griffith のそれと同意) また、前四八七年以後は一時ストアナーキスの手に移ったと考える (cf. C. Hignett, A History of the Athenian Constitution, 1952, 150f.)。

(4) オストラキスモスの設立の目的が既に *επιπολι* の防止であった (J. M. Morrison, Pericles Monarchos, JHS 70, 1950, 76)。  
(5) 五〇人の *procurers* が執務する建物として、トーマナーキスの座の前四七〇〜四六〇年の *tholos* が建つた (H. A. Thompson/R. E. Wycherley, The Agora of Athens: The History, Shape and Uses of an Ancient City Center, The Athenian Agora 14, 1972, 41 ff.)。  
(6) 前四〇一〜四〇〇年をその年代とし、一〇人のストアナーキスが年輪

会議を指揮遂行で互いに同等の権限を有してつづいたことの中で、クレイステネース体制の特徴である *ισοκρατία* を貫徹しようとした。N. G. L. Hammond, op. cit. 123 頁. これまでのストアナーキスの研究は、a board of ten generals as magistrates の中に 'Vorsitzender' or 'chairman' preferably with a casting or double vote があったり、あるいは先入見や、また戦場での指揮者としてのストアナーキスには an 'Oberbefehlshaber' or 'supreme commander' をもつてつづいたものがある。この見解を認めるべきかどうか、これを按じれば *τὸ τὸν τῆς ἡγεμονίας* (Thuc. V 47, 7) を強調。

(7) 前四八七〜八六年にそれぞれ (前五一〇〜四八七〜八六年の間) のアローン選出方法が改められ、(1) 各部族から五〇人づつ (まずデーモスで選挙して) 候補者を選ぶ、(2) その中から議院が九名を選出するようになった。この改革については W. S. Ferguson, The Oligarchic Revolution at Athens of the Year 103/2 B. C., Klio 4, 1904, 1f. 参照。

(8) *στρατηγία* と *ιπποκρία* の担持者は抽籤によるべきであると、最も有能な者が自然に選ばれるべきである (Ps. Xen. Ath. Pol. I 3) 近 W. Schwahn, aa.O. 1072 頁. E. S. Staveley, Voting Procedure at the Election of Strategoi, ASI, 276 頁. このストアナーキス選出方法の改革を前四〇一〜四〇〇年とするが、前四八七〜八六年の国制改革の一環とみる方がより自然であると思はれる (cf. C. Hignett, op. cit. 175)。

(9) Cf. E. M. Walker, op. cit. 156. 44 頁. U. v. Wilamowitz-Moellendorf, *Aristoteles und Athen II*, 1893, 88 頁. 前四七七年のこと。

(10) V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 2. ed., 1973, 222.  
(11) テミステクラーノスの国家指導の時期に於けるストアナーキス職の権威の時勢については S. B. Smith, The Establishment of the Public Courts at Athens, TAPA 56, 1925, 114, n. 39 参照。

(12) マナーナンの「ストアナーキス表 (前四四一〜四二九〜二八八年)」は欠けた部分の多く不完全なものである (G. F. Hill, Sources for Greek History, a new edition by R. Meiggs and A. Andrewes, 1951, Table 2 [p. 401f.]; A. Krause, *Attische Strategenlisten bis 146 v. Chr.*, 1914, 71f.)

前

篇

そこでも一部族につき二名のストラテゴスを出しているのはペリクレー  
スの所属する部族だけである。

その場合の選出方法を H. T. Wade-Gery, *The Year of Armistice, Cl. Quart.* 24, 1930, 33-39 は次のように復原。毎年選挙の前日国会は選出方法を決定(ペリクレー時代にはほぼ規則的に二度の投票を行うことを決議)。そして最初に一人のストラテゴスが部族に関係なく選出される(これが *στρατηγός ἐξ ἀναρχῶν* である)。二度目は九名のストラテゴス(十部族の中から(但し)一部族からは一名選出)それぞれ一部族に二名のストラテゴスを出し、一人のストラテゴスを出さぬ部族もあった。

H. T. Wade-Gery の説(そのほか Eupatridai, Archons, and Areopagus, *Cl. Quart.* 25, 1931, now in: *Essays in Greek History*, 86-115; Thucydides, the Son of Melesias, *JHS* 52, 1932, in: *Essays*, 239-270)に補充して F. Jacoby, *F. gr. Hist.* 3 b (Suppl.) vol. 2, 1954, 135 に補強を加え、更にこれを (cf. C. Hignett, *op. cit.* 352; M. H. Jameson, *Seniority in the Stratēgia, TAPA*, 86, 1955, 64f.)

F. W. Lenz, *The Athenian Strategoi of the Year 441/40 and 433/32, TAPA* 72, 1941, 226-232 は Androton's List of the Strategoi for 441/40 (*F. gr. Hist.* 324 F 38 [440]) を一〇名とせよとせよと一〇名のストラテゴス(トクソス)を挙げ、(p. 226-229) 補四三三〇〇〇年のストラテゴス表 (*IG* 1<sup>2</sup> 295 = *Syll.* 1<sup>2</sup> 72) を参照し、前四四一〇〇年同様、同一部族からペリクレーとストラテゴスの二人がストラテゴスとなり、計十一名であった。そのうち( p. 229-231) の両年にペリクレーの外に一〇名のストラテゴスがただ一人に選出された。ペリクレーは his position as first *στρατηγός* together with ten others の故に *princeps inter pares* として扱われ、かつ著しき功績を挙げ、ペリクレーの地位は *ἀρχὴ ἐπὶ τοῦ πρώτου ἀνδρός* であると理解し得る( p. 232)。これに對して V. Ehrenberg, *Pericles and His Colleagues Between 441 and 429 B.C., AJPh* 66, 1945, 113-134 は Lenz がストラテゴス十一名の説の根拠とした諸史料を批判し、結局それを支えるのはアンドロトネーの不確かな記述だけであると、一部族から二名のストラテゴスが出

た例があつても、その年にストラテゴスが十一名であったとは限らぬことを論証 (p. 113-119)。Ehrenberg はペリクレーが the election ἐξ ἀναρχῶν をたじろて導入したことを信ずるが、他面、一部族から二名のストラテゴスが出た他の場合も検討して (p. 119-131) ペリクレー(ペフォルシオン)が ἐξ ἀναρχῶν に選出されたのは、その時の軍事的状況に由るのであつて、政治的な理由からではなかつたと主張 (p. 132)。そしてペリクレーの地位について H. T. Wade-Gery (*JHS* 52, 1932, 219) が a virtual principate, expressed constitutionally by his special position amongst the strategoi' と最も適切であると云 (p. 131) the great Pericles によつて得られた民主的 principle of the state にも照らして得たことであると述べて (p. 132) その後 E. S. Staveley, *op. cit.* 275-288 は H. T. Wade-Gery 以来の通説を批判した。十部族制の枠内でのローライシムの原則がストラテゴス職の選任に關して大々へ崩れ、民衆による民主政への道が開かれたと、その本章の論旨と矛盾しないので、暫くは通説に従ふ。

(13) ストラテゴス・ソファトクラーネと云う、特別の権限を持つた一人の將軍を規定する田説 (Ed. Meyer, *Geschichte des Altertums* VI 1, 2. Aufl., 1902, 326; E. M. Walker, *op. cit.* 266; U. Wilcken, *Griechische Geschichte im Rahmen der Altertumsgeschichte*, 8. Aufl., 1958, 114) に誤りである。田説の論拠は右のアンドロトネーの断片のほかに、ペリクレーのキネーテトネーの *δέναρος αἰρός* (I 116, 1; II 13, 1) による表現である。V. Ehrenberg, *op. cit.*, 116f. はまたキネーテトネーの因の中 command-in-chief によることを認め、(その因は C. Hignett, *op. cit.* 353) 同様に *δέναρος αἰρός* によることを認め、(K. J. Cover, *ΔΕΚΑΤΟΞ ΑΥΤΟΞ, JHS* 80, 1960, 61-77) は *Περικλῆς...στρατηγός Ἀθηνῶν δέναρος αἰρός* の意味を、ペリクレーがアテナイの一人のストラテゴスの一人であつたことと解し、彼が全アテナイ軍の指揮者であつたこととせよと論証(ペリクレーのキネーテトネーの *αὐτός-formulae* による)とせよ。B. Jordan, *A Note on the Athenian Strategia, TAPA* 101, 1970, 229-239, esp. 239 参照。ホルモンと云うは軍事上の官職者があ

ったとする立場から the enigmatic formulæ を説明) されたように、ストラテegos 団の中の誰か一人が superior powers をもつたという考えは完全に後退 (cf. N. G. L. Hammond, *op. cit.* 129)° C. R. Fornara, *op. cit.* chap. II (p. 11-27) が collegiality を強調し、*ἐξ ἀνδρῶν* に選ばれたストラテegos が他のストラテegos 以上の諸権限をもつたという説を批判。

(14) この点に関して J. S. Morrison の上引のコメントが短文ながら示唆するところ多し。彼はストラテegos 団の重要性の増大と、アルキダーモス戦争以前の二〇年間のペリクレースの政治が、国家統治の新しい理論を生んだという (p. 76)。それは、相互に平等な民衆が交互に統治に当るというクレイステネースの理論と異なり、民衆は依然として至上権をもつといえ、指導に適した人々がその民衆を才能・地位に基づいて率いるというものである。 *ἐπισημήν* をチェックする意図をもつたクレイステネースの民主政の精神からみれば正反対で、undemocratic であるが、Morrison によれば、ペリクレースが僭主であったというのではなく、the means of exercise of popular power が変わったのだという。

(15) このようなストラテegos の権限の由来は明らかでないが、C. Hignett, *op. cit.* 245 によれば、ストラテegos は ex officio members of the boule であつたという。碑文ではストラテegos 自身が民会で提案する場合 *ἡ πόλις ἀποφασίζουσα* (Syll. I 3 132; BCH XII, 1882, 142) 評議会を通じた提案の場合 *ἡ πόλις ἀποφασίζουσα ἐπιπέδουσαν* (IG I 2 57) 国政上ストラテegos の意向が重んじられていたことを教えている。

(16) 旧説【註(13)参照】の批判者たちはストラテegos・アウトクラトルという制度を否定した結果、ペリクレースの政治指導の基礎を彼の個人的力量に求めざるを得なかった (C. Hignett, *op. cit.* 246, 352f.; A. H. M. Jones, *Athenian Democracy*, 1957, 126f.; K. J. Dover, *op. cit.* 3ff.; A. W. Gomme, *A Historical Commentary on Thucydides* II, 1956, 76; H.

Bengtsen, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 199, 註 cf. Thuc. II 37, 1——) のペリクレースの演説では「平等」の *ἰσότητος* を原理とする国家に於ける有能な個人の指導が問題とされている。しかし、そこで否定されたのは「全権をもつた將軍」という官職であつて、ストラテegos 職とペリクレースの政治との関係ではない。ストラテegos を制度面から捉えるにしても、ストラテegos・アウトクラトルの存否という論じ方 (ストラテegos 団にもヘレノタミアイの場合と同様に an annual chairman of elected boards がいた) M. H. Jameson, *op. cit.* 63-87 の説も含めて) ではなく、民主政一般との連関が問われなければならない。その意味で、E. M. Walker, *op. cit.* 155 が、民主政の制度内でストラテegos が本来 non-democratic element であつた、といっているのは興味深い。本章では、それが出発当初は民主政の原理で貫かれていたが、民主政の進展と共に民主政の原理と背馳するに至つたことに注意したい。

### (三) ペリクレーズ・モナルコス

トゥーキデーデース(メレシヤスの子)が前四四三年に退いたあと、ペリクレーズが「国家の政治のすべて」を手中にする (Plut. *Per.* 6, 3: *τὸν ὅλον τοῦ δήμου πραγμάτων ἀνακὸς ἀνδρῶν*)。しかし、彼には「ハシレウスやポレマルコス of 経歴も、アルコオンに就任した経歴もなく——それ故、彼はアレイオス・パゴス会議のメンバーでもなかった——、彼に備わっていたのは前四六〇年以来的の、幾度かに亘るストラテegos 職の就任歴であつた。その間、ペリクレーズはこの官職の経験を重ねながら、エピアルテースの立場を継承しつつ、民主政を徹底する政治を推し進めてきた。前四五一—五〇年を境にこの先輩の影響を脱して独自の諸政策をすすめたが、それらも、依然、民主派の立場に基づいていた。

アリステレスとプルータルコスはその当時の内政上の仕事として、アレイオス・パゴス会議の権力の剝奪 (Arist. Ath. Pol. 27, 1; Plut. Per. 9, 3)、陪審制、抽籤制、官職就任資格引下げ (Ath. Pol. 26, 2) 評議会、民会・裁判所出席者への手当ての支給 (Ath. Pol. 27, 2-4; Per. 9, 1 sq.)、市民権の制限 (Ath. Pol. 26, 4; Per. 37, 2 sq.)、建築事業 (Per. 12, 1; 13) をあげ、その中で「」を附した個所では政策遂行の動機が党派的な観点から説明されている。

このようにデーモゴギアによって勢力を伸ばしたペリクレスは前四四九年のキモーンの死後数年間、連続してストラテゴスに選出され、前四四三／四二年には遂に寡頭派のトゥーキューデイスを追放することに成功する<sup>(2)</sup>。彼が党派対立を克服し、一層高次の立場から民衆を指導するのはこの時からであると思われる<sup>(3)</sup>。プルータルコスも「ペリクレスは」デーモゴギアから転じて、貴族政的、王政的な政策を執った」といってこの変化を裏つけている (Per. 15, 2)。事実、この段階で既に市民の間にも、ペリクレスの政治は僭主政に傾き、「民主政とは相容れないもの」という声が出はじめる (ibid. 16, 1)。その中でも喜劇作者のクラテイノスはペリクレスをはっきり「僭主」と呼び (ibid. 3, 3)、彼の政治を民主政と対置して「僭主政的支配」ときめつけてくる<sup>(4)</sup> (New Frg. of Kratinos' *Ploutoi*: *as de topoiidos doxēs arēstara, dñnos de nareti*)。

さて、ペリクレスは前四四三年以後、連続して一五回に亘りストラテゴスに就任するという段階を迎えるのであるが、その際、彼のその地位を足場に評議会、民会を統御することができた。民主政はそ

の最も極端な場合でもリーダーを必要としたといわれ、また、ペリクレス時代のデーモスの政治的成熟は、彼らがリーダーを信頼した点にこそあるともいわれるが、ペリクレスの指導は民会との関係をみるとき明らかに民主政の枠を逸脱していた。実際、彼は評議会や民会を統御したのみならず、「民会 (*ekklesia*) や会議 (*synagōgos*) を開かせなかった」こともあった (Thuc. II 22, 2)。民会の決議を覆そうとしたり (ibid. VI 14)、民会を個人的に延期ないし中止させようとした例はほかにもないわけではないが (Plut. Nic. 10, 4 sq.; Alc. 14, 6 sq.)、いかに戦争下の緊急時とはいえ、ペリクレスがストラテゴスの地位にあつてあらゆる政治集会を禁止したのは、民主政の制度そのものに抵触するものといわねばならない<sup>(5)</sup>。このような事態は、前四三〇年九月の危機で「アテーン人たちはペリクレスを」ストラテゴスに選び、万般の事項をまかせた「στρατηγὸν εἰλοντο καὶ πάντα τὰ παράστα ἐνεργεῖν」といわれるように (Thuc. II 65, 4)、戦争の経過と共に進展の度を増して行った。ストラテギアが彼の政治 (*politikē*) をしてテュラニスたらしめたのである<sup>(6)</sup>。ペリクレスの権力 (*tyrēs*) がモナルキアとかテュラニスとか呼ばれるのも (Plut. Per. 39, 5)、この点に由来する。彼がオリュムピオスという別名をつけられたのも、一部には、その「ポリテイア及びストラテギア (何度かに亘るストラテゴス職就任とその際の軍事指揮) に於ける権力の故に」ἀπό τῆς ἐν τῇ πολιτείᾳ καὶ τῆς στρατηγίας δυναμείας δέσπο' とする (ibid. 8)。

ところで、ペリクレスについて歴史家のトゥーキューデイスは、その政治を「第一人者による支配」*ἡ ὑπό του πρώτου ἀρχῆς* と規

定し、一見、それを民主政の枠内での指導として捉えているかに思わせる<sup>(8)</sup>。しかし、この表現が生れたのは、そのころ一般にひろがっていたペリクレス像(即ち「ペリクレス・デーマゴゴス」)に対する反対像としてである、という事情を看過すべきではない。この歴史家より年少ながらほぼ同世代のアリストプァネースがその作品の中で、ペリクレスを保守的な農民層の利害に反する政策をすすめた民主派のデーマゴゴスとして描き、屢々嘲笑的にしたが<sup>(9)</sup>(*Pax* 306; *Hipp.* 283; *Nub.* 859; *Acharn.* 530)。このような肖像を斥け、ペリクレスを擁護するために提示されたのがトゥーキューディデースのペリクレス像であった。そこでは民主政の枠を越えたか否かではなく、民衆を指導したか、民衆に指導されたかが問われていた。事実、トゥーキューディデースは「彼は大衆を自由に統括し、彼らに率いられたというより、彼らを率いたのである」*κατεῖχε τὸ πλῆθος ἐλευθέρας, καὶ οὐκ ἤγετο μάχων ἢ αὐτὸς ἤγε* といつて(II 65, 8)。民衆に迎合したデーマゴゴスからペリクレスを区別している。このように「ペリクレス・デーマゴゴス」を否定し、ペリクレスを同時代の他の政治家から区別しようと努めたトゥーキューディデースがペリクレスの政治を「名目上はデーモクラティアであるが、実際上は第一人者による支配である」といった時(II 65, 9)、それは歴史家がペリクレスの指導を一種のモナルキアと看做したことが、即ち「ペリクレス・モナルコス」を認めたことを意味しているのである<sup>(10)</sup>。

それではトゥーキューディデースはペリクレスをどのようにその時代の中に位置づけるか。この歴史家の伝えるペリクレスの民会で

の演説の内容は、彼の国内での指導を、アテーナイの同盟市に対する支配と同様、テュラニスとして捉えるべきことを示唆する。ペリクレスはそこで、自分が民会を召集したのだということを誇示し、国家を愛し金の力に屈することのない自分に市民たちが従うのは当然である、とする態度を示すばかりでなく(II 65, 6)、アテーナイが同盟市に対して僭主政的に支配することを正当化した後に(II 63, 1 sq.)「当座憎まれたり、嫌われたりすることは、相手を支配しようとするすべての人々によくあることだ」という文句を吐いている(II 64, 5)。そして、最後に、現在とるべき方策(信念を持って災禍を克服する方向)を説いて、それがポリスの場合にも個人の場合にも(*καὶ πόλει καὶ ἰδιωτῶν*)最善である、といつて結ぶ(II 64, 6)。ここにトゥーキューディデースがペリクレスの内政をアテーナイの同盟諸ポリスに対する関係に重ね合わせて眺めていたことが明白であろう。

## 註

(1) 前四六二／六一年以前は民会が時に応じて裁判集会の機能を果していたが、これをプロトタイプとしてエフィアルテースとペリクレスは常置の裁判機関としてのディカステーリア(六、〇〇〇人より成る)を創設し、アレイオス・パゴス会議の司法上の権能をここに移した(S. B. Smith, *op. cit.* II 9)。尚、エフィアルテースの改革につき、それが内政面だけでなく、アテーナイ帝国の形成の点でも(前四五四／五三年の金庫の移動に次いで)劃期的であったことを W. Schuller, *Die Herrschaft der Athener im ersten attischen Seebund* (1974) は強調する(筆者未見。R. Meiggs, *Gnomon* 49, 1977, 314 の紹介による)。即ち、同盟諸国へのアテーナイの対応策に関して、それまで民会はほとんど影響力を与えることができなかつたが、この改革後、民衆の発言力が増し、同盟組織でのアテーナイの利益を守るため



の手が積極的に行なわれるようになる」といふ。

- (2) トゥーキキデス(メレシマスの子)とペリクレスの間の対立は *Plut. Per.* 11-14 に詳し。この記事のなかで、F. J. Frost, *Pericles, Thucydides, Son of Melesias, and Athenian Politics Before the War, Historia* 13 (1964) は「ペリクレスの擡頭は class warfare を意味する」として (1) の class struggle とペリクレスはデーモスの支持を得たため a welfare state を目指すを得なかったこと、(2) トゥーキキデス(メレシマスの子)の welfare state の最も重要な側面、即ち、神殿再建事業に攻撃を加え、これが彼のオストラキスムスへと連なったこと、を読み取り (p. 385) class war と welfare state の両概念を検討したのも、ブルータルロスの記事がその細部に於いても、多くの場合、正確であること主張 (p. 385-399)。
- (3) party-leader (a demagogue) なる statesman (a true leader of the people) へのペリクレスの *meritokráty* 特許の変化に關する *Plut. Per.* の記述は、A. B. Breebaart, *Plutarch and the Political Development of Pericles, Mnemosyne* 24, 1971, 260-272 参照。
- (4) A. W. Gomme, *op. cit.* II, 188f.
- (5) V. Ehrenberg, *Sophocles and Pericles*, 1954, 91; C. Hignett, *op. cit.* 246f.
- (6) V. Ehrenberg, *op. cit.* 75, 84.
- (7) *ἡ δὲ θεμελιώδης ἀρχὴ τῆς ἀρχαίας πόλεως* (H. T. Wade-Gery, *Proceedings of the Classical Association* 42, 1945, 7-9; cf. A. W. Gomme, *op. cit.* II, 125, 194) 尚、前掲 (1) 註(2) 参照。
- (8) K. F. Stroheker, *Diogenes Laertius*, 1958, 92.
- (9) このエピソードはペリクレスの死後をめぐってのプラトーンとギョργ( *Gorg.* 575 e) 彼がペリクレスを真摯な (*προβαίως*) 政治家と見做す (A. W. Gomme, *op. cit.* I, 1945, 65) エピコロスはペリクレスとペリクレスもそれに従って、彼がトゥーキキデスの一人として取扱っている。
- (10) V. Ehrenberg, *op. cit.* 84ff., 89ff.

#### (四) アテーナイのアルケー

デーロス同盟諸国に対するアテーナイの統制はエリュトライ布告などいくつかの布告の出された前五世紀半ばに完成の域に達した。<sup>(1)</sup>それはペリクレスが国内で政治をリードし始めた時であったが、やがて彼の指導が「僭主政の支配」 *τυραννίδος ἀρχή* とよばれるに至り、アテーナイと同盟国との関係も「僭主政」 *τυραννίς* とか、「支配」 *ἀρχή* とかいう観念で把らえるようになる。<sup>(2)</sup> その頃、国内でのペリクレスの地位の制度上の基盤であったストラテゴス職は、デーロス同盟の加盟諸国に対するその指揮活動、即ち「ストラテギア」 *στρατηγία* を展開して、アテーナイの同盟市支配に貢献しつつあった。

ストラテゴスと同盟市支配との関係は多方面に亘るが、その中でも貢税 (*δόποι*) の取立てとクレールキア(軍事植民)の設置の二つがとりわけ重要である。「自治と自由」が侵害された同盟市が感じた最大の理由の一つがフォロイの支払いであり、<sup>(3)</sup> 同盟の金庫がデーロス島からアテーナイへ移されたことは、同盟から支配への移行とうけとられた (*Plut. Aristid.* 25, 2)。<sup>(4)</sup> 当初に艦船を提供していた多くの都市も後には貢税の支払い国となり、この時期が自治喪失や隷属 (*δοουλεία*) の始点とされる (*Thuc.* I 99, 1 sq.)。<sup>(5)</sup> ギリシア人の観念では、かかる直接税の取立てはただ僭主だけがそれをなし得た。トゥーキキデスは僭主ポリス (*I 122, 1; 124, 3: τυραννός πολις*) のアテーナイと同盟市との関係を支配 = 隷属 (*ἀρχή - δοουλεία*) としたの(は)この謂ひである (*I 121, 5; Plut. Per.* 12, 2; *Aristid.* 24, 1 sq.; cf. *Aristoph. Pax* 621; *Isocr.* V 146;

VIII 82; XII 63, 67<sup>(6)</sup>。そして、戦争の際、或いは抵抗が予想された時にはストラテীগスが艦船 (*στρατοπλοία*) をもってその鎮圧に派遣された<sup>(7)</sup>が、この船と同様にストラテীগスも *στρατοπλοία* とよばれたり、ストラテীগスによって貢税が徴収された事実が示す通り、右のような関係を支えていたのがアテーナイのストラテীগアであった。

クレルーキアの設置もアテーナイのアルケーの指標となった<sup>(8)</sup>。軍事的進出がそれに伴ったからである (cf. Paus. I 27, 5)。ペリクレーヌがストラテীগスとしてヘステイアイア人を追い出し、そこに一、〇〇〇人のクレルーキアを定着させたり (Diod. XII 22, 2; cf. Theopompus *F. gr. Hist.* 115 F 387) ケルソネーソスへ同数の軍事植民を送ったりしたのも、また同じ頃もう一人のストラテীগスがエウボイアで一、〇〇〇人にクレローロスを与えたのも (Diod. XI 88, 3)<sup>(9)</sup>、それらの地でのアテーナイ勢力の防衛を固めるためであった (Isocr. *Panegy.* 107<sup>(9)</sup>)。このようなクレルーキアの設置は、本来、ヘレーネスのバルバロイに対する征服に基づく権利に由来するものであったので、これをギリシア人の間に持ち込むことは、彼らの用語でいうテュラニスに相当する行為にほかならなかった。クレルーキアと並んで屢々実行された守備隊 (*φρουρά*) の派遣も「アテーナイの同盟市指導の潜在的に僭主政的な道具」であったが、これが、軍政官 (たとえ *στρατηγὸς ἐν τοῖς ἀσπίδας [ἐν Μοσίνῃ] καὶ ὀπαστήριος ἐν Ἀθῆναις* など) を直接他市へ派遣した場合と同様<sup>(12)</sup>、ストラテীগスの権力の発現であったことはいうまでもない。

このようなストラテীগアの展開が翻って国内でのペリクレーヌの地位を支えていたのである。ペリクレーヌのモナルキアの前提として、

ブルータルコスが「アテーナイやアテーナイ人たちに関係ある事柄、即ち貢税、軍隊、艦船、島々、海上、……同盟を結んだ主権国に守られている覇権」を挙げているのも (Plut. *Per.* 15, 1)<sup>(13)</sup>、そのことを明瞭に物語るといわねばならない。そのうえ、今やペリクレーヌの国内での指導だけでなく、アテーナイの同盟市に対する支配もテュラニスという概念で捉えられる。覇権市としてのアテーナイがアテーナイ人自身によってさえ僭主と同一視される (Thuc. VI 85, 1: *ἀνάγει δὲ τὴν πόλιν καὶ πόλιν ἀπὸ τῆς ἐξουσίας*)。この視点はクレオーンにも (ibid. III 37, 2)<sup>(13)</sup>、またトゥー

キューディデース (ibid. II 8, 4; VIII 2, 2) やペリクレーヌにも共通していた。そして、彼らアテーナイ人は自国のそのような地位をソフィストの強者の理論を援用して正当化しようとする。ペリクレーヌは、彼の国内での指導をアテーナイの同盟市に対するアルケーと関係させて説明した前述の個所で (参照)、最大のものを目指してたとえ憎しみを買う結果となっても、それは誤りではないというソフィスト的な言辞を弄している (ibid. II 64, 5)。トゥーキューディデースがアテーナイの覇権——彼はそれを同盟市を奴隷化するものと見る (III 10, 3 sqq.)——に触れて、それをソフィストの用いる同種の論理で説明した条りがあるが (I 76, 2: *αἰεὶ καθ' ἑαυτοὺς τοῦ ἑαυτοῦ ἀναρτορέου κατελεγεσθαι*)。この部分分をペリクレーヌ自身の演説の中での「諸君はそれ(アルケー)を既にテュラニスとして把持し、それを持つことは不正に見えるが、しかしそれを手離すことは危険であると思われる」という語句や (II 6, 2)、「我々はギリシア人として最も多数のギリシア人を支配した」等の表現と比較する時 (II 64, 3)<sup>(13)</sup>、ペリクレーヌのアルケー観の背景が一層鮮

明となろう。<sup>(14)</sup>

ペリクレースの政治が民主政の枠を越えた指導であった如く、アテーナイのアルケーの形成も民主派の党派の利害とは異なった次元に属した。事実、ストラテギアの推進は民主派・寡頭派の別なく行なわれる。既に、アテーナイ軍がタナグラの戦いに敗れた翌春、ペロポネソス軍の侵入が予想された時、キモーンのためにペリクレー스가動議を出して彼を追放から呼びもどしたことがあったが、このことをプルータルコスが「当時の人々は共通の利益のために容易に和解し、国内の事情のために名誉心も譲った」といつている(Plut. Cim. 17, 6)。ここでは党派利害よりは国家利益が優先したのである。そして、ペリクレースがストラテギオスとしてサモスの内乱に関与した際にも両派は協調した。サモスから「国制を变革しようとした人々」が援けを求めて来たのに応えて、アテーナイ人が四〇隻の艦船でサモスへ航行し、民主政を確立したのに対し(Thuc. I 115, 3)、サモスの亡命者と「その市で最も権力を持った人たち」(「寡頭派」が「民衆に攻撃を仕掛けて」叛乱を起した時(íbid. I 115, 4 sq.))、ペリクレース以下のストラテギオスがサモスに向い鎮圧するが、ストラテギオスの中には寡頭派のハグノン(テラメネースの父<sup>(15)</sup>)が居て、彼も同盟市の、而も寡頭派の鎮定に加わっていたのである。

党派利害に対する国家利益の優位は寡頭派の政治家ニキアースのストラテギアを例にとればより具体的に理解される。それはペリクレースの政策をそのまま受けついでのものであった。ニキアースは寡頭派に属しながら(Arist. Ath. Pol. 28, 3)「民衆にも支持され(Plut. Nic. 2, 1:

στῆνος)、民会で「全権」、及び指揮権(íbid. 14)を与えられる。その軍事指揮は(cf. Thuc. V 16)「シノーア(íbid. III 51)」「メーロス」「オーローボス」タナグラ、ロクリス(íbid. III 91)「コリントス(íbid. IV 42)」「キテーラ(íbid. IV 53)」「メンデー」「スキオーネー(íbid. IV 129)」「シュラクサーサイ(íbid. IV 39)」と各地に及ぶが、そのうちでキュテーラはスパルタと密接な関係にあったポリスで、アテーナイによる占領の結果、「体制に関するこの変革」がおこりはせぬかと、スパルタが寡頭政支配の運命について憂慮していたところであった(íbid. IV 35, 1)。またメンデーでは、民主派の市民がスパルタ軍の指揮者ポリュグミダースの命令に従わずに、アテーナイ軍と協調し、ニキアースも民主派を援助したが、メンデー陥落後、彼は、国政が従来通り寡頭政であることを許した(íbid. IV 130, 7)。その反面、同じニキアースが一般的な注意として、寡頭政を通じて陰謀を企むポリスに対して細心の警戒をするよう勧告している(íbid. VII 11, 7)。ニキアースのストラテギアを裏づけた理念がとりわけ明確になるのはシシリア遠征の時である。彼がシユラクーサイ(この市では民主政が支配的であった[íbid. VI 36, 1-40, 2])にストラテギオスとして攻め入ったのは「アテーナイという偉大なる名前」のためであった、という(íbid. VII 64, 2)。この市との戦いに際してニキアースがアテーナイ軍を励まし、「父祖の徳」を曇らさないようにといい、更に「最も自由な祖国」やその国での人々の「生活の上での威厳」を思い起させる(íbid. VII 69, 2)。これをペリクレースの演説の中での先祖(τῶν προγόνων)の徳(ἀρετή)への讃辞、あるいは、アテーナイの市民は公的な面だけでなく日々の行動の点でも相互に対する嫉妬

から自由である」といった言説と比較する時、寡頭派といわれるニキアースも民主派から出たペリクレスと同一の見地に立ってストラテギアを実行したことを知るべきであろう。

### 註

- (1) H. B. Mattingly は 57 頁の論文で、マナーナイの帝国支配に關係する諸碑文を通説の如く前五世紀半ばにおかすに、時期的にひきよむと、マナーナイ帝国の最盛期を前四三〇年代・二〇年代とする。彼は「ペリクレスの下で始まった(但し前四四三年以前ではなく)シタムキアからマナーナイの變化がマナーナイのトビ頭兵に轉じたところの(The Growth of Athenian Imperialism, *Historia* 12, 1963, 257-273; *Annals of the British School at Athens*, 1970, 129; Periclean Imperialism, *ASI*, 193-223) ところ」所謂 orthodox chronology を採出する問題を多く (cf. V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 448; M. R. Immerwahr, *Book Review of ASI*, *AJPh* 90, 1969, 471 ff.) だが、ここでは入れない。

- (2) マナーナイの「帝國」としては、僑マヤンキオン『マナーナイ人の國家』の記述が最も、特に 18 頁に、同盟諸國の國民がマナーナイの「奴隷」となっていたと述べられている。この著作の年代は問題だが、マナーナイとマナーニス戦争中マナーニス (A. W. Gomme, *The Old Oligarch*, *HSCP* Suppl. I, 1940, 211 ff., now in: *More Essays in Greek History and Literature*, 1962, 38 ff.; A. Fuks, *The Old Oligarch*, *Scripta Hierosolymitana* 1, 1954, 21 ff.) 戦争以前マナーニス (J. de Romilly, *Le Pseudo-Xénophon et Thucydide*, *Rev. de Philol.* 36, 1962, 225 ff.) の二説は大別される。後者が優勢である。この点の詳説は 57 頁に G. W. Bowersock, *Pseudo-Xenophon*, *HSCP* 71, 1967, 33 参照。Bowersock 自身が執筆年代を前四四一-四四二年として、マナーナイの war policies を 45 頁に前四四六年の緊急事態(ホイオーティアの喪失、スパルタの攻勢、エウボイア及びメガラでの紛争、ミレートをなぐるの叛乱気運)の結果生れたものと結

論 (p. 38)° そのほか具体的な著者を同定しようとする例をあげれば、W. Nestle は歴史家のマナーキオナーテニス (Hermes 78, 1943, 232-44) M. L. Lang は政治家のクレオンを想定する (Cleon as the Anti-Pericles, *Cl. Phil.* 67, 1972, 159-69, esp. 166 ff.)°

- (3) φόρος の起源、特にマナーニの制度との關係は複雑である。O. Murray, *Ὁ ΠΑΡΧΑΙΟΣ ΔΑΣΜΟΣ*, *Historia* 15, 1966, 142-156 頁 Hdt. VI 42, 2 の記事をマナーニ内のことと解し、マナーナイの貢税とは切り離す。彼は自由の爲に自発的に同意した貢納 (contribution) が、マナーニに課せられた貢税 (tribute) とは本質的に異なり、起源に於いては *doxata* (*ἀποροποιία* に対照される) の徴表ではあり得なかつたことを言う (p. 150)° したが、貢税徴収が人々の批判を蒙ったことに変わりはない。参、H. Strasburger, *Herodot und das perikleische Athen*, *Historia* 4, 1955, 21 参照 (Hdt. VII 111 の記述は貢税徴収の歴史家自身の批判を語るところである)°

- (4) G. Busolt, *aa.O.* II, 1343.  
(5) G. Busolt, *aa.O.* I, 1920, 613; II, 1348.

- (6) G. Grote, *History of Greece* IV, 1888, 517-530, esp. 517-520 は同盟市との反マナーナイの動きを寡頭派に帰すので、民衆は親マナーナイであつたと主張。同じ説は新して A. H. M. Jones, *The Athenian Democracy and Its Critics*, *Cambridge Hist. Journal* 9, 1953, 1-26, now in: *Athenian Democracy*, 41-72; G. E. M. de Ste. Croix, *The Character of the Athenian Empire*, *Historia* 3, 1953/54, 1-41 に見られる。そのほか後者は、マナーナイが同盟諸市の民主派を支持した例が多く、マナーナイの政策がそれらの市の多数の市民の間で好意をよたれ、唯、親スカルタ的な寡頭派が権力を握つた市でのみ不評であつた、と言う。しかしこの説は、同盟市の市民の中には、マナーナイとスカルタの両市に於いて、双方を維持しようとする、かなりの数の body of moderate opinion の存在した事 (この点については D. W. Bradeen, *The Popularity of the Athenian Empire*, *Historia* 9, 1960, 257 ff. 参照) また、マナーナイ市自身が同盟市への自治侵害を認めて、三十年平和をニキアースの平和の際、それらの市に譲歩して、自治を保証しようとする事実 (T. T. B. Ryder, *Koime*

- Eirene*, 1965, 16) などが反証としてあげられる。トゥーキョーディデースの判断も同盟についての同時代人の一般的な見方を反映したものとみてよい。そして、ストラテギーによるアルケールの維持という以下の論述はそれを一層確実にするであろう。
- (7) ストラテゴスが反抗的な諸都市からの徴税に当たったことについては A. G. Woodhouse, *HOPLIA, Memosyne* 5, 1952, 102 参照。
- (8) アテーナイによる同盟市への駐兵と軍事植民地の設置については、大牟田章「前五世紀アテーナイ海上覇権の同盟関係」『西洋史学』第四五輯、一九六〇年、一六一—二〇頁、参照。ここではアテーナイの対同盟政策が「しばしば同盟市民衆層との利害の一致点に於いて」推進されたことに注意が向けられる。また、A. J. Graham, *Colony and Mother City in Ancient Greece*, 1964, 209f. はコロニー建設の面からクレールキアをとりあげる。彼は F. Hampl の説(第二章、註(9)参照)を全体として否定しつつも、アテーナイのコロニーのいくつかが明瞭に母市の所有下であったことを認め、それらが海上帝国の形成に貢献したことを論じた上、帝国建設に及ぼしたクレールキアの役割と限界を指摘。
- (9) P. A. Brunt, *Athenian Settlement Abroad in the Fifth Century B.C.*, *ASJ*, 71.
- (10) O. Schulhess, *RE* XI 1, 1921, s.v. *κίρροσζορ*, 817.
- (11) T. T. B. Ryder, *op. cit.* 23 頁 (「貢税支払」) (「総督・駐屯軍」) (「クレールキア」) 三つ potentially tyrannical tools of leadership である。
- (12) K. F. Hermann/V. Thunser, *Lehrbuch der griechischen Altertümer* I, 2. Aufl., 436, Anm. 20.
- (13) T. T. B. Ryder, *op. cit.* 15.
- (14) J. Vogt, *Das Bild des Perikles bei Thukydides*, *HZ* 182, 1956, jetzt in: *Oxybis*, 1960, 54.
- トゥーキョーディデースとアテーナイ帝国とペリクレスの三者の関係の総合的研究は J. de Romilly, *Thucydide et l'imperialisme athenienne* (1947) である。彼女によればトゥーキョーディデースの真の主題はアテーナイ帝国で、彼は帝国の統治が常規を逸しない限り、それに好意的であっ

た。それはすぐれた人物を指導者に必要とするということであり、ここから歴史家のペリクレスへの讃辭が生れる。ペリクレスは a moderate imperialist であり、彼がトゥーキョーディデースをひきつけたのもその点である (cf. D. B. Gregor, *Athenian Imperialism, Greece and Rome* 22, 1953, 27ff.)。

- (15) C. Hignett, *op. cit.* 351; A. W. Gomme, *A Historical Commentary on Thucydides* I, 1945, 354.

### (五) アルキビアデース・テュラノス

ペリクレスのあと頭著となった、デーマゴゴスの民衆への譲歩——民衆を指導するのではなく、民衆に国政を委ねるといふ傾向 (Thuc. II 65, 19)——が続く中で、ニキアースと「民衆指導権」を争い、一時期アテーナイの運命を左右したアルキビアデースは単なるデーマゴゴスであることを越えて、アテーナイ人を率いた外交家であり、<sup>(1)</sup> 將軍でもあった。とりわけ軍事指揮の面で、彼の天分は遺憾なく發揮されたといわれる。<sup>(2)</sup> 実際、アテーナイのストラテギー(実戦での指揮ばかりでなく、ストラテゴス職の地位)が新しい展開をみせるのも、このアルキビアデースの時代に於いてである。

アルキビアデースはその出自で、メガクレスやクレイステネースその他と連り、幼時からペリクレスを後見人として彼の家で養育された (Plut. Alc. 1)。但し、ペリクレスから受けた影響は大きくはない。はじめて政治に参加した時、伝統的にスパルタのプロクセノスであった家系の関係で親スパルタ的であったので、そのころ既にストラテゴスとして名声を博し、クレオーンのあとアテーナイを指導し

ていたニキアースとは対立する立場にあった。前四二〇／一九年にストラテীগスに選ばれ、以降、前四一五／一四年までほとんど連年の地位を占める。<sup>(3)</sup>彼はストラテীগスとしてスパルタを孤立化する政策を進め、アルゴス・マンティネイア・エーリスとの同盟に成功した(前四二〇年夏)——但し、このあと前四一八年春のストラテীগスの選挙ではアルキビアデースが選に漏れ、この同盟軍も同年のマンティネイアの戦いでスパルタに屈する——。そして前四一七／一六年にストラテীগスに復帰するや、メーロス島遠征を敢行し、中立の立場にあったこのポリスを蹂躪した。彼の振舞いが「僭主的で不法なこと」として(Plut. *ibid.* 16, 5: *ὡς τυραννικῶς καὶ παρὰ νόμους*; cf. *ibid.* 16, 1)人々の注意を惹きはじめたのもこの頃である。事実、彼はオリンピックアの競技(前四一六年)で七頭立ての戦車を仕立てて競争に加わり(*ibid.* 11); また詩人に優勝の歌を作らせるなど、それまでの僭主の行為を意図して模倣するところがあった。<sup>(4)</sup>

ペロポネーソス戦争の帰趨を決しただけでなく、アテーナイのその後の運命の転機となったシシリア遠征はアルキビアデースのイニシァティブによって推進されたものである。前四一五年四月、アテーナイの民会はセリヌースと交戦中のセゲスタの支援とシュラクサイに征服されていたレオンテイーノイの自治回復のために、一三五隻の三段槳船と二五、〇〇〇人の兵員を送ることを決議した。その上、弁論家デーモストラトスの、ストラテীগスは戦争の準備、遂行、終結に關して全権をもつべきであるという提案も可決され(*ibid.* 18)。<sup>(5)</sup>ニキアース、ラマコス、アルキビアデースの三名に全権將軍(*στρατηγῶν*

*ἀποκράτορες*)として、条約締結権を含むあらゆる権限が委ねられた。<sup>(5)</sup>ニキアースは遠征に消極的であったが、アルキビアデースに説得され、また民会の決議もあって、結局、共同行動を余儀なくされたのである。

このように、アルキビアデースは民主政下の官職者として異例の権限を賦与されたが、当時、国内での彼の地位が安定したものであったわけではない。このことは、ヘルメース像事件とそれに続くアテーナイの騒動の中で、神像破壊の嫌疑と秘儀模倣の廉で彼に対して向けられた告発からも明らかである(*ibid.* 19, 1)。それは、彼が民衆を納得させるに十分な説明ができなかった場合に死刑を免れない底のものであった(*ibid.* 19, 2 sqq.)。ストラテীগスもいまや民衆の意向や民会の決議に大きく依存するようになったのである。<sup>(6)</sup>既にペリクレースにして民会の決議で指揮権を奪われ、罰金を課せられるという経験をもつが(Plut. *Per.* 35)その後、民会が一回の投票でストラテীগスを罷免する例が多くなる(Thuc. IV 28, 3; Plut. *Lys.* 5; Nep. *Alc.* 7; *Lys.* XXI 7; Dem. XLIX 9)。そして極端な場合には指揮者としての不始末を理由に、民衆は関係したストラテীগス全員を死刑にしようとする<sup>(7)</sup>ことさえあった(Xen. *Mem.* I, 1, 18)。当時、ストラテীগスは民会の監督・命令下に入ったといつてよいであろう。ストラテীগスはその戦争の指揮について民会に報告する義務を負っていたが(Thuc. VI 8, 1 ff.; cf. *Arist. Ath. Pol.* 61, 2)そればかりでなく、戦備に關する事務上の手続き(たとえば艦船建造のための支払いなど——cf. *IG* 1<sup>2</sup> 105)から実戦での微細な作戦の一々に至るまで民会はストラテীগスに指図を下していた。アゴラ

やプニックスを支配したものが評議会やストラテegosに対して自由  
に振舞う、とアリストプアネースがいつている通りである(Aristoph.  
*Hipp.* 165 sq.)<sup>(7)</sup>。

さて、アルキビアデースは告発のことが完全な結着をみないままシ  
リアに出発した。しかし、秘儀を模倣した廉で裁判のため市から帰  
国を命ぜられ、アテーナイからは召還のために彼の許へ『サラミニア  
号』と共に使者たちが派遣される。この時、注意すべきことには、軍  
隊が混乱し離叛するのを防ぐため、彼らに、兵士たちを刺激しないよ  
うにという敵命が与えられていた。ここに、軍隊が有能な指揮者の下  
で働くことを欲する上、その兵士たちの行動も本国の民会の意向と一  
致しない場合のあったことが窺えるであろう。尚、そのあと、アルキ  
ビアデースは、トゥーリオイを経てペロポネーソスに逃亡する(Plut.  
*Alc.* 21 sq.)。アテーナイでは市民は彼に死刑の判決を下すが、その間、  
彼はアルゴスからスパルタに入った(*Ibid.* 23)。

遠征中の軍隊が本国の民会の制約から脱脚し、独自の行動をみせる  
という、由々しい事態は前四一二年に現実となる。この年、サモスで  
は民衆(*thētai*)が有力者層(*kyrēnētai*)の支配を倒して民主政を復活した  
が、これに呼応してサモスに逗留中のアテーナイ艦隊でも、艦隊の指  
揮者たちの意向に反して、兵士たちが新しいストラテegosを自ら選  
出した(その中には以後、民主派の指導者として活躍するトラシユブローロスも  
含まれていた)。艦隊でのこの民主政は本国で寡頭派が支配している時  
期(所謂「寡頭派革命」)にも維持され、連年ストラテegosを選び続け  
る(この艦隊はそののちヘレスポントスなど各地を転戦するが、その間、ア

テーナイで民主政が復活し、本国と艦隊との間の対立が解けたあと、前四〇  
八／七年に帰国するまで毎年独自にストラテegosを選出したと思われる<sup>(8)</sup>。  
ストラテegosの一人に選ばれたトラシユブローロスは、アルキビアデ  
ースを介してティッサプエルネースをアテーナイ側につけるために、  
アルキビアデースを復帰させようとはかり、サモスの艦隊の集会  
(*ekklesia*)を開く(Thuc. VIII 81, 1)。そして、集会はサモスに呼び迎え  
られたアルキビアデースを、先に選んだ將軍たちに加えて、ストラテ  
egosに任命し、彼に万事を委ねるのである(*Ibid.* 82, 1)。エウボイア  
やヘレスポントスを失い、またタソスやアブデラが離叛して危機に  
陥ったアテーナイ軍がアルキビアデースに最後の期待をかけるのであ  
るが、彼はこれに十分に応え、キュジコスの戦いでスパルタの提督ミ  
ンドロスを破って勝利を博した(前四一〇年五月)。以来、アルキビアデ  
ースは軍隊によって二度(前四一〇／九年、四〇九／八年)ストラテgos  
スに選ばれ、その翌年(前四〇八／七年)には遂にアテーナイの民会が逃  
亡中の彼をストラテgosに選任した上(Xen. *Hell.* I 4, 10)。アテーナ  
イに復帰した彼に全権指揮者(*kyrēnētai*)として海陸両面での  
無制限の権限を与える。

しかし、アルキビアデースに全権を与えた民衆はアテーナイ国家の  
とるべき方向について定見をそなえていたわけではない。以前、シ  
リア遠征失敗の報に接した時(前四一三年)、アテーナイの民衆は、自ら  
が民会で遠征を決議したことを棚にあげて、遠征を主張した人々を非  
難した(Thuc. VIII 1, 1)。このような民衆の態度はアルキビアデースに  
対しても同じで、前四〇七年以後、所期の戦果をあげ得なかったアル

キビアデースから民衆は指揮権を奪い取り、彼はそのあとトラキアのケルソネーソスへ去る(そして、前四〇四年アテーナイの降伏後その地で暗殺される)。ストラテীগスの地位が民会に大きく依存し、民衆の意志にそのまま左右される一方で、民会にあつまつた民衆が国家の軍事行動に関して何らの責任をも感じないという状況、これこそ前五世紀の民主政の行きついた境地であった。<sup>(9)</sup> 民主政の運営の欠陥はストラテীগス職の意義喪失につながる。実際、アルキビアデースの時代を境にして、ストラテীগス職の権威は衰退に向つた。ストラテীগスに選ばれたものが軍事的経験を欠く例は前五世紀半ばにもなかったわけではないが(Arist. *Ath. Pol.* 26, 1)<sup>7</sup> 同世紀末から顕著になり、「金儲けはできるが軍隊を指揮することはできない」と一般に考えられている人物(アンティステネース)が選ばれたり(Xen. *Mem.* III 4, 2)<sup>8</sup> 「大ていのストラテীগスは即席の工夫でやっているにすぎない」と批判されたりする(*ibid.* III 5, 21)<sup>9</sup>。そしてストラテীগスの国家への責任感にふれて人々が、「以前はストラテীগスの中で公餐を求めるものは一人もいなかったが、今では劇場での名誉席と公餐を与えねば戦わぬとまで公言している」と非難するのは(Aristoph. *Hipp.* 573 sqq.)<sup>10</sup> 結果的には、そのようなストラテীগスを選出した民衆の姿勢をアテーナイ人自身が問い糺すことにほかならないのである。

註

- (1) 彼の外交活動(特に初期に於ける)の評価については cf. E. F. Bloedow, Alcibiades Reexamined, *Historia-Einzelschrift* 21, 1973, 3, n. 10.  
 (2) アルキビアデースに関する研究史については H. Bengtson, *Zu den*

strategischen Konzeptionen des Alkibiades, *SB München*, 1979, Heft 3, 3f. に詳し。Bengtson は軍事指揮の面で彼の eine eigenartige Erscheinung を見ようとするが、以下、本稿ではストラテীগス職の地位の面からの考察が加えられよう。

(3) アルキビアデースのストラテীগス職就任年度については A. Krause, *aa.O.* 10ff. 参照。

(4) 僭主の行爲の模倣 (Ps.-And. IV 27: τὰ ἔργα τυραννικῶν παρῆσαν) の故に(国家転覆の疑いの故にはなく)彼が僭主政の疑いを招いたことについては S. Seager, Alcibiades and the Charge of Aiming at Tyranny, *Historia* 16, 1967, 6ff. 参照。僭主政の疑うに関する典故は H. Berve, *Die Tyrannis bei den Griechen*, 1967, 630 に詳し。(Berve 自身はその後の彼の地位が合法的であったことを説く)。

(5) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 242.

(6) 当時のストラテীগスの地位については W. Schwahn, *aa.O.* 1076 参照。その評議會が民会を正常に機能させた(Syll. I<sup>3</sup> 112; 113)<sup>11</sup>。Vgl. H. Berve, *aa.O.* 630.

(7) W. Schwahn, *aa.O.* 1076.

(8) A. Krause, *aa.O.* 42.

(9) この点に関しては M. I. Finley, *Athenian Demagogues, Past and Present* 21, 1962, 3-24 に詳し。

(六) 結 (前四世紀)

評議會の主導の下に出発したアテーナイの民主政は、ペリクレスの下でその内容を変え、評議會に代ってストラテীগスが民会を指導するかたちの民主政となった。<sup>(1)</sup> この形態はアルキビアデースの時代にもひきつがれたが、しかし、彼のストラテীগス職はすでに民会の制



約をうけつつあり、その後、前四世紀に入ると、民会は直接に国政を運営することになる。それはかつて評議会がもち、そのストラテীগコスが握っていた民会への法案提出の権限についてみれば明らかである。即ち、民会が今や自らその権限を手中に収めたのであり、それは次の三つの手続きを経て実行された。第一は民会が評議会の提案を訂正すること。これは碑文的には *tà jēu álka kardéno tē Boulē* なる語句を含む民会決議になって残されている (IG I<sup>2</sup> 19; 63; 108; 110 etc.)。第二には民会が評議会に命じて法案を提出させること。碑文に *τῆς Boulḗς προβουλευάσανα ἐκσχυρῶν ἐς τὸν δήμον* なる (IG I<sup>2</sup> 110) *τὴν δὴν ὁ δήμος προέταξεν τῇ Boulῇ προβουλευάσαι περὶ κτλ.* (CIA IV Suppl. 2, 1796) *ἀνεῖται ὁ δήμος ἐψηφίσαντο αὐτῷ τὴν προβουλευάσανα ἐσχυρῶν ἐς τὸν δήμον* とかあるのがそれに当る<sup>(3)</sup>。第三は民会が独自に提案する場合で、碑文では *αὐτίκα μάλα* なる語を含んだ民会決議がそれである<sup>(4)</sup>。

もとより、前四世紀にあっても評議会が自ら法案を起草し、自発的に提出するのが原則であった (Arist. *Ath. Pol.* 45, 4; Demosth. XIX 286)。しかし、重要なことは、前五世紀前半までの如く評議会が民会を指導して国政の舵をとったのではなく、民会の意向がそのまま内外の政治を左右するに至ったことである。このような状況こそ弁論家に絶好の舞台を提供したのであって、ここに彼らの指導する民主政の時期を迎える<sup>(5)</sup>。この新しい時代にあつては、ストラテীগコスはもはや国政上重要な役割を演ずることはない。デーモステネースがアテナイ人に向つて「君たちの欲することのできるものはストラテীগコスの中に一人

もない」といっているのは、かかる傾向の極まったものといえよう (Demosth. IV 46)。これにはストラテীগコスの職掌が他の官職の場合と同様に分化したことが与つて力があつた (cf. Arist. *Ath. Pol.* 62, 1)。ホレマルコスがかつて軍事的役割を喪失し、そのうち専念することになつた仕事の一つに国家による供儀や祭祀(たとえば毎年戦死者のための墓前行事)の監督があつたが、ストラテীগコスもやがて宗教行事への参列をその重要な職務とするようになる<sup>(6)</sup>。デーモステネースはそれを皮肉つて、ストラテীগコスは祭祀にばかり出席して実戦の指揮に当らぬといつたものである (Demosth. IV 26)。

註

- (1) 評議会と民会の関係については R. A. de Laix, *Probouleusis at Athens: A Study of Political Decision-Making* (1973) がソロン以前から論じて最も詳しいが(但し、前五世紀、四世紀ともブローレーが内外政治で指導的であつたとする)、両機関の関係の形式的な説明を留めていて、それぞれの時代の歴史的状況の中での説明ではない。特にストラテীগコス職との連関には視点が及んでいない。
- (2) A. H. M. Jones, *op. cit.* 112.
- (3) A. H. M. Jones, *op. cit.* 113.
- (4) A. H. M. Jones, *op. cit.* 113. アテナイで評議会と民会の関係は民会の優越にまで発展したが、それと対照的に、コリントスでは *probouleai* が効果的に国家を支配できた。プリモステネースは *probouleai* の存在を寡頭政国家の徴しとみる (Pol. 1298 b, 1299 b)——cf. H. J. Mason, *The Roman Government in Greek Sources: The Effect of Literary Theory on the Translation of Official Titles*, *Phoenix* 24, 1970, 156.
- (5) アテナイ人の政治的演説については H. L. Hudson-Williams, *Politi-*

cal Speeches in Athens, *Cl. Quart.* NS 1, 1951, 68-73 参照。彼によれば、  
 法廷弁論が準備された草稿をもとになされたのである。政治演説とは即座  
 であることが重んじられた。また、前四世紀の「政治家」oi politikoi  
 (oí dhmos tōiō)——彼らは oi eni tō dhma politikoi とよばれた——  
 特に民会の弁論で活躍した人々 (phropes en tōi dhmō) であり、また、時に

phropes en tōi boulē tōiō) とよばれた S. Perlman, *The Politi-*  
 cians in the Athenian Democracy of the Fourth Century B.C., *Athe-*  
*naum* 41, 1963, 327-355 参照(彼の社会層「活動舞台」行動様式と言及)。  
 (9) W. Schwahn, *a.a.O.* 1078.

## 第五章 アテーナイの「寡頭派革命」について

——ポリルティア論の構成との連関——

### (一) 序 「国制の論議」から「寡頭派革命」へ

「国制」*politiká* は国家の魂 (Isocr. *Areopag.* 14: *θυρήτης πόλεως*) といわれ、ギリシア人の市民としての存在の根幹に関するものであるが、しかし、このことが市民の間で自覚され、議論されるのは前五世紀後半に入ることであった。前四五—一五〇年に、ペリクレスがアテーナイの市民を「共にアテーナイ人である両親から」*ἐξ ἀγοῶν* (Arist. *Ath. Pol.* 26, 4) 生れたものに限ったことは、市民権の問題ばかりでなく、ひいては市民団の国制について人々の関心を呼びおこし、このあとソフィストが国制について理論的な省察を加えるのである。

ソフィストのプロタゴラスは国家の成立を論じたばかりでなく、国制についても具体的に彼の理論(「本性上」*ἕκαστου* の説にもとづいて考究した<sup>(1)</sup>)。そして、プロタゴラスは、ペリクレスがギリシア各地からの植民者を定住させて南イタリアに建設したトゥーリオイ市のために国制と法を考案したといわれる。この時、トゥーリオイの都市計画をま

かされたのがミレトス人のヒッポダモスであるが、彼もまた国制について考察し、理想国家の市民数を一〇、〇〇〇人とした<sup>(2)</sup>。このような植民の事情は、国家の建設が市民権所有者の確定から始まり、その上に立って国制を制定することであるという事実をはっきり教えている。ポリス市民にとって国<sup>ポリス</sup>家とは、市民団<sup>ポリス</sup>——市民権をもったものより成る集団——が定める国<sup>ポリス</sup>制のことである。

ここに、市民団の成員のうち誰が、あるいは、どれ程の人数の者が国政を実際に担うべきかという問いが生れる。この点の消息はヘーロドトスにみえる「国制の論議」に窺うことができる。ここでは、民主政、寡頭政、君主政のそれぞれの擁護者の主張が順次のべられている(Hdt. III 80-82)。但し、論議の舞台は前五二二年のペルシアの宮廷とということになっているが、その頃のペルシアで王政の廃止、及びそれに代る民主政または貴族政の樹立の可能性は全く考えられない。前五世紀半ばすぎに、アテーナイで三種の国制についての諸説が交錯していた事情を反映したものと考えるほかないであろう<sup>(3)</sup>。また、ヘーロド

トスは「国制の論議」の記述以前に(尚、その部分の執筆時期の *terminus ante quem* は前四三五年である)<sup>(4)</sup>、トゥーリオイでプロタゴラスと知り合っている<sup>(5)</sup>ので、彼はこのソフィストの国制論をも学ぶ機会があったと思われる。

ところでヘーロドトスの「国制」論議で、ダレイオスは民主政の欠陥を衝いて、国家を害するものが徒党を組むのに対して、誰かが民衆の指導者となり(III 82, 4: *ποοτάς τις τοῦ δήμου*)、悪事を働くものを制して遂には独裁者となる、という。ここでは「民衆の指導者」は独裁政に至る過渡の段階とされている。同じ表現がペリクレスの政治に関してトゥーキューデイデースによって用いられ(II 65, 5: *ποοτῆρ τις ἐκείων*)、この場合はペリクレスの「第一人者による支配」(II 65, 5)を指している。意味の内容に微妙な違いはあるが、前者から後者への用語法の継受、ひいては当時に於ける「国制」論議の盛行を窺わせるであろう。<sup>(6)</sup> そのほか、ペリクレスが有名な葬送演説でアテーナイの民主政を讃め称えたのも、故国の政治に対するアテーナイ人の自負を示すばかりでなく、民主政の国制としての特質への同時代人の自覚を反映しており、そのころの人々の国制への関心の深さを伝えるものといわなければならない。<sup>(7)</sup>

ペリクレスの没後はデーマゴゴスが擡頭し、民主政から独裁政(即ち僭主政)への転化の傾向が露わになる。民衆煽動者のクレオーンについてトゥーキューデイデースが「市民の中で最も暴力的な者」*Bulōtaros τῶν πολιτῶν* (VIII 36, 3)と語っているのはそのような事情を指すのであり、<sup>(8)</sup> プラトーンが「民衆が僭主を生む」(*Respub.* 565, 568)

といったことの時代背景もそこに求められる。デーマゴゴスが或る時には「多数者」の、また或る時には「少数者」の指導者となり<sup>(9)</sup>、時に応じてその立場を使い分けるようになったのもこの時期の特性である——たとえばペイサンドロスはかつてクレオーン派であったにも拘らず、後には極端寡頭派に与する<sup>(10)</sup>。そのような状況は遂に民主政の転覆、寡頭派の独裁を招来したのであって、この新しい事態、即ち「寡頭派革命」の中で、如何なる国制が最良かという論議も新しい進展を示すことになる。

民主派の政治が独裁政に赴いたのと同様に、寡頭派の指導も僭主政に転化する可能性を常に蔵していたが(Thuc. VII 60, 1)、それは前五世紀末には二度の極端寡頭派の支配となって実現した。四百人会(前四一一年五/六月)と三十人僭主(前四〇四/三年)である。四百人会によって国家を統治しようとした人々の考えは、寡頭政の行きすぎに反対せず(*ibid.* VIII 89)、むしろ少数者による僭主支配(Xen. *Hell.* II 3, 48: *ἐπὶ σὴν ἀκίρων τυραννείῳ*)を樹立しようとするものであり、その政治目標は「自分たちが安全でさえあれば、城壁も艦船も放棄して敵をひき入れ、ポリスの運命に関するどんな取り決めをも行う」というものであった(Thuc. VIII 91, 3)。その支配が僭主政的であったことは、トゥーキューデイデースの「彼らは民主政のやり方をかえて、……力に従ってポリスを治めた」という表現に明らかである(*ibid.* VII 70, 1)。

七年後の三十人僭主による「革命」*μεταβολή* (Plat. *Epist.* VII 324c)も「専制政」*δυραστεία* (Arist. *Ath. Pol.* 36, 1)であり、「僭主政」*τυραννίς* (Arist. *ibid.* 41, 2; Diod. XIV 32, 1; cf. Xen. *Hell.* II 4, 1)であった。寡

頭派の講和使節団が三十人僭主成立直前にスパルタから持ち帰った講和条件、即ち、(一)長城およびペライエウスの城壁の取毀し、(二)艦船の引渡し、(三)亡命者の帰国、(四)スパルタとの同盟ないしスパルタへの従属 (Xen. *Hell.* II 2, 20) を、右の四百人会の寡頭派の考えと対比する時、この二つの寡頭派革命が全く同じ立場から遂行されたことが判明する。(23) このことは三十人僭主が「先の寡頭政を樹立した四百人に何らかの抵抗をしたものが現在の国政に与ることを禁」じたことにもあらわれている (Arist. *Ath. Pol.* 37, 1)。

ペロポネーソス戦争終結期の混乱の中とはいえ、専ら「私的利益のために」*idiōw kephōlōw epeka* (Xen. *Hell.* II 4, 21) 行動するものの手形に政権が握られ、それが僭主政という、ポリスの本質とは相矛盾する形態の支配となったことは、同時代の人々に「国家」*politiká* とは何かという問題への反省を迫るものであった。本章は「寡頭派革命」という具体的な事件がギリシア人に与えた影響のあとを辿り、ひいてはポリス市民の国家論(代表的にはアリストラテースのポリテイマ論)が構成される道程を探らうとするものである。その場合、考察の起点は「革命」の経過を伝えるアリストラテースの記述(『アテーナイ人の国制』の中に含まれる「政治的偏見」の分析に置かれる)。

註

(一) Vgl. K. F. Stroheker, Zu den Anfängen der monarchischen Theorie in der Sophistik, *Historia* 2, 1953/4, 387. 人間はプロメテウスの盗火で *ἐπιτερος σοφία* を自由でいふたものの *δυναμότητι τέχνη* だけでは国家生活形成できず、*politiká τέχνη* を欠いたままでは *αἰδώς* と *δίκη* (政

治的徳)として *σωφροσύνη* と *δικαιοσύνη* を得ることで初めてそれを達成できた、とプロタゴラスは言う (*Protag.* 320 d; 322 c; 323 a)。Stroheker によれば、*phōsē* の説より独裁政の理論が発すると共に、他面、本性上 (*phōsē*) 同等である者 (*ἰσοῦτοι*) に対する支配を否定する、反独裁政的な考えを生む (S. 402 f.)。

(2) Cf. K. Freeman, *Thourioi, Greece and Rome* 10, 1940/41, 53 f.

(3) この論議の内容と形式と関する学説は P. T. Brannan, *Herodotus and History: The Constitutional Debate Preceding Darius' Accession, Tradition* 19, 1963, 427 f. 参照。K. F. Stroheker は *anithetische Gliederung* と *antithetische Gliederung* の影響を認め、(絶) *antithetische Gliederung* の『リコクレーン』の中をクーロクレーノスの国制論議と同じ内容が見出されるので、E. Maab, *Hermes* 22, 1887, 581 f. はプロタゴラスをそれらの共産の田所とせよ——vgl. K. F. Stroheker, *aa.O.* 382, Anm. 4) 上掲の P. T. Brannan はこの記事の歴史性を擁護しようとして *antithetische* Th. Jacobsen の説——学説「註(4)」参照——を持ち出し、*antithetische* 「民主政・寡頭政」の可能性があったことを主張するが、性急な過激な主張はなさない。

(4) K. F. Stroheker, *aa.O.* 382.

(5) Ed. Meyer, Herodot von Thuri, *Forschungen zur alten Geschichte* 1, 1892, 201.

(6) H. Vretska, Perikles und die Herrschaft des Würdigsten: *Thuk.* II 37, 1, *Rhein. Mus.* 109, 1966, 119 f.

(7) Cf. J. H. Oliver, Praise of Periclean Athens as a Mixed Constitution, *Rhein. Mus.* 98, 1955, 37-40. アテーナイ民主政を称賛するペリクレス演説の内容 (*Thuc.* II 37) について Oliver は「歴史家トゥーキョーデモステスによる混合政を理想とする立場からの特色のあとを見ようとする」。

(8) クロクレーン演説の学説については A. W. Woodhead, *Thucydides' Portrait of Cleon, Mnemosyne* 13, 1960, 290 f. 参照。トゥーキョーデモステスによるアリストラテースにめぐむ否定的評価が優勢であるが、

- Woodhead はトゥーキューディデースのクレオン像を再検討 (p. 289-317)。アリストトラーネースのクレオン像を再検討したものととしては M. L. Paladini, *Considerazioni sulle fonti della storia di Cleone*, *Historia* 7, 1958, 48-73, esp. 56 ff. 参照。
- (9) 「多数者」「少数者」が一種の術語として民主派、寡頭派という政治的意味だけではなく、社会的・経済的な意味で解すべき所以については G. E. M. de Ste. Croix, *The Character of the Athenian Empire*, *Historia* 3, 1954/5, 21-30; id., *The Constitution of the Five Thousand*, *Historia* 5, 1956, 7 参照。或<sup>7</sup> cf. Arist. *Pol.* 1279 b-1280 a.
- (10) このような行動の故にペイサンデロスを利己的な偽善者とみるのが通説であるが (G. Busolt, *Griechische Geschichte* III, 1904, 1291 f., 1460 f.; W. S. Ferguson, *The Oligarchical Movement in Athens*, *CAH* V, 1927, 323—cf. A. G. Woodhead, *Peisander*, *AJPh* 75, 1964, 131) 上の Woodhead 論文 (p. 131-146) はこのような彼への評価が同時代の喜劇詩人による戯画と誇張に由来するとし、もっと公平な立場でペリマンデロスを像を描くべきことを唱えたもの。
- (11) 国内での政治的な「革命」を意味する語にはほかに *επιανάστασις* (Thuc. II 27, 2; VIII 21; *Hell. Oxyrh.* X) がある (cf. I. A. F. Bruce, *The Democratic Revolution at Rhodes*, *Cl. Quart.* NS 11, 1961, 168)。
- (12) 二つの「寡頭派革命」の同質性は参加メンバーによっても確められる (cf. Lysias XIII 74)。<sup>6</sup> 両方に加った人物としてはアリストテレーズ、メロビオス、ムネーシロコス、オノマクレーズ、テラメネースがおり (G. Adeleye, *Critias: Member of the Four Hundred?* *TAPA* 104, 1974, 14)。<sup>7</sup> その外に、三十人僭主で指導的役割を演じたクリティアースも前四一年の寡頭派革命で四百人の一人であった (H. G. Avery, *Critias and the Four Hundred*, *Cl. Phil.* 58, 1963, 165-167 はこれを否定)。クリティアースは四一年には信念をもった民主派ではなかったにせよ、ともかくアルキビアデースに忠実であったというが、これへの批判は G. Adeleye, *op. cit.* 1-9 参照。

(二) アリストテレーズ史料の「政治的偏見」

前五世紀末葉の二度の寡頭派政権、即ち四百人会と三十人僭主のうち、前者に関してはトゥーキューディデース (VIII 67 ff.) とアリストテレーズ (*Ath. Pol.* 29 ff.) の二つの史料がある。『アテーナイ人の国制』の写本が発見されて以来、ヴィラモーヴィツヒモエレンドルフやケーラーがそれによって四百人会の政治を描いたのに対し、<sup>(1)</sup> マイヤーはこれを批判してトゥーキューディデースの記述に信を措いた。<sup>(2)</sup> ケラーはマイヤーの論考のあとと同じ立場を堅持しているが、<sup>(3)</sup> その後の諸家の研究は、両史料の比較考証を通じて事件の経過や新設された制度の復原に努めている。<sup>(4)</sup> その結果、個々の点ではアリストテレーズ史料の中に尊重すべき記述(特にそれぞれの時点で生れた国制の原型)が多く含まれていることを認め乍ら<sup>(5)</sup>、それが強い傾向性を持っていることを理由に、全体としてはトゥーキューディデースを基本とし、アリストテレーズを以ってそれを補正する方法がとられている。そこで当面のわれわれにとってはアリストテレーズ史料の傾向性、所謂「政治的偏見」<sup>(6)</sup> が問題となる。というのも、アリストテレーズに基づく場合と、トゥーキューディデースに基づく場合とでは四百人会の評価が根本的に異なり、前者に依拠したケーラーがこれを「史上まれに見る合法的変革」と評したのに対し、後者に依ったマイヤーは、それはまさしく一つの革命であったといっているのは、両史料の性格の相違そのものに由来すると考えられるからである。<sup>(7)</sup>

さて、アリストテレーズの『アテーナイ人の国制』は多くの点でア

[附表] 四百人会の経過とその史料

	四百人会の成立・施政・崩壊	Thuc. VIII	Ath. Pol.
1	四百人会の前史	45—54; 63—66 (寡頭 政の独裁化)	29, 1 (ペルシアの動 向)
2	法案起草委員選出案提出 十人の先議委員 二十人追加	67, 1 [67, 1 (全権)] [ ]	29, 1—2 29, 2 29, 2
3	クレイトフォーンの提案 (父祖 の制度への復帰)	[ ]	29, 3
4	法案起草委員による当面策提案 ①プリュタネイスは国家救済の動 議を投票にかけること ②言論の自由の保証	67, 2 [ ] 67, 2	[ ] 29, 4 29, 4
5	法案起草委員による国制改革案 ①軍事以外の支出を制限 ②四百人会の構成 ③五千人会 ④登録委員選出	67, 3 67, 3 (全権) 67, 3 [ ]	29, 5 [31, 1 (父祖の 制度に従い)] 29, 5 29, 5
6	四百人会設立の主謀者	68, 1—4 Peisandros Antiphon [Phrynichos] Theramenes	[32, 2] Peisandros Antiphon Theramenes
7	五千人会による百人国制起草委 員選出	[ ]	30, 1
8	百人委員の提案 ※ ①将来への提案 (= E) ②現在への提案 (= P)	[ ]	30, 2—6 31, 1—3
9	百人委員の提案可決	[ ]	32, 1
10	五千人会解散	69	32, 1
11	四百人会成立	70, 1	32, 1
12	四百人会の恐怖政治	70, 1—2	[ ]
13	スパルタへの使者派遣	70, 2—71, 3	32, 3
14	サモスへの使者派遣 小海戦のこと	72, 1—77, 1 78, 1—80, 4	[ ]
15	アルキビアデースとサモスの民 主派の妥協 アステュオコスのこと	81, 1—82, 3 83, 1—85, 4	[ ]
16	四百人会の使者とサモスの民主 派の交渉 フェニキア艦隊のこと	86, 1—9 87, 1—88, 1	[ ]
17	サモスへ派遣した使者の帰国及 びその後の対策	89, 1—90, 5	[ ]
18	寡頭派の施政方針	91, 1—3	[ ]
19	市内の騒乱	92, 1—11	[ ]
20	四百人会とホプリータイの対立 内乱の一時停止	93, 1—3 94, 1—3	[ ]
21	エレクトリアでの敗戦, エウボイ ア叛乱	95, 1—96, 5	33, 1
	五百人会に政権移る (アリストラテースとテーラ メネースの功績)	97, 1 [ ]	33, 1 33, 2
24	五千人会称揚	97, 2	33, 2
25	五千人会解散	98, 3?	34, 1

※ E='Entwurf', P='Provisorium'. 後述、註⑩、⑪、参照。

従って、『アテーナイ人の国制』の四百人会の叙述は、個々の事実の  
持つていて、『アッティス』は穩健寡頭派の立場から書かれている。<sup>9)</sup>  
父は前四一〇年には四百人会に属した上、彼も父と同じ思想を  
持っている。『アッティス』に頼り、特に四百人会の政治につ  
いての章はこの作品からとられたものである。<sup>8)</sup> アンドロテイオンの  
父は前四一〇年には四百人会に属した上、彼も父と同じ思想を  
持つていて、『アッティス』は穩健寡頭派の立場から書かれている。<sup>9)</sup>  
従って、『アテーナイ人の国制』の四百人会の叙述は、個々の事実の

記述のみならず、その評価においてもアンドロテイオンの見解に影  
響され、その党派的な立場を反映しているのではないかと、という推察  
が許されるであろう。この点をトゥーキューデーデースとの比較から  
検討するために対照すれば次の表のようになる。  
表にて括弧を附した個所で両史料の間に齟齬が認められる。しかし

この点の相違がアリストテレス史料の「政治的偏見」から説明できることを、以下、順を追って解明したい。

(一) 四百人会は一〇人の先議委員を出発点とし、寡頭派の独裁化によって生れたものである。その上、テラメネースの父、ハグノーもその一員であり、テラメネース派はその成立に加担していた (cf. Xen. *Hell.* II 3, 30)。しかし、『アテーナイ人の国制』の観点は異なり、唯、ペルシアとスパルタの同盟に触れて (39, 1)、前者を味方につけるためにアテーナイに四百人会が生れたという。このような叙述はテラメネース弁護に通じるものである。

(二) 『アテーナイ人の国制』(39, 3)では、テラメネース派のクレイトプォーンの言葉としてわざわざ「父祖の国制」*κράτος νοκρεία*への復帰ということがあらわれるが、これは後述の如く当時の穩健派の中心スローガンであったと思われる。また別のもう一つの個所では (31, 1)、パトリオス・ポリーテイアにもとづいて四百人会が設けられたというが、これも国制変革が不法でないことを強調する意図に出たものであろう。

(三) 四百人会の政府を準備した法案起草委員が最初から全権を握っていたことや (cf. Thuc. VIII 67, 1: *ἀποκατάρσις*)、四百人会設立の首謀者の中に極端派のブリュニコスが含まれていたことからみて、四百人会は当初から独裁政への傾きをもっていたこと、従ってテラメネースが極端派と結んで独裁政の樹立に貢献したことが明らかであるにも拘らず、このような側面はアリストテレス史料には伝わらない。<sup>(10)</sup>

(四) 四百人会の成立は五千人会とは無関係であるにも拘らず (Thuc.

VIII 67, 3)、アリストテレス史料では、四百人会は五千人会に政権を委ねられたものに——即ち穩健寡頭政の立場に基づいて——形成された、という (39, 1: 31, 1)。また、その史料では五千人会より選ばれた百人委員会 (39, 1: 33, 1) が国制変革の働きをしたことを理由に、この変革が五千人会という広い基盤の上に立っていたことを強調するが、これも同様に四百人会設立の合法性を説こうとするものである。<sup>(11)</sup>

(五) 四百人会の構成に関してトゥーキューディデースは「議長として五名を選び、これらの者が一〇〇名を選び、そのうえ一〇〇人が各自分の外に三名を選ぶ」といって (VIII 67, 3)、この会の基礎が五名という少数者であったことを明言している。しかし、『アテーナイ人の国制』は予選者の中から部族毎に四〇人づつ選ぶといふ (39, 1)、四百人会の設立が従来の評議会 (五百人会) と殆んど変りがないかの如き印象を与えようとする。

(六) 四百人会はブレイ (五百人会) にとって代った非合法なものであったが (Thuc. VIII 69)、アリストテレス史料では、それは民会に承認された合法的なものであるとし (32, 1)、四百人会と既存の評議会の対立については全く触れていない。

(七) 恐怖政治、経済統制、市内の混乱など四百人会の政治の実態 (Thuc. VIII 70, 1 sq.) についてアリストテレス史料には言及がない。

(八) 四百人会の崩壊について『アテーナイ人の国制』はアリストテレスとテラメネースがこの会を倒して五千人会に政権を移譲したというが、トゥーキューディデースにはこのことは全く記述されていない。おそらくアリストテレス史料はテラメネース等の穩健寡頭



【附表】 三十人僭主の経過とその史料

	三十人僭主の成立・施政・崩壊	Xen. Hell.	Ath. Pol.
1	テラメネース等の講和使節団帰国	II. 2, 20—23	〔 34, 3 〕
2	リュサンドロス入港, 亡命者帰国	2, 24	
3	寡頭政成立, 法案起草の為の三十人選出決議	3, 1—2	34, 3
4	リュサンドロスのサモス征圧, 帰国, 戦争終了	3, 3—10	[ ]
5	三十人選出	3, 11	35, 1
6	初期の施政	3, 12	35, 2—3
7	スパルタ守備隊の駐屯	3, 13—14	[ 37, 2 ]
8	第一次恐怖政治	3, 15—17	35, 4
9	僭主派は市民権制限のため名簿を作成, テラメネースの反対	3, 18—19	36, 1—2
10	名簿外の者の武器没収	3, 20	〔 37, 2 〕
11	第二次恐怖政治	3, 21	
12	テラメネース非難及び他の反対	3, 22—49	
13	テラメネース殺害(計画と実行)	3, 50—56	37, 1
14	第三次恐怖政治	4, 1	37, 2
15	トラシュブローロスのピュレー占領, 三十人僭主軍の退却	4, 2—7	37, 1
16	三十人僭主はエレウシスへの逃避を考慮	4, 8—9	[ ]
17	ムニキアでの決戦	4, 10—19	38, 1
18	三十人僭主の失脚	4, 20—24	38, 1
19	都市(アテーナイ)の住民とペイライエウスの住民の争い	4, 24—27	38, 2—3
20	リュサンドロス三十人僭主を後援	4, 28	[ ]
21	十人委員の努力で和議成立	[ ]	38, 3
22	パウサニアースの介入, 調停	4, 29—38	38, 4
23	リノーソ等の功績	[ ]	38, 4
24	両派和解, 内乱終結	4, 38—42	39, 1—6

派を四百人会の極端派から区別するために殊更にそのように描いたものと思われる。<sup>(12)</sup>

前五世末のもう一つの寡頭派革命、即ち三十人僭主については、アリストテレース『アテーナイ人の国制』(34, 3—39, 6)とクセノフオーン『ギリシア史』(Xen. Hell. II 2, 20—4, 42)の二つの史料がある。この両

者の内容につき古くから議論があるが、われわれはここでもアリストテレース史料が、四百人会の場合と同様、穏健派の思想に強く影響されているのではないかという推定から出発したい。<sup>(14)</sup> この点の実証のために、例によってまず両史料を比較対照すれば表の如くなる。表の中の括弧を附した個所に留意してアリストテレース史料の性格を探ろうと思う。<sup>(15)</sup>

(一) まず三十人僭主の成立について。ペロポネソス戦争の末期、穏健派のテラメネースが中心となりスパルタとの交渉が進められたが、民衆がこれに反対して戦争の継続を主張する。このスパルタとの接触が三十人僭主に至る導火線となるのであるが、アリストテレース史料はこの点には全く触れない。そこには三十人僭主の成立についての記述は殆んどなく、それを極端派とリュサンドロスの提携の結果として片づけている(34, 6)。また講和の条件として『アテーナイ人の国制』では、テラメネースが「父祖の国制」の擁護

に努力したというが(34.3)、クセノプォーンによれば、そのときの四条件の一つとして、スパルタと同盟関係を締結した上、スパルタの外交政策に随順すべきことが定められている。それはスパルタの圧力下での国制変革を余儀なくさせ、ひいてはパトリオス・ポリーティアの維持を不可能にするものであった。成程、テラメネースは国制の変革には消極的で、三十人僭主に選ばれた後も、その実行を延引しようとして抵抗した、とクセノプォーンも伝えている(II.3.11)。しかし、この混乱期におけるテラメネースの演じた役割は、民主派の弁論家リュシアースの眼には、スパルタ人の強制によってというよりは、むしろ自分の方から当時の国制の破壊を申し入れたものという風に映っていたし(Lys. XII.70; cf. XII.74)、寡頭派のクリティアースでさえこれと同じ批判をしているのである(Xen. Hell. II.3.28)。またリュシアースによれば、テラメネースは極端寡頭派の一人ドラコンティデースの提言をうけ入れて三十人僭主に政権を委ねるよう市民たちに勧めた、ともいう(Lys. XII.73)<sup>(16)</sup>。アリストテレス史料がテラメネースを「父祖の国制」の擁護者として描いたにも拘らず、テラメネースが三十人僭主の一人として、パトリオス・ポリーティアの保持よりは、むしろスパルタへの従属政策に与していた時期のあったことは明白である。

(二) 次に三十人僭主の施政について。クセノプォーンによれば、三十人僭主の初期——この時点ではまだ僭主派とテラメネース派は協調して国政の運営に当たっていた——の統治はスパルタの軍隊の監視下で行われた、という(II.3.13 sq.)。しかし『アテーナイ人の国制』では三十人僭主がスパルタ軍の来援を求めたのはテラメネースの死後で、彼の与

り知らぬことになっている。また、三十人僭主の統治の僭主政的性格を端的に示す例である、三、〇〇〇人以外の市民からの武器没収についても、クセノプォーンの記述(II.3.23)と違って、アリストテレス史料ではテラメネースの没後のこととされる。そして、三十人僭主の恐怖政治とテラメネースとの繋りについても、クセノプォーンでは彼がそれに二度に亘って関っているのに対し、アリストテレス史料では一度であり、この点でも彼の責任を減じているのである。総じて、『アテーナイ人の国制』は三十人僭主のメムバー内部でのテラメネースと僭主派とを対照させ、彼が退いた後に後者の圧力が強まったかの印象を与えようとする。

(三) 最後に三十人僭主の崩壊について。この僭主政が崩壊する時の内乱は和議で收拾される。『アテーナイ人の国制』はその功績を新しく選出されてその任に当たった一〇人——リノーン、ファウロス等の穩健派——に帰する。しかし、この時点の経過に言及したクセノプォーンも(II.4.23 sq.)、リュシアースも(XVII.54 sq.)、インクラテースも(XVII.5.6)、この一〇人については全く触れていない<sup>(17)</sup>。それ故、これは党派間の和解と民主政の復活の功績を実際の功労者、トラシユブローロスやパウサニアース王から、少くとも部分的には、穩健な寡頭派に移そうとする意図に発するものと考えられる<sup>(18)</sup>。この史料をアリストテレスはアンドロティオーンの中に見出し、アンドロティオーンはそれを当時のパンフレットないし演説の中からとり出したのであろう<sup>(20)</sup>。ともあれ、ここでもアリストテレス史料は事実と相違して穩健派を擁護しているといわなければならない。

以上、四百人会および三十人僭主に関するアリストテレス史料の偏向性を指摘してきたが、その中から「寡頭派革命」期の穏健派の立場を次のように推定できないであろうか。即ち、彼らは民主政の行き過ぎに反対して極端寡頭派と一緒に寡頭政の政権を樹立したが、これが僭主政化するに依りて、今度はその責任を極端派に帰し、自己の立場をこれと区別するために「父祖の国制」への復帰を政治目標として唱えるようになった」と。この点の実証が次の課題である。

註

- (1) U. v. Wilamowitz-Moellendorf, *Aristoteles und Athen* I, 1893, 99 ff.; U. Köhler, *Die athenische Oligarchie des Jahres 411*, SB Berlin, 1895, 451 ff.
- (2) Ed. Meyer, *Thukydides* (6. Das achte Buch. Die Revolution der Vierhundert), *Forschungen zur alten Geschichte* II, 1899, 406 ff.
- (3) U. Köhler, *Der thukydideische Bericht über die oligarchische Umwälzung in Athen im Jahre 411*, SB Berlin, 1900, 403 ff.
- (4) F. Kuberka, *Beiträge zum Problem des oligarchischen Staatsstreiches*, *Klio* 7, 1907, 341 ff.; ders., *Kritisches über die Verfassungsentwürfe der athenischen Oligarchen vom Jahre 411*, *Klio* 8, 1908, 206 ff.; G. Busolt, *Griechische Staatskunde* I, 1920, 69 ff.; C. Hignett, *A History of the Athenian Constitution*, 1952, Appendix XII (p. 356 ff.).
- (5) M. O. B. Caspari, *On the Revolution of the Four Hundred at Athens*, *JHS* 33, 1913, 1-18——「革命」の初期の組織並びにプロクシノスらの記述の方向を述べた論文である。
- (6) F. Jacoby, *Athens*, 1949, 211.
- (7) M. Lang, *The Revolution of the 400*, *AJP* 69, 1948, 272-289 は同史料の相違を論じている。この論文は省略して説明するが、(p. 274)

——アリストテレスでは純外交的・政治的な事象やそこから生じた立法行為は省略され、トゥーキデーデースでは革命の達成に最終的に影響したり、基本的に重要であったもの以外は省かれている(p. 289)——という立場から研究史に新しい局面を切り開くことを試み、この両方を補い合つて革命の経過を復原しようとするが、結果的にはマイヤー・ケラー以前の無批判なモザイクの再現に終っている。彼も、五千人会が四百人会をつくりあげたにちがいないという確信に焦点をあわせるかたちで、アリストテレス史料が説明されることを認めるが、我々の問題はこの確信そのものを取り上げることには始まる。

- (8) F. Jacoby, *op. cit.* 213; id., *F. gr. Hist.* III b ii, p. 91 ff. n. 86. 彼「プロクシノス」の「植一雄」に「プロクシノス」の「Athens」について『西洋古典学研究』七、一九五九年、九一九九頁、参照。
- (9) F. Jacoby, *F. gr. Hist.* III b (*Suppl.*), vol. 1, 1954, 87.
- (10) フリストテレスは *Ath. Pol.* 29, 5 (= Thuk. VIII 67, 3) に四百人会の構成に触れず、それを 31, 1-3 (P = Provisorium) に述べて、Thuc. VIII 67, 3 及び *Ath. Pol.* 31, 1-3 の比較を V. Ehrenberg, *Die Urkunden von 411*, *Hermes* 57, 1922, jetzt in: *Polis und Imperium*, 317 ff. によらねば、彼は「プロクシノスの *psephisma*」を「Provisorium」と同一視し、後者を四百人会の支配の「道具」として見たものとする。そして、両者の対比から、五人の *proedroi* から出発した四百人会が当初もつていた「絶対権力」absolute Vollmacht (Thuc. VIII 67, 3) は一〇人のストラテゴスという「*Ath. Pol.* 31, 2」の四百人会とストラテゴス職が共同で運営する者(Thuc. VIII 67, 3)の「*Liberalität*」の性格をめぐつたものである。「Provisorium」の国制をフリストテレスの正統化(„Legalisierung“)の努力 (cf. 31, 1: *katà tà néstera*) とも拘らず、実は das absolute Regiment であつたことを論証。
- (11) アリストテレスによれば、四百人会成立時に五千人が将来の国制について提案したが、その内容(B: *Ath. Pol.* 30, 2)はその時点のものではなく、四百人の極端寡頭派が退陣して、民主派と寡頭派が妥協したのち、権力が五千人会に移った時、テラメネースが提案した国制である(V.

- Ehrenberg, *a.a.O.* 320; J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History*, 1955, 13, 197, n. 30; H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl. 1960, 241°
- (12) 四百人会の崩壊は der Sieg der Gemäßigten unter Theramenes über die Ultras であるが、所詮、寡頭派内での争いであり、それ故、四百人会の指導者は失脚後、大部分そのオキメテライナイと留め置かれた(Th. Lenschau, *Die Vorgänge in Athen nach dem Sturz der Vierhundert, Rhein. Mus.* 90, 1941, 28°)
- (13) O. Armbruster, *Über die Herrschaft der Dreißig zu Athen 404/3 v. Chr.* (1913) & G. Colin, *Xenophon Historien* (1933) 4 Arist. *Ath. Pol.* 24の24-25を比較して Th. Lenschau, *RE VI A 2*, 1934, s.v. *oi praktorra*, 2355 ff. & C. Hignett, *op. cit.* Appendix VIII (p. 373 ff.) 4 Xen. *Hell.* を第一史料とする。
- (14) かくいふべきは、クセノフォーンの記述に絶対的な信憑性を認めることはできない。この点に関して S. Usher, Xenophon, Critias and Theramenes, *JHS* 88, 1968, 128-135 参照——たゞ、三十人僭主の恐怖政治についてのクセノフォーンの描写では、クリティアース、テラメネス、二人の演説が重要な位置を占めているが、Usher は、*boule* で行われた両者の演説がクセノフォーンに伝わった経路を検討すると共に、クセノフォーン史料もテラメネスの行為を正当化する意図をもっていたことを論証——。その意味では、クセノフォーンの記述と、アリストテレスのそれと同様、何らかの偏向を含むことは事実であるが、それにも拘らず、両史料の比較から後者の性格を抽出することは可能であると信ずる。
- (15) 三十人僭主に関するクロノロギーについては A. G. Roos, *Chronologisches zur Geschichte der Dreißig, Klio* 17, 1921, 1-15 参照。『アテーナイ人の国制』——三十人僭主の形成を前四〇四〇/三年とする(35, 1)——の発見後も、三十人僭主の政権掌握を前四〇五〇/四年(おそろひ六〇七月)とする自説に固執する K. J. Beloch, *Gr. Gesch.* II, 110 (=II<sup>2</sup> 1, 430) & Roos は批判し、それを前四〇四年のハカトム、ハイオーン(第一月、即ち七〇八月)一日以後とする。但し、その政権の崩壊を Roos は前四〇三年三月末又は四月初めとするが、Th. Lenschau, *a.a.O.* 2371 によれば、四〇四年十二月である。
- (16) このオキメテライナイは、テラメネスの指示したことを実行しなければ、国制ではななく安全に関する問題に発展し、とうとうたとう(Lys. XII 74: *oi nepi nokretas ... alla nepi aortolias*)。L. Bieler は、四百人会の人々が口にした *aortolia* と、クロロガンがこのことを復活したと考へ、この四百人会と三十人僭主の同質性の証拠を見出( *A Political Slogan in Ancient Athens, AJPh* 72, 1951, 183: the essential identity of the two régimes)。
- (17) G. Busolt, *a.a.O.* 80, Anm. 1.
- (18) *Ath. Pol.* 38, 1 ff. の記事は、*Memnosyne* 6, 1953, 198-207 参照——*Ath. Pol.* の記事は、*oi déna* があつたことであるが、この点の矛盾の指摘から出発して、*oi déna* の問題を論じて、三十人僭主の崩壊から和平までの間、唯一の *oi déna* の政府があつたこと、それはテラメネスのグループと関係のある穏健派の立場から、亡命者との和解に努めた(しかし失敗に終り、以後アテーナイとバイライエウスとの間の亀裂が拡大した)ことを結論——。
- (19) F. Jacoby, *F. gr. Hist.* Androtion F. 10.
- (20) F. Jacoby, *F. gr. Hist.* III b (Suppl.) vol. 1, 137 f.

三 「寡頭派革命」に於けるパトリオス・ポリータイアの立場

僭主政が成立する背景となった民主政ないし寡頭政の行き過ぎ及び両派間のスタシスについては、トゥーキデーデス(III 80, 1-83, 4)が詳しく論じている。それによると、当時このような党派抗争は全キ

リシアに一般的であった。それは人間の本性に根ざし、貪欲 (*πλεονεξία*) や名譽欲 (*φιλοτιμία*) より発し、当事者にとっては仲間関係 (*τὸ στρατιωτικόν*) が血縁関係 (*τὸ συγγενεῖς*) より重要なものとなり、そこでは注意 (*τροπὴν-θύς*)、分別 (*ἀσφραγία*)、聰明 (*τὸ εὐνοεῖν*)、深慮 (*ἀσφαλεία τὸ ἐπιβουλεύεσθαι*)、高貴 (*τὸ τεύχαιον*)、素朴 (*ἐπιθύς*) が姿を消す。党派の指導者は言葉の上では「民衆の政治的平等」 *πληθους ἰσονομία πολιτικῆς* (民主派) とか、

「思慮ある貴族政」 *ἀρεστοκρατία ἀσφραγία* (寡頭派) とかをスローガンに掲げるが、穏健な市民 (*τὰ μέγα τὸν πολὺν*) は中立の故に殺害された<sup>(1)</sup>。これに続く箇所 (III 84) はトゥーキューデーデース自身ではなく、後世の加筆であるが、やはりスタシスを批判する視点から書かれている。そこでは分別 (*ἀσφραγία*) と傲慢 (*ἰσπας*)、敬虔 (*τὸ βαίον*) と復讐 (*τὸ τιμωπεσίον*)、正義 (*τὸ πρὸ ἀδικεῖν*) と私利 (*τὸ κερδοπέσον*) が対照され、前者が欠如し、後者が優勢を占めることが党派对立の原因である<sup>(2)</sup>。という<sup>(3)</sup>。

ところでトゥーキューデーデースはアルキビアデースの僭主的行為を窃盜 (*κλεπτοκρατία*)、乱暴 (*βασιλευσία*)、惨忍 (*σπουδαίως*) という語で形容している。そしてクリティアースのそれは他の歴史家によって無法 (*ἀνομιότητα*)、傲慢 (*ἰσπαράτος*)、乱暴 (*βασιλευσία*) という語で表現されている (Xen. Mem. I 2, 12)。このことを考える時、政治的穏健や道徳的正義の概念が民主派ないし寡頭派の行き過ぎ (僭主政) に対する反省として生れたことが想像できよう (cf. Arist. Pol. 1295 b)。そればかりではない。トゥーキューデーデースはまたデーマゴゴスの政治目標を「各自が第一人者になり」 (III 65, 10)、「民衆指導権」 (III 65, 11) を握ろう

とした点に認めているが、一方、極端寡頭派についても、彼らの目的は「各自が自ら第一人者となり」 (VIII 89, 3)、「各自ひとりひとりが民衆の指導者になる」 (VIII 89, 4) ことであった、<sup>(4)</sup> といひ、両派につき殆んど同一の用語で論じている。民主派の指導も、寡頭派のそれも、畢竟、同じ独裁支配に傾くものであるという同時代人の体験がそこにあらわれているのである。

民主政であれ、寡頭政であれ、結局は僭主政に赴くという事態に直面して、穏健派が持ち出した標語がパトリオス・ポリーテイアであった。この用語は、しかし、前四一一年と四〇三年に議論された時、穏健派だけでなく、そのほかの党派も自らの求める国制として唱えたものであった<sup>(4)</sup>。当時まだこの語の内容は確定していなかったといえる。

民主派は前四一一年の寡頭派の行動に対し、自分たちはパトリオス・ポリーテイアを守っているのに、寡頭派はそれを破る、<sup>(5)</sup> といって非難する (Thuc. VIII 76, 6)。また前四〇三年の民主政復活の際に、アンドキデースによれば (Andoc. I 87)、「民主派のテイサメネースは父祖の慣習に従って (*κατὰ τὰ πατρίδια*) 国制を定めると述べた、<sup>(6)</sup> という。更に同年にトランシュブローロスは市民に古法 (*νόμος ἀρχαῖος*) に従うことを勧告している (Xen. Hell. II 4, 42)。これらはすべて民主政を意味し、その外、リュシアースにもパトリオス・ポリーテイアを民主政と同義に用いた例がある (XXXIV 3; cf. Hdt. III 80; Diod. XIV 3, 3)。一方、極端寡頭派は寡頭政を以ってパトリオス・ポリーテイアと考える。彼らが四百人会を設けたのも「父祖の制度」に従ってであったし (Arist. Ath. Pol. 31, 3) 三十人僭主が選ばれたのも「父祖の法」 *κατὰ τὸν νόμον* を制度化する

ためであった (Xen. Hell. II 3, 2)。そして、ディオドロスによれば、前四〇三年に寡頭政を望んだものは「古き体制」<sup>(5)</sup> *ἡ παλαιὰ κτῆσις*、即ち、少数者が国を代表する制度の復活を説いたという (XIV 3, 3)。民主政または寡頭政を主張する両派に対して、穩健派は混合政<sup>(7)</sup> *ἡ μίξη πολιτεία*——この場合は上の二つの国制の混合) を唱え (Thuc. VIII 97; cf. Xen. Hell. II 3, 48) それをパトリオス・ポリータイアと呼ぶ (Arist. Ath. Pol. 29, 3; 34, 3)。彼らは自分たちの主張する国制のパトリオスなる所以を古き立法者に求める。ポリータイアはその時々々の権力や民会が定めるものではなく、父祖伝来の慣習にもとづくものであって、ソロンやクレイステネースの制度こそそれである、とする。この考えをおしすすめれば法 (*νόμος*) と民会決議 (*δημοκρατία*) の相違が問題となる<sup>(6)</sup>。この点につきアリストテレスは、ノモスは一般的・普遍的で、プセーピスマは個々の場合にそれを補正するものであると考え、民主政下にあつては、ノモスではなくプセーピスマがすべてを決定するといふ。このように法と民会決議を対照的に捉えることは、既に前五世紀に民衆の支配と法ないし善法 (*eunomia*) との区別 (Ps. Xen. I 8) として萌芽的な形で見出される。しかし、その違いがはっきり自覚されるのはおそらく前四一一年と四〇三年の経験を振り返ることによつてであつて、その発端は穩健派の立場に溯るものと思われる<sup>(8)</sup>。実際、彼らはテラメネースの主張にもある通り (Thuc. VIII 65, 3; 97, 1; cf. Arist. Ath. Pol. 30, 2) 官職者への捧給に代表される如き民主政に反対 (cf. Arist. Pol. 1294 b; 1297 a; 1298 b; 1317 b) どのような極端民主政の生れる以前の国制——ソロンとクレイステネースの制度——に戻ら

うとしたのである。これらの立法者の国制が寡頭政でも、民主政でもなく、その混合に近いと思われたのがその理由であるというが、両者の中でも彼らの理想はどちらかといえばソロンに集中したようである<sup>(9)</sup>。そして、その時期はおそらく四百人会成立の直前のことであつたらう<sup>(10)</sup>。というのも、四百人会はその数から見てソロンの設けた評議會と理念的に繋がっていたからである。

混合政を以って当面採用すべき国制と考え、それをアテーナイの「父祖の国制」と見做してその範型をソロンの国制に求めた穩健派は、更に理想の国制を追つて、最後に貴族政の理念に到達する。その端緒は支配するものの多寡や富の有無によつて (Arist. Pol. 1276 b) ではなく、貴族 (*ἀριστοί*) という道徳的な意味合いを含んだ概念で寡頭政的政治形態を表現することにあつたが、それは今われわれが論じている時期に一般化したのではないかと思われる。トゥーキューディデースが二、三の例外 (e.g. V 65; VIII 64) を除いて、党派間の対立を専ら *ὀλιγίων (oi oligoi) — oi dēmiōn (oi demokratōn)* という語で表現するのに対し<sup>(11)</sup>、それ以後の文献では寡頭派を *ἀριστοκρατικός* と呼んでいる場合の多いこと<sup>(12)</sup>はこの間の事情を示すものであらう。そして寡頭派の偽クセノプォーンが民主派 = 寡頭派を *ὀλιγίων (oi oligoi, oligoi, etc.) = oi dēmiōn (oi demokratōn, etc.)* と呼んだ外に、*oi xēiōnes (to kakōtōn, etc.) = oi dēmiōn (oi demokratōn, etc.)* 等と道徳的な意味を籠めて呼んでゐることもまた、「寡頭派革命」の時に寡頭派のプリュニクスが自ら「所謂高貴な人々」 (Thuc. VIII 48, 6: *tois te kalōis kētrabōis dymokratōnōn*) とつて、それを *ὀλιγίων* と対比していることからみて (cf. Plut. Per. 11) 貴族

(*oi oligarchoi*) という語は、おそろしく寡頭派が自らその党派の呼称としたものである<sup>(14)</sup>と考えられる。

それ故、貴族政 (*oligotokratia*) というのも寡頭派が自分たちの制度を呼ぶのに積極的に用いた理想で、それは党派対立の中で民主政への対抗的スローガンとして持ち出されたものであった。コルキユラの党派抗争のさいに、寡頭派が「思慮ある貴族政」を主張したことや (Thuc. III 82)、貴族政ないし王政の概念が極端民主政 (*oligoteros demokratia*) と対立的に用いられている例の伝わっているのはかかる事情を裏書きするものといえよう (Plut. *Cim.* 15; Plut. *Memex.* 238b-239a; cf. Plut. *Aristid.* 2)。しかし、寡頭派の中でも極端派は上述の如く僭主政的支配を目指したのに対し、穏健派は民主政と寡頭政の両方の逸脱に反対して、*kaloi kairistoi* の政治を求めつた (Xen. *Hell.* II 3, 49)。テラメネースもその演説の中で、自分はクリティアース等の僭主派が高貴で正しい人々を (*aristos kalos kairistos*) 逮捕しようとした時、初めて彼ら一派とは反対の意見を持つようになつたといふ (ibid. II 3, 38; cf. II 3, 15)。クリティアースを *eu tē oligotokratia pántōn mousophorotatos* と非難し (ibid. II 3, 47)、彼の独裁政に抗して、「最善の人々」*oi bélattoi* にも政治に参加せよと主張してゐる (ibid. II 3, 19; Arist. *Ath. Pol.* 36, 1)。これらの事実から見ても、貴族政の理想が同じ寡頭派の中でも穏健派の極端派への反撥を通じて形成されたことが明らかであろう。

註

(1) Thuc. III 80-83 の記述は、F. M. Wassermann, *Thucydides*

and the Disintegration of the Polis, *TAPA* 85, 1954, 46-54; A. W. Gomme, *International Politics and Civil War*, in: *More Essays in Greek History and Literature*, 1962, 164 ff. 参照。彼 *oi bélattoi* の立場はそれ以前でも既に Aesch. *Eum.* 525 f. 及び Eurip. *Suppl.* 245 に見られる (cf. F. M. Wassermann, *op. cit.* 52)。また F. Altheim, *Staat und Individuum bei Antiphon dem Sophisten*, *Klio* 20, 1926, 257-269 もこの個所に触れる——四百人会の設立に加わり、その処刑された弁論家のメンテューン (vgl. Thuc. VIII 68) とメンテューンのメンテューンが同一人物か否かは古来問題であるが、Altheim は弁論家メンテューンの置かれた状況と思想の解明のため、Thuc. III 82-84 をとりあげ、メンテューンの二つの作品、即ち「国家と法の転覆を説く『真理』」*Altheia* と市民間の和合を説く『協調と公正』*Tepl' omonias* との間では必らず矛盾のなさを論述——。

(2) A. W. Gomme, *A Historical Commentary on Thucydides* II, 1956, 328 ff.

この個所の真・偽作に関する学説史の要約は E. Trojitsch, *Die Psychologie der Revolution bei Thukydides* (Die Frage der Echtheit von Kapitel III 84), *Wien. Stud.* 60, 1942, 9 [Trojitsch は真作説] 及び A. Fuks, *Thucydides and the Stasis in Corcyra*: Thuc., III 82-3 versus [Thuc.], III 84, *AJPh.* 92, 1971, 48 参照 [Fuks は偽作説]。

(3) A. Fuks, *op. cit.* 55 III 82-83 と III 84 の間の顯著な相違を、前者がコルキユラのスタシスを寡頭派と民主派の間の政治闘争とみ、その原因も動機も政治的であるとみるのと対照的に、後者では経済的な理由で説明しようとする (p. 50-53)。そして III 84 の叙述を、前四世紀七〇年代、即ち前二世紀半ばのローマの征服に至る期間のギリシアでの社会経済的スタシスに関する古代文献の記述と対比して、III 84 がコルキユラのスタシス後の二〇〇年間の社会革命的国内分裂の時代の人の手になると結論 (p. 53-55)。すなわちせよ偽作説が有力であることは確かである。しかし、たとえ偽作としても、トゥーキユリデースの他の個所との発想の上で的一致は多し (vgl. E. Trojitsch, *aa.O.* 15 ff.)。分別・傲慢以外の

三つの対照は社会経済的な説明と「より、むしろ同時代の「ローマキエーネ」の用語に近づくものがある（「私利」*τὸ κερδαίνειν* について）  
『Xen. Hall. II 4, 21』参照。

- (4) この標語はそのほかローマキエーネの『ローマキエーネの歴史』に於て E. Drexler, [Hoplōn] *peri politikos, Studien zur Geschichte und Kultur des Altertums*, II 1, 1908, 116 の語に、前四〇四年の a party war-cry である (E. Adcock/A. D. Knox, 'Hoplōn *peri politikos*, *Klio* 13, 1913, 252 以下)。但し Adcock は前五世紀末の early date に不賛成)。 Cf. V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 2. ed., 1973, 477f.

篇

- (5) 寡頭派革命時各派の政治的スローガンとなつたものとして *nátrios politikos* と述べて *politikos* があつた (cf. L. Bieler, *op. cit.* 181-184)。シミリテ遠征の失敗(前四一三年夏/秋)の *politikos* が市民の口を占めたが、この標語はペイサンテロスがサモスの寡頭派に助けられたブターナイ人たちが国制の変更を説いた時(前四一二年冬)に使われたものとして (Thuc. VIII 53, 3-54, 1) 四百人会がスローガンを浴びて設立された (*Ath. Pol.* 29, 2; 29, 4) また四百人会がその体制を正当化したのも *politikos* とあつた (Thuc. VIII 86, 2)。それはかりとばさず。三十人僭主のこの標語をいふのも、更なる支配を *nátrios politikos* (かゝる *nátrios politikos*) として粉飾したのである。民主政の復活を説く人々、ブターナイ人全体が市民権と与へると *politikos* の根拠を求めた (Lys. XXXIV 6: *τάύτην μάχην πολιτικὰ εἶναι τῷ πόλει, βασιυῶν Ἀθύπατορ τῆς πολιτικῆς μετεῖναι*)。

前

- (6) G. Busolt, *aa.O.* 458; J. W. Jones, *The Law and Legal Theory of the Greeks*, 1956, 109; A. R. W. Harrison, *Law-Making at Athens at the End of the Fifth Century B.C.*, *JHS* 75, 1955, 26 ff.; V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 2. Aufl., 1965, 69 f.
- (7) A. H. M. Jones, *Athenian Democracy*, 1957, 123.
- (8) *vómos* の觀念は *θεμῶν, δίκην, εὐνομία, ἰσνομία* を経て、民主政期に *νομοκρατία* となるべく *νόμος* のが確立した。と云われ得る (V. Ehrenberg, *Eunomia*, in: *Polis und Imperium*, 157 f.) 其の本體の

思想の定着に作用した「寡頭派革命」という契機はここでは注意した。  
*vómos* *baatikós* の觀念は、既に、ピンドロスにあらわれたが (Pi. *Fr.*g. 169: *Nómos ὁ πάτριος βατικὸς, θύραιον τε καὶ ἀθανάτων, ἄγει δίκαιον τὸ βατικόν ἡμετέρον χειρὶ. τεταλαίωμα ἐργασίῃ Ἡρακλῆος κτλ.*) それと言及したローマキエーネ (III 38, 4) は各所に *vómos* を国制と同義で用いて、ローマキエーネ *politikos* と同語同義に「constitution」の意で用いる—— (cf. J. A. S. Evans, *DESPOTES NOMOS, Athenaeum* 43, 1965, 144f.) 彼が用いた *vómos* は必ずしも民主政(民会決議)と矛盾しない。法と民会決議の間を根本的な相違を設ける必要はないのは前五世紀末以来のことである。但しその後、民主派も彼らの立場から *vómos* *baatikós* を標榜した。ローマキエーネの例から分る。 Vgl. W. Schubart, *Das Gesetz und der Kaiser in griechischen Urkunden*, *Klio* 30, 1937, 54-69 (この論文はローマ帝政期に皇帝を法と正義の源泉とあり、擁護者であるとなつた。当時のギリシヤ人の考えを述べたものであるが、古典期の法觀念と接触する [S. 56f.] )。

- (9) A. W. Gomme, *A Historical Commentary on Thucydides* I, 1945, 47. 宛。ノロンの国制との關係は、この E. Ruschenbusch, ΠΑΤΡΙΟΣ ΠΟΛΙΤΕΙΑ, *Historia* 7, 1958, 399 ff. 参照。
- (10) A. Fuks, *The Ancestral Constitution*, 1953, 14. それをピンドロンの詩にブターナイの詩に引いた。 *nátrios politikos* を懸けた動詞を生ずるピンドロンの国制についての言及は、F. Jacoby, *F. gr. Hist.* III b Suppl. Bd. I [Kommentar], S. 29)。
- (11) A. W. Gomme, *Thucydides and the Fourth-Century Political Thought*, in: *More Essays*, 130. 但し、ローマキエーネ自身も思想の進歩の進展に際して変化がみられ、国家の道徳的な面を重視する傾向が生じた。更に晩年には中庸・總體(適度の混合) *μετρία καὶ ἐστῆρατος* を尊ぶべきであった(蘇維謙三「ソキアテトリスの思想の変遷について」『西洋史学』第三三輯 一九五七年 三四一—三四八頁)。
- (12) ローマキエーネの對象とした時期と同じ期間を取扱った三篇の *Plut. Per.* 7; 8; 11; *Nic.* 2; 12; *Alc.* 25.



- (13) A. W. Gomme, *The Old Oligarch*, *HSCP* Suppl. 1, 1940, now in: *More Essays*, 49, 68. Cf. Xen. *Hell.* II 3, 25. そのほか、大牟田章「前五世紀アテーナイ海上覇権の同盟関係」『西洋史学』第四五輯、一九六〇年、六頁、参照。

(14) キヤロがローマの *optimates* を *boni* とし、その反対党を *improbi* とした事実と比較すると興味深し (G. E. M. de Ste. Croix, *The Character of the Athenian Empire, Historia* 3, 1954/5, 24)。

(15) G. E. M. de Ste. Croix, *op. cit.* 27, n. 4.

(16) テーラメネスの活動について同時代人が否定的で、彼を変節者とみた (e.g. Lysias XII 28) のを反映して、近代の研究でも、当初は彼を利己的で信念のない人物とみる叙述が優勢であったが、*Ath. Pol.* (特に 28, 5) の発見以後、好意的な評価が生れ (e.g. B. Perrin, *The Rehabilitation of Theramenes, AHR* 9, 1904, 649-669)。穩健で愛国的な市民たるの代表としてのテーラメネス像が定着した。この点については P. Harding, *The Theramenes Myth, Phoenix* 28, 1974, 101 f. 参照。

#### (四) ポリテイア論の構成

——「寡頭派革命」の遺産——

前五世紀末の二度に亘る「寡頭派革命」を通じて、穩健派の国制論——民主政でも寡頭政でもなく、これら両方の混合より成る国制を「父祖の国制」とする考え——が形成されたのであるが、それを発端として次の世紀にアテーナイ人乃至ギリシア人によって国制に関する議論が活潑に展開され、遂にアリストテレスの手でポリス市民の国家論が構成される。この過程を辿ることがわれわれの最後の課題となる。

前四一〇年および四〇三年に寡頭政が崩壊した際、民主政の理念が昂揚し、それと同時にそれまでの法律を集成して法典を編纂すること

が企てられる<sup>(2)</sup>。「父祖の国制」に対する関心の高まりを見ることができるとであらう<sup>(3)</sup>。前四一〇年には編纂委員 (*dwarpagēis*) がソローンの法、即ち *ta pōtraia* を編纂するよう命ぜられ (*Lys.* XXX 2, 29: *dwarpagēis tois νόμοις Σόλωνος*)。また前四〇三／二年には当時効力をもっていた法律の集成がエウクレイデースによって行われた<sup>(4)</sup>。このエウクレイデースの法典の中でもソローンの法はその中核を構成し、以後も継続して効力を持ったばかりでなく、この法典から引用された他の法律も弁論家によって屢々ソローンの法といわれた<sup>(6)</sup>。また、プラトンの初期の作品の中に、当時(前三九五年)のアテーナイの国制が昔からの国制と同じであるという説が伝わっている (*Menex.* 238 cd)。その頃の人々がパトリオス・ポリテイアをスローガンとして用いていたことがここからも窺える<sup>(7)</sup>。その場合プラトンは、この古来の制度が現在まで存続したのはそれが混合政であるからだ、という主張に批判的であるので、その主張はプラトロン自身のものではなく、むしろ民主派の主張で、「寡頭派革命」の瓦解後に復活した民主政を理論的に粉飾した内容をもっていたと思われる。民主政を正当化することのような努力と並行して、その後の民主政は次第に急進化の道を進む。評議会の権限は制限され、国家運営の中心は民会や民衆裁判所に集中する。また、官職者は抽籤で選出される故にもはや権威がなく、右の諸機関の決議や決定を執行するだけのものとなった。かくして前三九四／九三年のクノーンの勝利の後、急進民主政の優勢は決定的となる<sup>(8)</sup>。しかし、そのような時でもアテーナイの市民の大部分を占める民主派は彼らの国制をソローンに帰していた。ソローンは前五世紀末に有効であった制度

の大部分を前六世紀はじめに制定したのだ、アテーナイの民主政はそれ以前の古い貴族政から突然生れたのだ、というのが彼らの思想である。そこではアテーナイ国家の展開はソロンに始まる民衆指導者 (*Ῥοδοτῆς τοῦ δῆμου*) の系譜に沿って捉えられ、ソロンの政治はペイシストラトス、クレイステネース、クサンティッポス、テミストクレー、エプイアルテース、ペリクレースを経て、クレオン、クレイトポーンに至る伝統に受け継がれる、という。<sup>(9)</sup>

弁論家のイソクラテースも最初は右のような民主政の主張者として登場したが、<sup>(10)</sup> やがて同時代の民主政の弛緩と無責任を目撃して次第にそれから離れて行った。『ニコクレース』(前三七二—三六五年)ではやはりソロンの国制を理想としているが、その内容は穩健な民主政とされ、その長所は君主政からひきついだものだという。それは最も善き人々の支配が群衆の支配に道を譲る以前の、良き古き時代のアテーナイの国制で、イソクラテース自身の時代の民主政と対照される。それに応じて彼の同情は同時代のアテーナイを離れ、スパルタ(特に三六八年のスーサの会議以後のスパルタ)に希望を託すようになる(『アルキダーモス』<sup>(11)</sup>)。前三五七年の『アレオパギティコス』でも急進民主政が排撃され、アレイオス・パゴス会議の再建による国制改革、即ちパトリオス・ポリーテイアへの復帰が主張される。<sup>(12)</sup> その場合彼はソロンの制度とクレイステネースのそれが似ているとか、一致しているとかいつてその同一性を強調し(*Areopag. 16; cf. Panathen. 232, 236; Plat. Cim. 15*)、それらをエプイアルテース以後の民主政と区別しているが、このような考えの先蹤は前四一一年の寡頭派(クレイトポーンやプेटドロス)

の説の中に見出される。これら寡頭派の人々は「父祖の法」*πάτριος νόμος*、即ちクレイステネースが民主政を建設した時の制度を参考にしたが、それはこの改革者の制度がそれほど民主的ではなく、むしろソロンの国制に似ているからであった、という(*Arist. Ath. Pol. 29, 3*)。このように民主政を急進民主政とそれ以前の民主政に区別する考えは、悪しき民主政と善き民主政の区別として、プラトーン思想の中に受け継がれる。彼は『政治家』に於いて国家を理想国家と現実国家の二つに分け、前者としては王が知識と正義をもって治める国家をあげ(293c)、後者としては次の六つの国制を考えている。即ち、(a)王政 *βασιλεία*、(b)貴族政 *ἀριστοκρατία*、(c)民主政 *δημοκρατία*——これら三つは法にもとづくもの (*κατὰ νόμους, ἐν νόμοις*)——、(1)僭主政 *τυραννίς*、(2)寡頭政 *ὀλιγαρχία*、(3)民主政 *δημοκρατία*——これら三つは法にもとづかぬもの (*ἀνευ νόμων, παρὰ νόμους*)——がそれで、内容的には(a)、(b)、(c)、(3)、(2)、(1)の順で次第に悪しき国制になるという。そして、彼はまた達成可能な次善の国家を『法律』に於いて考察し、そこではじめて混合政の理論に賛意を表する。

ところで、ソロンの国制が混合政であると考え、「若干の人々」*εὐνοίαι* がいたことがアリステテレスによって伝えられている (*Arist. Pol. 1273 b 35 sqq.*)、彼らは、ソロンが非常に極端な寡頭政 (*ὀλιγαρχία*) を終らせ、民衆の隸属状態に終止符を打ったのだ、と説き、ソロンに「父祖の民主政」*πάτριος δημοκρατία*——そこに含まれる寡頭政、貴族政、民主政のそれぞれの性格は各々、アレイオス・パゴス会議、官職者の選挙、民衆裁判所に代表される——の設置を帰している、という。

ここで貴族政と寡頭政が殊更に区別されていることは上の『政治家』での国制区分に対応するので、この若干の人々とはプラトーンのアカデーメイアの人々であろうといわれている。<sup>(13)</sup> その反面、ソロンに「父祖の国制」を帰する点で彼らはテラメネース以来のパトリオス・ポリーテイアの思想に強く影響されている。<sup>(14)</sup> それ故、上の「父祖の民主政」は前五世紀末のアテーナイ穩健寡頭派の主張とプラトーンの『国家』での法にもとづく良き民主政とが、後期プラトーンの混合政の思想を媒介として結びついたものである。尚、この「若干の人々」の思想は晩年のイソクラテースにも影響を残している。彼は前三九九年『パンアテーナイコス』<sup>(15)</sup> になって初めて混合政の理論に到達するが (*Parthen.* 131; 153 sq.)、これは彼が上の「若干の人々」から学びとったものであった。彼に於いても混合政の理想はパトリオス・ポリーテイアの思想、即ち彼が前三五七年の『アレオパギティコス』以来懐き続けていた穩健寡頭派の理論と結びついたのである——そこではその国制は *πρόγια δολκνγος* という語であらわされているが (*Areopag.* 58)、その内容はやはりソロンのアテーナイであり、クレイステネースのそれであった (cf. *ibid.* 16; 20 sq. etc.)<sup>(16)</sup>。

同時代の民主政への批判から良き民主政へ、そしてソロンの国制へとというパターンはアリストテレスにも共通している。彼は『政治学』で、従来のプラトーンなどの国家論でとりあげられた独裁政、寡頭政、民主政、貴族政という四つの国制と並んで第五の国制として「ポリーテイア」をあげる (1293 b)。これは端的にいえば寡頭政と民主政の混合であり (1293 b)、この混合された国制の中で民主政の方に

傾いたものを、普通、「ポリーテイア」と呼び、寡頭政に傾いたものを貴族政と呼ぶ、という (1293 b)。それ故、「ポリーテイア」は結局プラトーンの良き民主政に外ならない。<sup>(18)</sup> 実際、アリストテレスはオレオスでのヘーラクレオドーロスの国制変革後の体制について *Politeia kai symkopia* という表現を用いる外 (1303 a)、トラシュブ羅斯の僭主政が倒れたあとのシュラクーサイの国制についても、ある時は良き民主政 (1312 b)、ある時は「ポリーテイア」 (1304 a)、またある時は穩健な民主政と呼んでいるのである。<sup>(19)</sup>

このようにアリストテレスでは混合政 (*ekkreia*) は民主政への傾きに於いて捉えられるが、しかし、それにも拘らず彼は民主政の主張者ではない。彼が許容した民主政はあくまで混合政に近い性質のものであって、内容からみれば、上のソロンに帰せられた「父祖の民主政」に外ならなかった。<sup>(20)</sup> 事実、アリストテレスに於いてもテラメネース等の穩健寡頭派の場合と同様、混合政の建設者としてソロンが考えられていたようである。そしてこれには中庸 (*mesotē*) を徳 (*aretē*) とする説が関係していた。中間の人々 (*mesotē*) が国家の支柱となるべきであるという思想は前五世紀後半から見えるが (*Eurip. Suppl.* 244 sq.)、

特に「穩健な混合」 *mesotē symkopia* と呼ばれた五千人会は (*Thuc.* VIII 97, 2) 武器を自弁し得る者から成る故に、一般には中間の人々が支配する国制と見做されていた。<sup>(21)</sup> プラトーンも彼の次善の国家の市民を *mesotē politikoi* と考える。<sup>(22)</sup> そしてアリストテレスがポリスでは「中間的な国制が最善」で (*Arist. Pol.* 1296 b)、「中間の人々によって構成されたものが最善」であるという一方 (*ibid.* 1295 b)、ソロンの

法がすぐれているのは、彼自身が上のような中間の階層の出身であるからだとするものは (ibid. 1296 b; cf. *Ath. Pol.* 5, 3; 6, 3; 9, 2) トリヌテレーヌのポリーテニア論の歴史的背景を余すところなく伝えているのである。

註

- (1) 前四一〇年で寡頭政で終止符が打たれ、民主政が復活したものの新体制として IG I<sup>2</sup> 114 が数々の文書がある。Cf. H. T. Wade-Gery, *A Document of the Restored Democracy of 410 B.C.* (*IG. I<sup>2</sup>* 114), *Cl. Quart.* 29, 1930, 116-118——この碑文には前五世紀にテネア民主政の主要な諸原則があがっているが、その古風な用語法からみて、この時の新しい立法ではなく、むしろ、クレイステネス、クサンテモポス、エプイアルテースによつて累積的でありくりあげられてきた諸原理の要約であろう (p. 118)——。文中には *anō to deuo to Aðeunon rleubvovtos he epai* がよく返つておられ、参戦などの他の決定の *ðijios rnyðvov* が強調されたのである。また Demosth. XXIV 149 sqq. では、クリミイム参加者の誓約が引用された。これは、法および民会・五百人会の決議に従つて投票すること、僭主政や寡頭政のために投票しないこと、マテーナの *ðijios* (国家) 民主政) の破壊を企てるもので同調しないこと、負債の帳消しと土地・家の再分配に同意しないことが含まれている。U. Kahrstedt, *Studien zum öffentlichen Recht Athens I*, 1934, 73-76 に引かれた、前四〇三年の再建の「評議会と民会の誓約」を、前四一一年と四〇三年の再現を阻止した人々の名を挙げて (P. Harding, *Androction's View of Solon's Seisachtheia*, *Phoenix* 28, 1974, 286, n. 24 参照) そのほか、前四〇三年の民主政の復活を記念して、以後毎年ホーローニオンの第一二日にテネアを神々の供養の祭祀が催されるが、このこと(特に前四世紀)に於ける *Demos* の *Demokratia* の擬人化・神格化) について A. E. Raubitschek, *Demokratia*, *Hesperia* 31, 1962, 238 ff.

と詳しく。

- (2) G. Busolt, *Griechische Geschichte* III 2, 1904, 1538, Anm. 3; V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 2. ed., 1973, 71. 前四世紀末の共和政 E. Ruschenbusch, *Der sogenannte Gesetzescodex vom Jahre 410 v. Chr.*, *Historia* 5, 1956, 123-128 によれば、三度目の共和政 (前四一〇—一〇五年) (前四〇四年 [unter Dreißig Tyrannen] (前四〇三年) (3) 「寡頭派革命」期のテネア) の *τοσσην παραθύμων* の廃止や政治的裁判の無力化などが R. J. Bonner, *Administration of Justice under Athenian Oligarchies*, *Cl. Phil.* 21, 1926, 209-217 参照。共和政の関心は、共和政の共和政。
- (4) E. Ruschenbusch, *ΣΟΛΩΝΟΣ ΝΟΜΟΙ*, *Historia-Einzelschrift* 9 (1966) に引かれた *ἀφωσ-κόρβης* の記載は、前四一〇三年の共和政の有効であった (*κόρβης* と同じ S. 14 ff. 参照)。
- 同じく立法 (*νομοθεσία*) の新しい手続が導入された(それまでの *νόμος* を制定する場合は *ἐπιτροπία* を決議する場合の手続) 上の相違はなかった。この点については A. R. W. Harrison, *op. cit.* 26-35; D. M. McDowell, *Law-Making at Athens in the Fourth Century*, *JHS* 95, 1975, 62-74 参照 (Harrison の研究から出た) の *McDowell* は、前者が前四〇三—二〇二年でできた制度がその *νομοθεσία* の手続として前四世紀の間通用したと考へたのを補訂——前四〇三年の混乱のあと法の改正を難しくする方向に進んだテネア人もやがてその行き過ぎた気付きなど、前四世紀の間この制度としての試行錯誤的な企てが何度かあったことを指摘——)。
- (5) E. Ruschenbusch, *aa.O.* 50.
- (6) C. Hignett, *op. cit.* 17f.
- (7) G. J. D. Aalders, *Die Theorie der gemischten Verfassung im Altertum*, 1968, 33.
- (8) G. Busolt, *Griechische Staatskunde* II, 1926, 924.
- (9) 'democratic' version 4 Isocr. VII 16; *Arist. Ath. Pol.* 23, 1; 25, 2 にも復原がある (C. Hignett, *op. cit.* 6) テネア人は前四一〇—一三

前 篇

- 〇年に彼らの過去の歴史を再構成するにとり努めたが、アリストテレーヌはその成果を活用したのである。Ath. Pol. のソローンに関する記述はソローンを民主政の建設者とする史料——民衆の絶対権力はソローンの国制からの墮落ではなく、その実現はあくまで前四世紀の民主派の正統的見解 (cf. Isocr. XV 232; Aeschin. III 257) による文獻——に基づいて書かれたものである (F. E. Adcock, The Source of the Solonian Chapters of the Athenian Politeia, *Klio* 12, 1912, 15: the orthodox democratic view of the Fourth Century. 更に Adcock の論文 [p. 1-16] はソローンに関する Plut. Sol. 及び Arist. Ath. Pol. の記事を対比検討し、両者が共に傾向に於いて democratic な性格を帯びていようとする。その共通の史料がソクレテースの著作であろうと推測)。
- (9) Ed. Buchner, Der Panegyrikos des Isokrates, *Historia-Einzelschrift* 2, 1958, 1.
- (11) 同じ時期にはやはりソクレテースの希望を託したアテーナイ人にクセノフォーンが居る。その(前)三六二年のソクレテースの戦いの後、彼は『エヒローン』を書き、僭主から良君主への転換を論じたが、このような僭主政論は次に述べるソクレテース、アリストテレーヌの理論とは性質を異にしてゐる (G. J. D. Alders, Date and Intention of Xenophon's Hiero, *Mnemnosyne* 6, 1953, 208ff.)
- (12) Isocr. *Areopag.* の成立時期、この作品の彼の内政改革論、及びその政治的伝統主義に關しては、大牟田章「インクウラテースの『アレオパゴス論』について」『大阪大学紀要』人文・A・一四号、一九六六年、参照。
- (13) G. J. D. Alders, *Die Theorie der gemischten Verfassung im Altertum*, 52; G. R. Morrow, *Plato's Cretan City*, 1960, 83.
- (14) A. Fuks, *The Ancestral Constitution*, 1953, 21f.
- (15) G. J. D. Alders, *a.a.O.* 35 mit Hinweis auf S. P. Cloché, Isocrate et la politique théraménienne, *Les Études Classiques* 5, 1936, 394ff.
- (16) A. Fuks, *op. cit.* 7f.; G. J. D. Alders, *a.a.O.* 35f.
- (17) 國制の図は、大牟田章の「ソクレテースの僭主政論について」H. Swoboda, Zur Beurteilung der griechischen Tyrannis, *Klio* 12, 1912, 341 参照——それは支配者の利益を目的とするものとバウレラ (βαυρελα) からの *παύρατος* (不法を遵守しない強制支配 (*βάττερα τὰν ἰσχύων*) [scil. τὴν αὐτῶν] ἀναπειράω) (自釈明義務を負わない無責任性 (*ἀναπειρίθυος*)) によるものと Swoboda 自身はこの論文 (S. 341-354) で、右のような説が組み立てられた以前に有力であった僭主政論、即ち、政權の篡奪 (Usurpation) によって生れた一人支配という規定 (ソクレテースは如何に支配したかについては如何に支配に到達したかが問われる) 及び、キリシム僭主政の特性を見出すべきである。
- (18) M. Hammond, *City-State and World State*, 1951, 22.
- (19) G. J. D. Alders, *a.a.O.* 67.
- (20) G. J. D. Alders, *a.a.O.* 68. それだが、具体的にいへば、農民の民主政 (*γεωργὸς δῆμος*) である (Pol. 1319 a) 彼はこれを農民の可なり中々民主政である (1318 b)——cf. D. Asheri, Law of Inheritance, *Distribution of Land and Political Constitutions in Ancient Greece*, *Historia* 12, 1963, 2——。アテーナイの政治史にあらわれた民主政は多様で、アリストテレーヌの用いた *δημοκρατία* という語にも種々の意味が含まれてゐる。事実、彼は『政治学』で最も穩健なものから最も急進的なものを、民主政を四つの形態に分類 (Pol. 1292 b-1293 a; 1313 b. cf. 1289 a; 1291 b-1292 a)——の区別をつけて M. Chambers, Aristotle's "Forms of Democracy", *TAPA* 92, 1961, 20-36 参照。Chambers はアリストテレーヌの『政治学』を理論化された四つの民主政が『アテーナイ人の国制』でアテーナイの歴史に適用され、その中のソローンの「民主政」、クレイステレーヌの改革、前四七九—四六二年の國制、前四六二年の急進民主政の記述と一致する (p. 28-33) として、民主政なるものは *μεταβολή* を経て、その最終の急進的な形態に達するものとアリストテレーヌ特有の区別を認める (p. 34-36)。
- (21) P. Harding, *op. cit.* 111 及び B. Keil, *Die solonische Verfassung in Aristoteles Verfassungsgeschichte Athens*, 1892, 204 以下及び Arist. Pol. 1296 a 34-1296 b 2 の *μέσος πολιτικός* (the moderate) 及び Ath. Pol. 28, 5 の *σοφρονέστερος* 諸語を比較して、同じ Harding によれば、

*Ath. Pol.* 28, 5 のテラメネース評価はアリストテレス自身の政治理論から出たもので、前四世紀半ばの政治闘争の際の a man of moderate bias の作品にも同じくものではない (Harding はかくして前四世紀に a moderate party があり、この党派がテラメネースを尊崇し、五千人会の国制を信じていた、という仮設を斥ける)。確かに、前五世紀末の思想とアリストテレスの政治理論との間を或る党派(穏健派)の活動が橋渡ししたと考えることはできないが、本文でみた如く、この約一世紀の間、混合政の理論の点では連続性を認めることができると思う。それ故、Harding のいうアリストテレス自身の独自の判断 (p. 110: the judgement in *Ath. Pol.* 28, 5 is Aristotle's own) のほかに、先行者からの思想の継受の面も見落してはならぬであろう。

(22) G. J. D. Alders, *aa.O.* 62f.

### (五) 結 ('orthodox theory' と混合政論)

プリッポス二世・アレクサンドロス大王の時代を生きながら、カイロネイアの戦いの意義を解さず、専ら伝統的なポリス市民の立場からポリテイアを考察したアリストテレスは、前五世紀末の「寡頭派革命」のさいの穏健派の主張以来くり返しもち出された考え、即ち、混合政と「パトリオス・ポリテイア」を同一視する思想を基底にして、ポリスをして国家の「古典的形態」とする理論を完成した<sup>1)</sup>。このアリストテレスの学説は遙播学派の支援者でテオプラストスの弟子でもあったデーメトリオス (Phalerus) によって前三一七—一六年にアテーナイで現実の政治に適用される。

それに先立って前三二二年にアテーナイ艦隊はマケドニア軍に敗れ (アモルゴスの海戦)、アテーナイでは親マケドニア勢力が優位に立った。

アンティパトロスの指示によりそれまでの急進民主政に代って一種のティモクラティアが導入され (Diod. XVIII 18, 4: τῆς δὲ πολιτείας μεταρρυθμίσεως ἐν τῆς δημοκρατίας καὶ τῆς αὐτοκρατείας ἀπὸ τῆς αὐτοκρατείας εἰς τὴν πολιτείαν)。市民の財産資格を二、〇〇〇ドラクマイ以上とした。この結果、従来の市民二一、〇〇〇人のうち九、〇〇〇人が市民権を失った、という (Diod. XVIII 18)。民主政の行き過ぎを財産資格で緩和し、国内の政情を安定させることによってマケドニアの支配を確実にしようとしたのである。前三一七年春に民会がカッサンドロスと交渉して国家を再建したさいにも、市民権は一、〇〇〇ドラクマイ以上の者に限られた。この時デーメトリオスがカッサンドロスに支えられつつアテーナイに定めた国制は民主政の勢力を寡頭政の要素と妥協せしめたものであって、それは君主政的要素——デーメトリオスはアテーナイのエピスタテースまたはプロスタテースの地位にあった——と併せて、三つの国制を混合すること、即ちアリストテレスの理論の現実への適用をはじめて試みたものである<sup>2)</sup>。

前三一七年のアテーナイの国制は地中海の南端キュレーネの国制に影響する。アレクサンドロス没後ますます激しくなった民主派と寡頭派の対立を鎮め、キュレーネに安定した状態を回復するために、プトレマイオスはこの市に「勅令」*δικτατορία* を発して国制を与えた。それは、それまでの一、〇〇〇人の寡頭政(これも前三二二—二二二年にプトレマイオスによって強制されたものであった)に代って、三〇歳以上の有産者一〇、〇〇〇人を市民とする——この一〇、〇〇〇人の総体を *πολιτεία* と呼ぶ——、いわば急進民主政と寡頭政を混合したものであった。こ

の国制に含まれる諸制度の中で五〇〇人の評議会や民衆裁判所の制度はアテーナイの制度との関係を示唆しているが、とりわけ *νομοφύλακες* 制——この制度はデーメトリオス指導下のアテーナイで官職者を監視し、民会や評議会をもある程度監督した重要なもので、デーメトリオス以後は消滅——は前三一七年のアテーナイの国制との結びつきを教えるものといえよう。

そのうち混合政はますます重要性を帯びると共に、理論的にもアリストテレスの説に従ってその長所が称揚される。テオプラストス（前二八八／八五年没）の同時代人で、やはりアリストテレスの門弟であったディカイアルコスはスパルタに赴き、この国の国制をもとにして混合政に関する論文『トリポリティコス』<sup>(3)</sup> *Tripoliticus* を書いた。当時、ポリスを特性づけるものとして従来の「自治と自由」と並んで「父祖の国制（又は父祖の法）と民主政」*πάτριος πολιτεία (sive πάτριος νόμος) καὶ δημοκρατία* という表現が公式にも姿を見せつつあった（たゞ *Syll. I 3 23: ὁ τε ὁ δὲ νόμος ἡλευθερίᾳ καὶ τοῖς πατρίοις νόμοις καὶ τῆ δημοκρατίᾳ ἐκκομιτᾷ*）。ここにいう民主政とは寡頭政に対する民主政というよりは、君主政に対する民主政、即ち共和政の謂であって、ヘレニズム時代にはこの意味でのデーモクラティアの用法が一般化するに至る。<sup>(4)</sup> その背景には、勿論、ポリス自体が内部で変化を遂げつつあるという事情が横たわっていた。このように、ポリスの政治に関して

「寡頭政か民主政か」という枠組での捉え方が後退するのに対応して、寡頭政や民主政、そして君主政さえをもその要素として包含する混合政 (*μικτὴ πολιτεία*) が理論的に益々その意義を増し、ヘレニズム時代を通じて混合政論がポリスに関する 'orthodox theory' として広く受け入れられることとなるのである。<sup>(5)</sup>

註

- (1) M. Hammond, *op. cit.* 169: the 'classical form' of the state.
- (2) G. Busolt, *aa.O.* 928.  
アッテイカ出土の *ἄποι* に例外的に記されている年代から W. S. Ferguson, *The Laws of Demetrius of Phalerum and Their Guardians*, *Klio* 11, 1911, 265-276, esp. 265-267 はデーメトリオスの法の公布を前三一六／一五年と推定——Ferguson は同論文でプリンプトス派のデーメトリオスの下での *νομοφύλακες* 職(後述)の活動は、クセノポーンやプラトーン、アリストテレス(及びテオプラストス)などの政治理論家の説で多少しく改革の実例をみる——。
- (3) *Περὶ Κανόνων* の混合政論について E. Barker, *From Alexander to Constantine*, 1956, 49f.; G. J. D. Aalders, *aa.O.* 72ff. 参照。
- (4) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 2. Aufl., 1965, 156; Ch. G. Starr, Jr., *Perfect Democracy of the Roman Empire*, *AHR* 58, 1952/53, 2.
- (5) M. Hammond, *op. cit.* 23: the orthodox theory of the Hellenistic period.

## 第六章 スパルタ混合政論の確立と展開

——エプロス職の位置づけを中心に——

### (一) 序 (エウノミアとしての「リュクールゴス制」)

ギリシア人はスパルタの国制を、普通、エウノミア、即ち「良き秩序」と呼ぶ。前七世紀半ばにこの国の古制について歌ったテュルタイオスは、エウノミアの維持を訴えた (Plut. Lyc. 6)。そののち、ギリシア世界は僭主政の時代を迎えるが、この時期に僭主政を経験しなかったスパルタの国制は多くの人々の注意を惹いた。その上、スパルタが外交面でも、既に前六世紀半ば以来、他のポリスの僭主政に反対し、その打倒に加担したので、「良き秩序」としてのスパルタ国家はますます同時代人の関心を招くことになった。<sup>(1)</sup>

他面、スパルタの制度は「リュクールゴス制」の名をもって呼ばれる。エウノミアと「リュクールゴス制」の二つを結びつけたのは、今日に伝わる史料ではヘーロドトスをはじめである。しかし、彼の後輩に当るヘラニコスでは (F. Gr. Hist. 4 F. 116)<sup>(2)</sup>、スパルタの国制はエウリュステネースとプロクレースの二人の王の制定したものといわれて

いる。そして、トゥーキューデーデースも、スパルタ人は古くからエウノミアをもち、四〇〇年に亘って同じ国制を保持し、一度も僭主政を経験しなかった (Thuc. I 18, 1: *ἡρώτησεν καὶ αἰεὶ δειπνέουρος ἦν*)<sup>(3)</sup> といながらも、リュクールゴスの名を挙げていないのは、おそらくヘラニコスに従ったからであろう。前五世紀末までにスパルタの政治と社会秩序はスパルタ人以外のものによって理想化されつつあったが、この時点でも、まだ、スパルタの国制を「リュクールゴス制」とよぶことは一般化していなかったのである。

前四世紀に入ってもスパルタの国制はそれまでと同様に他のポリスの模範とされたが (cf. Plut. Lyc. 30, 2ff.)、注目すべきことには、この時期になってようやく「リュクールゴス制」とは何かということが人々の議論にのぼる一方、スパルタの「良き秩序」の原因が混合政に帰せられるようになった。混合政はその後ながくこの国の国制を論ずるさいの中心テーマとなる。以下、スパルタ混合政論の確立と展開のあとを辿ろうと思うが、そのさい、「リュクールゴス制」に於けるエプロ



ロス職の位置づけに特別な注意が払われるであろう。それというのも、「リキュールゴス制」は僭主政的要素を欠いたスパルタ国家と同一視され——実際、リキュールゴスに関する伝承では彼の行為は独裁政の排除と関連して述べられてくる(Plut. Lyc. 20, 5f.)——、エポオロス職は「僭主政のスパルタ的代替物」<sup>(4)</sup> a Spartan alternative to tyranny とみなされてきたからである。

#### 註

- (1) スパルタのエウノミアについて A. Andrewes, *Eunomia, Cl. Quart.* 32, 1938, 89 ff. 参照。  
(2) Vgl. K. v. Fritsch, *Lezikon der Aken Welt*, 1965, s.v. Hellenikos von Lesbos, 1237.  
(3) C. G. Starr, *The Credibility of Early Spartan History, Historia* 14, 1965, 257. 参 A. Blakeway, *CR* 49, 1935, 184 ff. の理想化の時期を前四五〇年以降と見做す「アテーナイの eulogies に対応するものと考えよ」。  
(4) A. Andrewes, *The Greek Tyrants*, 1956, 66 ff.

### (二) スパルタ混合政論の確立に至るエポオロス職の興隆

——[附. クレータ国家について]——

前七世紀半ばにスパルタは第二次メッセニア戦争を遂行したが、この戦争の後の困難こそ (Paus. IV 18, 2) 以後、スパルタ人をしてその「アゴージェ」*ἀγορῆ* の形成へと決定的に向わせる転機であった。<sup>(1)</sup> メッセニア征服に伴うヘイロータイの増加に対応するため、軍事組織の強化が必要となったからである。スパルタ人相互の団結は一層強固とな

り、「ホモイオイ」*ὁμοιοί* によるエウノミアの秩序が生れる一方、デーモスの発言力が強まり、エポオロス職は一段とその重みを増した。<sup>(2)</sup> このような流れに抗して、王は同時代のイストモスの諸都市の僭主政に刺激されて王権の拡張をはかるが、エポオロスの反撃に会い、意図とは逆の結果を招いた。即ち「アステローボス(前六二〇年ごろ)が王の専横を制限するためにエポオロス職の権限を強化したのであって(Plut. Cleom. 10, 3) ここにこの官職のもつ「僭主政に代る選択肢」としての機能と性格が既に認められるのである。国内でのこのような動揺は、その後、前六〇〇年ごろの「エウノミア」を経て前五五六/五五年のクローンの改革で一応の結着を迎える。それは同年のエポオロスであった彼がこの官職に王を退位させる権限を与えたことをいうが、その外、この改革に関しては次の二点が注目される。一つはクローンの特徴として、後の著作家がスパルタ的アゴージェの精神にあふれていたことを伝えている事実であり、<sup>(4)</sup> もう一つはスパルタの反僭主政策(ギリシア各地の僭主をその地位から追放すること)がクレオメネス以前のクローンに溯ることに於て (A. S. Hunt, *The Rylands Papyrus*, vol. I, no. 18 [ = F. Jacoby, *F. gr. Hist.* Nr. 105, 1] : *ὅς ὁ Ἀκων ἐποποιῦσας καὶ τὰς ἐν τοῖς ἑλληνικοῖς ὑπανδρίας κερειύσας*)<sup>(5)</sup> 後のスパルタ国家の国制上の、あるいは内外政策での特徴が一応この時期に出揃ったといつてよいであろう。<sup>(6)</sup> 前六世紀後半にスパルタはペロポネソスでの覇権を握り、更に半島外へとその活動の輪を拡げる。次の世紀に入ると国内ではエポオロス職が市民を代表して果す機能はますます大きくなる。エポオロスが王に出頭を求めて結婚に関する忠告を与えたり、また同じ事項につき

ゲロンテスと協議した場合でも、エポオロスに常に「スバルタ人たち」*Σπαρτιαῖται* の意向を代弁していた(Hdt. V 38 sq.)。このようなエポオロス職の権限の強化にもかかわらず、王の中にはパウサニアースの如く「ラケダイモン人たちの命令なしに」*ὄχι κελευσάτων αὐτῶν [scil. Λακεδαιμονίων]* 他市の船で航行するなど、国家の枠を越えて行動する者もいたことは確かであるが(Thuc. I 131, 1)<sup>7</sup>。その場合には、エポオロスが王をスバルタに召還し、反逆罪で弾劾・投獄することもできた(*ibid.* I 131, 2)。五名のエポオロスは長老たちと共に最高法廷を構成していつ(cf. Hdt. VI 85, 1; Paus. III 5, 2)<sup>8</sup>。この法廷には王をさえ召喚できたのである(クレオメネスについてのエポオロスへの告発に関してはHdt. VI 82, 1参照)<sup>9</sup>。その上、民会の運営の中心になったのもエポオロスであった。前五世紀には、民会は随意に、日を定めず開かれたが、エポオロスの一人が召集・主宰するのが慣例となっていた<sup>10</sup>。前五世紀前半におけるエポオロス職、長老会、民会の三者の関係は前四七五／七四年の海上覇権をめぐる審議の経緯に窺うことができる。当時スバルタでは、海上でのヘーゲモニアをアテーナイが奪ったことに憤慨する市民が多く、この年に開かれた長老会では、アテーナイに宣戦してそれを奪回することが熱心に論議された。次いで、この長老会で決議がなされる前にエポオロスによって民会が召集される<sup>11</sup>。そこでもこの問題が論じられ、若者を中心に多数の市民がその奪回によってスバルタが一層強大になると信じていた。ところが、いよいよこの件について決定を下すべく、まず長老会が開かれると、長老の一人、ヘトイマリダースがスバルタは海上での指揮権をアテーナイに任せる

のが得策であると主張し、予想に反して、長老会を説得した。そして更に民会も彼に従った結果(Diod. XI 50, 6: *ἐπειτα τῆν ῥεπουδαίαν καὶ τὸν δῖνον*)、スバルタ人はそれを放棄することを決するに至った、という(Diod. XI 50, 1-7)。つまり、この時ヘトイマリダースの発言で長老会は覇権奪回の提案を否決し、そのあとエポオロスは同じ案を、既にその大勢が奪回放棄に傾いていた民会に提出して、予定通り拒否に会ったのである<sup>12</sup>。

同世紀後半の事情はペロポネソス戦争勃発直前(前四三二年)の民会に見ることができる。この民会でコリントス人とアテーナイ人がそれぞれの立場から「スバルタ人の大衆に」*ἐς τὸ πλῆθος αὐτῶν [scil. Ἀκεδαιμονίων]* 訴えたあと(Thuc. I 72, 2)<sup>13</sup>。スバルタ市民は外国人の退席した自分たちだけの集会で「協議に入り」*ἐβουλεύοντο*、そこでは「大多数の人々の意見」*τὸν πλεονέχον... αὐτῶν* がいよいよ即時宣戦に帰した、という(*ibid.* I 79, 1 sq.)<sup>14</sup>。これに続いて、アルキダーモス王が慎重かつ万全の準備を求める演説をしたあと、エポオロスの一人、ステネライダースが最後に発言して「開戦に賛成の投票」をするよう勧め(*ibid.* I 86, 5: *πυθίσασθε τοὺς νόμους*)、エポオロスの権限に基づき、民会での投票を執行した(*ibid.* I 87, 1: *ἐπέστησαν αὐτὸς ἕκαστος αὐτῶν ἐπιτάσσων τὸν Ἀκεδαιμονίων*)。このように、民会では論議が交され、エポオロスの主導の下に、投票さえ行われていたのである。

前五世紀末から四世紀初頭にかけての、リュサンドロスとパウサニアース(二世)を中心とする諸事件の経過の中にも、エポオロス職の国家に於いて占める重い地位とそれへの反撥が明瞭に看取される<sup>15</sup>。リュ

サンドロスはエポオロスでも、また軍事の最高指揮権をもつ王でもなく、エポオロスに派遣された海軍の指揮者 (Plut. Lys. 3, 2) であった。しかし彼は、スパルタが「十人支配」*dekadonoiia* とハルモステース制によってエーゲ海域を制し、アテーナイの海上覇権にとって代ったとき、指導的な役割を果たした<sup>(13)</sup>。そして、サモスでのリュサンドレイアのような、彼個人に対する崇拜が各地で生れたことから分るとおり (因みに、この支配者崇拜はヘレニズム的な神人性の先駆とされる<sup>(14)</sup>)、その勢威はスパルタ市民団による制約を逸脱しつつあった。これに対して、ある時はエポオロスがヘレスポントスへ使者を送ってそこからの帰国を命じ、またある時は王 (パウサニアース二世) がリュサンドロスの滞在中のアテーナイへエポオロスによって派遣され、リュサンドロスをその指令下に置くなど、本国からは、動もすると国家の枠外に逸れる彼の行動を抑制する企てがくり返しなされた。そして、前四〇三年末 (?) のリュサンドロスの失脚は、エポオロスの政策に代表されるスパルタの国家意志が権力的個性に打ち克つた例といわれる<sup>(15)</sup>。前四世紀に入ると、再起したリュサンドロスがアゲーシラーオスの擁立に成功し、王位に即けるが、小アジアへの遠征に同行したさい、王に疎んぜられた彼は、帰国後、王制の廃止を策謀したという (Arist. Pol. 1301 b)。その後、リュサンドロスがエポオロスによって守備隊と共にテーバイへ向けて派遣されたすぐあと、パウサニアース王が先発のリュサンドロスと協力してポイオーティアを占領するためその地にやはりエポオロスにより派遣されるが (前三九五年)、王はリュサンドロスとの協調に失敗し目的を達することができなかった。これが理由となって本国で

告発されたのを知ると (Xen. Hell. III 5, 23 sqq)、「パウサニアースはアゲアへ赴き、そこから「リュクールゴス制」を批判する書き物 (*kata tois Anokhrois vōis*) を発して<sup>(16)</sup>、エポオロス職を廃止する策動を開始した (Arist. Pol. 1301 b; Str. VIII 366)<sup>(17)</sup>。彼はリュクールゴスを自分とは敵対的なエウリュポンティダイに所属するものとして誣告したうえ、「リュクールゴス制」とこの立法者に与えられたというアポロンの神託とが矛盾しているといい、その理由としてエポオロス職の非正統性に言及している。即ち、エポオロス職は神的起源をもつスパルタの国制に最初からあったのではなく、後につけ加わったものだとして攻撃し、これによって逆に王権の正統性を強く印象づけようと試みたのである<sup>(18)</sup>。当時スパルタでは、まだ、諸制度の由来やリュクールゴスの果たした役割について人々の意見はかなり流動的であった、といわなければならぬ<sup>(19)</sup>。

右のような諸事件の継起するなかにあつて、スパルタの国制の運営面ではエポオロス職がますますその比重を増した。後にエポオロス職は民会との関係の故に、国制の中で民主政的な要素を代表するものとして一般に考えられるようになるが、今やその前提が着々と築かれつつあつた<sup>(20)</sup>。そのころのスパルタではエポオロスのほかに王とゲロンテスも民会での発言を認められたが (尚、このことはそのほか民会へ招かれた外国からの使節についても言える——cf. Thuc. VI 88; Xen. Hell. V 2, 11; VI 3, 3)<sup>(21)</sup>、王や長老たちが民会で提案する例はなく、エポオロスが民会を主宰していたのであつて、民会決議も「エポオロスたち及び民会は決議せり」*ἔδοξαν τοὺς ἐπόροισι καὶ τῷ ἐκκλησίᾳ* のかたちをとつた (Xen.

*Hell.* II 2, 23<sup>(22)</sup>。実際、前五世紀末から四世紀初頭にかけてのスパルタでの出来事に関するクセノポーンの記述の中で注意を惹くのはエプオロスと民会の協同関係である (*ibid.* II 4, 38 [403 a.]: *oi Epopor kai Ekklyttoi*; III 2, 23 [399 a.]: *tois Epopois kai tō Ekklytōi*; IV 6, 3 [389 a.]: *tois t' Epopois kai tō Ekklytōi*)。そして、エプオロスの指導は民会ばかりでなく、国家の運営全般に亘る。前三九七年のキナドーンの陰謀のさい、エプオロスたちは手分けをして個別にゲロンテスと協議して解決をはかった (*ibid.* III 3, 8)。前三八七年に王のアゲーシラーオスは、テーバイ軍と戦うべくエプオロス説得し (*ibid.* V 1, 38: *peleas tois Epopois*)、兵を率いて自ら出陣した。また前三八三年にアcantosとアポローニアからの使節にスパルタ訪問の目的を訊ね、彼らを民会と同盟軍の兵士たちのところに招いたのもエプオロスであった (*ibid.* V 2, 11)。

前四世紀前半、スパルタの覇権<sup>(23)</sup>を経験して、人々の関心はそれまで以上にこの国に注がれ、スパルタ固有の国制についてある種の像が描かれ始めるが、そこにも同時代のエプオロス職が果たした重要な役割が濃厚にその影を落している。その代表的な例は、いうまでもなくクセノポーンの『ラケダイモン人の国家』である。そこには、ギリシアの各ポリスでポリーテイアの変遷が見られるのとは対蹠的に、スパルタでは古制がよく保存されていること (XV 1)、エプオロス職も長老会も共に原初の制度の一部であって、その起源がリュクールゴスに溯ること (VIII; X)、王政が僭主政にならないようにリュクールゴスが配慮していたことなど (XV 8sq.)、これまでの論述との関連で看過を許されない内容が見出されるほか、官職者や法へのスパルタ人の忠誠心の

強いことを述べた条りでは (VIII 1-6)、官職者からその地位を奪ったり、彼らを投獄・断罪したりすることさえできるエプオロス職の絶大な権限に触れている。そればかりではない。王とエプオロスが毎月交す誓約について、王は王自身のために誓い、エプオロスはポリスを代表して誓うといっているのであって (XV 1)、ここにスパルタの国制でエプオロスがもつ地位をはっきり見て取ることができよう。尚、クセノポーンのスパルタ国家論については、彼が、この国でも貧富の差が次第に極端に傾き、政治秩序の安定を損うようにさえなり、また、今日ではスパルタ人は神にもリュクールゴスにも従わなくなった (XIV 7; cf. *Hell.* III 4) といっているのは、彼の作品がリュクールゴスと「リュクールゴス制」について何らかの纏った像を描いた最も早い例であることを考え併せる時、まことに興味ある事実といわなければならない。国内の動揺がポリスの「父祖の国制」*πάτριος πολιτεία* を喚起した例はアテーナイにも見られたが、スパルタでも同じ事情の下で「リュクールゴス制」が「父祖の国制」として構想されていたのであって、それが、アテーナイ人であったとはいえ、アゲーシラーオス王をはじめ多くのスパルタ人と交際をもち、また実際にスパルタやペロポネーソスでの生活を経験したクセノポーンの筆によって伝えられたものと考えられる。その場合、彼が、歴史家のエプオロスと同じく、国制ばかりでなく、アゴーゲーもエウノミアも国の繁栄も、そのすべてをリュクールゴスに結びつけていることからみて<sup>(24)</sup> (*Lak. Pol.* I 2; *F. gr. Hist.* 70 F. 149, 173-5)、「リュクールゴス制」は当時であってスパルタの国制や生活様式を総括するものとして観念されていたようである。

既にクセノプォーンには、スパルタの国制の特殊なものを悉くリユクルゴスに帰するという、それ以後支配的となる傾向があらわれていたとはいえ、エプォロス職だけを取上げて、エプォロス(歴史家)がそれをヘーロドトスと同様にリユクルゴスに帰しているのに対して、他の伝承はテオポンポスをその創設者としているという具合に、<sup>(25)</sup>「リユクルゴス制」の個々の内容については依然として意見が分れていた。しかし、それにも拘らず、そのころの人々がスパルタの国家の全体像を描きはじめていることは確かであって、プラトーンが『法律』の中でこの国の混合政を論じたのもその一つのあらわれであろう。それによれば、スパルタ国家は二王、長老会、エプォロス職という、それぞれ王政、貴族政(寡頭政)、民主政の要素を代表する三つの混合したものである、という(Leges 691a-692a)。彼がエプォロス職を *εἰς τὴν κληρονομίαν ἀνάγειν οὐδέποτε* (ibid. 692a) といっているのは、それを民主政的と看做していたことの明瞭な証左である。何故なら抽籤による官職者の選出は急進民主政の特徴とされていたからである。<sup>(26)</sup>しかしながら、他方で、プラトーンがメギロスをしてエプォロス職の僭主政的性格を指摘させているのは見落されてはならない(112b)。その後、現実の国家の運営の中でもエプォロスが僭主に類似した行動をとるようになり、エプォロス職がはたして民主政的か、僭主政的かという議論を生むに至るのである。

アリストテレースの『政治学』には、レートラ及びテュルタイオスによるその要約以後はじめて、スパルタの民会についての一般的な言及がみられる。そこではエプォロス職が民主政的であることが強調さ

れ、民会は長老たちの決定を承認する権限しかもたない、とさえいわれている(Arist. Pol. 1272a)。長老会の決定を拒むこともできた筈であるが、アリストテレースの用語(*consentientia*)から見て、彼は民会を単なる追認機関とみなしていたようである。<sup>(28)</sup>当時でも民衆の意向はエプォロスを通じて代表され、民会は同時代のアテーナイとは異なり国制上の優位にはなかった。六〇歳以上の者の中から民衆の賛同を得て選出され、終身その地位にある長老たちの会議は、事実、民会の「誤った決議を修正する権利」(その実際の行使例は後述)の故に、権限に於いては民会より上位にあった。<sup>(29)</sup>それ故に、スパルタの民衆の意向は、いきおい、エプォロスという官職者の職権を通じて実現されるほかなかったのであり、このことから同時代人の眼にエプォロス職は何よりも民主政的であると映じたのであろう。

アリストテレースは混合政を最善の国制とし、その例としてスパルタを取りあげる(1265b)。<sup>(30)</sup>ここではスパルタの国制を称讃する人々(εἰς)の説が紹介されているが、それはこの国制が独裁政、寡頭政、民主政から成り立っているが故に優れているのだというものであって、王政が独裁政、ゲロンテスの支配が寡頭政、エプォロス職が民主政——この官職者は民衆の中から出るので——を代表するとされる(1265b)。それと共に、別の人々の説として、エプォロス職は僭主政的で、民主政は共同食事(*syntaxis*)やその他の日常生活の中に見出されるという考えを伝えている(1265b)。当時に於いても、プラトーンの場合と同様に、エプォロス職は民主政的か、僭主政的かという議論がたたかわされていたことが分る。尚、アリストテレースの他の個所に(1290b)。

「多くの人々」がスパルタの国制を民主政的だと主張し、この国では子供の養育に関することや食料に関すること(共同食事)に於いて民主政的な性格が強いことを彼らは指摘している、とあるのは看過できない記述である。<sup>(31)</sup> のち、アギス・クレオメネス改革時に「リュククルゴス制」の本来の形は共同食事などスパルタ的な「生活様式(Sittas)に見られる平等(isotia)」であると主張するものがあらわれ、混合政についての新しい議論を生むことになる、その素地が既にここに存するといえるからである。

註

- (1) この時に始まり、前六世紀半の改革に終る激動期を経て、スパルタはアルクマンに描かれた紫衣の娘と多弁で陽気な市民の国、あるいはサキスのイオーンのよう「ギリシアのブクロボリス」*Ἐλλάδος ἀκρόπολις*「美しきコロスの国」*καλλίγορος παρπίς* (Diels, *Anthologia Lyrica*, fasc. 1, p. 87) から、クセノフォンの叙述にみる如き巨大な兵營へと転換する(H. W. Stubbs, *Spartan Austerity: A Possible Explanation*, *Cl. Phil.* 44, 1950, 32)。尚、Stubbs は、このような変化は国内での改革の結果とよりむしろスパルタの軍事的・外交的失敗から生じた文化的・経済的衰退に由来すると結論(p. 36f.)。
- (2) エポコロス戦の起源や初期の権限については明らかでない。既にノートラトその追加条項で民会での立法の際の提案権がエポコロスと与えられたことと考えるのが一般的(A. H. M. Jones, *The Lyncugan Rhetra*, *ASJ*, 1966, 171)。そのほか、国制を定めたこれらの規則はエポコロスという官職名がみえなうのは不審である。
- (3) G. Dickens, *The Growth of Spartan Policy*, *JHS* 32, 1912, 4.
- (4) *ἡ φιλοκλιμένη* Diog. Laert. [*Chilon*] 参照。 Cf. G. Dickens, *op. cit.* 25, n. 123.

- (5) G. Dickens, *op. cit.* 25: the policy of tyrant-expulsion.
- (6) 前五五六—五五五年の改革について A. Andrewes, *Probolusis: Sparta's Contribution to the Technique of Government* (1954) は、そのほかの時期ギリシアではじめて *probolusis* が生れたと考える。キローンの改革がスパルタ国制史上重要な意義をもちことは否定できないが、それを前六世紀に於けるスパルタ国家の根本的改造とみることは V. Ehrenberg, *Neugrunder des States*, 1925, 46ff.) は、認めざるを得ない。尚、H. W. Stubbs, *op. cit.* 32 参照(前六〇〇年頃の国王、元老院、民会の機能を定めた国制上の解決—the *Eunomia* of 600—があったこと)。
- (7) エポコロス職の権能、特に司法上のそれについては R. J. Bonner/G. Smith, *Administration of Justice in Sparta*, *Cl. Phil.* 37, 1942, 113ff., esp. 115ff., 123f. 参照。
- (8) E. S. Staveley, *Greek and Roman Voting*, 1972, 73.
- (9) A. H. M. Jones, *op. cit.* 168 ff. この時エポコロスが民会を召集したと考える(Diod. XI 50, 3. *quotos kal tps kavts eukrotas avaygelous*)。
- (10) A. H. M. Jones, *op. cit.* 169 参照。この時エポコロスの提案が拒否された、賛同を得た場合はクローネンが  *veto* をそれを逆転させる手続であった。この時の民会の拒否の手続は、私見によれば後述の前四三二年の賛否の投票の例からみて、同種の投票とよんで思われる。尚、民会が行使し得た諸権利が社会の上での秩序をよけて弱められたことについては G. E. M. de Ste. Croix, *The Origins of the Peloponnesian War*, 1972, Chap. 4: Spartan Foreign Policy and the Peloponnesian League 参照。
- (11) この *Proton* は 'opinion' ではなく、'motion' ではなく(A. H. M. Jones, *op. cit.* 167)。民会に提案のあった運動である。
- (12) そのほか、前四〇五—四〇四年のエポコロスが民会を召集した例が伝えられている(Xen. *Hell.* II 2, 19)。因みに前世紀の民会の投票者は三〇〇〇人。
- (13) エポコロスは *valaxagos* または *entrotelos* として海軍を率い、宙斯が中心となつて Spartan Empire を築いたのである R. E. Smith, *Lysander and the Spartan Empire*, *Cl. Phil.* 43, 1948, 145-156 参照——

Smith はリトルサムエルの 'overthrow' (前四〇三年) を否定——。

(14) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 252.

(15) H. Bengtson, *aa.O.* 254.

(16) H. Bengtson, *aa.O.* 102.

(17) この点に関する研究は「A. Roobaert, Pausanias le Jeune et l'intention de supprimer l'ephorat? *Historia* 21, 1972, 756-758 参照」。

(18) H. Schaefer, *RE* XVIII 4, 1949, s.v. Pausanias, 2583 f. エピクロス職をリネクルムスから取り離し、この官職は post-Lycurgan であるという説(のよ)の「リネクルムス伝説」はテオポムポスに帰せられる(その)起源を前四世紀初頭に置いたのは Ed. Meyer, *Lykurgos von Sparta, Forschungen zur alten Geschichte* I, 1892, 213 ff. の功績である (cf. G. Dickins, *op. cit.* 8°)。

前 篇

(19) G. Busolt は、既にその頃にリネクルムス像がスパルタで確立していたと考え、それを批判する愚拳をパウサニ阿斯王がおかしたとは思えないという、更に「上の手記はこの王はエピクロス職を非リネクルムスのであることを理由に排斥し、リネクルムスの法への復帰を訴えたのである」といふが (*Griechische Staatskunde* I, 1920, 50 f.; II, 1926, 724) 筆者は本文に述べた如くに考えた。この点については H. Bengtson, *aa.O.* 102 所引の諸文献参照。

(20) スパルタ国家の「*opinio communis*」は、この国は寡頭政の体制 (D. Butler, *Competence of the Demos in the Spartan Rhetra, Historia* 11, 1962, 388: modern prejudices about Sparta's 'oligarchic constitution') 民主政への傾向はエピクロス職の中における認められるが (V. Ehrenberg, *Der Demos im archaischen Sparta, Polis und Imperium*, 207) それでも前三世末のクレオメネス三世に至るまでスパルタ人は何世紀の間その国制をかえなかった、というもの (cf. A. H. M. Jones, *op. cit.* 166)。Jones も、この説は厳密には正確ではなかつたが、非常に保守的な国民のいたことは確かであろう。一方 A. Andrewes, *The Government of Classical Sparta, ASI*, 8 ff. はスパルタ寡頭政下のエピクロス職や民会の具体的な働きを検討。両機関の関係を(軍事行動

(a) 兵の召集、(b) 指揮者の任命、(c) 戦場での指揮者への命令、(d) 外国の使節の到来、(e) 民会の議長役、のそれぞれの場合につき考察して、民会の健全な機能を強調し、同時に国策決定上での王の役割をも指摘した。彼の結論はスパルタが他の寡頭政国家より in some ways a more open constitution をもっていた、という点である。

(21) E. S. Staveley, *op. cit.* 75. 注 A. H. M. Jones, *op. cit.* 167 は市民が賛成または反対の発言をすることができたかも知れなかつた。上述の「前四三二年の民会の例からみて、首肯できる意見である」。

(22) これは正式の決議文の文言ではないとしても、クセノフォーンは審議の経過の意味をよく理解して叙述している (A. Andrewes, *op. cit.* 14)。

(23) 当時のスパルタはその「帝國」*κόρη* の樹立という表面的成功にも拘らず、その維持に関して種々の難点をかかえていた。その第一は兵力の減退である。*στρατο* の減少はペルシア戦争以降のことであるが(この点については E. Cavaignac, *La Population du Péloponnèse aux Ve et IV<sup>e</sup> siècles, Klio* 12, 1912, 261-280, esp. 267-272 参照——p. 271 のタラの明示する通り、ペルシア戦争時に五、〇〇〇人余りを数えた *στρατο* もクセノフォーン時代にはその半に減じた)、前五世紀末以降をみても、前四一八年のスパルタ軍の数を二二、〇〇〇人とすれば (G. Busolt, *Hermes*, 1905, 417) 前三七一年には六 *μύρια*、一、二二〇〇人であるから、かなりの市民数の減少が考えられる。一世紀前には自治的な同盟諸国 (*συνταγο*) の *πρωτων* にすぎなかったスパルタも、今や *ἀρχή* の支配者となったが、しかし、帝国でのスパルタ兵の駐屯やハルモステースによる統治を行うには市民の絶対数は十分でなかつた (A. J. Toynbee, *The Growth of Sparta, JHS* 33, 1913, 272)。

市民兵の減少と反比例してひろがった征圧地(「スパルタ帝國」)の統御には、その結果、傭兵や同盟軍が用いられるようになり、これはそれとしてもう一つ別種の深刻な問題をスパルタ国家にもたらすこととなった。スパルタは少ない市民兵を有効に活用するため、戦争シーズンが終わると本国へ引き上げさせ、征圧地での駐屯・守備は傭兵に委ねられた。レウクトラで戦ったスパルタ市民は七〇〇人——うち騎兵三〇〇人、歩兵四〇〇人

- (11) *hopot*)。歩兵の各 *hopot* には約三〇〇人のペリオイコイ兵が含まれ、そのほかスパルタ人兵士・ペリオイコイ兵士の約六倍の数の同盟軍兵士が参戦して来た (M. Cary, Note on the *decreteia* of Thebes: I. The Spartan Force at Leuktra, *JHS* 42, 1922, 184-186)。
- (12) A. W. Gomme, *A Historical Commentary on Thucydides* I, 1945, 130. インクラテースとエポロス戦、ゲルシーマをリククルゴスに帰する (Isocr. *Panath.* 165 sq.; cf. W. W. How/J. Wells, *A Commentary on Herodotus* I, 1912, 88)。
- (13) F. W. Walbank, *The Spartan Ancestral Constitution in Polybius*, in: *ASJ*, 308.
- (14) G. J. D. Alders, *Die Theorie der gemischten Verfassung im Altertum*, 1968, 39f.
- (15) F. W. Walbank, *op. cit.* 309; G. J. D. Alders, *aa.O.* 39, Anm. 8.
- (16) A. Andrewes, *op. cit.* 1-20 はスパルタ市民の平等の原則を強調して、民会での自由な討議が早くから確立していたと考え、それを否定する Arist. *Pol.* の記事を疑問視する。この点については賛否両論は H. R. Immerwahr, *Book Review of ASJ*, *AJPh* 90, 1969, 470 参照——この評者は Andrewes に傾く。
- (17) A. Andrewes, *op. cit.* 7 はスパルタの政策の主な決定は民会でなされ、ゲルシーマは比較的目的たない役割しか演じなかったというが、ゲルシーマの *vetio* の権利からみて、この説は行き過ぎである。
- (18) Cf. E. Barker, *From Alexander to Constantine*, 1956, 326f.
- (19) 二〇歳以前のスパルタ人の年齢区分と教育階梯については C. M. Taze-laar, ΠΑΙΔΕΣ ΚΑΙ ΕΦΗΒΟΙ: Some Notes on the Spartan Stages of Youth, *Memnosyne* 20, 1967, 127-153 参照。

〔附。クレータ国家について〕

スパルタ国家論の中で、古来スパルタと一緒に論じられることの多

いクレータの国家について<sup>(1)</sup>、後の考察との関係上、ここで附論として一言触れておきたい。

スパルタの国家とクレータの諸ポリスとの間の親近性は古くから気づかれていた。ヘーロドトスにみられる伝承では (Hdt. I 65) ラローニア自身も、リククルゴスとその制度をクレータからもってきたと信じていたという<sup>(2)</sup>。他方、クレータの制度こそラローニア起源であるというものもいた。当のクレータ人は彼らの制度をミノースとラダマンテウスに溯らせる<sup>(3)</sup>。ミノースはミノタウロスやラビュリントスの物語、テーセウスやダイダロスの伝承にみられる如く、前五世紀までは僭主的で暴虐な徴税者とみなされていたものである。しかし、前四世紀に入ると、このミノース像に根本的な修正が施され、ミノースはゼウスに指導された偉大で賢明な立法者となった<sup>(4)</sup>。歴史家のエポオロスもそのように考え、プラトーンがクレータに関心をもった理由もこの点にあった<sup>(5)</sup>。スパルタのリククルゴス像の形成と考え併せて興味ある事実といわねばならない。その上、クレータ島内に点在する諸ポリスの間には大きな相違があったにもかかわらず、既に前四世紀にそれらを一括して論じ、クレータの法や国家ということがいわれるようになる<sup>(6)</sup>。特にプラトーンの『法律』——そこの語り手はアテーナイ人であるが舞台はクレータである——ではクレータのポリスの持っている法がすぐれたものであることが強調され (631 d)、「その国家が混合政をそなえたものとして描かれている (712 e)。

アリストテレースはスパルタの制度をクレータのその模倣と考え (7) (Pol. 1271 b)——この点では歴史家のエポオロスも同様である (Str. X 481



sg.)。彼はクレータの国制を必ずしも混合政とはいっていないが、しかし、スパルタの国制と類似した組織をもっていたとして、スパルタのゲロンテスの数とクレータのブルーリーのメンバー数が等しいこと、エポロス職とコスモス職の権限が同じであること、クレータも以前に王政を持っていたが、のちにこれを廃止したことなどをあげている (Pol. 1272 a)。とりわけ注意をひくのはコスモス職に関する記述である。彼はコスモス職は全市民 (citizens) からではなく、若干の門閥から (ἐπισημοὶ) 選出されるといい、この官職をめぐる争いの中にスパルタ国家の欠陥が露呈していると考える (1272 b)。即ち、ここでは有力者が裁判や刑罰を免れるために全官職を排し、いわゆる ἀκομία の状態に陥って、僭主政が生れるというのである (1272 b)。コスモス (ポリス) により四ないし一〇名はエポロスと同じように評議会 (Boule) や民会 (Arete) を主宰したばかりでなく、軍隊の指揮 (これはスパルタでは王の役割) をもまかされるといふ、大きな権能を帯びていたが、貴族層から選ばれた彼らは、コスモス経験者から成る評議会と共に、クレータの貴族政を支える柱であった<sup>(9)</sup>。このコスモス職のあり方が国家の動揺の中で人々の注視する焦点となった、というのである。

このような危機は前三世紀に一層進展し、遂に多くのポリスで貴族層に有利なコスモス職就任資格が廃止され、ブルーリーの議員の任期も一年に制限された<sup>(10)</sup>。代って民会が重要な機能の担い手となる<sup>(11)</sup>。「コスモイとポリスは決議せり」 ἐδοῦσεν τῶν δ. [ε. γ. φαίτω] τοῖς κόμοις καὶ τὰς πόλις という決議の公式が「評議会と民会は決議せり」 ἐδοῦσε τὰς πόλις καὶ τὰς δόμοις になり<sup>(12)</sup>、コスモイの諮問機関であった評議会

(評議会はコスモイの諮問に与る機関であったので、前者の公式ではあらわれない)が民会の先議機関となったこと、それだけ民会の比重の増したことを示している。スパルタでと同様、戦士階級 (ἐπὶ ἀξίῳ) としての市民団——それは「耕作民」 τὸ γεωργικόν (アリストテレースのいうペリオイ) を含む全住民の中では寡頭集団に外ならない——の間でのことはいえ、民主化が着実に前進していたといえる。そればかりではない。民衆は社会改革をさえ声高に要求した<sup>(13)</sup>。土地・住宅(又は宅地)の再分配や債務帳消しを求める主張である。この危機はしかし広汎な社会改革にまでは到らず、それまでの貴族による寡頭支配の枠を一層広い市民団に拡げることを目指した右の国制改革の中に吸収され、鎮静化したものと思われる<sup>(14)</sup>。いずれにせよ、クレータでは前四世紀後半以降のエポロス職を繞る対立に端を発した抗争は民主政に帰着したのであるが、この推移と並行して、あるいはそれを追うかたちで、スパルタでも前三世紀にエポロス職を繞って同種の変転が繰り返されることになるのである。

註

- (1) G. Busolt, *aa.O.* II 737 ff. (2. Abschnitt: Kritische Staaten). 及び同書からクレータ国家のポリータイアと(1) R. F. Willetts, *Aristocratic Society in Ancient Crete*, 1955, 103 ff. (Part Four: The State); id., *Ancient Crete*, 1965, 56 ff. (Chap. IV: The City-States and Their Government) 参照。
- (2) G. Busolt, *aa.O.* 737.
- (3) G. Busolt, *aa.O.* 737.
- (4) G. R. Morrow, *Plato's Cretan City*, 1960, 23.

- (5) G. R. Morrow, *op. cit.* 23.  
 (9) G. Busolt, *aa.O.* 741.  
 (7) G. Busolt, *aa.O.* 737.  
 (8) S. Spyridakis, Aristotle on the Election of Kosmoi, *La Par. del Pass.* 24, 1969, 265-268. 『コスモイを選んだ部族の名前は tribal groupings determined by geography rather than kinship』(これを彼はクレイタの制度の民主化のありわれとする)であって、コスモイは narrow oligarchy から選ばれたのではなく、Arist. *Pol.* の記事を疑う。しかし、クレイタでクレイステネース的改革が断行されたわけでもないで、ピュレーからの選出が全市民からの選出とはいえないばかりでなく、血縁的部族がその拠点名(地名)で呼ばれたと考えれば、地縁的とはいっても民主的とはいえないであろう。
- (9) G. Busolt, *aa.O.* 750.  
 (10) G. Busolt, *aa.O.* 751.  
 (11) G. Busolt, *aa.O.* 751.  
 (12) G. Busolt, *aa.O.* 750.  
 (13) R. F. Willetts, *Ancient Crete*, 70.  
 (14) R. F. Willetts, *op. cit.* 70.

### (三) アギス・クレオメネース改革とスバルタ混合政論の展開

プラトーンのスバルタ混合政論でのエポオロス職に関する説明、あるいはアリストテレースが引用している「或る人々」の考え、即ち「リヌクールゴス制」を構成する三要素の一つであるエポオロス職が僭主政的要素を含むという指摘は、前三世紀後半のアギス・クレオメネース改革期に現実となつてあらわれる。

さて、スバルタ王アギス四世の改革(前二四三/二年)の直前、この国

の市民数は七〇〇人にまで減じ、そのうち土地を所有する者は一〇〇人にすぎなかった(Plut, *Agis* 5, 4)。富裕者(πλούσιος)と貧民(δῆπτος)の差が拡大し、同等者(ἰσότης)の国という昔日の面影も、今や消え失せてない<sup>(1)</sup>。人々は公然と父祖伝来の慣習を離れ、特にレオーニダース王は、小アジアの傲慢の風習をもってギリシアの政治や法に代えようとしていた(《ibid. 3, 6)。貧民を恐れ、富裕者を支援しようとする彼はアギス王を攻撃して、この王が富裕者の財産を貧民に与え、土地再分配(τῆς κερδαίας)と債務取消し(ὑπεὶν ἀναοικτῆ)を手段に僭主政を目指している<sup>(2)</sup>と非難した(《ibid. 7, 5)。これに対してアギスはアゴゲーの復活に努めた<sup>(3)</sup>と、更にスバルタ市民団の生活を「平等」(ἰσότης)という基礎の上に置いて改革を図ろうとする(《ibid. 6, 1: ἐστράτα)。アギスの支持者たちも民会での議論を「スバルタ人は平等でなければならぬ」という言葉で結んだ(《ibid. 9, 4)<sup>(4)</sup>。その場合、平等の実現(《cf. Plut. *Cleom.* 2, 1)とはリヌクールゴス制への復帰であり、「父祖の法と規律」の復活であった(Plut. *Agis* 4, 2: τὸ τῶν νόμων καὶ τῆν πατρῶν ἀγωγή)<sup>(5)</sup>。伝統的な生活様式(βίαια)の再建である(《cf. Thuc. I 6, 4: ἰσθιαροὶ μάλιστα κατέστησαν》)。そのための根本的な方策は土地再分配であったが(Plut. *Agis* 8, 1 sq.)<sup>(6)</sup>、そのほか衣服の平等、子供の共同養育、そして共同食事(συσίτια)などの再導入が計画の中に含まれる。前三世紀半ばには無視されていたこれらの制度のうち、特に最後のものはスバルタ人の父祖が営んだ生活様式(《ibid. 8, 2: βίαια καὶ εἶδος οἰκονομίας βίαια)の中でも、平等を確認する点で代表的なものであったので<sup>(7)</sup>、このとき長老会に提出された所謂レートラ(《ibid. 11, 1)の中に加えられたのである。いずれにせよ、

アギスの改革計画にあっては、<sup>(8)</sup>「リユクールゴス制」は単に政治制度（ポリテイア）だけのこと——のちのポリュビオスはこのようにうけとった——ではなく、もっと広く生活様式全般を指していたことに注意せねばならない。<sup>(9)</sup>

次にアギスの改革の進展をエプオロス職にある者の動向を中心に具体的に追って行きたい。エプオロス職の地位はアギスの登場によってますますその重要性を増した。レオーニダースとアギスの対立が尖锐化し、前者が後者を僭主と呼んだ時、アギスはリユサンドロスをエプオロス職に就かせていよいよ計画の実行に移る。即ちリユサンドロスがエプオロスとして負債帳消しと土地の再分配を長老会に提案するのである (*ibid.* 8, 1)。しかし、長老会では結論が出ず (*ibid.* 9, 1)、そのあとリユサンドロスは民会を召集して、自ら提案の趣旨を説明した。マンドロクレイダースとアゲインラーオス(この二人はゲルシアのメンバーであろう)もそれに賛成して市民を説得する発言をするが (*ibid.* 8, 1-9, 1)、レオーニダースは反対の意志を表明する。結局、民会はリユサンドロスの提案を可決 (*ibid.* 11, 1: τῷ μὲν ἸΑγῶτι τοὺς πάλαιος ἐμφολεῖσθαι)。これに対して富裕者は反撃に転じ、レオーニダースに哀訴する。その結果、この王の働きかけで、次のゲルシアで僅か一票の差ではあったが、ゲロンテスの多数派の同調を得た (*ibid.* 11, 2)。この段階で法案は流れ、廃案となったのである。<sup>(10)</sup> 一度民会が決定したことを長老会が逆転したのは、民会が誤った決議をした場合、長老会はそれを取り消すことができる、というレイトラの追加条項によるものであった。

反撃に転じたリユサンドロスはそのエプオロスの地位を利用してレ

オーニダースの告発を企てる (*ibid.* 11, 3)。しかし、リユサンドロスの任期が切れて彼が退任すると、新しいエプオロスたちは逆に、リユサンドロスとマンドロクレイダースが法に違反して上の法案を提出したという理由で両名を告発した。この時両人がうった手は、二人の王に、一致してエプオロスの告発を無視するよう求めることであった。彼らはその理由として独特のエプオロス論を展開する。それは、エプオロスは両王が意見を異にして対立した場合には正しい考えを主張する王に賛正する権能をもつが、両王が同意見の場合にはそれに反対できない、という内容であった。王たちはこの理論を採用してアゴラに赴き、エプオロスたちを解任して別のものを任命した。その一人がアゲインラーオスである (*ibid.* 12, 3)。この人物は広大な土地を持ちながら多額の負債を抱えていたので、早速、負債帳消しを実行させたが、土地再分配の方は、民衆 (*oi πολῖται*) が要求し王たちもそれを命じたにも拘らず、その実施時期を延ばしていた。このように彼は私的利益から「最善の改革案」を損ったのである (*ibid.* 13, 1: κακίστου βουλήν καὶ ἀκακοκόρον)。

そのあとも、エプオロスとしてのアゲインラーオスは自ら護衛兵を養い、違法行為を重ねたので、それに対抗すべく彼の敵は退位していたレオーニダースを復位させようと図り、民衆も土地再分配の希望を繋いでそれを歓迎した (*ibid.* 16, 3)。レオーニダースは王の一人クレオンプロトスを追放したばかりでなく、エプオロスたちをもその職から退け、別のものを新たに任命してアギス王に対する陰謀にとりかかる (*ibid.* 16 sq.)。やがてアギスは王でありながらエプオロスの手にか

かつて処刑されるが(前二四一年)、これはスバルタではそれまでに例をみない出来事であった(*ibid.* 19; 21, 3)。ここに於いて、エポオロス職の権限とは何か、ひいてはスバルタ国家の本来の性格はどうであったかということがますます深く人々の心を捉える。「リュクールゴス制」の本質に関するこの課題への解答を、彼らは更に、次のクレオメネース王(三世)の改革の中でも求め続けるのである。

クレオメネースの即位時にもエポオロス職が重要な役割を果している。彼は王という名をもっていたが、政治はすべてエポオロスたちの手中にあった(Plut. Cleom. 3, 2)。アカイア連邦との戦争でクレオメネースを派遣したり、彼に退却を命じたりするのもエポオロスである(*ibid.* 4, 1 sqq.)。実際、民衆はこの官職の権力をモナルキアに近いものとみなしていた(*ibid.* 9, 4)。これに対してクレオメネースは、王にエポオロスが強制すること(*ibid.* 5, 3: *βεβαιώσαν*)をやめさせ、エポオロス職の支配権を弱めて王権を確立するために(*ibid.* 5, 2)、国制の改革を決意する。彼はまずエポオロスたちを買収して出陣の民会決議をさせ(*ibid.* 6, 1: *ψηλαύσαν*)、続いて国外での戦勝の余勢を駆ってクーデターを起し、遂に自ら傭兵を率いてエポオロスたちを襲うのである——前二二七年秋——(*ibid.* 8, 1 sqq.)。

クーデターのあとクレオメネースは民会を召集し、そこで市民たちに次のように演説する。即ち、リュクールゴスはゲロンテスと王の権力を混合し(*συνμυξθήσαν*)、これによってスバルタ人は長い間彼らの国家を運営し、他の官職(*ἀρχαί*)を必要としなかった。メッセニア戦争の時、出陣する王が数名の友人に裁判と留守中の政治を任せて彼らをエ

ポオロスと呼んだが、このエポオロスが次第に独自の権力をもつようになった。そして、彼らは遂に「父祖の政体」*ἡ πατρίος ἀρχή*を逸脱し、王を追放し、裁判なしで処刑し、スバルタの最良で神的な制度(*ἡ καλύτερη καὶ σεωδέστερη ἐπιτοκία κατὰ φύσιν*)の再建を妨げたのである、と(*ibid.* 10, 1 sqq.)。彼がゲロンテスとパシレウスの混合をスバルタの本来の国制であると民会(*ἐκκλησία*)で公言し、それを父祖伝来の「リュクールゴス制」であると考えたのは、スバルタの混合政に関する議論を背景にすることである。ここにスバルタ混合政論が哲学者や歴史家の机上の理論としてではなく、現実の政治の中に姿を見せた例を認めることができるであろう。而もそれがエポオロス職廃止に続く革命的昂揚の中で、<sup>(11)</sup>民会に於いて述べられたことは、混合政論が場合によっては民衆にも受け入れられる性格のものであったことを示唆して興味ぶかい。<sup>(12)</sup>

さて、クレオメネースがそのあと断行した、土地再分配を中心とする諸改革も、その意図するところはアギスの場合と同様、「生活様式の平等」の実現であり、「リュクールゴス制」への復帰であった。<sup>(14)</sup>彼はまず自分の財産を公けに提供して土地再分配のきっかけをつくった上、青年の教育とアゴゲーの推進に努め、体育と共同食事の再興をはかり、あのスバルタ的生活様式を復活したが(*ibid.* 11, 1 sqq.)<sup>(15)</sup>これによって彼はスバルタを平等の国にかえようとしたのである(*ibid.* 7, 1: *τὴν διακόνην ἰσὺν ἰσότητιν*; cf. 18, 2: *τὴν εὐνομίαν ἐπέσπευσε*)。そして、その企てを「リュクールゴス制」への復帰とみなし、この体制(社会秩序)を建設したのはリュクールゴスであると彼は信ずる。このことは、上

に紹介した演説からばかりでなく、負債の帳消しと土地の均分に於いてソローンとリュクールゴスに倣ったと自ら言っていることから明らかである (*ibid.* 18, 2)。ここでも「リュクールゴス制」は国制だけでなく、財産その他生活様式全般を含む制度として観念されている。

尚、クレオメネースの改革では「リュクールゴス制」への復帰の反面で、ギリシアの覇権 (*cf. ibid.* 7, 1: τῆς Ἑλλάδος ἡγεμονίας) の掌握が意図されていたことは否めない。土地改革のあと、四、〇〇〇人の重装兵を創設し (*ibid.* 11, 2)<sup>(17)</sup>、マケドニアの兵に倣ってそれらを装備したが、その際、クレオメネースは五名のエプロロスによる行政の代りに、ヘレニズム君主政を模範とした王政を敷こうと考えたのである<sup>(18)</sup>。「リュクールゴス制」への復帰を唱えながらも強固な君主政を目指すという推移は次のナビスの場合にも繰り返される。前二一五年に二王制が廃され、リュクールゴスが王家以外から出てはじめて王位に即くが、子のペロプスを残して数年後に没する。タレントゥムの傭兵出身のマカニダースがそのあとペロプスを擁し、その後見人として統治するが、ナビスに退けられ、ペロプスも殺害される。かくしてナビスは傭兵を用いて僭主政的権力を握り、王と称する。ナビスの政策の名分は「リュクールゴス制」の模倣であり、「平等」であった (*liv.* XXXIV 31, 18: *aequatio fortunae ac dignitatis*)。彼の政治はヘイロータイへの市民権と分割地の賦与にまで至るが、同時代人からそれは僭主の権力掌握・維持の常套を踏むものと受けとられたものである<sup>(20)</sup>。

右に見たスパルタでの国家変革、特にクレオメネース三世の政治がこの国の混合政の問題と結びつけて論じられるのはポリュビオスに於

いてである。この歴史家によれば (*liv.* 86), スパルタはリュクールゴスの立法いらい最良の国制を持っていたが、レウクトラの戦い以降悪化し、市民の追放や財産の没収を繰り返したあげく、遂にナビスの僭主政——この国ではそれまで僭主という語を聞くことすらなかった——で混乱の極に達した、という。そして、このようなスパルタの没落の一段階を劃するのがクレオメネースの政治であり、この王による国家の転覆の結果、崩壊の進行が早まった、と彼は考える。

ポリュビオスが彼の作品の序論でクレオメネースに触れているという一事からも分る通り、このスパルタ王はポリュビオスの歴史叙述の中で特別な位置を占めるものであるが、その評価は徹底して否定的で、たとえば、クレオメネースは「父祖の制度」 *πατρίων πολιτειῶν* を破壊し<sup>(21)</sup>、「名譽ある王政」 *ἡ εὐνομία βασιλεία* を僭主政にかえてしまった、という類いのものである (*liv.* 4, 3)。ところでポリュビオスはその第六巻でリュクールゴス制を説明しつつ、遙かな過去に設立された「財産の平等と生活様式の単純および共同」 *ἡ περὶ τὰς κτήρας ἰσότητος καὶ περὶ τῆν ἀνατταν ἀπέλευν καὶ κοινότητος* を最大限に称讃している<sup>(22)</sup>。しかし、それにも拘らず、平等の実現を企て、市民生活の共同性を取り戻そうとした改革者クレオメネースの企図を「リュクールゴス制」の再建の試みと考えた様子は全く見えない<sup>(23)</sup>。「リュクールゴス制」に関するポリュビオスの熱の籠った記述と、クレオメネース及びその後継者への敵意との間には明らかに矛盾があるといわねばならない<sup>(24)</sup>。

この矛盾の由って来る原因を探る手がかりは、ポリュビオスがクレオメネースを僭主とみる場合、その理由として、この王が二王制とエ

プロロス職を廃止したことをあげていることの中に求められる<sup>(25)</sup>。これに対して、マケドニア王アンティゴノス・ドソンはクレオメネースが破壊したスパルタの伝来の制度の回復者として描かれている<sup>(26)</sup> (II No. 1)。このマケドニア王は前二二五年にアカイア連邦（ポリュビオスはこの連邦の政治家であった）と結んでスパルタに対抗し、翌年にはギリシア人の同盟組織（第三次ヘラス連盟のヘーゲモニアを握り、前二二二年のセラシアの戦いでクレオメネースを破ってギリシア世界を制したものであるが、このアンティゴノス・ドソンこそスパルタに「父祖の国制と自由」*nápros nokreia kai eleutheria*）を回復し、このポリスを解放したのだ、というのである<sup>(27)</sup> (V 9, 9)。そして、アンティゴノス・ドソンの後継者フィリッポス五世が息子たちに述べた言葉としてポリュビオスは次のような内容を伝えるが、それは右のポリュビオスの判断の基準を知る上で見逃すことができない。即ち、「スパルタの王たち<sup>(28)</sup> (*Basileis*) がその国のヘーゲモニアを保持しているのは、彼らが両親に仕えるようにエプロロスたちに仕える限りである。彼らが国政をモナルキアにかえるや、すべてが悪くなったのだ」というものであつて<sup>(29)</sup> (XXIII 11, 4)。この場合のモナルキアとは僭主政を指し、フィリッポス五世の統治のような王政 (*Basileia*) とは區別して用いられている。エプロロス職の権限を剝奪し、伝統的な二王制に代って独裁的な権力を握った点にポリュビオスはクレオメネースの僭主たる理由を認めたのであるが、このクレオメネース評価の基底には、アカイア連邦に好意的であつたマケドニア王の考えがあつたのである<sup>(28)</sup>。

それでは、このような判断を起点として、ポリュビオスは彼のスパ

ルタ混合政論の中でエプロロス職をどのように位置づけたのであろうか。これがわれわれの考察の最後の課題である。

その場合まず、ポリュビオスが「リククルゴス制」——その復活をクレオメネースは目標に掲げていた——をどのように理解していたかか問われるであろう。結論からいえば、彼はスパルタ的な社会秩序（生活の平等と共同）と「父祖の国制」を區別し<sup>(29)</sup>、専ら後者で以って「リククルゴス制」を代表させたのである。これによって財産の平等という「リククルゴス制」の最大の特徴<sup>(30)</sup>がその概念内容から欠落するに至るが、それにはポリュビオスのおかれていた同時代の状況が大きく作用していた。「平等」をスローガンとするクレオメネース改革の内容がアカイア各市の貧しい市民たちの耳に達した時、彼らは同じような根本的変革が自市でも実行されることを強く望んだ。それ故、このような思想の波及をくい止めることがアラートス以降ポリュビオスに至るアカイア連邦の指導者の立場であつた<sup>(31)</sup>。そして、アカイア連邦と同盟関係にあつたマケドニア王もその点では同じ考えで、フィリッポス五世も財産没収、負債帳消し、土地再分配などは僭主の訴える常套手段であるという。ポリュビオスも財産の多寡を強力な手段を用いて調整しようとする、同時代の風潮には反対であつた<sup>(32)</sup> (XV 21, 3-8)。クレオメネースの計画は彼にとつて厭うべきものであつたので、その社会改革には触れず<sup>(32)</sup>、「リククルゴス制」の意味も「父祖の国制」に限定したのである。

「リククルゴス制」を国制面に限つたのち、それでは、「父祖の国制」とエプロロス職の関係をポリュビオスはどのように考えるのであ

ろうか。クレオメネースの演説(Plut. Cleom. 10)から察するに、エプ  
オロス職に関して革命派は、この官職はメッセニア戦争の時につくら  
れ、王から次第に権力を奪い取って来た、と主張したようである。こ  
の解釈よりすれば、エプオロス職の廃止は「リキュールゴス制」への  
復帰でなければならぬ。<sup>(33)</sup> 反対に、ポリュビオスにとってはクレオメ  
ネースによるエプオロス職の廃止こそ「父祖の国制」の破壊であった  
が、この説明は彼の政治的主張、即ちアンティゴノス・ドンソンの手に  
よるエプオロス職の復活こそクレオメネース僭主政崩壊のシンボルで  
あり、「父祖の国制」への復帰である、という考えから引き出された  
ものにはかならない。

右のような政治的前提から出発してエプオロス職の正統性が回復さ  
れ、「リキュールゴス制」の中にこの官職が包摂されたものの、復権  
を果たした筈のエプオロス職も、しかし、彼のスパルタ混合政論の中に  
占めるべき位置をもたなかった。ポリュビオスにあっては民主的要素  
としてエプオロス職に代って民会が重視され、スパルタ国家の体制は  
二王と民衆の緊張関係にあってゲロンテスがバランスをとる仕組みで  
ある。<sup>(35)</sup> この機構に第四の要素としてエプオロスを加えるのは均衡を破  
ることになるので、彼はリキュールゴスに関する説明でこの官職には  
触れなかったのである。

スパルタ国家はプラトーン以来、混合政のモデルとしての地位を確  
保していたが、ポリュビオスの混合政論に於いても、彼がはじめてそ  
の国制を混合政として論じたローマと並んで、スパルタが大きな比重  
を占めている。<sup>(37)</sup> スパルタのすぐれた国制は一人の人物の創作に成ると

いう、一般の人々の説を承けて、ポリュビオスはスパルタのポリリーテ  
イアの建設者をリキュールゴスと考え、この立法者の制度の故にスパ  
ルタは自由を他の国々よりも長く保持したのだ、という(VI 10, 2 sq.).<sup>(38)</sup>  
しかしながら、ポリュビオスが、リキュールゴスはその立法によって  
三つの要素の間の完全なバランスを保とうとしたといつて、王と民会  
とゲルーションをあげる時、彼はプラトーンの理論(プラトーンは第三の  
要素としてエプオロス職をあげた)を訂正したのであって、ここに、上に  
見た、クレオメネース王の下での経験——エポオロス職が廃止され、王  
が直接民会に訴えたという推移——がこの歴史家に与えた影響の跡を認  
めることができるであろう。

註

(1) スパルタの「人口寡少」*oligarchia*(厳密には市民の寡少)は少数の富  
裕者への土地財産の集中に由来する。*klazos* は遺贈、贈与、抵当、嫁資な  
どを経て少数者に帰した(B. Shimron, Nabis of Sparta and the Helots,  
Cl. Phil. 61, 1966, 4; cf. A. J. Toynbee, op. cit. 273f.)。

アギス・クレオメネース改革に至るスパルタ社会の危機の背景に *reviza*  
と *phobros* の分裂激化(K. J. Beloch の想定する農耕者と資本家の対立  
——大土地所有者の債務者化——ではなく)があったことについては G.  
Kazarrow, Zur Geschichte der sozialen Revolution in Sparta, *Klio* 7,  
1907, 45-51 参照。F. W. Walbank, The Causes of Greek Decline, *JHS*  
64, 1944, 10-20 は一層広い視野から同問題を論ずる。Walbank の論文が  
よびスパルタでの市民団の内部的崩壊に関しては、村川堅太郎「ギリシア  
の衰頹について」『世界の歴史——⑥歴史の見方』、一九五四年、六一—  
一八頁、参照。

(2) B. Shimron は Plut. Agis 4; 6, 1; 14 から *dyotry* の復活を結論する

(The Spartan Polity After Defeat of Cleomenes III, *Cl. Quart.* NS 14, 1964, 232, n. 3)°

- (3) A. Fuks, Agis, Cleomenes, and Equality, *Cl. Phil.* 57, 1962, 161.
- (4) A. Fuks, *op. cit.* 162.
- (5) 上の *πάρσιος πολιτεία* の復帰とつら標語は「改革者王の側からのみ発せられたものであり、レオニダスはレギスの提案を非難する時、リシタルコス制や、ハトリオス・ポリリーテイアを問題にしていない(B. Shimon, *op. cit.*, 233)°。尚、当時の人々は、前四世紀はじめにエペロスのエポタリネオスがスパルタ人に「自分の欲する者に土地と家を生前で与え、又遺言で贈ることを許したことから、*ἀρχαία μοῖρα* の保有だめとて秩序と平和、即ち最初の良き制度 (cf. *Plut. Agis* 5, 3: τὴν ἀριστὴν *καταρασίαν*) が壊れ始めた」と考えつづた (*Plut. Agis* 5, 1 ff.; cf. D. Asheri, *Laws of Inheritance, Distribution of Land and Political Constitutions in Ancient Greece, Historia* 12, 1963, 2, 5 ff.)°。右のブルータルロスの所伝は、エラルコスに基くものであるが、後者はクレオメネス時代にスパルタを個人的にも知悉していたので、同時代の事情を正しく伝えたものと思わされる (cf. H. Parke, *The Deposing of Spartan Kings, Cl. Quart.* 39, 1945, 106, n. 2)°。
- (6) A. Fuks, *op. cit.* 161 f.
- (7) スパルタ人の生活様式の特異性は古代人も注目していたが、この点については M. P. Nilsson, *Die Grundlagen des spartanischen Lebens, Klio* 12, 1912, 308-340 参照——スパルタの年齢階層 (Altersklassen) を共同食事、あるいは婚姻制度などにみられるプリクテューな基礎を指摘——。年齢階層の *ἀγῶν* (教育制度) との関連で重要なものは兵役年齢以上の若者であるが、それは *οἱ παίδες* 及び *ἐργασίας* の二つに分れ、前者は *παγιδίας* (第一学年、八歳) から *μελέληρον* (第六学年、十三歳) まで、後者は *εἰσὶν* (第七学年から第十三年半まで、即ち一四歳から二〇歳まで) と属するものとする (A. Billheimer, *Age-Classes in Spartan Education, TAPA* 78, 1947, 99-104 参照)°。
- (8) レギスの改革計画の *ἀγῶν* 世武団養成とつら A. Fuks, *The Spartan Citizen-Body in Mid-Third Century B.C. and Its Enlargement Proposed by Agis IV, Athenaeum* 40, 1962, 244-263 参照。二〇〇人の市民団を四、五〇〇人に増やすを意図してつら B. Shimon, *op. cit.* 233 は「二王制」(平等な特分地 (*κλίμα*) の制度——*κλήματα* 全土地財産の平等とつら) とはならず—— (cf. *diarra-tyōn*) を意味する°。
- (9) 以上の前二四二年の経過とつら A. H. M. Jones, *op. cit.* 168 f.; W. G. Forrest, *Legislation in Sparta, Phoenix* 21, 1967, 11-19, esp. 13 参照。最終段階で富裕者に味方したケルシニアとつら「ブルータルロスは「先議の権限を *ἐκταροντες*」とつら (cf. *Plut. Agis* 11, 1: *καὶ τοὺς γέροντας, οἷς τὸ κέρτος ἦν ἐν τῷ παροουλεσει*)°。
- (10) F. W. Walbank, *op. cit.* 304.
- (11) クレオメネスとケルシニアの関係は定かでないが、Sheblew (*Ἀγῶν*, S. 242 ff. [筆者未見]。G. Kazarow, *ad O. 51* の紹介参照)によれば、ケルシニアはローマ時代には毎年選出の官職者の団体に化した (cf. *Μητρονόμος* 団や *Εὐνομία* 団にならつて)、このような官職者団への転化はクレオメネスによらるもので、その結果、ケルシニアは他の官職者と同様にクレオメネスに上属するようになった°。
- (12) A. Fuks, *op. cit.* 162. クレオメネスの諸改革の *ἀγῶν* 土地の再分配とつら B. Shimon, *op. cit.* 233, n. 3 及び A. Fuks, *op. cit.* 162 f. と共に、それはスパルタ人の土地だけでなく、ペリオイコイのそれをも対象となされたものであるとつら、史料的には明瞭な記述のなる負債帳消しとつら (cf. *Plut. Cleom.* 16, 5; 18, 2 及び、それは確かに実行されたと考える°。
- (13) F. Kiechle, *Lexikon der Alten Welt*, 1965, s.v. Kleomenes III, 1547: 'restaurative' Revolution. ステュ派の思想(特に *σπάρτιον* のそれ)がクレオメネスの改革意図に影響を与えたことはよく知られるが、ステュ派の平等主義以上で、このスパルタ王を駆逐したのは、理想化された初期スパルタの制度、即ち「リシタルコス制」とつらの伝承とあつたと思われる (cf. H. C. Boren, *Tiberius Gracchus: The Opposition View, AJPh* 82, 1961, 368, n. 25: the romanticized, partly fictional accounts of the



Lycurgan constitution of early Sparta)。

- (15) クレオメネースによる「リクタルコス制」の復活のち、そのほか「古き良き時代の精神を取り戻す試み」として、「鞭打が苦行」*diapatriotais*——スパルタでは *kaprotaias étrau* と呼ばれた——が發明された (T. R. Harley, *The Public School of Sparta, Greece and Rome* 3, 1933/34, 136)。  
それはかりびなく、クレオメネースがパトロノモス職を設けたのも、B. Shimron, *The Original Task of the Spartan Patronomoi: A Suggestion Eranos* 63, 1965, 155-158 によれば再建された *πάτριος πολιτεία* を中心としたものであった(この官職はローマ時代まで各官職として存続)。Shimron の主張は、改革の結果がクレオメネース以後も持続したという彼の説と連結している。この点については註(27)参照。

(16) A. Fuks, *op. cit.* 161.

- (17) ヤラシムが戦ったスパルタの軍隊は改革の過程で生れた四〇〇〇人の市民のほかに一〇〇〇人のクレロータイから成り立っていた (R. Urban, *Das Heer des Kleomenes bei Sellasia, Chilon* 3, 1973, 95-102 参照。  
Urban 氏 M. Daubies, Clémène III, les hitotes et Sellasie, *Historia* 20, 1971, 665-695——四〇〇〇人のスパルタ人と一〇〇〇人のペリオイロイ——を批判)。とすれば、後のナビスの場合と考を併せて、既にクレオメネースの時にクレロータイの一部の解放があったことが推測される。

(18) V. Ehrenberg, *Neugründer des Staates*, 1925, 45f.

- (19) ナビスなどの革命活動の経過の中で多数のクレロータイを解放して市民団に加えたところ (Polyb. XVI 13; Liv. XXXIV 31; 32, 9 [cf. XXXIV 27])。この事実が一般に認められ、また、すべてのクレロータイが解放されたわけではなかつた点でも多くの人の意見は一致 (V. Ehrenberg, *RE* XVI 2, 1935, s.v. Nabis, 1472; *RE* III A 2, 1929, s.v. Sparta, 1437; cf. B. Shimron, Nabis of Sparta and the Helots, *Cl. Phil.* 61, 1966, 1)° K. M. T. Chimes, *Ancient Sparta*, 1949, 37ff. はナビス以後クレロータイが存在したことを疑わす。また Robins 氏 R. F. Willetts, *The Neodamodeis*, *Cl. Phil.* 49, 1954, 27f. の説(クレロータイはスパルタ市民の減少の結果、所有者なしに放置されたクラーロイを受け継ぎ、*deias* に加

えられてホプリテースとしての軍役義務を負った)を発展させて、クレロータイの大部分は既に *neodamodeis* となつてしまつたと考えたが (The Position of the Helots in the Time of Nabis, 206-192 B.C., *Univ. of Birmingham Hist. Journ.* VI 2, 1958, 93f. [筆者未見])、これの説を B. Shimron, *op. cit.* 1-7 は批判して、ナビスはクレロータイ階級の謙屈的地位を廃止しなかつたという定説を守つた。

(20) G. Busolt, *aa O.* II, 731.

- (21) B. Shimron, Polybius and the Reforms of Cleomenes III, *Historia* 13, 1964, 147-155 が、ポリネボオスはクレオメネース改革をパトリオス・ポリテイアへの復帰と考へた、というのは誤りである。次にみる如く、ポリネボオスがクレオメネースをその破壊者とみたこと、また、アンティモヌ・ドノンによつてセラシマの戦い後それが回復された、この歴史家なつてつづらるる本盾となるべき (Polyb. II 70, 1; V 9, 9; IX 36, 4)°

(22) F. W. Walbank, *op. cit.* 305.

(23) F. W. Walbank, *op. cit.* 303.

(24) F. W. Walbank, *op. cit.* 303.

(25) F. W. Walbank, *op. cit.* 304.

- (26) F. W. Walbank, *op. cit.* 303. ドノンに対するポリネボオスの好意的な叙述の部分がアラトラスの *Troispharata* に由来するものでなく、ポリネボオス独自の評価であること、cf. E. S. Gruen, Aratus and the Achaean Alliance With Macedon, *Historia* 21, 1972, 619.

- (27) マンティオノス・ドノンによつて「父祖の国制と自由」が回復した、とポリネボオスがいう場合の回復とはあくまで国制上のことで、旧い社会体制が復活したわけではなから、ポリネボオスがこのように言つたのは、彼がクレオメネースの統治を僭主政とみたからである。クレオメネースがマシムで敗れたのは、彼の社会・経済的な諸改革が取り消されたのではない (この点については B. Shimron, *Cl. Quart.* NS 14, 232-239, esp. 234ff. 参照)° P. Oliva, *Sparta and Her Social Problems*, 1971, 265f. 以下の戦つてマンティオノス・ドノンとマカイア連邦はスパルタの改革運動を壊滅させ、クレオメネースによって追放された人々が帰国して改革前の状態

- に復したと考えるが、軍事的にスパルタを制圧したアンティゴノスにも、改革以前の社会制度を復活することは実際上不可能であつたらう。社会改革の成果が以後も存続したとどういふ場を B. Shimron の *Late Sparta: Spartan Revolution of 243-146 B.C., Archaica Monographs 3 (1972)* にも堅持してゐるところが、筆者未見。
- (28) F. W. Walbank, *op. cit.* 304. 反対にアカイア連邦の敵に対してポリュビオスは理不尽な偏見を懐いてゐた。クレオメネス戦争から同盟市戦争にかけての一〇年間についての記事で、ポリュビオスが、同盟市戦争の勃発がアカイア人に対するアイトーリア人の敵意と陰謀に起因する如く印象づけようとしてゐるのがその例である (J. V. A. Fine, *The Background of Social War of 220-217 B.C., AJPh 61, 1940, 129-150*)——同盟市戦争の直接の原因はアカイア・アイトーリア両連邦に対するメッセニアの關係であつた (S. 150-165)——。
- (29) F. W. Walbank, *op. cit.* 307. ポリュビオスは一度だけクレオメネスの土地分配に言及するが (IV 81, 2, 12-14) 不分明な文章の中であつて何の説明も加えられていない。王がただ *κττορ* への希望を喚起したといふだけのことである (B. Shimron, *Historia 13, 1964, 148*)。
- (30) K. v. Fritz, *The Theory of the Mixed Constitution in Antiquity, 1954, 99.*
- (31) アルカディアの都市キユナイタではおそらくクレオメネスの動きに刺戟されて、土地の再分配に至る社会革命が生じたが (cf. *Polyb. IV 17, 4*) そのほか、ポリュビオスが伝える同種の動きについては、K. W. Welwei, *Demokratie und Masse bei Polybios, Historia 15, 1966, 292, Anm. 46* 参照。そこではかかる混乱を煽動したデーマゴゴースが問題とされている。ポリュビオスがクレオメネスの革命的政策に同意できなかったことはアカイア連邦でのこの歴史家の地位からして当然である。スパルタの過激な動きはアカイアの有産市民にとっては好ましいことではなかつた。アカイアではアカイア戦争のさい、債務者に支払い猶予が認められたり (*Polyb. XXXVIII 11, 10*) 「奴隷」が解放されたたりしてゐるの (cf. *ibid. 15, 3-5: οικογενεις; παραρπόροι*) それと無関係ではないであらう (但し、ポリュビ

オスに伝えられる二つの処置がそのまゝ「負債帳消し」*ὑπεὸν ἀνοκότη* と「奴隷解放」*δοῦλον ἐλευθέρους* かどうかは問題である——cf. A. Fuks, *The Bellum Achaicum and Its Social Aspect, JHS 90, 1970, 79-82*)。

- (32) F. W. Walbank, *op. cit.* 305.
- (33) F. W. Walbank, *op. cit.* 308f.
- (34) F. W. Walbank, *op. cit.* 309.
- (35) F. W. Walbank, *op. cit.* 309.
- (36) K. v. Fritz, *op. cit.* 99.
- (37) G. J. D. Alders, *aa.O.* 89.
- (38) K. v. Fritz, *op. cit.* 84f., 90, 109.

#### 四 結 び

以上に見た如く、スパルタの混合政論を確立したプラトーンの『法律』では、王・長老会と並ぶ第三の要素としてエプオロス職があげられ、これが民主政的な性格を代表したのに対し、ポリュビオスにあっては混合政が王・長老会・民会との均衡として捉えられていて、ここではエプオロス職は——「リユクールゴス制」の一環であることは認められながらも——三要素からは除かれている。混合政論の中でのエプオロス職の位置づけに関してかかる変化が生じたことについては両時期の間に介在するクレオメネスの改革時の経緯が大きく作用してゐたのであるが、ともあれ、混合政論の体系の中からエプオロス職という特殊スパルタ的な制度が除かれたことは、この理論に一種の普遍的な性格を賦与することになり、他の国家への適用を一層容易にした。その結果、既にヘレニズム時代にオーソドックスなポリス論としての地位を獲得してゐた混合政論は、後篇で詳述するように、ポリュビオス

によってローマ共和国に適用されたあと、ローマ帝政下の人々によってローマ帝国の説明にも援用されることとなるのである。

註

(1) ポリネビオスが国制諸要素の混合という場合、各部分は必ずしも道徳的

特性を含んではいない。混合政といっても三國制の優れた点の混合というよりは、混合による安定、即ち均衡に力点が置かれる(G. J. D. Alders, *a.a.O.* 95: Gleichgewichtsauffassung; 96: Balance-idee; 97: Balance-konzeption)。<sup>1)</sup> この点も彼の理論の他の国家への適用を容易にした原因であるが、Aldersはこの点でポリネビオスの「アリストテレーヌを越えたオリジナルな功績を認める」(cf. M. Chambers, *AJP* 91, 1970, 383)。

# 中間考察

ポリス理念史の岐路としてのヘラス連盟

## ポリス理念史の岐路としてのヘラス連盟

ペロポネーソス戦争(前四三二—四〇四年)を境にして、それまでヘレスの世界の中心を形づくっていたギリシア本土の比重が軽減し、周辺(Peripherie)とされていた地域に時代の推進力が移る。<sup>(1)</sup> 次の時期に優勢となる種々の現象も先ず周辺地で姿を見せるのであるが、シリア島に於けるディオニュシオス一世の領域国家と、この僭主の攻撃に対抗してつくられた南イタリアのギリシア・ポリスの連合<sup>(2)</sup>(Suda s.v. Ἀρχῆται: τὸ κοινὸν τῶν Ἰταλιωτῶν; Str. VI 261 c: κοινότητα τῶν Ἰταλιῶν)もその例に属する。特に、後者のポリス連合(前三九三年)が単なる同盟ではなく、それを超えて總會(συνέδριον)を持った組織になろうとしたことが注意を惹く(Diod. XIV 91, 1: συνίκαλον δὲ τῶν ἀλλήλων ἐτροφίστατο καὶ συνέδριον ἐγκρατεσθέντων)。以後、この組織はディオニュシオス一世の国家に妨げられてそれ以上の発展を遂げなかったが、これら両勢力の拮抗の中にわれわれは、後の歴史で主要な働きを演ずる二つの国家原理——連邦国家と領域王国<sup>(4)</sup>——の早い出会いを見出すであろう。

実際、この二つの原理、言い換えればコイノンとモナルキアが有力となるのは周辺地に於いてであった。まず前者について見る。連邦と

いう形の国家が従来の国際秩序に与えた意味は、ペルシアとスパルタがアンタルキダス条約(前三八六年)で一部の連邦国家——即ち、この種の国家の形成で先駆的な役割を果たしたカルキディケー、ボイオーティア両連邦——に解体を強制した事実の中に逆説的乍ら見てとることができる。しかし、この時、解体を免れたコイノンも幾つかあり、それらはその時までギリシア史の展開から取り残された地域——それは同時にエトノスの結びつきが維持されていたところでもある——で成長を続けた。中でも、アカイアとアイトーリアの両国家は、ポリス世界がマンティネイアの戦い(前三六二年)のあと政治的無力の状態に陥ったのとは対照的に、前四世紀に既にその偉大な歩みを開始し、ヘレニズム期に於ける活躍を準備しつつあったのである。<sup>(5)</sup>

一方、モナルキアにもとづく領域国家の周辺地での興隆も前四世紀の特徴である。ペルシア帝国のギリシア人への工作は勿論のこと、ギリシア君主国のポリス世界への影響も大きく、ポリス市民の間に善き君主という理想が生れるのを助長するほどであった。<sup>(6)</sup> アルケラーオス王の下で強大となったマケドニア王国の波紋はエウリピデースの「ア

ルケラーオス』となり、その中では理想王と不正な君主とが対比されている。少し遅れてシシリアにディオニシオス一世が登場した時、イソクラテースは彼を理想化することを試みるのであった(Ed. 11)。君主を好意的にみる傾向はこの弁論家に特に顕著で、彼はそれ以前にキュプロスのエウアゴラスと交渉があり(Euagoras)、またテッサリアのイアーンソンと親交を結んでその子供たちに期待をかけ(Ed. 11)。最後にマケドニア王フィリッポスのモナルキアに傾くのである(Ad Philippum)。独裁政への厳しい批判者であったデーモステネース(Moerhous)がマケドニア王を僭主とみていたのは、その点で好対照をなしている(7)。

さて、カイローネイアの戦いの後、前三三八年冬にスパルタを除くギリシアの代表がコリントスに集り、相互の間に「共同の平和」κοινὴ εἰρήνηを設定する。この後、フィリッポス二世(マケドニア王)とギリシア諸国——これら諸国は「共同の総会」κοινὴ συνέδριονを形成していた——との間に攻守同盟(συνμαχία)が締結され、マケドニア王のヘーゲモン(盟主)としての地位が承認される。このコイネー・エイレーネーとシムトマキアの結合から成る組織が外ならぬヘラス連盟であるが、それは続く三三七年春に連盟総会(συνέδριον)を開いてヘルシアへの宣戦を決議し、フィリッポスに全権を委譲した(στρατηγὸς ἀποκατέρω)。このような、ヘラス連盟とマケドニア王によるその指導の中に、我々は上に述べた二つの原理の交渉を見ることが出来る。連盟がコイノン、或いは「ギリシア人たちのコイノン」κοινὸν τῶν Ἑλλήνωνと呼ばれた(1)を(Hell. Oxyrh. XII 3; Arr. III 24, 4) 総会への代表派遣が比例

代表制的に行われたことなどは、この組織が単なるシムトマキアではなく、既に連邦国家と共通したものを持つていたことを教えるが、他面、そこでのマケドニア王の盟主および全権將軍としての地位を見れば、ポリス世界へのモナルキア原理の滲透を読み取ることもできよう(8)。以下、第一章および第二章に於いて、この連盟に至るシムネドリオンとストラテীগロス・アウトクラートルのギリシア史に於ける発展が辿られるが、それによって、ヘラス連盟がポリス理念史の岐路に立つものであったことが理解されるであらう。

註

- (1) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 212.
- (2) Vgl. H. Bengtson, *Die Staatsverträge des Altertums II*, 1962, Nr. 230. この連合は同時代人で「普遍」ἰσχυροῦς ἦν ἡβλήθη。そのほか文献では *oi τῶν Ἰταλῶν κεραιώδης* 'Ἑλλῆδες (Diod. XIV 91), *ai κατὰ τῶν Ἰταλῶν Ἑλληνίδες πόλεις* (*ibid.* XIV 101, 1) *καὶ ἀπὸ τῶν Ἰταλῶν* (vgl. F. Gschnitzer, *Stammes- und Ortsgemeinden im alten Griechenland, Wien. Stud.* 68, 1955, 126)。
- (3) J. A. O. Larsen, *Greek Federal States*, 1968, 95-97: confederacy.
- (4) M. Hammond, *City-State and World State*, 1951, 28. フォリッポス二世が青年期にテーバイに人質として滞在したことは、この両原理の出会いを伝えて象徴的である。尚 Hammond は更に一步を進めて、この時、未来のマケドニア王はポイオーテマ連邦の組織を学び、それに鼓吹されて汎ヘラス的規模の真の連合へ向った、という(p. 29)。後述第二章(1)参照。
- (5) V. Ehrenberg, *The Fourth Century B.C. as Part of Greek History*, in: *Polis und Imperium*, 1975, 37. ヘラス連盟建設の碑文では (Syll. 13 260) 加盟国の多くはエトノスの名で登場してゐる。アレクサンドロス時

代にもアカイア人、アルカディア人、ポイオーティア人の *novus ordo seclorum* への言及がある (Hyperides, *Contra Demosth.*)——cf. J. A. O. Larsen, *Representative Government in the Panhellenic Leagues. I, Cl. Phil.* 20, 1925, 321.

(9) K. F. Stroheker, *Zu den Anfängen der monarchischen Theorie in der Sophistik, Historia* 2, 1951, 405 ff.

(7) 以上、ヘロポネーロス戦争以後のギリシア世界の変動を連邦国家と領域王国の二つから眺めた。そのほかにも重要な変化が幾つかあげられるであろうが、ここでは次の二つに触れておきたい。一つは社会的な変動としてのスタシムの激増である。これは前五世紀および前四世紀はじめには休眠中であつたが、前三七〇年以降に続発し——とりわけ財産再分配と負債帳消しを求めた社会不徳の爆發——、次の世紀に頂点を達する富裕者・貧困者の闘争、視説の先驅者となつた (cf. A. Fuks, *Social Revolution in Greece in the Hellenistic Age, La Par. del Pass.* 21, 1966, 437-448; id., *Redistribution of Land and Houses in Syracuse in 365 B.C., and Its Ideological Aspects, Cl. Quart.* NS 18, 1968, 222; Ph. Harding, *Androction's View of Solon's Seisachtheia, Phoenix* 28, 1974, 284)——

Harding はこの運動の早い例を前四〇四年の、僭主ディオニシオス一世による土地と家屋の平等な再分配 (Diod. XV 7, 4 sq.) に認める (p. 285)——。

第二には、国際関係でのペルシアの比重の増大である。前四世紀のギリシア世界はペルシアの Spielball になつた、と云われるが (H. Bengtson, *Gr. Gesch.* 246)、この間にギリシア人も夙に気づいてゐたことである。

たとえばクニドスの戦い (前三九四年) についでついで、それをギリシアの解放とアテーンナイのヘゲモニーの回復と考えるデーモステネス、イソクラテース、ダイナルコスなどの視点とは対照的に、既にリュシマキース (II 56-60) やツセンプキーン (*Hell.* IV 8, 4 sq.) などにはギリシア人に於けるペルシアの勝利を見た (R. Seager, *Thrasylulus, Conon and Athenian Imperialism*, 396-386 B.C., *JHS* 87, 1967, 99 f.; E. A. Costa, Jr., *Evangoras I and the Persians*, ca. 411 to 391 B.C., *Historia* 23, 1974, 50)。

(8) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 2. Aufl., 1965, 146.

(5) Cf. J. A. O. Larsen, *Representative Government in the Panhellenic Leagues. II, Cl. Phil.* 21, 1926, 52: the monarchical element; a *de facto* monarchical hegemony.

# 第一章 シュネドリオン考

——「エイレーネー」の制度化とその限界——

## (一) 序 「エイレーネー」の制度化の端緒としてのアムピクテュオニア

古代ギリシア人の許では、個別国家——部族国家 (*ethnos*) であれ、都市国家 (*polis*) であれ——の枠を越えた汎ヘラス的な組織は、アムピクテュオニア (*oi Amphyktones sine to koinon tou Amphyktionon*) の形で、既にポリスが充分に発達する以前から実現していた。その代表であるアンテローデルプオイの組織は当初一二のエトノスから成り、やがてアテーナイやスパルタなどのポリスをも含むようになった。<sup>(1)</sup> このコイノン<sup>(1)</sup> は總會——評議会に対する *ekkyklia* ——をもつていて、それはそのとき偶々デルプオイに居合わせた加盟国の成員より構成された。總會が戦闘能力のあるものの集会であったことは (cf. Pl. Ol. X 8: *stratia diaphora nou*)、このコイノンが一種の「シュノイキスモス」で成立したと考えられる事実と共に、<sup>(3)</sup> アムピクテュオニアがポリスとその生成・構成を同じくするものであったことを示している。コイノンを運営する役職、

たとえばヒエロムネーモネス (*hieromnones*) やピュラゴライ (*pyrargoai*) などがコイノンの官職者ではなく、各々の出身国の官職者として任命されたので、個別国家を超えた機構としては大きな限界をもっていたが、それでも、この組織の名称から、また總會の存在からギリシア的な共同体の形成の方向を読み取ることができる。

そればかりではない。この組織のメンバーが交した誓約<sup>(4)</sup>——前七世紀に溯るといわれる——は、加盟都市の破壊やそれへの食料・水の供給停止を戦時、平時を問わず禁じていて、アムピクテュオニアのコイノンとしての性格を窺わせる。その上、この誓約の中に「シュネドリオン」*synedon*——總會に対する評議会——が *hōn hōn synodos* として言及されているのが注目される。このシュネドリオンはピュライで年に二度開催され、各エトノスは二票の投票権を行使した (それはアテーナイやスパルタなどのデルプオイから遠く離れたポリスも参加したので、最初の加盟国の票が倍になったためである)。このようにシュネドリオンは既にアムピクテュオニアに於いて評議会の意味で用いられていて、<sup>(5)</sup> ここ



に代表制の觀念が僅か乍らも認められるのである。<sup>(6)</sup>

さて、このような国家間の、否、国家を超えた秩序は「平和」*eirene* と呼ばれる。アムピクテオニアでの競技の期間は「神の平和」が支配していると考えられたように、「エイレーネー」の理念が生れたのはこの組織に於いてである。事実、カラウレイアのアムピクテオニアも最初はエイレーネーと呼ばれていた。<sup>(7)</sup>特に、デルプの神域や神託のギリシア人に対しても意義が増大するにつれて、彼らの間にヘレーネスとしての意識が涵養された。その反面、神殿の管理権が各国の争奪的となり、かえって国家間の分立を助長する結果となることもあった。<sup>(8)</sup> 国家間の平和を維持する組織としてアムピクテオニアはその意味では必ずしも強固であったとはいえない。前六世紀に入ってもそれはせいぜい戦争の残虐な面を緩和する企て以上のことではできなかった。<sup>(9)</sup>しかし、その後も国家間に何らかの秩序を作り出そうとする場合、アムピクテオニアの形をとったのであって、前六世紀後半のエーリス・ヘーライア同盟や同時代の一条約も一種のアムピクテオニアを前提とし、神殿が同盟者の条約遵守を監視している。<sup>(10)</sup>以下、この章では、前五世紀前半のヘラス連合に体现されていたアムピクテオニア的な、而も汎ヘラス的な「エイレーネー」の觀念が、デーロス同盟、第二次アテーナイ海上同盟での曲折を経て、前四世紀後半のヘラス連盟に制度として定着するまでの経緯がシュネドリオンの問題を中心にして辿られるであろう。

註

- (1) アテーナイ人やペロポネソスのドーリス人に總會での一票が認められるようになった。内容構成の面でギリシア人を網羅していたわけではないが、それでも、デルプの神域とその神託のもう意義のおかげで、この組織の機能と影響は汎ヘリックになったと云うことが出来る (J.A.O. Larsen, *Federation for Peace in Ancient Greece*, *Cl. Phil.* 39, 1944, 147f.)。そのほか、デルプのイアポロンがギリシア人の植民を先導する神であったこと、各ポリスが立法に関することをこの神の神託にゆだねたこと、そして前六世紀前半に汎ギリシア的な競技が発達したこと (オリュンピアの競技に次いで重要なピュートルでの競技、その他) などがこの連盟の汎ヘリックな性格に貢献した (p. 148)。
- (2) 連盟の組織については V. Ehrenberg, *aa.O.* 136 参照。
- (3) F. Wüst, *Amphiktyonie, Eidgenossenschaft, Symmachie, Historia* 3, 1954/55, 132.
- (4) H. Bengtson, *Die Staatsverträge des Altertums* II, 1962, Nr. 104. *トヨタテオニアの誓約* (1957) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 146f. 参照——前五九〇年代に於ける、誓約の更新または初めの定式化——。
- (5) J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History*, 1955, 58.
- (6) V. Ehrenberg, *aa.O.* 136. 各メンバーが派遣した二名の代表、即ちピロトネーキーは裁判を司った (*Lexicon vocum Platoniarum* s.v. *Ἀμφικτύονες: oi ἐκ τῶν πόλεων τόκων ἀίπερὰ δικάρται*)——ユトラトライ (後の *ἀγοράγοι*) も独自の、又はピロトネーキネスと共に法廷を構成——cf. R. J. Bonner/G. Smith, *Administration of Justice in the Delphic Amphictyony*, *Cl. Phil.* 38, 1943, 1f.——*ἄρκος Ἀμφικτύονων* の *ἀρκος* 裁判担当者 (それについては *Syll.* 1<sup>3</sup> 145 参照 (注記は R. J. Bonner/G. Smith, *op. cit.* 2)。
- (7) V. Ehrenberg, *aa.O.* 134.
- (8) Cf. G. Forrest, *The First Sacred War*, *BCH* 80, 1956, 33-52——第一次神聖戦争 (前五九一—五九一年) もキルラの干渉からデルプの神域を守る戦

争とらうよりは、むしろデルプォイの管理権をめぐる争奪戦であった——。

- (9) J. A. O. Larsen, *Cl. Phil.* 39, 148.  
 (10) H. Bengtson, *Die Staatsverträge des Altertums II*, Nr. 110 u. 111; S. 11: *Spres* (synonym mit „Vertrag“). オリュムピオのゼウス神殿もヘーリスの諸都市の連合によって管理されたと思われる (M. Hammond, *Civ. State and World State*, 1951, 198)。

## (1) <ヘラス連合のプロブローイ>

——シュムマキアによる「エイレーネー」の維持——

クセルクセースのギリシア侵入に先立ち、前四八一年秋にギリシア諸国はアテーナイとスパルタのイニシアティブでイストモスに集り、<sup>(1)</sup>ヘルシアからの防衛のために誓約し (Hdt. VII 148, 1: *oi synwlotar 'Ellē-vou eti to Πρωτόν*)、相互の敵意を捨ててギリシア人同士の戦争を停止すべく同盟を結んだ (*ibid.* VII 145, 1: *katallaktar tās te ēgōpas kai tois kar' daktelous eōrtas polēneous*)。ヘラス連合の成立である。この誓約共同体は<sup>(2)</sup>「エイレーネー」の形成であると共に、<sup>(3)</sup>他方ではベルシアに対抗するためのシュムマキアの結成でもあった。この章の結着点に位置するヘラス連盟も後述の如くコイネー・エイレーネーとシュムマキアの結合であったが、この照応は一五〇年を隔てた両組織がどちらも *oi 'Ellēnes* と呼ばれたことと共に、興味深い史実といわねばならない。ところで、ヘラス連合が誓約共同体として、ヘレーネスの名に於いて決議できたことは、<sup>(4)</sup>アムピクテュオニアを想起させ、この連合がペロポネーソス同盟の拡張でも、またそれとアテーナイ勢力との単なる結合でもなかったことを明らかにしている。<sup>(5)</sup>スパルタ、アテーナイなどの

参加国の名がデルプォイの石柱に刻まれたこと(後述)、ギリシア人中でベルシアに味方したものの財産の十分の一がデルプォイのアポロン神殿に捧げられたこと (*ibid.* VII 132, 2) などはアムピクテュオニアとの繋りを伝えるものである。

前四八〇年春にイストモスでヘラス連合の第二回会議が開催される(この会議が我々の知る最後のものである)<sup>(6)</sup>。「各ポリスから選ばれたギリシアの代表たち」が出席し、彼らはプロブローイと呼ばれて (*ibid.* VII 172: *proboulai tēs 'Elladōs akatonyktar arō polēvōv*)、単なる使節 (*ētytelos*) とは区別されていた。それはヘラス連合がイオーニアのコイノン<sup>(7)</sup>をモデルの一つにしたことに由来するものと思われる。事実、パンイオーニオンで開かれたイオーニアのコイノンの会議は (*ibid.* VI 7: *ἡ λoγος ἐκείνην ἡγορέωσιν ἀπὸ τοῦ ἐς Πανίωνον*)、プロブローイがコイノンの立場で議するものであって、自国の利害のみを「使節」が代弁する会議ではなかった。そして、イオーニアのコイノンは、それが祭祀を持ち続けたことから分る通り (*cf. ibid.* I 148, 1)、連邦を形成し乍ら同時にパンイオーニオンを中心とするアムピクテュオニアを維持していたが、このことがアムピクテュオニアの再生としてのヘラス連合の中にコイノンの理念を注入するきっかけとなった。この連合が最初に戦争状態の終結を決議した時にも、当事国だけでなくプロブローイ全体が関与しており、<sup>(8)</sup>彼ら代表たちの言動はもはや自国の意志表示に留らず、他の加盟国をも代弁するものであった。<sup>(9)</sup>ここにヘラス連合がそのモデルと同様、ポリスを超えた組織であることの明らかな証拠が見出される。

ヘラス連合のこのような特徴はそれをペロポネーソス同盟と比較す

るとき一層鮮明となる。スパルタとテゲアとの同盟(前五五〇年頃)に始まるこの組織は半世紀間にペロポネーソス半島の大部分を覆うようになつても、その構造はスパルタと各国との同盟の集積にすぎなかつた。<sup>(10)</sup> スパルタはペロポネーソスの西部で勢力を伸ばした時も、オリュムピアのアムピクテュオニアの形でペロポネーソス同盟を理念づける意図を全くもたなかつた。<sup>(11)</sup> この同盟組織がアムピクテュオニア(「エイレーネー」)と無縁であり、それとは対照的であつたことは、メムバー・ポリスが相互に交戦することさえ認められていたことにはっきりあらわれている。また同盟国の使節が集つて同盟総会を開き(*ibid.* V. 91. 2: τῶν ἑλλῶν συνάγειον ἀγέλευσιν) 政策の決定を諮つた時も、その総会は代表制のシュネドロオンからほど遠いものであつた。それはスパルタもそれに加わつて決議するという種類の会議ではなく、ヘーゲモンとして戦争の遂行を任されていたスパルタが諮問した場合に、それに答えるだけのものではなかつたのである。<sup>(12)</sup>

ヘラス連合に加わつた諸ポリスの名は所謂「蛇の石柱」(デルポイ出土に刻されていて、そこには三一の国名があがつている。プラタイアイの戦いのあと、スパルタの影響下に製作されたこの石柱は、<sup>(13)</sup> プラタイアイの勝利がヘラス連合の体現する汎ヘラス的な理念を燃え立たせた状況の所産である。この戦いのあと、その勝利を記念するためにデルポイの神に諮つてプラタイアイに「自由神ゼウス」Zeus 'Eleutheros の祭壇が設けられ、デルポイの公けの炬から聖火がもたらされたのは(Plut. *Aristid.* 20) この間の雰意気を十分に伝えるものといわなければならない。<sup>(14)</sup> 尚、このあと、プルータルコスによれば、ギリ

シア人全体の会議が開催され(*ibid.* 21, 1: ἐκατάτας κοινῆς)、ギリシア全体から毎年プラタイアイに代表者および使者が集ること、四年ごとに「自由」Eleutheria の競技を催すこと、バルバロイとの戦争を継続するため一〇、〇〇〇人の歩兵、一、〇〇〇人の騎兵、一〇〇隻の艦船より成る連合軍を結成することをアテーナイ人のアリストイデースが提案した、<sup>(15)</sup> という(*ibid.* 21, 1sq.)。前四八一年の連合を制度として恒久化しようとした、<sup>(16)</sup> この四七九年の会議でギリシア人全体の会議の召集が提案されたが、その代表はプロブローイとよばれて使節と区別され、<sup>(17)</sup> 自国だけでなく他の参加国をも代表して行動すべきものであつた。このことは、使者(Seopoi)——祭祀に関する——や宗教的祭典への言及が新しい組織のアムピクテュオニアの性格を暗示することと共に、<sup>(17)</sup> 我々のこれまでの考察との関連で看過できない事実であるといわねばならない。

註

- (1) J. A. O. Larsen, *Cl. Phil.* 39, 151. ἡλένη ἀγέλευσιν「ヘラス連合」の最初の会議とも。 Cf. P. A. Brunt, *The Hellenic League Against Persia, Historia* 2, 1953/54, 136. 尚、Brunt はその最初の会議がスパルタの「ヘーネオン」(Paus. III 12, 6) 開かれたと云うが (p. 156) この連合は彼自身が強調する如くペロポネーソス同盟と次元を異にしていたので、開催場所はやはりイヌタキス(Ἰνθακίς) (W. W. How/J. Wells, *A Commentary on Herodotus* II, 1912, 187)。
- (2) V. Ehrenberg, *aa.O.* 131: eine «echte Eidgenossenschaft»。
- (3) V. Ehrenberg, *aa.O.* 131: der innere Friede; H. Bengtson, *aa.O.* 31: ein allgemeiner Friede.

- (4) F. Wüst, *aa.O.* 14.
- (5) T. T. B. Ryder, *Koine Eirene*, 1965, 3f. クラス連合の公式の名称を *oi Aneōdaktouoi kai oi sōphayoi* と考え、そのメンバーはスパルタに直接依存する同盟諸国、及びアテーナイ、コリントスの二つの 'subsidiary hegemones' に依存する諸国だとする説があるが、これへの批判は P. A. Brunt, *op. cit.* 144ff. 参照——この時、人種・言語・宗教・習慣を共にするところの共同意識が (Hdt. VIII 144) 共通の危機に促進されて、共同的政治的行動を生む基礎となった。それはギリシア史での最初にして最後の例である (p. 135)——。
- (6) P. A. Brunt, *op. cit.* 139f.
- (7) F. Wüst, *aa.O.* 146.
- (8) F. Wüst, *aa.O.* 116.
- (9) J. A. O. Larsen, *Representative Government*, 57.
- (10) J. A. O. Larsen, *The Constitution of the Peloponnesian League*, *Cl. Phil.* 28, 1933, 267ff.; T. T. B. Ryder, *op. cit.* 3.
- この同盟がスパルタと諸ポリスとの一連の個別の同盟から生れたことは一般に認められているが、それがヘーゲモニアを一国(スパルタ)に与えるという組織をどのようにした時点が J. A. O. Larsen は前六世紀末に置く——そのためには総会の開催が必要であり、スパルタがアテーナイへのビュクスを復帰させるべく総会を提案したこと (Hdt. V 91 sqq.) が同盟の組織としての最初の行動で、その直前 (*ibid.* V 74 sq.) 及び同盟組織はなす、と云ふ——(Sparta and the Ionian Revolt, *Cl. Phil.* 27, 1932, 136ff.)。彼は同じ主張をそのあとで繰り返しているが、(Federation for Peace in Ancient Greece, *Cl. Phil.* 39, 1944, 149) 組織の生成が前五〇〇—六〇〇年の経過からのみ論じるのは無理なものである。
- (11) G. Busolt, *Griechische Staatskunde* II, 1936, 1320. オリオンビュクスのラムピクテオニアへの働きかけはプロキネーンスのスパルタの対抗者アルコスの方が積極的であった (Hdt. VI 92; Paus. IV 5, 2) 僭主のソヘイドーンが自らオリオンビュクの競技を主宰したり (Hdt. VI 127) またサモスの僭主ピロクテオニアのラムピクテオニアの頭となって、自らのタラ
- ントラテラト一種の 'Protektorat' (H. Berve, *Die Tyrannis bei den Griechen*, 1967, 106) の性格を賦与しようとしたが、これらの動きに比してスパルタの姿勢は誠に消極的であったと云われなければならない。
- (12) T. T. B. Ryder, *op. cit.* 3, n. 2: the system of consultation.
- (13) Vgl. H. Bengtson, *Die Staatsverträge des Altertums* II, 1962, S. 32. この石柱にスパルタ王、パウサニヤースが戦勝の功を自己一身に帰する詩句を刻ませたので、プラタイアイ人はラムピクテオニアに訴え、その結果、スパルタはそれを削り取ることを強制された (Demosth. LIX 97) 決定が個人にはなく、メンバー国に対して下されたこと、それが強制力を帯びたことが注目される (R. J. Bonner/G. Smith, *op. cit.* 2f.)
- (14) 本土のギリシア人の公式の考えでは、このプラタイアイの戦勝がペルシア戦争の終結である——ニコカリーの戦いは小アジアのギリシア人の解放のため、新しい戦争のせいである (J. A. O. Larsen, *Cl. Phil.* 39, 151, n. 14)。
- (15) J. A. O. Larsen, *Representative Government*, 48. そのせいで P. A. Brunt, *op. cit.* 135ff. 絶。J. A. O. Larsen は、前四七九年のプラタイアイでの会議はペルシア戦争時に機能していた同盟を恒久的なクラス連合の組織にしようとする企てであり、シモマキアの形成の際の通常の手続き——設立総会での決議に基づく同盟憲章の原則の定式化に始まり、誓約による諸条約の批准に至る——に従ったものであることを主張 (*Cl. Phil.* 28, 262-265)。
- (16) Vgl. F. Wüst, *aa.O.* 144; J. A. O. Larsen, *The Constitution and Original Purpose of the Delian League*, *HSCP* 51, 1940, 178. トネータノクニヤネ (*Aristid.* 19, 7) ローテ帝政職の Το Έλληνικόν συνέδριον (cf. *Syll.* II 3 835 A. 3 sq.: *oi is Hlarras súvōtres*; 'Έλληνες'; *IG* VII 2509, 1 sq.: *tò koinón συνέδριον τῶν Ἑλλήνων τῶν εἰς Πλατῆας súvōtrōn*) は前四七九年の会議の後身であるとする。
- (17) Cf. J. A. O. Larsen, *HSCP* 51, 178; *Cl. Phil.* 39, 153. 同。J. Larsen は *religious envoys* (*θεσποί*) の *political representatives* (*προσβούτοι*) の中にラムピクテオニアの宗教的性格とシモマキアの政治的性格を見ることが (p. 153) 筆者は十分すぎる通り、F. Wüst と共に、イオニアのコイノ

ンとの連続性を認めたい。

(三) デーロス同盟の会議 (*κοινή συνέδριος*)

——「エイレーネー」へのアウトノミア原則の侵蝕——

前四八一年の連合はペルシア軍の撃退後も存続し、そこに体现された *oi Ekklesiac* の理念も、一部は前四七八／七七年設立のデーロス同盟に受け継がれる。<sup>(1)</sup> この年にイオーニア、エーゲ海諸島、ヘレースポントス、トラキアの諸国からの使者がデーロス島でアテーナイの將軍アリストイデースと会い、アテーナイのヘーゲモニアの下に新しい同盟を結成してペルシアへの戦争の継続を誓った (*Arist. Ath. Pol.* 23, 5; *Plut. Aristid.* 23; *Cim.* 6).<sup>(2)</sup> ここに前四八一年の汎ヘラス的な組織の枠内で別の同盟が生まれ、海戦がこの同盟によってひきうけられることになった。<sup>(3)</sup> 加盟ポリスがアテーナイとだけでなく、もともとはお互いの間にも同盟関係を結び、相互の戦争を禁じていたことから分る通り、<sup>(4)</sup> そこにはポリスの狭い枠——即ちアウトノミア原則——を越えた組織が生れようとしていた。<sup>(5)</sup> 加盟国がアテーナイの同盟国であると同時に *oi Ekklesiac* と呼ばれたことは、それが前四八一年のヘラス連合の枠内にあったことを示しており、<sup>(6)</sup> またこの海上同盟の期間が限定されなかったことはアムピクテュオニアのモデルに倣ったことに由来しているのである。<sup>(7)</sup>

アムピクテュオニアとの関係では、デーロス同盟は直接的にはデーロスのそれ、即ち「イオーニア人及び近隣諸島の住民」の組織をうけついでたものであり (*Thuc.* III 104, 3: *τῶν Ἰωνῶν τε καὶ παρακρίτων ἠμερῶν*)、

デーロス同盟の会議 (*ibid.* I 96, 2: *αὐτὴ συνέδριος*) もこのアムピクテュオニアの総会 (*ibid.* III 104, 3: *μεγάλη συνέδριος*) の中にその原型が求められる。

前四七五年にキモンがアテーナイ人・イオーニア人の祖とされる「テーセウスの骨」をスキュロス島から持ち帰った時、汎イオーニア的な風潮が昂揚したというが (*Plut. Cim.* 8, 5 sqq.; *Thes.* 26, 1 sqq.; *Paus.* I 18, 6),<sup>(8)</sup> このようなイオーニア人とアテーナイ人の「共通性」の自覚がイオーニア人及び諸島民の組織からアテーナイ海上同盟への移行を容易にし、<sup>(9)</sup> 後者にアムピクテュオニア的性格を残存せしめた所以であろう。<sup>(9)</sup> 同盟総会が最初フェデラルな特色をもっていたのはそのためである。<sup>(10)</sup> デーロス同盟は公式には *oi Adynatoi kai oi olijunatoi* と称し、<sup>(11)</sup> 盟主国に率いられた同盟 (いわゆる *hegemoniale Symmachie*) であった点でペロポネーソス同盟と類似した構成をもちながら、理念の上では基本的に相違していたことを見落してはならない。スパルタと他のポリスとの間に締結された一連の二国間条約で生成したペロポネーソス同盟<sup>(12)</sup> では、スパルタは同盟総会のメンバーではない。これに対してデーロス同盟ではアテーナイも総会のメンバーであり、同盟国も平等な投票権を保證されていた (*Thuc.* III 10, 4: *kai mégale hēn drō tôn kōmōn hōnōntōn*; III 11, 4: *isōsagōn*).<sup>(13)</sup> この総会は政策決定の権限をもち、<sup>(14)</sup> 定期的開催されたもので、当初はヘレーノタミアの選出にも関係し、<sup>(15)</sup> プォロイの使用についてアテーナイの民会決議にも関与した。その総会の議員が自国の利害のみを代弁する使者 (*prolegoi*) ではなく、同盟組織全体を議する立場にあった点でペロポネーソス同盟の総会とは対照的である。後者を指してトゥーキューデーデースが単に *syndōtos* という語を用

い——この語は総会(assembly)とより会議(meeting)の意味が強い——、他方デーロス同盟の総会の場合にはこの語に *κοινὴ* という形容を附しているのは(197, 17)その内容が *πρόεδρος* の会議ではなく、むしろ *πολιτικούς* の総会であったことを暗示しているであろう。事実、この *κοινὴ συνέδρος* は単なる同盟とは質を異にしたコイノン——具体的にポイオーティアの連邦——の総会の名称になるのである。盟主国との二国間同盟の集積より成るペロポネーソス同盟と対照的に、デーロス同盟の背景にあったのはメンバー相互の間の同盟(bilateral)ではなく、<sup>(16)</sup> multilateral な(Kollektivsymmetrie)を根拠づける「エイレーネー」の思想であった。多数のポリスの間の相互の条約としては外に前四六二／六一年に結ばれたシンリアの諸ポリスの間の例があるが(Diod. XI 76, 5: *ai δὲ πόλεις ὅψεσθαι κίνασαι πρὸς τῆν καθύπευ τῶν πόλεων ἀσφάλειαν, καὶ κοινὸν δοῦναι νομοθέτησιν*)<sup>(17)</sup> 丁度その頃、前四八一年の「エイレーネー」の理念もアテーナイ、スパルタを含む諸ポリスの間で現実的な作用を見せる。スパルタが第三次メッセニア戦争である誓約共同体に加わっていた諸国に援助を求め、アテーナイとプラタイアイがそれに応じて援助に赴いたのである(Thuc. I 102; III 54, 5)<sup>(18)</sup>。しかしながら、アテーナイはこのあと誓約共同体の放棄を通告し(*ibid.* I 102, 4)それに対応して、あの誓約の理念を体現し、それを組織化したと考えられるデーロス同盟総会の方も前四五四年を最後に姿を隠した<sup>(19)</sup>。かくして、前四四九年のカリアースの平和でペルシアとの和解が成立すると、デーロス同盟自体の性格が大きく変化する。これによって同盟組織から汎ヘラス的目的が取り除かれ、アテーナイのヘーゲモニアの根拠の正当性

が稀薄になったのである。

これに対してアテーナイの盟主権を理念的に補正し、同盟組織の分裂への傾向を阻止するために企てられたのが、一つにはペリクレースによる汎ギリシア会議の呼びかけであり、二つにはシュバリスへの植民者の派遣であって、共に汎ヘラス意識を掻き立て、併せてアテーナイの指導的地位を確保しようとしたものである。前者、即ち「ギリシア全体の平和と協同を目的とする会議」<sup>(21)</sup>はあの誓約共同体の理念に訴えたものであって、ペルシア人に焼き払われた神殿についての外、戦勝後のギリシア全体のための神々への祈願や供儀・奉献——これはゼウス・エレウテリオスの祭祀と「エレウテリア」の競技のこと——、及び海上の「エイレーネー」について協議することになっていた(Plut. Per. 17)。ここに既に「共同の平和」*κοινὴ εἰρήνη* の観念が認められるが、それは次の世紀の場合——(例参照——と異なり、個別ポリスのアウトノミアを顧慮しないもので、<sup>(23)</sup> その点では前四九三年にペルシア人のアルタプエルネースがイオーニア人の間に平和秩序を確保しようとして行った提案(Pax Persica)に通じている<sup>(24)</sup>。これによってアテーナイは「カリアースの平和」で無用となった自らの覇権(Pax Atheniensis)<sup>(25)</sup>の存在理由を補強しようとしたのである。しかし、アテーナイの呼びかけに応ずることはその指導を認めることになるので、<sup>(26)</sup> スパルタが異議を唱え、結局この会議は実を結ばなかった。第二の企てはクロトン人の手で破壊されたシュバリスの市民がアテーナイとスパルタに援助を求めた時に実行された。スパルタがその求めを拒否したのに対しアテーナイは聞き入れ、シュバリスの残存市民を再び定住させるために、ペリ

クレースが汎ヘラス的なコロニーとしてトゥーリオイを建設した<sup>(27)</sup>。植民に参加した者がギリシアの各地に亘っていることからみて、この計画が上の汎ギリシア会議の提案と性格を同じくしていたことが分る。

アテーナイはこれによって自国を全ギリシア的企図の遂行者、真の「ヘラスの指導者」*ἡγεμόνας Ἑλλάδος* たらしめようとしたのである<sup>(28)</sup>。そればかりではない。この計画の実行によってペリクレースはマグナ・グラエキア (*Magna Graecia*) にアテーナイの拠点を築くことができ<sup>(29)</sup>た。アテーナイはその後まもなく、前四三三年のレギオン及びレオンティノーイとの条約が示す如く、南イタリアでコリントスの対抗者として登場するのである<sup>(30)</sup>。

以上の如き汎ヘラス主義の展開を眺め来った後、今や前五世紀後半のデーロス同盟(所謂「アテーナイ帝国」)での同盟総会の非開催について、従来いわれてきた事実とは全く異なった側面のあることに気付くであろう。即ち、「帝国」下に於いて加盟ポリスの自治が侵害され、同盟総会が開かれなくなったという事実の裏面には、各国家がポリスの次元を超えた組織の確立にそもそも消極的であったという事情が潜伏していたということである。同盟の運営の基礎をアテーナイと同盟諸国との個別条約、及びアテーナイの民会決議の二つに限って、肝心の同盟総会を重んじなかったのは一見ポリスの自治の原理と矛盾するかに映るが、それよりも、同盟総会(アテーナイの民会ではなく)を組織の基底に置くことがそれ自体ポリスの主権を超ポリス秩序的移譲することになり、アウトノミアの原則と根本的に撞着するのである<sup>(31)</sup>。折しも前五世紀後半に入り戦争の切迫した事態を迎えて、アテーナイが

ら同盟国に譲歩する形でアウトノミアが保証され (*Thuc. V 18, 5*)、またスパルタのアテーナイ同盟国への働きかけによってアウトノミア意識が掻き立てられていた中で (*ibid. I 67, 2*)<sup>(32)</sup>、同盟諸国のポリス市民は自国の主権に固執してそれを超えた組織の形成を拒んだのである<sup>(33)</sup>。デーロス同盟を指導したアテーナイが「エイレーネー」の理念を強調したにも拘らず、アウトノミアの原則に執着する加盟ポリスにとっては集団的同盟に対する二国間同盟の形態を維持することの方が重要な関心事であった。二国間同盟の方をトゥーキューディデースは *διὰ συμμαχίαν* という特別の言い方で呼んでいるが<sup>(34)</sup>、この事実の中にも同盟の形態が当時の人々の注意を惹いていたことが窺われる。このように、デーロス同盟の推移の中で「エイレーネー」の理念がアウトノミア原則に侵蝕されて行ったことは、結局、この同盟の組織がペロポネーソス同盟のそれに近づいたことを意味するのである。スパルタは既述の通りペロポネーソス同盟でのヘーゲモニアの由来を、アテーナイの場合と異なり、「エイレーネー」に求めることはなかった。総会もスパルタの召集によってはじめて開催され、また、たとえ開催されても、決定はそのあとスパルタのアペラでなされる手順になっており、その上スパルタは自己に不都合な提案は総会への提出を阻止することさえできたのである<sup>(35)</sup>。本来デーロス同盟でのアテーナイと総会との関係はペロポネーソス同盟の場合とは本質を異にし、同盟秩序も *Κollektiv-symmachie* であったが、同盟国の間でのアウトノミア意識は同盟総会の非開催という事態と並行して——そして実は相互に連関しつつ——、底流に常に存在したのである。

ところで、デーロス同盟の盟主と加盟国が「支配」と離叛を繰り返している間に、スパルタは汎ヘラス主義を外交上の武器として利用する一方 (*ibid.* III 63, 2) 前四二四年のアカントスの場合のように、降伏した国家を自治をもった加盟国として自己の陣營の同盟組織に受け入れる (*Die Staatsverträge* II, Nr. 181)。また、ニキアースの平和(前四二一年)の時、スパルタはアテーナイとの和平の条件について同盟諸国に先行して協定を結び、その受け入れを同盟諸国に勧めるなど、ヘーゲモニアを発揮できた<sup>(36)</sup>。そして、次の世紀にスパルタが積極的に推進するアウトノミア尊重の方針——これは次に見る如くスパルタによって「ローネー・エイレーネー」と結びつけて持ち出される——も、既にペロポネーソス戦争の最中にスパルタの政策の目標として掲げられていた<sup>(37)</sup>。このようにアテーナイの同盟体系は前五世紀末葉には理念的にもスパルタのそれに圧倒されていたのであって、前四〇四年の講和でアテーナイがペロポネーソス同盟のメンバーの中に吸収されたのも自然の勢いであつたといわねばならない。

註

- (1) Vgl. V. Ehrenberg, *aa.O.* 145. ヘルシア戦争の戦死者に捧げられた短詩(今日シモニテースの名の下に輯められてゐる)にあらわれた汎ヘラス理念については J. A. O. Larsen, *Cl. Phil.* 39, 152 ff. 参照。テルモピュライに立てられた幾つかの記念碑がアムピクテオニアの連盟に属せられてゐることは重要であつて (*Hdt.* VII 228) この連盟に属するメンバーの多数が親ヘルシア的であつたにも拘らず、アムピクテオニアの汎ヘラス主義がヘラス連合の中に継続・発展してゐたのである (p. 153)。
- (2) この会議への参加メンバーについては J. M. Balcer, *Separatism and*

*Anti-Separatism in the Athenian Empire (478-433 B.C.)*, *Historia* 23, 1974, 21 参照。

- (3) J. A. O. Larsen, *Representative Government*, 48. 以後「ヘラス連合」はペロポネーソス同盟及びデーロス同盟と「subleagues」の成 (J. A. O. Larsen, *Cl. Phil.* 39, 154)。尚「デーロス同盟が小アジアのギリシア人をペルシアの支配から解放することを目的としてつた」という説を R. Sealey が否定したのを見よ (The Origin of the Delian League, *ASI*, 1966, 233-255, esp. 238 ff.) Thuc. I 96, 1 を根拠にその本来の目的を戦利品目当ての大王の土地の略取とするのは誤りである。トッキーデーネーデースの右の個所は設立の目的を述べたものではなく、単に艦船または貨幣の貢税を課するこの理由にすぎない (H. R. Immerwahr, *Book Review of ASI, AJPh* 90, 1969, 472)。同盟設立の目的を piratical (p. 238) とする彼の説への批判をよつて A. H. Jackson, *The Original Purpose of the Delian League*, *Historia* 18, 1969, 12-15 参照。
- (4) F. Wüst, *aa.O.* 149.
- (5) V. Ehrenberg, *aa.O.* 145.
- (6) 「ヘラス連合」のデーロス同盟の連続性については P. A. Brunt, *op. cit.* 149 ff. 参照。
- (7) F. Wüst, *aa.O.* 145.
- (8) J. M. Balcer, *op. cit.* 32.
- (9) アッティカの人々によるイオニアの植民という伝承は少なくともローンに於て顕著——ローンはアテーナイを *νεποβυράργη... γὰρ αὐτῶν Ἰωνίας ἐπέδωκεν* (Frg. 4, 2)——。そしてこの伝承は前五〇〇年までのイオニアでもアテーナイでも信じられ、デーロス同盟の建設の口実に利用された。この伝承については J. P. Barron, *Milesian Politics and Athenian Propaganda*, *JHS* 82, 1962, 6; *id.*, *Religious Propaganda of the Delian League*, *JHS* 84, 1964, 46 参照——。同論文はこのような伝承が前五世紀半葉のアテーナイと同盟諸国との関係で有効な働きをしたことを指摘——。
- (10) V. Ehrenberg, *aa.O.* 142: die föderativen Elemente.
- (11) V. Ehrenberg, *aa.O.* 137 ff.



中間考察

- (21) T. T. B. Ryder, *op. cit.* 3: series of bilateral treaties between the Spartans and other Peloponnesian states; cf. J. A. O. Larsen, *HSCP* 51, 183.
- (22) J. A. O. Larsen, *HSCP* 51, 192 ff. — 同盟総会での投票が比例代表制的ではなく、国の大小に拘らなく絶対的平等をもちつたこと、即ち「アテナイが理論的には他のメンバーに対して何らの有利な立場でもなかったことに注意を促し」ここにデロス同盟と他の二つの同盟（プロボネーション同盟と第二海上同盟）との相違を認めると同時だ (p. 194)。「デロス同盟の組織は均等の緩急の地位を重視 (p. 196 f.)」。二つの同盟の覇権圏への同盟諸國への投票の比がそれぞれ 1:1 (of *Akadeumaior* *kal* *oivunaior*)、1:150 or so (of *Athnaior* *kal* *oivunaior* [「デロス同盟」]、1:1 (of *Athnaior* *kal* *oivunaior* [第二海上同盟])、この二つの同盟の反論は N. G. L. Hammond, *Origins and Nature of the Athenian Alliance of 478/7 B.C.*, *JHS* 87, 1967, 41-46 による。J. M. Balcer, *op. cit.* 23 の反対論を参照。J. A. O. Larsen はこの同盟の形成を「デロス連合(前四七九年のプラタニアでの会議で更新された)との関連を捉え、同盟の形態が a permanent offensive and defensive alliance であり、アテナイが「アテナイの間での平和の維持を理想としていたことなどを論じ、汎ヘルネスの理想が前四七九年以降の諸事件に顔を出している例を列挙。内容的には F. Wüst の論文 (*Historia* 3) の先蹤と「アテナイの平和の理想(但し「後者は前四七九年の同盟ではなく前四八一年の「デロス連合」の二つは「プロボネーション」の組織への連関を重視)。」
- (23) J. M. Balcer, *op. cit.* 28: the right of policy making.
- (24) A. G. Woodhead, *The Institution of the Hellenotamiae*, *JHS* 79, 1959, 149-153 — 「アテナイの同盟(及び同盟艦隊を率いるアテナイの使節)が前四八四年の同盟総会を導いたことに関する議論——」。
- (25) T. T. B. Ryder, *op. cit.* 3f.
- (26) T. T. B. Ryder, *op. cit.* 5: multilateral and applicable to the whole island.
- (27) F. Wüst, *a.a.O.* 145.
- (28) A. W. Gomme, *A Historical Commentary on Thucydides* I, 1945, 280. アテナイの「キリキリアからメタラケへの移行の指標」として「デロス同盟の金庫のアテナイへの移動(前四五四年)があげられる」。この点については W. K. Pritchett, *The Transfer of the Delian Treasury*, *Historia* 18, 1969, 17-21 参照——前四五四年の一度の総会が実現したのとは全く金庫の移動はそれ以前から始まっていた——。
- (29) 「カリブリスの平和」どころか、その歴史性そのものを否定する企てがあることは事実であるが、暫くは通説に従う。否定説をよめる難護説については H. Martingly, *The Peace of Kallias*, *Historia* 14, 1965, 273 参照——*Martingly* 自身が「カリブリスの平和」の実体を「エウパトロンが前四二四年、三三年にターレーネウス二世と交渉した時の同盟内容と一致——」。
- (30) この会議の歴史性については H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 206, Anm. 3. 会議の存在を疑う説は R. Seager, *The Congress Decree: Some Doubts and a Hypothesis*, *Historia* 18, 1969, 129-141 (史料とそれによるヘルタヌスノスの記述が前四二四年、特に三四年中頃の轉動を反映)と A. B. Bosworth, *The Congress Decree: Another Hypothesis*, *Historia* 20, 1971, 600-616 (「前四二四年の会議」ではなく「前四二四年の時代環境がある」として「カイローネイアの戦い以後のキリキリアの時代」)とをあげるが、そのほか N. K. Rutter, *Diodorus and the Foundation of Thurii*, *Historia* 22, 1973, 167 参照(「十分の説得は必要でない」(cf. V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 2. ed., 1973, 448)。
- (31) F. Wüst, *a.a.O.* 148.
- (32) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 132.
- (33) J. M. Balcer, *op. cit.* 25.
- (34) V. Ehrenberg, *op. cit.* 228.
- (35) T. T. B. Ryder, *op. cit.* 4.
- (36) H. Philipp, *RE* VI A 1, 1936, s.v. Thurioi, 646: panhellenische Kolonie; V. Ehrenberg, *The Foundation of Thurii*, *AJP* 69, 1948, now in: *Polis und Imperium*, 306.

- シュネリスは文献では前七二〇年ごろ建設され、隣接のギリシア人都市クロトーンに前五一〇年ごろ破壊された。その五八年後に残存シュネリス市民が市を再建して繁栄を取り戻したが、のち再度追放されたという(Diod. XI 90, 4)。シュネリスから「遠くはなれ土地」に「アッリーノイ」とよばれる新しい市を建設するが、シュネリス人がアッリーノイに働きかけたのはその後のことである(ibid. XII 10, 3-7)。南イタリアのギリシア人都市(ロクロイ、メタポントネオン、ホセイメローニアなど)はその位置が確定され、少なくとも部分的には発掘されているが、シュネリスのみは例外(F. Rainey, *The Location of Archaic Greek Sybaris*, *AJA* 73, 1969, 261)°
- (28) V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 235. この植民地としての Ehrenberg (*AJPh* 69) の観点を N. K. Rutter が Athenian-centered view としての批評( *op. cit.* 166) 彼が 'Periclean' framework for Thuriis と対比して the Italian context for its foundation を強調する(p. 165, 169) たゞそれだけにとどまらず Rutter のような Sabellian threat 自体もやはりギリシア人意識を刺激するものであつて、汎クラス主義と矛盾しない。彼自身も述べた如く(p. 169 with n. 92) シュネリスの破壊は第一回(前五一〇年)以来ギリシア世界に大きな反響を呼びおこした(cf. Hdt. VI 21, 1) 汎クラス思想と結びつく性質のものであつた。
- (29) H. Philipp, *aa.O.* 646.
- (30) H. Bengtson, *aa.O.* 200.
- (31) マウソニシムスの固執はポリスの分立傾向を助長するものであるが、その帰結、即ち、ポリスの国際関係にみられる極端な割拠主義とその種々の側面(外交制度の欠如その他)については D. J. Mosley, *Diplomacy and Disunion in Ancient Greece*, *Phoenix* 25, 1971, 319-330 参照。また cf. J. R. Grant, *A Note on the Tone of Greek Diplomacy*, *Cl. Quart.* 15, 1965, 261-266——ギリシア人の徳を *ἀρετή*, *φιλία*, *ἐλευθερία*, *νευδέσια* など *is the neglect of the 'co-operative' values or excellences を特徴として a spirit of conciliation and compromise, or devotion to a common interest を促進した。* このための事情は the polis-system と起因し、それによつて養われたものである——。

- (32) T. T. B. Ryder, *op. cit.* 8f.
- (33) E. H. Sier は「ギリシアでは個々のポリスの間の相違が大きかったことを強調し、汎クラス主義とは逆に個別国家の比重を最大限に評価する」(*Grundlagen und Sinn der griechischen Geschichte*, 1945) 下記の批評を F. W. Walbank, *Nationality as a Factor in Roman History*, *HSCP* 76, 1972, 146f. 参照。
- (34) F. Wüst, *aa.O.* 152.
- (35) J. A. O. Larsen, *Representative Government*, 53. 尚、前五世紀のペロポネソス同盟については J. A. O. Larsen, *The Constitution of the Peloponnesian League*, *Cl. Phil.* 28, 1933, 257-276; 29, 1934, 1-19 参照。
- (36) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 140.
- (37) H. Bengtson, *aa.O.* 260.

#### 四 第二海上同盟のシュネドリオン

——コイネー・エイレーネーの制度化の企て——

前四世紀に入るとギリシアの諸ポリスの間の相互関係は「万華鏡的な変化」の相を呈するが、<sup>(1)</sup>他面、そのような不安定な動きを乗り越えて何らかの国際的な秩序を生み出そうとする努力も不断に続けられた。このころから「エイレーネー」という語がそれまでの如く「条約」や「休戦」によつて作り出された状態を指すだけでなく、「平和条約」自身をも意味するようになり、また平和条約も前世紀での如く期限を附したのではなく、無期限のものが一般的となる。<sup>(2)</sup>かくして、「平和」の状態——それはもはや例外的な事態ではない——<sup>(3)</sup>をギリシア人の国際組織の中に永続させること、即ち「共同の平和」*κοινὴ εἰρήνη* の制度化が達成されるべき目標として新しい世紀に課せられる。

前四世紀のはじめには戦争を目的に同盟を結んだポリスが相互の間にシュネドリオンを開くようになった。たとえばコリントス戦争(前三九五年)でアテーナイなどの同盟軍はコリントスに設置されたシュネドリオンで対スパルタ戦争の遂行を計画し、新しい同盟国の獲得のための宣言について諮った(Diod. XIV 82, 2: *sunētharon korinthōi; Die Staatsverträge II, Nr. 225*)。この同盟したい参加国が「お互いに対して結んだ同盟」*συνμαχία πρὸς ἀλλήλους*で、シュネドリオンには「代表」*Bou-tyoudeuonoi* が送られ、戦争のことを「共同で」*κοινῶν* 議したので(*ibid.* XIV 82, 1 sqq.)。その会議は個々のポリスの枠を越えた秩序を目指していた、といえる。これに対してスパルタはそのような組織の形成には警戒的で、個々のポリスを分立したまま留めて置くことを基本政策にして、<sup>(4)</sup>アテーナイなどに対抗しようとする。既に前三九二年にスパルタ人のアンタルキダスはペルシアへの提案の中で、小アジアのポリスがペルシアの支配下に入ることを認める代りに、諸島のポリスやその他の国々のアウトノミアの確保をはかった。これによって、ヘーゲモニアの獲得を目指す他の諸国の勢力を弱めることができる考えたのである。というのも、アテーナイは、諸島の自治保証の結果、レムノス、イムブロス両島が自己の勢力範囲から分離することを怖れていたし、テーバイも同じくポリスの自治の確認によるポイオーティアの諸都市の独立を、そして、アルゴスもコリントスとの分離を危惧していたからである(Xen. *Hell.* IV 8, 14 sq.)。

同じ年にスパルタはアテーナイとの交渉でこのアウトノミア原則を明確に打ち出す。アテーナイは城壁再建などの要求を認められた代り

に全ギリシア人のアウトノミアの尊重を約束させられる。この時スパルタが持ち出した基本理念が「全ギリシア人の共同の平和」*κοινῆ εὐδαιμονία τοῦ ἑλληνικοῦ* (Andoc. III 12)<sup>(5)</sup>、アウトノミア原則と結びついて登場したこの思想は以後ギリシアの国際関係で屢々その姿を見せることになる。<sup>(6)</sup>その最初は前三八七年の大王和約である。これは個々の国家の自治の尊重を規定すると共に、他面ではコイナー・エイレーネーを唱え、<sup>(7)</sup>それを監視する役をペルシア王がひきうける(Isocr. *Panegyricus* 175: *ἐλάττω τῆς εὐδαιμονίας*)。前三七八年に結成された第二次アテーナイ海上同盟も右の二つの原則に基づいている点で同断である。この同盟の目的は、スパルタがギリシア人に「自由」、「自治」、「平和」、及び領土の安全な保持を保証することにある(Syll. I<sup>3</sup> 147, 9-15)。一方、同盟創設の総会で「平和」がアリステレースの提案によってコイナー・エイレーネーとして定式化される(*ibid.* 147, 12 sqq.: *ὅπως κοινὰ ἦτε καὶ διαλέγητε εἰς αἰὲν ἡ κοινῆ εὐδαιμονία*)。かくして、「共同の平和」の維持がこの同盟に負わされた重要な責務となり、<sup>(8)</sup>その制度化の役割を総会が担うことになるのである。<sup>(9)</sup>

アテーナイはスパルタの進出にそなえるべく、既に海上同盟の結成に先立って、それまで個々に同盟関係を結んでいた諸国の「共同の意見に基づき」、シュネドリオンを開催した(Diod. XV 28, 4: *ἐτάχθη δὲ ἀπὸ τῆς κοινῆς τρωμάτης τὸ μὲν συνέδριον ἐν ταῖς Ἀθήναις συνεδρεῖν*)。τὸ κοινὸν συνέδριον と *ἐτάχθη* されているこの会議は(*ibid.* XV 29, 7) 第一海上同盟発足以後、その中に委員会を設けて事態に対処するなど(Syll. I<sup>3</sup> 149, 20: *οἱ συνέδριον ἐπὶ τοῦ νεότου*)<sup>(10)</sup> 早くから活潑な動きを見せる。シュネドリオン

は常にアテーナイで開かれ (Isocr. XIV 18)、代表はアテーナイに常駐して、いつでも召集できる状態にあった。各加盟国が一票を投じたシュネドリオンの「決議」*δῶριμα συμμαχῶν* で宣戦 (IG II<sup>2</sup> 97; Xen. Hell. VI 5, 2) や講和 (IG II<sup>2</sup> 97; Aeschin. II 60 sq.; Demosth. XIX 15, 144; Hyp. II 15) など同盟の最高意志が表明された。総会はまだ独自の金庫を保管し、貢税 (*phorais*) の査定に関与するばかりでなく (Syll. I<sup>3</sup> 256) 裁判上の機能をも果していた——現存する唯一の総会決議碑文 (*Die Staatsverträge II, Nr. 268*) は裁判上の指示を含む——。とりわけ、アテーナイに対して同盟国の権益を守るといふ、創設時の規定は総会に重い責任を課した。たとえば、同盟国の領内でのアテーナイ市民の土地取得は禁止されていて、違反した場合、シュネドリオンがその土地を没収することさえできたのである (Syll. I<sup>3</sup> 147, 40 sq.)。

シュネドリオンはこのように同盟諸国間の「共同の」*κοινῶς* 関係を保証しようとするものである。前三七五年に、コルキュラ、アカルナニア、ケプアレニアの三国が海上同盟に加わった時のアテーナイ民会の決議に「(民会は)シュネドリオンの決議の通りに、云々」*καθὼς αὐτοῖς τῶν κοινῶν [τῶν συμμαχῶν] τῶν* (Syll. I<sup>3</sup> 150, 18 sq.)、総会が端的に「コイノン」*τὸ κοινόν* と呼ばれている。また、同年に締結されたアテーナイとコルキュラの同盟でコルキュラは、「アテーナイ民会および同盟総会の決議なしでは」*ἀνευ Ἀθηναίων καὶ τοῦ πηλοχόρου τῶν συμμαχῶν* (Syll. I<sup>3</sup> 151, 13 sq.)、宣戦の布告も、講和の締結もできなかつた。第一次海上同盟での同盟総会——それはその歴史の半ばで姿を消したが——以上に、実際的かつ重大な役割が第二次同盟のシュネ

ドリオンに期待されていたことが理解できよう。

前三七五／七四年にアテーナイとスパルタの間に講和が結ばれ、アテーナイに「平和」*Εἰρήνη* の祭壇が設けられる (Philochoros Frg. 151: *τὸν τῆς Εἰρήνης βωμὸν ἐποιήσατο*)。これは両国の間だけの平和ではなくギリシア人の許でのコイネー・エイレーネーを定めたもので (*Die Staatsverträge II, Nr. 268*) その決定は「ギリシア人の共同の決議」*τὸ κοινὸν δῶριμα τῶν Ἑλληνῶν* と見做された (Aeschin. II 32)。但し、その平和を制度的に保証する手だてが充分でないために、不安定を免れなかつたことは事実である。前三七一年、レウクトラの戦いの直前にスパルタで更新されたコイネー・エイレーネーでは、条約侵犯によって被害を蒙った国への援助はそれぞれの国の任意とされ、強制力をもたない<sup>(11)</sup>。この点は、その後(レウクトラの戦いのあと)アテーナイで生れたコイネー・エイレーネーでは確かに改善されていて、条約侵犯への對抗に際しての援助行為が義務づけられるが (*Die Staatsverträge II 270*)、しかしその場合でもエイレーネーの維持は覇権国の行動に依存していた。右のスパルタでのコイネー・エイレーネーの宣言(前三七一年)でも、各国の自治と自由の保証は謳われているが、実際の上では、アテーナイ、スパルタ両覇権国がそれぞれの同盟体系(第二海上同盟およびペロポネソス同盟)で他国の自治を侵害する行為は不問に附されていたのである<sup>(12)</sup>。

大王和約の趣旨に則ってスパルタがギリシア世界で展開したコイネー・エイレーネーは覇権国のヘーゲモニアを制約せず、むしろ覇権国に好都合な原則であつたので、やがて、第二海上同盟を率いるアテー

ナイの積極的に推進するところとなる。その場合、「共同の平和」を目指す組織としての第二海上同盟とそこでのアテーナイの地位、特に同盟総会とアテーナイ民会との関係が問われる。この点で注意をひくのは、前三七一年以来、<sup>(13)</sup>海上同盟のシュネドリオンがアテーナイの民会との関係で、アテーナイのブルーレー(評議会)と同じ役割を演ずるようになったことである。その頃、シュネドリオンの代表が議決の際にその都度本国の指示を仰ぐことなく独自の判断で投票できるように、<sup>(14)</sup>数名の *syndaktoi* がアテーナイに派遣されているなど、総会は制度として確かに整備されつつあったといえるが、他方、それに反比例して、盟主国への依存もその度を増した。シュネドリオンが決議した *dytasia* はそのあとアテーナイにまわされ、アテーナイの民会がいわば上院としてそれを採決するようになっていたのである。マンティネイアの戦いの後、アテーナイがアルカディア、アカイア、エーリス、プレイウースと同盟を結ぼうとした時も、シュネドリオンはそれら四ヶ国の主張する条件で同盟を結ぶべきことを勧めた決議(*dytasia*)をアテーナイのブルーレーに送付し、そこで作られた原案(*trugotheneia*)が最後に民会で可決されている(*Syll.* I 3181<sup>(15)</sup>)。同盟総会と盟主国の民会とのこのような関係はペロポネーソス同盟の手続きをモデルとして採用されたものであるが、他の文献史料などからみて、アテーナイの同盟でも定着していたと思われる(*Demosth.* XIX 15, 144<sup>(16)</sup>)。

このようにしてアテーナイは海上同盟の総会をコントロールするに至ったが、<sup>(17)</sup>その事実を足場に、いよいよ同盟諸国を越えてギリシア人全体のコイネー・エイレーネーを実現しようとする政策が展開される。

前三六二年に成立したギリシア人の中のコイネー・エイレーネーを記した碑文には(*Syll.* I 3182)、領土紛争の解決を定めたドーリス語の文言に先立ち、コイネー・エイレーネーの条項がアッティカ語で刻まれているのは、アテーナイがその政策に熱心であり、指導的役割を演じていたことを窺わせるに十分である。<sup>(18)</sup>その際、海上同盟の総会がエイレーネーを維持する機能を果たしていたと思われる。というのも、前三五七/五六年のエレクトリア援助に関する碑文に次のような規定が含まれているからである。即ち、同盟市を攻撃したものは彼の所屬するポリスによって死刑に処せられた上、その財産が没収される定めになっているが、それにもかかわらず、そのポリスが定められた処置をとらなかった場合、当該ポリスはそれに相応する額を海上同盟の「コイノン」に支払わねばならない(*Syll.* I 3192. 16 sq.: *opeliter to kovon tou syntakton*)——ここに *to kovon tou syntakton* というのは前引の前三七五年の碑文と同様にシュネドリオンのことである——、というものである。エイレーネーを維持する努力はそのほかアテーナイとその同盟諸国のつくった海賊防止法(*Demosth.* LVIII 57 sq.)にも認められる。<sup>(19)</sup>海賊の除去がペリクレースらしい汎ヘラス的なエイレーネーの条件であったことを考える時、第二海上同盟が「平和」の制度化にある程度の成果を収めつつあったことは否めないであろう。

シュネドリオンを軸としてコイネー・エイレーネーを制度化する企てはその後も継続する。前三五五年末にアテーナイは離叛した同盟ポリスとの間に「平和」を回復する条約を結ぶが、その際、それらの国に自治と自由を許す一方で、それらをシュネドリオンに編入する手

管が講じられた(Aeschin. II 70: *κατέργατον εἰς τὸ συνέδρον*)——尚、その場合でもシュネドリオンがアテーナイのコントロールの下にあったことに変わりなく、前三四六年のピロクラテースの平和の際ですら、この講和に加わることになった海上同盟の諸国は総会で「アテーナイの民会が決定するであらうことを同盟の決定とすべし」と決議している(Aeschin. II 60: *ὅτι ὁ θεὸς βουλεύεται ὁ δῖμος, τοῦτο εἶναι κοινὸν δῖον καὶ τοῦ συμμάχου*)——。このころになると第二海上同盟だけでなく、それと別個につくられた同盟組織もシュネドリオンを核として持つようになる。前三四八年の反アテーナイ抵抗を指導したカルキスの政治家カリアースはその後もアテーナイに対抗し、エウボイア島での彼の地位を強化するために「エウボイアのシュネドリオン」をカルキスに設立しようとした。その後、アテーナイとカルキスの関係が好転し、前三四一年に両国が同盟を締結した時、それを前提にエウボイア島の諸ポリスも相互の間に同盟組織を設けるが、これにはカルキス、エレトリア、オレオスの各ポリスの代表より成るシュネドリオンが備わっていた(Aeschin. III 94: *τὸ καλουμένον Ἐβωτικὸν συνέδρον*)<sup>(20)</sup>。かくして、前三四〇年にアテーナイを中心にギリシア人の間でコイナー・エイレーネーが宣言され、シュネドリオンを備えたヘラス同盟がデーモステネースの努力で組織された時、ポリスを超えた共同組織(*κοινωνία*)の中にコイナー・エイレーネーの理念を制度化しようとする企ては一応の目標に到達したかに見える。しかし、アテーナイを盟主とするこの組織は(cf. Aeschin. III 98) 貢税(*σὺρτάξις*)の支払いや軍隊提供の義務を伴うものであって、「平和」の秩序というよりは、むしろ軍事的救援のための機構であった(Demosth. IX 28 sq.: *κοινωνία βοηθίας*

*καὶ εἰλίας*)<sup>(21)</sup>。而も、救援に際しては同盟国の軍隊よりは傭兵の使用が考慮されており、この点に新しい時代の特徴がはっきりあらわれている<sup>(22)</sup>。前五世紀の初め以来ギリシア人が求め続けてきた、汎ヘラス的な「平和」の共同組織が彼ら自身の手によってではなく、マケドニア王の指導によって、而も王の意志に基づく「共同の監視」*κοινὴ φύλαξις*の下にヘラス連盟としてつくり出されるのも自然の成行きであった。

註

- (1) P. A. Brunt, *Euboea in the Time of Philip II*, *Cl. Quart.* NS 19, 1969, 245: the almost kaleidoscopic changes in relations between Greek cities.ギリシアの「国際」政治の不安定性の原因として Brunt は次の諸点をあげる。(一)各都市内でのスタシスが前四世紀以上に激しさを加えたこと(それ故、アテーナイとの条約には外からの攻撃のみならず、国内の革命に対する相互保証の条項[*Tod. No. 127; 144; 147; cf. 156*]がある)——亡命者の激増もその結果の一つ(cf. *Diod. XVIII 8, 5*)——。(二)各都市が自国の自治・独立に執着し、ヘーリスやマンティネーアのような中小国家ですら領土の統合をはかると共に、勢力圏の拡大に努めたこと。
- (2) T. T. B. Ryder, *op. cit.* 5. 前世紀には戦争が通常の状態で、平和はむしろ例外的な事態——それ故この時代の「休戦」*ἀτάχαις τολήμασιν* あるいは「条約」*συνθήκαι* (*συνθήκαι*)には期限が附されている——と看做す考えが有力であった(*ibid.* p. xv; 5)。
- (3) T. T. B. Ryder, *op. cit.* 6.
- (4) コリントス戦争後、反スペルタの諸国が鑄造した貨幣については M. O. B. Caspari, *A Survey of Greek Federal Coinage*, *JHS* 37, 1917, 170 参照——厳密にいうと federal coinage ではない、各市の独自の発行になるが、表面の図柄は共通である上、ΣΤΥΝ(ΜΑΧΙΚΟΝ)の刻銘がある——。
- (5) H. Bengtson, *a.a.O.* 260f.

- (6) このように前四世紀にはアウトノミア原則と結びついたコイネー・ヘイローネーがポリス間の国際関係で大きな意味をもつが、それと並行して(あるいは表裏の関係を保つて) multilateral treaty なる一般的なものたる(この世紀の特徴として)もたれ(この点については D. J. Mosley, *op. cit.* 324 f. 参照)。
- (7) H. Bengtson, *a.a.O.* 263; ders., *Die Staatsverträge des Altertums II*, S. 192.
- (8) この点に関するトキエーロスの記述については G. L. Cawkwell, *The Foundation of the Second Athenian Confederacy*, *Cl. Quart.* NS 23, 1973, 47-60 参照(シヤノン・ペーンは第二海上同盟について殆んど述べている)。
- (9) 第二海上同盟の設立碑文および同盟総会の機構については、衣笠茂「第二アテナイ海上同盟の同盟総会」『史料』四二—一、一九五九年、三四—五〇頁、参照。
- (10) 史料については H. Bengtson, *Die Staatsverträge des Altertums II*, Nr. 258; M. N. Tod, *A Selection of Greek Historical Inscriptions II*, 1948, No. 122 参照。
- (11) H. Bengtson, *a.a.O.* II, S. 228.
- (12) H. Bengtson, *a.a.O.* II, Nr. 269, S. 228.
- (13) G. Busolt, *a.a.O.* 1382.
- (14) J. A. O. Larsen, *Representative Government*, 59: genuine decision.
- (15) H. Bengtson, *a.a.O.* II, Nr. 290.
- (16) U. Kahstedt, *REIV A 2*, 1932, s.v. *Συρόπων*, 1335.
- (17) 第二海上同盟の機構とその他のアテナイの地位は司法組織に端的にあらわれている。かつては設立碑文の中の *kai kouéōtha év 'Aθnāiōis kai tois σύμμαχοις ἐπὶ δακτύλιον σύμμαχων* (II. 57 sqq.) という文言を理由に同盟法廷(アテナイ人と同盟諸国の代表たちより成る)が存在したという説もあったが、今日では、そのような合同法廷はなく、同盟諸国の裁判権はその国の領域内での違反者のみに限られたと考えられている——尚、F. H. Marshall, *The Second Athenian Confederacy*, 1905, 35 頁、右の

文言中で *év* が繰り返されていないので合同法廷を指すというが、アテナイ人の決議に前置詞を繰り返さない例がほかにもある——(cf. H. G. Robertson, *The Administration of Justice in the Second Athenian Confederacy*, *Cl. Phil.* 23, 1928, 31)° 即ち *oi 'Aθnāiōis kai oi σύμμαχοι ἐν τῷ τριταρχίᾳ* が行政・司法に亘って貫かれていたのである( *ibid.* p. 32) 問題はそれがアテナイに有利に運用されたことである。同盟決議が有効であるためにはシユネドリオンとアテナイ民会との一致が必要であった(このことは同時にシユネドリオンの決議がアテナイの民会による承認を必要としたことを意味する)ばかりでなく、司法面でも重要な刑事事件や一〇〇ドラクマイ以上の額にかかわる事件でのアテナイへの上訴(これはデロス同盟での制度であり、それへの復帰である)が認められていた (*ibid.* 32 f.)°

- (18) M. N. Tod, *op. cit.* II, 140.
- (19) U. Kahstedt, *a.a.O.* 1336.
- (20) 前四世紀のハマボイマに於けるコイノン形成の動きについては P. A. Brunt, *Cl. Quart.* NS 19, 253 f. 参照。
- (21) H. Bengtson, *a.a.O.* II, S. 332.
- (22) H. Bengtson, *a.a.O.* II, S. 332.

### (五) ヘラス連盟のシユネドリオン

——コイネー・エイレーネーに対する  
コイネー・ピョラケーの優越——

プリッポス二世がギリシア人の中の「共同の」組織に関するのはヘラス連盟の設立が最初ではない。前三四六年春、王がアテナイと二度目の平和・同盟の關係(Aeschin. III 54: *εἰρήνη καὶ σύμμαχία*)に入った時の条約は、相互の防衛援助義務や領土に関する現状維持を定めるほか、海上の安全についても規定している。それは海賊を「共同で」監視しよ

ἡγεσιππὸς τοῦ ἡγεσιππῶ (Hegesipp über Hallonesos [Corp. Demosth. VII] 14: *Ἡεσιππὸς τοῦ ἡγεσιππῶ δίκαιον φησὶν εἶναι κοινῆ πολιτείας*... τῆς ἐν τῇ βασιλευσσομένη... τῇ τοῦ ἡγεσιππῶ πολιτείας...). この組織には双方だけでなく、両者の同盟国も加えられた。<sup>(2)</sup> また、同じ年にデルプのアイのアムピクテオニアがコイネー・エイレーネーを決議するが、<sup>(3)</sup> その時、ピリッポス二世はアムピクテオニアのメムバーと一緒に、決議された平和の維持に当る (Diod. XVI 60, 3 sq.; vgl. *Die Staatsverträge II*, Nr. 331)<sup>(4)</sup>。その際、軍事同盟 (*ἐπιμαχία*) が結成され (Ps. Demosth. XII 6) 「共同の平和」を侵すものは神聖戦争によって排除されるべきことが決められた。<sup>(5)</sup> これに直接関係するのはアムピクテオニアのメムバーだけであるが、<sup>(6)</sup> ここでもピリッポス二世に指導的な役割が期待されている。第四次神聖戦争でマケドニア王がアムピクテオニアのヘーゲモンの地位を占めたことは (Demosth. XVIII 143, 15)<sup>(7)</sup>、そのような事情の具体化したものといえる。

カイローネイアの戦い (前三三八年) の後、ピリッポスの手でヘラス連盟が結成される<sup>(8)</sup> (Syll. I<sup>3</sup> 260; H. H. Schmitt, *Die Staatsverträge des Altertums III*, 1969, Nr. 403)。通常 *of* 'Ελληνες とよばれるこの組織は (Syll. I<sup>3</sup> 261. 5; 283. 13) シュトマキアであると同時に、コイネー・エイレーネーでもあった (*ibid.* 260. 9 sq.: τῶν τῆς εἰρήνης κοινωνομένων; cf. 283. 12)。マケドニア王はこの連盟のヘーゲモンになるが、その地位は「連盟規約の中に海賊の禁止が含まれていることより見て (Ps. Demosth. XVII 19) 一面ではぎぎのアムピクテオニアでのそれを受け継いだもの」と考えられる。事実、ピリッポスは新しい秩序でエイレーネーの監視

者 (*ἐπιμαχία*) となる。<sup>(9)</sup> 半世紀以前にはヘルシア大王の手に握られていた役割が今や *oi* 'Ελληνες の盟主に委ねられたのである。

ヘーゲモンと並んでヘラス連盟のコイノーニアを保証するものとしてシュネドリオンがあった (Syll. I<sup>3</sup> 260. 21: τὰ κοινὰ συνέδρια; Plut. Phoc. 16. 5: τῆ τῶν ἡμετέρων τῆς κοινῆς εἰρήνης καὶ τοῦ συνέδριου τοῖς 'Ελλησιν)。

この連盟に於いてシュネドリオンはヘレーネスの総会となる (Syll. I<sup>3</sup> 261: τὰ δὲ γὰρ τοῦ συνέδριου τῶν 'Ελλήνων; *ibid.* 283: ἐν τοῖς τῶν 'Ελλήνων συνέδριον; cf. Aeschin. III 116, 254)。シュネドリオンでの投票には、各加盟国に一票が割当てられたのではなく、票数は人口または戦力 (連盟のために供出された艦船の数) に比例していた。<sup>(10)</sup> ヘラスの各地方がその重要性に応じて代表されたのである。<sup>(11)</sup> 而も、それは個々の国家の代表の集りではなく——各国からの代表はシュネドリオンでの発言・行動について母国で積明を求められることはなかった<sup>(12)</sup>——、「ギリシア人」の総会であった。

そして、このような総会の直接の先例が同時代のデルプのアイのアムピクテオニアに見出されることは、我々のこれまでの問題関心からして看過できない事実といわなければならない。この祭祀組織は古くは一二のエトノスが二名づつの代表 (*επολυθμοὺς*) を送っていたが、エトノスに代ってポリスが興隆するに依りて、ポリスの代表が *πυκαρόπου* として派遣されるようになり、<sup>(13)</sup> 前四世紀にはその数が都市国家の大きさに比例していたのである——アテーナイなどは三名を派遣 (Aeschin. II 115)<sup>(14)</sup>。また、ヘラス連盟のシュネドリオンについては、それを主宰する議長団が設置されたことも、総会の制度としての定着を窺わせる。議長団の設置は第二海上同盟の制度を受け継いだものであったが、<sup>(15)</sup> こ



の同盟ではシュネドリオンがアテーナイ民会の予備審議機関に墮したのとは対照的に、ヘラス連盟では総会が最終決議機関であって、議長団もその行動の責を総会に負っていたのである。<sup>(16)</sup> シュネドリオンはヘラス連盟の中にヘレーネスの意識を育むと同時に、個別国家を超えた秩序を志向するものであった。<sup>(17)</sup> ここにアムピクテュオニアの理念の再現が認められるであろう。

シュネドリオンはヘラス連盟に至って初めてポリスを超えた組織のなかに確固たる地位を占めることを得たが、しかし他面で、それまでになかった新しい限界に遭遇する。マケドニア王権の側からの制約である。プリッポスのあとヘーゲモーンの地位を継承したアレクサンドロスは、前三三四年に小アジアに渡り、連盟のシュネドリオンに対して彼が持っていた代表権をアンティパトロス（マケドニア総督兼ヨーロッパのストラテゴス）に委ねる。しかし、その間にあってもアレクサンドロスはシュネドリオンの決議を根拠にしてポリス世界に介入することができた。キオス人亡命者を復帰させた前三三二年の王令では、キオスの寡頭派がヘラス連盟の一般決議またはシュネドリオン（これは法廷の機能をも果たした）の判決に従って罰せらるべき旨を命じている（*Syll. I* 283; cf. *M. N. Tod, II, No. 192*）。連盟の意志の最終的な決定権はシュネドリオンに属していたとはいえ、盟主がシュネドリオンを通じて影響力を行使することを妨げなかったのである。<sup>(18)</sup> そればかりではない。スパルタ王、アギス三世が率いた反マケドニア叛乱がメガロー・ポリスの戦い（前三三一年）で鎮定され、アレクサンドロスに対するギリシアの反抗に終止符が打たれた後は、ヘラス連盟の総会は万事につき

最後の決定をマケドニア人に委ねることとなる。<sup>(19)</sup> それに応じてアンティパトロスは加盟国の内部の国制にも干渉し始め、事前にシュネドリオンの同意を取りつけた後に、加盟ポリスに僭主政を樹立することさえ敢えて辞さなかった。たとえばシキョオンでの措置がそれで、ここでは僭主政が打ちたてられたあと駐屯軍が配置される。<sup>(20)</sup> この軍隊はマケドニアの影響下に改変された国制の維持を任務とする守備隊で、その指揮者はアンティパトロスの指示の下に置かれ、公式には *οἱ ἐπι τῆς κοινῆς πολιτικῆς τερτυλιέβοι* と呼ばれた（cf. *Ps. Demosth. XVII 15*）。それは「共同の監視」*κοινῆς πολιτικῆς* を標榜するが、シュネドリオンの機関ではなく、マケドニアの官職者である。<sup>(21)</sup> 個別国家のアウトノミアを超越した、高次の秩序としてのヘラス連盟を支えていたのはギリシア人の共同組織（シュネドリオン）ではなく、「共同の監視」を口実に勢力の拡大を図るマケドニアの権力であった。

前三三二年のラミア戦争はギリシア・ポリスの自由の運命に関してのみならず、ポリスを超えた組織のシュネドリオンについても一時期を劃した。ディアドコイの支配に反抗するギリシアの諸国はアテーナイを中心に一致して行動し、ヘラス連盟に代る組織を結成する。この組織はアテーナイと参加国との個別の同盟から出発したものであったが、ヘラス連盟に倣ってシュネドリオンを備えていた（*Die Staatsverträge III, Nr. 413*）。マケドニア人に敵対する、このギリシア人の組織をマケドニア王が認めなかったことは勿論であるが（*Diod. XVIII 117, 6* <sup>(22)</sup>）、いずれにせよ、ポリスの枠を越えた秩序が自発的に、而も短期間に形成されたことが注目される。他方、ヘラス連盟のシュネドリオ

ンはラミア戦争を境にしてその活動が全く伝わらない。アンティパトロスの下で、アテーナイ指導下の右の組織が崩壊したあと、ヘラス連盟のシュネドリオンもその活力が蘇生することはなかったものと考えられる<sup>(23)</sup>。

ヘラス連盟が再生するのは、前三〇二年、アンティゴノスとデーメートリオスによってである<sup>(24)</sup>。この第二次ヘラス連盟が遂行する戦いは、「共同の戦争」*κοινός πόλεμος* と呼ばれる (IG IV<sup>2</sup> 1, 68, 16)。また、この連盟ではシュネドリオンがギリシアの四大競技の開催場所に召集される (I. 18: *οἱ δὲ τοῦ ἀρεσπαιῖται ἀγῶνες ἐγὼνται*)<sup>(25)</sup>。汎ヘラス的な政治運動が汎ヘラス的な祭典と結びついたのである<sup>(26)</sup>。そして、シュネドリオンは、前三三八年の連盟に倣い、人口または戦力に比例する数の代表で構成された(その数は国によって異なり、各国は一名ないし数名を派遣)<sup>(27)</sup>。代表たちは本国の指示から独立し、会議での活動について母国で釈明する義務を負わなかった (I. 75 sq.)。ここでもシュネドロイは本国の利害を代表する使節ではなく、ギリシア人の組織の眞の代表であったといえる<sup>(28)</sup>。しかしその反面、本国からの独立に反比例して、彼ら代表たちが王への従属を強めたことも見落してはならない<sup>(29)</sup>。カッサンドロスとの戦争でヘーゲモン(アンティゴノスとデーメートリオス)が不在になった際、王の代理として *ὁ στρατηγὸς ὑπὸ τοῦ βασιλέως ἐπὶ τῆς κοινῆς φυλακῆς καταλελειμμένος* が設けられた<sup>(30)</sup>——これは先の連盟でのアンティパトロスの地位に相応する——。ギリシア人の中の「共同の平和」を守る仕事はシュネドリオンではなく、「共同の監視」のためという名目の下に、王たちによって任命された軍事指揮者の手に帰したのである。

註

- (1) H. Bengtson, *Die Staatsverträge des Altertums II*, S. 314.
- (2) H. Bengtson, *aa.O.* II, S. 314.
- (3) 前五、四世紀に於けるアムピクテオニアの國家を超えた活動について(上述の「アムピクテオニア」の例の如く) R. J. Bonner/G. Smith, *Cl. Phil.* 38, 3ff. 参照。
- (4) アムピクテオニアがコインネー・エイレーネーを宣言したという事実を注目した。前三四六年のコインネー・エイレーネーの存在を疑問視する F. Hampl, *Die griechischen Staatsverträge des 4. Jahrhunderts*, 1938, 64f. はアムピクテオニアにはそのような権限はなかつたが、これに反証を F. R. Wüst, *Philipp II. von Makedonien und Griechenland*, 1938, 177 参照。G. T. Griffith, *The So-Called Koine Eirene of 346 B. C.*, *JHS* 59, 1939, 72 もその権限を認める(但しこの論文は前三四六年の時点での宣言の可能性を否定しようとするもの)。
- (5) H. Bengtson, *aa.O.* II, S. 320. 当時(前三四六—三三九年)のアムピクテオニアが発行の貨幣 (federal coins) については M. O. B. Caspari, *op. cit.* 170 参照。
- (6) 一方、フィリッポス二世の対ギリシア政策にとってもアムピクテオニアは有用性をもっていた。この点については J. A. O. Larsen, *Representative Government in the Panhellenic Leagues. II*, *Cl. Phil.* 21, 1926, 70 参照。
- (7) F. Wüst, *aa.O.* 133.
- (8) U. Wilcken, *Beiträge zur Geschichte des korinthischen Bundes*, *SB München*, 1917, S. 6, Anm. 1; J. A. O. Larsen, *op. cit.* 57.
- (9) G. N. Cross, *Epirus*, 1932, 28.
- (10) M. T. Tod, *op. cit.* II, p. 228. ヘラス連盟の設立を伝える碑文 (Syll. 1<sup>3</sup> 260) には数字を伴った國家名のリストが附されておる。U. Wilcken, *aa.O.* 36f. はそれを連盟總會がヘルシアに対する戦争を決定(万場一致で可決)したものの各國の投票数とする。尚、その数字の多寡の基準は厳密な意味での人口数ではなく、むしろ軍事的な国力と考えられている。



みた如く、フィリッポス二世の実現した「平和」の体制はヘラス連合以来一五〇年に亘るギリシア人の努力の一応の帰着点であるが、他面、それはあくまで 'Pax Macedonica' であって、決して 'Pax Panhellenica' ではなくかった。しかも、この「マケドニアの平和」は 'Pax Romana' とは異なり、政治的統一をもたらしたわけではない。<sup>(1)</sup> しかしそれにも拘らず、シュネドリオンに体现されたコイノーニアの理念の故に、ヘラス連盟がその後の歴史に対してもつ重要な意義は強調されなければならない。それはギリシア人に、個々のポリスのアウトノミ

アを超えた高次の秩序の公認を迫るもので、次に展開する新しい時期、即ち、マケドニア人の君主政と並んでギリシア人のフェデラリズムを特徴とする時代の開始を告げるものであった。

註

(1) V. Ehrenberg, *Epochs of Greek History, Greece and Rome 7*, 1960, now in: *Polis und Imperium*, 30.

## 第二章 ストラテীগロス・アウトクラトル考

### (一) 序 (ストラテীগロス・アウトクラトル)

ヘラス連盟は前三三七年春の総会で、既に前年の第一回総会で連盟の盟主(ἡγεμῶν)となっていたマケドニア王、ピリッポス二世を対ヘラス戦争のストラテীগロス・アウトクラトルに任命する(Diod. XVI 89, 3: *νάτος τῆς Ἑλλάδος ἡγεμῶν*; cf. Arr. VII 9, 5: *ἡγεμῶν ἀποκράτορα οὐρανῶς τῆς Ἑλλάδος ἀνοδεργείας τῆς ἐν τῷ Πέλοπον ἀραιείας*)。その地位は彼の死後アレクサンドロスにひきつがれるが、いずれにせよ、マケドニア王は以後ギリシアとの関係ではヘーゲモンとよばれ、ペルシアに対する戦争に関してはストラテীগロス・アウトクラトルという称号で登場するのである(Diod. XVI 60, 5; 89, 3; XVII 4, 9)。<sup>(1)</sup>

ところで、この非常指揮権には戦争での指揮に関する全権のみならず、そのほかの権限、即ち、連盟の総会(*συνέδριον*)に諮ることなく「ギリシア人」*οἱ Ἑλληνες* の名に於いて条約を締結し、講和を結ぶ資格が含まれていた。<sup>(2)</sup> ポリスの範囲内では同様の無制限のストラテীগリア——軍事上の作戦を自己の判断で決めるだけでなく、民会に諮らずに条約を結

ぶ権限を含む——は、たとえば前四〇八年にアルキビアデースが戦闘・戦備について全権の將軍になったばかりでなく(Plut. Alc. 18, 2: *ὡς καὶ τοὺς στρατηγῶν ἀποκράτορας εἶχε καὶ τῆς παρασκευῆς καὶ τοῦ πολέμου κενός*)、民会への予めの相談なしに外国と交渉をする権限を与えられた場合のようだ(Xen. Hell. I 4, 8ff.: *ἡγεμῶν ἀποκράτορα*)。ピリッポス二世以前にもその例があったが、<sup>(3)</sup> 今やそれがマケドニア王の手でヘラス連盟というポリスを超えた組織の中で実現されたのである。

この事実の背景を明らかにするために、以下、ポリスとは次元を異にした秩序での「全権を伴った軍事指揮」の成立の事情を考察しようと思う。即ち、「盟主」——「覇権」*ἡγεμονία* を掌握したポリス——によって指導されたポリス同盟、シシリアに於ける「僭主」の領域支配、そしてマケドニアの「君主」による統治の三つの場合である。これによって、軍事的な権限が非軍事的な領域にまで拡大する傾向は、ポリスを超えた組織ないしポリスとは異質の支配にあっても存したことが指摘されると共に、ヘーゲモニア、テュラニス、バシレイアというギリシア的モナルキアの三形態が前四世紀後半に至るギリシア人の国際

秩序に於いて果たした役割が辿られ、ひいてはヘレニズム・モナルキアに順応する準備が前四世紀のギリシア人の許でなされていた次第が論じられるであろう。

註

- (1) H. Bengtson, *Die Strategie in der hellenistischen Zeit I*, 1937, 3ff.  
 (2) F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius II*, 1967, 172.

(3) H. Bengtson, *ad. O. 6.* アルキビアデース以前にも、テミストクレーヌがギリシア軍の作戦会議でアテーナイの軍事的・政治的利害を代表する全権を与えられていた例があるが (Plut. *Aristid.* 8: *στρατηγὸς ἀρωματόω*; G. Busolt, *Griechische Geschichte II*<sup>2</sup>, 1895, 664, Anm. 2) その場合、彼が *ἀρωματόω* という公式の称号を帯びていたかどうかは別問題である (W. Schwahn, *RE Suppl.* VI, 1935, s.v. *Strategos*, 1079 は否定的だが、Th. Lenschau, *Des Themistokles Strategie*, *Klio* 31, 1938, 222 はその可能性を示唆)。

## (二) ポリス同盟のヘーゲモニア

ヘーゲモニアの觀念の生起したのはポリス間の組織での或る一国の指導に關してであつて、ペロポネーソス同盟をその最初の例とする、所謂「盟主に率いられた同盟組織」に於いてである<sup>(1)</sup>。ペロポネーソス同盟は、前章で触れた通り、スパルタが前五〇年ころテゲアと同盟を締結したのをはじめとして、そのあと半世紀間に「ラケダイモン人たちと同盟諸国」*οἱ Ἀκεδαιμόνιοι καὶ οἱ σύμμαχοι* のかたちでつくりあげた組織であつたが、そのヘーゲモニアについてはさしあたり

次の三点が注意を惹く。第一には、同盟を指導したスパルタで王たちが軍を指揮する権限をもっていたことである (Hdt. VI 56; Arist. *Pol.* 1285a; 1285b)。二人の王はゲロンテスと一緒に長老会を構成し、形式的にはゲルシアのメムバーの中の「同等者中の第一人者」*primi inter pares* であつた<sup>(2)</sup>が、国内でスパルタ人がヘイロータイやペリオイコイを統御するためには軍事的な制圧力が不可欠であつたということもあつて、王による軍事指導を強化する必要は、スパルタ史を通じて常に潜在的に存していた<sup>(3)</sup>。ペロポネーソス半島でのスパルタ勢力の拡張も当初は王の權威の拡大であつた。第二には、半島でのスパルタの地位が、征圧した国々を同盟のかたちで繋ぎとめてヘーゲモニアを保持するという方法によって確保されたことである。国内での秩序維持に他のポリス以上に配慮をしたスパルタは、スパルタイアタイ (*Σπαρτιάται*) の勢力が外国での遠征や駐屯によって殺がれることのないように特別の工夫 (即ち政治的發展の道具としての同盟政策) が案出されたのである<sup>(4)</sup>。第三には、スパルタ人がテゲアとの戦争に先立ち、オレステースの骨をデルプォイの神託にもとづいてテゲアから自国へ移したと伝えられることであり (Hdt. I 67 sq.)、これによって彼らはアガメムノーンのギリシアに対するヘーゲモニアを継承することを主張したのである<sup>(5)</sup>。

ペロポネーソス同盟の組織によってスパルタは同時代のアテーナイの發展に対抗した。アテーナイの僭主ペイシストラトスも精巧につくられた同盟組織——テッサリアの貴族、エレクトリア、アルゴス、マケドニア、そして一時はスパルタとさえ結んでいた——を背景にギリシア世界での指

導権を握ろうとしたが、それはややもすれば親僭主的な方向に傾きがちであった(たとえばナクソスのリュグダーミスやサモスのポリュクラテースとの関係<sup>6)</sup>)。それは対照的にスパルタの同盟組織は各ポリスでの僭主政を排除しつつ拡大する。ペロポネーソス同盟の第一次隆盛期を現出したクレオメネース王がアテーナイに介入し(前五二〇年)、この市の僭主の追放にのり出したことは、右の二つの同盟体系の衝突であった<sup>7)</sup>。しかし、反僭主政を標榜するスパルタのヘーゲモニアの限界が理論的にも、实际的にも露呈するのはまさにこの時である。クレオメネースは追放された僭主のヒッピアスを復帰させるため全ペロポネーソス軍を動員しようとしたが、コリントス人の反対にあつて成功しなかつたのである(Hdt. V 90-93)<sup>8)</sup>。

とはいえ、スパルタが当時にあつてギリシア第一の地位(*πορταία* <sup>9)</sup> *ἐκαστος*)を占めていたことは、イオーニアの叛乱を指導したアリスタゴラスがまずスパルタに支援を訴えたことから明らかである<sup>9)</sup>。そればかりではない。マラトーンの戦い(前四九〇年)ではアテーナイもスパルタに援助を求め<sup>10)</sup>、以後、ペルシア戦争を通じてギリシア諸国をリードし続けたのはスパルタであった。ギリシアの連合軍の指揮権をめぐる議論はマラトーンの戦いのころから表面化するが、前四八一年ギリシア人がヘラス連合に結集したさい、彼らはスパルタに上位指揮権を委ねる(*ibid.* VII 145; 172; cf. VII 132; 146; 148; 149; 159; Thuc. I 18, 2: *ἐκλήθησαν ἡγήσασθαι*)<sup>11)</sup>。このヘラス連合には定期的なものではないにせよ<sup>12)</sup>、一応、「代表」*πρόσβουλοι*の会議があつた。但し、一旦戦いが始まるとそれも召集されず、以後、將軍が同僚と協議したり(Hdt. VII 49 et passim)

個々の戦闘での指揮者の協議(*συβουλεύειν*)がもたれたり(*ibid.* VIII 9 et passim)指揮者の間で議論が交えられることがあつても(*ibid.* VIII 78 sqq.)<sup>13)</sup>、それらはポリスの代表の会議ではなく、単なる作戦会議にすぎなかつた。しかし、この会議が、特にミュカレーの戦い以後、軍事指揮だけでなく、それ以外の一層高次の問題についても決定を行ったことが注目される。たとえば、イオーニアの住民の立退きと移住に関する場合の如きである(*ibid.* IX 106)<sup>14)</sup>。それに応じて、將軍の中にも軍事指揮以外のことに手を着けるものもあらわれる(諸島への貢納の賦課の実行など——*ibid.* VIII III sqq.)<sup>15)</sup>。ここに最高指揮官の地位が「軍事的」であることを越えて「政治的」なものへ発展する可能性が窺えるであろう。その場合、全軍の指揮や部隊配置の決定権を握っていたのは依然としてスパルタ人であつた(*ibid.* VII 161; VIII 2; IX 28)。そのヘーゲモニアはペロポネーソス同盟に於けるこの国の指導権の如く制度的に定つたものではなく、ひとえに当時のスパルタの軍事力が優越していたことに由来するのであるが、いづれにせよ、汎ギリシア的な規模での、ヘーゲモニアから「全権を伴うストラテギー」への移行を示す例として注目される。

さて、スパルタ人の活躍でギリシア人はペルシア戦争で勝利を収めたが——実際、戦後大ていのギリシア人はその勝利をスパルタ人の功績と考えていた——、その後まもなく、スパルタ王パウサニアースの「傲慢」*ὑβρις* (*ibid.* VIII 3, 2; cf. Thuc. I 95, 1: *βυβρις*)へのイオーニア人の反撥やレオテュキデースの非行と亡命、アテーナイ人、テミストクレースの反スパルタ工作が重なつて、スパルタの指導性が後退し、アテーナ

イにヘーゲモニアの一部が移る (Thuc. I 96, 1; Plut. Cim. 6, 2 sq.)。デーロス同盟の成立である(前四七八/七七年)。この時のスパルタとアテーナイの關係については、スパルタが多かれ少なかれ自発的に海上での指揮権をアテーナイに譲ったとも (Thuc. I 95, 7) 或いは逆に、アテーナイ人がスパルタ人の意に反してヘーゲモニアを獲得したともいわれて (Arist. Ath. Pol. 23, 2) 伝承は必ずしも一致していない。しかし、当初、両陣営の間に「防禦同盟關係」*ἑνωχία* が続いたことから見て (Thuc. II 8, 3) デーロス同盟がペロポネーソス同盟への対抗勢力としてではなく、それを補完するかたちで生れたことは確かだと思われる。このようにして誕生したデーロス同盟はペロポネーソス同盟の特性をうけつぎ、同盟組織としてはより強固な制度となった。というのは、戦争での指揮を一国に委ねるという方法をペロポネーソス同盟から継承しながらも、デーロス同盟の性格がペロポネーソス同盟のそれに比して防衛よりは攻撃に傾いていたということも関係して、同盟国に対するアテーナイの地位がスパルタの場合以上に強化されていたからである。<sup>(16)</sup>ここにアテーナイの覇権が単なる軍事的な指導を越えて政治的な秩序に発展する端緒がおかれたのであって、やがて同盟組織に於ける政治的ヘーゲモニアという新しい指導形態が生れるのである。<sup>(17)</sup>これこそ同時代人によって「支配」*ἀρχή* とよばれたものであった。

シユムマキアからアルケーへのデーロス同盟の発展に並行して、ペロポネーソス同盟でも類似的の、否、それ以上の進展があった。この同盟では当初は同盟總會(スパルタはそのメンバーではなかった)が戦争と講和について決議し、後になっても同盟国はスパルタの政策に逆に影響

を与えるなど(たとえば前四三二年のコリントスの場合)、永い間メンバー・ポリスの独立性が維持されていたが、その反面、スパルタは、他陣営が同盟領域へ攻撃したり、同盟国が離叛した場合に、總會に諮らずに同盟軍を徴発できたことなどもあって、<sup>(18)</sup>覇権国(ヘーゲモン・ポリス)に権力が集中する要因も欠けてはいなかったのである。そしてペロポネーソス戦争では、ペルシア戦争の時と異なり、同盟諸国の分遣隊は自国の指揮者の外にスパルタ人の士官(*ἐταίροι*)を持つようになり (Thuc. II 75, 3) これを機にスパルタの支配的地位が一段と強化された。<sup>(19)</sup>軍事的なヘーゲモニアから政治的なそれへの発展は更にハルモステースの機能によって促進される——ハルモステースによる同盟諸国への自治侵害の初例は前四二三年である——。この傾向はペロポネーソス戦争の進展と共に強まり、新しい同盟国に対してはハルモステースのほか守備隊が配置されたり、貢税義務が課された上、寡頭政が強いられた。そればかりではない。以前からの同盟国に対してもスパルタは、それらの国々の意見を聴くことなく同盟組織全体に関することについて条約を締結するようにもなり、<sup>(20)</sup>遂に前五世紀末に至って「デカダルキア」の制度が生れるのである。

前四世紀に入り、スパルタ帝国に対抗してつくられたアテーナイの第二海上同盟、また、スパルタの覇権喪失後ギリシアのヘーゲモニアを握ったテーバイについては、別の個所で触れているのでここでは深く立入らないが、これまでの議論との関連で、特にテーバイに関する次の点だけを指摘しておきたい。まず、ギリシアでのテーバイの覇権の基礎がポイオーティアの諸ポリスに対するヘーゲモニアにあったこ



とである<sup>(21)</sup>。テーバイ人がポイオーティアの諸ポリスの軍隊の指揮権を握っていた限りでは、テーバイでのポイオーティアの地位はポリス同盟(シュムマキア)のヘーゲモニアと共通していた。しかしながらポイオーティア国家がそれ以前から連邦であったことも忘れてはならない事実である。テーバイは比例代表制的な構成をもつ連邦の中で、理論的にはメムバー・ポリスの中の「同等者中の第一人者」<sup>(22)</sup>でありながら、被選出の官職者をそなえた行政機構をもつ一種の中央政府をひきいたのであつて、この点で単なる同盟組織のヘーゲモニアとは性格を異にして<sup>(23)</sup>いた。マケドニア人貴族の子弟三〇人と共に、テーバイに於いて人質としての生活を送っていた若きフィリッポス二世に強い印象を刻したのも、この連邦国家の秩序であつた<sup>(24)</sup>。このことは、彼の創設になるヘラス連盟が単なる同盟の枠を越えて連邦的なものを志向していた、という前章での論述と無縁ではないであろう。

とはいえ、前三三八年にマケドニア王がギリシア人の連盟を設けた時、彼の地位はあくまでもシュムマキアでのヘーゲモンであつた。既にカイロネイアの戦いの際に、フィリッポスは「ギリシマ王」ではなく、ヘーゲモンと呼ばれるように命じた(Just. IX 4, 2: nec regem se Graeciae, sed duccem appellari iussit)<sup>(25)</sup>という。この戦争の後、ギリシア人がお互いの間にコイネー・エイレーネーの条約を結び、更にパルシア人に対する同盟を結成した時——この「共同の平和」と「シュムマキア」の結合によってヘラス連盟が誕生した——、フィリッポスは「新しいギリシア人の組織のヘーゲモンに指名される」(Syll. I<sup>3</sup> 260, 21; Diod. XVI 89, 1: *νάοις τῆς Ἑλλάδος ἡγεμῶν*; Arr. II 14, 4; Polyb. IX 33, 7)°

それは一面ではポリス同盟でのヘーゲモンの伝統に沿って、それを完成に導いたものでもあつた。否、連盟に関してはシュネドリオンが最終決定の権限を持ち、ヘーゲモンにはその実行権が属するだけであつたので、彼の地位は制度的には総会に由来するものであるとさえいえる。しかし、このような「立憲的外観」、即ち「法的に根拠づけられたヘーゲモニア」<sup>(26)</sup>を装うヘラス連盟が対パルシア戦争を宣言し、フィリッポスをストラテゴス・アウトクラトルに任命した時、彼のヘーゲモニアの特質が露わになる。これによって、彼に、それまでのポリス同盟の歴史の中でも屢々みられたような、単なる軍事的指導の範囲を越える権限が公式に賦与されたからである。

註

- (1) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 2. Aufl., 1965, 137: hegemoniale Symmachie.
- (2) V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 2. ed., 1973, 392.
- (3) C. G. Thomas, *On the Role of the Spartan Kings*, *Historia* 23, 1974, 260f., 270. 王の軍政権は「ミッケーナイ期の王のされば瀬」。ミッケーナイ末期以来の混乱が収まり、ギリシマ世界が「一定安定する」と、強力な local war-leaders は不要となったが、スパルタの如く王政の存続したところでは軍政権も引き続き王の手にあった——テッサリアのタムス戦の指揮権やアルゴスのフェイデーノンの軍事指揮も同様の由来——(cf. C. G. Thomas, ΠΑΤΡΙΚΗ ΒΑΣΙΛΕΙΑ: Η ΥΠΟΛΗΨΙΣ, *Historia* 15, 1966, 369)° 財政的には、土地からの収入のほか、皮革の独占事業、市場税、港湾税などが王に属した(H. W. Stubbs, *Spartan Austerity: A Possible Explanation*, *Cl. Quart.* 44, 1950, 34)°
- (4) V. Ehrenberg, *op. cit.* 45; ders., *Der Staat der Griechen*, 144f. *ἡ*

に於ける戦勝を境にスパルタが征服から同盟に転じたこと(G. Dickens, *The Growth of Spartan Policy, JHS 32, 1912, 22: a volte-face in Spartan policy*)と云ふべき原因を右の Dickens の論文は「従来の人口問題からの説明(チヌマ戦争での兵力の減退)とロケット市民の人口比の拡大など)を示す。エペコロスのキロンが戦勝による王の地位向上特に新しく市民権を得たクレールローノイが王を支持)を望まなかったことをあざむく。王のエペコロスの対立を強調し、それから外交関係を離れ、このため、強固の世評と云ふ G. B. Grundy, *The Policy of Sparta, JHS 32, 1912, 261-269* 参照。

(5) V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 45.

(9) F. Schachermeyr, *RE XIX 1, 1937, s.v. Peisistratos, 180ff.*; H. Bengtson, *Griechische Geschichte, 2 Aufl., 1960, 134f.*; H. Berve, *Die Tyrannis bei den Griechen I, 1967, 49.* の点及び「前篇」第四章「参照」

(7) クレシストラトス死後第一族はスパルタと offiziell durch Gastfreundschaft verbunden であつたが (Th. Lenschau, König Kleomenes I von Sparta, *Klio 31, 1938, 425*) クレオメネースの登場はこの関係が断たれた。スパルタが僭主政を倒す政策をとつた理由の一つは、他の有力国家の出現を防ぐことであつた。事実、僭主統治期で興隆し、強力となったポリスが非常に多し (G. B. Grundy, *op. cit.* 266)。

(8) クレオメネースの政治とこの時点が、外政のみならず、内政でも——即ちエペコロスの反対を考慮に入れねばならなくなつた点—— Wendepunkt であつた (Th. Lenschau, *aa.O.* 427)。J. Wells, *Some Points as to the Chronology of the Reign of Cleomenes JHS 25, 1905, 193-203* はこの王の統治の前半での成功と後半での失敗の対照をクロノロジーの基準とする。後半での失敗の「こと」は、彼が亡命時に(前四九一年)「マルカティア」を統一して母国に對抗しようとしたこと( Hd. VI 74, 1 sq.) その目的を達しなかつたことである。当座のマルカティアに云ふ W. P. Wallace, Kleomenes, Marathon, the Helots, and the Arkadia, *JHS 74, 1954, 32-55* は前五世紀末の僭主( *APKALIKON* と呼ばれた)と右のクレオメネースの記事を結びつけたことを承つて R. T. Williams,

*The Confederated Coinage of the Arcadians in the Fifth Century B.C.* (1965) は貨幣の政治的性格からマルカティア連邦の存在を結論 (cf. J. Roy, *An Arcadian League in the Earlier Fifth Century B.C.? Phoenix 26, 1972, 334*)。J. Roy はこの時期に the Arcadian League, or more probably Leagues があったと云つたが、その(6)は極めて脆弱な性格であったと云ふ強調(340f.)。

(6) P. A. Brunt, *The Hellenic League Against Persia, Historia 2, 1953/54, 141.*

(10) フリートの戦いの時のスパルタの国内事情について W. P. Wallace, *op. cit.* 32-35 参照(亡命中のクレオメネースがマルカティアで策動するに非ず)「ロケット叛乱に關与」。

(11) G. Busolt, *Griechische Staatskunde II, 1926, 1321.*

(12) P. A. Brunt, *op. cit.* 140.

(13) P. A. Brunt, *op. cit.* 140.

(14) P. A. Brunt, *op. cit.* 140.

(15) P. A. Brunt, *op. cit.* 138f., 141.

(16) テーロス同盟の成立をその性格について「第一章」(註(6)と参観した幾つかの論文のほかに G. Busolt, *aa.O.* II, 1311; V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen, 142* 参照。簡明な語彙的な cf. J. A. O. Larsen, *Oxford Classical Dictionary, 1949, s.v. Delian League, 260*

(17) 英辞「エペキオキ」エペキオキは *tyrannia* としての語を軍事政「政治」の意義に用ひて用ひる (V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates, 194*)。

(18) G. Busolt, *aa.O.* II, 1312.

(19) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen, 142.*

(20) V. Ehrenberg, *aa.O.* 142.

(21) H. Bengtson, *aa.O.* 267.

(22) G. Busolt, *aa.O.* II, 1414f.: der Erste unter den Griechen.

(23) J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History, 1955, 49.*

- (24) M. Hammond, *City-State and World State*, 1951, 29.  
 (25) W. Schwahn, *Heeresmatrikel und Landfriede Philipps von Madonien*, *Klio-Beihft* 21, 1930, 50.  
 (26) V. Ehrenberg, *a.a.O.* 137.

### (三) シシリアのティムニス

一ポリスの範囲内に留らず、いくつかの都市国家の上にもモナルキア的権力の及ぶ例は、シシリアの僭主政の場合にもみられる。即ち、デイノメニダイの支配からディオニシオス一世、同二世を経て、テイーモレオーンに至る(ひいてはヒエロン二世に及ぶ)一連の独裁政の系譜である。ここではバルバロイ(カルタゴ人)に対する汎ギリシア的意識の昂揚を背景にしてポリスを超えた支配が生れ、やがて、ストラテゴス・アウトクラトルの地位についた僭主がポリス間秩序の形成を指導する役を演ずるようになるのである。

デイノメニダイの僭主政に至る運動の始まりは、ドーリス人の植民ポリス、ゲラに於いてクレアンドロスが寡頭政を倒し(前五〇五年)、僭主の地位に就いた時である。前四九八年にクレアンドロスが暗殺された後、弟のヒッポクラテースが僭主となって、ナクソス、ザンクレー、レオンテイーノイを征圧し、それらの市を配下の僭主にまかせた(ザンクレーではスキュテース、レオンテイーノイではアイネンダーモス)。ここにポリスを超えた秩序が生れたのであるが、それはペロポネソス同盟の如くポリスとポリスの関係ではなく、僭主と僭主の間の個人的な結びつきに依存して、むしろペルシア人による従属君主の体系

に近いものであった。

さて、最初ゲラのヒッポクラテースの下で騎兵を指揮していたゲロン(デイノメネスの子)は前四九一年にこのゲラの僭主から権力をひきつぐ。そして数年後シュラクーサイの「ガモロイ」*γαμβροι*が援助を求めてきたのを機に、ゲロンは彼らを支持してその市の「デーモス」及び民主政を倒し、シュラクーサイの僭主となった(Hdt. I 156, 3; 163, 1: *tyrannos*)。そのさい、彼はゲラを弟のヒエロンに任せた<sup>(1)</sup>——従属僭主(*subordinate tyrants*)<sup>(2)</sup>による支配の踏襲——、自らはシュラクーサイのストラテゴス・アウトクラトルの地位についた(Diod. XIII 94; Polyaen. I 27, 1; Bacchylides V 2: *στρατηγέ*)——尚、前四八〇年のペメラの戦い以後、ゲロンは、シレウスとよばれたが(Diod. XI 26, 38)、これは非公式のものであった<sup>(3)</sup>。かくしてシシリア全土に対する「僭主支配」(Hdt. VII 163, 1: *Ευσεβής τυραννος*; cf. VII 157, 2)がゲロンの次の課題となるのである。ギリシア人にとって都市と国家が不可分であり、またゲロンにとってシュラクーサイが全てであったので(*ibid.* VII 156, 1: *νομὸς αὐτῆς*)、彼の意図はこのポリスの拡大という方向をとらざるを得なかった。その場合にギリシア人の植民運動の経験が影響していたことは興味ある事実であるといわねばならない。コロニーの母市からの独立を保証し、後者による前者の支配を防いだ、ギリシア人の「政治的個人主義」——ポリスの分立・割拠——を例外的に克服したものであるとして、コリントスの植民帝国と並んでシュラクーサイとそのコロニーの関係があげられるが、<sup>(4)</sup>シュラクーサイが海外植民だけでなく、シシリア島内にも勢力を拡大しようと企てた時に用いた方法は強制移住で

あり (*ibid.* VII 156, 3: cf. Diod. XI 4 sq.)<sup>(57)</sup> 軍事植民であった。前者は主にディオノメニダいの僭主たちによって、後者は後期僭主(特にディオニユシオス一世)によって採られた方策である。そして、強大な軍事力を必要とするこれらの事業を可能にしたのがストラテギーの権限に外ならなかった。ゲロンの没後ヒエロンに、そのあと更にトラシユブ羅斯に政権が移るが、いずれもストラテギーを基礎にした権力であり、傭兵(Diod. XI 72, 3; Gelon; XI 48, 3; Hieron; XI 67, 5; Thasybulos)と強制移住(Thuc. V 7; Hieron; cf. Diod. XI 49, 3 sq.)を特徴とする僭主政であった。

前四六六/六五年にトラシユブ羅斯の僭主政が打倒され——それについてシリアの各地で僭主政が後退——、シュラクーサイに民主政が生れる。それは当初はアテーナイの初期民主政と同じように民会と評議会による体制であった<sup>(58)</sup>。また、アテーナイのオストラキスモスに倣ってペタリスモス(*petalismos*)の制度が設けられたが、これは国家を代表する官職者たるストラテegos(一年交替、数は不定)が僭主政的な権力を掌握することを防ぐためのものである。その後、民主政が徹底化する過程を辿り、民衆指導者(*proedraistai tou dēmoi*)が活躍するものアテーナイでの推移と並行する。民主政の進展の一徴表は籤の採用であるが、それまでストラテegosが占めていた民会議長職が今や籤によって選ばれたアルコンの手に移されたことは、時代の趨勢を適確に伝えている。しかし、前四〇五年に至って、シュラクーサイの民衆がディオニユシオス一世を民会でストラテegos・アウトクラトルに選出した時、彼らの民主政は大きな転換点を迎えたといわねばなら

い。シリア僭主政の特性——ヒエロン以来の権力基盤としてのストラテギー——が復活したのである。この決定は民会決議のかたちをとったので、ディオニユシオスの地位は合法性の枠内に留まっているという外観を呈したが<sup>(59)</sup>、やがて彼が全権をもったストラテegosとして、武装した市民を司令し、指揮官を任命し、傭兵を動かした時、民主政は倒壊への道を辿る<sup>(60)</sup>。前四〇五年夏にディオニユシオスは自己の護衛兵を設けるが——護衛兵の採用は僭主政に特有の手段と考えられている(Hdt. I 59; 64)——、この時点で既に僭主政への移行が完了したといえる<sup>(61)</sup>。

シュラクーサイでの後期僭主政については内外の事情(デーモスの動向とカルタゴからの危機)から種々に説明されるが、われわれはディオニユシオスの率いるシュラクーサイ軍のレオンティノーイへの遠征と僭主政の誕生が時期的に密着していることに注意したい。このことはストラテegos・アウトクラトルの地位が彼の独裁政(Plat. *Epist.* XIII 353 a: *tyrannos atropaktōn*)の発端であったばかりでなく(Diod. XIII 96, 2: *paucis diebus duabusque tyranniis*)<sup>(62)</sup> 彼とシュラクーサイによるシリア支配の起点であったことを示唆している。カルタゴの友邦を倒すことを口実にして開始されたシリアでの勢力拡大で、ディオニユシオス一世は一方で各市のデーモスを支援しながら(エンネア、ヘルピタの場合)、他方ではシリア人の諸都市の支配層に味方した。彼は制圧した都市を軍事植民地の建設によって確保したが、この方式は彼のシリア政策の特徴となる。特に東シリアでは前三九五/九四年以来新しい傭兵植民地が戦術上重要な地点に次々と設置される<sup>(63)</sup>。かくしてシリアでの発展は前三九二年のタウロメニオンの占領で完成し、今や諸都市

は征服の結果(メマイノン、モルガンティナ、ケプアロイディオン、エンナ)、あるいは條約によつて(アギュリオン、ケントリパ、ヘルビタ、アッソス、ヘルベッス)、シユラクーサイに從属することになり、ここに「本来の意味でのヘーゲモニアを揺かに越えた」支配が成立する<sup>(12)</sup>。しかも、その支配は勢力範囲内に「城砦指揮官」*πολιάρχος* (オルテュギア、モテュエー)や境界司令官(イッサ、レプティネス)が置れていることから明らか<sup>(13)</sup>な如く、軍事的な力に支えられていたのである。

前三九二年ディオニュシオス一世はカルタゴと講和を結び、事実上シシリアの支配者となる。「シユラクーサイの僭主」*τύραννος τῶν Συρακοσίων* (cf. Diod. XIV 107, 4; *ὁ τῶν Συρακοσίων τυράννος*)から「シシリアの僭主」*ὁ Σικελίας τύραννος* になったの<sup>(14)</sup> *ὁ ἄρχη* (Isocr. IV 126; cf. Lys. XXVIII 5; *ὁ τύραννος τῆς Σικελίας*; Diod. XV 23, 5; *ὁ Σικελίας τυράννος*; Steph. Sch. Arist. Rhet. 3, 2: *ὁ βασιλεὺς Σικελῶν*)<sup>(15)</sup> も「*ὁ ἄρχη*」それらはすべて非公式の呼称で、公式には *ὁ ἄρχων Σικελίας* と呼ばれている (Syll. I 126, 6; 159, 19 sq.; 163, 8)<sup>(16)</sup>。いずれにせよ、彼はシシリア及び南イタリアに「アルケー」、即ち領域支配をうちたてた (Plat. Epist. VII 327 e: *ἡ ἀρχὴ τῆς Ἰτακίας καὶ Σικελίας*; cf. Diod. XIV 14, 2; 18, 1; 100, 1: *τυραννεῖα*)<sup>(17)</sup>。「全シシリアを一つのポリスにした」といわれる所以である (Plat. Epist. VII 332 c)。その際の領域統治の方法はカルタゴの支配をモデルにしていた。ディオニュシオス一世がポリスの市民軍とは異なる質な傭兵を大規模に用い、シシリアでの権力の基礎にしたのはカルタゴ人の先例——彼らの軍隊もケルト人、イベリア人、リグリア人、ギリシア人などの傭兵から成り立っていた<sup>(18)</sup>——に從つてのことであつた。しかし、

このことは、カルタゴ国家が常に内蔵していた危険、即ち、傭兵指揮者(ストラテゴス)に指導された武力叛乱の可能性を自らの中に持ち込んだことを意味する。この危険を回避し、効果的に領域統治をすすめる上で模範とされたのがやはりカルタゴの制度、即ち、この国が前四〇九年いらいシシリアでの彼らの軍事拠点を中心につくりあげた一種の屬州統治<sup>(19)</sup>(ギリシア人はカルタゴのそれを「エピクラティア」*ἐπικρατία*と呼んだ)であつた。この体制を継受してつくりあげられた、ディオニュシオス一世の「シシリア王国」はまだヘレニズム的領域王国——それはマケドニア人君主の軍事的権能が行政統治にまで発展した結果生れた州 (*στρατηγία*)を基盤とする——にはほど遠いが、しかしそのような新しい時代の前ぶれであつたといえるであろう<sup>(20)</sup>。

前三六七年にディオニュシオス二世がシユラクーサイのストラテゴス・アウトクラトルとなる。彼の場合、この「全権を伴うストラテギア」に財政上の広範な権限が含まれていたのが注目される。本来は全く軍事的であつたストラテゴス職がこのとき本質的な点で(即ち非軍事的な権能にまで)拡大されたのであり、既にここに、ヘラス連盟でのプーリッポス二世のストラテゴス職 (*στρατηγὸς ἀντιοπέρας τῆς Ἐλλάδος*)と同じ性格の指揮権が見出される<sup>(21)</sup>。このような独裁政の強化の裏面で、シユラクーサイの民衆は民主政を極端な形にまでおし進めようとする。平等な分け前 (*ισομερία*) の原則に基づく土地と家の再分配 (*τῆς καὶ οἰκῶν ἀνάστασις*) の要求である<sup>(22)</sup>。その間を縫つてディオオンが頭角を現わし、ディオニュシオス二世の支配を倒して、弟のメガクレースと共に *στρατηγὸν ἀντιοπέρας* に選出される(前三五七年九月)。

この時、ディオーンの要請で更に二〇名のストラテゴス団——その中の一〇名は亡命からの帰国者——が選ばれ、彼ら兄弟に協力することになる。ストラテゴス団を選出した口実が「自治の回復と僭主政の打倒」であったにも拘らず (Diod. XVI 10, 3; *npos tny dnoaktatovav tny avrovoyias kai tny karaklavu tns blys topavidos*)、「解放者」ディオーンの統治も先行者の例と同様、僭主政に傾く。そして、彼が「騎士」*στρεβός* (*γυβόβιος, δακτόβος*) を支持者にしていたこともあって、民衆の間での人氣は急速に降下する。失脚後も復帰の機会を狙うディオニュシオス二世との海戦には、群集がシュラクーサイ艦隊の兵士として参加していたが (cf. Plut. Dio 48, 5: *o pavtikos blyos kai bavavos*)、戦勝後、彼らは艦隊指揮者であったヘーラクレイデースの指導の下に発言力を増し、前三五六年夏、民会で遂に「土地と家の再分配」を決議するのである (このとき同時に、ディオーンの傭兵への支払いの停止、新しいストラテゴス団の選出が決議され、ヘーラクレイデースを含む二五名が選ばれた)。<sup>(24)</sup>

「全権を伴うストラテギー」はシシリアで更に進展し、次の僭主ディオモレオンの下で汎ヘラス主義と結合する。ディオニュシオス二世が前三四七／四六年にシュラクーサイに復帰した際、彼に追放された市民はシュラクーサイの母市、コリントスに仲裁を依頼することに決するが、それはこの市が「一般に自由を愛し、僭主政を嫌い、覇権や干渉を目的としてではなく、ギリシアの自由のために数多くの戦争に参加した」からである、という (Plut. Tim. 2; cf. *ibid.* 23)。このとき「仲裁者」*δυναστεύς* として派遣されたのがディオモレオンであった。彼は以前ディオニュシオス二世が握っていた軍事・行政の両面に

亘る機能をストラテゴス・アウトクラトルとして引き継ぐことになるが、ともあれ、ディオモレオンには最初から「自由」と「汎ヘラス主義」のイメージが随伴していたのである。<sup>(25)</sup> 当時の弁論家が全ギリシア人に訴えかけた主張に呼応して、バルバロイや独裁者<sup>(26)</sup> に立ち向ったというディオモレオンの働きは (*ibid.* 57)、以後、カルタゴに対する戦争の継続とシシリアでのポリス間の同盟組織の形成に具体化される。既に前三四四／四三年にシシリアのポリスの中にディオモレオンと協調してシュラクーサイと同盟するものがあらわれ、その翌々年には更にいくつかのポリスがその同盟に加わる (Diod. XVI 69, 3; 73, 2)。前三四一年のカルタゴに対する勝利 (クリミッソス河での戦い) の後、ディオモレオンはシシリア各市への介入を開始する。その結果、タウロメニオンを除いてすべてのポリスで僭主政が廃止され、シシリアのポリス同盟に加えられる (*ibid.* XVI 82, 4: *ndvras ... tvs ... topavvovs pteokoyiav kai tas nolais ekevbeavav eis tny ovvnykav topoestavro*)。これら同盟諸国は *Neus Pnevdeporos* の頭を刻した共通の貨幣を使用したことから分る通り (*Die Staatsverträge II, Nr. 338*)、お互いの間でポリスの枠を越えた組織を形成していた。翌年ディオモレオンが自発的にストラテゴス・アウトクラトルの権限をシュラクーサイの市民に引き渡した時 (Plut. Tim. 37)、シシリアはほぼ連邦の形に統一されていったといわれる所以である。<sup>(27)</sup> このシシリアでのポリス同盟の完成 (前三三八年) はまさにプリッポス二世によるヘラス連盟の結成 (前三三八年冬—前三三七年初め) の直前に当り、この同盟こそ、汎ヘラス的な理想を背景にポリスを超越した秩序の形成に向った点で、ヘラス連盟の直接



- 277-284)。彼の王で復活した国制は民主政といつても最も穩健なもの (P. 293-305. 参 W. Hüttl, *Verfassungsgeschichte von Syrakus*, 1929, 121 頁) として「ポリータイア」即ち die „gemischte Verfassung“ (参 26) ヒケタス(レオンティーン)の支配者)をば)の minor despots に至る諸僭主とテューキレオンとの関係については H. D. Westlake, *Timoleon and His Relations With Tyrants*, 1952, 10 ff. 参 27)。
- (27) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 283: foederative Vereinigung.

#### (四) マケドニアのバシレイア

マケドニア人の王の權威は軍事指導 (*στρατηγία*) の面に最も明瞭に見てとることが出来る。既にヘーローテウスが前五世紀のマケドニア王 (アレクサンデロス一世) にしたがって *στρατηγός τε ἐὼν καὶ βασιλεὺς Μακεδόνων* といつてゐる通り (IX 44, 1) 王權はそこでは軍制を通じて国家の原理となる。実際、王は前四世紀に入つても全權をもつて (アウトクラトルとして) 支配し、軍事面での最も重要な役割を演じた (Demosth. XVIII 235: *ἤγειρε τὸν ἀκολούθουσαν αὐτὸς ἀποτακτῶν, ὁ τὸν εἰς τὸν πύλεμον μέγιστον ἐστὶν ἀνάρτων... οὐδ' ὑπερβυτος ἐν οὐδενί, ἀλλ' ἀπλῶς αὐτὸς δεσπότης, ἡγεμὼν, κύριος πάντων*)。しかし、このような王權が確立する以前には、マケドニア各地の有力貴族が地方で政治的にも軍事的にも勢力を振い、彼らが軍隊を率いる立場——正確にはタクシアルコス (*ταξιάρχος*) の地位——にあつた。(1) やがてエミリオテイス、テムムプアイア、オレステイス、リュンケステイスなど各地方の貴族がその居所を首都ペルラへ移すことを王によって強制され、王權への從屬を強めた時、兵制も改革され、千人隊長 (*χιλίαρχος*) や五百人隊長 (*πεντακοσάρχος*)

が率いる新しい軍隊が組織された。(3) それまでの自生的な組織とは異なる、上から人為的かつ統一的に創設された制度である。それに応じて、騎兵隊に「宮廷仲間」*ἐταίροι* という呼び名がつけられ、ホプリータイも「歩兵仲間」*πεσέταιροι* と呼ばれるようになる。(4) 従来の分権的な兵制を改めて、宮廷を軸とする体制を創出したのである。

このように中にもつても、マケドニア王は「マケドニア人の王」の *βασιλεὺς τῶν Μακεδόνων* であり続けた (いわゆる „Heer- und Volkskönig“<sup>(5)</sup> *oi Μακεδόνες* (マケドニア国民) とは具体的にはマケドニア人の軍会のことであり、この兵士の集會が王を制約する面を持っていたのである。(6) その端的な例は国王選出の際の「歡呼賛同」*acclamatio* に見られる (Just. VII 5, 9 sq.: cf. Diod. XVI 3, 1) しかし、軍会の存在意義はそのような形式的賛同の機能に尽きるものではない。政治的に分散した幾つもの種族から成る「マケドニア国民」が、初めて纏つた姿をとることができたのも軍会に於いてであり、ギリシア人がマケドニア王の支配を「国制」や「法」に基づくものと考へたのも (Arist. Pol. 1310 b; Arr. II 2, 6: *οὐδὲ βίη, ἀλλὰ νόμος*)、この總會の存在の故であつた。(7)

実際、マケドニア国家は王を戴く体制を保ちながらも多分に「マケドニア人のコイノン」という性格を帯びていた。この点の理解には隣接のエピルスの事情が資するところ大きいものがある。この地方では、独立したエトノスが国家として存続し、各エトノスには王、長老会、民會が備わつていた。(8) 王は君主というよりはむしろ世襲的な官職者であり、エトノスの中には既に前五世紀に王を廢し、二名の長老 (*παοράται*) を以てそれに代えたところもある。のちにエピルス統一の中核



となるモロッソス人の間でも王権は制約を受けていた。ここでは毎年パッサリオンで民会が開催され、王はこの民会で、慣習に従って統治することを誓うと共に、民衆の手で選出された代表者を通じて王制を維持することを約束した (Plut. Pyrrh. 5)<sup>(10)</sup>。前四世紀後半に愈々エピルス王国がモロッソス人を中心に形成された時、モロッソス人のエトノスは「コイノン」*τὸ κοινὸν τοῦ Μολοσσῶν* と呼ばれ、エピルス王国は同種の幾つかのコイノンより成る高次のコイノンの形をとった<sup>(11)</sup>。そしてマケドニア王国もエピルス王国と同様、単なる王国ではなくコイノンの性格を帯びていた。このことはマケドニアでの都市の地位を検討すれば明らかとなる。マケドニアの都市は史料では *πόλεις* (Xen. Hell. V 2, 12 sq.; Plut. Pyrrh. 12)<sup>(12)</sup>、或いは *ciuitas* と呼ばれ (Liv. XLII 53, 2)<sup>(13)</sup>、ヘルラ市の市民も *οἱ ἑλλαῖοι* とある (Arr. Ind. XVIII 3)<sup>(14)</sup>。従って、都市はポリスに似た制度を備えていて (Arr. VII 9, 2: *πόλεις καὶ ἐβασίλειαι*)、ある意味では自治的な組織であったと考えられる<sup>(15)</sup>。それと同時に、ヘルラの市民は公式には *οἱ Μακεδῶν ἐκ Ἑλλάδος* とある (Syll. I 3 267)<sup>(16)</sup>。またアムフノポリスの住民についても *οἱ Μακεδόνες ἐξ Ἀμφιπόλεως* という呼称が多いことから分かる通り、都市民はその市の市民である前にマケドニアの国民であった。そして、このように国民名が市民名に優越する呼称は、アイトーリアの場合 (*οἱ Ἄιτωκοὶ* 等...) に代表される如く、コイノンの住民の呼び名に由来するのである。

さて、マケドニア国家はギリシア世界と一層深い関りを持ち、やがて、そこでのリーダーの役割を担うことになる。そのきっかけは神聖戦争に於けるピリッポス二世の働きであった。フォーキス人の将軍

ピロメロスが傭兵一〇、〇〇〇人を率いてデルポイを占領しながら、結局、ポイオーティア人に敗れ去ったあと(前三五四年。ネオーンの戦い)、オノマルコスがピロメロスと同様フォーキス人のコイノンの総会でストラテゴス・アウトクラトルに選出されて (Diod. XVI 24: Paus. X 23)<sup>(17)</sup>、先任者の企てを続行した。彼ら二人の地位は傭兵に基づく軍勢力を背景にしたもので、フォーキス内では「僭主政」の特性を帯び (Aeschin. II 130 sqq.: *τῶν ἐν Θωακίαις τυράντων τὰ παράμυρα*; Athen. VI 19, 231 D; Paus. X 2, 7; 7, 1: *δυνασταί, δυναστεία*)、ギリシア全体でほとんどその支配者であるかの觀を呈する (Polyb. IX 33, 4 sqq.: *τῆς Ἑλλάδος κλιμακίαις*)。ピリッポス二世がテッサリア人の救援の求めに応じて第三次神聖戦争に介入するのはこの時で、一時はこのフォーキス人の将軍の攻撃に退却を余儀なくされたながらも、テッサリアのコイノンの軍隊を率いて反撃に転じ、遂に前三五二年にオノマルコスを打倒するに至るのである<sup>(18)</sup>。この結果、ピリッポスはギリシア人に自由をもたらしたといわれ (Polyb. IX 33, 4 sqq.)、<sup>(19)</sup>「ギリシアの善行者」*εὐεργέτης τῆς Ἑλλάδος* として陸海軍の指揮者になる (ibid. IX 33, 4 sqq.: *κατὰ τῆν ἀρετὴν ἡγεμόνα καὶ δακτάρων εἰκότρο πάρος*)。ピリッポスの新しい立場、即ち、ギリシアの指導者という地位は、彼が倒したオノマルコスのそれにとって代ったものであり、またこのフォーキス人のもっていた「コイノンのストラテゴス・アウトクラトル」という地位は、後にヘラス連盟に於いてピリッポスの再現するところとなる。

オノマルコスに対する戦勝のあと、ピリッポスはテッサリアのコイノンの総会によってアルコーンに選出される<sup>(20)</sup>。オノマルコスとの戦

いでフィリッポスは既にテッサリアの軍隊を指揮する立場にあったが、この状態は戦後もそのまま継続し (Just. VIII 2, 1)、その上で彼はテッサリア国内への介入を始める。「僭主政」を各ポリスから排除し (Diod. XVI 69, 8)——アウレマダイもリリサから逐われる (Demosth. XVIII 48)——、フェライイその他の都市にはマケドニア軍を駐屯させたのである (バガサイには艦隊が碇泊)。また、フィリッポスをアルコーンに選出した時のコイノンの総会は、同時に、彼に港と市場からの税収をまかせる (Demosth. I 21 sq.: τῶν κελύρας καὶ τὰς ἀγορὰς)。この段階にあってもテッサリアのコイノンの国制は機能を停止したわけではなく、総会は依然として「決議」*dylogia* を行っていた。<sup>(16)</sup> このあとフィリッポスは自らテッサリアの終身アルコーンに就任する (前三四二年)。これによって彼はテッサリアの財政をコントロールしたばかりでなく (Just. XI 3, 2; Demosth. I 22; VI 22)、コイノンの軍隊を彼が永続的に指揮することの制度的な裏づけを得たのである (cf. Just. XI 3, 2: [Alexandrus] *exemplo patris dux universae gentis creatus*; Diod. XVI 4, 1)。<sup>(17)</sup> ここにもヘラス連盟に於けるマケドニア王の地位の先例を見出すことができるであろう。フィリッポスは、続いて、アルコーンに下属するテトラルコス職に親マケドニア的なテッサリア人を任命し (テッサリア古来のテトラルキア制の復活)、支配体制を固める (Diod. IX 26; Theopompus *F. gr. Hist.* 115 F 208)。<sup>(18)</sup> フィリッポスのアルコーンの下でもテッサリアのコイノンは従前通り総会を開催し、講和・宣戦などの事項を協議したが (Aeschin. III 161; Demosth. XVIII 147)、以後、自由の外観は全く現実性を欠いたものとなる (cf. Polyb. IV 76, 2)。<sup>(19)</sup>

以上、コイノンの軍事指揮権をマケドニア、ポォーキス、テッサリアと辿って来たが、ここに至って我々は、フィリッポス二世が前三三八年にヘラス連盟のヘーゲモンに就任し、次いでストラテegos・アウトクラトルの権限を賦与されたことについて、次のような一面のあったことを指摘するであろう。即ち、「コイノンとしてのマケドニア国家」のストラテegos——マケドニア王<sup>(20)</sup>——の持つ権限が、この時、遂に伝統的なポリス世界の上にも拡大されたということである。軍事指揮者 (*dux*) として自国民だけでなく他のコイノンをも率いることは既にテッサリアで経験済みであったが、マケドニアの勢力がギリシア世界の全域に広がるようになった時点で、フィリッポスはギリシア諸国家をヘラス連盟に統合し、その長となったのである。ヘレニズム君主がコイノンの長になることは、プトレマイオス王朝でも (諸島民のコイノンの長としてのプトレマイオス三世)、アンティゴノス王朝でも (アカイア連邦の長としてのアンティゴノス・ドソン)、セレウコス王朝でも (アイトーリア連邦のストラテegos・アウトクラトルとしてのアンティオコス三世)、その例を欠かないが、<sup>(21)</sup> ヘラス連盟に於けるフィリッポス二世 (及びアレクサンドロス) の地位はそのような事態に至る発端として位置づけることができるであろう。

註

- (1) H. Berve, *Das Alexanderreich auf prosopographischer Grundlage* I, 1926, 118.  
 (2) H. Berve, *a. a. O.* 222.

- (3) H. Berve, *a. a. O.* 202f.
- (4) H. Berve, *a. a. O.* 113. くまろロー——「*philoi*」よふられた——とふ呼称は「宮廷仲間」の意から「騎兵隊」に転用・拡大されたのであつた。その逆はなす (H. Berve, *a. a. O.* 104, Anm. 2)°
- (5) マケドニアの王 (*Barrakís*) の國臣 (*oi Makedones*) の關係はついで F. Hampl, *Der König der Makedonen* (1935) 參照——王の軍令 (*ijána oi Makedones*) はついで戰はれた Heerkönig の王の國臣は相互に誓約を交す。王の國家の支配者になす——。 Cf. A. Momigliano, *Re e popolo in Macedonia prima d'Alessandro Magno*, *Athenaeum* NS 13, 1935, 3-18 (起源はついで Heerkönig であつたといふが、既にヘリッパキス二世のころ、王の軍令の發着の如く l'incarnazione del suo Stato であつた [p. 16])。 F. Hampl の研究はなすの主張——對外政策の當事者は王個人であつて、獲得された領土を王個人に属する——が含められた。その頃の世評は右の A. Momigliano 論文の如き、 H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 298 f. 參照。
- (6) 一般に、軍令はマケドニアの制度とみなされ (Curt. VI 8, 25: vetusto Macedonum modo...; Polyb. V 27, 6: *εἴηεν γὰρ αὖτὴν τακτικὴν ἰσχυροῦσαν Makedones*...)。マケドニア人は「自由」であつた (Luc. *Dial. Mort.* 14: *ἐλευθεροὶ αὐτοῦς*)。よきよきになつた (vgl. F. Granier, *Die makedonische Heeresversammlung*, 1931, 16; 25)°
- (7) F. Geyer, *a. a. O.* 49. 例 M. Hammond, *op. cit.* 36 f. *the Antigoids* の「自由」を the most 'constitutional' となす。彼はまたマルテラーオス王 (前四一四—三九九年) が軍隊を「民主化」し、貴族に対する農民の発言力を増した可能性を示唆 (p. 174)°。戦時に徵発され、戦後は故郷に帰られるマケドニア軍隊はアンティオノス・マケドニアの時代 (Polyb. II 54, 14) に存在した (H. Bengtson, *Die Strategie in der hellenistischen Zeit* II, 1944, 321)°
- (8) マケドニア國家の性格を「インテリゲンツ人の軍事王制」から脱する (F. Geyer, *a. a. O.* 49)°。民令は國家主權を掃蕩するの不行を強知するが、他方、民令の Rechtsmäßigkeit を否決するの事 (V. v. Schoeffler, *RE* III,

- 1905, s.v. *Basilens*, 79)° 語の如き。
- (9) V. Ehrenberg, *a. a. O.* 149f.; G. N. Cross, *Epirus*, 1932, 14.
- (10) G. N. Cross, *op. cit.* 16.
- (11) V. Ehrenberg, *a. a. O.* 149f.
- (12) W. W. Tarn, *Antigonos Gonatas*, 1913, 183: in some sense autonomous communities; V. Costanzi, *Sulla costituzione Macedonia*, *Athenaeum* 8, 1930, 162: godevano d'una certa autonomia. Vgl. U. Kahrstedt, *Städte in Makedonien*, *Hermes* 81, 1953, 85-111 (前五世紀に王権の支配の範圍をひろげた自治體はマケドニアの政策を覆つて國家体制に細く込まれた)°
- (13) G. Busolt, *Griechische Staatskunde* I, 1920, 399.
- (14) ヘリッパキス二世のチャカリノへの介入は既に前三五八年以來行われ (1) の證據の發見は Ch. Ehrhardt, *Two Notes on Philip of Macedon's First Interventions in Thessaly*, *Cl. Quart.* NS 17, 1967, 296-301 によつて提出されたが、その頃のことは cf. G. T. Griffith, *Philip of Macedon's Early Interventions in Thessaly*: 358-352 B.C., *Cl. Quart.* NS 20, 1970, 67-80, esp. 67-73)°。前三五三年は本格化した。この年はマケドニアの僭主たちがオノマルコスを支持したので対して、アレウマタイがマケドニアに援助を求めた時、ヘリッパキスはテッサリアのクオンノンを代表する立場でマケドニアの僭主たち及びマケドニア人に対抗した。この時は二度の戦つてオノマルコスを撃破されたが、翌年春、バガサイ湾に面したクロコスの野でオノマルコスを倒す (この前三五三—五二年の経緯は Ehrhardt の説によつてヘリッパキスによるテッサリアへの第一次介入としたもの [p. 299])°
- (15) G. T. Griffith, *op. cit.* 76.
- (16) この時の總令が 'direct' であつたか、'representative' であつたかは不明 (G. T. Griffith, *op. cit.* 75, n. 4)°
- (17) F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius* II, 1967, 165f.
- (18) F. W. Walbank, *op. cit.* 165f.
- (19) F. W. Walbank, *op. cit.* 165f.
- (20) マケドニア王のころのヘリッパキス二世 (及びアレクサンドロス) の用

た称号でつづけて R. M. Errington, *Macedonian 'Royal Style' and Its Historical Significance*, *JHS* 94, 1974, 20 参照(彼はほんまの公式には *Basilis Macedonov* とは称せなかつた)。

- (21) アンティゴノス朝での例としては、ほかに、クレータ人がフィリップス五世を全島の長(*παρτάρις*)にしたことがあげられる(Polyb. VII 11, 9)。ポリスの指導者に他国人を選ぶ例には、コリントス人をストラテীগوسに任命しようとしたシュラクーサイ市民の決議がある(Plut. *Tim.* 38, 2)。

### (五) 結 び

以上、ヘラス連盟に於けるフィリップス二世の地位がポリス同盟のヘーゲモニア、シシリアのテュラニス、マケドニアのバシレイアにみ

られたストラテীগロス・アウトクラトルの諸先例をうけついだものであったことを論じた。ヘラス連盟でのマケドニア王の指導は都市国家の枠を越えた組織、乃至、ポリスとは異質の国家での「全権を伴う軍事指揮」を集大成しつつ生れたのであって、彼がそれを汎ヘラス的な規模において実現した点に新しい時代の到来を見ることができるとより、この一事のみをもってヘレニズム王権の生成を云々するものではない。しかし、ヘレニズム王権が誕生する前夜にギリシア世界でそれを受けとめる前提が整えられていたのであり、ヘラスに於けるマケドニア王の活動もそのような準備作業の一つとしてあげることができよう。

後篇 ポリス理念の拡大と変容

——「コイノンとしてのローマ帝国」に至る——

## 第一部 コイノン——拡大されたポリス理念——

### はじめに

——ポリリーテイアとしてのコイノン——

後篇の中心テーマは「コイノン」である。この概念は、前篇の考察を先導した「デーモス」が村落(ないし地区)から国家に至る幅をもっていたのに照応して、村落(ないしその連合)から連邦国家に及ぶ範囲の諸共同体を意味している。まず村落がコイノンとよばれ (SEG III 12; Isocr. VII 46)<sup>(1)</sup>、村落の連合もコイノンであった(たとえばアッティカのテトラポリス<sup>(2)</sup>)。また、村落からのシュノイクスマスで生れたポリスもコイノンにほかならない。アテナイ人がポリスを形成した時、彼らは「共同の(koinos)利益の為に」国家を建設したのであり、集住によって「共同の一つの政庁と議事堂を設け」、「共同の祭、パンアテナイア祭を催した」と伝えられる (Plut. Thes. 24, 3)。そして、スパルタのポリスがコイノンとよばれた例もある (Hdt. I 67, 5: τὰ κοινὰ Σπαρτηρέων; cf. Arist. Econ. 208; Xen. Cyrop. II 2, 20)。

κοινόςには「共同の」という意味のほか「自由な」とか、「民衆の」という意味も含まれている (Isocr. X 36: κοινότησιν εἶναι τῆν ἐλευθέρων πολιτικῶν τῆν ἀπὸν ἐπιμεταρίας)。コイノンがデーモスと同様に民会を指すこともあったのはそのためである (Hdt. VI 50, 2)。ヘーロドトスに紹介されている民主政の擁護者の主張の中に、この政体の下では「すべての国策がコイノンに委ねられている」*πολιτικὰ δὲ πάντα ἐς τὸ κοινὸν ἀναπέσει* とあり (II 80, 6)、その場合のコイノンとは市民団のことであるが、具体的には民会を意味している<sup>(3)</sup>。実際、ギリシア人がコイノンとってアカイアやアイトリアの連邦国家を呼んだ時、市民が集って(総会を構成して)政治的権利を行使している国制を描いていたのである。デーモス(民会)をポリスと同一視したギリシア人の国家理念の発展をここに認めることができるであらう<sup>(4)</sup>。最後に、コイノンは連邦国家を指して用いられる。その場合には、連邦を構成するメンバー・ポリスとは対照的な意味合いを含むものとなる<sup>(5)</sup>。尚、コイノンという語とは逆に、メンバー・ポリスの立場から連邦をとらえた術語は「シエムポリリーテイア」*συνπολιτεία* である。この語も市民権

の共通性という連邦国家の側面を示すだけでなく、ポリーティアという語と同様、国家(この場合は連邦)そのものの意味で用いられる<sup>(6)</sup>。

古典期をポリスの最盛期とすれば、ヘレニズム時代は連邦国家の繁栄を特色とする。しかし、連邦国家の母胎は、すでにそれ以前から、主にポリスの国家形態が優勢でなかった地域に見出される。同時代人から「エトノス」*ἔθνος*——種族の意——とよばれていたのがそれである(Hdt. VII 130, 3: Thessalia; Thuc. III 94, 4: Aitolia; Hell. Oxyrh. XVI 4: Boiotia)<sup>(7)</sup>。これらのエトノスは単なる祭祀団体ではなく、最初から共通の利害(特に外部からの侵入に対する防衛)に関する政治的な組織であった。また、エトノスとメンバー・ポリスとの関係は、エトノスが最初からポリスの連合であったのではなく、**事実は逆に、**国家としての「種族」の枠内でポリスが次第に発達し、連邦国家の体裁をとるようになったのである。そのよい例をわれわれはアイトーリアに見ることができようであろう。

古アイトーリアの住民は三つの支族(即ち、エウリュネターネス、オプイオネイス、アポドートイ)に分れ、各支族は更に多数の村落に分れて定住した。この状態は前五世紀を通じて継続し(Thuc. III 94, 4: *κατὰ κώμας*)、前四世紀になっても、依然、城壁のない集落の定住形態が維持され、わずかに近傍に避難のための城塞が備っているだけであった(Diod. XVIII 24, 2; 25, 1; XIX 74, 6)<sup>(8)</sup>。前四世紀末に至って漸く都市化が始まり、種族国家的な結びつきが解体して、支族の意義が後退する。これによって地縁的な組織を構成要素とするコイノンへと国家構造を改変する道が開かれたのである<sup>(9)</sup>。ここに至るまでの時期を通じてアイトー

リア人がエトノスの統一性を保ち続けたのは彼らの総会に於いてであった。アイトーリア人は共同の神殿をテルモスに持ち、共同の祭祀を催す時ばかりでなく、全アイトーリア人に関すること——即ち戦争と講和——を議する際にもあつまり、また総会で彼らの使節や指導者を選出していたのである<sup>(10)</sup>。

このように総会に基礎を置きつつ、「種族」内の諸ポリスが相互に市民権を共通にするという、高次の国家が各地に形成される。ヘレニズム時代の開始期を迎えると、ヘラス連盟建設碑文でギリシアの国家形態が *ἑθνῶν καὶ πόλεων* で一括されているように、連邦国家はギリシア世界で重要性に於いてはポリスと並ぶ地位を占めるまでに成長するのである。

アレクサンドロスと共にヘレニズム領域王国が登場し、その後のギリシア国家は *ἑθνῶν, πόλεων, ἀνωτάτων* の三種に統括される。その中でもアイトーリアとアカイアに代表される連邦国家(*κοινότητες*)は、ポリスの地位低下とは逆に次第にその比重を増し、連邦の構成の点でも、「種族」の枠を越えて異種族のポリスをもメンバーに加えるまでに発達する。前二二〇年代に連邦国家は最盛期を迎え、アイトーリア連邦の領土はイオーニア海からエーゲ海に及び、アカイア連邦もペロポネーソス半島の北半を占めた<sup>(11)</sup>。それらはただにギリシア世界をリードしただけでなく、当時の地中海世界の国家系にあって、東のヘレニズム諸王国と西のローマとの間で一定の役割を演じてさえたのである。

その間にも総会は連邦の基底にあって機能しつつあり、とりわけアイトーリアのコイノンでは定例の総会には財産資格や年令制限もなく、

頭数での投票が行われるなど、ポリスの民会でと同様のかたちで「全一性の理念」が働き続けていた。ここに「ポリータティアとしてのコイノン」の代表例を認めることができよう。尚、連邦国家にとっては一ムバー・ポリスと中央政府との関係がもう一つの国制上の課題であった。両者の間の関係の調整には、代表制の總會の発達によって、前者の意向を後者の政策に反映させる努力が重ねられたが、この点についてはアカイア連邦——このコイノンは「種族」以外のポリスの吸収に熱心であった——の場合がよく知られている。

代表制の機構によってコイノンが運営される傾向は前二世紀に入ると一層強くなる。前一九七年のポイオーティアに見出されるばかりでなく(Liv. XXXIII 2, 6) 同時期に第二次マケドニア戦争のあと、ローマの手でギリシアが再編成された時、テッサリアに誕生したコイノンにも備わっていた。ここでは議會(συμβουλιον)に各ムバー・ポリスからその人口に比例した数の代表が送られた。但し投票が各ポリスの代表団の票ではなく、議員個人の票であった点に、この議會の特性、即ち各ポリスの代表の集りではなく、テッサリア人の代表の集会という性格があらわれている。とはいえ、ローマの影響が強まるに依りて、各連邦でも總會よりは代表制の議會に頼る方向にますます傾いたことはい般の趨勢として否定できない。前一六七年にマグネシアのコイノンが再編成された時、そこには連邦總會が備っていたが(票が都市毎に投ぜられたという記録もないので、代表制議會はなかったと考えられる)<sup>(c)</sup>、同年マケドニアに設けられた四共和国では代表制機構が採用されている。<sup>(d)</sup> 右のマケドニア人の共和国がローマ人の手で建設されたことは、そ

れがもはやギリシア人の「自治と自由」の伝統にもとづくものではないことを明示している。このあと小アジアがローマの統治下に入ると、その地方のギリシア人のコイノンが生れるが、ここにコイノンの新しい歴史が始まる。即ち属州總會としてのコイノンである。それはローマ共和政末期から帝政前期(元首政期)の終りまでの期間——この時期のポリスはローマ国家と形式的な同盟関係を保って「自治と自由」の建て前を維持していた——、ギリシア人の政治生活で大きな機能をもち続け、特に彼らの間での伝統的な国家理念の継続に貢献したものである。

## 註

- (1) W. W. Tarn, *The Greeks in Bactria and India*, 2. ed., 1951, 8.
- (2) G. Busolt, *Griechische Staatskunde* II, 1926, 775 [Kultverbände benachbarter Gemeinden]: das „Gemeinwesen“ (τὸ κοινόν) der Terrapolis.
- (c) J. A. O. Larsen, *The Judgement of Antiquity on Democracy*, *Cl. Phil.* 49, 1954, 2.
- (d) コイノンがポリスのあり方に従って運営されたことは前二一六年(e)のアカルナニアのコイノンの決議の様式に明らかである(この決議碑文については Ch. Habicht, *Eine Urkunde des akarnanischen Bundes*, *Hermes* 85, 1957, 86-122; H. H. Schmitt, *Die Staatsverträge des Altertums* III, 1969, Nr. 523 参照)。碑文はマカルナニアのアナクトリオンの所有であった(ポロン神殿(τὸ ἱερόν τοῦ Ἀπόλλωνος τοῦ Ἀκτιῶν od. kurz τὸ Ἀκτιῶν)を連邦に移管する旨を定めた) コイノン(τὸ κοινόν τοῦ Ἀκαρνανίων)とポリス(ἡ πόλις τοῦ Ἀκαρνανίων)の間の国家条約を内容とするが、そこではアカルナニアのコイノンが οἱ Ἀκαρνανεὺς ἅμα τὸ πᾶν τοῦ Ἀκαρνανίωνとも表現されていて(そのほか τὸ ἕθνος ἅμα) その決議の様式は ἐπέθεται βουλῆ καὶ τοῦ κοινῶν τοῦ Ἀκαρνανίωνである(同様の決議の例は Ch.



Habicht, *aa.O.* 90, Anm. 1 及び 2 — ἐδοξε τοῖς νομοῦσι τῶν Ἀκαρῶνων, δεδούδαται τὰ βουλὰι τῶν Ἀκαρῶνων καὶ τοῖς γέλοισι γὰρ —)。

(5) J. A. O. Larsen, *Greek Federal States*, 1968, p. xiv.

(9) コイノンをシムホリーテイアとよぶ例はポリュボオスに見られる。彼らにあってはシムホリーテイアは二国間の市民権の共同だけになく、ポリテイアと同様、国家(この場合は連邦国家)の政治生活全体を指す(たとへば *τῶν Ἀχαῶν συμπολιτεία* と *τῶν Ἀχαῶν πολιτεία* と同様)用いられる [Polyb. III 5, 6; XXIII 9, 14]。 Vgl. A. Giovannini, Untersuchungen über die Natur und die Anfänge der bundesstaatlichen Sympolitie in Griechenland, *Hypomnemata* 33, 1971, 23f.

(7) A. Giovannini, *aa.O.* 9f, 14. Giovannini は王制とポリスの衰没と連邦国家の形成を直接に結びつける説明に反対する。連邦国家 (bundes-

staatliche Sympolitie) をキヌス臣國 (Symmachie) の „Nachfolger“ とするのには難いであろう。

(8) G. Busolt, *aa.O.* 1508.

(6) G. Busolt, *aa.O.* 1509f.

(10) G. Busolt, *aa.O.* 1507.

(11) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 407.

(12) J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History*, 1955, 100.

(13) 但し代表制のシムホネーリオンのほかは總會もあつたと思われる。この点の学説史については「コイノン——拡大されたポリス理念——」(同)註(33)を参照。

## コイノン——拡大されたポリス理念——

### (一) 序 (エトノスの「ポリーテイア」)

ポリスの生活を始める以前の、あるいはポリスの発展からとり残されたギリシア人の許ではエトノス(種族)の制度が備わっていたが、これもまた一つの「国制」(constitution)であった。<sup>(1)</sup>それはインド・ヨーロッパ人に共通とされる国制上の三要素、即ち、王による統治、貴族たちの諮問会議、民衆の集る総会より成り立っている。<sup>(2)</sup>戦争と祭祀で指導的な役割を演じた部族王の地位は、神権にもとづく君主のそれではなく、本質的には世襲的な官職(magistratus)であって、部族のメンバーの意志によって任命、あるいは廃位された。<sup>(3)</sup>王の権力といえども王の諮問にあずかる長老たちや軍会<sup>(4)</sup>に集る民衆の声に制約されていたのである。

右のような事情はホメーロスの叙事詩に窺うことができる。そこに登場する王は軍事王であるが、厳密な意味での独裁者ではない。彼は他の有力者たちを集めて意見を求めるばかりでなく、時には軍会が召集されることもある。<sup>(5)</sup>王権がエトノスの全体に制約される一層具体的

な例はテッサリアに見られる。軍事王と軍会を特徴とするこのエトノスでは、タゴス——これは最古の史料では *basileus*——が遅くとも前七世紀以来テッサリア人の総会によって選出されていた。<sup>(6)</sup>そこにはテッサリア人のエトノスの「全一性」の理念が生き続けていたのである。

この理念は、前六世紀末にアレウアスが国土を四つのテトラルキア及び一五〇のクレーロスに分ち、兵力を一クレーロス当り四〇人の騎兵と八〇人の歩兵と評定して (V. Rose, *Aristotelis Fragmenta*, 1886, No. 497 [=Harpokration *τετραρχία*] et 498 a [Schol. Vat. ad Eurip. *Rhes.* v. 311])、軍事組織を整備した時にも、<sup>(7)</sup>背景に働いていた。古典期に於いてもタゴスは最高官職者としてエトノス——即ち外に向って共同して行動した *στράτηγος* (Thuc. I 102, 4; IV 78, 2ff.)——の総意を體現して (cf. Hd. V 63, 3: *κατὰ γνώμην... βασιλέα; VII 130, 3: ἀπὸ πάντων... τοῦ ἐθνους)*、軍隊の指揮に当たっていた。<sup>(8)</sup>

さて、このような、ポリスの国制にも比すべきエトノスの制度が母胎となり、連邦国家(コイノン)が形成される経緯を、以下、「コイノン——拡大されたポリス理念——」の題下に辿ろうとするものであるが、そ

の際、ギリシア史のアルカイック期、古典期、ヘレニズム期でそれぞれ重要な役割を果たしたコイノン、即ち、イオーニアのコイノン、テーバイ＝ボイオーティア国家、アカイアの連邦国家がとりあげられる。ここでは、ギリシアのポリス市民の懐いていた「全一性」の理念が「コイノン」というポリスを超えた組織の中にも貫かれていて、それを表現すべき総会(「ムニッパ」ないし「デーモス」)がコイノンの基底をなしていたこと、そして、この事実を介してポリス理念がコイノンの規模にまで拡大された次第が論じられるであろう。

篇

註

- (一) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 2. Aufl., 1965, 16: eine eigentlich politische Ordnung, eine <Verfassung>. 前記註記のロッセの論文(Nik. Pappadakis 著, 'Apv. 'Eφvμeπis 1924, 119ff. 註記'. Vgl. W. Schwahn, *Die Apokleten der Ätoler und die Apoklesia der Lokrer*, *Wien. Stud.* 48, 1930, 141ff.) 及び 'ρoεlγa(政体令)' 'dρακvπoτa(国政制)' 'pōks(總令)の三つの機關があげられたるが、コイノンの「ホローテモノ」が認められると共に、国家の成員の全体(あるいは彼らが集った全体の「ホローテモノ」機關)をポリスと呼んだ例がみられる。
- (二) V. Ehrenberg, *aa.O.* 16; F. Gschnitzer, *Stammes- und Ortsgemeinden im alten Griechenland: Eine grundsätzliche Betrachtung*, *Wien. Stud.* 68, 1955, 134f. それらの三國をそれぞれ君主政、貴族政、民主政の順にそれぞれ(G. N. Cross, *Epirus: A Study in Greek Constitutional Development*, 1932, 14)°
- (三) G. N. Cross, *op. cit.* 15.
- (四) J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History*, 1955, 25: assembly of men under arms.
- (五) 軍令は 'pokrrela tōv rá 'bala napεγvōv を理解するにギリシア人のみな

- (六) ローターに於て「アッペン人にも見出されたもの」は、民会の先驅である(M. P. Nilsson, *Das frühe Griechenland, von innen gesehen*, *Historia* 3, 1954/55, 261 f.)° Cf. Arist. *Pol.* 1272 d (R. F. Willetts, *Aristocratic Society in Ancient Crete*, 1955, 103: the leader of a tribal military democracy).
- (七) テッサリアのヘトノスには、アレクサンドロスの改革以前から強固な中央政府があり、それはテッサリアの征服者が設立した組織の発展したものであり(J. A. O. Larsen, *A New Interpretation of the Thessalian Confederacy*, *Cl. Phil.* 55, 1960, 239)° その長(「タク」)は戦時に選出されたもので、はたして「永続性のある国政者」(*op. cit.* 238)°
- (八) フリスティアノスの二部片の「国士」(「タク」) 'dεlαυ δέ τvη pōkav 及び V. Rose 註 'rās rōkēs 及び E. Schwarz 註 'τvη pōkrelαυ 及び Ed. Meyer 註 'rō 'ēpavos vel 'τvη xōpav 及びその註記° Wade-Gery 註 'περιοικίς(同族「マニッパ」)「マニッパ」(「カヤ」)に参照される 'pokrrelā 'τvη (vel xōpā) 及びその註記° 'τvη pōkrelā'y (sci. 'τvη vel xōpav) 及びその註記° テュレニキト(又は「テュレ」)に關する註記は「S. F. Gschnitzer, *Namen und Wesen der thessalischen Tetraden*, *Hermes* 82, 1954, 452f. 参照(彼は「テュレ」 'terpās が統一國家の中心起源の「独立した種り」であったという説を斥け「人工的区分」であった Wehrbezirk でありたという) [S. 464])° マネロクに「S. M. Sordi, *La lega tessala fino ad Alessandro Magno* (1958 [筆者未見])」が「それと同時期の「テレーナイ」のクレイムテネー改革に於ける「テレー」と同じものだと考へてくる」(同) J. A. O. Larsen, *op. cit.* p. 237f. 註記に参照されたい。
- (九) W. W. How/J. Wells, *A Historical Commentary on Herodotus II*, 1912, 30.

## (二) イオーニアの「イノン」

ギリシア・ポリスがはじめて登場したのは小アジア沿岸であったが、アウタルケイアを特徴とするポリスの「割拠性」<sup>(1)</sup>が破られ、ポリス間の連合がはじめて組織されたのも小アジアに於いてであった。この地のギリシア人は外部の敵にそなえるために連合する必要を感じて、宗教的・政治的な性格をもった組織をつくった。「イオーニアのコイノン」<sup>(2)</sup> τὸ κοινὸν τῶν Ἰωνῶν である。

イオーニア人のコイノンは「パンイオーニオン」 Πανϊωνίων のアムピクテュオニアを前提としていた。この宗教団体はホメーロスの叙事詩の中にも見えるので (Il. XX. 404) イオーニア人の小アジア西岸への移住 (前一〇〇〇年ころ) のあとまもなく結成され、後背地の異民族との抗争や他のギリシア人種族との対立の故に、既に「ミューケーナイ期以後の王国」によって維持されていたと思われる。それが自治的なポリスの連合によって運営されるようになって後も、エトノスとしての統一性を失わなかったのは右に述べたような伝統に由来するのである。<sup>(3)</sup>

エトノスとしてのイオーニア人の組織はのちになってもその長としてバシレウス (Basileus) をもち、<sup>(4)</sup> 上述の王国との連続性の痕跡を残していたが、それがコイノン (共同体) としての性格を明瞭に打ち出すようになるのは前八世紀のことに属する。<sup>(5)</sup> 前九世紀末から八世紀にかけて王政が個々の都市でも政治的性格を失い、ポリス (即ち共和政都市国家) が生成するに依りて、イオーニア人の組織はポリスの連合の体裁をとるようになったが、<sup>(6)</sup> この時、彼らはアムピクテュオニアにもとづ

いて——具体的にいえば、「共同して」 κοινῶν ミュカレー山でパンイオーニオンの聖域をポセイドーン・ヘリコーニオスに捧げることによって (Hdt. I. 148. 1)

——その組織を再編成し、長のバシレウスをコイノンの全体によって選出、任命するに至ったのである。<sup>(7)</sup> このようなバシレウスの地位はテッサリアのタゴスに比すべきものであろう。その後のイオーニア人の活動については、『デーロスのアポロンへの讃歌』——これは前八世紀に溯る——の中にイオーニア人がデーロスの祭典でアポロン神に捧げた頌詞が伝わっている (cf. l. 146: ἐνθα τοὶ ἐκείνους Ἴωνες ἤνευθοντο; l. 152: ἄρ' Ἴωνες ἀσποδοὶ εἴεν)。<sup>(8)</sup> このアポロン神はエーゲ海周辺の各地で「王」として崇拜されていたが (Il. 29. 44) デーロスでの頌詞奉納はおそらくそれらの各地域からの代表によって行われたものであり、イオーニア人もそのコイノンを通じて彼らの代表を送ったと考えられる。イオーニアのコイノンはそのころ十二市の連合という体制を整えつつあったが、その活動は、以後、宗教的というよりは政治的な性格を強めて行った。<sup>(9)</sup> コイノンの集会在当時の名の通った聖域 (たとえばフランキダイのアポロン神殿、エフェソスのアルテミス神殿、クラロスの神託所などで開かれなかったことはそれを逆証するものである)。<sup>(10)</sup>

前七〇〇年ころコロプォーン人の亡命者がスミュルナを占領した事件をめぐって、イオーニア人とアイオリス人との紛争のあったあと、「協定」 *ὀμιλία* が締結される。その結果、コロプォーン人亡命者はスミュルナにそのまま住み続けるが、イオーニア人は以前のスミュルナ住民 (アイオリス系) にその動産を返還することになった (Hdt. I. 150. 14) ——そしてこのスミュルナ人をアイオリスの十一市が手分けして自

市に收容し、その市民とした(*ibid.* I 150, 2)——。今やイオーニア系住民の手に帰したスミルナはこのあとまもなく(前六八八年イオーニアのイノンに加盟する(Paus. V 8, 7)。このような事件の経過はイオーニア人の共同しての行動を窺わせるであろう。しかし、他面でイノンがこの時期になってもまだ強固な組織になつていなかったことも事実で、それは次のいくつかの史実から理解される。前七世紀前半のこととされるメリア戦争では、サモス、プリエーネー、ミレートス、コロプォーンなど同じイオーニア系の諸ポリスがお互いにメリアの地の領有をめぐる争つていた<sup>(11)</sup>。また、リュディア王ギュゲースがイオーニアの各ポリスを攻撃したさい、それらは共同して抵抗することはなかつた<sup>(12)</sup>。そして、メルムナダイの王たちが小アジアを征圧した時代には、イオーニアの個々のポリスはこの王朝とそれぞれ別個の協定をさへ結んでいたのである<sup>(13)</sup>。

前六世紀に入るとイオーニアのイノン<sup>(14)</sup>は、パンイオーニア祭の時の集会とは別に、純粹に政治的な集会を開くようになる。この世紀の前半にタレースがイオーニア人に行つた勧告については前篇(第二章)で触れたが、それは「政治的シユノイキスモス」<sup>(15)</sup>によってポリスが戦争・講和の権限を捨て、自らはポリスの組織を維持しつつ、一層高次のポリスを構成しようとするものであった。このような構想の出現には都市国家の範囲での評議会(Boulē)の制度の新しい展開——即ち代表制の成立——が関連していた。ちょうどその頃のキオス出土の一碑文は(R. Meiggs/D. Lewis, *A Selection of Greek Historical Inscriptions*, 1969, No. 8 [Law from Chios: 575-550 B.C.]。このポリスで官職者としてデー

マルコスがパンレウスと並んであらわれたのに応じて、評議会としても貴族の会議のほか、各ピュレーから選出された代表より成る民衆評議会(Boulē *δημοτική*)が設けられていたことを窺わせる(C. I. 5 sqq.: *Boulē d'epēstōthē tē dēmoīaiā... kēkēthē neurtē korē' arō gōlōs*)<sup>(16)</sup>。そして、その選出方法はアテーナイのソローンの四百人会のそれと共通していた(Plut. Sol. 19, 1: *Geurōnōn pōpōkateueiōs Boulē arō gōlōs eikōtōs, tertōnōn oīōōi, eikōtōn d'ōpōs enlēstōneōs*)<sup>(17)</sup>。キオスの民衆評議会は従来ソローンの四百人会に影響を与えたもの——そしてイオーニア文化の先進性の一例証——とされてきたが、時期的に見て事実関係はむしろ逆であろう。アテーナイに誕生した「代表制のプーレー」のモデルがイオーニア人によって撰取された結果、一つはキオスの民衆評議会となり、他は全イオーニア的な規模での代表制のプーレウテリオンというタレースの提案となつたのであろう<sup>(19)</sup>。

クロイソス王の時代に入り、ポリスに対するリュディア王国の攻勢が積極化すると、イオーニア人のイノンも新しい変化を蒙る。リュディア人はそれまでポリスを襲撃しても散発的であり、ポリスと条約を結んでもその内政には介入しなかつたが、クロイソスの下でイオーニア本土のギリシア人が王の勢力下に入って、諸島のイオーニア人との間に独立の程度に差が生じて以来、イオーニア人のイノンはもはや政治的な組織として機能することはできなくなつた<sup>(20)</sup>。しかし、リュディアの首都サルデイスがペルシア王キュロスに占領されると(前五四六年)、イオーニア人は今やペルシア王の攻撃にそなえてそれぞれの市の周囲に城壁を築き、ミレートスを除く全イオーニア人がパンイオー

ニオンの聖域に集った。彼らが協議してスパルタに救援を依頼することを決議したのはこの時のことである (Hdt. I 141, 4: *rotai de Naxoiar 'I'oiar e'k'ose k'ou'w'p' lo't'w' r'ep'ane'u' d'ry's'ia'us' e's' S'p'ar't'w'p'w'）。尚、イオーニア人のこのような決議のあと、アイオリス人もイオーニア人に従うことを「共同して」*k'ou'w'p'* 決議したというが (Hdt. I 151, 3) 彼らもやはり何らかの議会をもっていたのである。*

右の前五四六年の集会は、後の前四九七、四九四年のそれと同様に、イオーニア人の存亡の危機のさいに開かれたものであったが、それはイオーニア人の総会ではなく、イオーニアの各ポリスの代表より成る会議であった。というのは、全イオーニア人の集会を開催することは、たとえ軍会のかたちをとるにせよ、各ポリスの防衛を等閑にすることになるので、この場合には考えられないからである。<sup>(22)</sup> それ故、コイノンのメンバー国の代表たちが参加した臨時の会議と考えるほかに、ここに代表制の組織、そして代表たちに召集をかけた中央機構の存在が推定されるであろう。<sup>(23)</sup> 代表の召集は、当時イオーニアにはヘーゲモンとして振舞う国家がなかったので、ミュカレー山のポセイドーン神殿の祭司(フリエーネー)がそれに当たったと考えられる。<sup>(23)</sup>

ペルシアによる征圧の危機はイオーニア人の間に代表制の組織を形成する気運を生んだばかりでなく、同時に、イオーニア人に一つのポリスへの結集という考えを思いつかせた。さきに述べたピアスの提案がそれである。<sup>(24)</sup> (前篇、第二章、参照)。ピアスはフリエーネーの市民で、祖国がリュディア王アリュアッテースに包囲された時、王を説得して攻撃を断念させたり (Diog. Laert. I, 83) また、その市とサモスとの間

の長期に亘る抗争を理にかなった提案で解決したと伝えられる (Plut. Mor. 286a)。彼がイオーニアのコイノンの公けの地位にあって右のような行動をしたというわけではないが、彼の行為そのものは当時のイオーニア人がポリスを超えた機構を必要としていたことを明示しているといわなければならない。

ミレトス人のタレースがイオーニアの人々に行った勧告(「一つの議事堂」の *βουλευτήριον* の創設と「地区共同体」*στύριον* の設置)は、コイノンの規模ではなくポリスの枠内でのことではあったが、クレイステネースによってアテーナイで実現された。彼の改革の結果、アテーナイが地縁共同体を基礎にして再生したのであるが——これはアッティカの新ユニキスモスを政治的に完成したものと<sup>(25)</sup> といわれる——、この時、「地区」がその人口に比例した数の代表をピュレーを通じて五百人会に出すことにより、代表制の評議会が構成されたのである。ポリスとコイノンという次元の相違はあるものの、タレースの提案した「政治的シユノイクスモス」と共通する企てであったことは否定できないであろう。而も、クレイステネースの新生アテーナイは今や逆にイオーニアでの事態の推移に大きな影響を及ぼす。その一つはアリストゴラスによるミレトスでのイソノミア宣言であり(前篇、第二章、参照)、二つにはイオーニア各市でのストラテীগス職(これはそれまでイオーニアにはなかった)の設置と選挙であるが、次に述べる如きイオーニアのコイノンに於ける評議会の活動および総会の再生もアテーナイでの民主政の成功に刺激されたことと思われる。

イオーニアに始まったペルシアへの叛乱がカリヤ、更にキュプロス

にひろがる中で、サラミスの僭主オネーシロスがペルシア軍の来寇の報に接して、イオーニアの各市へ救援を求めて使者を派遣した時(前四九七年)、イオーニア人は直ちに協議し(Hdt. V 108, 2: Ἰωνες δὲ οὐκ ἐς μακάριον βουλευόμενοι) 大艦隊を送ることを決定した。艦船を率いてキュプロスに到来したイオーニア軍の指揮官たちは、「イオーニアのコイノン」が彼らを派遣したことを自覚していた(*ibid.* V 109, 3: ἦσαν δὲ ἀρετήμειε τὸ κατὰ τὸν Ἴωνον)。この派遣を決めた代表たちの会議は単なる軍事会議ではない。というのは、その前四九五(又は四九四年)にもペルシア人の進撃に対処するためコイノンの代表会議が開催された時、その出席者はプロブローイとよばれて(*ibid.* VI 7: Ἰωνες... ἐνεμενον προβούλιος ὁμοῦ ἀπὸν ἐς Πλαταιῶν) 単なる「使者」ἀγγελῶς (*ibid.* V 91, 2: VI 42, 1)とは区別されているが、前四九七年の場合も同様であったと思われるからである。前四九五(又は四九四年)年のプロブローイの会議では各市が平等に代表を出していたと考えられるが、更に次の二点でこの会議は特にわれわれの注意をひくものである。一つは、代表たちがパンイオーニオンの神域に集合したことより明らかなく、それは半世紀前に活動した汎イオーニア会議の復活であった。イオーニア人は軍事行動に入った時も、新しい同盟組織を創設したのではなく、従来からあったコイノンの制度を活用したのである。<sup>(29)</sup>二つには、この会議が総会に対する先議の評議会(ちようど民主政ポリスでの民会に対するブーレー)の役割を演じたことである。ラデー沖に結集したイオーニア軍が軍会(即ち「ブローラ」)を開き、ディオニュシオスを彼らの指揮官に選んだのは(*ibid.* VI II sq.) この会議の先議に従ってであり、軍会

のかたちで開催されたアゴラこそコイノンの全体集會が姿をかえて再生したものであった。<sup>(31)</sup>アゴラという語はイオーニアではポリスの民会を意味する公式の術語であったが(*cf. ibid.* VI II, 1) イオーニア人はポリスに於いてのみならずコイノンに於いても、この語であらわされる「全一性」を維持し続けたのである。

このような制度をそなえた組織はもはや単なるポリス同盟(*synnition*)ではない。<sup>(33)</sup>ヘーロドトスはそれをコイノンという語でよんでいるが、彼がこの語を用いた場合、国家ないし政府の意味を含んでいるので(*ibid.* I 67; V 85; VIII 135; IX 117; cf. III 80; 156; V 50)<sup>(34)</sup> イオーニアのコイノンについてもそれを国家、即ち連邦国家とみていたのである。アルカイック期のような早い時代に連邦国家は考え難いとしてイオーニアのコイノンにポリスを超えた組織を認めることに疑問をもつむきもあるが、<sup>(35)</sup>上に述べた如きプロブローイの会議とアゴラの存在の故に、われわれはそれをポリスとは次元を異にした高次の国家と考える。<sup>(36)</sup>尚、この連邦の組織も前四九三年にペルシアの介入で解体を余儀なくされたが、<sup>(37)</sup>それはちようど一世紀余りのちに大王和約によってギリシアのいくつかの連邦国家が解体を強制されたことの、いわば先駆けをなすものであった。

註

- (1) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 77: die partikulistische Veranlagung der Hellenen.
- (2) V. Ehrenberg, *aa.O.* 133. ミノートス湾、エペソス湾地域の定住に始まるイオーニア人の移住については C. Roebuck, *The Tribal Orga-*

nization in Ionia, *TAPA* 92, 1961, 492; Th. Lenschau, Die Gründung Ioniens und der Bund am Panionion, *Klio* 36, 1944, 201-237, bes. 219ff. 参照。イオニア人は必ずしも種族としてまとまっていた海を渡ったのでなく、他の種族が混じっていた。パンイオニア人の組織は、いつの間にか ein enges Neuniontum を生じたのであろう (Ed. Meyer, Die Herkunft der Ionier und die Ionsage, *Philologus* 2, 1889, abgedr. in: *Forschungen zur alten Geschichte* I, 1892, 125ff.; W. Judeich, Zur ionischen Wanderung, *Rhein. Mus.* 82, 1933, 305.

(3) V. Ehrenberg, *aa.O.* 148. 「ミタターナ時期後の王国」については前編「統一論」を参照。C. Roebuck, The Early Ionian League, *Cl. Phil.* 50, 1955, 34 ff. の中巻をローマンの original form であるとする。

(4) Cf. A. Momigliano, Il re degli Ioni nella provincia Romana di Asia, *Atti del III Congresso Nazionale di Studi Romani* I, 1934, now in: *Quinto Contributo alla Storia degli Studi Classici e del Mondo Antico* I, 1975, 205-210——この本は後述のイオニア人とは un'unita etnico-politica を成さず、終の *kanon ionico* の中を la continuazione istituzionale del primitivo re ionico である。

(5) U. v. Wilamowitz-Moellendorf, Panionion, *SB Berlin*, 1906, 38ff.; Über die ionische Wanderung, *ebd.* 59ff. はローマンの成立をメリッパ戦争 (*Μελίππος πόλεμος*) の結果と考え、ミタカレー山の麓の大都市メリッパに於ける戦うイオニア諸市が連合し、その戦争の後で、破壊されたメリッパの大神殿の一角に、ホヤイューン・クリノーニオス神殿の祭祀をパンイオニア人の共同の神として、Bund の中核とした(前世紀末、異文化の融合の○)と見做す。これは M. O. B. Caspari, The Ionian Confederacy, *JHS* 35, 1915, 173ff. は必ずしも同じ *τὸ κανὼν τῶν Ἴωνων* を存在として見做す(メリッパ同盟の一角)と考へる。その W. Judeich, *aa.O.* 305ff., bes. 307ff. は Caspari の説を補強。後述のように前八世紀には連合を完成してはいたが、Judeich の説は C. F. Lehmann-Haupt, Zur Erwäh-

nung der Ioner in alorientalischen Quellen, *Klio* 27, 1934, 74ff. はその説を Helketaios, *F. gr. Hist.* F. II 445 Vitruv. IV 1, 5 として採ることに同意。

(6) C. Roebuck, *op. cit.* 36; J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History*, 27.

(7) H. Bengtson, *aa.O.* 148.

(8) M. O. B. Caspari, *op. cit.* 175.

(9) 一二の canonical number のメンバー・ホリックの数を数えて、前記の組織の数を比較して確認しよう (C. Roebuck, *op. cit.* 31)。既述の「レートス」ミタカレー「フリエーネー」エプフェンス「コロプオーン」「メドス」テオス「クラソメナイ」「ブオーカイア」サモス「キオス」エリョットら。

(10) M. O. B. Caspari, *op. cit.* 176.

(11) C. Roebuck, *op. cit.* 32.

(12) C. Roebuck, *op. cit.* 33.

(13) M. O. B. Caspari, *op. cit.* 176.

(14) C. Roebuck, *op. cit.* 27.

(15) M. O. B. Caspari, *op. cit.* 179f.

(16) キオス碑文は民衆評議会の名称ばかりでなく、構成が特に記されている。From the First Half of the Sixth Century B.C., *AJPh.* 80, 1959, 301 はその評議会が、この碑文の刻まれた時に設立されたのであろうと見做す。

(17) G. Busolt, *Griechische Staatskunde* II, 1926, 845, Anm. 3.

(18) G. Busolt, *aa.O.* 845; M. N. Tod, *A Selection of Greek Historical Inscriptions* I, 2. ed., 1946, 2f.

(19) C. Roebuck, *TAPA* 92, 507 はこのほかタナーの提案の背景はイオニア人の部族の下部組織であり、*xylaiaris* の制度——それは一世紀前には政治的統合を目的として設けられた——を意味している。

(20) C. Roebuck, *Cl. Phil.* 50, 30.



- (21) C. Roebuck, *op. cit.* 27.
- (22) C. Roebuck, *op. cit.* 27.
- (23) C. Roebuck, *op. cit.* 28.
- (24) Fr. Kiechle, *Der Kleine Pauly* I, 1964, s.v. Bias (2), 883 はビオスの提案——ペルシアの支配を逃れるために唯一のポリスに結集してサルテニアへの航行を企図——を前五四六年の会議で行われたものと考へる。
- (25) W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II, 36: the unification [*συνοικισμός*] of Attica.
- (26) V. Ehrenberg, *From Solon to Socrates*, 2. ed., 1973, 125.
- (27) F. R. Wüst, *Amphiktyonie, Eidgenossenschaft, Symmachie, Historia* 3, 1954/55, 146. 前掲「中間考察」第一章「E」参照。
- (28) C. Roebuck, *op. cit.* 37, n. 19.
- (29) C. Roebuck, *op. cit.* 37, n. 12.
- (30) ミラー沖のイオーニア海軍の兵力とその当時のイオーニア諸市の人口については C. Roebuck, 'The Economic Development of Ionia', *Cl. Phil.* 48, 1953, 12 with n. 36 参照——たとへばキオスの武装市民は二〇〇〇〇人、家族を入れて八〇〇〇〇人。その国土に比して明らかに人口過剰で、そのうち三〇〇〇〇〇人の穀物は輸入に依存——。
- (31) C. Roebuck, *op. cit.* 37: the Ionian people as a whole.
- (32) クーローナスはテーミンイアムスタなどのポリスに比べては *akta* という語を用いて W. W. How/J. Wells, *op. cit.* II, 11)。
- (33) J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History*, 27.
- (34) F. R. Wüst, *a.a.O.* 145.
- (35) たゞ V. Ehrenberg, *op. cit.* 387.
- (36) A. Giovannini, Untersuchungen über die Natur und die Anfänge der bundesstaatlichen Sympolite in Griechenland, *Hypomnemata* 33, 1971, 42 はイオーニアのロイノン——それは *ἑθνος* といはれず、常に *κοινὸν τῶν Ἰωνῶν* といはれた——は ein loser Städtebund であつて(即ち諸市は主権を持ち続け独自の道を歩んだ)「他の bundesstaatliche Sym-

politie とは区別される」というが、コイノンという公式の呼び名こそ、それが同盟ではなく国家であることを示しているのである。

尚、カルキディケーに於いても *ἑθνος* や *ἑθνος* の組織をもった諸共同体と *κόλας* との共存 (*συμκολλητα* 以下) にもよく、高次の国家が古くから存在した (L. De Salvo, *Le origini del κοινὸν dei Calcedesi di Tracia, Athenaeum* 47, 1969, 47-53)。

(25) C. Roebuck, *Cl. Phil.* 50, 30f.

### (三) テーバイ=ポイオーティア国家

ポイオーティア人は古典期のギリシアで代表的なコイノンをつくりあげたが、彼らがエトノスとしての意識を持ち続けるのに最も重要な貢献をしたのはやはりアムピクテュオニアの組織であった。既にホメーロスの「軍船カタログ」にポイオーティア人の諸都市の間の緩い結びつきが見られるのは (L. I 149 sq.)、オンケストスのアムピクテュオニアの存在を示すのであろう。<sup>(1)</sup> しかし、前七世紀に始まる、テーバイによるポイオーティア統一への運動は実質的には同盟の形成にはかならなかった。<sup>(2)</sup> イオーニアでパンイオーニオンの祭祀が政治的な組織に姿を変じたように、ポイオーティアでもオンケストスのアムピクテュオニアに代ってポイオーティアの連邦が形成されたのであるが、<sup>(3)</sup> ここでも連邦の加盟国の独立性はかなり強いものであった。<sup>(4)</sup> そのような状況の中で前六世紀に於ける北方テッサリアよりの脅威はポイオーティア人をして連邦の統一を強化する方向に動かせる。<sup>(5)</sup> そしてその間、ポイオーティア人の宗教的な組織も分裂への動きを阻止する機能を果たしていたことが注目される。即ち、一つにはコロネイアのアテーナ・

イトーニアの神殿で催された「ペンポイオーティア」の祭典であり、二つには、統一後も連邦の中心として機能していたオンケストスのポセイドーン神殿のアムピクテュオニアである。後者(アムピクテュオニア)の長のアルコーンはポイオータルコスなどの連邦の官職者と並立してポイオーティア人を率い、連邦の性格を規定し続けた。<sup>(7)</sup> そのほか、連邦(oi Boiotoi)の存在は裏面に BOI の三字を刻した貨幣の発行の事実(その terminus ante quem は前五五〇年<sup>(8)</sup>)にも確かめられる。しかし、前五一九年にはプラタイアイとテーバイの關係が悪化し、アテーナイなどのポイオーティア外の諸ポリスの介入を招く。このとき調停役を演じたコリントスは、ポイオーティアの如何なる都市も自己の意に反してポイオーティア連邦への加入を強制されない、という原則をうち出したが(Hdt. VI 108, 5)、<sup>(9)</sup> このような経緯の中にもポイオーティアの連邦国家としての限界を見ることができようであろう。

実際、ペルシア戦争の時代に入っても連邦の権限はテーバイによる軍事指導以上には出ず、各市が独自の指揮者と軍隊を出し(ibid. VII 205; 222; 233)、ペルシアへの返答も各市からなされたことをみても、連邦とはいえ実体は依然として同盟の域を脱していなかったといわねばならない。この統制力を欠いた連邦政府の下で、ポイオーティアは前五世紀前半に外部勢力(ペルシア、スパルタ、アテーナイ)の影響を蒙り国制の改革をさえ余儀なくされる。<sup>(9)</sup> ペルシア戦争時にポイオーティアの各ポリスの国制が寡頭政(kar' oligarkhian isobolon politikouon)でも、民主政(demokratia)でもなく、親ペルシア的な少数者による専制支配(Dunarkhia diktyon arkhon)となつた(Thuc. III 62, 3; cf. Hdt. IX 85 sq.)<sup>(10)</sup>

スパルタの介入が始まる。同国はアテーナイへの対抗勢力を養うため(cf. Diod. XI 81, 3)、ポイオーティアでテーバイの覇権が確立することを望み、前四五七年に援助にのり出す(H. Bengtson, Die Staatsverträge des Altertums II, 1962, Nr. 140)。この結果、ポイオーティアの多くの都市で寡頭政の支配が生れる。しかしこの状態は二月月しか続かず、同年にアテーナイが全土を制圧するやテーバイなどいくつかの都市で民主政が優勢となるのである(Thuc. I 108; IV 95, 2; Diod. XI 83, 1)<sup>(11)</sup>。

前四四七年の解放後に反アテーナイ・反スパルタの穏健な寡頭派によってポイオーティアの統一国家が建設される(Hell. Oxyrh. XI 4: τὸ νέον ἔθνος ὅλων ὑβῶτων ἐνοικησέτω)<sup>(12)</sup>。それは九(のちには一〇)のメンバー・ポリスの人口数に比例して選出された代表より成るブーレーをもち(ibid. XI 4: τὰ συνέδρια τὰ κατὰ τὸν Βοιωτῶν)連邦として当時では最も進んだ制度をそなえたものであった。<sup>(13)</sup> そこでは比例代表制のために一一の「地区」*δέποι* が設けられ、各メロスは一名のポイオータルコスと六〇名のブーレウタイを出す仕組みになっていた(ibid. XI 4)<sup>(14)</sup>。ところで、このポイオーティア人の国家は「加盟国の平等の基礎の上に立った」新しい形態であるといわれるが、<sup>(15)</sup> それはいかなる意味に於いてであろうか。

いま、人口数に応じて選出された代表より成るブーレーといった場合、その先例として、前五〇八／七年のアテーナイでのクレイステネースの改革によって設けられた評議会が想起される。そこでは、「地区」*δημοί* が——トリッテュス(*trittys*)という極端に人為的な制度を介しつつ——部族(*φυλῆς*)を通じて、評議会(*βουλή*)に「地区民」*δημόκραται* の数

に比例した数の代表 (bouleutes) を出すことになっていた。地区によりブルーウタイの数が異なるのはそのためである。前四四七年のポイオーティアの制度では、各ポリスがアテーナイの地区に相応するので、ポイオーティア人がメロスを設置した意図も、アテーナイ人が地縁的な評議会を創設した目的と共通していることが認められる。事実、ポイオーティアの各市で能動市民が四つのブルーレーに分けられたばかりでなく、連邦にも「全権をもった四つのポイオーティア人のブルーレー」(Thuc. V 38, 2: τὰς τέσσαρας βουλῆς τῶν βοιωτῶν... ἀνεπέβησαν τὸ κῆπος ἐκαστὸν)<sup>(16)</sup>があつた、という対応関係は、地区がポリスのミクロコスモスであつたアテーナイの事情と一致している<sup>(17)</sup>。いずれにせよ、比例代表制を「連邦国家」に固有のものとする<sup>(18)</sup>ことは不正確で、連邦のそれはむしろポリスでの実験のあとをうけて発展したものと考えられる。前四四七年の制度の新しい形態である所以は、連邦の次元で比例代表制を実現した点に見出されるであろう。

ポイオーティアの制度とアテーナイのそれとの連関で更に次の二点を指摘しておきたい。第一に、キュレーネーの部族制改革——これは地縁的部族の創設という点でクレイステネース改革の先駆である——で設定された地区がモイラ (μοῖρα) とよばれていることである。ここではバックス二世の時に主権が国民の全体に与えられ (Hdt. IV 161, 3: ἐς μέσον τοῦ δήμου ἐθήνη) その後バックス三世の時マンティネイアからデーモナックス (Demona)——この名前に注意——が来て、三地区の設置を伴う部族制改革を断行したのである。ポイオーティアのメロスもこのモイラと同じ性格のものであろう。第二には、前四七〇年頃エーリス——こ

こにはすでに前五八〇年以前に官職者・評議会 (βολαί) と並んで全体集會 (συνὴς ἡλικιωῶν)<sup>(19)</sup>があつた——で、アッティカに倣つて十部族と五百人会が創設された。エーリスはこの民主的な改革のあと、それまで同盟を結んでいたスパルタから離れ、続いて前四六〇年ころにはマンティネイアやメガラも民主的な思想に導かれてアテーナイ側についた。このような状況の中でポイオーティアでも、前四五七年の一時的なスパルタの介入のあと、アテーナイの影響力が強まったときに民主的な改革の理念が持ち込まれたのであろう。

右に見たように、前四四七年に建設されたポイオーティア国家は、総会に関する規定を欠くとはいへ、<sup>(20)</sup>原理的にはアテーナイの民主政ポリスに比すべきものであり、メロスの設定やそれにもとづく代表制もキュレーネーやエーリスでと同様に「全一性」の理念に裏打ちされたものであつた。但し、ポイオーティアでこのようなかたちで国家建設を遂行したのは民主派というよりは、穏健な寡頭派である。彼らによって連邦政府がブルーレーを通じて運営されたうえ、能動市民権の賦与が財産資格で決定され、半数以上の市民 (πολιταί) がそれを欠いていた<sup>(21)</sup>。それ故、国家建設の理念と国家運営の実際との間には矛盾があるといわなければならない。しかしながら、民主政ポリスのモデルとされるクレイステネース以降のアテーナイにあつてもその点での事情に変わりはなかつた。アテーナイの民主政は民会をそなえながらも、当初は実際上ブルーレーによって運営されていたのであつて(前篇、第三章、(四)、参照)、この体制は、前五世紀後半に民会による直接民主政がそれにとつて代つたのちに於いても、穏健寡頭派——彼らは前四一一年に国権を

「五千人」の市民に移そうとした——によって、一時、理想の国制とされたものである(前篇、第五章、(自)、参照<sup>(22)</sup>)。

前四二七年、テーバイがプラタイアイをポイオーティア国家に吸収して以来、ポイオーティア国家内でのテーバイの比重が一段と増し、連邦国家の発展には好しくない徴候を呈する<sup>(23)</sup>。それと並行して、連邦の形成とは逆方向の、メムバー・ポリスの側での割拠主義の遠心的な作用も常に働いていた。その結果、たとえば、前四二四年にはポイオーティア人の司令官はデーリオンで各分遣隊の軍勢をどのように整列させるかをさえ決定できなかった<sup>(24)</sup>、という。このような状態を克服し、統一に向うには同時代の他地域でみられるような「政治的シュノイキスモス」を推進するほかはない<sup>(25)</sup>。ポイオーティアと並んで連邦の形成という点で先駆的であったといわれるカルキディケーでは、当時、オリュントスによるシュノイキスモスが断行されていた(前四三二年)。また前四世紀に入ると、コリントスが民主革命の後、アルゴスとの国家連合を企図して、「都市国家」という狭い枠の突破をポリスの民主化と「政治的シュノイキスモス」によって達成しようとしていた<sup>(26)</sup>——尚、この時アルゴス人はコリントスの「デーモス」を支援するために武装して *neuroiust* に進軍した、という(Diod. XIV 92, 1)——。しかし、この時期のポイオーティアでは同種の統合が進められることはなかった。そして、右のアルゴス・コリントス複合国家も前三八六年のスパルタとコリントスの条約——これは個々の国家の自治・独立を基本とする(それ故に国家の連合を認めない)「大王和約」を前提としていた——で解体し(Die Staatsverträge II, Nr. 244)、「前四四七年のポイオーティア国家」もやはり

「大王和約」の余波を被って同じ運命をたどったのである。このことからみても、連邦の形成、即ちシュノイキスモスの方向を支えた理念が「ポリス間の平等な関係」ではなかった所以が明らかであろう。これはスパルタやペルシアがポリス連合の解体の理由にした原則であり、むしろディオイキスモス(*diokismos*)に通じるものといわねばならない。実際、「大王和約」の影響でポイオーティアの連邦が消滅するに先立ち、マンティネイアがディオイキスモスによって五つの村落に分解したうえ、スパルタとの同盟を強制されていたのである<sup>(27)</sup>。

連邦が解体した後、亡命を余儀なくされていたポイオーティア人の民主派は、前三七九年にスパルタに従属した母国の寡頭派政府を倒し、国家を再び連邦のかたちにととのえる。「大王和約」以後生まれたばかりの連邦である。この国家には評議会はなく、以前の組織では四つのグループに属していた主権は「ダーモス」*δαίμος* (Syll. I 3 179) とよばれる総会に移った(Diod. XV 80, 2: *καὶ τὸ συνέδριον τῶν Βαυονίων*; XV 29, 7 et XVI 85, 3: *τὸ συνέδριον αὐτῶν*)。この体制はポリスの理念がまだ優勢であった時代<sup>(28)</sup>、民会に強調点をおく民主政がうけ入れられていた時代の所産であり<sup>(29)</sup>、この点からも連邦国家を構成する理念が総会に体现された「全一性」のそれであったことが認められるであろう。

前三七九年に再建されたポイオーティアの国家は「デーモス」(「ダーモス」)にもとづく「コイノン」として、確かに一つの注目すべき達成であったが、しかし、コイノンの組織の面でそれはまだ大きな限界をもっていた。即ち、総会(前出 Syll. I 3 179 のほか cf. IG VII 2408: *τῶν Βαυονίων δαίμος*; Paus. IX 2, 5)が実質的にはテーバイの民会と同じであった

ことである (cf. Plut. *Pelop.* 31: *ψηγεραμειστων των Θηβαίων*)。連邦再建の当初、周辺ポリスのデーモス——具体的には民主派の人々——がテーバイに移ったこともあったが (Xen. *Hell.* V 4, 46: *ο δημος ες αθρών [scil. των νεο-ορθων πολέων] εις τας Θηβας ἀνεξέλατο*)<sup>(30)</sup>、テーバイの住民は、所詮「全ポイオーティア人の一部にすぎず」、総会はそのテーバイ人の意のままであつた。エパメイノンダースが総会の開催に熱心であつたのも、集会がテーバイで開かれる限り、連邦を統括できると考えたからである<sup>(32)</sup>。当時テーバイはポイオーティアでヘーゲモニアを握っていたとはいへ、連邦の統一には苦慮していた。たとえばテスペイアの連邦への加盟はスパルタの占領軍などに阻止されて捗らず、漸く前三七四年にこの市がテーバイに屈服し支配層の寡頭派が追放されて後に実現したのであつた (Diod. XV 33, 5f.)。エパメイノンダースが前三七一年のスパルタでの会議の記録にある「テーバイ人」を「ポイオーティア人」に書きかえることを要求したのも、テーバイ＝ポイオーティア国家の統一性を主張してのことであつた。この時スパルタ王がその提案に反対したとさう経緯は (Xen. *Hell.* VI 3, 18ff.; cf. Plut. *Ages.* 27) レウクトラの戦いに至る尊火線となつたが、それと同時に同時に於けるテーバイ＝ポイオーティア国家の性格を窺わせて興味深い。この提案は連邦国家として「国際法上の承認」を求めたものに外ならない。ポイオーティアはしかしカルキディケーと異なり、国家としての統一性が弱く、多分にテーバイのヘーゲモニアにもとづく「同盟」に近いものであつた (cf. Diod. XV 28, 1: *κοινή συμμαχία*)。否、それは中心市による周辺ポリスの「支配」*ἀρχή* と呼ばれるべきものであつた。とさうのや、

パメイノンダースがテーバイと他のポイオーティア諸市との関係を、スパルタとペリオイコイ諸市との関係と同じように考えていたことがこの会議での彼の発言によって暴露したからである (cf. Xen. *Hell.* VI 4, 6; Plut. *Ages.* 28, 1ff.; Paus. IX 13, 2)<sup>(31)</sup>。このような限界にも拘らず、テーバイ＝ポイオーティア国家が統一を維持できたのも、一つにはオンケストスのアムピクテオニアに媒介された「全一性」の理念が働いていたことによつてであつた。当時のテーバイ出土の一碑文(前出の *Syll.* 1<sup>3</sup> 179. paullo post a. 364/3)では、デーモスとよばれる総会と七名のポイオータルコスとは別に、エポーニユモスのアルコーンが見える (cf. *Syll.* 1<sup>3</sup> 201. a. 355 sqq.)。これは「ポイオーティア人のコイノンのアルコーン」*ἀρχὴν τοῦ κοινού των Βοιωτῶν* で、前四世紀末の史料ではその拠所がテーバイではなくオンケストスにあつたことから分る通り、神聖なアムピクテオニアの官職をうけつたものである<sup>(35)</sup>。ギリシアでのテーバイの「覇権」は短期に終つたが、ポイオーティアで発展した新しい国家の原理はアルカディアにうけつがれ、その地で一層の発展を示すことになる。ペロポネーソスでの反寡頭派の運動がスパルタに対する反抗となつて表面化し、ポイオーティア人の援助がこの動向に有効に作用した折、アルカディアではポイオーティア軍にまもられて三九の共同体からの大規模なシュノイキスモスが実行され、中心市、メガレー・ポリス (cf. *Megarian politics*) が誕生した(前三七〇年に建設開始)。これは都市の建設であるばかりでなく、連邦国家の形成を伴うものであつた (Xen. *Hell.* VI 5, 6; VII 4, 34ff.; 5, 1: *τὸ κοινὸν των Ἀρκάδων*; cf. H. v. Gaertringen, *IG V 2, p. XVIII: Ἀρκάδων κοινή πολιτεία*)<sup>(33)</sup>。

このコイノンには各市の代表より成る評議会(βουλή)及びメガレー・ポリスで開かれる「万人」(οἱ μύριοι)の集会があった(Diod. XV 59, 1: *καὶ τῶν ἀνωτέρων... συνέστρωσα ἐξ ἀποθῶν μυρίων*)<sup>(38)</sup>。現存の碑文に伝わる前三六九—三六七年の決議は「アルカディア人のブーレーと万人」によつてなされた」といふ(Syll. I<sup>3</sup> 183. 2 sqq.: *ἐδοξεν τῆς βουλῆς τῶν Ἀρκάδιων καὶ τοῖς μύριοις*)<sup>(39)</sup>。アテーナイ民主政の場合と同様に(JG I<sup>2</sup> 3/4: 5: *ἐδοξεν τοῖς βούλει καὶ τοῖς δήμοις*)、代表制の評議会を民会の最高決議が補っていたことを示している。アルカディアのコイノンも、復活したポイオーティアの連邦と同じく、民主政が理論の上でも実際政治でも優勢を占めていた時期の所産であつて、専門家の判断よりは大衆の集団による決定の方が勝れているという考えに基づいていた<sup>(40)</sup>。アルカディア人の国家がコイノンとよばれたのは、いくつかのポリスの連合の故よりは、むしろこの總會の存在の故である(cf. Xen. *Hell.* VI 5, 6: *ὅτι τὴν κοινὴν ἐν τῷ κοινῷ, τὸ αὐτὸ κείμενον εἶναι καὶ τῶν πόλεων*)。コイノンという語には既に前五世紀<sup>(41)</sup>のらい民主的な市民總會の意味が含まれており(Hdt. III 80, 6) 次<sup>(42)</sup>の世紀でも同じ意味で用いられている(上引Xen. *Hell.* VI 5, 6) 前四世紀の民主政の理論よりすれば、アルカディア国家はいくつかのポリスを含みながらも、構造的にはそのまま一つのポリスであつた。事実、前三六二—六一年にアテーナイがアルカディアやアカイアなどと同盟を締結したさいの条約碑文では、この連邦がアカイア国家と共にポリスとよばれている(Syll. I<sup>3</sup> 181)。とはいへ、民主政の理論の適用という点では「万人」の集会にもやはり限界があつた。というのも、国制との連関で五、〇〇〇人とか、一〇、〇〇〇人とかいわれる時は、その内容

はあくまで穏健派の指導する集団であつて、たとへば財産資格にもごく制限はなくとも、国家の運営は上、中流の市民の手にあつたと思われるからである<sup>(43)</sup>。そこでは軽装兵をも含んだ「兵士の全体」(cf. Xen. *Hell.* VI, 5, 12: *τοῖς δ' ἐν τῷ στρατεύματι ἡλικίᾳ ἀρχαίευστος εἰς τὸ Ἀναδικόν*)と總會の構成員(「市民」*πολίται*)が一致していなかつたといわねばならぬ<sup>(44)</sup>。この限界は中心市による連邦の支配という欠陥と共に、ヘレニズム期の二大コイノン——アカイアとアイトーリア——によつて克服されるのである。

註

- (1) E. Kirsten, *RE* XVIII 1, 1939, s.v. Onchestos, 414. 「軍船カタロン」のポイオーティア人について cf. R. J. Bonner/G. Smith, *Administration of Justice in Boeotia*, *Cl. Phil.* 40, 1945, 11——彼らに「unit」の単位がある。
- (2) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 150.
- (3) E. Kirsten, *aa.O.* 414.
- (4) こゝでも周辺の小村からの一種のシュノイキスキスでポリスが形成された(たとへばテスペイアがアスクラを吸収した如く)(R. J. Bonner/G. Smith, *op. cit.* 11) しかし、メモバー・ポリスでのデーモスの興隆が抑えられ、「政治的」シュノイキスキスはイオーニアに比して遅れていた。デーモスといへば、のちに至るまでテスペイアを統治していたといふ *ἀρχαίευστος* (Diod. IV 29) が興味を惹くが、その性格などの詳細は不明である。この市に於いても民会がアルコロンを選出するのはこのことである(vgl. Fiehn, *RE* VI A 1, 1936, s.v. Thespeia, 40)。ポイオーティアの各市では初期にはポレマルコス団がブーレーと共に市政を主導した。民会の活動を窺わせる痕跡はない(R. J. Bonner/G. Smith, *op. cit.* 13)。
- (5) ポイオーティア人の連邦形成を促進したものに、宗教的な中心の存在の

- ほかにも、外庄(特にテッサリアの脅威)があつた。この点は R. J. Buck, *The Formation of the Boeotian League*, *Cl. Phil.* 67, 1972, 94-101 が解明。
- (7) テッサリア人の侵入とボイオーティア連邦の形成(共に前五二〇年)とが密接に關係してゐること、ボイオーティアとテッサリアの対立は、プラタアイをめぐるテーバイとアテーナイの争いとも連関して、アテーナイ領でのテッサリア人の敗退(ハイシストラテ、ダイ僭主政の末期)は中部ギリシアに大きな反作用を招いたことを論じたもの。
- (8) G. Busolt, *aa.O.* II, 1418, 1428f.
- (9) E. Kirsten, *aa.O.* 414.
- (10) C. Seltman, *Greek Coins*, 1933, 55.
- (11) 前四七九—四四六年の間の連邦のことは R. J. Buck, *The Athenian Domination of Boeotia*, *Cl. Phil.* 65, 1970, 217-227 参照。この期間にはタナグラが連邦で大きな役割を演じて、テーバイはむしろ後退(p. 226)。
- (12) J. A. O. Larsen, *Greek Federal States*, 1968, 31f.
- (13) タナグラの戦(前四五七年夏)の時のボイオーティア諸都市内部のスタタシス(Thuc. III 62, 5; IV 92, 6)——ボイオーティア諸都市間の対立ではない——については R. J. Buck, *op. cit.* 221 参照(スタタルタがボイオーティア、プオーキス、ロクリスで援助した親スタタルタ派は概ね寡頭派であつた)。前四五七年秋のオイン、ポエータの戦いでアテーナイはボイオーティアの親スタタルタ的寡頭派を破つたが、そのあと、すべての都市で寡頭派が退けられたのではなく、テーバイ、テスパイア、プラタイアイ、タナグラ(これらの市は民主派の支配に移る)以外では、親アテーナイの寡頭派が親スタタルタの寡頭派として代つて支配(p. 222)。
- (14) 前四四七年の解放、およびそれに続くボイオーティア連邦の再編で指導的役割を果たしたのはテーバイではなくオルコメノスであつた(それは前四四七年から四三一年に及ぶ)ことは J. A. O. Larsen, *Orchomenos and the Formation of the Boeotian Confederacy in 447 B.C.*, *Cl. Phil.* 55, 1960, 9-18 が主張(この論文は併せてオルコメノスが二〇年以上に亘つてボイオータルコスの数やブローレーでの代表者数でテーバイと同等ならしめられてあつたを論じてゐる [p. 9]。この考えはその後ひろく受け入れられ、
- R. J. Buck, *Cl. Phil.* 65, 226 以下を参照。
- (15) J. A. O. Larsen, *Greek Federal States*, 35: a federal representative government with representation approximately in proportion to the size of the citizen body of the various communities.
- 前四四七年のボイオーティア連邦の国制の研究に先駆的な役割を果たした Ed. Meyer, *Theopomp's Hellenika* (1909) は、この連邦国家の構成が多極的で、権力が連邦機構の側になつて各メンバー・ポリスの手中に分散してつたことを、この見方は一面正しいと認めてゐる。この見方は H. Swoboda, *Studien zur Verfassung Boiotiens*, *Klio* 10, 1910, 315-327, bes. 325f. 参照。Swoboda は逆に嚴格な中央集権化の傾向を指摘。彼は加盟諸国の権利と負担が比例代表制的に配分されつたことに注目し、これが他の古代の連邦組織からボイオーティアの国制を区別するものだと認めてゐる。また、この国制を早くから a representative government と認めてゐることも、論者 J. R. J. Bonner, *The Boeotian Federal Constitution*, *Cl. Phil.* 5, 1910, 405-417 によつて (p. 410: the representative principle is fully applied in federal matters.) Vgl. H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, I. Aufl., 1950, 197: das Beispiel einer frühen griechischen Repräsentativverfassung; J. A. O. Larsen, *The Boeotian Confederacy and Fifth-Century Oligarchic Theory*, *TAPA* 86, 1955, 40.
- (16) 複数のメロスを含むポリスのあつた反面、規模の小さなポリスの中には「地区」のみにあつただけのものもあつた (V. Ehrenberg, *aa.O.* 150)。軍制面でのメロスは各々一〇〇〇人の重装歩兵と一〇〇人の騎兵を出す。この二つ一〇〇〇人の兵力から R. J. Bonner, *op. cit.* 407 以下 K. J. Beloch によつて、政治的権利をもつ市民の総数を約一〇、〇〇〇人と算定。
- (17) V. Ehrenberg, *The Fourth Century B.C. as Part of Greek History*, in: *Polis und Imperium*, 1965, 36: on the basis of equality of the member states.
- (18) 連邦のメンバーが quadripartite とあることは、R. J. Bonner, *op. cit.* 408f. 参照。R. J. Bonner は同じ誌上で別なこの問題だけを論じ

(The Four Senates of the Boeotians, *Cl. Phil.* 10, 1915, 381-385) によれば Thuc. V 38 に於けるローマは a quadripartite federal body である。

(17) 前篇第三章 四、参照。アテーナイでは地区の代表より成るブローレーは Spiegel des Demos であり、「メタロクシモス」であった (V. Ehrenberg, *RE* XIII 2, 1927, s.v. Lösung, 1481)°

(18) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 152.

(19) G. Busolt, *aa.O.* 148: eine volle Gemeindeversammlung.

(20) *Hell. Oxyrh.* XI 3 2 *ἡ ἄνω καθ' ἑαυτὴν βουλὴ τῶν τετραπόλεων καὶ τῶν πόλεων, ἐν οὐκ ἕκαστῇ τοῖς πολιταῖς ἐστὶν μετέχειν, ἀλλὰ τοῖς καθ' ἑαυτὴν καθ' ἑαυτὴν τῆς πόλεως* とあり、市民の政治的権利とブローレーへの参加が結びつけられている。それ故、四つのブローレーの外に市民総会はなかったと思われ (H. Svoboda, *aa.O.* 318)°

(21) J. A. O. Larsen, *Greek Federal States*, 26, 33.

(22) J. A. O. Larsen, *TAPA* 86, 40 註、前五世紀のポイオーティアがアテーナイと同様の寡頭派と民主派の葛藤の舞台であった (アテーナイでは民主派が全体として優勢であった) のに対し、ポイオーティアでは寡頭派が概ね勝利を占めたこと、両国の政治の制度と理論はお互いの国での人々の政治活動 (アテーナイの寡頭派の動きだけなく) たことを前四二〇年代—四一〇年代のアテーナイの民主派の行動に影響し合っていたことを論じた。彼はポイオーティアの寡頭政を前五世紀のギリシアの寡頭政的国制の中で最も成功したものと (p. 50) その重要性を強調。

(23) アテーナイは前四二七年にプラタイアイを獲得してからポイオーティア内で優勢となる。この時メロスの割当てが増したのである。メロスの数と構成は前四四七—三三七年の間に変動があるが、前四二七—三九五の期間では一一で、そのうち四がアテーナイに割当てられた。アテーナイの割当てが増した事情は従来明らかでなかったが、I. A. F. Bruce, *Plataea and the Fifth-Century Boeotian Confederacy*, *Phoenix* 22, 1968, 190-199 によれば、能動市民権を有していなかったアテーナイ人が四二七年以降プラタイアイの土地の耕作に出かけ、その土地からの収穫で政治的権利に必要な財産資格

を獲得した (p. 197) とする事実が背景とあり、たゞこれを指摘。

(24) J. A. O. Larsen, *op. cit.* xxvii.

(25) この点、上述の通り、クレイヌス・テネオスの改革がシュノイキスモスの完成と考えられていることは興味をかう (註(25))、参照。

(26) この連合の中にインポリータニア (*isopoliteia*) の早い例を見る考えは、ついで cf. G. T. Griffith, *The Union of Corinth and Argos*, *Historia* 1, 1950, 247 ff.

(27) H. Bengtson, *aa.O.* 2. Aufl., 265. インテラ・ネイムが同じ語を意味する。強硬に闘うこと cf. J. A. O. Larsen, *Freedom and Its Obstacles in Ancient Greece*, *Cl. Phil.* 57, 1962, 233. インテラ・ネイムが一方的に被害を蒙り続けたとみるのは誤りで、このポリス自体もスパルタと同様に、少なくとも前四二三—二二三年以来、隣接諸国に侵入して僭主国、侵略国の役を演じたことは、隣国のテバが同盟組織に名をかりた小帝国を建設して、その勢力を伸ばしたのと同様である。

(28) V. Ehrenberg, *aa.O.* 157: die Idee der Polis.

(29) J. A. O. Larsen, *Greek Federal States*, 175.

(30) Cf. G. L. Cawkwell, *Epanemondas and Thebes*, *Cl. Quart.* NS 22, 1972, 275—この事件と総会 (*synchos*, the sovereign body) の成立を連結せよ。

(31) アテーナイはポイオーティア国家の人的構成に関して、その兵力を数字的に論じた J. Kromayer, *Studien über Wehrkraft und Wehrverfassung der griechischen Staaten*, vornehmlich im 4. Jahrhundert (II. Die Wehrkraft Boiotiens), *Klio* 3, 1903, 56-67 が参考になる。前四世紀には一八一六〇歳の市民が *καθ' ἑαυτὴν* に出陣した場合、アテーナイだけで六〇〇〇〇人、全ポイオーティアで一八、五〇〇〇人の兵力になった、という。因みに同条件下のマッテカカの兵力は一三、〇〇〇〇人であった (S. 67, Tabelle III 参照)。

(32) J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History*, 72.

(33) H. Bengtson, *aa.O.* 266.



(34) 当時のスパルタとその従属共同体(必ずしもペリオイコイ村落だけではない)については、前四世紀はじめのアルキダーモスの断片(Alkidamos, *Frsg. 1 [Baier-Sauppe, Oratores Attici, II 154]*)が重要。そのほか、神はずべての人を自由にしたのであって、生れつき奴隷であるものはいない」とある。メッセニア人のスパルタへの叛乱を支持しつつ言ったものであるから、自由人と奴隷の関係ばかりでなく、一國が他の諸共同体を従属させることに対する非難を含んでゐる(J. A. O. Larsen, *Cl. Phil.* 57, 231)。

(35) G. Busolt, *aa.O.* 1436.

(36) レウクトラの戦(前三七一年)からメンテナイアの戦(前三六二年)に至るテーバイの覇権と、そこでのエパメイノンダース(前三六二年没)とペロピダース(前三六四年没)の活躍についてはG. S. Shrimpton, *The Theban Supremacy in Fourth-Century Literature, Phoenix* 25, 1971, 310-318 参照——両人の果たした役割は前四世紀のアテーナイの著作家には認められなかったが、エパキロス(*Historiae*)やカリステネース(*Hellenica*)に於いてはじめて上の期間が「最も重要な時代」として描かれ、両政治家の死後テーバイの運命が暗転するところ、それ以後の通説が生れた——。エパキロスによる両政治家の評価については、cf. G. L. Cawkwell, *op. cit.* 274. クセノフオンもインクラテースやその他の弁論家と同様、ペロピダースとエパメイノンダースの評価を誤った、と Shrimpton は言うが(p. 311, 314)しかし、この歴史家は『ギリシア史』の筆を前三六二年で擱くところ、メンテナイアの戦が一つの時代の終りであったことを見逃してゐたわけではなからう。

テーバイの覇権が終つた直後から始まつた、ボイオーティアのその後の衰退過程については、vgl. D. Henning, *Der Bericht des Polybios über Boiotien und die Lage von Orchomenos in der 2. Hälfte des 3. Jahrhunderts v. Chr.*, *Chilon* 7, 1977, 119——一世紀半の後、マンニオタリヤスがボイオータルロスの時、カイローネイアでアンティリア軍に敗北(前二四五年)を喫して、内外両面での没落が急進展——。

(37) メガレー・ポリスのシテノイキヌモスについては、vgl. H. Braunert/T. Petersen, *Megalopolis: Anspruch und Wirklichkeit*, *Chilon* 2, 1972,

57-90. 周辺の諸ポリスの住民や政治家は旧来の市に執着して集住に必ずしも積極的でなかったので(S. 89)、新しく建設された首都の人口が稀薄で、市としての機能を充分に果せなかった、と両者はいい、そこに建て前と現実の乖離を見る。しかし、ゼウス・リュカイオスの祭祀——それは汎アルカディア的な性格をもつ唯一のもの——の場所が新市に移されたこと(S. 86)からも分る通り、このシテノイキヌモスが連邦の形成を目標としてつたことに変わりはない。

(38) メガレー・ポリスの「ホメタルン」についてはJ. B. Bury, *The Double City of Megalopolis*, *JHS* 18, 1898, 15ff. 参照——北半の'federate city'と南半の'federate capital'より成り、前者はこの市のマヒラとアンウテリオンが、後者には所謂アルシレイオン、即ちアルカディア連邦の*akroai*の集会場がある——。

(39) この碑文(the 'Phylarchus' Inscription——アルカディア連邦がアテーナイ人、ペナロロンと *ποσειδωνία* を与えたことを記す)の年代についてはM. Cary, *Notes on the *akroai* of Thebes*, *JHS* 42, 1922, 188-190 参照。

(40) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 186ff. 100-1000人というの厳密な定足数ではない、決議権が民会に移つたことを意味する。この点についてはvgl. H. Schaefer, *tekis *akroai*os*, *Historia* 10, 1961, jetzt in: *Probleme der alten Geschichte*, 1963, 423; H. Braunert/T. Petersen, *aa.O.* 82.

(41) V. Ehrenberg, *Von den Grundformen griechischer Staatsordnung*, *SB Heidelberg*, phil.-hist. Klasse 1961, 3. Abt., jetzt in: *Polis und Imperium*, 108.

(42) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 194ff.

(43) G. Busolt, *aa.O.* 1406, Anm. 2.

(44) 前四世紀のアルカディア人は、アルカディア人としての共同意識(連邦の国民としての意識)よりも個々のポリスの自立性の意識の方が、他の連邦國家の場合に比較して優つた(J. Roy, *Arcadian Nationality as Seen in Xenophon's *Anabasis**, *Mnemnosyne* 25, 1972, 129ff.)。この意味で、アテーナイアンティリアムは、連邦としてのアルカディアの限界とすべきではない。

## (四) アカイアの連邦国家

ヘレニズム期以前の古アカイアの連邦を構成する十二の単位をヘーロドトスがメロス(Melos)と呼び、その数をイオーニアのコイノンの「十二市」と結びつけているのは興味深い事実である(Hdt. I 145f.)。クレイステネース以前のアテーナイで、四ピュレーが各々三つのトリッテュスに分れたといわれるのはイオーニア系の「十二区分」の一例にすぎないが、その場合のトリッテュスもメロスであり(Pollux VIII 111: τὸ μέγος ἐκαστοῦ τριττῆς καὶ ὄβρος καὶ πορτοία)<sup>(1)</sup>。最初から「全一性」の理念を前提としていた。アカイアの地縁的組織においても事情は同じであったと考えられる。ただ、メロスの内部ではポリスが充分に発達していないで、そのあるものは都市的な中心を欠いてさえた。<sup>(2)</sup>これと対照的に連邦の組織はめざましい発展を遂げ、前四世紀はじめにはエトノスの枠を越えて新しいメンバーを加えるようにさえた。即ち、アカイア内にはなくコリントス湾の向う側に位置するナウパクトスとカリュドーンの加盟である(Xen. Hell. IV 6, 1-14)。その場合、カリュドーンの住民がアカイア連邦の「市民」πολιταὶとよばれ(íbid. IV 6, 1)<sup>3</sup>、連邦がポリスと考えられていたことが注目される。その後、アカイアはメンバー・ポリスの次元ではテーバイによるハルモステースの派遣、その支配下での民主政<sup>(3)</sup>、次いで追放された寡頭派の帰国、寡頭政の再建、その下でのスパルタとの協力(íbid. VII 1, 49 sq.)など大きな変動を経験したが(前三六七年)、その間にも連邦は存在し続け――既述の通り前三六二／六一年にポリスとよばれていた――、前三世紀初

頭まで官職者と評議会をもち続けたのである(SEG XIV 375)<sup>(4)</sup>。

前二九四年にデーメートリオスがアテーナイを占領して守備隊を置いたのを転機として、以後、アカイア諸都市にもマケドニア軍が駐屯するようになり、いくつかのポリスでは僭主政や守備隊がデーメートリオス及びアンティゴノスによって持ち込まれる。その結果、多くのポリスが外部から統御されたので、連邦制はもはや機能することができず、事実上消滅した。<sup>(5)</sup>このような動勢に抗して、前二八一／八〇年にデュメーとパトライのイニシアティブでアカイア人は連邦の再建に着手し、やがてトリタイアとプエライがそれに呼応した。そして五年後にはアイギオンもその地の守備隊を追放して連邦に加わる――この市はまもなく連邦のいわば首都の如くみなされるようになった。<sup>(6)</sup>同じころ連邦はケリュネイアのマルゴスが指導者となってブーラに介入し、僭主を殺害してこの市をメンバーに加えた。ケリュネイアの僭主もアイギオンとブーラでの経過を見て、その地位を放棄し、自市をして連邦に加盟させる(Polyb. II 41, 1: 12-15)<sup>(7)</sup>。この後、エトノスの範囲を越えて連邦は拡大し、前二五一年にシキエオンを(Plut. Arat. 9, 4)<sup>8</sup>、二三年にメガレー・ポリスを(íbid. 18-23)<sup>9</sup>、二二九年にはアルゴスを吸収する(íbid. 35)。

ポリスの自由が回復され、民主政(この場合は僭主政に対する)のポリスの連合としてコイノンが形成されたことは、民主派に指導されたポイオーティアやアルカディアでのコイノンの建設に対応する事実であった。このようなかたちでのコイノンの形成、強化はアカイアではそれ以後も繰り返される(cf. Polyb. X 22, 2 sq.; XI 10, 9)。特にアラートス

の時代に意識的に遂行され (Polyb. II 43, 3; Plut. Arat. 2-9) 其の波は前二三五年にメガレー・ポリスに及び、この市の僭主リュディアダースが政権を放棄したのち、既述の如く、連邦への加入が実現したのである。続いてオルコメノス、マンティネイア、テゲア、クレイトールなどが加盟する。かくしてアルカディアがアカイア連邦に包含され、この後、メガレー・ポリスからはプロポイメーン、リュコルタース、ポリュビオスなどこの連邦を代表する政治家が輩出するのである。

連邦の拡張と並行して、連邦の統一を維持するために、中央政府の権限の強化がはかられる。前二五五／五四年以来、一人のストラテゴスに国家の指導がまかされ、この官職に関する限りローテイションの原則が廃棄される<sup>(8)</sup>。しかしその間にも連邦のメンバー・ポリスはある程度の自律性を保持していた。前二四二年のアイゲイライ市民の決議 (*ἔδοξε τῶν πόλεων τῶν Ἀιγεαίων*) には *ἑκάστους καὶ πόλιν ἑαυτῶν τὰ τε νόμους καὶ τοὺς ἄρχοντας* とあり、ポリスと連邦の並存の關係が明示されている<sup>(9)</sup>。他面、ポリスのこのような独自性がポリス間の連合を解体に導くのを防ぎ、統一の方向へと補強したのは窮極的にはやはり連邦の總會であり、そこに体现された「全一性」の理念であった。次に述べる前二二〇年代の二度の總會 (= 軍会) がそのことをはっきり示している。

前二二九年スパルタ王クレオメネースがアカイアに対抗して、メガレー・ポリスの領域内に位置するアテーナイオンを要塞化した時、アカイア人はブルーレー及び總會を開き、スパルタとの交戦を決定した (Polyb. II 46, 6: *τότε δὲ οὐκ ἐπὶ πόλιν ἀπέβησαν ἀλλὰ καὶ τὴν πόλιν*)

*ἀναλαμβάνουσαν τὴν πόλιν*)。このブルーレーとはメンバー・ポリスからの正式の代表たちの集り<sup>(10)</sup>、總會のための予備審議の役を果していた評議會であろう。そしてこの時に總會に集った「アカイア人」とは、差し迫った状況からみて兵士たちであり、總會とは軍会にはかならなかつた。戦争で兵士が集合した時には常に彼らの集會が国事を決定したというわけではないが (Polyb. IV 26, 7 sq.)、時には總會 (それは普通は三〇歳以上の市民によって構成された) から軍会に主権が移讓され、その結果、三〇歳以下の兵士たちも決議に加わることがあったのである。前二二〇年にストラテゴスのアラトスがメンバー・ポリスに書簡を發して徴兵を命じ、武装した兵士をメガレー・ポリスに集めた場合も同じで (Polyb. IV 7, 5) この時、メッセーニア人の連邦への受け入れ、それに伴うアイトーリアとの戦争についての決定が總會によって軍会に委ねられることになった<sup>(12)</sup>。ヘレニズム時代のコイノン<sup>(13)</sup>を代表するもう一つの連邦、即ちアイトーリアに於いては、總會への参加に財産資格も、三〇歳以上という年齢制限もなく、實質的には常に兵員会であったので (*ibid.* V 103, 2: *τοὺς Ἀιτωλοὺς ναυπηγοὺς οὐκ ἐπιβάλλουσιν ἐν Ναυρακίῳ*) 「全一性」という点でアカイアよりは一層徹底していたが、アカイアでも總會 = 軍会の中に「ペンデーミア」の理念が生きていて、国家の基底をなしていたことにはかわりはなかつた。

この時期にアカイア連邦は都市国家やヘレニズム期以前のコイノン (ポイオーティア、アイトーリア、アルカディア) の例に倣って、人口に比例した数の代表より成るブルーレーと、定例および臨時の總會をもつていた<sup>(15)</sup>。しかし前二一七年に重大な変革を蒙り、以後、年四回の定例總會

——これは前二二〇年には召集されていた——も開かれなくなり、總會といえは戦争と外交を議する臨時の集会 (*epitaktos*) だけとなった、と考えられている。定期の集會を意味した「シュノドス」*synodos* は今やブルーを指し、専らこのブルー (= シュノドス) ——これはもはや先議の機関ではない——によって国家が運営されることとなり、その結果、代表制の原理が強化された、というのである。<sup>(17)</sup> 前二一七年以降のシュノドスをブルーだけに限ることについては、後述の如く反証もある<sup>(18)</sup>ので、単純には一般化できないが、ただアカイアでこのころ連邦に対するメンバー・ポリスの機能を強化する企て——これはひいては代表制の促進に連関するであろう——が実行に移されたことは事実である。即ちアポトレイオイの設置である。これは各ポリスがその派遣軍と一緒に出すことになった独自の指揮官で (Polyb. X 23, 9: *oi kata poleis agouras*)、軍隊の装備、統合の任に当り、また行進の準備を配慮し、兵士を戦場に導いた。兵士の徵募も以前(アラトス時代)はポリスから直接行われていたが (*ibid.* IV, 7, 10) <sup>(19)</sup> プイロポイメーンはアポトレイオイを通じて集めている (*ibid.* XVI 36, 3)。このような改革は確かに連邦の中のポリスの自律性の維持の線に沿って、同じ制度が他のコイノンでも見られるように (SEG XVIII 570) <sup>(20)</sup> 一応の成果をあげたものであろう。事実、その後プイロポイメーンがアカイア軍の強化をはかり、兵士をポリス単位で把握した上で、連邦の次元で統合するといふかたちで軍隊の再編成を企てた時、その改革の中核となったのは次に述べる通り各市でのアポトレイオイの活用であった。

さて、組織が乱れ戦意を失った部隊を建て直すために軍制の改革に

着手したプイロポイメーンは、まずヒッパルケースとして騎兵隊を再編成し、軍事の細部について「多数者」*oi pollon* (即ち兵士たちのこと) とアポトレイオイに指示した。その上、再度に亘って各ポリスを訪れ (Polyb. X 22, 9: *taúta d' emodéifas toús te poleiós kai toús anagoreíous, aúthís émpoúeúro tás poleis*)、兵士が命令に服しているか、アポトレイオイが適切に指揮しているかを視察し、また、騎兵を各ポリスから共同演習のために一カ所に集めて戦闘意志を鼓吹した (*ibid.* X 24, 1)。その場合ポリュビオスが兵士のことを繰り返し「多数者」と呼んでいることは看過できない (*ibid.* X 22, 9 sq.)。その後、プイロポイメーンは前二〇八/七年にストラテゴスとして歩兵の戦闘能力の増強に努めた時<sup>(21)</sup>も、シュノドスで改革について演説をして出席者を説得したあと、各ポリスを訪れて視察し、続いて訓練のために兵士を集めさせている (*ibid.* XI 10, 7 sq.)。そして、スパルタのナビスに対して遠征を企てた時も、各ポリスのアポトレイオイに書簡を発して指令したが、その内容は、武装した兵士たちに五日分の食料と経費をもたせてアゴラに集め、隣接のポリスまで行進してその市のアポトレイオイの指示に従えというものであった (*ibid.* XVI 36, 3: *toús en taís filaktas éyúrtas tá ágla*)。アポトレイオイの制度を介して、個々のポリスの軍隊が一つにまとめられる様子が窺われるであろう。連邦の統一性を強めるこのような方針と並行して、連邦を構成する諸ポリス相互の間の対等の関係を維持することにも、同時に種々の苦心が払われた。それまでアイギオンで開かれていた連邦總會の開催場所を一ポリスに固定しないように定めたのもその一例である。<sup>(22)</sup> プイロポイメーンが没した時(前一八三年)、戦闘能

力をもつ市民 (Plut. Philop. 21, 1: *oí ēv hēlikā*)、即ち兵士たちはメガレ  
ー・ポリスに集り、一種の軍会を形成して彼の後継者を決めた。<sup>(23)</sup>

その間、ローマのギリシア世界への働きかけが活潑になり、アカイ  
ア連邦とローマとの接衝が重ねられるにつれて、すべてのポリスで  
(*ibid.* XXIV 9, 2: *ēv pásois taís gēmasarktikáis póleis*)、ローマの意に従  
うのではなく、現存の法と条約を維持しようという路線が擡頭した。

その主張者たちは「大衆」*τὸ πλῆθος* によびかけ、親ローマ派の説が  
「群集」の非難を買ったのとは対照的に、「多数者」をひきつけてい  
た (*ibid.* XXIV 9, 4 sq.)。ここに注意すべきは、彼らの立場が「一層アカ  
イア的」*ἀκραιωτέρος* だといわれていることである (*ibid.* XXIV 9, 4)。

個々のポリスでの民衆の意向は決して孤立してはいなかったのである。  
そして、前一七〇／六九年にアカイア人は、逆に、ローマへの救援を  
一旦決議した時にも「全兵士をあげて」進軍することになった、とい  
う (*ibid.* XXIX 24, 2: *ψηφισάμενον τῶν Ἀχαιῶν πανδημίη ἀνταρτερεῖν τοῖς*

*Ῥωμαίοις*)。アカイア人の「全一性」の理念は「ペンデーミア」の姿で、  
兵士の参集ごとに彼らの間で具体的に実現されていたのであり、この  
事実がコイノンの総会の背景にあったことを見落してはならない。

実際、コイノンを左右したのは彼ら民衆の動向であった。ペルガモ  
ン王アッタロスの使者たちがアカイア人の集会にあらわれて (*κατατε-  
ρημένους τούτων εἰς τὴν παύσιν ἀγορεύειν*)、一旦決議されながら取り消されて  
いたエウメネスへの顕彰を復活しよう求めた時 (前一六九年)、「群  
衆」から種々の意見が出て紛糾した、<sup>(24)</sup> というが (*ibid.* XXVIII 7, 3 sq.)、  
この集会はブーレーではなく、総会であった。<sup>(24)</sup> また、歴史家のポリュ

ビオスがヒッパルケースとして演説し、彼の提案を「大衆」*τὸ πλῆθος*  
がうけ入れたというのも (*ibid.* XXVIII 7, 14) 総会に参加したアカイ  
ア人のことである。前一六九／六八年、コリントスでアカイア人のシ  
ュノドス (*συνόδος τῶν Ἀχαιῶν*) が開かれエジプトへの援軍派遣の問題  
が議論された時、リュコルタース (ポリュビオスの父) とアルコーンがア  
カイア人の「大衆」*τὸ πλῆθος τῶν Ἀχαιῶν* を味方につけた、という場  
合のシュノドスも総会のことであった。<sup>(25)</sup> このとき「多数者」は判断に  
迷い乍らも (*ibid.* XXIX 24, 1: *τῶν πολλῶν εἰς ἀπορίαν ἐμπεπτῶτων*)、エジプ  
トへの救援を決議しようとするが (*ibid.* XXIX 24, 5: *τῶν δὲ πολλῶν ἐπιπεπο-  
ημένων πάλιν βοηθεῖν*)、親ローマ派のカリクラテースは「マトラ」*ἀτροπα-*  
*λήτων* 援軍派遣の議題を論ずる権限はない、と主張した (*ibid.* XXIX 24, 5)。  
その直後、臨時の集会 (*ἐπιλέκτες*) がシキュオーンで開かれ、その際、  
ブーレーだけでなく、三〇歳以上の市民より成る総会も開催されてい  
る (*ibid.* XXIX 24, 6)。

このような総会のあり方からみて、ポリュビオスが連邦の制度 (*ibid.*  
II 41, 6: *τὸ πολιτεύμα*) を「真の民主政の組織と原則」 (*ibid.* II 38, 6: *ἀγα-  
θὰς ἀληθινὰς ἀρχὰς καὶ πολιτείας*) とよび、アカイアのコイノンは  
「平等」*ἰσότης* と「言論の自由」*παρρησία* を持っている<sup>(26)</sup>、といっ  
たことの意味が明らかであろう。彼が民主政という場合、「多数者」  
や「大衆」の総会を念頭に置いているのである。ポリュビオスのいう  
アカイアの「デモクラティア」の内容をば、民主政ポリスで個々の  
市民が持っていたような平等の権利を、個々のポリスが連邦に於いて  
保持していることを比喩的に表現したものとする解釈が有力であるが、<sup>(26)</sup>

はたしてそうであろうか。アカイアに於いても連邦の総会が中断することなく存続し<sup>(27)</sup>、そこにあらわれた「全一性」の理念がメンバー・ポリス間の関係を補強していたことを眺めてきたわれわれには、「民主政」の意味を古典期のそれと区別して、「ポリス間の平等な関係」<sup>(28)</sup>に限定する理由を見出すことができない。

総会の存在にも拘らず、連邦が寡頭政的に運営されたことも確かに事実である。集会出席者への手当てがなかったこと<sup>(29)</sup>や官職就任に出席が伴ったことなどは政治への参加と国家の運営を比較的富裕な階層に限ることになった<sup>(30)</sup>。前二世紀半ば近くの一碑文は *δελφικου πολίτου· οὐ Αγαθὸν* という語を含み乍らも (Syll. II<sup>3</sup> 665, 17)「メガレー・ポリスとスパルタの間の境界紛争を解決すべき」ディカスタイ *δικαστῆρα* が「貴族的に」 *ἀριστοτέρῳ* 選出されたことを伝え (ibid. 1. 34)「そこには更に政治的目標として「協調」 *ὁμόνοια*「平和」 *εἰρήνη* と並んで「エウノミア」 *εὐνομία*——「イソノミア」 *ισονομία* ではなく——<sup>(31)</sup>があげられている事実がそれを裏づけている<sup>(32)</sup>。しかしながら、われわれはここに於いてアルカディアとアテーナイの先例を想起するであろう。前者の場合、総会「一万人」は「大衆」を意味しながらも内容的にはアテーナイ(前四二一年)の穏健寡頭派の「五千人」に対応すべきものであった<sup>(32)</sup>。また、アテーナイの民主政も、民会に基底をもちながら、当初はブルーリーによって運営されていたのであって、先に述べた通り、この体制こそ後に穏健派の理想となり、ソローンの国家——「エウノミア」——として称揚されたものである。それは前五世紀初めらしい市民の決議 (*decretum*)—— *ἕκαστον τῶν πολέων καὶ τῶν δήμων*——に定式化された

「評議会と民会」のうち、評議会に重心を置く体制ではあるが、民会自体を排除するものではない。ポリュビオスが前一六七年のマケドニアの四共和国に言及し、マケドニア人は「民主政的・代表的国制」 *δημοκρατικῆ καὶ ἀντιπροσωπικῆ πολιτεία* に慣れていない、といったのも (ibid. XXXI 2, 12)「ポリスの制度をコイノンに拡大した」総会と評議会より成る国家」のことを指しているのである<sup>(33)</sup>。ここにわれわれは都市国家の範囲を越えた境域へのポリス理念の発展を認めることができる。連邦の形成はメンバー・ポリスから連邦政府への主権の移譲を伴い、その意味ではポリスを止揚するものであるが、ポリスの理念は、それによって消滅したのではなく、コイノンの中に拡大されて継続するのである。

コイノンの中にポリス理念が次元をかえて継承されたというわれわれの命題は、アカイアで連邦の最期に至るまで総会が機能し続けるという事実の中にもその裏づけを見出すことができるであろう。前二世紀半ば(二五四—一四九年)にコリントスで開かれたアカイア人のシュノドスは更に臨時の集会 (*ἐστράτευσις*) をアルゴスに召集すべきことを決議した (Syll. II<sup>3</sup> 675, 12 sq.: *συμπληθεὶς ἐστράτευσιν ἐν Ἀργεὶ νεοὶ τούτων*)。このシュンクレートスは軍事的、政治的事項を諮問することを目的とした総会——即ち兵員会——であったが<sup>(34)</sup>、その開催をきめたシュノドスも総会(三〇歳以上のアカイア人より成る)であった (ibid. 1. 12: *δὲξάντων δὲ τοῖς Ἀργείοις*)。また、アカイア連邦が最期に近づいたころ、クリトラオスがローマの使者に、「多数者」の意見を聞かずに (Polyb. XXXVII 11, 5: *ἄνευ τῆς τοῦ πλείονος γνώμης*)<sup>(35)</sup> 自分だけでは何も決定できない、次の交渉

は六カ月後にコイノンのシュノドスが開かれる時に行われるであろうと答えたが、このシュノドスもブローレーではなく総会であった (*ibid.* XXXVIII 11, 5; Paus. VII 14, 4 sq.)<sup>(36)</sup>。クリトラオスは次の総会に備えて、前一四七／四六年の冬に、彼の政策への賛同者を確保するために各市を訪れ (*ἐπιπορεύμενος* . . . *τὰς πόλεις*)<sup>(37)</sup>「群衆」の中にローマへの不安と反撥をひきおこした (Polyb. XXXVIII 11, 9)。その上、多数の負債者に対して当面は何の手もうたないこと、負債の故に有罪の判決を受けたいものも獄につないだりはせず、支払い義務を来るべき戦争の決定までひきのばすことを各ポリスの官職者たちに要求した (*ibid.* XXXVIII 11, 10)<sup>(38)</sup>。「大衆」をひきつけるこの方策はポリュビオスによって「ブローギア」*δημαγωγία* と呼ばれてくるものであるが (*ibid.* XXXVIII 11, 10)<sup>(39)</sup> 総会による民主政に批判的であったこの歴史家の考えがこころにも観取される。彼の立場はその意味でも「総会と評議会より成る国家」であったといわねばならない。前一四六年にアカイア連邦は解体を余儀なくされるが、その直前においても主権は総会であった。スパルタへの宣戦——ひらびはローマとの戦争 (*ibid.* XXXVIII 13, 6)——を決議したコリントスでの総会では諸ポリスから「大衆」が参集し (*ibid.* XXXVIII 13, 2; *τὰ πλῆθη*; 13, 4: *οἱ πολῖται*; 13, 5: *πάνθος ἐπιταστυρακῶν καὶ βασιλῶν*)<sup>(40)</sup> アカイアの国々もびびり (*ibid.* XXXVIII 13, 5: *παύθησαν*)<sup>(41)</sup> 興奮状態を呈したが、クリトラオスが反ローマの主張を述べ、「言論の自由」を展開したのは (*ibid.* XXXVIII 12, 7: *ἐλευθεροτάτης*)<sup>(42)</sup> この総会に於いてである。この点より見ても、ポリュビオスの「民主政」が「ペンデーミア」の理念に裏打ちされた「総会での「民衆」の政治を

指していることは疑いないであろう。

註

- (1) F. R. Wüst, *aaO.* 137f. 尚、トリアーンとその「国家」を構成する一  
二の要素を考へてくる (*Respub.* 745 b, d)。
- (2) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 82.
- (3) ヲロネーンズとのトリアーン勢力の拡大については G. L. Cawkwell,  
*op. cit.* 268 参照——ヒュメイン・タースは、各地で寡頭政を倒して民主  
政を打ち樹けるといふ方策 (スパルタの方針の逆) を遂行することを最初か  
ら意図してつたわけではなく、当初は、各ポリスの貴族派 (*οἱ βέλτατοι*)  
の要望に従って、国制を改革しなす積りではなかった (Xen. *Hell.* VII 1,  
42)——。
- (4) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 80; 86f.
- (5) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 216.
- (6) E. Badian/R. M. Errington, *A Meeting of the Achaean League* (Early  
188 B.C.), *Historia* 14, 1964, 13.
- (7) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 216.
- (8) H. Bengton, *aaO.* 442f.: monarchisch geformt; J. A. O. Larsen, *op.*  
*cit.* 217. マリアーヌは前一四五／四四年以来隔年で一六回で回つての職  
を司る、特に二二五年では総会がステラチーリス・マリアンナールと  
出た (Plut. *Arat.* 41)——ヒリヤウス (III 86, 7; 87, 6; 103, 4) は  
ローマのヒュマンターニスとの語ひではじめる (cf. W. W. Tarn, *The*  
*Greek Leagues and Macedonia*, *CAH* VII, 1928, 758, n. 1)——。尚、小  
貫徹「アカイア同盟の対マケドニア政策転換」『西洋史学』第四六輯、一  
九六〇年、二二頁以下参照。そとにコイノンの機構がとりあげられ、「マ  
カイア同盟将軍表 (マリアーン時代)」(前一四五／四四年—二二三／二二  
年)、「アカイア同盟集會表」(前二二八—一四六年)が附されてくる。
- (9) M. Gelzer, *Besprechung von*: F. W. Walbank, *A Historical Com-*  
*mentary on Polybius, Gnomon* 29, 1957, jetzt in: ders., *Kleine Schrift-*

ten III, 1964, 207. アカイア連邦に於ける連邦政府とメトバー・ポリスのそれぞれ政治機構および双方の間の関係については H. Swoboda, Studien zu den griechischen Bünden (3. Die Städte im achäischen Bund), *Klio* 12, 1912, 15-50 参照——加盟ポリスの内政上の自治と中央政府の要請の調整にアカイア人は成功した」と結論——。

- (10) M. Gelzer, *aa.O.* 206 f.
- (11) U. Kahrstedt, *REIV A 2*, 1932, s.v. *Synodos*, 1418.
- (12) U. Kahrstedt, *aa.O.* 1418.
- (13) マイヤーリブは既に前五世紀に出席者各自が一票を投ずる總會をもちつたが——これは当時の軍隊が軽装兵から成り立っていたことからもみて (Thuc. III 94, 97) 民主的集合をいふたと思われる (J. A. O. Larsen, *op. cit.* 202)—— 前四世紀にたつてその總會はアケーア人の民衆にだけあつた (J. A. O. Larsen, *op. cit.* 79 f.; 202)°
- (14) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 202.
- (15) J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History*, 83 f.
- (16) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 157; J. A. O. Larsen, *Greek Federal States*, 223.
- (17) J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History*, 86 f.; V. Ehrenberg, *aa.O.* 158; cf. E. Badian/R. M. Errington, *op. cit.* 13, n. 2.
- (18) この点については 特註(24)° (25)° (26)° 参照。
- (19) G. Busolt, *aa.O.* 1569, *Anm.* 5.
- (20) 当時のアカイア連邦では中央政府の機構の存在にも拘らず、メトバー・ポリスがかんがりの自主性・独立性をもつ、単なる連邦の行政単位でなかつたことは、ステラトポロス(アルカデミア)に位置するアカイア連邦に属するアイトキトスの間の条約(前三世紀末)からみれば (H. H. Schmitt, *Die Staatsverträge des Altertums III*, 1969, Nr. 567)° 前二世紀にわたる史書でも (SEG XI 1107)° ステラトポロス市は連邦政府の傘の下に於つてはあつた、連邦外の市と交渉してゐる。この点については cf. J. A. O.

Larsen, *The Rights of Cities Within the Achaean Confederacy*, *Cl. Phil.* 66, 1971, 81 f. 尚 Larsen の同上論文で (p. 83 f.) SEG XI 1107 から アカイア連邦の市民は連邦内のすべての市で財産を獲得し、生業を営み、通婚する権利をもつたが、投票したり、官職に就くなどの政治的権利は一市でのみ行使し得たことを再確認した。

- (21) G. Busolt, *aa.O.* 1571. アイトキトスによるアカイア軍の再編成については M. A. Snodgrass, *The Hoplite Reform and History*, *JHS* 85, 1965, 121 参照——それは重装歩兵の導入のギリシアの極めつ遅い例である——。この時 アイトキトスは隣国が数世紀前から使っている武器や武器で(即ちホプリテースとつづ)アカイア人を装備させた。それまでアカイア人が着た武装は Plut. *Philop.* 9 や Paus. VIII 50, 1 などから普通 in 'pre-hoplite' fashion であつた、と云はれる (A. Snodgrass, *Early Greek Armour and Weapons*, 1964, 61; 184; 203)° 彼が用つた *hoples* (Plut. *Philop.* 9) はホメロス時代以来の時代遅れのものを、レニシム時代に考案された桶びきつて、アカイア人は当時としては最新の装備(但しその頃の戦闘様式には必ずしも適当なかつた)をつた (J. K. Anderson, *Philopomen's Reform of the Achaean Army*, *Cl. Phil.* 62, 1967, 104 ff.)°
- (22) ステラテロトスのアイトキトスの提案は前二八八/八八年に連邦總會の開催場所が variable になつたことについては E. Badian/R. M. Errington, *op. cit.* 12-17 参照。この論文の両者はこの時の経過を復原して、アイトキトスは一八八年はじめにアイトキトスの 'spring' *synodos* が開かれる前に、アルゴスに *synkletos* (臨時集會)を召集し、集會場所をアイトキトスが独占する伝統を破る法を成立させた」と結論。構成メトバー相互の間のジェラシーを避けるため、連邦国家(アカイアのほかアイトリア)の首都を設けなかつたことについては cf. M. Cary, *A Constitution of the United States of Greece*, *Cl. Quart.* 17, 1923, 140: nomadism. 尚、ローマ時代のアイトキトス( *concilium Asiae*) が州内での主要諸都市で順番に開催されたのも nomadism によるものかと Cary は示唆 (p. 140, n. 2)° また、アイトキトスが連邦通貨の発行の面で個々のメ





での、或いは各市の集会での a majority attitude を意味していたこととして、普通 'mob' と訳される *o bylos* もポリュビオスでは *to pnydos* 又は *oi rokoloi* と同義に用いられたことについては E. S. Gruen, *The Origins of the Achaean War*, JHS 96, 1976, 67 参照。

- (38) 連邦の解体を導くことになるアカイア戦争の原因の諸説については E. S. Gruen, *op. cit.* 46 参照。Gruen 自身はこれまでの説明(ローマによって支えられた社会構造へのギリシア人下層市民の攻撃、親ローマ・反ローマ両勢力へのギリシア人の分裂、ギリシアでの独自の動きを封殺しようとするローマの政策、その結果としてギリシアでの政治的・社会的叛乱が国民的運動にまで発展したこと、等)の思考の枠から離れて、より徹視的に戦争勃発の直接の動機をめぐらうとする。また A. Fuks, *The Bellum Achaecum and Its Social Aspect*, JHS 90, 1970, 78-89 の問題を論ずる。lower classes (*oi eiparraktikai kai pauvotai*) が反ローマ的であったこと、戦争中に連邦がとった政策——負債者に対する処置、「奴隷の解放」など——からこの戦争のもつ多分に社会経済的な側面が窺えるが、しかし、アカイア人の大多数は階層の相違に関係なく、独立のために戦った(a class movementではなく a national warであった)と Fuks は結論。
- (39) U. Kahstedt, *aa.O.* 1415.

### (五) 結 (コイノンの国家理念)

ギリシアの連邦国家の根底には、メンバー・ポリス間の平等という抽象的な原則よりはむしろ民衆が集合して、開く総会、という具体的な事実があった。メンバー・ポリス間の相互の組織より前にコイノンの「全一性」の理念があり、それが総会を通じてポリス間の秩序を支えていたのである。このようにギリシア人にとっては、連邦国家といえども理念的にはポリスがそのまま拡大して生れたものにほかならな

った。ギリシアの国家論が連邦国家(メンバーの間の平等を前提とする高次の国家)の理論づけを欠き、<sup>(1)</sup>都市国家の国制論の域を出なかったのも当然といわねばならない。

ギリシア人のポリュビオスとて都市国家を越えた領域支配(帝国)の構造に無関心であったわけではない(VI 50, 3 sq. ではこの点に関してローマとスパルタを比較している)。彼は、特にローマについて、トラシメーヌ湖畔の戦い(前二一七年)のあともイタリアの同盟諸市の中にローマから離叛する市がなかったこと、それらがローマに畏敬の念を懐いていたことを述べて(III 90, 14)ローマの国家構造を讃嘆する。<sup>(2)</sup>しかし、彼がローマ国家を論ずる段になると、その見地は狭い都市国家の枠(官職者と元老院と民会の混合政を出す、そこにはローマを *Romani*, *Latini*, *Socii* の重層構造をもった、ローマ=イタリア国家として捉えようとする連邦的視点はない。一方、ローマ人として連邦の立場からの国家論をもっているわけではなく、せいぜい一市、あるいは一人による諸都市の支配という枠組でしか領域国家や帝国を論じ得なかったことも確かである。しかし、ローマ人は多種の市民権を考案し、それを軸にして彼らの国家を拡大することができたのであって——その一つに投票の機会を欠く市民権(*civitas sine suffragio*)がある——、このような抽象的ともいえるべき市民権はギリシア人には無縁であった。<sup>(3)</sup>実際、ポリュビオスのローマ国家論の中の民衆とは、ローマ市民権をもち、民会に集って立法あるいは選挙のために投票するローマ人のことである。<sup>(4)</sup>

ギリシア人の国家(*politeia*)が、民会で投票する民衆というこの上も

なく具体的な実体を核とするのに対して、ローマ人の国家は「公けのもの」*res publica* という抽象的なものであり、この点の対照に留意するべき。ギリシア人の国家理念の特色が一層明らかとなる。 *res publica* の *publicus* という形容語と、*populus* は「ポプルス」——即ち「ローマ国民」*Populus Romanus* の——という意味で、ローマ国家の *officiis* 的な核をこのばせついたが、*publicus* が「公けの」という意味に重心を移すと、*res publica* はローマの国民という実体を離れて、抽象化された概念となる。ギリシア人の *κοινον* もローマ人の *res publica* も共に、'commonwealth' と訳られるべきものでありながら、その間に存する根本的な相違を看過してはならないであろう。

註

(1) Cf. M. Hammond, *The City in the Ancient World*, 1972, 202. また D. J. Mosley, *Diplomacy and Disunion in Ancient Greece, Phoenicia*

25, 1971 がギリシアの国々の分立傾向を検証し (p. 319 ff.) 歴史家と哲学者の作品に *federation* を論じたもの (p. 329) を触れ (p. 329)。

(2) M. Gelzer, *Gibt es eine klassische Form in der politischen Entwicklung? Das Problem des Klassischen und die Antike* (hrsg. von W. Jaeger), 1931, abgedr. in: *Kleine Schriften* III, 11.

(3) R. J. Rowland, Jr., C. Gracchus and the Equites, *TAPA* 96, 1965, 372: abstract 'citizen rights'.

(4) K. von Fritze, *The Theory of the Mixed Constitution in Antiquity*, 1954, 193.

(5) ローマ国家の正統な名称は *Populus Romanus* であり、*res publica Romana* ではない。 (W. Suerbaum, *Vom antiken zum mittelalterlichen Staatsbegriff*, 2. Aufl., 1970, 3; R. Werner, *Über Herkunft und Bedeutung von Ciceros Staatsdefinition, Chilon* 3, 1973, 172f.) ローマ人の国家を代表する用語が *res publica* であることは、*res publica* の *publicus* は「公けの」という意味を含まない (H. Bellen, *Der Kleine Pauly* IV, 1972, s.v. *Politeia*, 977 f.)。

## 第二部 ヘレニズム王権とポリス理念

### 第一章 コイノンの立場より見たるアンティゴノス王朝の性格

#### (一) 序 「父祖の国制」の回復とコイノンの形成

前三三四年いらいギリシア本土で、アンティパトロス (*Antipatros*) は都市国家をその市の僭主を通じて統治していたが、この方<sup>(1)</sup>法はそのあとポリュペルコーン<sup>(2)</sup>やカッサンドロス<sup>(3)</sup>にうけつがれ、本土のポリスは次第にヘレニズム・モナルキアの支配下に組み込まれる<sup>(4)</sup>。しかし、小アジアやキュクラデス諸島では事態はこれとは対照的な方向へと展開した。グラニコスの戦い(前三三四年五/六月)のあと、さらに小アジア西岸を南下して東征の道をすすめたアレクサンドロスは、やがてエペュッスを陥れ、この地の親ペルシア的な寡頭派を追放して民主政を回復するなど、小アジアのギリシア人の「解放者」となったのである(イオニアの諸ポリスはその後アレクサンドロスの死に至るまで、それを感謝して彼に神的崇拜をささげる<sup>(5)</sup>)。この時アレクサンドロスが当面

した課題は、解放したポリスをどのように取扱うかということであって、考えられた解決策はそれらアイオーリスやイオニアの諸都市をコイノンを通じて自らの勢力下に置くことであつた<sup>(6)</sup>。イオニアではそれ以前にもイオニア人の組織が「イオニア人」*oi Iouaioi* や「イオニア人の評議会」*ἡ Βουλὴ τῶν Ἰουαίων* などの語で伝えられているので、その秩序が何らかの(おそらく宗教的な)かたちで存続していたのであろうが、アレクサンドロス以後まもなくそれがコイノンとして史料にあらわれる<sup>(7)</sup> (*Syll. I 3 368. 9: τὸ κοινὸν τῶν Ἰουαίων*)。彼はイオニア人と攻守同盟を結び、彼らの組織を政治的なコイノンとして更新したのであろう。同じようなことはアイオーリス人との間にもあつたと考えられる<sup>(8)</sup>。ここに、「父祖の国制」の回復とコイノンによるその保証という、以後くり返されるパターンの原型が見出されるのである。

註

- (1) H. Bengtson, *Die Strategie in der hellenistischen Zeit II*, 1944, 346 f.: diese spezifisch makedonische Herrschaftssystem.
- (2) H. Bengtson, *a.a.O.* I, 1937, 87 f.
- (3) H. Bengtson, *a.a.O.* I, 91.
- (4) H. Bengtson, *a.a.O.* II, 346.
- (5) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 330.
- (6) H. Bengtson, ΦΙΛΟΘΕΝΟΣ Ο ΜΑΚΕΔΟΝΩΝ: Ein Beitrag zur Verwaltungsgeschichte „Ioniens“, insbesondere im Alexanderreich, *Philologus* 92, 1937, 139. はそのほかイリオンのコイノン、カリアのコイノン(クリュサオーラのゼウス神殿が中心)の二つを考える。
- (7) Th. Lenschau, Alexander der Große und Chios, *Klio* 39, 1940, 222.
- (8) Th. Lenschau, *a.a.O.* 222.

## (二) マケドニア的僭主支配とコイノン

アレクサンドロス帝国崩壊後に、アンティゴノス・モノプタルモスはキュクラデス諸島に勢力を伸ばし、「諸島民のコイノン」τὸ κοινὸν τῶν Νησιῶντῶνを建設する。このコイノンでは「評議員」συνέδριοςがアンティゴノスとは独立に連邦運営の任に当たったが、王は個々のメムバー国との既存の同盟関係を利用して優越的な影響力を行使し、コイノンを彼の保護支配の下に置くことができた<sup>(1)</sup>。このようにしてアンティゴノスはエーゲ海での覇権を直接支配によってではなく、ギリシア人の自由な諸共同体の連合を介して実現したのである。ディアドコイの中で、全ギリシア人の解放(Diod. XIX 77, 3: τῆν τῶν Ἑλλήνων ἐλευθέρωσιν)を旗印にしたのは彼がはじめてであり(*ibid.* XIX 61, 3; cf. OGIS I 5)<sup>2</sup>

自由と自治を強調したところにアンティゴノスの政策の特徴がある。<sup>(2)</sup> 実際、前三一年に彼はギリシア諸国の自由と自治を回復したという理由によって、スケプシスで「善行者」εὐεργέτηςの名譽を与えられる。そのうえ彼は、回復した個々のポリスの自由と自治をコイノンによって保証し維持させることにも熱心であった。このことはイリオンのコイノンの場合に明らかである。小アジア西岸の北部に位置するこのコイノンは(Syll. I 3 330, 17, 22: τὸ κοινὸν τῶν πόλεων)<sup>3</sup> それに属する個々の「ポリスの自由と自治のために」(*ibid.* 330, 23 sqq.: ἰνῆα τῆς ἐλευθέρως καὶ ἀστυνομίας τῶν πόλεων τῶν κοινωνοῦσῶν τοῦ ἰσποῦ καὶ τῆς πανηγύρεως)<sup>4</sup> アンティゴノスに使者を派遣し、この王の保護を求めているのである。これに対抗してプロトレマイオス一世も同じころエーゲ海諸島を巡航し、アンドロス島ではアンティゴノスの置いた守備隊を放逐してポリスを「解放」した。その上で彼はギリシア人——具体的には諸島民——のポリスの「解放」を提言する(前三〇八年)(Diod. XX 37)。諸島民の「解放」とは「父祖の国制」の回復であり、回復された「父祖の国制」をコイノンを通じて維持するため、プロトレマイオスはそれまでアンティゴノス(及びその子のデーメトリオス・ポリオルケテース)に率いられてきた上述のコイノンを実際に解散し、そのあと彼の保護<sup>(3)</sup>下でそれを再建するように諸島民に働きかけたのであろう。しかし、この計画は失敗に帰し(*ibid.* XX 37)<sup>4</sup> 彼にできたことはシキュオーンとコリントスに守備隊を置くことであった。しかもこの処置はデーメトリオスに、プロトレマイオスに報復するための恰好の口実——カッサンドロスとプロトレマイオスによって「奴隷化」された「全ギリシアの解放」という名分——を与

え(Plat. Demetr. 8, 1)<sup>(4)</sup>。結局、デーメートリオスはこのスローガンの下にカッサンドロスとプロトレマイオスの勢力を、ペロポネーソスと中部ギリシアから退けることに成功するのである(前三〇七年および三〇四—三〇二年)。前三〇七年の戦いでは、デーメートリオスはアテーナイに上陸してこの市のパトリオス・ポリーテイアを回復し(ibid. 8, 10)<sup>(5)</sup>。更に、ギリシアの諸都市の統一、コイノンの結成への一歩を踏み出す(Diod. XX 46, 5: πρὸς δὲ τὸν υἱὸν Δημήτριον ἐτραπέ [scil. ὁ Ἀντίγονος] κελεύων τὸν μὲν συμμαχίδων πόλεον συνέδρους ἀναστήσαντα τοὺς βουλευσάμενους κοινῆ περὶ τῶν ἐν Ἑλλάδι συμπεφορῶν)<sup>(6)</sup>。そして、前三〇四—三〇二年の戦いのあと、あのヘラス連盟がアンティゴノス父子の手で再建されるのであるが、この連盟の規約も「父祖の国制」の擁護を保証していた(「エピソードウロス碑文」——Recto II, 23 sq.: [Ἰσχυρέϊας δὲ χορηγῶν] τὰς παρῴσας; 27 sq.: μὴδ' ἐνὶ νεοειρημαῶν)<sup>(7)</sup>。この一連の事件の経過の中にもわれわれは「父祖の国制」の回復からコイノンの形成へという、パターンを見ることができらるであらう。<sup>(8)</sup>

前三〇二年に建て直されたヘラス連盟は早くも翌年のイブソスの戦いで事実上消滅したとはいえ、ギリシア各地でのマケドニア人の支配はその後も継続する。王デーメートリオス・ポリオルケテースの代理として、最初はピュロスが、次いでアンティゴノス・ゴナタスが「共同の監視のためのストラテegos」στρατηγὸς ἐνὶ τῆς κοινῆς βουλῆς καταθέσει μίμενοςの地位を占めて、ペロポネーソスの各市やコリントス、エウボイア、ペイライエウスなどを拠点に勢力をふるった。<sup>(9)</sup> アテーナイにはカッサンドロスが到来して(前三〇一年)、一時的に支配す

るが(Paus. I 26, 3; X 18, 7; Syll. I<sup>3</sup> 361)、やがてデーメートリオスはこの市を攻撃して屈服させる(前二九四年)。それに続く講和でアテーナイはもう一度「自由と自治」を認められる。しかし、ペイライエウスやエレウシス、そしてムーセイオンの丘にさえ今や王の軍隊が駐留することになり、このような事態はアテーナイの「父祖の国制」が実際上終焉を迎えたことを内外に示すものであった。

アテーナイでの王の軍隊の駐留を契機に、デーメートリオスは積極的な対ギリシア政策に転じる(彼は同年マケドニアの軍会によって王に推戴されている)。アカイアの諸ポリスにも王の守備隊が設置され、その結果、古アカイアの連邦組織は姿を隠した。守備隊の設置のほか、僭主による間接統治の方法もデーメートリオスとその子アンティゴノス・ゴナタスによって活用され、彼らのギリシア支配に一層の効果をもたらした(Polyb. IX 29, 6: ἄν οἱ μὲν προὐπὸς εἰσέδρους εἰς τὰς πόλεις, οἱ δὲ τυραννοὺς ἐμμενέουσας οὐδέμιαν πόλιν ἔμπορον ἐπιτήσαν τοῦ τῆς βουλῆς ἀνόμιτου)<sup>(10)</sup>。それはマケドニアに忠実な市民をしてポリスの支配に当らせ、これを支持することによってマケドニアの領域統治を安定させようとするものであった(cf. ibid. II 41, 10: τῆσδε γὰρ οὗ μονάρχους οὐτος ἐμμενέουσας δασεί τοῖς Ἑλλησσι; Pomp. Trog. Procl. 26: quibus in urbibus Graeciae dominationem Antigonus constituerat)。

ポリスが外部から統御されるようになった結果、アカイアのコイノンは、一時、消滅を余儀なくされる。<sup>(11)</sup> これを再建する仕事は、それ故守備隊の排除と僭主の放逐をもってはじまる。前二八一年にデュメーとパトライがイニシアティブをとって開始された連邦再生への運動に

トリタイアとプエライが加わり、五年後にはアイギオンも自市に置かれた守備隊を追放してコイノンに加盟する。同じ前二七六／七五年（あるいはその少し後）に、新生のアカイア連邦はマルゴスの指導の下にブーラに介入し、僭主を殺害してこの市をコイノンのメムバーに加えた。ケリュネイアでは、僭主がアイギオンとブーラでの事態の推移を見て、その地位を自ら放棄し、同市を連邦に加入させた(Polyb. II 41, 1: 12-15)<sup>(11)</sup>。このようにアカイアのコイノンの再建も、ポリスに於けるパトリオス・ポリーテイアの回復と連邦への結集という、あの様式によって達成されたのである。

アカイアでマケドニア的僭主支配が覆えされ、コイノンが形成されたとはいえ、ギリシアのその他の地域では、依然として、守備隊を支えとするマケドニア人の支配が継続したばかりでなく、コリントスを中心としてマケドニアの領域統治を組織化する動きさえ見られた<sup>(12)</sup>。アンティゴノス・ゴナタスがシリア王、アンティオコス一世との戦争に出発した時(前二八〇年、または二七九年)、クラテロスが王の代理となってコリントスに居を占め、<sup>(13)</sup>「副王」として、ペイライエウスの指揮者やその他のマケドニア人守備隊長(*σπουδαίον*)を統御した<sup>(14)</sup>。クラテロスは、エーリスの僭主アリストテューモスの援助に向った場合の如く、軍隊を時には個人的な目的のために用いるなど、総督の権限の枠を越えて振舞ったのであって、たとえ王(*βασιλεύς*)という称号を帯びてはいなかったにせよ、支配下のギリシア人からは王と同じ扱いをうけていた<sup>(15)</sup>と思われる。

これに対してペロポネーソスでは、アカイア連邦の再生後も反マケ

ドニア運動が引続き拡大し、遂にスパルタのアレウス二世を中心とする反アンティゴノスの同盟組織が生れる。これにはアカイア連邦のほかに、ペロポネーソスの大部分の国家が加わったばかりでなく、クレータ島の諸ポリスも含まれていた<sup>(16)</sup>。その上、スパルタはプロトレマイオス一世と同盟関係にあった。これら同盟諸国は各々の代表より成る同盟総会(*συνέδριον*)をもち(Cf. *Syll.* I 3 434/5, 27: *πρέσβεις ἀπὸ τῶν συνέδριον*)。総会はアテーナイとの同盟を決定したり、使者を派遣するなど(I. 22-31, 57 sq.)、現実的な機能を果たした。マケドニア的僭主支配に対抗する組織が、コイノン形成の核となるべきシュネドリオンを備えていたことは注目すべきことである。

マケドニアの支配に対する反抗が、個々のポリスの独立達成のみならず、シュネドリオンをもったコイノンへと発展する動勢は、クレーモニデース戦争(前二六七—二六一年)を通じて一層の前進を見る<sup>(18)</sup>。ギリシア諸国をしてマケドニア勢力の拡大に対抗させようとするプロトレマイオス王朝の政策に導かれて、アテーナイとスパルタが前二六七—六五年に結んだ同盟条約の碑文は(上引 *Syll.* I 3 434/5—cf. I. 10: *συνθηκῶν κοινῶν*)、クレーモニデースの提案になるアテーナイの民会決議(前二六八年秋)を含むが、そこでは同盟の敵を一般的に「法および父祖の国制の破壊を企てる者」と呼んでいる(I. 15 sq.: *τοὺς τοὺς νόμους καὶ τὰς πατρίους ἐκτάκτας ἠδικεῖτας*)。これは明らかにアンティゴノスと、彼によって特にペロポネーソスに設置された「僭主」たちのことである。ここでアテーナイ人、スパルタ人および彼らの同盟国は、かつてのペルシア戦争を想起する。それは、ギリシアの諸ポリスを奴隷化せんとするも

(I. 11 sq.: τὸς καταβουλεύσασθαι τὰς πόλεις ἐπιχειροῦντας) に対して一致して立ち上り、全ギリシアに自由をもたらした戦争であった (I. 18: ἕνεκα τῆς κοινῆς τῶν Ἑλλήνων ἐλευθερίας)。彼らは、今や、自らの自由と自治、父祖の国制のために事に当ることを約束する (I. 72 sqq.: ἔχειν ἐκαστοὺς τῶν εὐραίων ἐλευθεροῦς ὄντας καὶ ἀντινομίους, πολιτείας πολιτευομένους κατὰ τὰ νόμιμα)。

この反マケドニア的連合は汎ギリシア的語調で <sup>(19)</sup> *οἱ Ἕλληνας* と呼ばれたうえ、同連合に加わった諸国の代表 (*θύεσσι*) は会議を構成した。ここでもパトリオス・ポリーテイア擁護の運動がコイノンの形成・拡大へと向っていたのである。

クレーモニデース戦争での連合側の敗北の結果 (前二六二年)、アテナイを中心とする反マケドニアの動きはそれ以上の展開を示さなかったが——アテナイでは以後マケドニア軍守備隊の引き揚げ (前二二九年) まで自治が制限される<sup>(21)</sup>、アカイアではコイノン再生の時のあの運動即ち、各ポリスに於けるマケドニア的僭主支配の排除と連邦への加盟が繰り返される。前二五一年、シキュオーンのアラートスは市を僭主ニコクレースから解放し、アカイア連邦に加入をせよ (Polyb. II 43, 3: *τοῦ αὐνοῦ μέρους ὁ ἐλευθερώσας τὴν πόλιν*; cf. Plut. *Arat.* 5 sqq.)。八年後に (前二四三/四二年)、彼はコリントスの要砦からアンティゴノスの勢力を逐い、同市をアカイアのコイノンに加えた (*ibid.* II 43, 4: *ἐλευθερώσας δὲ Κορινθίους παροστήσας πρὸς τῶν Ἀχαιῶν πολιτείας*)。同じく同類の経過を辿ってメガラがコイノンのメンバーとなる (*ibid.* II 43, 5)。このようにしてアラートスはパロポネーソスでマケドニア勢力を退け、僭主政を倒し、「共同の且つ父祖伝来の自由」を取り戻して行った (*ibid.*

II 53, 8: τὴν κοινὴν καὶ νόμιμον ἐλευθερίαν)。個々のポリスに固有の「父祖の国制」は同時に共同のものとも考えられたため、それを共同の組織、即ちコイノンで守ることが益々必要となったのである——尚、そのあとでもメガレー・ポリスの僭主リュディアデースは支配を放棄して市民に自由を取り戻し (前二三五年)、市をアカイア連邦に加える (Plut. *Cleom.* 6)——。かくして、アカイア連邦の領域はコリントス、シキュオーン、アルゴス、アルカディアに及んだ。これらがかつてのヘラスでのマケドニアの支配の基盤であったことから分る通り、コイノンの形成・拡大を随伴しつつ推進された、ポリス市民のマケドニア的モナルキアへの反撃は、理念の上では勿論、実際上でも大きな成果をあげることができたといえよう。

註

- (1) H. Bengtson, *Die Strategie in der hellenistischen Zeit* III, 1952, 183: *Schutzherrschaft*.
- (2) W. König, *Der Bund der Nesioten*, 1910, 16.
- (3) W. W. Tarn, *Antigonos Gonatas*, 1913, 437.
- (4) W. W. Tarn, *op. cit.* 437.
- (5) H. H. Schmitt, *Die Staatsverträge des Altertums* III, 1969, S. 75.
- (6) *politikoi... τὰς πόλεις* ④ 復原者 M. Cary, *A Constitution of the United States of Greece*, *Cl. Quart.* 17, 1923, 147 ④ ⑤ 脚注 ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 確かな脚注あり。
- (7) W. W. Tarn, *op. cit.* 438.
- (8) H. Bengtson, *a.a.O.* II, 345.
- (9) H. Bengtson, *a.a.O.* II, 346.
- (10) J. A. O. Larsen, *Greek Federal States*, 1968, 216.



- (11) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 216.
- (12) H. Bengtson, *aa.O.* I, 155.
- (13) H. Bengtson, *aa.O.* III, 347.
- (14) H. Bengtson, *aa.O.* III, 350.
- (15) H. Bengtson, *aa.O.* III, 351 f.: eine räumlich begrenzte Mitregentschaft.
- (16) H. H. Schmitt, *aa.O.* S. 132.
- (17) クレーモニデース戦争の年代については H. Heinen, Untersuchungen zur hellenistischen Geschichte des 3. Jahrhunderts v. Chr., *Historia Einzelschrift* 20, 1972, 100 ff. 参照。
- (18) エジプト(プトレマイオス二世)「スマルタ(アレウス)」「アテーナイがアンティゴノス・ゴナタスに対抗した時代のアテーナイ人たち(クレーモニデース、その兄グラウコーン、ラムプトライ地区のアリストテデース)」については C. Habicht, Aristides, Sohn des Mnesitheos, aus *Lamptrais Chilon* 6, 1976, 7-10 参照。
- (19) H. H. Schmitt, *aa.O.* S. 133: in nationalstolzem Ton.
- (20) U. Kahrstadt, *RE* IV A 2, 1932, s.v. *Eusebeios*, 1338: Konföderation.
- (21) クレーモニデース戦争後、マケドニア王はアテーナイの官職者を罷免し、*ἐπιτάκτας* を任命。但し民会は継続して活動し、鑄貨も存続(W. W. Tarn, *Macedonia and Greece*, *CAH* VII, 1928, 220)。ムーセイオンに置かれた守備隊だけは前二五六年に引きあげたが、その後モサラシス、ハイライエウス、スーニオン、ラムヌースなど、エジプトの攻撃をうけやすい地点には依然として守備隊が駐屯。この間の事情については J. Pouilloux, *Antigone Gonatas et Athènes après la guerre de Chéronnides*, *BCH* 70, 1946, 488 f. 参照。同論文はラムヌースでの傭兵守備隊(前二六〇年頃の碑文では *πάροικος*)に王の指示でアテーナイの民会が *ισοπολιτεία* を与えた史実(前二四五-四四年)を論じたもの。
- (22) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 393 f.

(三) 附 「諸島民のクイノン」に対する  
プトレマイオス王朝の保護支配

前三二二年、プトレマイオス(エジプトのサトラペース)は、カルタゴとの対抗上重要な意味をもっていたキュレナイカ地方のポリス(キュレネーその他)を征圧するため、海陸の軍隊と共にオプユラスを派遣し、<sup>(1)</sup> 続いて自らもその地に赴いて目的を果たした(オプユラスはこの後、同地の総督に任ぜられる<sup>(2)</sup>)。この時、プトレマイオスによってキュレネーに「千人」*χιλία* の国制が強制される(前三三二/二二年<sup>(3)</sup>)。一方、エーゲ海域でプトレマイオスは、「ギリシア人の自由」を標榜するアンティゴノス・モノプタルモスと対立していた。後者は前三一四/一三年に従兄弟のディオスクリーデースを指揮者にして艦隊をエーゲ海の諸島へ送り、諸島民の支持を得る(Diod. XIX 62, 9)。「諸島民のクイノン」が建設されたのはこの時である。キュレネーはアンティゴノスの解放宣言に影響されて、<sup>(4)</sup> 前三一三年にプトレマイオスからの独立を企てるが、制圧され、「布告」*δίκταγμα* によって再び国制を与えられる。それはこれまでの「千人」に代る「一万人」*οι μύρια* の国制であった<sup>(5)</sup>(前篇、第五章、<sup>(6)</sup> 参照)。寡頭政を緩和することによって、民主政を求める運動に対抗しようとしたのである<sup>(6)</sup>。国制の賦与はキュレネーのポリスとしての存続を認めたもので、場所こそ違いが、「諸島民のクイノン」がのちに「都市の解放とその法の回復」の故に、彼およびその子(プトレマイオス二世)に感謝した内容に照応する、プトレマイオスの行為であった<sup>(7)</sup>。しかし、この国制では市の官職者のうち最

も重要な役割を演ずるのはストラテীগロスであり、さらに注意すべきことには、その中の一人がプトレマイオス自身であるべきことを「布告」が命じていた(彼と並んで、市民の中から選ばれる五名のストラテীগロス団があった。但し、この五人の再任は不可)。史料にはストラテীগロス・アウトクラトルという語こそないが、プトレマイオスがこの国制の中で優越的な地位を占めていたことは、彼がキュレーネーの市民権を賦与する権限をもってしたこと、戦時に最高指揮者であったと同様にポリス内でも最高法廷(死刑判決を含む)を主宰したことなどにはっきりあらわれている。<sup>(8)</sup> この「布告」はキュレーネー市に関するもので、「キュレーナイカのコイノン」*κοινὸν τῶν Κυρηναίων* の国制を定めたものではない。キュレーナイカにはプトレマイオスが征服する以前に諸ポリス間の同盟組織があったが、<sup>(9)</sup> のち、プトレマイオス朝下でコイノン(即ちペンタポリス)が生成する。これへの王朝の対応は、しかし、ペンタポリス全体ではなくその各々のポリスに王の代理が任命されるかたちをとったのであって、<sup>(10)</sup> それは、結局、王とキュレーナイカの諸ポリスとの間に保護支配(Protectorat)の関係を生み出したが、<sup>(11)</sup> コイノン全体に対する保護支配のかたちにまで発展することはなかった。その実現はキュレーナイカではなく、次に述べるエーゲ海域ではじめて達せられるのである。

エーゲ海域に於けるアンティゴノス・モノプタルモスの支配は自由と自治の宣言で始まったが、やがて各市に貢税が課せられ、彼の子のデーメートリオスの下で統治の性格を変えていった。<sup>(12)</sup> デーメートリオスが退き、プトレマイオス王朝が諸島民の保護者として登場したとき、

この王朝はすべての貢税の免除でその統治をはじめ、「諸島民のコイノン」*τὸ κοινὸν τῶν Νησιωτῶν* (Syll. I<sup>3</sup> 390. 57) に生気を吹き込んだので好評であった。<sup>(13)</sup> 前二八〇年頃のこの組織の決議、即ち、所謂「ニクーリア決議」(cf. *ibid.* 390. 1: ἐπέσει τοῖς αὐτέμοις τῶν Νησιωτῶν; 390f.: *ἑθελῶν τὰς κοινὰς τῶν αὐτέμοις*)によれば、プトレマイオス一世は「諸ポリスを解放し、再び法を与え、父祖の国制(πατέρας πολιτεία)を回復し、貢税を廃止した」という。ここでの「父祖の国制の回復」とは、デーメートリオス(彼は「僭主」と看做された)の支配からの解放のことを指しているのであるが、<sup>(14)</sup> いずれにせよ、ここでもコイノンの再生が「父祖の国制の回復」と結びつけられているのである。<sup>(15)</sup>

さて、「諸島民のコイノン」<sup>(16)</sup> はデーロス島にその中心をもっていた上、既に早くからシュネドリオンを備えていて(これに対して総会は、交通上の理由もあってか、<sup>(18)</sup> 開かれた記録はない)、この会議が何よりもコイノンの連邦国家としての性格を支えていた。コイノンに加盟しているポリスでの市民権賦与は、当該ポリスだけでなく、コイノン全体(具体的にはそのシュネドリオン)にも関係したのであって(*ibid.* III<sup>3</sup> 939. 3 sqq.: *ἑθελῶν δὲ καὶ πολιτείας αἰρεῖν καὶ ἐγγύους ἐν πᾶσι τοῖς νήσοις, ὅταν μετανοῶνται τῶν αὐτέμοις*)<sup>(19)</sup> 一ポリスで賦与された市民権が他のポリスでも通用するという、加盟ポリス間の共通性を保証していたのがシュネドリオンの存在にほかならなかった。「諸島民のコイノン」が単なるポリス同盟ではなく、またヘラス連盟の如く同盟と「共同の平和」の結合に留るものでもなく、まさしく連邦国家であったとされる所以である。

しかしながら、他面では、このコイノンの運営の最高の責任者、ネーシアルコス(Νησιακός)が「諸島民」*νησιώται*の中から選出された官職者ではなく、<sup>(20)</sup>エジプト王に任命され、その信任の下に職務を果していたという事実は、この組織の本来具有する限界、即ちヘレニズム君主による保護支配を余すところなく指し示している。実際、諸島出身の者でこの官職に就いた例は今までに知られていない。ネーシアルコスの中でその活動が比較的よく分っているのはポイオーティア人、バツコーンの場合である。エジプト海軍の北方での指揮者であったシドン人、ピロクレース(*IG XII 7, 506: Πιλοκρέης Βακχίου Σιδωνία*)の下に<sup>(21)</sup>あつて、諸島に駐屯する艦隊の責任者を勤めたバツコーンは、同時にネーシアルコスとして、シュネドリオンの運営資金の徴収をまかされたばかりでなく、ポリス間の紛争の解決にもあたつた。ナクソスで裁判機能が停止し、外部に裁定者を求めた時、ネーシアルコスのバツコーンは、エジプト王(プトレマイオス二世)と「諸島民のコイノン」の命により(*OGIS I 43, 3 sqq.: κατὰ τὰ νόμοις ἐστὴν τῶν Βακχίων Τροχαιῶν καὶ τῶν Κορίνθων Νησιωτῶν*)、まずコスへ赴き、コスの市民たちから裁判官・仲裁者の地位を承認された上で、彼らと一緒にナクソスに向い、事の処理に當つたのである。また、カルタイアの紛争の時、彼はその解決のために市へ「通達」*ἀπαγγελία*を發したが、それをうけてカルタイアの民会はその内容に従うべきことを自ら決議している。ネーシアルコスにはポリスの内政に直接介入する権限が欠けていたといえ、<sup>(22)</sup>バツコーンの意図はポリスの民会の決議を通じてその市民を事實上拘束したのである。<sup>(23)</sup>そして、上に触れたニクーリア碑文の中にも、

ネーシアルコスがプトレマイオス朝のために果した機能の一端が伝わっている。即ち、プトレマイオス二世が父のためにプトレマイア祭の創設を企て、その計画を「諸島民」に予め周知させ、且つ討議させるために、サモスで開かれたシュネドリオンに於いてその旨提案することを試みた時、これを推進したのはシドン人のピロクレースとネーシアルコスのバツコーンであつた。<sup>(24)</sup>このように、コイノンを媒介として王が各ポリスに介入をはかった事実はこの組織に対するプトレマイオス朝の優位を明言するものにほかならず、コイノンの側からいえば、その国家としての活動に課せられた制約の枠組を意味するのであるが、しかし、それがあくまでコイノンを通じての間接統治であり、この濾過器の活用故にエジプト王の支配が正当化された点に、プトレマイオス王朝の「保護支配」<sup>(25)</sup>の特色が認められるであろう。

とはいえ、「諸島民のコイノン」に対する保護支配は、「エジプト、リビュア、シリア、フェニキア、キュプロス、リュキア、カリヤ、キエクラデス諸島の王位」(*OGIS I 54, 6 sqq.*)を占めるエジプト王の属領統治の体系では、地理的のみならず内容的にも限界に位置するものであつた。この点は「諸島民」の領域以外のキュプロスの場合を見れば一層明瞭となるであろう。この島は前三一〇年以來この王朝の征圧するところとなり、王によって任命されたストラテゴスが島内の諸共同体の全官職者の機能を一身に集約する、いわば小君主の立場で治めていた。<sup>(26)</sup>このような事情の下に置かれつつも、コイノンが形成され、プトレマイオス朝のための祭祀を主宰する司祭(*ἀρχιερεὺς*)が指導していたが、プトレマイオス五世の時代(前二〇一—一八〇年)以來、ストラ



キルコス人は内部的には独立しつつも、明らかに連合体として加盟——  
W. Ruppel, Zur Verfassung und Verwaltung der amorgischen Städte,  
*Klio* 21, 1927, 314 f. 参照。

(16) 「諸島民のキノン」についての研究は既に W. König, *Der Bund der Nesioten* (1910) が一応の大成。しかしその後 P. Roussel, La Confédération des Nesiotés, *BCH* 35, 1911, 411-455 は König が用いなかった史料 (*OGIS* I 25 et *BCH* 33, 478, No. 6; *JG* XII 5, 1069 など) を用いてのキノンと関係する点を考へられた史料——*BCH* 28, 112, No. 4; *ibid.* No. 5 (後者は「ペラクレア人のキノン」関係のもの)——を指摘したうえで、自ら発見した新史料を含む関係諸碑文の新検討を試みた。

(17) デーロス島には「キノンの金庫」であるキノンンの本拠がおかれつつたが (W. A. Laidlaw, *Oxford Classical Dictionary* 1949, s.v. Delos) ショネリオンが常として開かれたわけではなく (W. König, *aa.O.* 65) B. Niese, *Geschichte der griechischen und makedonischen Staaten* II, 1899, 131, Anm. 4 はデーロス島の *korós torós* について言及した。W. Tarn, *The Political Standing of Delos*, *JHS* 44, 1924, 141-157 は古典以来の神域の性格を検討して「永続的な政治的中立の概念はキリント人には無縁であると」(p. 145) 前三世紀の「諸島民のキノン」がデーロスに「キノン」であったと結論 (p. 147)。

M. Dürrbach の紹介した碑文は前二六〇年頃のデーロス島の「諸島民」のシキネリオンとの関係を伝えている (BCH 28, 113, No. 6) それは三断片による成る。その第一は「サキトラケー人を顕彰する「諸島民のキノン」の決議」第二は「第三は「諸島民」によって顕彰された決議の碑文を神域内の或る場所に建てることをサキトラケー人のヘロクセノスと彼の兄弟たちが許可する」という内容のデーロス人の決議。そして「三断片で続く」の断片には「...[ἐβαί δε ἀπὸν (scil. Φιλόξενον) καὶ τοὺς ἀγ. / δελοφί]ης προσέβηεν καὶ ἐπεγράψαν ἐν πύλαις ταῖς ἡγεῖας ὅταν μετ' / ἔγουναι τοῖς ἀγροφίον. ἄλλοι (P. Roussel, *op. cit.* 444f.)」

- (19) W. Schwahn, *aa.O.* 75.
- (20) W. Schwahn, *aa.O.* 75.

(20) W. Schwahn, *aa.O.* 76.

(21) ヘルマンズによつて I. L. Merker, *The Ptolemaic Officials and the League of the Islanders*, *Historia* 19, 1970, 143ff. 参照。

(22) ペラクレア島で牝山羊をもち込んだり、そこで飼育したりすることを禁じた *JG* XII 7, 509 は、従来、メムニー・ポリスの内部事情で連邦がある程度まで介入した証拠とされてきた。即ち、ペラクレア島は他の島から連れてきた牝山羊の群が島民の権益を侵すので、山羊飼いと島民の間で保身が生じ——時には殺人沙汰にまで発展——、遂に島民がキノンに保護を訴え、キノンが介入して、ペラクレア市民の権利保護に必要な処置を講じた——かかる些細なことでもキノンが介入した——と考えられていた。しかし、P. Roussel はこの決議碑文の形式が他のキノン決議の様式と異なることから、これをペラクレア市民の決議と断定し、キノンにはポリスの内部に介入しなかったと結論 (*op. cit.* 450-454)——尚、同碑文には *τὸ κοινὸν τῶν ηγομένων ἄνω* (l. 9 sq.) を「諸島民のキノン」ではなく、ペラクレア島の *la communauté des habitants de île tout entière* の意と解する——。

(23) I. L. Merker, *op. cit.* 150ff.

(24) この年代記キリントスにキノンンの官職者であったが (I. L. Merker, *op. cit.* 150) 彼がシキネリオン議案を定めるのは (*op. cit.* 148) *δῆγμαμα* によつてであり、彼がシキネリオン議案を主導したわけではなく (M. Cary, *Cl. Quart.* 17, 145, n. 1)。

(25) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 396; ders., *Die Strategie in der hellenistischen Zeit* III, 183: 'Protoktorat'.

(26) H. Bengtson, *aa.O.* III, 139.

(27) H. Bengtson, *aa.O.* III 141; J. Deininger, *Die Provinziallandtage der römischen Kaiserzeit*, 1965, 9.

(28) ヘルマンズはキリント王國は「キリント人」キリント内のキリント人 (W. Schubart, *Spuren politischer Autonomie in Ägypten unter den Ptolemäern*, *Klio* 10, 1910, 41-71 参照) 海外属領民の三種の *ἐπιχόροι* ならば、彼の統治を、王はそれぞれ異なつた三つの建つて前正統化した (W. S.

Ferguson, *Greek Imperialism*, 1913, 162 ff.) 第三の属領民に「いづゞもソノローマのそれとエーゲ海域のそのの間には微妙な相違があったのである。

(四) アンティゴノス・ドソンの時代

—*κοινὸν τῶν Μακεδόνων* と第三次ハラス連盟 —

前三世紀後半のマケドニアでこの王国の本質的な性格に関する二つの史実がみられる。一つは軍会が国家の長を選任したことであり、一つは国名が「マケドニア人のコイノン」という呼称をとったことである (*JG XI 4, 1102: κοινὸν τῶν Μακεδόνων*)<sup>(1)</sup>。前者は前二二九年初めにデーメトリオス二世が没した時のことであって、そのさい軍会ないし長老会 (*οἱ ἡγήτορες Μακεδόνων*) が王位継承に介入して、アンティゴノス・ドソンを *ἐπιτρόπος καὶ στρατηγός* に任命し、彼に執政としての実権を与えた。彼が執政となったのは幼少の王がまだ軍隊を率いることができなかったからである<sup>(2)</sup>。軍会が国家の長を選ぶことはマケドニアでも、またその他の国でも例がないわけではない。前二七九年、ケルト人が侵入した際、アンティパトロス・エテシアスに代ってソステネースが国を指導することになった場合がそうである——同じ頃、シシリアでもピエロンがシュラクサーサイの「民主的」伝統に従<sup>(3)</sup>て、陣営での選挙で (*Polyb. I 8, 4: τὰς τῶν στρατιωτῶν δογμασίας*) 王に選出されている (前二七五年)——。マケドニアのアンティパトロス・エテシアスが廃位されたのは、やはり「軍隊を率いることができない」 *ἀδύνατος στρατηγεῖν* からであった (*Euseb. I S. 236 [Schoenel]*)。そのあと、軍会がソステネースを王にしたにも拘らず、彼はこの称号を拒み、ストラテীগスのそれで満足し

た<sup>(4)</sup> (Just. XXIV 5, 14: ipse non in regis, sed in ducis nomen iurare milites conpuit)。国家の長と軍会との間に交される誓約がマケドニアの指導者の地位を窮極的に保証するものであったが、マケドニア人はそこにあの往古の状態、即ち *βασιλεὺς τῶν Μακεδόνων* がまだ居ず、戦時に一人のストラテীগスがいただけで、これが兵士たちを指揮し、国家を指導していた状態 (*Suda s.v. Βασιλεία*) を意識していたのである<sup>(5)</sup>。実際、軍会は「国制」の上でも重要な役割を果たしたのであって、それがアンティゴノス王朝に古来の民衆的な君主制の性格を賦与し続け、その結果、マケドニアでは国家宗教による君主の神格化が困難であったとさえいわれる。

このようなアンティゴノス王朝の特性はもう一つの重要な史実、「マケドニア人のコイノン」という呼称の登場とも無関係ではないであろう。確かに、国名としてのコイノンはマケドニア周辺の諸国にもその先例がないわけではない。例えば、前三世紀前半にドロピオンがパイオニア人を統一して *βασιλεὺς καὶ κτίστης* になった時、その国は *τὸ κοινὸν τῶν Ἰαδόνων* とも<sup>(6)</sup> した<sup>(8)</sup> (*Syll. I 3 394 [post a. 278]: [Ἀπο]βίλων Δεσποτος/Βασιλεία Ἰαδόνων/[ἐ]πὶ κτίσθη τὸ κοινὸν/τῶν Ἰαδόνων ἀνέστη/ἀπερὴς ἐπέκειν/καὶ εὐνοίας τῆς ἐς ἀβρόν*)。前二三〇年にヘーペイロスで君主政が倒れて共和政が生れた時<sup>(9)</sup> (*cf. Polyb. II 7, 11: δημοκρατία*)、その国名は従前通り「ヘーペイロス人のコイノン」であった (*Syll. II 3 653: τὸ κοινὸν τῶν Ἡπειρωτῶν τῶν νεοῖ Κορινθῶν*)<sup>(9)</sup>。しかし、この時点にマケドニアで「マケドニア人のコイノン」という国名が姿を見せたことについては、当時のアンティゴノス朝に固有の事情があったといわねばならな

い。その第一は王と軍会との関係で、王国が *κοινὸν τῶν Μακεδόνων* という名称をとったのはおそらくアンティゴノス・ドソンがマケドニア王に選出された際、彼が軍会にその反対給付として与えたものであろう、ということである。<sup>(10)</sup> 第二には、その呼称が王国内の都市の市民に対して持つ意味である。<sup>(11)</sup> マケドニアの都市にはアムピポリス(その市民は *Μακεδόνες ἐξ Ἀμυποπόλεως*)、ペルラ、テッサロニケーのように王国に直属するものと、カッサンドレイア (*Κασσαπόεις*) やフィリッポイ (*Φιλιππίεις*) のように王国と同盟関係を装っているものの二種があった<sup>(12)</sup> が、「マケドニア人のコイノン」の国名は前者のような都市市民は勿論のこと、後者のような、ある意味では王権とは異質のものをもコイノンという擬制で包摂しようとする、王朝の意図と合致した。第三には、これによってマケドニア人がその頃ギリシア人の世界で優勢であったコイノンという国家形態に意識的に接近をはかり、自分たちの国家にもコイノンという呼称を採用した<sup>(13)</sup> ことである。デーメトリオス二世が所謂デーメトリオス戦争 (*Δημητριάδος πόλεμος*) でアイトーリア、アカイア兩連邦と戦い乍ら、その制圧には、結局、成功せずに没した後、両コイノンはその最盛期を迎えるのであるが——アイトーリア人の領地はイオーニア海からエーゲ海にまで及び、アカイア人のそれはスパルタを除くペロポネーソスの大部分にひろがる——、まさにその時に登場したアンティゴノス・ドソンも連邦制が収めた勝利の意味をよく理解していたと思われる。<sup>(14)</sup>

まことに、デーメトリオス二世の死はギリシア及びマケドニアに転期を劃するものであった。僭主たちの *χόρητος καὶ μισοδόξους*

(Polyb. II 44, 3) といわれたこの王が没し、アラートスの攻勢が激しくなると、僭主たち (*ibid.* II 44, 3: *οἱ ἐν τῇ Πελοποννήσῳ ἡγόρευτοι*) はその地位を放棄して市を自由にし、アカイア連邦に加入させる (*ibid.* II 44, 5 sq.)。一方、アンティゴノス・ドソンの「マケドニア帝国」も、彼のアカイア連邦に対する政策から分る如く、その先任者たちのように「僭主」を通じて統治するのではなく、諸国家の自由と自治を「保護」しよう<sup>(15)</sup> と努める。デーメトリオスの没後に叛乱を起したテッサリアがマケドニアに属した後も自治を認められ、同盟国、友邦としてマケドニアに繋ぎ留められていたのはそのよい例である (*ibid.* IV 76; XVII 3, 9)<sup>(16)</sup>。その後、アカイア連邦はクレオメネース戦争に敗れ、スパルタ王との平和交渉を余儀なくされる(前二二六/二五年)。その際、クレオメネースは講和、捕虜・征服地の返還の代償として、アカイア連邦でのヘーゲモーンの地位を要求する。それは連邦軍に対する恒常的かつ実際上の指揮権を伴うもので、前二四三年以降プロトレマイオス三世が占めていた如き、単なる名目上の地位ではない。<sup>(17)</sup> ここに至ってアラートスは公然マケドニアに接近する——彼は既にそれ以前から(前二二七/二六年に)、マケドニア王と交渉に入っていたようである (*ibid.* II 47 sqq.)<sup>(18)</sup>。一方、その知らせに接したプロトレマイオス三世は以後アカイアへの援助を中止し、マケドニアに対抗してスパルタ王を財政的に支援することを決心した(前二二六/二五年冬)<sup>(19)</sup>。アラートスはそのあとアンティゴノス・ドソンとの交渉で提携に踏み切る(前二二四年夏?)。隣接のスパルタに制圧されて自由を喪失することを恐れ、マケドニアとの同盟を選んだのである。

続いて、マケドニア王はアカイア連邦のヘーゲモンに選出される。それは上にも触れたプロトレマイオス三世が占めていた名目上の地位を一層実質化したものであったから、アンティゴノス・ドソンは今や連邦軍を恒常的に指揮し得る権限を握ったといえる。<sup>(20)</sup> ここにも、アンティゴノス朝がコイノンに対処する方策で、「諸島民のコイノン」に対する時と同じく、プロトレマイオス朝の先例<sup>(21)</sup>のあとを追ったケースが見出されるであろう。以後、マケドニア人はヘーゲモンとしてアカイア人の総会を召集できる立場になったのに対し、アカイア人はペロポネーソスでのマケドニア人軍隊を維持する義務を負うばかりでなく、アンティゴノスの同意なしに他の王たちといかなる協定も結ばないことを約束させられ、そのような両者の関係を毎年の誓約で更新することを余儀なくされたのである。<sup>(22)</sup>

前二二四年秋にアイギオンでアカイア連邦の総会が開かれたのを機会に (*ibid.* II 54, 3: τῆν Ἀκαίαν συνέδρον) マケドニア王との同盟を望む他の諸国の代表も参集した。ここに、アンティゴノス・ドソンはギリシア人の大部分を包含する新しい同盟組織の結成に成功する。<sup>(23)</sup> それはプーリップス二世のヘラス連盟、アンティゴノスとデーメトリオスによるその復活のあとを承けて、「第三次ヘラス連盟」ともいふべきもので、マケドニアの指導下にギリシア本土の主な国家を反スパルタ・反アイトーリアに結集した組織であった (*ibid.* IV 24, 5 sq.: 55, 2: κοινὴ συνάντησις)。この連盟の特色は何よりもそれがいくつかのコイノンから成り立っていることである。アカイア、エーペイロス、アカルナニア、ポイオーティア、プーキスなどの加盟国 (*ibid.* IV 9, 4) としてマケ

ドニアに従属しつつも同じ行動をとったロクリス (*ibid.* XI 5, 4) テッサリア (*ibid.* V 9, 4) エウボイア (*ibid.* XI 5, 4) はすべてコイノンであった。更に第一次、第二次の連盟と異なり、この第三次の場合にはマケドニア人もメンバーに加っていたと思われる。というのも、この時にはアンティゴノス・ドソンだけがマケドニア国家を形作っていたのではなく、<sup>(24)</sup> マケドニアも建て前としては上のエーペイロスやアカイアと同様、コイノンであったので、諸コイノンの同盟組織としてのこの連盟に含まれていたと考えるのが自然だからである。その上、何よりも注目すべきことには、この連盟にあっても構成メンバーは「父祖の国制と法を用いる自由な」諸国であった (*ibid.* IV 25, 7: πατρῴεσσιν ἡμετέροις καὶ νόμοις ἑαυτοῦ τοῖς ἑστέροις; cf. IV 84, 5)。第三次ヘラス連盟もまた「父祖の国制」の回復をコイノン (而もこの場合には重層的なコイノン、即ち諸コイノンのコイノン) の形成によって保証しようとする企てであったといわなければならない。

第三次ヘラス連盟の加盟国の代表たちはアンティゴノス・ドソンをヘーゲモンに選出した上 (*ibid.* II 54, 4: ἡγεμῶν ἀναβῆναι τῶν συνάντων) マケドニア王がいつでもアカイア連邦の官職者を通じて総会を開催できることを定めた。<sup>(26)</sup> 以後、マケドニア王は「共同の」利益を図るためにコリントスにシュネドリオンを開催するばかりでなく (*ibid.* IV 22, 2: κοινῶν) ヘーゲモンとして連盟軍を召集することにもなった (*ibid.* V 17, 9; 20, 1)。かつてはエジプト王がアカイア連邦の名目上のヘーゲモンの地位を占めていて (*Plut. Arat.* 24, 4) スパルタ王がその実質的な地位を要求した時、アラートスがそれを拒むべくアンティゴノス・



ドソンに接近したこともあったが、今やその権限はアカイア連邦をも含むヘラス連盟の盟主としての、このマケドニア王の手に帰したのである。その結果、ペロポネーソスについて見れば、コリントス、メガラのほか、アカイア、メガレー・ポリス、アルカディア(一部)、アルゴリスなど、かつてマケドニア的僭主支配に反抗し、コイノンに結集して自由な「父祖の国制」を回復した地域が再びマケドニア王の勢力下に入った。<sup>(27)</sup>

ペロポネーソスに於けるアンティゴノス・ドソンの仕事は前二二二年のセラシアの戦いとその結末によって完成した。この戦いで敗れたスパルタ王クレオメネースが支援者のエジプト王の許へ亡命した後、スパルタ人はマケドニア王を自国の「善行者且つ救済者」と宣言する(Polyb. IX 36, 5)。この行為は、アンティゴノス・ドソンがスパルタに「父祖の制度」を回復した(*ibid.* II 70, 1: *tó te roktreuma tò pátrion abrois* [*scil. Macedaímonias*] *atrokaratíthos*; IX 36, 4) という理由でなされたものであるが、いざこれにせよ、このもとスパルタはヘラス連盟に加わるのでもつて(*cf. ibid.* IV 9, 6; 23, 6; 24, 4) 同じく「父祖の国制」の回復とコイノンへの参加とが同様の行動様式が繰り返されてくるのである。

註

(1) アンティゴノス・ゴナタス(*Baariéis 'Avríovos Macedón*)時代からアンティゴノス・ドソン(*Baariéis 'Avríovos kai Macedónes*)時代の大王の變遷については W. W. Tarn, *Antigonos Gonatas*, 54, n. 36; *id.*, *Alexander's 'Trojan War and the 'World-Kingdom'*, *JHS* 41, 1921, 16 参照。

(2) H. Bengtson, *a.a.O.* II, 386.  
 (3) F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius* I, 1957, 57: the simple 'democratic' Syracusan tradition.  
 (4) H. Bengtson, *a.a.O.* II, 383.  
 (5) H. Bengtson, *a.a.O.* II, 381.  
 (6) Cf. W. W. Tarn, *The Greek League and Macedonia*, *CAH* VII, 1954, 751: the unwritten quasi-constitution of Macedonia.

(7) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 208: die alte Volksmonarchie; W. W. Tarn, *op. cit.* 751: their (= people's) jealously guarded ancestral partnership with their king. 「ペルシア人」*oi Macedónes* 王との親密な関係は確かだ他の王朝でもみられる。アンティゴノス・ドソンが叛乱に傾こうとする軍隊に自分の功績を思い起こさせ、離叛を思い留らせようとしたという類の事実は、セリュコス朝でも例がなごわげはない(*Iust.* XXVIII 3, 14 sq.; cf. A. B. Breebart, *Memnosyne* 20, 158)。  
 しかし、このような関係はアンティゴノス朝だけでなく他の王朝以上で顕著であった。ペルシア王の公式の称号を *Baariéis Macedónov* 王の公式の称号を *tyche* の王國の王冠を *'personal monarchy'* とは *'national monarchy'* とは *'royal monarchy'* (Le protocole royal grec et son évolution, *REA* 1, 1948, 232 ff.; *Baariéis Macedónov*, *RIDA* 4, 1950, 61-97) だがそのまじりけいけい入れがたうが(いれく)の批評によれば R. M. Errington, *Macedonian 'Royal Style' and Its Historical Significance*, *JHS* 94, 1974, 20-37 参照——公式の記録の中に a picture of the total supremacy of the king を見る——)しかし、軍会のあり方一つをみては東方のモノニスム諸王國と異なる面を備えていたことは否めない。

(8) ハイオニア人はペリッポス以来マケドニアに從属していたが、ガリア人の侵入(前二七九年)のあと独立して、ギリシアのコイノンのモデルに倣って國家を建設し、前二四九年にアンティゴノス・ゴナタスに攻撃されるまで、マケドニア人の制圧に抵抗した。そして碑文(*Syll.* I<sup>3</sup> 394)の中の *κτίστης* という称号がその獨立國家の建設に關係していることが W. Dittenberger の本の題名 *Die Inschriften von Antigonos Gonatas* W. W. Tarn, *Antigonos Gonatas*

- kas, 173)° 同 J. Pouilloux, Dripion, roi des Péones, BCH 74, 1950, 25 参照——この論文は上の標題のニコノロキーを譲り、上掲論文を以てテレスキイ出土の新碑文 (*Διοτίμων Λεωτρος βλακ[λεις]/καὶ Χαρ[μυλῶ Λεωτρο τῶν/Γρατιάει? κατ]ὰ χρονομῶν/[Ἀντίκω]νι πωδίων*) の年代をトーマス・マリノスに推定せしむるアンナ・トノス・コナタス以後のアンティゴノス朝の國家を以てしむる (p. 25-30)° この種では彼を認めざる由く *κτίστης* 時代では、トーマス朝に王位を継いだニコノノに似たる法的地位を認めしむるべきである (p. 30, n. 1: une existence juridique semblable à celle des κοινά de la confédération qui allait se reconstituer en Grèce propre)——。
- (9) ホーイロスがコイノンに王位に進んだの理由については、前記世紀前半に女性王の市民権賦与の例が、同じ見出しを以てしむる *Διοτίμων* (SEG XV 384 [370/68 a. J. II. 3-6, 22-24; SGI 1334]° Cf. J. A. O. Larsen, Epirote Grants of Citizenship to Women, *Cl. Phil.* 59, 1964, 106 f.——) の *ἡ νόμος* G. Daux (BCH 88, 1964, 677 f.) & J. L. Robert (*Bulletin Epigraphique* 1965, No. 228) の註を以てする。Larsen は *Cl. Phil.* 62, 1967, 255 f. で血縁を継ぎ——。
- (10) W. W. Tarn, *Cl. Quart.* 18, 1924, 22: the κοινὸν must have been the price for electing Dason. Vgl. H. Bengtson, *a.a.O.* 387, Anm. 1.
- (11) テレスキイ王国の都市として SEG XII 373 を教えることが多く、これはロスのブスクリュオス神廟に *ius asylier* を認めた (カマナンドイア、*Ἰππολύπολις*、*Ἰππολύπολις* の三世の各々の決議 (前二四二二)° 決議の形式はそれぞれ *Ἰδεδόθηται τῆς βουλῆς* (1. 8)° *Ἰδεδόθηται τῆς πόλεως τῆς Ἀμοινοκόρων* (1. 27)° *Ἰδεδόθηται τῆς ἐκκλησίας* (sic) (1. 43) である。同類は *Ἰδοὶ στρατηγοὶ καὶ οἱ νομοφύλακες* (1. 2)° *Ἰπποκράτης* (1. 19) である *ἀγορῆς* (1. 32)° *Ἰδαγῶν* (1. 51) なども同様。トマス朝に市民権を認めたる理由として、たゞしばしばアンティゴノス王「カマナンドイア」その他の全ツゲドニノ人へのロスの人々の好意があげられる (II. 5 sqq.: πρὸς τὰ τοῖα βασιλεῖς Ἀντιγόνου καὶ τῆς Κασσανδρείου πόλεως καὶ πρὸς τοὺς ἡγετῶν Μακεδόνων πύργων)° 彼らの王位に上つたのは、トマシロリナーの臣を以て *ἐπιτάχτης, ὑποεπιτάχτης, δικάτης* である (M. Holleaux, *Et. épigr. et d'hist. gr.* I, 1938, 261 ff.)° この種の臣を以て出せられたる *ἀγορῆς* 及び *ἐκκλησίας* の類は、王の御座に上つた (C. Schuller, *The Macedonian Politarchs, Cl. Phil.* 55, 93)°
- (12) H. Bengtson, *Randbemerkungen zu den kaischen Asylurkunden, Historia* 3, 1954/5, 462 f.
- (13) H. Bengtson, *Die Strategie in der hellenistischen Zeit* II, 385, Anm. 2.
- (14) W. W. Tarn, *CAH* VII, 751.
- (15) B. Niese, *a.a.O.* II, 336.
- (16) B. Niese, *a.a.O.* II, 336.
- (17) H. H. Schmitt, *Die Staatsverträge des Altertums* III, S. 208.
- (18) H. H. Schmitt, *a.a.O.* S. 211.
- (19) H. H. Schmitt, *a.a.O.* S. 209.
- (20) H. H. Schmitt, *a.a.O.* S. 211: der ständige Oberbefehl über die Bundes-truppen.
- (21) F. W. Walbank, *op. cit.* I, 266: the honorar ἡγεμονία of Ptolemy Energetes (cf. *Plut. Arat.* 24, 4: ἡγεμονίαν ἔχοντα πολέμου καὶ κατὰ γῆν καὶ κατὰ θάλασσαν).
- (22) H. H. Schmitt, *a.a.O.* S. 212.
- (23) この同盟が F. W. Walbank は、その社会的背景を考慮して「トマシ・コナタス・エノンの反神像運動」であると、その説明が M. Rostovtzeff の用語に似て、トマシ朝の bourgeoisie を以てするの 'communism' の大 (トマシ朝の階級の階級の区別) の点で、同様の現象である (The Causes of Greek Decline, *JHS* 64, 1944, 13)°
- (24) W. W. Tarn, *op. cit.* 751.
- (25) W. W. Tarn, *The Constitutive Act of Demetrius' League of 303, JHS* 42, 1922, 199 f.
- (26) F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius* I, 256.
- (27) この同盟の組織として K. W. Welwei, *Das makedonische Herr-*

schaftssystem in Griechenland und die Politik des Antigonos Dosis, *Rhein. Mus.* 110, 1967, 313 参照——「ギリシアに於けるマケドニアの支配の道具」であって、ローマに対抗するための組織ではない——。

(五) 結 び

クレイモニデース戦争の際、各ポリスの「父祖の国制」を再建することを目標にして結成されたギリシア人の連合 (oi 'Ekklyses) は、マケドニア王、アンティゴノス・ゴナタスのギリシアでの統治を「僭主政」とみていた。しかるに、四〇年後にアンティゴノス・ドソンは個別ポリスの「パトリオン・ポリータウマ」の回復を標榜し、「自由な」国家の連合としてのヘラス連盟 (oi 'Ekklyses) を再興した。ここにアンティゴノス王朝の、ギリシア世界に対する政策の一八〇度の転換をみる事ができるであろう。実際、この変化はギリシア人の眼にもはっきり認められたのであって、ゼノーンの弟子のクレイモニデースが真の王政と個人の尊厳を希求する立場から「僭主」としてのマケドニア王に抵抗したのとは対照的に、次の世紀のポリリュビオスはフィリップス五世の統治をモナルキア (= テュラニス) とは区別し、真の王政として称揚するのである。マケドニア王に対するこのような新しい評価には、アンティゴノス・ドソン以来のコイノンの長としてのマケドニア王という立場が関係していた。(2) フィリップス五世の時代は副王制の継統 (cf. Polyb. IV 6, 4: τὸν ἐπὶ τῶν ἐν Πελοποννήσῳ βασιλικῶν πραγμάτων κάρτα-*κελευσίων*)、ギリシア人都市の征服(市民の奴隸化)、マケドニア人の植民、傭兵制の採用、君主礼拝への傾斜など、総じて純粋なヘレニズム

王権への変質(6)が顕著であったにも拘らず、王は内外でのコイノンの擁護者としての姿勢をとり続けていたのである。

コイノンを介しての、ヘレニズム王権とポリス理念の間の協調(ヘラスでの「父祖伝来の」*πάτριος* 秩序の擁護者としてのマケドニア王)はこのようにアンティゴノス王朝に於いて一応の成功を収めたといえる。もっとも、この成功の意味する裏面が既に同時代のギリシア人に見ぬかれていたことも事実で、たとえば、前二一年、クライネアース(アイトーリア人)はスパルタ人に対する演説の中で (Polyb. IX 28-31) スパルタの「ギリシア人に対する父祖伝来の覇権」*ἡ πάτριος ἡγεμονία τῶν Ἑλλήνων* の回復に貢献したのは、(マケドニア人ではなく) アイトーリア人であるといい、アンティゴノス・ドソンの「善行」*εὐεργετήματα* (*ibid.* IX 31, 3) を否定している。それにも拘らず、ポリスが連合(コイノン)を組織してその長にヘレニズム君主を戴くことは当時くり返し企てられたことであって、クレータの諸ポリスが統一してコイノンを形成し、フィリップス五世をその指導者(πορταίης)に選出したのもその一例である (*ibid.* VII 11, 9)。

領域国家がギリシア・ポリスをその支配体系の中に吸収する方途としては、(一)総督や副王を派遣し、僭主を通じてコントロールする方法が広く用いられたが、そのほか、(二)「父祖の国制」を回復したポリスをコイノンにまとめ、その上に「保護支配」を敷く方法もそれ以上に効果的であった。ローマがやがてポリス世界を吸収するもの(三)の方法によってである。前一九六年にフラミニウスは「自由」の宣言の中で、ギリシア人はフィリップス五世の「僭主政」の倒壊によっ

て「父祖の法」を用いることになった、と云ったが (Plut. *Titus* 10: νόμοις γαυμήτοις τοῖς πατρίοις)<sup>(8)</sup> の宣言を出发点として、ギリシアの諸コイノン (この語はローマ勢力下では属州総会を意味する) とローマとの間の新しい関係が展開するのでもある。

註

- (1) W. W. Tarn, *Antigonos Gonatas*, 295.
- (2) ポリュビオス自身の中にマケドニアの王政に対する、相反した評価がみられる。彼はアラートスに関する記述の中で自由と自治の抑圧者としてのアンティゴノス・ゴナタスを示唆するが (II 43, 8) それをマンティマコニス・ドロンンに対する肯定的評価と対照的である (vgl. K. W. Welwei, 306ff.)。尚、アンティゴノス・ドロンンに続くプエリッポス五世はその統治期のある

時点で、ギリシア各地の貴族派・寡頭派を支援する政策から民衆支持のそれに転換したといわれるが、この通説に於て D. Mendels, Polybius, Philip V. and the Socio-Economic Question in Greece, *Ancient Society* 8, 1977, 155 ff. は批判的——彼は逆の事実を列挙し、最後に「サーモーンズの運動に批判的であったポリュビオスがどこにもプエリッポスを 'popularis' とは言っていないことを指摘——。

- (3) V. Tschirikower, *Die hellenistischen Stadtgründungen*, 1927, 4.
- (4) H. Bengtson, *aa.O.* 332.
- (5) V. Ehrenberg, *aa.O.* 208.
- (6) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 440.
- (7) プエリッポス五世の貨幣銘に 'τῶν Μακεδόνων' という表現がみえる (W. W. Tarn, *CAH VII*, 751)。
- (8) W. W. Tarn, *Antigonos Gonatas*, 438.

## 第二章 セレウコス王朝に於ける植民運動と国家統一の問題

### (一) 序 (上からのシュノイクスマス)

ポリスを形成する運動としてのシュノイクスマスは、前八世紀以降、アルカイック期ばかりでなく、古典期にも見られ——たとえば五つのデ—モスからのマンティネイアのシュノイクスマス<sup>(1)</sup>——、その後、更に次元をかえて、幾つかのポリスから一層大きな国家(コイノン)をつくる動きにまで発展した。既に前四〇八／七年、ロドス島ではアテーナイとの戦争の間に、イアリッソス、リンドス、カミロスの三市がシュノイクスマスによって新しい首都ロドスをつくり、各市が可能な限りでの自治をもつかたちのコイノン<sup>(2)</sup>を建設する(S<sup>2</sup>ul. 13 340. 40 sq.: *ἐπὶ τὰ κοινὰ τῶν αἰσίων ἐστὶν Ἀσπίων*)。ギリシア本土でも前三七〇年にアルカデアで、当時覇権を握っていたテーバイの支配の下に、三九の共同体からのシュノイクスマスが断行され、首都のメガレー・ポリスが建設された。これはその規模に於いて後のヘレニズム期の都市建設——これも後述の如くシュノイクスマスにもとづいていた——の先蹤をなすものである。<sup>(3)</sup>

この時期(前四世紀)のシュノイクスマスにはやがて、規模の大きさのほかに、君主による遂行という新しい特徴が加わる。それ以前にもマケドニア王ペルディッカスの指示<sup>(4)</sup>にもとづき、オリュントスがシュノイクマスで自市を強化したことがあったが、前四世紀に君主によるシュノイクスマスは時代の特性の一つにさえなったのである。マウソロスが前三六二年に、カリアの六つの村落からの集住によって(S<sup>2</sup>ul. VIII, 1, 58) ハリカルナッスを建設したのもその一例である。この時、当該の六共同体はその後も村落として存続したが、ハリカルナッスの市壁が拡大されたことから分る如く、それは単なる政治的統一ではなく、純粋な集住を伴う都市建設であった。<sup>(5)</sup> この市の建設は、周辺のバルバロイの居住地を統合してポリスの土台を築く、セレウコス朝の方法の先蹤をなすものである。<sup>(6)</sup>

このような先蹤、及びアレクサンドロス、更にはアンティゴノス・モノプタルモスの東方での同種の実験のあとを承けて、<sup>(7)</sup>「上からのシュノイクスマス」はセレウコス朝の王たちによってオリュント世界で継続される。この政策こそ同王朝の植民運動と合して、セレウコス王

国の国家統一を推進するものであった。第二章はこの点の経緯を説明しようとする試みであるが、そこに於いては特に、王朝の植民政策を通じて王国の構造がロイノン（当時西方ギリシア世界で優勢であった国家形態）に近づきつつあったことを実証したい。

註

(1) 時期的には前四六四年と四五九年の間とする説が多く（諸説はつづいて A. A. I. Waisglass, *Demonax, BAZILEYΣ MANTINEON, AJPh* 77, 1956, 171, n. 10 参照）。このシテノイキスモスが、ムムルタの指示によるチヌブの集住 (Paus. VIII 45, 1; Str. VIII 337) と同様、既に外部の勢力（この場合はマルコス）によって推進されたことが注目される。

篇 後

(2) ロイノンとしてのロダスはその後ヘレニズム時代に強大国の国家系の中核として独自の歩歩を辿るが、その国制の発展については P. M. Frazer, *Alexander and the Rhodian Constitution, La Par. del Pass.* 7, 1952, 192ff. が重要——ヘレニズム＝ローマ時代のロダスの国制は前二二五年とフレクサンダロスがこの市にも導入した改革ともよく似たものである——と考へる P. Carratelli, *Alessandro e la costituzione rodia, La Par. del Pass.* 4, 1949, 154ff. を批評するの起源を前四世紀の第一・四半期に置く——。

(3) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 273. メガロー・ポリスについては後篇 第一章 (註(8)) 参照。

(4) F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius* II, 1967, 163ff.

(5) トラカルナソスの支配者の中心市強化の例はマウンロス以前にもある。前五世紀半ばの同市出土の一碑文 (Syll. I<sup>3</sup> 45) は同市とサルマキス市が僭主リシマコスと共同で行った決議でもあるが、F. Gschnitzer, *Zur Geschichte der griechischen Staatenverbindungen: Halikarnassos und Salmakis (Syll. I<sup>3</sup> 45), Rhein. Mus.* 104, 1961, 241, Anm. 13 及びトリカルナソスに拠る占める支配者が自己の勢力下の諸都市をまとめて、中心都

市を強化する企てを見る。W. Dittenberger の *インテラ* の場合の類例 (n. 2)。

(6) U. Kahstedt, *RE IV A 2, 1932, s.v. Synoikismos*, 1440.

(7) 東方での展開と並行してギリシア世界でも「上からのシテノイキスモス」はテムプロコイによって継続される。但し、オリエンタル世界で異なる、村落からではなく既存の都市からの集住である。カッサンドロスはカッサンドレイアを周辺の多数の都市からのシテノイキスモスで建設（この時オリエンタル市民が残つたものも新市へ移された [Diod. XIX 52, 2]) —— V. Tschirikower, *Die hellenistischen Städtegründungen von Alexander dem Großen bis auf die Römerzeit, Philologus* Suppl. XIX, Heft 1, 1927, 3; R. H. Simpson, *Antigonos the One-Eyed and the Greeks, Historia* 8, 1959, 387 参照——。カッサンドロスはそのあと前二六〇年の町 (*tróikaia*) からのテッサロニケーへの集住を断行（前二二六—一五年）。これらは支配下のポリスの貢税支払い能力を維持するための経済的配慮から出た政策であった。アンティゴノス・モノプタルモスも同じ意図からコロブキーンを拡大し（前二一一—二〇六年）、スケプシスその他の都市をアンティゴネイアに統合し（前二〇六年）、テオラスとレバティスの両市を統一した（前二〇一—一年）——cf. R. H. Simpson, *op. cit.* 400ff.——。リシマコスは前三〇九年にリシマケイアをケルソネオスに建設したのも (Diod. XX 29, 1) シテノイキスモスによるものであり（この時カルデアの市民は新市の住民となり、旧市はポリスから「村落」*κόμμη* となった——Paus. I 9, 10; 10, 5; vgl. V. Tschirikower, *aa.O.* 1)）。テッサリアは前二九三年このテメレートリオス・ポリオルケテラスが同様にシテノイキスモスによってテメレートリオスを建設 (Str. IX 436; Plut. *Demetr.* 53, 3; vgl. V. Tschirikower, *aa.O.* 4) のような君主による上からのシテノイキスモスに対して住民が示した反応はイリオンの場合に最もよく窺うことができる。リシマコスは周辺の小都市の住民をこの市へ移住させて市を拡大したが (Str. XIII 593) 王の死後、新市民はシテノイキスモスから解放され市を離れる。このシテノイキスモス (*στρωματός*) のちのち、彼らは歓喜して市壁を破壊したと云ふ（その後、前二世紀はじめの状態を Str. XIII 594 の *κοινοτικός* と訳す）。当時のシテノイキスモスはあくまでも強制された集住

であり、「王朝の政策」dynastic policyとして遂行されたのである(C. H. Kaeling, *Ptolemis*, 1962, 6, n. 21)。

## (二) 「マケドニア人」oi Makedōnes とそのカイトイキア

セレウコス王朝の君主たちは東方でギリシア人(「マケドニア人」oi Makedōnes)を植民し、割当地(katōchos)を分与したが、それはフィリッポス二世が既にマケドニア国内で実行していた方策にその先例をもつものである。この王は山地に住む貧しい国民(農夫・牧人)を平地に移住させた<sup>(1)</sup>と伝えられ(Arr. VII 9, 2: *ὀλίγους τὰς πεδινὰς βίβας πικύρας καὶ ἀρόρους... καθήγαγε δὲ ἐκ τῶν ὄρων ἐς τὰ πεδία*)<sup>(2)</sup>。このとき彼らは王領地にクレーロイ、即ち軍事植民者として住みつき、クレーロイを分与されたと考えられている<sup>(1)</sup>。マケドニアでは兵士が時に応じて首都パイガイに結集し、軍会を構成して(cf. Diod. XVI 3, 5: *τοὺς ἐν ταῖς Αἰγύαις*)<sup>(2)</sup>。新しい王の選出などの際にある程度の権能を行使したが(Iust. VII 5, 9 sq.: *Iaque Philippus diu non regem, sed tutorem pupilli egit... compulsus a populo regnum suscepit*)<sup>(3)</sup>。平地に植民された彼らも軍会の構成員であったと思われる。

フィリッポス二世暗殺(前三三六年)のあと、アレクサンドロスがパイガイで軍会によって王に推戴される(Diod. XVII 2, 2: *τὰ πύργου*)<sup>(2)</sup>。即位した新王は「マケドニア人」、即ち軍会にフィリッポスの暗殺者パウサニアースの断罪を委ねたとされる(P. Oxyrh. XV 1798, 1. 5-8 [F. gr. Hist. II A 816 u. II B 533]: *τοὺς Μάκεδοναί*)<sup>(2)</sup>。αὐτῶν ἀρετὰς ἀνδρῶν。前三三四年のはじめにヘレスポントスを渡ってアジアに入る。その

時の軍隊の中核は勿論「マケドニア人」<sup>(3)</sup>で、ガウガメラの戦勝(前三三一年)のあとアレクサンドロスをアジアの王(Plut. *Alex.* 34, 1: *βασιλεὺς τῆς Ἀσίας*; Blinkenberg, *Die Lindische Tempelchronik*, 1915, 32 XXXVIII 1. 104: *κύριος τῆς Ἀσίας*)に戴いたのも彼らであった<sup>(4)</sup>。その後も軍会は王の推戴や裁判のためばかりでなく、状況に応じて各種の目的のために開催された。ペルシア大王ダーレイオスの死後、マケドニアの軍隊の中で帰国を希望する者が続出した時、アレクサンドロスは軍会を召集して戦いの継続を働きかけたし(Diod. XVII 74, 3: *τοῦτους [scil. Makedōνας] μὲν ἀπολαίας εἰς ἐκκλησίαν*)<sup>(5)</sup>。またインドでの転戦のちには、王は軍会でガンダーラ人との交戦を兵士たちに説き、拒否されて、結局、彼らの決定に従っている(Diod. XVII 94, 5: *συγγίη [scil. Ἀλέξανδρος] παύρας εἰς ἐκκλησίαν... καὶ τῶν Μάκεδόνων ὀδομαῖος οὐ γὰρ ἀπέβουλον, ἀπέστη τῆς ἐπιβολῆς*)<sup>(6)</sup>。これらの兵士たちをアレクサンドロスはその遠征の途次、各地に定住させた。その場合、注意すべきは、王が周辺の村落の住民を集めて「都市」をつくり、その上に兵士たちを定住させたこと——また、既存の都市に定住させる時でも、屢々、周辺の村落の住民をそこへ移住させたこと——、即ち君主による村落からのシェノイクスモスが兵士の定着の前提となっていたことである。アレクサンドロスがペルステイナでガザを建設したさい、その市を周辺の住民で満たしたといわれ(Arr. II 27: *ἐκ τῶν περσικῶν*)<sup>(7)</sup>。またアレクサンドリア(エジプト)の建設の時も、カノーポスその他の町からの集住が随伴したと伝えられる(Curt. IV 8, 5: *ex finitimis urbibus commigrare Alexandriam iussis, novam urbem multitudine implevit*)<sup>(8)</sup>。

アレクサンドロスの没後、東方での王の軍隊をアンティゴノス・モノプタルモスがうけつぐ。しかし、アンティゴノスの軍隊ではそのご傭兵が増加し、マケドニア人に比してその割合が以前よりはるかに大きくなる。この傾向はディアドコイ時代の進行につれ一層顕著となり、その結果、これまでのように純粹のマケドニア人だけでなく、ギリシア人傭兵や「マケドニア人と同じ装備をしたもの」がプアランクス、即ち軍隊の中核を構成するに至った。<sup>(7)</sup>以後、このようなプアランクス構成員のギリシア人・マケドニア人が騎兵のマケドニア人と共に「マケドニア人」とよばれるようになる。戦列を共にし、装備を共通にする経験が、出自の違いを越えて、新しい軍隊を生み出したのである。アンティゴノスも「マケドニア人」を植民したが、そのさい、彼らはクレーロスを分与され、クレールーコス、即ち、王の戦争への参加義務を負うものとして定住した。ここにヘレニズム期に固有の軍事植民地(カトイキア)が東方に初めて登場したのである。アンティゴノスの下にあっても軍会は、勿論、それまで通り機能していた。前三一六年、離叛を企てて捕えられたペイトーン(メディアのサトラップ)がエクバタナに連行され、裁判にかけられて死罪の判決を下されたのも軍会に於いてであった(Polyaen. IV 6, 14: Ἀντιγόνοσ δὲ ἐς τὸ κοινὸν τοῦ Μακεδῶνα *στρατῆρα τῶν Πειθωνῶν ἐκὼν τιμωροῦμένον ἀπέκρινεν*)<sup>(8)</sup>。同年、アンティゴノスはエウメネースを最終的に破ってエクバタナの近くで冬を過ごす(Diod. XIX 44, 6: 46, 1 et 5)<sup>(9)</sup>。後にこの近辺に姿を見せるラガイ・エウローポス、ヘーラクレイア、アパメイア、ラオディケイアなどの一連のヘレニズム都市は、おそらく、この時にアンティゴノスが定住させ

た兵士の軍事植民地から出発したものであろう。<sup>(9)</sup>右に挙げたもの以外にもいくつかのカトイキアの設置がアンティゴノスに帰せられている。既に前三一二年に「マケドニア人」の軍事植民者がいたと伝えられるハラシ・カライ(メソポタミア)のほか(Diod. XIX 91: τὸν ἐν Κιρκούσι κἀποικισμένον Μακεδῶνα)<sup>(10)</sup>、オロンテス河畔のペルラ(後のアパメイア—cf. Diod. XXI 20)とアンティゴネイア(後のアンティオケイア)などもそれである。ペルラ(=アパメイア)についてはストラボーン(XVI 752)に「遠征に参加したマケドニア人の多数がそこに定住したので、『最初のマケドニア人』によってペラとも呼ばれていた」*ἐκλήθητο δὲ καὶ Πέλλα ποτὲ ὑπὸ τῶν πρώτων Μακεδῶνων διὰ τὸ τοὺς κλειστότους τοῦ Μακεδῶνα ἐπαρῆθα οἰκίσαναι τὸν στρατιωτικῶν*とあり、この「最初のマケドニア人」*οἱ πρώτοι Μακεδῶνες*、こそこの地にはじめて定住したカトイコイを指すものと思われる。<sup>(10)</sup>アンティオケイアにはイオーポリス、カシオーティス、ボツティアなどの名称が伝っているが、それはこの都市の前身、アンティゴネイアがカトイキアとして建設された時、周辺のいくつかの村落からのシュノイクスモスを伴って成立した消息を示すものである。<sup>(11)</sup>アンティゴノスの下で活躍した部将、ドキモスにもいくつかのカトイキアの設置がある。ドキメイオンもその一つで、ここからは彼の肖像を刻んだ貨幣が出土している。クレーロスを賦与されて王への軍事義務を負う兵士が定着したカトイキアは、後に更に成長して貨幣の鑄造権をもつ自治的な組織にまで発達したのである。同じころにやはりドキモスによって設けられたシュンナダと共に、ドキメイオンは小アジアに於ける最古のカトイキアに属するといわれるが、<sup>(12)</sup>



いづれにせよ、小アジアといわずオリエントといわず各地で「最初のマケドニア人」*prisci Macedones* が軍事植民地にカトイコイとして定着して行ったのである (Amm. Marc. XIV, 3, 3: [Batnaji municipium in Athenusia conditum Macedonum manu priscorum]).

シリア・パレスティナ、或いはメソポタミアへの植民は前三〇一年のイブソスの戦い後に頂点に達する<sup>(13)</sup>。その推進者セレウコス一世 (前三二二—二八〇年) はアンティゴノスの一〇〇、〇〇〇人をこえる軍隊 (特にギリシア人・マケドニア人兵士) をひきついでばかりでなく、イブソスの勝利で地中海岸からのギリシア人・マケドニア人の確保が可能となつて、<sup>(14)</sup> 今や活潑に植民活動を展開する。上に触れたオロンテス河畔の両市の中、ペルラはこの戦いの直後にアパメイアと改称されて再建・拡大され、また、同じころアンティゴネイアの市民の大多数は首都 (アンティオケイア) の建設のさい、新市への移住を命ぜられた (旧アンティゴネイアはこの結果、「村落」*kolon* になつたと考えられている)<sup>(15)</sup>。そして、植民の手續きに於いてもセレウコスはアンティゴノスの先例に従う。キリキア最大の建設都市セレウケイアはオルギア、ヒュリア、ホルモイ (Str. XIV 670) の三集落からのシュノイクスモスによつて基礎が置かれ、<sup>(16)</sup> このような「村落」からの「集住」に「マケドニア人」の駐屯、そしてクレイロスの分与による定着という、あのカトイキア設置の手續が接続したのである。「マケドニア人」の駐屯が永続化し、カトイキアが生れる事情はドゥーラ・エウローポスに見られる。アンティゴノスの下でメソポタミアの総督であつたニカノールの手で既に都市のかたちをとりつつあつたこの地に、セレウコスは「マケドニア人」を

派遣<sup>(17)</sup>し、彼らに永住のためのクレイロイを賦与した<sup>(18)</sup>。「エウローポス人」*oi Euporoiotai* となつた彼ら兵士たちが後の文書では村落の居住者 (*oikoytes*) ともあるので、クレイロイは市の周辺に点在するものと村落の領域にあつたものと思われ<sup>(19)</sup>。尚、分与地が軍隊の指揮者の名を附して呼ばれているのは、それが彼らの手で兵士たちに割当てられたことに由るのであろう。実際、ここに住みついた守備隊の兵士は指揮者の命令を仰ぐ、正規の分遣隊であつて、<sup>(20)</sup> セレウコス王国を支える「マケドニア人」の一部であり続けた<sup>(21)</sup>。そして、彼らも参加の資格を有する「マケドニア人」の軍会は以前通りセレウコスの下でも開かれていた。前二九三/九二年にセレウコスが息子のアンティオコスを共同統治者に指名し、王国東部を任せようとした時、王は軍会を召集してその旨の提案を行い、同意を得たのである。そのさいに彼が集つた兵士の前で (App. Syr. 61: *την στρατιάν συναγαγών; Plut. Demetr. 38, 10: ἐκκλησία πύλοισις*)<sup>(22)</sup> 自己の業績を数えあげているのは、王権と「マケドニア人」の関係を考える上で興味ある事実といわなければならない。王は自分が「マケドニア人」の安寧のために努めてきた善行者であることを彼らに説き (App. *ibid.* 61: *ἐς τὴν βίησιν τοῦ μέλλοντος ἀποσφύζαν*)<sup>(23)</sup>、彼らが王と協調することが恩恵を与えた者への感謝となるべきことを述べている点に (App. *ibid.* 61: *δικαίως δ' ἐστὶ μοι ἐς πάντας ἀνεστῆναι*)<sup>(24)</sup> 王と「マケドニア人」の間の特別な関係が窺われる。尚、クルペディオンの戦い (前二八一年) でリュシマコスを破つたあと、セレウコスは愈々正統な「マケドニア人の王」であることを自覚したといわれるが、この時も、軍会での兵士の「歓呼賛同」*acclamatio* があつたと考えられ

ている。<sup>(25)</sup>

さて、東部と並ぶもう一つの前線、小アジアでも同じような過程を経て「マケドニア人」のカトイキアが建設されつつあった。この地域には、たとえばテュアテイラ (Str. XIII 625: *katroikia Makedonon*) の如く、既にセレウコス一世の時に「マケドニア人」の將兵 (OGIS I 211. 3 sq.: *Makedonon oi hysous kal stratoron*) が定任したところもあったが、全体としては、アンティオコス一世の手によって設置されたカトイキアが多い。小アジアの確保はマケドニア人・ギリシア人の補給の上で重要であっただけでなく、プトレマイオス朝の進出やガラティア人の侵入に備えるためにも不可欠であった。そこに設けられた三〇以上のカトイキアは主としてガラティア人からセレウコス王国を守るためのもので<sup>(26)</sup>、特にカイコス河からマイアンドロス河にかけてのそれはガラティア人の侵入からイオーニアを防衛する役割を担っていた。<sup>(27)</sup> その場合も、土着の集落を補強し、兵士を植民してカトイキアをつくるという過程を踏んだことは、フリュギア人の都市ペルタイへの「マケドニア人」の定着の例に見ることができ<sup>(28)</sup> (Head<sup>2</sup> 682: *TEATHNON MAKEJONAN*)。小アジアではそのほかカリアでの植民が目立つが——ハリカルナッソもアンティオコス一世の時代に「マケドニア人のカトイキア」*katroikia Makedonon* (Str. XIV 660) として再出<sup>(29)</sup>——、ここでも土着の村落からのシュノイキスモスを基礎にして成立したものが少なくない。<sup>(30)</sup> 尚、小アジアのカトイキアの中には、カトイコイが *oi nepi... Makedones*<sup>(31)</sup> とよばれている例がいくつも見出される (たとえば *oi nepi Goudeliaz Makedones*)。これは、カトイキアが周辺の住民の「上からのシュノイキスモス」によって生れ

たことを教えているが、その上、*oi nepi...* という呼称が西方でコイノンを表示した事実を考える時、セレウコス朝が東方で「上からの」集住を推進したさいの時代背景を窺わせて興味深い。

小アジアや東部にカトイコイとして住みついたギリシア人・マケドニア人<sup>(32)</sup>には、上述のごとく、クレーロスの分与の故に王への軍事奉仕義務が伴った。<sup>(33)</sup> カトイコイは王国の軍隊の一部を構成し (Diod. XVII 4, 8; 7, 1; XIX 27, 5; 29, 2)、而も傭兵や現地徴募の兵士と異なる正規兵であった。<sup>(34)</sup> 王国東部でもそうであったし、また小アジアでも、カトイキアが軍事的に重要な地点に集中していることが示す如く、カトイコイは退役兵士ではなく、現役の兵士であった。<sup>(35)</sup> 傭兵は傭い入れに苦心を要した上、高価にもついたので、セレウコス王国は勢いその軍隊の中核を、王国内に集団的に定着したギリシア人・マケドニア人に求めたのである。このように、或いは北シリアやメディア・スーシアーナに、或いは小アジアに、或いは東方遠隔地 (アレリア・バクトリア・ソグディアーナ) に住みついたカトイコイこそ、セレウコス王国がアンティオコス一世の下で最盛期を迎えた時、この王国を外敵から防いだ勢力であった。実際、カトイキアの住民を巻き込んだ不断の戦争は彼らに一種の常備軍兵士としての性格をさへ賦与したのである。<sup>(36)</sup>

カトイコイが担う軍事的な重要性は彼らの「マケドニア人」という呼び名にもあらわれている。小アジアでも稀に見出される非軍事的なコロニーは単にカトイキアと呼ばれるが (たとえば *Katroyon katroikia*)、軍事的なそれは「マケドニア人」のカトイキアであった。<sup>(37)</sup> また、ドイデューアについての一碑文にその地のカトイコイが *oi ek Dorouys Makedones*

*ὄβερ* とあつて<sup>(38)</sup>、古マケドニアでの都市の住民が類似の表現で呼ばれていたことを想起させる(たとえばアムピポリスの市民の公式の呼称は *Μακεδόνες ἐξ Ἀμυρῶνας* であつた——中間考察、第二章、例、参照——)。古マケドニアでは王と国家が同一視され、マケドニア人の軍事奉仕も直接王に対してなされたが、セレウコス王国でのカトイコイ、即ち「マケドニア人」の地位も古マケドニア国民のそれに比定して考えられていたのである。東方に植えつけられたコロニーの網はセレウコス王国の「マケドニア」であつた、といわなければならない。<sup>(40)</sup>

註

- (1) F. Granier, *Die makedonische Heeresversammlung*, 1931, 18f. マケドニアの君主はその支配領域内で国民を定住させ、タテローモスを賦与して王への軍事奉仕を義務づけた (Schulthess, *RE* XI 1, 1921, s.v. *ἀρχαὶοί*, 818; W. W. Tarn, *Alexander the Great* II, 1948, 155)。<sup>39)</sup> トリュシホスのピロザンテイオン遠征中にアレクサン드로スが建設したアレクサントロポリスも軍事植民地であつた (W. W. Tarn, *op. cit.* 248f.; H. Bengtson, *aa. O.* 324)。<sup>40)</sup> 土地を分与して兵士を定住させる軍事植民はペルシマ帝国でもあつた。たとえばエジプトとヌビアの境域の防備のためにクレマンティオンに置かれた軍事植民がそれだ、そこには守備兵指揮官 (*praefectus*) が植民兵士に対する裁判権を有する秩序が保たれてゐた (M. A. Dandamayev, *Politische und wirtschaftliche Geschichte, Historie-Einzelschrift* 18 [Beiträge zur Achämenidengeschichte, hrsg. von G. Walsert], 1972, 55f.)。しかし、ここには定住地からの共同体的発展がなされたところまでを要する必要がある。
- (2) 彼の王位継承のうちの「軍会」は承認の意味でこゝでは F. Granier, *aa. O.* 29-31 参照。
- (3) 「アレクサン드로スと共にアジアへ渡つた軍隊」では (Diod. XVII 17,

- 3 sq.) 三二〇〇〇人の歩兵のうち、五、〇〇〇人だけが *μασδοποι* であつた。騎兵では一人の傭兵もいなかった (H. W. Parke, *Greek Mercenary Soldiers*, 1933, 186)。<sup>41)</sup> また、一部、傭兵を含むマリアンタスも自分のマケドニア人の軍隊と考え、それ故、アレクサン드로スの東方遠征を私的な軍事行為とは見てゐなかつた (M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Hellenistic World* III, 1941, 1314)。
- (4) F. Granier, *aa. O.* 32.
- (5) アレクサン드로スに対する陰謀の故に捕えられたペイロータスの場合も、軍会 (*oi Makedones*) に連行され、そこへ死刑を宣せられた (Arr. III 26, 2; Diod. XVII 79, 6)。<sup>42)</sup> そのほかの例でこゝでは F. Granier, *aa. O.* 43, 46 参照。
- (6) 尚、アレクサン드로スはオピシスの軍会では(前三二四年)「演説の功を彼と彼の父の功績の列挙にあつたところ」が (Arr. VII 9-11)「後世のセマンロキ一世の演説と考へ併せ、興味深し (cf. A. B. Breebaart, *King Seleucus I, Antiochus, and Stratonice, Mnemosyne* 20, 1967, 158)。
- (7) ペトコロイ時代のマケドニア兵士と傭兵でこゝでは H. W. Parke, *op. cit.* 210ff. 参照。前二一四年、アンティオキオスが小アジアへ出發する時、息子のデーメトリオスに残した軍隊では *Makedones* が二、〇〇〇人、*irreis* が五、〇〇〇人であつた、*nefol étyoi* (傭兵(の))が一、〇〇〇人である (Diod. XIX 69, 1)。<sup>43)</sup> 前二二一年の数字 (*ibid.* XIX 82, 8) は大差はない (H. W. Parke, *op. cit.* 219)。
- (8) F. Granier, *aa. O.* 95. アレクサン드로スの死からペトコロイの諸王国の生成(前二〇六年)に至るまでの軍会でこゝでは S. 58-114 を註する。
- (9) V. Tschirikower, *aa. O.* 159ff.; G. T. Griffith, *The Mercenaries of the Hellenistic World*, 1933, 150.
- (10) V. Tschirikower, *aa. O.* 122; G. T. Griffith, *op. cit.* 150.
- (11) V. Tschirikower, *aa. O.* 61.
- (12) V. Tschirikower, *aa. O.* 35 参照。
- (13) V. Tschirikower, *aa. O.* 125. イソノスの戦の結果、クレニシム的な新アシア王政の理念が誕生した。即ち、出自を正統性で示すべしとする者ではな

へ、軍隊と国家を導く能力のある者が国土を統治する (Suda s.v. *gnastela*: τοῖς δουλεύουσιν ἡγεῖσθαι στρατοῦ καὶ γερῆσαι τὰ πόδας αὐτῶν) とする理論である (H. Bengtson, *aa.O.* 370)。マケドニア人の「マケドニア人」の指揮と彼らへの手当て(植民)がますます重要性を帯びてきた所以である。

(14) G. T. Griffith, *op. cit.* 149.

(15) ヴェンロ (ハンヌマン) とドムンテ・トコネイト (ドムンテ・トコネイト) による V. Tschirikower, *aa.O.* 61; G. T. Griffith, *op. cit.* 150 参照。ドムンテ・トコネイト建設時(前二〇一年)の人口は G. Downey, *The Size of the Population of Antioch*, *TAPA* 89, 84f. ドムンテ・トコネイトの記載 (201. 12-16 Bonn ed.) を参照し、五、五〇〇人の成年男子 (*oi nekures andros*) がいたことが自由人の人口は一七、〇〇〇—二五、〇〇〇人であったとする。それに加えてセネウロスは多数の土着シリア人を市中に住ませた (Str. XVI 750)。

篇

後

(16) V. Tschirikower, *aa.O.* 39.

(17) G. T. Griffith, *op. cit.* 149, n. 4: the "Macedonians" of Doura-Europos. マケドニア自衛隊マケドニア人のマハローキスの田舎であった。彼らにのみマケドニアで与えたのは、その地の定住者の中にマケドニア人のマハローキス田舎者が含まれていたのである (M. Rostovtzeff, *ИПОГОНОИ*, *JHS* 55, 1935, 58)。

(18) M. Rostovtzeff, *Syria and the East*, *CAH* VII, 1954, 186.

(19) M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Hellenistic World* II, 1941, 1438.

(20) G. T. Griffith, *op. cit.* 148; M. Rostovtzeff, *op. cit.* I, 1941, 499ff.

(21) マケドニア一世の死後、彼が建設したマケドニアのサテライトキヤベリアの王国の祭祀が始まり、その遺徳はマケドニアのマハローキスにローマ時代まで存続した (cf. M. Rostovtzeff, *JHS* 55, 58)。

(22) A. Bouché-Leclercq, *Histoire des Séleucides* I, 1913, 478 ff. Plut. *エウクレイデス* *παύσημος* *ἐκκλησία* (une assemblée populaire) など、兼てその意味を持たない世の臣民 (habitants) を指すように、マケドニア (Plut. *App.* の表現の相違) として A. B. Breebart, *op. cit.* 155-158 参照。

(23) A. B. Breebart, *op. cit.* 159. 王を善行者 (*ibid.*: benefactor) とするマケドニアのヘレニズム期ギリシア都市の市民が王にたいして懐く感情と照らし合わせる(後篇 第三節 第二章 (七) 参照)。

(24) ここに特別な関係とすることは、セネウロス朝の王がその王国を「マケドニア人のコイノン」と観念するに至る事情をどうののである。セネウロスはまたこの演説で、王がマケドニア人に課するものはギリシア人の慣習の如きものでなく、*καὶ οὐδὲ νόμος* であるとする。これは universal 目的 philosophical なる論考である (M. Rostovtzeff, *CAH* VII, 186; A. B. Breebart, *op. cit.* 162)。「マケドニア人」との関係強調しようとするのは、マケドニア人と共通の法を考へるべきである。

(25) F. Granier, *aa.O.* 119; H. Bengtson, *aa.O.* 379. マケドニアは彼らにたいしてローマ人の軍隊の回廊 (或は staatsrechtlich) 王はたのたのたなく、*ἐπισημασμένη* (或は tatsächlich) 王はたのたのたなく、*ἐπισημασμένη* C. F. Lehmann-Haupt による批評。両者の論争の次第は C. F. Lehmann-Haupt, *Hellenistische Forschungen*: 2. Seleukos, *König der Makedonen*, *Klio* 5, 1905, 244-254; F. Reuss, *Rhein. Mus.* 62, 1907, 595-600; C. F. Lehmann-Haupt, *Klio* 7, 1907, 449-453; F. Reuss, *Das makedonische Königium des Seleukos Nikator*, *Klio* 9, 1909, 76-79; C. F. Lehmann-Haupt, *Nochmals Seleukos Nikators makedonisches Königium*, *Klio* 9, 1909, 248-251.

マケドニアのヘレニズム・マケドニアの暗殺(前二〇〇年)のあつた後、後者はマケドニアの軍隊(その大隊長はマケドニアの軍隊)によりマケドニアを占領 (Pomp. *Trog. Procl.* 17: *creatus ab exercitu rex Macedoniam occupavit*)。新しい王はそれの結婚によりマケドニアの同盟者である王に王冠の縁の軍令の縁 (F. Granier, *aa.O.* 119-121)。

(26) F. Oertel, *RE* XI 1, 1921, s.v. *Katoikoi*; 2; W. W. Tarn, *The Greeks in India and Bactria*, 2. ed., 1951, 8; M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Hellenistic World* I, 180.

(27) W. W. Tarn, *Hellenistic Civilisation*, 2. ed., 1930, 134.

(28) V. Tschirikower, *aa.O.* 33. 轉錄後、同世紀の「マケドニア」

「人」とよばれ続けた市が小アジアにはいくつもあった(G. T. Griffith, *op. cit.* 151)はその例としてバルタイのほか、ナクラサ、トイデュー、ブラウンマス、カマイ、オトロス、テキミオン、及び名称不明の一市がその典拠と共におびざられてゐる。

- (27) V. Tschirikow, *aa.O.* 29.  
 (28) V. Tschirikow, *aa.O.* 119.  
 (29) W. W. Tarn, *The Greeks in India and Bactria*, 8.  
 (30) V. Tschirikow, *aa.O.* 121 f.; W. W. Tarn, *op. cit.* 6.  
 (31) F. Oertel, *aa.O.* 3; W. W. Tarn, *op. cit.* 7.  
 (32) G. T. Griffith, *op. cit.* 152: fortresses and military settlements for soldiers of the phalanx; V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 2. Aufl., 1965, 339.  
 (33) W. W. Tarn, *op. cit.* 8; id., *Hellenistic Civilisation*, 134; G. T. Griffith, *op. cit.* 154.  
 (34) G. T. Griffith, *op. cit.* 23, 164.  
 (35) G. T. Griffith, *op. cit.* 164.  
 (36) F. Oertel, *aa.O.* 4; Büchner, *RE* V 1, 1903, s.v. Doidy, 1267.  
 (37) W. W. Tarn, *Antigonos Gonatas*, 1913, 190.  
 (38) G. T. Griffith, *op. cit.* 164: a real Macedonian citizen. カトイキアの住民がマケドニア人であったことを推測させる最も有力な手掛りはペルラ、エヂッサ、ネロイア、エウローポスなどマケドニアにゆかりのある地名である。Griffithによればその数は三〇以上のぼるといふ(p. 151)。

### (三) カトイキアのポリス化

セレウコス王朝のコロニーはカトイキアとして出発した。総督が王の命をうけて王領地 (*χώρα βασιλική*) に建設した軍事植民地がその起点である。<sup>(1)</sup> 最初の定住者にはクレーロスが分与されたほか、食料、種子、

家畜、用具が供され、免税の特典も与えられた。<sup>(2)</sup> 当初、カトイキアは都市法を欠いていたので、法的には村落に分類された。<sup>(3)</sup> カトイキアとポリスが文献でも、碑文でも対照的にとらえられているのはそのためである (Str. V 237: *katoukai kai polis*)。<sup>(4)</sup> カトイキアの中には既存のポリスの領域内に設けられたものもあり (OGIS I 229; 338) 其の場合には両者の対照は一層鮮明となる。

しかし、カトイキアの多くはその幾許かの時間的間隔をおいてポリスに成長する。<sup>(5)</sup> オリエントでも小アジアでもこの点は同断であるが、<sup>(6)</sup> 中でも東方でのカトイキアが比較的早くポリスの地位を獲得する。セレウコス一世・アンティオコス一世によって設置されたアンティオケイア、セレウケイア、アパメイア、ラオディケイアの、王朝に因む名をもった四市や、ヘーラクレイア、アルテミダなど神名を附した若干の都市がそれである。<sup>(7)</sup> これらには今や都市としての施設 (市壁やギムナシオン) のほか、ポリスの諸制度、即ち、市民の部族への編成、それにもとづく評議会とプリュタニスの輪番制、選挙または籤による官職者、市域 (*χώρα πολιτική*)、市法 (*νόμος*)、市財政などが備わり、<sup>(8)</sup> その上、エプューロス仲間その他、種々の団体・クラブが市民の生活を特色づける。<sup>(9)</sup> そればかりではない。民会やデーモス(地区)が設けられた場合すらあった。民会は必ずしも十分に機能したわけではなかったが、しかし、市民が参集するアゴラ(広場)が政治的な意味を持ったことは、アンティオコス二世とリットス(クレータのポリス)との間の同盟が更新された時(前二五〇年)、その条約文をセレウケイア(ピエリア)のアゴラにて公示すべきことが定められていたことから分

る (H. H. Schmitt, *Die Staatsverträge des Altertums* III, 1969, Nr. 486)。

カトイキアからポリスへの移行は、王の側から意識的に推進された場合もあるが、普通はカトイコイ自身が自分たちの組織を準ポリス的地位以上に引きあげるべく、制度や施設を整えた上で、王に懇願した結果、実現したものである<sup>(10)</sup>。それには、シュノイキスモスによって集められ、市壁の内外に住みついて擬似自治的な団体組織を持つようになった原住非ギリシア人の存在が関係していた<sup>(11)</sup>。彼らの組織が同様にカトイキアと呼ばれるようになると、ギリシア人のカトイコイは彼らと自己を区別し、自分たちを身分的にすぐれたものとして確定する必要に迫られ<sup>(12)</sup>、そのために原住民の種族の秩序 (Syll. I 347: *εθνη*) とは対照的なポリスの制度を獲得しようとしたのである。カトイコイは従来も「マケドニア人」として、他と区別されていたが、カトイキアのポリス化に伴い、今や彼らの立場はポリス市民の特権的地位という裏づけを得るのである<sup>(13)</sup>。

カトイキアがポリスとなり、市法を認められると、市民は既存のポリスの市法を若干修正して採用し、自市の法とする。その場合、母市の神々も新市に受け入れられ、その結果、祭祀の面での共通性が生ずる (OGIS I 283, 40: *karuobis θεοις*)<sup>(14)</sup>。特にイオーニアの諸ポリスが王による東方での植民ないし都市建設に参加、協力したことがこのような法制・祭祀面での共通性の創出に貢献していた——マグネシアによるアンティオケイア (ビシディア)、アンティオケイア (ベルシス) への、エフェソスによるスーサ、ウルク (オルクオイ) への植民など<sup>(15)</sup>。そして新しく生れたポリスが更に同名のコロニーをつくり出すこともあった<sup>(16)</sup>。その場合の、

母市と新市の間の共通性の強さは容易に想像されよう。上に挙げた例はすべて広い意味での母市と新市の間の共通性といえるが、都市間に共通する事情はそれだけではなかった。新市の制度が王から与えられる形をとったため、東方の諸都市——これまでにあげたもののほかセレウケイア (エウフラテス)、セレウケイア (ティグリス) など——や西方の新設都市——アンティオケイア (カリヤ)、アンティオケイア (ビシディア) など——の各々の間にさえ、共通の制度が認められるのである<sup>(17)</sup>。

建設されたコロニーにポリスとしての地位を賦与する政策はアンティオコス二世・セレウコス二世の下で積極的に実行される。初期セレウコス朝の大規模な植民運動の後、アンティオコス二世の時代は、シュノイキスモスによるカトイキアの建設もないわけではないが——たとえば同王によるラオディケイア (フリュギアのリュコス河畔) の集住・建設<sup>(18)</sup>——、むしろカトイキアからポリスへの昇格が特徴的である。この政策の意味は、それが既存のポリスへの自治の回復と並行して進められたことの中に見出される。アンティオコス二世はイオーニアの諸ポリスへの自治の回復に熱心であったし (OGIS I 226; Joseph. *Ant.* XII 125 sq.)、セレウコス二世の下でも同じ政策が各地で推進された。その背景には次に見る如く都市民を味方にして王国の安定を図ろうとする意志があったと考えられる<sup>(19)</sup>。

実際、セレウコス二世の統治期、即ち前三世紀後半は王国にとって真に危機的な時代であった。とりわけ、バクトリアの分離 (前二四六年以降) とペルティアの分離 (前二三〇年代初め)<sup>(20)</sup> は王国に大きな打撃を与えた。ベルシス (コマストス・トバルキア) では原住ペルシア人が叛

乱をおこし、駐屯していた三、〇〇〇人のカトイコイが殺害される (Polyaen. VII 39)<sup>(21)</sup>。一方、バクトリアでは、離叛者のディオドトス<sup>(22)</sup>がその地にあるギリシア人・マケドニア人の数多くのカトイキア<sup>(23)</sup>に足場を置いていたが、このことは王朝に深刻な反省を促し、カトイコイに対する新しい対応の必要性を痛感せしめた。その結果、西方、小アジアの伝統的なポリスに自治を回復するだけでなく、各地のカトイキアにもポリス化を促して、王国の安定要素たらしめようとしたのである。

当時に於ける王と市民の間の不安定な関係はセレウケイア(ピエリア)の場合(前二二九年)に窺われる。この市は既にそれ以前にカトイキアの地位を脱してポリスとなり、完全な自治を獲得していた筈であるが、この時、更めて王から自由が賦与される——そして、のち前一〇九年にアントイオコス・グリネプオスによって三たび自由を与えられる (OGIS I 25)<sup>(24)</sup>——。王権とポリスの自治の間の流動的な関係を示唆して象徴的であるといわねばならない。<sup>(24)</sup>ともあれ、中期セレウコス王朝を通じて、自治を認められた都市が数多く簇生し、それらが王国の全版図に点在するに至るのである。<sup>(25)</sup>

註

- (1) W. W. Tarn, *The Greeks in India and Bactria*, 7.
- (2) W. W. Tarn, *op. cit.* 6.
- (3) F. Oertel, *aa.O.* 2; V. Tschirikower, *Hellenistic Civilization and the Jews*, 1959, 20.
- (4) F. Oertel, *aa.O.* 1.
- (5) カトイキアとポリスと、二つの全く異なったものと考へるべきこと (たごえ 45 A. Schulten, *Die makedonischen Militärkolonien*, *Hermes* 32, 1897,

552f.) は誤りである (G. T. Griffith, *op. cit.* 153)。両者の間に流動的な関係を想定する必要がある。

- (6) V. Tschirikower, *aa.O.* 122ff.
- (7) W. W. Tarn, *op. cit.* 12.
- (8) W. W. Tarn, *op. cit.* 9; id., *Hellenistic Civilization*, 121.
- (9) M. Rostovtzeff, *CAH VII*, 185. かくして、カトイキアは名実ともにポリスの地位を獲得したのであって、その結果、東方や小アジアでの新設都市——たとえばマンテイオケイア(ペルシス)やラオデケイア(リュコス河畔)——はその「決議」の形式においても、西方の伝統的なギリシア・ポリスと区別できないうものとなった (W. W. Tarn, *The Greeks in India and Bactria*, 17)。
- (10) W. W. Tarn, *op. cit.* 9.
- (11) 軍事植民をも含めて、セレウコス朝の植民運動および都市建設におけるギリシア人・マケドニア人と原住民との関係については、大戸千之「ヘレニズム時代の都市と土着住民——初期セレウコス朝の都市建設・植民を対象として——」『史林』五六一、一九七三年、一一二六頁、同「ラオイとカトイコイ——ヘレニズム時代史の一側面——」『立命館文学』三六四・三六五・三六六(合併号)、一九七五年、一一三二頁、参照。
- (12) W. W. Tarn, *op. cit.* 17f.
- (13) F. Oertel, *aa.O.* 6, 11. 都市の政治で与ったギリシア人とマラム語を話す土着の村落民との対照(シリア地方での)については、F. Cumont, *The Population of Syria*, *JRS* 24, 1934, 188 参照。前一世紀になつた、メサ出土碑文では市の守備隊がクルレーロイコイから補充されており、この軍事義務が市民権の享受を伴つたものである (p. 188)。
- (14) W. W. Tarn, *op. cit.* 6.
- (15) W. W. Tarn, *op. cit.* 6.
- (16) W. W. Tarn, *op. cit.* 12.
- (17) M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Hellenistic World I*, 483ff.
- (18) V. Tschirikower, *aa.O.* 31.

- (19) セレウコス朝の勢力下での都市自治については E. Birkermann, *Bellum Antiochum, Hermes* 67, 1932, 58f. 参照。
- (20) H. Bengtson, *a.o.* 400.
- (21) H. Bengtson, *Wesenszüge der hellenistischen Zivilisation*, in: *ders., Kleine Schriften*, 1974, 287.
- (22) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 400.
- (23) M. Rostovtzeff, *CAH* VII, 185.
- (24) 前二二〇年頃のヤンウケイブ(ジュリア)は、六、〇〇〇人の *ἀνεύθετοι* をもつたところ(Plvb. V 61, 1)°。これは成年男子の市民数であろう(G. Downey, *TAPA* 89, 85)°。
- (25) G. T. Griffith, *op. cit.* 151 4 *κράτορες* が *πολίται* になった例としてスミルナ(前二四〇年—OGIS I 229)をあげ、アッタロス朝下でもペルガモン(前一三三年—OGIS I 338)°。その他の都市で同様の過程を経てポリス化がなされたと考え得る、という。ナクラサも *κράτορες* (OGIS I 290—エウメネス二世時代)から *πολίται* (OGIS I 268—アッタロス二世時代)へ発展。

#### 四 君主によるシュムポリーティア

王国内に多くのポリスを抱えたセレウコス朝にとっては、次に、ポリス間の相互の関係を一層緊密にして、領域統治の基礎を固めることが課題となる。ポリスとポリス間の共通性の創出は既にカトイキアのポリス化の際に見られたことであったが、この王朝の中期には、共通性の創出から更に一步を進めて、ポリス間の実質的な結びつき(特に市民権に関する)を作り出す努力が重ねられる。その場合にモデルとなったのはアッタロス王朝の例である。この小アジアの王国では、首都のペルガモンが他のポリスとイソポリーティア(*ισοπολιτεία*)の条約

を結ぶことによって、王朝の勢力を拡大する方針(「王朝の道具としての条約」<sup>(1)</sup>)が採られると同時に(OGIS I 265)°、カトイキアの設置を通じての王国統一の企ても試みられていた。エウメネス一世の時代(前二六三—二四二年)の碑文は(OGIS I 266)°、王国内の二つの要塞、ブレタレイアとアッタレイアに駐屯する傭兵軍(D. 5 sqq. : *τοὶς ἐν Φιερραπέλας ὀρειώταταις καὶ τοὶς ἐν Ἀρραβείαις*)が叛乱をおこし、四カ月後に和平に達した時の、王との協約を伝えるものであるが、その中に、二点、注目すべき内容が含まれている。一つは、協約が殆んど国家間の条約の形をなして、傭兵指揮者が独立の君主とかわりのない役割を果していることである<sup>(2)</sup>。二つには、碑文の中に見える軍隊の誓約で王国と国家への忠誠が強調されていて、エウメネス王の誓約相手に、同じく叛乱に加わっていたと思われる、*φρουροὶ* 及び *ἐπιπόροι* と呼ばれる軍隊が現われるが(前者はブレタレイアの「守備隊」、後者は傭兵給与をうけていないという意)<sup>(3)</sup>、それらはカトイキイであったと考えられることである<sup>(4)</sup>。

この碑文と内容の類似した史料がセレウコス王国にも見出される。スミルナ市民およびマグネシア定住のカトイキアに関する碑文である(OGIS I 229)<sup>(5)</sup>。スミルナ市民はアンテイオコス二世によるイオーニア諸市の自由回復の恩恵に浴して以来<sup>(6)</sup>、ほぼ完全な独立を享受していた。セレウコス二世(前二四六—二二五年)がタウロスを越えて西方に赴いた際、セレウコス王朝に忠実で、王の先祖の崇拜に熱心であったこの市は(D. 112)°、王の指示に従って王の代理の役を演ずることになる<sup>(7)</sup>。つまり、セレウコス王国とリュディア人との戦闘で、スミルナ市民はマグネシアに定着したマケドニア人兵士に、王への忠誠を勧め



るのである (L. 12-18)——プロトレマイオス三世の側についたこの市は、それ自身独立したポリスであったが (L. 56 et passim) 人口的にはこの市に駐屯したカトイコイその他の軍隊に圧倒されて、ほとんど共同体の体をなしていなかった<sup>(8)</sup>。兵士たちはこれにに応じて、代表をシムルナに派遣し、和解の提案を行う (L. 18-23)。かくして、マグネシア居住の騎兵・歩兵のカトイコイ (L. 35: τοῖς ἐκ Μαρωνείας κατοικοῖς τοῖς ἐκ τῆς πόλεως ἱερουζαλήμ καὶ νεφέως) と要塞守備兵 (L. 35: τοῖς ἐπιτοῖς) 及び他の定住者たち (L. 36: τοῖς ἐκ τῆς [ἐκείνης] οἰκίας τῆς πόλεως) を一方とし、シムルナを他方とする二者の間に友好関係が結ばれ (L. 34) 、“シムルナ市は彼らに市民権を賦与する”。これは一種のシムポリーティアであったが、単なる市民権の共有ではなく、兵士たちが王に忠実な市民になることが市民権賦与の条件であった。それは、君主の意志を背景としたシムポリーティアで、君主による上からの「政治的シムノイキスモス」の一層進んだ形態ともいえるであろう。尚、この条約に關してもう一つ重要なことは、カトイコイがポリス市民になった後も依然として軍事義務を負い続け、實質的にはカトイコイであることを止めなかったという事実である。条文の中には、守備隊がそれまで王から受け取っていた特典や支給 (L. 106 sq.: τὰ τε ἱεροπύλαρα καὶ τὰ ὄπλα καὶ τὰ ἄλλα) を引き続き受けるべきこと、「アンティオコス一世が彼らに与えた土地 (ἐπίγειον)」をカトイコイが保持し続けるべきことを特に記載している。ここに、軍事植民者であると同時にポリス市民であるという、後期セレウコス朝に於いて問題となる、ギリシア人・マケドニア人のあり方 (カトイコイ・ポリータイ) がその姿を見せているのである<sup>(10)</sup>。

これらのカトイコイを含めて当時のセレウコス王国の兵士、即ち「マケドニア人」の全体としての動きについては、それを知る史料は少いが、それでも、王の交代時には、それまでと同様、兵士たちが集って軍会を構成し、そこで新しい王の即位が決定されたことは確かである。セレウコス二世の没後、子のアレクサンドロスが即位した時の事情を伝えるエウセビオスの記述によれば、新王がセレウコス三世として王位についた時、ケラウノスという別名を軍会で与えられている (Euseb. I 253: Succeditque illi filius eiusdem Alexandrus, qui Seleucum senet ipsum nuncupavit, Kerannus tamen ab exercitu appellabatur)<sup>(11)</sup>。そして、セレウコス三世が子なくして没したあと、大衆がアカイオスに王位を与え (Polyb. IV 48, 9-10) 、“彼がそれを拒んだ時には、首都アンティオケイアで軍会にあつまった兵士が、当時バビュロンにいたアンティオコスを呼んで王位につかせたのである” (Euseb. I 253: exercitu a Babylone eum [scil. Antiochum] revocante; Hieron. In Dan. 11, 10: exercitus, qui erat in Syria)<sup>(12)</sup>。

セレウコス王国はアンティオコス三世 (前二三一—一八七年) の下で新しい時代を迎える<sup>(13)</sup>。前三世紀末以降、軍隊でのマケドニア人の数は着実に減少するが<sup>(14)</sup>、しかし、この王の下でも、セレウコス朝の基本方針 (カトイキアのポリス化と君主によるシムポリーティア) が堅持される。マイアンドロス河畔のニューサ——アンティオコス一世が三村落からのシムノイキスモスで建設したもの——のアシューリア特権を確認したのもアンティオコス三世であり<sup>(15)</sup>、スーサもこの王の下で初めてセレウケイアという名で現われ、恐らくこのとき単なる軍事植民地の地位を脱して、

ポリスに昇格したのであろう。<sup>(16)</sup> エリザはアンティオコス二世の建設したカトイキアであるが、<sup>(17)</sup> 前二世紀に入るとすぐにポリスとして登場する (Liv. XXXVIII 14, 1: *Erizam urbem*)。この市についてアンティオコス三世時代の一碑文 (OGIS I 238) に *oi en tēi poli 'Erisan uraqiāi pōlikotai kai katōikoures* とあるので、<sup>(18)</sup> その頃すでにポリス化していたとすれば、ここにもカトイキイ・ポリータイの例を見出すことになる。

カトイキアのポリス化に続いて、アンティオコス三世はポリスとポリスの間のシムポリータイアを積極的に推進する。実際、この政策は、既存のポリスの内部事情への介入——たとえばプォーカイアの内紛への容喙の端緒となったアンティオコス三世派 (*oi Antiokeiai*) の活躍——と共に、<sup>(19)</sup> 彼の時代の特徴をなすものである。ポリスとポリスの間の統合を図る時、最初からシムポリータイアの形をとらないで、形式上まづイソポリータイアの手続きがとられる場合が多い——両共同体が同一の市民権を持ち乍ら、その個別に存続した場合がイソポリータイアであり、元の共同体が新しい組織の中に解消した時がシムポリータイアである——。セレウコス王朝は、自国の勢力外のポリスに対しても、自領内のポリスとの間のイソポリータイアを勧めることによって勢力を拡大する方針に熱心であった。例えば、前二二二—二一一年のミレートスとセレウケイア (トラレイス) の場合がそれである (*Die Staatsverträge des Alexander III*, Nr. 537)。当時ミレートスは名目上プトレマイオス朝の上位支配の下にあったが、アンティオコス三世は背後で働きかけ、<sup>(20)</sup> 両市のイソポリータイアを実現した。それがイソポリータイアという形をとり

乍ら、実質的にはシムポリータイアであったことは、この関係を伝える碑文が *sympolitēseōsan* という語を用いていることから明らかである (I. 23 sq.)。当時であっても、セレウコス朝は原住民の村落からのシムノイキスモスによって都市をつくる政策を続行していたが、今や更に一步を進めて、そのようにして生れた都市と既存のポリスとの間にイソポリータイアの条約を結ばせる。カリア人の村落からの「集住」を経てつくられた都市を相手に、ミレートスがイソポリータイアの關係に入る (a. O. III, Nr. 538 — 前二〇〇?年)。翌年、ミレートスとミュラサ (この市は当時セレウコス朝に直属)<sup>(21)</sup> の間にもイソポリータイアが成立するが、この關係も碑文上では *sympolitēseōsan* (I. 31) と表現されている。この条約は右のミレートスとセレウケイアのそれに刺激されて生れたもので、<sup>(22)</sup> その先例と同じく君主による働きかけが背景にあった。このような事情は同時代のプトレマイオス朝の勢力下にあった都市についても認められるところである (例えば、前二〇五—二〇一—二〇〇?年のコスとカリュムナのシムポリータイアの場合には [a. O. III, Nr. 545] 王への忠誠が条件とされている。碑文には: *επισυνθηθεὶς καὶ τὰ νοτὴ βασιλῆος Πτολεμαίου φίλου καὶ συμπολιτῆος κτλ.* とき *[I. 18 sq. J]*)。

このように東方で君主によるイソポリータイアシムポリータイアが遂行された時、そのモデルを提供したものは、ほかでもない、西方でのギリシア人の連邦組織 (コイノン) である。当時、ヘラスの地でコイノンはその最盛期にあった——アカイアとアイトーリアの両連邦は前二三九—三三八年いらい「デーメートリオス戦争」を戦いぬぎ、デーメートリオス王 (二世) の死後、領域的にも最大規模に達した<sup>(23)</sup>——。コイノンはポリス

とポリスの間のシムポリーティアの繰り返しによって増殖するが (Polyb. II 46, 2: *συμπολιτικῶν τῶν πόλεων*)、中でもアイトローリアのコイノン<sup>(26)</sup>はイソポリーティアの広範な利用で勢力を拡大したことで知られる。ピガレイア (*ibid.* IV 3, 6: 31, 3) や東アルカディア諸都市 (*ibid.* II 46, 2)<sup>(27)</sup>、あるいはトリッカ(テッサリア)とのイソポリーティアを通じて、アイトローリア人は政治的な結びつきを拡大すると共に、単なる同盟 (*ibid.* XV 23, 8: *συμπύκτη*) に基づくよりも強固な組織をつくり出すことができた。このような結びつきを表現して、歴史家のポリュビオスが多くの場合 *συμπολιτικῶν* という語を用いているのは興味ぶかい (例えば、XVIII 3, 12: *συμπολιτικῶν*)<sup>(28)</sup>。その上、丁度このころから(前二世紀初頭)、ギリシア人の間でシムポリーティアという語がコイノン(連邦)と同義に用いられ始める。個々のポリスがお互いの間に共通の市民権を發達させるに依りて、ポリス市民は都市国家の枠を越えた、高次の国家としての連邦を益々意識することになった。東方での君主によるシムポリーティアも、西方でのポリス間の共通の市民権の發達に影響されたものと考えられる所以である。

東西でのシムポリーティアの制度について、右の如く、西から東への継受を想定するのは、ただに、両地域での發達の時期的照応に基づくだけではない。セレウコス朝はその頃アイトローリア連邦とことのほか密接な関係を保ち、国王アンティオコス三世は前一九三年にアイトローリアのコイノンの軍隊を率いるストラテegos・アウトクラトール<sup>(26)</sup>の地位を占めた。ヘレニズム王国の君主であり乍ら、一方でポリス連邦の盟主(ヘーゲモン)になることはアンティゴノス朝やプトレマ

イオス朝の君主の先例もあり(第一章参照)——尚、それにヘラス連盟でのプリッポス二世を加えてもよいであろう——、セレウコス朝のアンティゴノス三世の場合も同じ例に属する。ここに至って我々は、更に一步を進めて、セレウコス朝の王がその王国をば、相互に共通の市民権を保証し合う、無数の新設都市より成るコイノンに纏めようという意図をもっていた、と想定することが許されないであろうか。つまり、あのカトイキア<sup>(27)</sup>ポリスに住み着いた「マケドニア人」の間にコイノンを形成することである。かくいえばとて、それを確実に裏付ける明証があるわけではないが、しかし、この時期のセレウコス朝を繞る内外の状況がそれを示唆しているやに思われる。

まず、国内の状況というのは新設都市の類型化である。アンティオコス三世の下でのラプティアの戦い(前二一七年)、マグネシアの戦い(前一九〇年)に参加したプアランクス(これは例外なくギリシア人・マケドニア人の植民者から成り立っていた)の数からみても、かなりの植民者がトラキア・小アジアからクレールーコイとして東方に流入していたことが分るが、彼らを市民とする都市はこのころ内容的に類型化し、その活動も均一化する。これは西方のコイノンでのメンバー・ポリスの劃一化に対応するものである。ポリスの内容の類型化は特にアイトローリアで顕著であったが、東方での事情は、アンティオコス三世時代のアンティオケイア(ベルシス)の決議を含む、マグネシア(マイアンドロス河畔)出土碑文(OGIS I 233)に窺うことができる。アンティオコス一世の時、マグネシアの住民の移住で建設されたアンティオケイアは、その後、重要な都市として成長し、アンティオコス三世もオリエントから

の帰路に滞在したことがあった。右にあげた碑文には、この市の市民が母市のマグネシア市民に感謝して彼らを顕彰した決議が記されているが、そのほか、全く同じことをセレウケイア(ティグリス)などの多くの新設都市も決議した旨が刻まれている(D. 100: *Ἰππίας δε εὐσεβῶς καὶ Σελευκείων τοῖς πρὸς τὴν Τύρην κτλ.*)。新設都市が独立のポリスになったとはいえ、その自治活動が劃一化した例をここに見ることができであろう。<sup>(29)</sup>

次に国外の状況というのは、西方に於けるマケドニア王国の存在である。セレウコス王国は公式には、ギリシア・ポリスの「官職者・評議会・民会」の構成に従い、「王・側近・軍隊」の *βασιλευς* (καὶ ἡ ἀδελφὴ αὐτοῦ βασιλεύσῃ καὶ τὰ τέκνα) καὶ οἱ φίλοι καὶ αἱ θυγατέρες とよばれていて(OGIS I 219, 22 sq., 44 sq.)<sup>(30)</sup> 兵士が国家を構成する最も大きな柱と考えられていたが、文献の上でもこの王国は「マケドニア王国」*Macedoniam imperium* とよばれ (Inst. XXXVI 1, 10; 3, 8; XXXVIII 7, 1) 国民(一国家)は「マケドニア人」*Macedones* (*ibid.* XLI 4, 5)であり、王は「マケドニア人の王」*rex Macedoniae* (*ibid.* XXXVI 1, 10)であった。<sup>(31)</sup> このことがシリア王国の本質に関する所以は「プトレマイオス王朝の国家や国民について「マケドニア王国」とか「マケドニア人」という記述のないことと比較する時<sup>(32)</sup>、おのずから明らかとなろう。エジプトと異なりシリアでは王朝自身が「マケドニア人」の国家をつくることを意図していたのである。そしてその際、常にモデルとなれたのが、西方でのマケドニア王国——この王国は公式では「王・誰某とマケドニア人たち」と称する——であったことはいままでもない。

ここに於いて想起されるのは、前章にみたアンティゴノス王朝に於ける「マケドニア人のコイノン」の出現である。ギリシア人の世界でのコイノンの隆盛に刺激をうけて、アンティゴノス・ドソンの即位時に——それはセレウコス朝でアンティオコス三世が即位する二年前のことであった——、マケドニア王国がそのような国名を称えることになったのも、一つには王が国民、即ちマケドニア人の支持を確実にするためであったが、そのような潮流の中で、東方のセレウコス王朝は版図内の新設都市に定着した「マケドニア人」——これこそ二五〇年に亘ってこの王朝を支え続けた柱である——の統合を図り、コイノンの統一の方向を目指していたのである。時代と王国のこのような大勢(即ち、「カトイキア」ポリスより成るコイノン)への志向の帰趨を見届けること、それが次に考察すべき課題となる。

註

- (1) H. H. Schmitt, *Die Staatsverträge des Altertums* III, 1969, S. 332: ein Instrument der Politik des Dynasten.
- (2) H. H. Schmitt, *aa.O.* S. 147.
- (3) H. H. Schmitt, *aa.O.* S. 148: Bürgerkontingente?
- (4) F. Oertel, *aa.O.* 4.
- (5) F. W. Walbank, *op. cit.* II, 117: Smyrnan decree of 244.
- (6) W. W. Tarn, *op. cit.* 23, n. 6.
- (7) G. T. Griffith, *op. cit.* 153.
- (8) H. H. Schmitt, *aa.O.* S. 172.
- (9) H. H. Schmitt, *aa.O.* S. 163. マケドニア王国ではアンティオコス三世以前の弱体期で *κόλας, ἐθνη, θυάστρα* (OGIS I 229, 11) による「連邦的」föderativ な構構が顕著でなるようであるが (H. H. Schmitt, *Untersu-*

- chungen zur Geschichte Antiochus' des Großen und seiner Zeit, *Historia-Einzelschrift* 6, 1964, 96) 解任及び引上りを経て「自由の回復」をなすに及んでシリアポリスに於ける各種の事柄の権限が取り上げられることとなる。
- (9) Cf. W. W. Tarn, *op. cit.* 23.
- (10) F. Granier, *aa.O.* 163.
- (11) F. Granier, *aa.O.* 164ff.
- (12) *restitutor orbis* としてアントニオスに引上りさせた M. Cary, *A History of the Greek World 323-146 B. C.*, 2. ed., 1951, 69-73; H. H. Schmitt, *aa.O.* 32-107 参照。このシリア王国の Nachfolgerstraten として模範となしたアンティオコス三世の行政改革については vgl. H. Bengtson, *Die Strategie in der hellenistischen Zeit* II, 1962, 143ff.
- (13) H. Bengtson, *Das Seleukidenreich*, in: *Kleine Schriften*, 339.
- (14) M. Rostovtzeff, *op. cit.* 180.
- (15) W. W. Tarn, *op. cit.* 27.
- (16) *BCH* 1891, 559; A. Schulten, *aa.O.* 531.
- (17) *OGIS* I 238 及び F. Oertel の前記 100 年前後のもの (aa.O. 4, 10) 同様に M. Rostovtzeff, *op. cit.* 166, n. 2 及びルガキオン時代のもの (シリアに於けるセレウコス朝の事情が反映してゐるもの)。
- (18) また、軍隊を通じての介入の例もみられる。ヒエラポリスとカस्ताムララのシリアポリスに於ける後者の *politikos* であつたインシドロモス及び前者のストラテゴス兼プルーシウルモスとして市の行政に介入した (W. Schwahn, *RE* Suppl. VI, 1935, s.v. Strategos, 1105)。ほかに *politikos* の派遣によつてシリアポリスに於ける権限が取り上げられる例として、テオドシオスとアンティオコスとの間の条約がある (H. H. Schmitt, *Die Staatsverträge des Altertums* III, Nr. 575)。
- (19) H. H. Schmitt, *aa.O.* S. 270.
- (20) H. H. Schmitt, *aa.O.* S. 276.
- (21) H. H. Schmitt, *aa.O.* S. 276.
- (22) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 407. 後編 第一部 参照。
- (23) H. H. Schmitt, *aa.O.* S. 281.
- (24) F. W. Walbank, *A Historical Commentary on Polybius* I, 1957, 243.
- (25) H. Bengtson, *aa.O.* 469.
- (26) W. W. Tarn, *op. cit.* 186f.
- (27) アンティオコス (マカドニア) 建設の如くのアナキトス (後述) の引上りについては A. H. M. Jones, *The Greek City from Alexander to Justinian*, 1940, 23ff.; B. Welles, *The Hellenistic Orient*, in: *The Idea of History in the Ancient Near East*, ed. by R. C. Dentan, 1955, 156——— 兼市民の引上りも参照のこと。
- (28) W. W. Tarn, *op. cit.* 17.
- (29) この点については自治行政、特に民会決議の統一化の例がアンティオコスの引上りを見出す。 *Inscriptionen von Magnesia am Mäander*, Nr. 28 (前二〇六年) または二〇五年) マグネシス・レウコポリス (マカドニア) の民会決議 (前二〇六年) 引上りされたアキメニオン (アキメニオン) からの使節団に関するものがあるが、使節団はアンティオコスの各市をまわり、招待に対する返答の決議を得た。右の決議の末尾に (l. 8. sqq.) *κατὰ τὰ αἰτὰ δὲ ἐψηφίσαντο* といふアンティオコスの市があげられてゐる (vgl. H. Swoboda, *Studien zur griechischen Bünden*: I. Zur Urkunde I. v. M. 28, *Klio* 11, 1911, 450ff.) 当時アンティオコスは連邦に加盟してゐた諸市が同様の決議をしたこととなる。
- (30) そのほか、*OGIS* I 282 にもアンタロス王朝での同様の例がみられる。この碑文は競技の開催及び協賛を求めたアキメニオン (アキメニオン) に対してアンタロス一世 (前二四一年—一九七年) の返書であるが、アンティオコスの王の支配に於ける諸市 (l. 12: *τὰς ἐν ἐμῇ πόλει* —— transl. by C. R. Welles, *Royal Correspondence in the Hellenistic Period*, 1934, 145: the cities subject to me; l. 19 sq.: *αἱ πόλεις δὲ αἱ περὶ θόμειαν ἐμῆν* —— *ibid.* 145: the cities dependent to me) 及びアンティオコスの王の引上り (l. 13: *ἀποδέξανθαι ὁμολογίαι*; l. 20: *προήγουσαν ὁμολογίαι*)。

(30) Cf. C. Edson, *Imperium Macedonicum: The Seleucid Empire and the Literary Evidence*, *Ct. Phil.* 53, 1958, 166, n. 4. 尚 Edson は OGIS 219 (アンティオコス一世を称讃したイリオンの決議)は戦勝に関するもの故、そのような表現になつたというが、ポリスの *τὰ βουλά καὶ τὰ ἄλλα* に対応する *οἱ φίλοι καὶ οὐδέτεροι* がほかにみえるので (I. 9) やはりポリスの国家構造(官職者・評議会・民会)に倣つた表現とみてよいと思ふ。*φίλοι* の会議を兵士の集会といつては Polyb. IV 23, 5 (*τὰ τῶν βασιλέων συνέδρια*); V 41, 6 sqq.; V 50, 1 (*ἀποκαθάρσιν τῶν θυμάτων εἰς Ἀνάκτα*); V 50, 9 (*φίλοις ... θυμάτων*) 参照。

(31) C. Edson, *op. cit.* 153-155. そのほか Edson は同様の用例をアリアノス、ヘーロダイアノス、アミアヌス・マルケリーヌス、スーダ、ヒエロニムス、ルカーヌスばかりでなく (p. 155-157) ストラボン、タキトゥス、プリニウス、ディオドーロスなどにも見出し (p. 157-164) それらが概ねセレウコス朝以後の作品であるにも拘らず、同時代の一般的な事情を伝えている(と)いう (p. 164)。

(32) C. Edson, *op. cit.* 164.

### (五) カトイキア=ポリスより成る

#### 「マケドニア国家」*oi Makedones*

前一九〇年、マグネシアの戦いでアンティオコス三世がローマに手痛い敗北を喫して以来、セレウコス王朝の勢力は小アジアから駆逐され、東部への後退を余儀なくされる。ここに王国はその中心部<sup>(1)</sup>——シリア・メソポタミア・西イラン——を強化する必要に迫られるのであるが、その場合に執られた政策の一つはこの王朝の伝統的な方法、即ち、新しいギリシア人の都市の建設であり、また既存の都市でのギリシア人の地位の強化であった。<sup>(2)</sup>

さて、東方に重心を移した後期セレウコス朝がその足場を補強するため、第一に手を打たねばならなかった地域は南シリアとパレスティナであった。帝国の中核に隣接するこの地方——フェニキア、コイレ——シリア、パレスティナ、トランス=ヨルダン——は、数度に亘るエジプトとの戦い(シリア戦争)を交えてきたセレウコス王国にとって、宿敵プトレマイオス王国から自国を守るために、まず確保せねばならない地域である。そして、既に前二〇〇—一九八年以来セレウコス朝の手に帰していたとはいえ、それまでにプトレマイオス朝によってポリス化されていたこの地の都市はエジプト王国に忠実で、アンティオコス三世に対しては絶えず抵抗の姿勢を崩さなかった。<sup>(3)</sup> その中でもパレスティナだけはポリス建設の面でまだ手が着けられずに残っていたが、ここでもそれまでにエジプトによっていくつものクレール=キアが設置されていた。これに対抗するセレウコス朝の方針も植民とポリス建設であつて、やがてこの地に三〇にのぼる都市——それらは法的な観点よりすれば完全なポリスであつた——が生れるのである。<sup>(4)</sup> これは同時に、プトレマイオス朝がそのかつての属州(コイレ=シリア、フェニキア)で養ってきた多数の親エジプト派の住民に、転向を迫るものでもあつた (cf. Joseph. *Bel. Jud.* I 32)。

このような方策を王国全域に推進したのがアンティオコス四世(前一七五—一六四年)であり、これによって、彼はセレウコス王朝の最初の二人の王と並ぶ都市建設者となつた。王の植民建設はその統治の最初の五年間に集中して実行される。<sup>(5)</sup> ダブネーの戦い(前一六六年)でのプランタスの数からみて、当時にあつても従前通りギリシア人・マ

ケドニア人が不断に東方へ流入していたと考えられる<sup>(6)</sup>。彼らはそこにカトイコイとして定着し、やがてカトイキアのポリス化に伴いポリス市民となる。東方でのアンティオコス四世の都市建設がオリエント人の都市的集落の単なる名称変更ではなく、その地にギリシア人植民者を実際に定住させた上での再組織であり、真のギリシア化であったといわれる所以である<sup>(7)</sup>。その上、個々の植民都市建設(カトイキアの設置とそのポリス化)のみならず、ポリスとポリスの間に「共通性」を創出し、ポリスの集合体の上に王朝の土台を据えようとする、シリア王国の伝統的な政策はこの王によっても継続して遂行された。それは無数のコロニーより成る領域国家の構想であり、この王の場合、そのモデルとなったのは、既に西地中海の覇者としての地歩を固め終え、今や東方に進出しつつあるローマであった。アンティオコス四世はローマの成功の秘密をその中央集権、つまり一つの中心市と一つの文明にあると考へ、まず何よりも首都のアンティオケイアのローマ化に着手する<sup>(8)</sup>。王国の中核部分の北シリア(公式にはセレウキスとよばれる<sup>(9)</sup>)の建設都市(アンティオケイアをはじめ、アパメイア、ラオディケイア、セレウケイア)は王の軍隊の重要な駐屯地でもあったが、とりわけアンティオケイアでは、セレウコス王国の軍隊が古マケドニア以来の軍会の権限を行使して、恰もローマのコミティアの如き機能を果していた。彼はこの市の整備に努め、制度的にも改革を施した。即ち新市区エピパネアを設置し、新市庁を建設したほか、官職者としてアエディーリス(*Arvadionis*)と並んで護民官(*kybernetes*)を新設したのである。そして、王は自らアンティオケイア市のストラテーターゴス職に就任して、この市

の政治組織に従って行動する一市民を装っていた<sup>(12)</sup>。尚、新設都市のローマ化はスーサにも見出され、ここではギリシア人のポリスの普通の例と違って、ローマのコンスルのように二名の官職者がエポニーモスになった<sup>(13)</sup>。このようなローマの制度の模倣は、外に向っては、セレウコス王国に対するローマ国家の好意と信頼を繋ぎ留めておくことを目指すものであったが、内<sup>(14)</sup>にあっては、その実施の時期が第六次シリア戦争(前一七〇—一六八年)の開始までの期間で、丁度、都市建設の時点と一致していることが示唆する通り、植民運動と連関して実行されたものであった。アンティオコス四世は自ら遂行した大規模な植民運動をローマ人の植民、即ちメートロポリスによるコロニーの建設に比定し、王がその首席官職者であったアンティオケイアを、国内の他の諸都市の母市たらしめようとする意図を有していたと思われる<sup>(15)</sup>。実際、ダプネーの戦い<sup>(16)</sup>のあと、アンティオコス四世はバビュロンで市民から「アジアの救済者、且つポリスの建設者」*σωτήρ Ἀσίας καὶ κτίστης τῆς πόλεως* (OGIS I 253. 2 sq.)として顕彰されるが、ここにポリスとあるのは首都アンティオケイアのことであって、王はこの称号を公式に帯び、メートロポリスの建設者という建て前をその統治の最後まで持ち続けるのである<sup>(16)</sup>。

コロニー建設にもとづく国家統一といっても、セレウコス王国はローマ市民権の如き精巧な制度を欠いていたので、結局、それは政治的<sup>(17)</sup>にはなく宗教的に実行されるほかはなかった。アンティオコス四世が熱意をもって推進したゼウス・オリュムピオスの祭祀とその祭儀の新設都市への導入がそれである<sup>(18)</sup>。しかし、この宗教政策といえども、

セレウコス一世以来王朝の統治者たちが国家の統一を目標に積み重ねてきた方策の帰結であって、その点では植民政策の場合と変るところはない。それは要するに、この王国では「君主崇拜」が州単位で都市毎での二系列に沿って進められ、前者に比して後者が王の統治の網から漏れ勝ちであったのを補正し、ポリス市民への王朝の働きかけを一層強めるということである。セレウコス一世が前三〇六年に自らをアルゲアダイに結びつけて「父祖」*Πατριάρχης*の祭祀の基礎を築いたあと、アンティオコス一世が公式の君主崇拜を導入して、父王セレウコスをその死後に神格化すると共に、生存中の王に対する礼拝をも州毎に組織したが、このような王の指令に基づく、王朝の政策としての州単位の国家宗教と並んで、王国内の各都市はそれぞれ独自のかたちで王朝のprognoyoiのための祭祀を実施していた。その上、次のアンティオコス二世の下で王朝の政策は更に大きく前進した。王はプロレマイオス王国の攻勢に対抗すべく、ギリシア人のポリスの自由を保証することによってその市民たちの支持を得ることに腐心する一方、宗教政策の面では、独自の祭司と特別な祭儀をそなえた君主崇拜を制度化した。<sup>(20)</sup>この方法によって王は自律的なポリスに対して自ら神として君臨し、王国の統一を保とうとしたのである。<sup>(21)</sup>とはいえ、アンティオコス二世の制度では各州が神格化された王の独自の祭祀をもっていただけで、都市の宗教に介入するものではなかった。<sup>(22)</sup>しかし、カトイキアや新設都市では事情は異なっていたのであって、次の世紀の初めにアンティオコス三世がエジプトの制度に触発されて君主崇拜の一層の徹底を図ったとき、新設都市は州ごとの祭祀を受け入れているのであ

る。<sup>(23)</sup>そのあとアンティオコス四世が新設都市にゼウス・オリュムピオスの祭儀を持ち込んだのも、それを足場にして、州の段階での国家宗教から一步踏み込み、新設都市の市民にも祭祀の面での統一を課そうとする意図に発するものであった。彼が自らの王朝の祭祀でエピプァネース神をアレクサンドロスとセレウコス一世の神と定め、またこの神を、セレウコス一世の建設になる植民都市やアンティオコス四世を「建設者」*κτίστης*とする新設都市の保護者ないし主神と定めたことは、<sup>(24)</sup>都市での祭祀の統一という右の政策に呼応し、且つそれを補強するものである。王朝の祭祀（*dynastic cult*）の国家宗教への拡大がこれによって完成したといえる。

このような植民運動と宗教政策の提携はアンティオコス四世時代のユダヤのイェルサレムにその具体的な経緯を窺うことができる。セレウコス朝はこれまでユダヤ人の祭祀国家に特殊な地位を認めてきたが、この王の下で事情は一変した。親セレウコス派のイアソンがこの市の権力を握り（前一七五―一七三年）、市の旧来の法を廃止した上、ギリシア人・親ギリシア人の団体に特別な政治組織（*politikos*）の構成を許したのである（*Jl. Macc.* IV 9; II）。<sup>(25)</sup>そのあと、大祭司メネラーオスの下でイェルサレムでのギリシア化は更に一層の進展を見せる。彼がイアソンに代ってその地位に就いた時（前一六九年）、トビアス家は彼の側に、そして、民衆の大部分はイアソンの側にそれぞれ味方して市は分裂したが、メネラーオスとトビアス家はアンティオコス四世に訴え、「父祖の法とそれに基づく制度」*oi nãtrpior νόμοι καὶ ἡ κτῆσῶν πολιτεία*の廃止と、王の法およびギリシア的な制度の採用を



申し出て許可される——この時イェルサレムにギムナシオンを建設することも認められた——(Joseph. Ant. XII 239 sqq.)<sup>(27)</sup>。「父祖の慣習」*πάτρι' ὄνα ἢ πατρῶν παράδια* を捨て、「他のエトノスのやり方」*τὰ τῶν ἀλλοθῶν ἔργα* を模倣したのである(*ibid.* XII 241)<sup>(28)</sup>。そればかりではない。既にエジプトの支配時代にプトレマイオス三世がクレルーキアの設置と土地の分配を實行していたのを承けて(Joseph. Ant. XII, 159)<sup>(29)</sup> アンテイオコス四世はイェルサレムの旧市民の農地を没収し、そこへ「マケドニア人」をカトイコイとして住みつかせた<sup>(30)</sup>。エジプトとの戦争でユダヤ人がプトレマイオス朝に同調したのを機に(前一六九年)、徹底政策に転じたアンテイオコス四世がエジプトへの遠征<sup>(31)</sup>に先立って再度イェルサレムにあらわれた時(前一六九/六八年の冬)、このシリア王を支えたのはカトイコイとして定着していたギリシア人・マケドニア人であった<sup>(32)</sup>。その上、注意すべきことには、イェルサレムとその周辺での経験(「マケドニア人」の植民と「ポリテウマ」の承認)のあと、セレウコス朝の植民政策は、今や、カトイキアの設置とそのポリス化を同時に行うようになった。以前にはこの二つの間には、たとえばスーサなどでの如く、一定の時間的間隔があったが、以後、カトイキアは設置と同時にポリスとなる。否、ポリスとして設置されるのである<sup>(33)</sup>。但し、その場合、定住者はやはりカトイコイとしての義務を負いつつ市民となつたのであって、ここでもカトイコイ＝ポリータイというセレウコス朝の植民の特徴が依然として維持されている。さて、イェルサレムでの経過の最後を飾るのは、この市の神殿にゼウス・オリュムピオスの祭壇を設けるというアンテイオコス四世の行為であった(前一六七七年)。こ

れは王国各地で推進されてきたギリシア化政策の現れであるばかりでなく、広く国家統一を目指す意志に発することは上述の通りであるが、イェルサレムでも他所でと同様、王の宗教政策は植民政策と補い合うべき性格を持っていたといえよう<sup>(34)</sup>。

ところで、アンテイオコス四世の死後も、首都での「マケドニア人」の軍会は従前通り機能し続ける。彼が子のアンテイオコス(五世)のために後見人としてピリッポスを任命する旨を認めた遺言状は軍会で読み上げられ、承認される(前一六四年)——Iust. XXXIV 3, 6: *cui cum tutoris dati a populo essent*——。一方、人質としてローマに逗留している、王位が叔父のアンテイオコス四世とその子に渡るのを座視するほかなかったデーメトリオス二世(セレウコス四世の子)が遂にシリアに帰還し、アンテイオケイアで軍会によって正統の王として迎えられ(Joseph. Ant. XII 389: *παύρων ἀντῶν ἡδῶς παροδῶντων καὶ παραδιδόντων ἀντῶν*)、アンテイオコスが兵士たちによって殺害されるという異変があったが(Macc. I 7, 2 sqq.: *αὶ θυάμει*)、このデーメトリオスも市民の信頼を失い(Iust. XXXV 1, 8)、アンテイオケイアで叛乱が生じてアレクサンドロス・バラスが王に迎えられる。この間の事情を伝える史料は軍会を構成するものを軍隊(*αὶ θυάμει*)とも全員(*οἱ πάντες = omnes*)ともいっているように、実際上は首都の市民(*οἱ Ἀντιοχείης = Antiochenes*)と兵士たち(Iust. XXXV 2, 3: *miles patrum*)の区別はつかず<sup>(35)</sup>、前者も兵士たちと共に、軍会の権利にもとづいて王を追放ないし招致する決議に加っていた<sup>(36)</sup>。アレクサンドロスを追放し、ピロメテール(プトレマイオス六世)を王に呼び迎えた時の軍会でも、またその同じ軍会で

プロモーターが女婿のデーメートリオス二世の復活を説き勧めたさいも事情に変わりなかった(前二四五年)。その上、王国も末期に近づくとさすがにオリエント人が進出し、<sup>(37)</sup>軍隊でも傭兵(クレータ人)が用いられる。首都に駐屯する守備隊も傭兵をかかえ、このような傭兵を含む兵士たちがアンティオケイアで「マケドニア人の軍会」を開くようになる。<sup>(38)</sup>それでも、王の推戴・廃位をはじめとする国家の最重要の事項が首都での兵士たちの集会で決議されるという建て前は曲りなりに守られていた。<sup>(39)</sup>そして、デーメートリオス二世が平時には兵士たちを彼ら自身の土地に帰らせたといわれるように、<sup>(40)</sup>カトイキア・ポリスに住みついた「マケドニア人」*oi Makedōnes* がその頃でも戦時には軍会を構成していたのであって、彼らこそセレウコス朝を最後まで支え続けたもの、否、「マケドニア国家」*oi Makedōnes* そのものである。

註

- (1) セレウコス王国の中心は早くからアンティオケイアと北シリヤにあった。 Cf. G. Haddad, *Aspects of Social Life in Antioch in the Hellenistic-Roman Period*, 1944, 10f. — 初期・中期セレウコス朝(マンキエラの戦い[前二四〇年]またはマクネシアの戦いまで)では、宮廷はエフェソスからサルティス(或いは小アジアのサルカ)にあったと云う。 E. R. Bevan, *The House of Seleucus I*, 1902, 151 の考を参考せよ。
- (2) M. Rostovtzeff, *op. cit.* 160.
- (3) V. Tschirikower, *Hellenistic Civilization and the Jews*, 106.
- (4) V. Tschirikower, *op. cit.* 91.
- (5) J. G. Bunge, "THEOS EPIPHANES": Zu den ersten fünf Regierungsjahren Antiochos' IV. Eiphanes, *Historia* 23, 1974, 62.

- (6) W. W. Tarn, *op. cit.* 186f.; G. T. Griffith, *op. cit.* 147; 152f.
- (7) W. W. Tarn, *op. cit.* 186; real Hellenisation. フントキオス臣の都市建設について vgl. V. Tschirikower, *Die hellenistischen Städtegründungen*, 176ff. 参照(貨幣の鑄造権を伴う公式のポリス建設)。
- (8) W. W. Tarn, *op. cit.* 190.
- (9) 上の(7) (Seleukis) について W. Otto, Beiträge zur Seleukidengeschichte, *Abh. d. Bayer. Akad. d. Wiss.* 34, 1 (1928), 38, Anm. 1 参照。
- (10) H. Bengtson, *aa.O.* 426f.
- (11) Ed. Meyer, *Ursprung und Anfänge des Christentums* II, 5. Aufl., 1925, 142.
- (12) フントキオスのある地は *dropaionos* と、ある地は *dyraios* とはなるといって、市民の票を求め、フントキオスを求めたところ (Polyb. XXVI 1) E. Bickerman, *Institutions des Seleucides*, 1938, 158 はこのことか、フントキオスには *ambitio* があつたと考へる。
- (13) W. W. Tarn, *op. cit.* 28.
- (14) J. G. Jung, *aa.O.* 85.
- (15) M. Rostovtzeff, *op. cit.* 185.
- (16) *rolis* はフントキオスを指すと云う。 W. Dittenberger, *OGIS* 253, n. 3 参照。
- (17) セレウコス王国に於けるメトロポリスとコロニーの関係は隣接のペルガモン王国とそのキラルが認められる。コリには首都のポリス(ペルガモン)がその最も拡大して領土国家に発達した——その点ではローマの場合 (*urbs* から *orbis*) と同じである——うえ、カトイキアならしめポリスの建設も積極的に推進された。実際、アッタロス朝の王は勢力下のポリスの「築城者か「善治者」 *oortpa kal euegetēs* とは、<sup>(1)</sup>「ポリスの建設者」 *ktētēs tēs poleos* とは、<sup>(2)</sup>なかり、<sup>(3)</sup>は (OGIS I 301) 首領ペナガモンとその「善治」をたたえられ、また生前から毎年供饗を伴う祭典を催して、<sup>(4)</sup> 頭領と云う (ibid. 267. II 34 sq.) — vgl. C. Habicht, *Gottmenschen-tum und griechische Städte*, 1956, 124f. —。
- (18) W. W. Tarn, *op. cit.* 190.

- (81) M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Hellenistic World* I, 704.
- (82) Ed. Meyer, *aa.O.* 140.
- (83) M. Rostovtzeff, *CAH* VII, 162. マンタロク王国に於ける 'dynastic cult' の発展については *JHS* 55, 59, n. 10; p. 66 参照——最初の二王のためにギリシア都市が自発的に組織した祭祀が第一段階。そのあとマンティオコス二世がおそむくすべこの州で、少くとも都市と軍事植民地に於ける 'dynastic cult' を組織。最後にマンティオコス三世はプロトマイオス朝の制度にならうして州単位の祭祀を確立——。
- (21) Ed. Meyer, *aa.O.* 140.
- (22) W. W. Tarn, *op. cit.* 4.
- (23) アンテオコス三世期の「総督を通じての」州毎の Reichskult の詳細は M. P. Nilsson, *Geschichte der griechischen Religion* II, 1950, 159f. 参照。史料は *OGIS* I 224 及び L. Robert, *Hellenica* VII, 5ff. 前者はカリアの総督のアナクシムプロトスに宛てたアンテオコス三世の書簡——前一九三年春に王が小アジア滞在中に発したもの (L. Robert, *op. cit.* 15ff.) ——並びにアナクシムプロトスから彼の配下(地位は *hyparchos* である)のディオニヒタースに宛てた書簡を取る。そのうちのアンテオコス三世の書簡 (*epistola*) は、その内容が二月ほどのちにスーシアーナやメディアの地方にも伝えられ、スーサの北東の Nehavend (ニラオディケイア) 出土の碑文で見出される (*Hellenica* VII, 5ff. の紹介参照)。そこには、王の書簡の前で、州総督メネデーモスがラオディケイア市に宛てた書簡 (*Arrollogon [scil. epistola]*) ——王から彼に宛てた *epistola* のコピーを送達する故、それをポリスの最重要の神殿にて公示すべきことを命じたもの——が刻まれている。この場合、併せ考へるべきは、ラオディケイアが新設都市であつて、既に触れた同じくアンテオコス三世時代の一碑文 (*OGIS* I 233) ——レウコポリエーナ祭への参加を決めたマンティオケイア (ピルシス) の決議を刻み、そのあとに同様の決議をした多数の新設都市の名を列挙し、新設都市間に統合の動きがあつたことを示したものである——の中にも当然その名が上つていたと考えられることである (L. Robert, *op. cit.* 20——1, 107 B を *Adlokeion*] と復原——)。本来は州の祭祀であつたものが新設都市(これは当時すでに類型化し、統合に向つた)の上で新しい足場を据へようとする傾向を読みとれることが出来る。
- (24) M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Hellenistic World* I, 704.
- (25) M. Rostovtzeff, *op. cit.* 704.
- (26) V. Tschirikower, *op. cit.* 90ff.
- (27) この時代にギリシア文化の影響をうけた人々の後裔が「プロライ人」に對して *Ellhnyotai* として史料に見える (*Act. Apost.* 6, 1)。ユダヤ人のうち、ギリシア人に同化しようとした彼らは、今日の表現では *Kulturgrichen* といふべきである (H. Bengtson, *Kleine Schriften*, 275)。
- (28) このプロライ人のエトノスをポリスに転化させようとする意図が窺はるべきである (V. Tschirikower, *op. cit.* 167: the transformation of the ethnos into a polis)。右のエトノスからポリスへとつたが、厳密にはエトノスからコイノンへの転化といふべきものである。ポリスの制度をとなえていない集団ないしその集會をコイノンと呼ぶ例はプロトマイオス朝下のキプロスのギリシア人傭兵に関する碑文にみえる。この島にはリュキア人 (*OGIS* I 146, 147) キリキア人 (*ibid.* 148, 157) クレタ人 (*ibid.* 155) の傭兵がそれぞれコイノンを形成していたが、トラキア人のコイノンには他の民族の傭兵も加わり、*oi symkollethoi* とは呼ばれてゐる (*ibid.* 143: *to koinon ton en Kypros rasonomenon Spartai kai ton symkollethoi*)。彼らはキプロス駐屯の軍隊のうち、自らの集會をもつてゐる傭兵であり、かにもイオーニア人傭兵と一緒にコイノンをつくつてゐた *oi symkollethoi* である (*ibid.* 145)。ここに、シムポリエーアの擬制を通じて、より大きなコイノンが形成される過程が隣接の王朝下でも進行してゐたことを見出すであらう。尚、プロトマイオス朝下の「民族ごとの傭兵集団 (Landsmannschaft) の組織 (*trokreua*)」については W. Ruppel, *Politikna*, *Philologus* 82, 1927, 299ff. 参照。
- (29) V. Tschirikower, *op. cit.* 106.
- (30) V. Tschirikower, *op. cit.* 111.

- (31) アンティオコスのエジプト第二次遠征(エジプト王として戴冠)及びアントキサンドリア民衆のシリウス王に対する抵抗については G. L. Hendrickson, Dio Chrysostom's "Tyrant of Syria", *Cl. Phil.* 44, 1949, 32f. 参照。尚戴冠の「ア」ローマの使節 Popilius Laenas がエジプトからの退去を求める最後通牒を手渡すが、この点の国際事情(及びギリシア人の支配に対するエジプト・シリウス王国の nationalistic な動向——the Oriental revival)については J. W. Swain, Antiochus Epiphanes and Egypt, *Cl. Phil.* 39, 1944, 73ff. 参照。
- (32) Ed. Meyer, *a.a.O.* 140f.: Besiedlung mit Griechen; V. Tschirikower, *op. cit.* 186.
- (33) W. W. Tarn, *op. cit.* 181f.
- (34) 前二六六年九/一〇月、ダブネーでアンティオコス四世は即位九周年を祝して戦勝の祭典を催したが、それは翌年の東方での遠征の序幕でもあった。王はギリシア人・マケドニア人の「王国内への新しい導入のために」ギリシア世界の注意を彼の帝国再建事業に向けようとしたのである(同祭典については J. G. Bunge, Die Feiern Antiochos' IV. Epiphanes in Daphne im Herbst 166 v. Chr., *Chilon* 6, 1976, 53-71 参照)。「この祭典にはギリシア人が使節を派遣したが、それはかりでなく、祭典の挙行に合せて、王国内の都市、特に王を *klērotes* として崇拜する新設都市でも、同時に儀式が挙行されており、イェルサレムでも例外ではなかった(S. 691.)」
- (35) F. Granier, *a.a.O.* 179. アンティオケイアの人口については G. Downey, *op. cit.* 85f. 参照。建設時の成年男子市民は五、〇三〇人と伝えられるが(前述、註(15)、参照)その後、セレウコス二世、アンティオコス三世、アンティオコス四世のとき市域が拡大され、前二四五五年の市民とその家族は二二〇、〇〇〇人(cf. Joseph, *Ant.* XII 137)。マウズストゥアス期およびアンティオコス帝の初期には三〇〇、〇〇〇人(Str. XVI 750 c.; Diod. XVII 52)。同じく新設都市と隣接のマンメイアについては cf. F. Cumont, The Population of Syria, *JRS* 24, 1934, 187-190——紀元六一年の人口調査と関する碑文(*CIL* III 6687)と *Iussu Quirini censum egi Apamena civitatis millium hominum civium CXVII* 参照。

有産市民とその妻子は二一七、〇〇〇人で、その他の住民や奴隷を含めると少くとも四一五〇〇、〇〇〇人——。

- (36) この点については F. Granier, *a.a.O.* 169 参照。尚「アンティオコス四世以後アンティオコス十三世に至るシリウス王国の軍会については S. 167-174 に詳しい。

- (37) オリエント人、とりわけイラン人の進出については H. Bengtson, Die Bedeutung der Eingeborenenbevölkerung in den hellenistischen Oststaaten, 1951, jetzt in: *Kleine Schriften*, 295 参照。尚「それらの批判を vgl. V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 2. Aufl., 1965, 329. Bengtson によればアンコス朝の „Makedonisierungspolitik“ を軽視するわけではない(最初の二王によって建設された諸都市、特に北シリウス、北メソポタミアのそれがセレウコス朝の背骨であったことを認める)が、それでもイラン人の地位に注意を促したいという。

- (38) F. Granier, *a.a.O.* 176.  
 (39) F. Granier, *a.a.O.* 176f.  
 (40) G. T. Griffith, *op. cit.* 164.

(六) 結 (問題の行方)

ヘレニズム諸王国の中でもセレウコス王朝はその国家構造が 'föderativ' であることを特徴の一つとするといわれる。<sup>(1)</sup> それは主に各地の小王国 (*Basileia*) や諸民族 (*ethnē*) や諸ポリス (*polites*) を王国内に含んでいたことによるが、そのほか、特にこの王朝が自らの建設になる都市やコロニー(そしてそこに住みつけた「マケドニア人」)に軍事面その他で大きく依存していた事実を意味するものである。実際、この王国ではコロニーのポリスへの成長は不断に進行し、<sup>(2)</sup> 王朝も都市の市民を尊重する政策をとったので、王政の強権的な性格が幾分緩和されることに

なったからである<sup>(3)</sup>。王国の領域支配の中に「カトイキア<sup>(4)</sup>ポリスより成るコイノン」を求めたセレウコス朝の王たちの努力はその意味では一応の成果をあげたといえよう。

王国内で都市建設を積極的に推し進めるセレウコス朝の政策はその後ローマ人にうけつがれ(たとえばポムペイウスの東方植民<sup>(4)</sup>)、その結果、ローマ帝国がギリシア人の目に自治都市より成る共同体<sup>(5)</sup>、あるいは都市国家の集合体<sup>(6)</sup>という外観を呈するに至る。ローマ元首政期のギリシア人にとっては都市の建設がローマ皇帝の最大の仕事の一つであり、皇帝たち自身もそれを自らの使命と考えていた。プルーサのディオオーンは皇帝の任務として軍隊の指揮、治安の維持、架橋、道路建設などと共に都市建設をあげ(Dio Chrys. III 127) また、弁論家のアリステイデースも皇帝によって建設ないし拡大された都市の数をもって、ローマ帝国がヘルシア帝国にすぐれていた理由の一つにしている(Laud. Romae 92 sqq.)。

皇帝が個々の都市の建設者となったばかりではない。ローマ帝国の構造の中にギリシア・ポリスが組み込まれるに<sup>(9)</sup>、ローマ帝国全体がギリシア人によってあつかもコイノンであるかの如く思念される。既にアウグストゥスが個々のポリスの建設者であったばかりでなく、「世界の建設者」*κτίστης τῆς οὐκουμένης* とされたが、この傾向はハドリアヌス帝下で頂点に達し<sup>(10)</sup>、ローマ帝国は、アリストテイデースによって、多数のポリスから構成されるコイノンとして描かれる(第三章、第二章、参照)。一方、帝自身もゼウス・パンヘレーニオスとなり、ギリシア人を「汎ギリシア人のコイノン」に統合することを構想しただ

けでなく<sup>(11)</sup>、自らをオリュムピエイオン神殿の主、ゼウス・オリュムピオスたらしめたのである。ここに、ゼウス・オリュムピオスの崇拜を新設都市に持ち込み、王国の統一意識をつくり出そうとしたアンティオコス四世の政策の継続・発展を見ることができよう。

註

- (1) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 434; H. H. Schmitt, *Historia Einzelschrift* 6, 95: die 'föderative' Struktur des Reiches. 尚 前述(註(9))参照。
- (2) W. W. Tarn, *op. cit.* 9.
- (3) W. W. Tarn, *op. cit.* 26.
- (4) M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Roman Empire* I, 49.

アレクサンデルオスの *cognomen* には *μεγας* のほか *κτίστης* (都市建設者)がある。ポムペイウスの東方での都市建設も彼の *imitatio Alexandri* に由来し、また東方の若干の都市は生前からポムペイウスを *κτίστης* と呼ぶこと(vgl. A. Dreizehner, Pompeius als Städtegründer, *Chiron* 5, 1975, 213ff.)。彼はハレスティアナでガサ、エッパ、マローラ、「ストラトンの塔」(後のカネサレイア)、ガダラを建設し、ポントスのミトラダテースの旧王国内にはポムペイオポリス、ネアポリス、アマセイア、マグノポリス、ゼーラ、ディオオスポリス、メガロポリスの七市を建てた。そして「ピテュニア」ポントス属州(前六三/六二年に新編成)には一一の地区(Str. XII 3, 1: *νοκρέτα*)を設定。一一の地区に *κτίστης* W. G. Fletcher, *The Pontic Cities of Pompey the Great*, *TAPA* 70, 1939, 17-29 参照(谷 *νοκρέτα* は中心市とその周りの *territorium* を含み、中心市は *ἀγοα* が集会を開き評議会が協議する)。

ポムペイウスによる東方での新秩序、特にピテュニア・ポントス属州での再編成の評価に関する諸説は A. J. Marshall, *Pompey's Organization*

of Bithynia-Pontos: Two Neglected Texts, *JRS* 58, 1968, 103, n. 3. 詳細が、都市建設の過程で、彼が urban life を育成したり、urban growth を促進したのを、従属君主 (client kings) を抑えるためであったと主張する有じり (K. Wellesley, The Extent of the Territory Added to Bithynia by Pompey, *Rhein. Mus.* 96, 1953, 295)°

- (15) M. Rostovtzeff, *op. cit.* 49: a commonwealth of self-governing cities.
- (16) M. Rostovtzeff, *op. cit.* 51: an aggregate of city-states.
- (17) D. Nörr, *Imperium und Polis in der hohen Prinzipatszeit*, 1966, 62.
- (18) A. H. M. Jones, *op. cit.* 60.
- (19) M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Hellenistic World II*, 1304: the incorporation of the Greek city-state in the fabric of the Roman Empire. Vgl. D. Nörr, *aaO.* 9——Imperium の本質的な Bauglieder として都市を利用するローマの最も重要な内政原則であった——。

ローマは併合した諸王国の官僚制的な統治機構をその後維持しようとした。

合併したものを、永続せず、トラキア、カッパドキア、パルマ、ピニスなどでは都市建設の継続的断行の結果 the area of centralized administration が次第に狭められた。ヒュムブド、サヤン、ティタス・サハーン、サト、同様の過程が始まる (A. H. M. Jones, The Greeks under the Roman Empire, *Dunbarton Oaks Papers* 17, 1963, now in: id., *Roman Economy*, 1974, 94)°

- (10) ローマ皇帝の中で最も親ギリシア的であったアントニヌス帝が個々の都市の建設者となつた再建者として活躍したのを勿論である (H. I. Bell, Antinopolis: A Hadrianic Foundation in Egypt, *JRS* 30, 1940, 133)°
- ユリアニムのニコメキアに於て、地震で大なる被害を蒙つたこの市の広場、劇場、城壁の修復は国庫からの補助を以て、實際に restitutor *Nicomediae* である (J. Sölich, Bithynische Städte im Altertum, *Klio* 19, 1925, 172)°
- (11) W. Weber, *Hadrian, CAH XI*, 1936, 320.

篇

後

### 第三部 ローマ世界に於けるポリス理念

#### 第一章 ギリシアとローマ両国家理念の交錯

——混合政論の推移に見る——

##### (一) 序 「ポリス」としてのローマ国家

ギリシア人はローマ人の国家を自分たちの共同体になぞらえてポリスと呼ぶ。たとえばヘーラクレイデース(プラトンの弟子)によればローマはギリシア・ポリスである(Plut. Cam. 22, 3: *hōkei 'Ellhōnōsa 'Roma*)<sup>(1)</sup>。ギリシアとローマ両国家の国制が類似していたことは確かで、ポリスのアルコーンとブローレーとエクレシヤ(デーモス)にはローマのコンスルとセナトウスとコミティア(ポプルス)が対比される。パトリキとプレブスの「身分闘争」の間に、コンスルの無制限の命令権(*imperium*)がポプルス(民衆と国民)の控訴によって制約され得た上、主権者の民衆の権能が兵員会(*comitia centuriata*)を介して実現されることもあった<sup>(2)</sup>。コミティアはすべてローマ国民(*populus Romanus*)の機関であって

プレブスの集会(*concilium plebis*)とは区別される——。ローマ人自身もギリシアとローマ両国家の類縁性を信じていて、コンスルを *στρατηγός* *stratos* というギリシア語に訳すなど、自国の制度をギリシア人に理解させようと努める<sup>(3)</sup>。サムニウム戦争でローマがネアポリス(ギリシア人のポリスとして出発したこの市にはギリシア的な官職者や評議会が備わっていた)<sup>(4)</sup>と同盟した時(前三二六年)、ローマ人はこの市のブローレー(ここでは *δῆμος*)を自国の元老院に同定するのである<sup>(5)</sup>。

*goukō kai dēmos* と *senatus populusque Romanus* のこのような対応にも拘らず、両国制の間に大きな相違のあることも否定できない。ローマの国制が民主政への端緒を含みながら、前二世紀後半に入るまで、ローマではギリシアのデーモクラティアに比すべき政治が殆んど見出されないこともその一つである<sup>(6)</sup>。平民会決議(*plebiscitum*)に法的

効力を与えたホルテンシウス法(前二八七年)に至る諸改革が僅かに民主政への動きを示唆するかに見えるが、その後のローマに生れたのはノービレスの貴族支配であった。<sup>(7)</sup>ノービレス階級は友誼関係(*amicitia*)や誠実(*fides*)の絆を利用して選挙や投票を左右したのである。

しかしプレブスの発言力はその後も着実に増大したのであって、前一七三年、一七一年にはこの階級の、而もそれまでほとんど影響力をもたなかった家柄の出身者がコンスルに選出される。<sup>(8)</sup>同じ一七一年のマケドニアとの戦争では五〇歳迄の老ケントゥリオーヌス(百人隊長)たちは出征を嫌い、徴兵登録の件で護民官に直接訴えるという挙に出る(Liv. XLII 31 sq.)<sup>(9)</sup>。最後はコンスルと元老院にまかされる形で事態が收拾されるとはいえ、元老院に対抗して護民官職がその意義を増してきたことを示すものである。ポリュビオスがローマに来て、この国の国制につき思索をめぐらすのはまもなくのことで、<sup>(10)</sup>彼の作品の中にも、護民官は民衆の決議したことを実行せねばならない、とあって(VI 16, 5: *ἀπελευθέρωται τοῦ νόμου τῶ ὄχιμα καὶ πάλαια ἀρχαῖα* *καὶ τῶν νόμων ποικίλων*)<sup>(11)</sup>。民衆の活動を窺わせる。ポリュビオスは、しかし、ギリシアの理論に従って、コンスル・元老院・民会の三者の間の‘check and balance’を信じていた(それ故、他面では、元老院を中軸とする貴族支配というローマ国家の現実を見落していたことは否めない)。<sup>(11)</sup>

元老院の権威を損う民衆の動きは、遂には民衆を代表する護民官がコンスルと対立するまでに発展する。スキープオー・アエミリアーヌスは元老院の抵抗をかわし、民衆の意に沿ってコンスルに選任されるが、この時、民衆は選挙に関する法を制定するのも廃棄するのも民衆

の決定権による(App. Liv. 112: *τὸν ὄχιμα σίμα κέρον*)と主張したばかりでなく、民衆決議でスキープオーにアフリカでの戦争指揮をまかせ<sup>(12)</sup>る。そして、この戦いと前後したスペインでの戦争は兵士の登録を繞って国内での混乱を招き、護民官がコンスルと衝突する事態へと導く(前一五一年 [Liv. Per. 48] 前一三八年 [Ibid. 55])<sup>(13)</sup>。一方、ポリュビオスから *μικτῆ* の説(混合政は国制の循環、ひいては民主政・衆愚政の到来を阻止し、国家の安定を保証する)を学んだスキープオーは、カルタゴを破つた際、そこにこの国の混合政的な安定化機能の破綻を認め、民衆であれ貴族であれ、*μικτῆ* のバランスを乱すものに警戒心を懐くようになる。<sup>(14)</sup>かくしてグラックス兄弟が登場する舞台、即ち前一三〇年代を迎えるのであるが、この時期はティベリウスの改革運動を別にしても、ローマでは珍らしく民衆の動きが民主的な変革を生み出した点で注目される。前一三九、一三七、一三一(及び一〇七)年の一連の立法によって、コミティアでの官職者の選挙その他に秘密投票の制度が採用され、従来の如く口頭で投票内容を告げるのとは異なり、有力者がクリエントスなどの投票をコントロールできなくなるのである。<sup>(16)</sup>それらの法が提案された時、保守派が頑強に抵抗したが、スキープオーの働きもあって(特に一三七年の *Lex Cassia* の場合)、成立した。<sup>(17)</sup>ここに、支配層の利己的な主張を抑えて *μικτῆ* を回復しようとするスキープオーの努力が認められるであろう。<sup>(18)</sup>

このような投票法(*leges tabellariae*)の議論が交された時代は、ローマ人がギリシアの哲学や弁論術の研究を通じて、ギリシアの政治理論をローマに持ち込んだ時期でもあった。<sup>(19)</sup>本章は、こののちギリシア人



の国家論、とりわけ混合政論がローマ人によって、或いは受容され、或いは批判された。ローマ独自の国家理念の中に解消し去るキリストの理想が誰かの手で成る。

註

- (1) Vgl. V. Ehrenberg, Vom Sinn der griechischen Geschichte, HZ 127, 1923, jetzt in: *Polis und Imperium*, 1965, 10, 18: die westliche Polis Rom.
- (2) 但し、市民の決議がなされたのは支那風の決議であった(王. Englin, Demokratie und Rom, *Philologus* 82, 1927, 314: Das Volk war staatsrechtlich durchaus souverän. Aber ihm mangelte die Initiative.)
- (3) H. Bengtson, Randbemerkungen zu den kaischen Asylurkunden, *Historia* 3, 1954/55, jetzt in: *Kleine Schriften*, 1974, 360 f.
- (4) この世の栄華を(前二四一年)——*égoûe tûs kýrouv kai tûi anýskhþwv kai tûi thýwv*——と云うは G. P. Carratelli, Napoli Antica, *La Par. del Pass.* 7, 1952, 262 f. 参照。また *quattuorviri* の制が導入されたのは前のこの世の同義神聖といふべき cf. J. Pinsent, The Magistracy at Naples, *La Par. del Pass.* 24, 1969, 368 ff.
- (5) H. Bengtson, *Grundriß der römischen Geschichte*, 1967, 63.
- (6) W. Englin, a. a. O. 313; J. A. O. Larsen, The Judgment of Antiquity on Democracy, *Cl. Phil.* 49, 1954, 10.
- (7) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 10.
- (8) F. Münzer, *Römische Adelsparteien und Adelsfamilien*, 1920, 219 ff.; W. Englin, a. a. O. 314 f.
- (9) L. R. Taylor, Forerunners of the Gracchi, *JRS* 52, 1962, 21.
- (10) マケドニア・ヌウルの知遇を受け、その子スキピオと交友を持ったポリュビオスは、ローマ人との交際によってローマの国制の優秀性を

信するようになった。これが彼の政治思想の基礎となる(K. von Fritz, *The Theory of the Mixed Constitution in Antiquity*, 1954, 52 ff.)。彼がキリスト人の国家論をローマに適用して(ローマへの適用は彼がはじめた)と云う——Ed. Meyer, *Caesars Monarchie und das Principat des Pompejus*, 1922, 180; M. Hammond, *City-State and World State*, 1951, 54, 70)ローマの偉大な国制 (*rokreas obortas*) を求めたのはキリスト的思想の由来である(Er. Meyer, *Römischer Staat und Staatsgedanke*, 3. Aufl., 1964, 201 f.)。

- (11) ローマの国制では市民や官職者ではなく元老院が優越した(Er. Meyer, a. a. O. 201 f.)。ローマでは元老院が本来の政府であったのである (*ibid.* 210, 243) の点の認識はポリュビオスには完全に欠落していた (M. Hammond, *op. cit.* 76 f.)
- (12) W. Englin, a. a. O. 320——このための主張を教へ、啓発した真の源泉は彼の周辺のキリスト人であろう。
- (13) W. Englin, a. a. O. 314 ff.; L. R. Taylor, *op. cit.* 19: a revolutionary act. 前一五一年に軍事に関することと元老院の権限が後退し、護民官と市民が勢力を争った。三者の間のバランスが崩れたことを Taylor は指摘し、このための事態がポリュビオスの記述の内容と一致しないことから『歴史』第六巻のローマ国制論は、ポリュビオスがスキピオと共になんべいといふ前一五一年の前の完成したと考え( p. 27) Cf. C. O. Brink/F. W. Walbank, The Construction of the Sixth Book of Polybius, *Cl. Quart.* 48, 1954, 97-122 (前一五〇年) のことである( p. 29)。
- (14) スキピオと混合政論については H. H. Scullard, Scipio Aemilianus and the Roman Politics, *JHS* 50, 1960, 61 f. 参照。ヘンリッヒ戦争後、カタルチは最盛期を過ぎ、権力がセナーテナスからキーモスに移った。この混合政は解体過程に入った。とポリュビオスはみる。但し、彼はローマの *mixta* が危険に曝されたことを認めるが、またその解体が始まったとは考えていない。
- (15) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 10: popular or shall we say "democratic?"

—measures.

- (16) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 10.
- (17) W. Enslin, *aa.O.* 316f.
- (18) H. H. Scullard, *op. cit.* 70f.
- (19) W. Enslin, *aa.O.* 317.

## (二) グラックス改革から混合政論へ

### (1) グラックス改革とギリシアの政治思想

さて、ギリシアで生れた混合政論がローマに導入された時、それを構成する貴族政、民主政、君主政などの諸要素がローマではそれぞれ具体的に何を指していたのであろうか。このことがローマの現実政治の中で問題となるのはグラックス改革をめぐる状況に於いてである。

グラックス改革に至るローマの危機は夙に一部の貴族の憂慮するところであった。ティベリウス・グラックスもその改革意図に於いて彼らと共通し<sup>(1)</sup>、党派の人脈でも繋っていた。即ち、結婚を通じてアッピウス・クラウディウス (Appius Claudius, *cos.* 143 a.) に近く、更にメテルス・マケドニクス (Metellus Macedonicus, *cos.* 143 a.) との関係も深い。この二人は強硬な反スキーパー派 (*inimici Scipionis*) である。ほかにムーキウス・スカエウォラ (P. Mucius Scaevola, *cos.* 133 a.) とリキニウス・クラッスス (P. Licinius Crassus Mucianus——ガイウスの義父) がグラックスの土地法に影響を与えたといわれるが (Cic. *Acad. prior* II 13; *Plut. Tib. Gr.* 9, 1)<sup>(2)</sup> このクラッススと上のアッピウス・クラウディウスは元老院でのグラックス派の指導者で、スキーパーのグループか

らは鋭く峻別される (Cic. *De re pub.* I 19, 31)<sup>(2)</sup>。しかし、グラックス派とスキーパー派は対立する反面、お互いの間に共通するところもあつた<sup>(3)</sup>。貴族の中には真に保守的なグループ——ポリュビオスの批判する墮落した貴族たち (*barbari*)——の人々がいて、改革を目指すグラックス派の対極をなすが、スキーパー自身はその中間に位置し、両派の妥協に腐心したのである<sup>(4)</sup>。

そればかりではない。イタリアでの自由民の貧窮化を防ぎ、その減少を堰止めるために窮乏農民に土地を回復しようとするグラックスの改革 (*evangelos*) の意図はローマの有力者層の考えに沿うものでさえあつた<sup>(5)</sup>。彼の企ては穩健で、ラエリウスの土地法案 (*Plut. ibid.* 8, 4)<sup>(6)</sup> やカトーの奢侈禁止令 (*Plut. Cato maior* 18, 1 sq.) と傾向を同じくすると看做されていたうえ、ティベリウス自身も、彼の改革が「全ての思慮ある人々」に好意をもって迎えられると考えた程である。実際、それは市民団の防衛能力を常に配慮する、ローマ貴族層の政治的伝統に棹さすものであつた<sup>(7)</sup>。

しかし、ティベリウスが土地法の成立を図って、法案を議題に上せた時、事態は思わぬ方向へと発展する。同僚の護民官オクターウィウスによる阻止権限 (*intercessio*) の発動であり、続いて、それへの対抗手段としての、ティベリウスによるギリシア的な民主政の理念の導入である<sup>(8)</sup>。護民官職は貴族政の支配機構の一環をなして、*tribuni plebis* といいつながら、貴族派の指導者によって保守的に利用されてきたが<sup>(9)</sup>、オクターウィウスのインテルケッシオーはその極端な例に属する。この時、ティベリウスが譲歩してオクターウィウスの阻止

行為を認めるか、或いはオクターウィウスがそれを撤回して土地法を成立させるかの二つの可能性があったが、いずれの道も選ばれなかった。ティベリウスは民会での都市大衆 (*plebs urbana*) の支持を背景にして、「民衆主権説」を根拠にオクターウィウスを追放するのである。この理論はギリシア人に固有の、そしてそれまでのローマには異質のものであった(彼の演説中の *εἰς τὴν κερταλίην τοῦ δήμου* という発想は特殊ギリシア的で、ローマにはそれに対応する表現はない)<sup>(10)</sup>。民衆は選挙と同時に国家主権を無制限に被選出の官職者に委ねるとというのがローマの不文律であるが、ティベリウスはそれを破ってオクターウィウスから官職を剝奪したのである——因みにオクターウィウスの官職罷免はローマでの *atrogatio* の最初の例である<sup>(11)</sup>。その上、ティベリウスが同じ理論を根拠に自己の護民官職の再選を強行したこともローマの不文律に違背した<sup>(12)</sup>。いずれにせよ、このとき護民官職に新しい性格が加わり、それは今や革命の担い手となる。ティベリウスに於いて国家の転覆が始まったといわれる所以である<sup>(13)</sup>。

ティベリウスの護民官としての強権はそれを僭主政のあらわれとする非難を同時代人の間に惹きおこす。この告発はポムペイウス (O. Pompeius) が初めて公言して以来 (Plut. *ibid.* 14, 3: *gauristesu=regname*)、貴族派から繰り返して出されるが (Sall. *Bel. Jug.* 31, 7; Cic. *Lael.* 40; Plut. *ibid.* 17, 4)<sup>(14)</sup>、事態の進展と共にその声は寡頭派内でもますます強まり<sup>(15)</sup>、遂に独裁政とは何かという議論をまきおこすに至る。グラックスの行為はローマで王政が滅びて以来はじめての叛乱であるといわれたり (Plut. *ibid.* 20, 1)<sup>(16)</sup>、ローマ王タルクィニウスの挙動が問題とされるな

ど、ティベリウスの行動が君主政と関連づけて論議された。タルクィニウス(「傲慢王」*Superbus*)に擬せられたティベリウスは反撃に転じ、やはり「民衆主権説」に基づき貴族派の行為こそ僭主政であると断ずる。ティベリウスがギリシアのデモクラシーの思想を持ち込んだ動機に、民衆の動きへの共鳴 (*ibid.* 8, 7) のほか、寡頭派への反撥があったといわれるが (*ibid.* 10)、この時、彼は民衆の反抗権をば暴力支配に墮した王政に対する抵抗として理論的に正当化する一方<sup>(16)</sup>、貴族派の行為を墮落した王政、つまり僭主政と呼ぶのである。またスキーパー・ナーシーカがティベリウスを僭主 (*tyrannos = tyrannus*) と呼んだのに対応 (*ibid.* 19, 3)<sup>(17)</sup>、グラックス派はその非難をそのまま投げ返して、スキーパーを僭主ときめつけるが<sup>(18)</sup>、民衆もこれに唱和し、ナーシーカを僭主だといって非難した、という (*ibid.* 21)。

ティベリウスと民衆派が当時の貴族支配を墮落した国制とって批判したのはギリシアの国制論の「類落」*τυραννείας* の説に基づいてのことである。このようなギリシア思想がグラックス派に伝わった経路については必ずしも明瞭でないが、ポリュビオスを通じての伝達の可能性が最も大きい。ポリュビオスは、(1) *βασιλεία*、(2) *μοναρχία* (又は (2) *τυραννίς*)、(3) *ἀριστοκρατία*、(4) *ὀλιγαρχία*、(5) *δημοκρατία*、(6) *ὀλιγοκρατία* の六種の国制を区別し、それらが (2) → (3) → (4) → (5) → (6) の順序で変遷し、それを *πολιτεῖαν ἀνακόσμητος* と呼ぶが (VI 4, 7-10; 5, 1-9, 9; cf. 9, 10: *πολιτεῖαν ἀκόσμητον*)、ティベリウスが護民官の権限濫用に対する抵抗権について演説した中で (Plut. *ibid.* 15, 2 sq.)、それ自身善き政治形態も傲慢と不正によって悪しきそれに転化する、

と云って、「頽落」の理論を援用したのは右の国制循環の説の影響と  
思われる<sup>(19)</sup>。

一方、弟のガイウス・グラックスは彼の護民官職を官職者に関する  
二つの提案でもってはじめた。即ち、民衆によって官職を追われたも  
のはもはやいかなる官職にも就任できないことを定めた *lex de abac-*  
*tis* と、裁判によらずにローマ市民を追放した官職者は民衆の裁判をう  
けるべきことを定めた *lex ne de capite civium Romanorum iniussu*  
*indicaretur* [sic] である (Plut. C. Gr. 4, 1)。<sup>(20)</sup> 両者とも「民衆」*populus*  
の決定を最高のものとする法案であって、ガイウスもまた、ティベリ  
ウスと同様に「民主政」*δημοκρατία* の理念に影響されていたことが分  
る。そのほか、貧民に公有地を分配する植民市建設法案、兵士に被服  
を国庫から支給し、一七歳未満のものを徴兵しないことを定めた軍事  
法案、イタリア人にローマ市民と同等の投票権を賦与する同盟市法案、  
貧民に食料等を廉価で供給する穀物法案、そして元老院の権限を抑制  
する裁判所法案などが、民衆の意を迎えて元老院の力を制限する意図  
に出たものといわれる。民衆への接近は元老院の力の制限を意味する  
かに見えるが、事實は官職者に関する最初の二法もそれぞれオクター  
ウィウスとポピリウス (*P. Popilius Laenas*——ティベリウスの支持者を  
正式の裁判を経ずに処刑したコンスル) という個人を標的にしており、植  
民市法案以下の諸法案も最後のを除いて内容的には元老院階級に直接  
大きな打撃を与えるものではない。ガイウスもまた民主政の単純な推  
進者ではなかったことが注意に留められねばならない。

実際、前一二三年にはガイウスに反対したのは元老院の勢力の一部

にすぎなかった。それは、彼の護民官職第一年の法案が穩健な立法と  
もいふべきもので、生前のスキープオーの考えに違背する性質のもの  
ではなかったからである。そして、ガイウスの支持者の中には、ティ  
ベリウスに従った者の殘党だけでなく、スキープオーの古くからの仲  
間も多く加わっていたと思われる<sup>(21)</sup>。上に、民主政の単純な推進者では  
ないといったのはそのためであって、彼が現実に執った方法は元老院  
に抵抗する勢力を盛り立て、元老院と拮抗させることであつた。この  
ことは上の諸法案の中の裁判所法(とりわけ前一二三年の *lex iudiciaria*)  
に見ることが出来る<sup>(22)</sup>。元老院議員が自分たちで構成する裁判所の權威  
(*auctoritas*) を濫用し、数々の弊害を生み出したのに対して (App.  
*Bal. Civ. I 22*)、当初、彼がとつた手段は元老院議員を法廷から除くこ  
とではなく、騎士階級を参加させることによって両者の均衡をとること  
であつた<sup>(23)</sup>。'Check and balance' は混合政論に含まれる教説の一つで  
ある。彼が穀物法 (*lex frumentaria*) を制定するさい、ギリシアの先例  
(*Soll. III 976*) に従っていることから察せられる通り、ガイウスは常  
にヘラスへの強い関心を懐いていたのであつて、右の「混合された  
(*mixed*)」法廷 (*mixed juries*) にもギリシア思想の受容、つまり混合政  
論の応用が認められるであらう<sup>(25)</sup>。

註

(1) 彼の意図の貴族政的性格については A. Heug, *Römische Geschichte*,  
1960, 554. グラックス改革がティベリウスを代弁者とする元老院貴族の一  
派の企てであることは今日では定説となつてゐる (J. Moltzen, *Die*  
*Durchführung der grachischen Agrarreform, Historia 22, 1973, 425*°

- グラックス兄弟を支持した貴族層については F. Münzer, *a.a.O.* 257 ff. 参照。ティベリウスは父から相続した東方でのクリエンチムをゆを扱った( E. Badian, *Foreign Clientela*, 1958, 173 ff.)。
- (2) E. Kornemann, *Zur Geschichte der Gracchenzeit*, *Klio-Beihft* 1, 1903, 31; F. Taeger, *Untersuchungen zur römischen Geschichte und Quellenkunde* (Tiberius Gracchus), 1928, 32; R. Syme, *The Roman Revolution*, 1939, 12, 60.
- (3) 前出の P. スカホウラが一時 *Scipiones* と *Gracchani* の両方に結ぶようになった。彼は美弟(クラッス家の養子)の P. Licinius Crassus Mucianus と共にグラックスの土地法の主要な *actores* に数えられるが、弟ほど土地法に積極的でも(またクラッス家と行政面で親密でも)なく、メテルス家、スキピオ一家とも繋っていた。ティベリウス・グラックスを非合法な手続きで暗殺した行為を元老院で擁護し、称賛したのもこのスカホウラであった(Cf. E. S. Gruen, *The Political Allegiance of P. Mucius Scaevola*, *Athenaeum*, 43, 1965, 321-332)。彼のオポルトニニスムを弁護する説もあるが、それらの論評については J. Briscoe, *Supporters and Opponents of Tiberius Gracchus*, *JRS* 64, 1974, 128 参照。
- (4) Cf. J. Briscoe, *op. cit.* 125-135——スキピオ一派の中には事態の展開と共にグラックスと行動を共にしたのもあつれば、スキピオオーに忠実に従ってグラックスから離れたものもある。またスキピオオーの反対者の中にも、勿論、グラックスを最後まで支持したのもあつれば、途中で異議を唱えたもの、あるいは支持することを拒んだものもある。この時期のノービレスの行動は多様であつて、それ以前のような家族を基準に政治行動を分析することは不可能である——。
- (5) グラックス改革と総称される一連の改革の基底をなすものは土地法である。当時、牧羊者(*liv. X 47: pecuarii*)による公有地占有(*occupatio agri publici*)を禁止する法律、その基礎を農民とローマ国家(E. Kornemann, *Römische Geschichte* I, 5. Aufl., 1964, 45; Bauern-Rom)とつて緊急の課題となつてきた。やがてシシリヤでの奴隷叛乱を契機として中小農民の解体がローマとつづつかに危険であるかが一層明瞭となるの
- である(F. Münzer, *RE* II A 2, 1923, s.v. Sempronius [Gracchus, Nr. 47], 1476)。
- (6) ティベリウスの土地法案及びそれとクラッスの土地法との関係については J. Molhagen, *a.a.O.* 423 参照——前者では最高限度は五〇〇ヘクタール(ca. 125 ha)であったが、後者は子供一人につき二五〇ヘクタールを認め(但し最初の二人の子供だけ)結局、一〇〇〇ヘクタールまで緩和された——。前 L. R. Taylor, *op. cit.* 24 はティベリウス(スキピオオー・マヒリブススの alter ego)の法案——それは投票できずは至らなかつた——が前一年に於て、ティベリウスが議員官として起草したものと考へ、同年の兵士登録(そしてスキピオオーの自発的出征)と関連する。
- (7) Er. Meyer, *a.a.O.* 60, 63, 72; J. Molhagen, *a.a.O.* 426: eine konservative Politik. 但しこの側面の強調はクラッス改革の意義を見失わせるので注意を要する。たとへば、D. C. Earl, *Tiberius Gracchus: A Study in Politics* (1963) はティベリウスの権力の背景をマビウス・クラウディウスに率ゐられた *factio* の存在を想定して(p. 12 ff.)グラックスの運動をノーブリス階級の中のグループのそれとして理解しようとするが、その長短をわねつづつて、社会革命家としての彼の活動を十分説明できなかつたことを露骨に認めてゐる(cf. P. A. Brunt, *Gnomon* 37, 2, 1965, 189-192; H. H. Scullard, *Roman Politics*, 220-150 B.C., 2. ed., 1973, p. xxvii)。
- (8) V. Ehrenberg, *RE* Suppl. VII, 1950, s.v. Isonomia, 298; H. Bengtson, *a.a.O.* 160, 172: Idee von der Volkssouveränität; M. Holroyd, *Oxford Classical Dictionary*, 1949, s.v. Gracchus, 392: on Greek principles. ティベリウスに於ける護民官職はギリシアの民衆のやうに民衆の完全な *sovranty* を行使するものではなかつた。彼自身の弟はローマで最初の(そして最後の)キキナトマツトである(H. Last, *Tiberius Gracchus*, *CAH* IX, 1932, 28)。またティベリウスが富裕者による公有地占有を制限しようとした際、彼はスポンルタのソクランテス制に強く影響を受けた(cf. P. A. Brunt, *op. cit.* 189 f.)。これはのうじなうのギリシア人の理念(「平等」 *isonomia*)のローマへの適用が考へられた。
- (9) Ed. Meyer, *Der Ursprung des Tribunats und die Gründe der vier*

Tribus, 1895, jetzt in: *Kleine Schriften* I<sup>2</sup>, 1924, 352; R. Syme, *op. cit.* 16. 尚 K. von Fritz, *op. cit.* 216, 259 et passim 参照——護民官の veto がこの官職の本来の目的から離れ、ノービリス層の利益のために用いられたことの中にローマの国家機構の 'check and balance' のシステムがもう欠陥を指摘し、この見地から前一三三年のオクタウィウスの行為を捉える——。第二ポエニ戦争期に元老院とノービリス層の実際上の優位が確立したが、このような事態に最も貢献したのが護民官職の元老院への協力と順応であった (*ibid.* 228)。

(9) F. Taeger, *aa.O.* 18f. 及び W. Enlin, *aa.O.* 321 がティベリウスの行為を *otiosus* の主権とどうギリシア人の理念をローマに導くものと見る。ティベリウスに影響を与えたものとしてはキチメーのプロシオスと云ふ説が有力である (F. Taeger, *aa.O.* 16ff.; M. H. Fisch, *Alexander and the Stoics, AJPh* 58, 1937, 73)。W. Enlin によればティベリウスが民衆主権の説に訴えた時に依拠した、ギリシア民主政の理論はデメトリオス (プノンロン出身) のそれと——アリステテレス (*Pol.* 1293 b 33) に多少のデメトリオスの主張 (富裕者でも貧窮者でもなく、中産階層が決定権を握る、貴族政と民主政の混合) はティベリウス・グラックスの政治に正確に一致する——。このデメトリオスの思想がアンティパトロス (タルソス人) とその弟子、プロシオスを通じてティベリウスに影響したのだ、と云ふ (S. 319f.)。但し D. R. Dudley, *Blossius of Cumae, JRS* 31, 1941, 94ff. 参照——スプマイロスとクレオメネース三世の間の結びつき以外は、ヘレニズム期のストア派が民主政の理念に同調した例はない。プロシオスがティベリウス・グラックスの改革に影響したのはストア派の哲学者としてではなく、カムパニーニアでの民主派の伝統をひく一人の *municeps* としてであった (p. 96)——。

(11) H. Bengtson, *aa.O.* 156.

(12) 護民官職再選の前後の民会については D. B. Nagle, *The Failure of the Roman Political Process in 133 B.C., Part II, Athenaeum* 49, 1971, 111-128 参照。彼はティベリウスが護民官であった期間の民会での事態の経過を次のように復原——土地法の通過には十二月から二月まで足掛け三ヶ月

を要し、その後まもなくマッタロスの遺産に関して民会を召集。続いて夏までに一連の法案のために何度か民会を開催。最後に護民官再選を許す立法のための民会 *ager Romanus* の遠隔地からの投票者はその度にローマに来るか、すくなくローマに留っておらねばならず、彼らのローマ行(あるいはローマ滞在)の資力の限界はせいぜい土地法の通過まで。彼ら (*rural dwellers* = *rural voters*) のほとんどはそれ以後の民会にあらわれない。その結果、ティベリウスが突然挫折——。

右の Nagle の述べる如く、ティベリウスの護民官再選にはそれを許す立法のための民会が先行した。この点を彼以前に明確に論じたのは L. R. Taylor, *Was Tiberius Gracchus' Last Assembly Electoral or Legislative? Athenaeum* 41, 1963, 51-69 である。彼女は、ローマでは護民官の再選を禁止する *lex* があつたので、ティベリウスが再選を企つた時の民会(即ち、次年[前一三三年]の護民官職のための *comitia tributa*) は再選を許す法を定めるための立法集会であつたと主張。D. C. Earl は同説を批判するが (Tiberius Gracchus' Last Assembly, *Athenaeum* 43, 1965, 95-105) L. R. Taylor の反批判参照 (Appian and Plutarch on Tiberius' Last Assembly, *Athenaeum* 44, 1966, 238-250)。

(13) Ed. Meyer, *aa.O.* 352f. この点に関する同時代の人々(特にティベリウスの反対者たち)の考えについては H. C. Boren, *Tiberius Gracchus: the Opposition View, AJPh* 82, 1961, 361f. 参照——ティベリウスが反対者たちの怒りを招いた理由を五つ列挙して居るが、それらは、結局、(一)民会に関すること、(二)護民官職に関すること、(三)に尽きる。(一)にはマッタロスの遺産を処分する諸問題の決定を元老院でではなく *comitia tributa* にまかせたことが含まれ、(二)には同僚の護民官を一種の recall system によつて罷めさせ、自らはその職を重任したこと、また護民官としてすべきの公務を停止させたり、命に従わないクマエストルやプラエトルを威嚇したことなどが属する——。

(14) E. Kornemann, *aa.O.* 32f.; Er. Meyer, *aa.O.* 407f.

(15) E. Kornemann, *aa.O.* 32f.; F. Taeger, *aa.O.* 88.

(16) F. Taeger, *aa.O.* 22.

- (17) ティムパリウスに対する独裁政 (*regnum; tyrannus*) の非難については J. R. Dunkle, *The Greek Tyrant and Roman Political Inveictive of the Late Republic*, *TAPA* 98, 1967, 158 参照。
- (18) E. Kornemann, *a.a.O.* 33, Ann. 4.
- (19) F. Taeger, *a.a.O.* 20. スキープ・オー・ナーシーカなどの「ティムパリウスの反対者はグラックスをスパルタのアギス、クレオメネス、ナビス等の「僭主」と同一視し、ローマの貴族たちはティムパリウスの中で「ポリュビオス」だと予言された「墮落」の切迫するのを感じた (H. C. Boren, *op. cit.* 368f.)。
- (20) グラックス改革の中でローマの民主政樹立の企てを見ようとする考えは古くからあった (cf. *Plut. C. Gr.* 5: *μετρεστικῶν τόπων τινὰ τῆν πολιτείας ἐκ τῆς ἀποροσπάρτας εἰς τῆν θυμοσπάρταν*; *Diod. XXXIV/XXXV* 25, 1: *νεπὶ τοῦ καταλιῶν ἀποροσπάρταν, θυμοσπάρταν δὲ εὐρησάτω*)。近代では vgl. *Er. Meyer, a.a.O.* 303; W. Enblin, *a.a.O.* 424f.
- (21) ガイウスの反対者たちの動向については R. J. Rowland, Jr., *The Development of Opposition to C. Gracchus*, *Phoenix* 23, 1969, 372-379 参照。ガイウスとスキープ・オー派の連合が破れるのは前一二三年以降であつて、それはガイウスが a moderate, 'Scipionic' reform を放棄し、フルウィウス・フラックスのようなものと急進的な考えの人に従つた時である (p. 378f.)。
- (22) ガイウスの裁判法の内容の復原は錯綜して議論が多いが、今は E. Badian, *Lex Acilia Repetundarum*, *AJP* 75, 383f. に従ふ。Badian は三つの裁判法を区別する。即ち (1) 前一二三年の *lex ne quis iudicio circumveniretur* (これは *lex de provocatio* ではなく、それは別のもので、無実の被告を断罪することを謀つた元老院階級を罰する法である。cf. U. Ewins, *JRS* 50, 1960, 94-107) (2) 前一二三年の *lex iudiciaria* (所謂 'mixed juries' の構成を定めた *lex Sempronias*) (3) 前一二二年の *lex iudiciaria* (法廷から元老院階級を除き、エクィテスのみに権限を移す *lex Acilia*)。ガイウスが元老院階級の決定的な敵対者となつたのは、ガイウスの政策が一層革命的になつてから、即ち、(4) の法案が出される段階に於つてである (p. 377f.)。R. J. Rowland, Jr. はこれを承け、また他の史実から、前一二三年夏までは元老院階級とガイウスの間で公然たる敵対関係がなかつたことを強調 (C. Gracchus and the Equites, *TAPA* 96, 1965, 365, 371)。
- (23) *equites* が元老院階級と民衆 (*toti civitas* 或つて *omnes boni*) の中間に位置してゐたことからも、*equites* の権限強化は混合政への接近であつたと考え。ローマ国民の三分、*tertius ordo mediisque* とした *equites* については H. Hill, *The Equites as a "Middle Class"*, *Athenaeum* 33, 1955, 328-332 参照。
- (24) H. Bengtson, *a.a.O.* 158.
- (25) ガイウスが混合政を受容した経路については R. J. Rowland, Jr., *TAPA* 96 はポリュビオスを通じての可能性を主張——ポリュビオスはスキープ・オーと一緒にメンティムアにいたが、そこではガイウスもつたことから、ガイウスはポリュビオスの作品に親しみ、特に III 118, 12 の記述内容(ローマの *politikos* の叙述は他の国制の改革に有益な心を留めてつたはずがない) (p. 372)——。尚 Rowland は「元老院と *equites* が互に制約し合つて均衡を保ち、もしそのいずれかが優勢を占める場合にはローマ市のプレブスが対抗勢力となる」という仕組みを以つてガイウスの混合政の体制とする (p. 371)。

(2) キケロのローマ混合政論に於けるグラックス改革批判

右に見た通り、ギリシア人の国家理念はグラックス改革時にローマ人によつて受けとめられ、混合政論を構成する三要素もそれぞれローマの現実政治の中で姿を見せる。ただ、当時のローマ人はまだそれら三要素の混合した国制という視点でローマ国家をとらえることはない(ガイウス・グラックスによる「混合」の応用も国制の混合ではない)。混合政

論に基づいてローマ国家を論ずるのはキケロを待たねばならなかったのである。しかし、グラックス改革の残した深刻な影響の痕からして、キケロによるローマ混合政論の形成にもこの改革の国民的体験が大きく作用していたこと、更にいえば、彼のローマ国家論の構成にグラックス改革への批判という契機が強く働いていたことが想定される。というのも、グラックス改革を批評した思想家の評価として伝わる最も古い例はポセイドーニオスのそれであるが、彼はグラックス兄弟を革命家と呼んで非難し(F. gr. Hist. II A 87, 110 b sqq.) 特にガイウスが裁判所法によって元老院階級と騎士身分の間に分裂の因をつくったことを最も不幸な事態と考えていて(Diod. XXXIV/XXXV 25, 1)<sup>1)</sup> その点でキケロ——彼は右の両身分の和合(*concordia ordinum*)をその政治思想の基本とする——のグラックス改革観の原型を提供しているからである。かくして右の想定の論証がわれわれの新しい課題となる。

前七八年、キケロはギリシアに渡りポセイドーニオスの許で学ぶ。ポセイドーニオスの師、パナイティオスはプラトーンの説に従い、最良の国家として混合政を基礎としたポリスを構想した。キケロがこのパナイティオスの説に影響されたことは、後者の政治思想を伝える五つの断片がすべてキケロによるものであるという端的な事実からも否定できない。<sup>2)</sup> キケロの混合政論に至る経路としては、右のパナイティオス・ポセイドーニオスのほか、ポリュビオス・ポセイドーニオスという線が考えられる。ポリュビオスの歴史叙述を継承したポセイドーニオスはポリスの混合政論にも愛着を懐いていたので、<sup>3)</sup> ポリュビオスの混合政論をキケロに橋渡しする役を果たしたことは十分あり得ること

といわねばならない。そのほか、キケロが『国家について』第二巻でローマ国制の歴史的発展について述べている箇所は、彼がポリュビオスを直接利用していた可能性をさへ示唆する。<sup>4)</sup>

ポリュビオスからキケロへの間接ないし直接の継受関係が考え得るとはいえ、ローマの国制について両者の間に一致した見解がみられるわけではない。ポリュビオスがローマの国制を外から——いいかえればギリシア的に——眺めているのに対し、キケロはローマの伝統に即して思考する。カトーを引用しつつ、ローマの国家は一人の立法者の仕事ではなく、幾世代もの先駆者の実際上の知恵と力によって生れたのだという主張がそのよい例である(*De re pub.* II 1, 1 sqq.)<sup>5)</sup>。キケロがローマを混合政の見地から眺める時(cf. *ibid.* I 29, 45: *quartum ... genus rei publicae ...; quod est ex his, quae prima dixi, moderatum et permixtum tribus*)、ポリュビオスの場合と力点の置き方が相違する。キケロではローマの *principes civium* (vel *p. civitatis*) の支配が現実の立場から理想化される。そして、『国家について』の中で混合政を *statu esse optimo constitutam rem publicam quae ex tribus generibus illis, regali et optimati et populari, confusa modice ...* と呼んでいるように(II 23, 41)<sup>6)</sup>、ローマの伝統的な国制の中に「国家の最善の状態」*optimus status civitatis* を認めるのである。右の箇所は後のアウグストゥスの元首政 (*Principatus*) を予見するものといわれたこともあったが、<sup>7)</sup> そうではなく、むしろ、キケロが彼より一世紀以前の人々の立場に戻って描こうとした、ローマの *πάτριος πολιτεία* であったと考えたい。<sup>8)</sup>



ここに於いてわれわれは、キケロの懐く国家観の原型が具体的にはスキピオ周辺の人々(Scipionenkreis)の国家理念であったと推定する。<sup>(9)</sup>キケロの『国家について』は前一二九年の *Feriae Latinae* の日にスキピオ邸の庭園で討議されたことになっている。キケロが会話の内容を過去に設定したのは、同時代人の怒りを招くことを恐れたからともいわれるが、<sup>(10)</sup> 事實はむしろ彼の理想が会話に加っている人々——スキピオのほかに C. Laelius (cos. 140 a.)、L. Furius Philus (cos. 136 a.)、M. Manilius (cos. 149 a.)、Q. Aelius Tubero (スキピオの甥、ラッタスの敵対者)、Q. Mucius Scaevola Augur (cos. 117 a.——トハリナスの義子)、その他——の口を通じて描き出される国家であったからである。<sup>(11)</sup> 而も、前一二九年といえはティベリウスの改革の直後であり、『国家について』はこの改革者の死後の混乱が最近のこととして次のように述べられている<sup>(12)</sup>——*ut videtis, mors Tiberii Gracchi et iam ante tota illius ratio tribunatus divisit populum unum in duas partis; obrectatores autem et invidi Scipionis iniitis factis a. P. Crasso et Appio Claudio tenent nihilo minus illis mortuis senatus alteram partem dissidentem a vobis auctore Metello et P. Mucio neque hunc, qui unus potest, concitatis sociis et nomine Latino, foederibus violatis, triumviris seditiosissimis aliquid cotidie novi molientibus, bonis viris perturbatis his tam periculosus rebus subvenire patiuntur (I 19, 31)*。このことから、グラックス改革の経緯に対するスキピオ周辺の人々の反省がキケロの混合政論の形成の一つの源泉をなしていたことが想像されるであろう。<sup>(13)</sup> グラックスに触れた右の個所にすぐ

続いて、*senatum vero populum unum habeamus (I 10, 32)*と主張していることがすでにそれを暗示しているかに思われる。

キケロのローマ混合政論の構成にはグラックス改革に対する反省が契機として働いていた、という視点より混合政論の諸要素——具体的には僭主政、寡頭政、民主政のそれぞれへの批判——を取り上げてみる時、それらがグラックス改革期に起源をもち、この時期らしい人々の真剣な議論の対象となったという事実を想起するであろう。キケロは王政の僭主政への転化の危険を論じ(I 42, 65)、また民衆の手に全権の集中する(II 27, 43: *omnia per populum geruntur*)に反対するが(I 31, 47; 34, 53; 43, 66 sq.)、中でも寡頭政の誤ちへの批判はグラックス改革を繞る諸般の反省を混合政論の中へ織り込む際の基軸となったものである。実際、貴族政の牙城ともいべき元老院の権能がグラックス改革期に初めて公然と問われたのであるが、とりわけガイウスに対する *senatus consultum ultimum* の適用は人々の間に貴族支配への深い疑念を残すこととなった。<sup>(14)</sup> これによって護民官職の神聖性が犯され、元老院自身が暴力支配への道を切り開いたものと受けとられたのである。<sup>(15)</sup> そして、ローマの貴族が自らの支配に対する真の危機を感じ始めたのもグラックス改革期に於いてであった。この危機の克服を目指す、洞察力のある貴族は改革の直後からグラックスの土地法の成果を承認し、後のキケロもそれと同じ判断を下しているのである(III 29, 41)。<sup>(16)</sup> キケロが寡頭政を批判したこと(II 4, 68)の背景にはグラックス改革をめぐる表面化したローマ貴族層内の動揺があったといわねばならない。貴族政の伝統を守り、墮落した寡頭政を排撃する混合政論はそれを背

景にして生れたのであった。

キケロは、また、『国家について』で展開した政治家の教育の問題を別の作品 (*Pro Sestio*) で詳述し、私利の上に公利を置く *optimates* を、大衆の欲望に阿ねる *populares* の指導者と対照し、後者の例にグラックスをあげる。同時代へのこのような批判から出発して、彼は理想を過去の国制に置くが、それに応じて、彼の混合政の内容が貴族政に近づき、その性格も多分に道徳的になる<sup>(17)</sup>。すでに『国家について』の冒頭の部分で、国の政治は徳 (*virtus*) の最大限の行使であるとするが、また貴族政の説明の個所で、それを「徳」による統治といているが (I 32, 52: *virtute gubernante rem publicam*)、この徳の国家に於ける実現をキケロは更に進んで *principes* と期待し、そこで *status optimus* としての「父祖の国制」を見出す<sup>(18)</sup>。

キケロのグラックスに対する論評は『法律について』の中にも散見する。キケロはそこでもティベリウス等の護民官の行為 (*tribunatus*) の *virtus* (ローマの理想的な国制を破壊したのはその一例である) について述べ、続いて *sapientia maiorum* を称揚し、最後に、究極の原理として *auctoritas principum* を持ち出す (III 9, 20 sqq.)。この論述の運びにも彼の国家論が生成した経緯を読みとることが出来る——同じ論理の展開は『国家について』でも見出され (III 29, 41)；そこではティベリウスの行為が *ius* から *vis* への転化とされて、これと父祖の制度とが対照される——。グラックスの「僭主政」への反撥と、キケロをして *maiores* の国制の正統化へと向わしめたものである<sup>(19)</sup>。

註

- (1) グラックス兄弟に対する肯定・否定両様の評価が同時代からあったのは勿論である。改革当時の混乱した時代相の中で *optimates* が生み出したカイウス像については S. Eitrem, G. Gracchus und die Furien, *Philologus* 78, 1923, 183-187 参照。
- (2) M. Hammond, *op. cit.* 78.
- (3) M. Hammond, *op. cit.* 102.
- (4) Vgl. Ed. Meyer, *Caesars Monarchie und das Principat des Pompejus*, 179f.
- (5) Er. Meyer, *aa.O.* 254. 尚、支配層をあらわす *nobilitas* との概念はキリシマ人の著作にはなく、ポリビオスでは *erigantibus* との語がみえるだけであるのび、キケロが *principes* との語を用いたのは考察したのは特殊ローマ的な接点であったとされる。Vgl. M. Gelzer, *Die Nobilität der römischen Republik*, 1912, 35.
- (6) R. Heinze, *Cicero „Staat“ als politische Tendenzschrift*, 1924, abgedr. in: id., *Vom Geist des Römerturns*, 1960, 141ff.
- (7) Ed. Meyer, *aa.O.* 174ff.
- (8) R. Heinze, *aa.O.* 148; cf. R. Syme, *op. cit.* 144: 'ancestral constitution'; R. J. Murray, *Cicero and the Gracchi*, *TAPA* 97, 1966, 291-298 ——キケロの作品中のグラックス兄弟に関する記述 (そのほとんどが彼らに反対した人々を *boni, optimi, fortes, summi* と呼ぶ) その行動に賛同) を Murray が検討している。そこでは共和政の元老院の役割についてのキケロの *optimatus* 的見解がみられること、ポリビオスの混合政論に如何なる同意を懐いていたにせよ、キケロは共和政と元老院を同一視して「たと結論——」。
- (9) スキーピオー周辺の人々が理想を描いた国制については cf. R. Syme, *op. cit.* 144: a stable and balanced state with Senate and People keeping loyally to their separate functions in pursuit of good, submitting to the guidance of a group of enlightened aristocrats.
- (10) C. W. Keyes, Introduction to the *De re publica* (Loeb Cl. Libr.),

1951, n. 3.

- (11) 但し、キケロの論述からは彼自身の考えとスキピオ周辺の人々の描く国家像とを区別することは不可能である。同じことは *De amicitia* についてもいえる。ここでもスキピオ・サークルの一人ラエリウスが話しているが（時期の設定はティベリウスの死後、ガイウスの護民官職就任以前）、そこでのキケロ自身の意見とラエリウスが言ったであろうと思われる記事との間の区別は困難である（R. J. Murray, *op. cit.* 292f.）。尚、スキピオ周辺の人々とその世代構成および相互の親疎関係、そして彼らに対するキケロの考えについては H. Strasburger, *Der 'Scipionenkreis', Hermes* 94, 1966, 60-72 参照——キケロは彼の青年期の教養経験にもとづきスキピオ・サークルの精神生活の相をつくりあげ、その全体像を後世に伝える責務を感じていた（S. 72）——。
- (12) 『国家のつくり』のこの部分（I 19, 31）は混乱期がグラックス兄弟と共に「公式に」はじまったことをキケロが認めていた事実を教える。党派対立のはじまりをティベリウスの護民官職就任に置くことは「ローマ革命」のこの通説の一要素（cf. R. J. Murray, *op. cit.* 291, n. 1; R. Werner, *Vom Stadtstaat zum Weltreich, Gymnasium* 80, 1973, 211: die *Gracchenhese Ciceros*）。
- (13) スキピオ周辺の人々が自分たちの考えとグラックスの改革行為との間に感じた齟齬については J. B. Becker, *The Influence of Roman Stoicism upon the Gracchi Economic Land Reforms, La Par. del Pass.* 19, 1964, 126-134 参照——彼はメヌアの教説（the Stoic principles of equality and brotherhood of man）からして、土地改革の必要性は認めたが、ティベリウスが民会で行った手段には賛正しなかった（p. 131f.）——。
- (14) ガイウス・グラックスに対する *senatus consultum ultimum* のはじめての適用およびガイウスの支持者の裁判なしでの処刑（ポルキウス・ウァレリウス法違反）については Th. N. Mitchell, *Cicero and the Ten Senatus Consultum Ultimum, Historia* 20, 1971, 47f. 参照。
- (15) 既にそれ以前に正規の手続きを経ずにティベリウスとその支持者を暗殺ないし処刑した不法行為（*vis* の使用）がある。護民官職がノービレス支配

- の道具であり、ノービレスが民会の運営手続きに影響力をふるい得た間は元老院による統治体制は安泰であったが、護民官が民衆の支持をうけて民会に直接働きかける政治行為が生れると、元老院はこれを暴力（*vis*）で阻止することになる。グラックス以後、前一世紀半ばに至るまでの立法手続きに於ける *vis* の使用（*Leges per vim latae*）については R. E. Smith, *The Use of Force in Passing Legislation in the Late Republic, Athenaeum* 55, 1977, 150-174 参照。
- (16) F. Taeger, *a.a.O.* 8.
- (17) キケロの国家のつくりの態度が理論的には常に *res publica mixta* の主張にあつたこと（vgl. H. Bengtson, *a.a.O.* 207, Ann. 1）混合政を構成する各要素の間には力点の相違があつた。キケロは政治活動では前六四年を境に *populares* から *optimates* に転じたといわれるが（*ibid.* 207）その後、或いはポムпейウスを代弁して（前五二—四八年）、或いはカエサル暗殺後アントニウスを非難して（前四四年）*boni* に訴えた時（cf. M. Hammond, *op. cit.* 109）貴族政に力点があつた。
- (18) キケロの *rector vel moderator rei publicae* の地位が *natores notitrela* の枠内でのか、それを超えぬのかについては議論があるが（cf. M. Wheeler, *Cicero's Political Ideal, Greece and Rome* 21, 1952, 49: a revised and improved form of the *natores notitrela* or some kind of enlightened monarchy）むしろ前者の立場を強調してあげた（vgl. R. Heinze, *a.a.O.* 148）。
- (19) キケロはグラックスの *licentia* を非難し（*De re pub.* III 29, 41）またローマの理想的な国制の破壊を彼に帰しつつ（*De leg.* III 9, 20-10, 24; cf. *De off.* I 76）——M. Hammond, *op. cit.* 84; 183, n. 6; 187——。一方彼は『法律のつくり』の中で護民官職の機能に触れ（II 34, 49）元老院の権限は護民官職によって制限されたが、それにも拘らず元老院の権威は依然として大きかつたといい、その理由を主に元老院階級の人々の持つ優秀性に帰す。賢明で勇気があつたばかりでなく、生活の上でも慎み深かつたというこの階級の期待が明瞭である。その意味でもキケロの考えはグラックス改革の行き過ぎ（僭主政）に対する *maiores* の立場を理論化した

ものところである。

キケロの *tyrannis* 概念については J. R. Dunkle, *op. cit.* 157 ff. 参照——この論文は共和政末期の政治的攻撃で発せられた *regnum, dominatio, tyrannis* とする非難が政敵を 'despotism' とおぼしめただけではなく、その上 *vis, superbia, libido, crudelitas* とする意味を含んでおり、それらがキリシムの僭主の典型として用いられたことを論証——。K. Büchner, *Der Tyrann und sein Gegenbild in Ciceros 'Staat', Hermes* 80, 1952, 343-371 はキケロの『国家論』の中の *tyrannis* 概念を検討し、僭主の反対像として *tutor et procurator rei publicae, rector et gubernator civitatis* などの他が生れたことを論じている。尚、キケロがツラックス兄弟の暗殺者を免罪 (*De off.* II 14, 43; *Pro Mil.* 3, 8; *De or.* II 25, 106; *Pro Planc.* 36, 88; *Brut.* 34, 128) あるいは称讃 (*In Cat.* I 12, 29) ティベリウス暗殺者 P. スキール・ド・ナーシーカを顕彰しているのは (*De off.* I 22, 76; cf. R. J. Murray, *op. cit.* 296) 僭主謀殺 (*tyrannicidium*) の思想の変形として興味深い。

篇

後

### 三 Tac. Ann. IV 33, 1 (混合政批判) の背景

#### (1) 混合政論から (Basileus Euergetes) へ

ギリシアに生れた混合政論のローマ人に与えた影響の跡は、キケロを経て、更に遠く帝政期にまで及ぶ。話は前後するが、ポリュビオスがローマの国家を混合政の見地から論じた頃、混合政論はヘレニズム世界でオーソドックスな国家論であった。混合政論といってもその内容は人により国により、若干、相違する所があった筈であるが、その中でもストア派の混合政論は、ポリュビオスのそれと共に、代表的なものとしてあげられるであろう。<sup>(1)</sup> キリシヤ人は世界国家という現実

直面した時、ポリスの理念を拡大してコスモポリスを案出したが、ストア派にはこのような世界主義と並んで、民主政、王政、貴族政の混合した最良の国制を説く混合政論 (Diog. Laert. VII 131: *kolletheia*  $\delta$  *diplortyph* *kurth* *en* *te* *dynastias* *kal* *basileias* *kal* *diokratias*) がその始祖ゼノン以来をなわっていたのである (cf. Plut. Lyc. 31, 2)<sup>(2)</sup>。そして、それは同時代の潮流を反映して君主政への志向をもったもの、即ち、王・貴族・民衆の三者の中で王の役割を重視する理論であったと考えられる。このことはストア派の国家論の中で混合政論と並んで君主政論が独自にもう一つの地位を保っていることとも連関する上、更に広くは、<sup>(3)</sup> 当時、数多くの「王政論」*peri* *basileias* が提示されていたという環境にも影響されていたであろう。実際、ヘレニズム期の王は「王政論」に於いてばかりでなく、君主崇拜の制度でも「救済者かつ善行者」と看做され、「思慮」*phronesis*、「博愛」*philanthropia*、「敬虔」*eusebeia*、「正義」*dikaioσύνη*、「善意」*eúvoia* などが王の徳目として考え出された。<sup>(4)</sup> 同時代人は君主国でも法が支配する、否、王は「魂を持った法」*νόμος* *εὐνομος* であるとさえ考えたり、また、君主自らが王の統治活動を「名誉ある隷従」*εὐνομος* *δουλεία* と呼んだりするのである。<sup>(5)</sup> このような中において、ストア派の混合政論が君主政への傾きを示したのはむしろ当然の勢いであり、また、この理論の歴史に照らしても不自然ではない。古典期に現実政治の面で混合政に好意を寄せた思想家も、理想国家では君主政を求めたことは、既に我々のみた通りである (前篇、第五章、例、参照)。

ローマにストアの理論を伝えたのは前二世紀半ばにこの地に到来し

たパナイティオスであった。<sup>(7)</sup> 彼ら中期ストアの思想家はローマの世界支配の当否について論じたばかりでなく、<sup>(8)</sup> 国制についても思索をめぐらし、始祖たちの説を修正して、世界秩序の中でも中小の政治組織が存続し得ることを認め、混合政を備えた国家を推奨した。<sup>(9)</sup> パナイティオスは、それまでヘレニズム王国の君主の宮廷の中に求めていた「思慮ある人」*sophros anho* の理想をスキューピオー・アエミリアヌスの如き貴族に見出すようになった。<sup>(10)</sup> そして、彼が交友を重ねたスキューピオー周辺の人々の行為にストアの説を仮託しようとした時、<sup>(11)</sup> 彼が用いたのは君主政に傾いた混合政論であったと思われる。実際、その内容には「プリンケプスたち」*principes* に相応しいものであった。既にローマ人の將軍や総督はギリシア世界に統治者として登場しており、彼らには顕彰の手續きだけでなく、崇拜の祭祀さえ捧げられた。ローマの有力貴族は無冠の王たちであって、彼らは自らをヘレニズム諸王国の君主たちと同等、否、徳(*virtus*)の故にすぐれているとさえ考えていたのである。<sup>(12)</sup>

パナイティオスから大きな影響を受けたキケロは、ギリシア的な混合政論をうけつぎつつも、ローマ人として自国の国制をはじめて詳細に論ずる。それと同時に、ストアの思想家との交渉を通じて、ヘレニズム世界特有のいくつかの思惟方式をローマの指導者の肖像の中に持ち込んだのも彼である。<sup>(13)</sup> キケロがカエサルに、国家の救済者としてばかりでなく国家の建設者として言及しているのは(*Pro Marcello*, 27: *ut rem publicam constituas, eaque tu in primis summa tranquillitate et otio perfuarer*)、ヘレニズム君主の称号の一つである「建設者」*κτίστης* の

借用にほかならない。<sup>(14)</sup> このようにして彼はまたヘレニズムの「善行者としての王」——即ち(*Basileus Euergetes*)——のドクトリンのローマへの仲介者ともなった。<sup>(15)</sup> 彼が混合政を論じながらも、他方でプリンケプスの政治に傾くのもそのためである。事実、『国家について』の混合政論では、君主政的要素は一応二名のコンスルに代表されているが、彼の国家論の全体では一人の「国家指揮者」*rector vel moderator rei publicae* の必要が強調される。<sup>(16)</sup>

混合政論が容易に君主政を志向し、君主政への批判ではなくその擁護の役を果すものであってみれば、現実の統治者がこれを自己の擁護の弁護に都合なプロパガンダの道具として用いるのは自然のことである。プリンキパトゥスの建設者アウグストゥスがその体制を正当化したのも混合政論の内容を転用してのことであった。『業績録』の「(三四)余は国家を余の権限から元老院とローマ国民の意志に移譲せり」*rem publicam ex mea potestate in senatus populique Romani arbitrium transtuli* という文言に、国制を個人的権力(*potestas*)と元老院と民会の三要素から組み立てる混合政論の痕跡を見出すであろう。<sup>(17)</sup> また、アウグストゥスの葬送のあとローマ人がいったという「隷属なき秩序、恣意なき自由」という表現からみて(*Cass. Dio LVI 43, 4: βασιλευγενους τε αυου δουλειας και δουλικοπαρουγενους αυου δρυατατας*)、<sup>(18)</sup> 彼が「元首政」を人々の批判から守るのに最も有効と考えたのが中道(Middle Path)とどうプロパガンダであったと推察されるが、<sup>(19)</sup> 国制の重心を一方に偏らせず、要素間のバランスの上に置くという発想は混合政論にもとづくものである。実際、国制に関する議論が活潑にた

かわされた当時あって、混合政論が盛んに採用されたことは同時代の記述に散見する国制の混合への言及からも窺われよう。<sup>(20)</sup>

さて、ローマから離れて東方では、ギリシア人はアウグストゥスを、彼らがかつてヘレニズムの君主を顕彰したのと同じ方法で頌讚していた。<sup>(21)</sup> たとえばエジプトではこの皇帝はゼウス・エレウテリオスとよばれている。このような状況はいきおい、アウグストゥスをヘレニズム的な「善行者としての王」と看做す気運を醸成したばかりでなく、皇帝自身にこのことを意識させて、彼の統治は単なる一人支配とは異なるべきであるという姿勢をとらせた。<sup>(22)</sup> 《*Basileus Emergetes*》がアウグストゥスの元首政の中に最も意味深く、また創造的に実現されたといわれる所以である。そして、事実、アウグストゥスはプリンケプスとしてギリシア人にはヘーゲモンという称号でよばれたが、これはまず何よりも「同等者の中の第一人者」*primus inter pares* という意味合いの強い呼び名であった。<sup>(23)</sup>

アウグストゥスが没し、ティベリウスが即位してまもなく(紀元一四年)、新しい元首はプリンケプスとしての自分の国家に対する関係を元老院議員全員の前で次のように表明する。即ち「貴殿たちによってかくも巨大かつ自由な権限を与えられた、善良で慈愛に満ちた皇帝は元老院に仕え、時には全市民に、また時には個々人に仕えるべきものである」<sup>(24)</sup> (Suet. *Tib.* 29: *bonum et salutarem principem, quem vos tanta et tam libera potestate instruxistis, senatui servire debere et universis civibus saepe et plerumque etiam singulis; cf. 24, 2: quasi coactus et quaerens miseram et onerosam iniungi sibi servitutum, recepit imperium*)。

そのあと続けてティベリウスは、自分が元老院議員たちを「善良、公正、好意の主人」と看做していることをつけ加える (*ibid.* 29: *et bonos et aequos et faventes vos habui dominos et adhuc habeo*)。この部分の支配者像は皇帝を描いたものではなく、逆に、皇帝から *patres* に向けて発せられた表現であるが、いずれにせよ当時の人々の *dominus* 像を伝えることに変わりはない。<sup>(24)</sup> 事実、ティベリウスは屢々自分を「奴隸たちの主人 (*dominus*)」、兵士たちの指揮者 (*imperator*)、他のものたちの元首 (*Princeps*) である」と言っているのである (Cass. Dio LVII 8, 2; *βασιλεὺς καὶ τῶν δοῦλων, ἀρχηγὸς τοῦ στρατεύου, τῶν δὲ τῶν ἡμετέρων ποικίτων αὐτῶν*)。支配者は国家の安寧に責任があるというストアの思想をここに見ることができよう。<sup>(25)</sup>

もとより、ローマのストア派で、帝政に反抗した思想家のいたことは事実である。<sup>(26)</sup> タキトゥスによれば、アールレーヌス・ルステイクスはトラセア・パेटゥスを、ヘレンニウス・セネキオーはヘルウィディウス・プリスクスを称えて、共に処刑され、僭主権力の犠牲となつたという (Tac. *Agr.* 21)。パेटゥスやプリスクスはストアの影響をうけて、或いはネロ帝の時代に、或いはウエスパシアヌス帝の時代に皇帝の独裁政を批判した人々であった。しかし、同じローマのストア思想家でもネロ帝期のセネカは、正しい君主の下では国家は最良の状態にあると信じて (*De beneficiis* II 20: *cum optimus status civitatis sub rego iusto sit*)、君主政を敵視しなかった。<sup>(27)</sup> そればかりではない。彼は国民への奉仕者という理想の君主を考えたが、この皇帝像こそ「パシレウス・エウエルゲテース」の変形にはかならない。君主に対するこ

のような見方はギリシアの思想家にあってはローマ人以上に明確である。ソフィストのディオオン(Dio Chrysostomus)はローマに来て、元老院の皇帝批判勢力と深く接するが、彼の皇帝観を構成する、当時のギリシア人の思想は「王と対照的な僭主」を問題とし、王は神によって「最良の人」として選ばれ、それ故、世襲的ではあり得ない、とするものであった。<sup>(28)</sup>ここに、「パシレウス・エウエルゲテース」の観念が養子皇帝制の理論と結びつく素地が認められる。このようなギリシア人の考えに対する、ローマ人の側での反撥、——それは次に見る通り、混合政批判のかたちをとってあらわれるであろう。

註

- (1) ヘレニズム期の混合政論の個々の類型は、遺憾ながら具体的に述べることができない。ストア派の混合政論はポリュビオス(ポリビキナロ)のそれを同一視するものもあるが(たゞ M. Hadas, *From Nationalism to Cosmopolitanism in the Greek-Roman World* JHI 4, 1943, 108)、これは一応別種のものと考えた。Hadasによれば、国家内の諸々の構成者は私利を離れて、賢明な監督者の下に、より大きな共同体に仕えるべきであるというストア派の思想が彼ら二人の混合政論(国家内のすべての要素を包含し、「混合」した国制)の根底であり、その目標は *civium beate et honeste vivendi societas* とする。――
- (2) この転換を E. Barker は 'politanism'—the gospel of the *politikos*—なる用語で表現する( Some Foreign Influences in Greek Thought, *Greece and Rome* 5, 1955/56, 7)。この語は、この生れたポリキボリタニズムは、個人の上でのしかかる、共同体のあらゆる強制からの離脱の要求(たゞは、ディオゲネスの場合——Diog. Laert. VI 72) と同じ世界主義的で大きな距離がある(M. Hadas, *op. cit.* 108)。  
*politikos* → *κοινοτικός* (ヘレニズムの用語)は *politikos* に依って *μεγαλό-*

- politikos*) の関係では、ゼノン (Frg. 228) がポリスでの *κοινοτικός* を後者に持た込んだことが注目される (V. Ehrenberg, *RE* Suppl. VII, 1940, s.v. Isonomia, 300)。ゼノンがその著『国家』*Politeia* に描いた理想国家の内容ないし性格に関する議論——「賢者の国制」が否か、世界国家は全人類を包含するか、それとも極めて小さな共同体か、その国家は過去のものが、未来のものか、など——については H. C. Baldry, *Zeno's Ideal State*, *JHS* 79, 1959, 3-15 参照。
- (3) Diog. Laert. VII 131 の記述を古クニオンから切り離す理由はなく (G. J. D. Aalders, *Die Theorie der gemischten Verfassung im Altertum*, 1968, 83)。ゼノンはスパルタをモデルとする都市国家の混合政の価値を理論化し、他方で「ゼウスの都市」(メガロポリス)を夢見た。現実の都市国家と理想の世界国家を同時に考えたことも不自然ではなく (E. Barker, *From Alexander to Constantine*, 1956, 40)。
- (4) E. Barker, *op. cit.* 39. 但し Barker は、ゼノン派の君主政への傾斜は a matter of opportunism rather than conviction (p. 47)。
- (5) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 2. Aufl., 1965, 214. 碑文 *ἐπιφανὴς ἀρχαὶ ἐκ τῆς ἐλευθερίας* (木々にあまたの自由の樹) *ἐλευθερία, ἡγεμονία, ἀρχαὶ ἀδελφία, ἐλευθερία* などについては W. Schubart, *Das hellenistische Königsideal nach Inschriften und Papyri*, *Arch. f. Papyrologieforschung* 12, 1937, 1ff. 参照。
- (6) 魂をもちた法(即ち王)および魂をもたない法(即ち成文法)の二つの種類を考えたポリキニタニズム(タレントトゥムの人)の断片については E. R. Goodenough, *The Political Philosophy of Hellenistic Kingship*, *Yale Cl. Studies* 1, 1929, 59 参照。トントキニタニズムの王の支配を *ἐπιφανὴς ἀρχαὶ* とする( H. Volkmann, *Philologus* 100, 1956, 52ff.: *ruhmvolle Knechtschaft gegenüber Gesetzen*)。この語の意味は *ἐπιφανὴς ἀρχαὶ* に関する vgl. H. Volkmann, *Die Basileia als ἐπιφανὴς ἀρχαὶ*: Ein Beitrag zur Wortgeschichte der *Duleia*, *Historia* 16, 1967, 155——この論文は有給の官職への就任を *ἀρχαὶ* とする事実を指摘し、それからの言葉の解釈への道を示唆——。

- (7) パナイテオスのローマ到来には諸説がある。 Cf. C. O. Brink/F. W. Walbank, *Cl. Quart.* 48, 103, n. 3——Walbank 自身はパナイテオスとキリシムスと同様、スキピオと共にかルタゴの攻囲(前一四六年)に居たやうな見方をしてゐる。(Political Morality and the Friends of Scipio, *JRS* 55, 1965, 1 ff.)——。
- (8) この点については W. Capelle, *Griechische Ethik und römischer Imperialismus*, *Klio* 25, 1932, 86-113 参照。パナイテオスやポセイデーニオスが試みたローマの帝国支配の倫理的正当化は、小スキピオ、アウグストゥス、マルクス・ブローリーウスに影響を与えた点に世界史的な意味を蔵する(S. 113)°
- (9) M. Hammond, *op. cit.* 52: the orthodox city-state with a mixed constitution.
- (10) E. Schwartz, *Besprechung von*: Ed. Meyer, *Untersuchungen zur Geschichte der Gracchen*, *Gött. Gel. Anz.* 158, 2, 1896, 798.
- (11) グラックス改革前後からキリシムのストア思想とローマの貴族との結びつきが顕著になる(E. Schwartz, *aa.O.* 798)° スキピオ・ナーシールはストア思想の熱心な鼓吹者となつた。
- (12) L. Wickert, *Princes und *patribus**, *Klio* 36, 1944, 8; E. Barker, *op. cit.* 47: uncrowned kings of Rome; H. Bengtson, *aa.O.* 256.
- (13) H. Bengtson, *aa.O.* 257.
- (14) Cf. L. K. Boren, *Animate Law in the Republic and the Laws of Cicero*, *TAPA* 64, 1933, 136.——キタロがプラトーン、アリストテレス、クセノフォーン作品で通つたばかりになく、*vómos & *phylax** を兼ねるキタロの共和政期の君主政の理論にも親しくなつたことを例証——。
- (15) V. Ehrenberg, *Polis und Imperium*, 17.
- (16) 但し『*國家と公民*』のこの側面の強調は、キタロの考え方をプリンキプアツムを面する程の生かすに注意を要する。R. Reitzenstein, *Die Idee des Prinzips bei Cicero und Augustus*, *Nachr. d. Gött. Ges. d. Wiss.* 1917, 399 ff., 436 ff. によれば、会話の中のスキピオの推す混合政では、君主政の要素は外見上二人のコンスルに代表されるが、実際上は *princeps* による指導が想定されており(このプリンキプアツムはスキピオ・サークルとパナイテオスを経てローマに入ったストア思想の所産である)これを表現したのがアウグストゥスである(という)。そして Ed. Meyer, *Caesars Monarchie und das Principat des Pompeius* (S. 176 ff.) が、キタロのプリンキプスがポトペイウスに於いて現実となり、その点で後者の政治指導はアウグストゥスのその先駆であるとする。この点からプリンキプス解釈への批判として、R. Heinze, *aa.O.* 141 ff. 参照。但し、キタロのプリンキプス概念をアウグストゥスの元首制の先取りとする考えは、その後 H. Strasburger, *Cäsar im Urteil der Zeitgenossen*, *HZ* 175, 1953, 240 によつて否定される。
- (17) Cf. M. Hammond, *op. cit.* 154; E. Barker, *op. cit.* 229, n. 1. マンヌスの主張は都市國家の枠組で世界帝國を統治するたゞに彼が考案した妥協的解決による(M. Hammond, *op. cit.* 6, 165)°
- (18) マンヌスの統治への同時代の人々の批評については C. G. Starr, *Jr.*, *Perfect Democracy of the Roman Empire*, *AHR* 58, 1952/53, 5 参照。
- (19) R. Syme, *Ten Studies in Tacitus*, 1970, 121.
- (20) *Antiquitates* Dion. Hal. II 3; V 8; Str. VI 286 などに國體の混在の言及がある(vgl. G. J. D. Aalders, *aa.O.* 118, Anm. 5)°
- (21) 後篇『第三部 第二章』(四) 参照。キリスの民会またはローマの総会への顯赫のなかで、貨幣の發行によるものもあつた。前二八年の小マシムの一貨幣(一説では *Koinon* [Asiae] の發行)にはマヌストゥスの頭部肖像と共び、*Libertatis* (Opuli) (Romani) *uindex* の刻印がある(M. Hammond, *Res olim dissociablis: Principatus ac libertas — Liberty Under the Early Roman Empire*, *HSCP* 67, 1963, 94 ff.)°
- (22) V. Ehrenberg, *aa.O.* 17.
- (23) 実際、この称号は専制君主政に慣れた東方ではあまりにも怪を目な呼ぶ方と感ぜられた。その後 *tyrannos* に入れ込む *astronátopos* (*imperator*) の称号が登場し、前者は一段下の呼称、即ち屬州總督のそれとなつた(E. Kornemann, *Zum Augustusjahr*, *Klio* 31, 1938, 86)°

後

篇



- (24) 同じことば、ティベリウスが別の機会に元老院で自分のことを述べた言葉に引いてみよる——「私の先祖に相応しく、君たちの利害を配慮し、危機でも動ぜず、公益のためには攻撃を怖れぬ男」*ut maioribus meis dignum, rerum vestrarum providum, constantem in periculis, offensivum pro utilitate publica non pavidum credant* (Tac. Ann. IV 38, 1) ——(cf. M. Hammond, *op. cit.* 97)。
- (25) M. Hammond, *op. cit.* 97. 特にクレムス期の *ἐξουσίας δουλεία* が帝政期に *servitus* としつゝの皇帝政治という觀念にうつがれたこと注意。
- (26) 歴史家クレムティウス——紀元二五年にマルクス・ブルートゥスを『年代記』で称讚し、ガイウス・カッシウスを「最後のローマ人」*Romanorum ultimus* とよんだ廉で、その著書が発禁となり、元老院の命令で焚書に付された (Tac. Ann. IV 34 sq.; Suet, *Tib.* 61) ——引く J. M. C. Toynbee, *Dictators and Philosophers in the First Century A.D., Greece and Rome* 13, 1944, 43-46 参照 (この歴史家クレムス派との結びつきは拙稿)。尚、當時の状況は引く cf. W. A. Allen, Jr., *Political Atmosphere of Reign of Tiberius*, *TAPA* 72, 1941, 1-25, esp. 19ff.
- (27) Cf. J. M. C. Toynbee, *op. cit.* 46.
- (28) ヒートン等、當時のキリシヤ人の政治思想は引く M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Roman Empire* I, 2, ed., 1957, 114-116 参照。J. M. C. Toynbee, *op. cit.* 53ff. 及び Rostovtzeff がクレムス派のキリシヤ人派の君主政體を一括して「Stoic-Cynic ideas of *Basileia* or *kingship*」と呼んだことと反対して、クレムス派が *pro-kingship* であつたことに対して、キリシヤ人派は definitely anti-monarchy であつたことを強調する。しかし、当時のキリシヤ人派の思想がこの程度、論者のいうように反体制的 (p. 56: 'again' 'all established governments') であつたかは疑問としよう。キリシヤ人派に影響されたディオオンにあつたことを、その説から革命的な側面は欠落し、キリシヤ人派も一般には、むしろ保守的なうけとり方をあつてゐたからである (vgl. H. Dörrie, *Der Kleine Pauly* II, 1967, s.v. Dion [Nr. 3], 60f.)。

(2) Tac. Ann. IV 38, 1 (混合政批判) のこと

アウグストゥス、ティベリウス以後も混合政論はローマ人の政治の議論で援用される。その場合、必ずしも三国制の混合ではなく、ある時は支配と自由の混合が論じられ、ある時は国家の諸要素の間のバランスに重点が置かれる。

アウグストゥス以来のプリンケプスと元老院のバランスがガイウス (カリグラ。三七四一年) によつて破られたあと<sup>(1)</sup>、クラウディウス帝 (四一—五四四年) はその回復に努める。ネロ帝 (五四—六八年) もまた宮廷と国家の間はじめを設け、元老院に古来の特權を保持せよせる (Tac. Ann. XIII 4, 2: *discretam domum et rem publicam. teneret antiqua munia senatus*)。<sup>(2)</sup> 時には共和政の要素に重心が移されることもある。ガルバ帝 (六八—六九年) がそれで、彼は「元老院と民会の代表」*legatus Senatus ac Populi Romani* であると言明した (Suet. *Galba* 10, 1)。<sup>(3)</sup> また専制政からの解放を標語とする場合もある。ウエスパスミアヌス帝 (六九—七九年) がそれで、帝は当時の反僭主的風潮に沿つて、自らネロ帝の恣意的統治からの自由の擁護者 (*assertor libertatis publicae*) を以つて任じた。<sup>(4)</sup>

かくしてドミティアヌス帝 (八一—九六年) の時代を迎える。この時期の消息を伝える一人は歴史家のタキトゥスである。彼はこの皇帝の統治下では沈黙を守り続けたが、帝の没後、まず二つの小篇を物する。『アグリコラ』と『ゲルマニア』である。<sup>(5)</sup> 前者の始めの箇所 (Agr. 2, 1 sq.) でタキトゥスはドミティアヌス帝治下の状況に触れ、既述の如く

「アールレーヌス・ルスティクスがトラセア・パエトゥスを頌し、ヘレンニウス・セネキオーがヘルウィディウス・プリスクスを頌した時、彼らはそれぞれその頌詞の故に処刑された上、その作品も焚書に付された」といい、更に、「人々は、その炎の中にローマ国民の声や元老院の自由や人類の良識が消されるものと思っていたのである」と続ける。ここに「元老院の自由」*libertas senatus* とあるが、その内容の一端は六二年の元老院でのパエトゥスの提案に窺うことができる。それは属州民の政治活動に関することであった。クレータの有力な属州民 (*praevaiidi provincialium*) の一人、クラウディウス・ティマルクス (*Claudius Timarchus*) は、その富の力で、クレータの総督 (*proconsul*) が属州民の総会の感謝決議に浴すべきかどうかを左右していたが、これは属州民がローマの官職者を評定する越権と受け取られ、ひいては元老院の権威にかかわると看做された (*Tac. Ann. XV 20*)。そればかりではない。近頃のこのような属州民の思い上り (*nova provincialium superbia*)こそ安易にローマ人官職者を告発する風潮をつくり出す温床であると考ええられたのである (*ibid. XV 21*)。その結果、属州民を懲らしめ、ローマ人官職者の以前のような権威を回復するため、パエトゥスは間違いの根源である属州民による感謝決議を廃止すべきことを提案し、可決される (*ibid. XV 22, 1*)。同じく、属州総督への感謝の呈示を決議すべき旨を属州総会で提案すること、またそのような決議をローマへもたらす使節に加わることが禁じられたが (*ibid. XV 22, 1*)、この間の経緯は、ローマ人のいう自由の内容——特にギリシア人の民主政との相違——を見定めようとする、後段でのわれわれの考察との関

連で、特に記憶に留め置かれるべきことである。

ドミティアヌス帝下の暗黒面を叙した前条を承けて、『アグリコラ』は続くネルウァ帝(九六―九八年)、トラヤヌス帝(九八―一〇七年)の治世につき、過去の隷属状態 (*prior servitus*) と現在の幸福 (*praesentia bona*) を対照しつつ、次のようにいう。「この極めて幸福なる時代のはじめに、ネルウァ帝は、それまで結びつくことのなかった二つのものを混合した。即ち皇帝権力と自由である (*res olim dissociabiles miscuerit, principatum ac libertatem*)。そしてトラヤヌス帝は、日々、時世の幸福を増大せしめつつあり、公けの安寧は(人々に)希望と願いを(もたせた)のみならず、その願いを叶える確かな力をそなえた」と (*Agri. 3, 1*)。ここに「公けの安寧」*securitas publica* というのは公式に唱えられた標語であって、当時の貨幣にも刻されている<sup>(8)</sup>。混合された国制というのも同様に一般にうけ入れられたスローガンで、丁度ドミティアヌスの恐怖政治からの解放感に満ちた空気の中で、恰も皇帝権力がローマの伝統的な自由と調和し、それによって緩和されているかの如き印象を植えつけるのに貢献していたのであろう<sup>(9)</sup>。はたせるかな、トラヤヌス帝の即位後まもなく草されたプリニウスによる頌(前一〇〇年頃)には *inixisti enim ac miscuisti res diversissimas, securitatem olim imperantis et incipientis pudorem* とある (*Paneg. 24*) やはり混合という語を用いて皇帝政治を讃えている<sup>(8)</sup>——そのほか、プリニウスが他の個所で (*Paneg. 36*) *eodem foro utuntur principatus et libertas* といっているのも、やはり混合政論の投映した影を伝えるものであろう<sup>(9)</sup>。自由と調和した皇帝権力といっても、現実のローマでは公けの弁論

が力を発揮する場所もない状況であることはタキトゥスの深く認識するところであった(『ディアログス』、前一〇一年)。それ故、彼が次に筆を執った、ネロ帝の没後からドミティアヌス帝の死に至る時期(六九―九六年)の『歴史』では元首政の体制は暗い翳りを附して描かれる。そこでは、皇帝支配が自由によって緩和されているという評価は姿を消し、混合による説明も皇帝権を擁護するのではなく、むしろその逆のことをさえ匂わせている。ガルバ帝がその不安定な地位を、ピソ(L. Calpurnius Piso Frugi Licinianus)を養子または後継者とする事によって補強しようとした時、帝がピソに語った話の内容(Lac. Hist. I 15 sq.)はタキトゥス自身の思想が色濃く伝わる部分だとされるが、<sup>(10)</sup>そこでは次のようにいわれている。即ち、ガルバは自分が後継者をアウグストゥスのように一族の中に(in domo)ではなく、国家の中に(in re publica)求めたこと、今や「養子縁組」adoptioによって最良の人物が選ばれるようになり、それが「自由」libertasに代るものであることを述べ、最後に、ピソがこれから統治する筈のローマ国民は完全な隷属にも、完全な自由にも耐えられない者達である(imperaturus es hominibus qui nec totam servitutem pati possunt nec totam libertatem)といつてその話を結んだ、と。更にその上、タキトゥスは、テクテリ族がコロニア・アグリッピネンシスの居住民の集会(concilium Agrippinensium)に使節を派遣して、城壁の取毀しや領内のローマ人の殺害などを要求したことを述べた余りでは、使節の言葉として「自由と支配者は混合され難い」haud facile libertas et domini miscentur (ibid. IV 64)と述べられているのである。

ネルウアからトラヤヌスへの帝位の継承を経験して、人々は養子皇帝制に「自由」の保証を見出したと錯誤し、その思い込みは二世紀に入ると愈々強い確信となる。右のガルバの言葉にもあるような、養子皇帝制は自由に代るものであるという、皇帝側より宣揚された原則は、皇帝権力が今や自由と混合し、自由によって緩和されているという、あの混合政の理論に立脚したものであった。養子皇帝制の好調な滑り出しを目のあたりにして、世人はこの制度こそ「皇帝権力と自由の混合」という帝政の理想形態とうけとめ、アウグストゥス以来の混合政のプロバガンダが漸く現実のものになったとの感懐をもった。このような時代風潮のただ中であつてタキトゥスが「自由と支配の混合」は容易には実現され難いといったのは、実に、養子皇帝制がローマの伝統的な自由に対してもつ否定的な側面を鋭く洞察してのことであつた。それは、詰るところ、「善行者としての皇帝」の支配は極悪の僭主政よりも有害である、という認識にもとづくものである。ドミティアヌス帝の治下、時世は確かに暗黒の闇で蔽われていたが、それでも人々の活力と才能を枯渇させることはなかった。それに比して慈悲深い皇帝の統治は市民の判断力を蝕み、知性を曇らせ、意志を脆弱にして、市民の側から逆に皇帝の意向に添う行動を自発的にとらせさえする。自由な弁論術を封殺したのはドミティアヌスではなく、<sup>(11)</sup>トラヤヌスである、というのがタキトゥスの結論である。ドミティアヌスの死後、僭主政と真の王政との区別を説いてきたプリニウスやディオーンのオプティミスティックな帝政観<sup>(12)</sup>との根本的な相違がここに漸く明瞭となったのである。

もとより、プリニウスとして自由について語る。しかし、自由が今や復活したと彼がいう時、どういふ自由を指しているのかが問われねばならないであろう。<sup>(13)</sup> それはもはや従来の市民としての自由ではなく、皇帝の恣意に依存する私的な自由であった。<sup>(14)</sup> これに対してそれまでの自由は調和を欠き(Panez. 32, 3: libertas discors) 混乱を招くだけのもので彼には思われる。そして、この無秩序な自由に従うよりプリンケプスに仕える方が賢明である、という。<sup>(15)</sup> これより、国家の官職者から臣民を守るのが元首の勤めであるという新しい皇帝像が浮び上るのであるが、<sup>(16)</sup> 皇帝を保護者とみる考えは(Basilicus Energetes)の觀念に親しんできたギリシア人には既に馴染みの深いものであった。事実、ディオーンにとって皇帝は自由な臣民の「父にして善行者」*πάτριος καὶ εὐνοετής* にほかならない。<sup>(17)</sup> しかも、このようなプリニウスやディオーンの皇帝観は現実のトラヤヌスの政治に即応して描き出されたものであった。<sup>(18)</sup> タキトゥスが自由と支配は混合し難いといって、混合の定式にもとづく養子皇帝制に背を向けたのは、結局、混合政の理論と結びついた(Basilicus Energetes)を拒否するためであったことが了解されるであろう。

タキトゥスが混合政に疑問を打ちその擁護から転向するに至った背景には、養子皇帝制への批判のみならず、ローマがヘレニズム世界に進出して以来接し続けてきたギリシア人固有の国家理念へのローマ人としての反撥があった。実際、元首政下のギリシア人の諸属州ではイタリアでの事態の進展に先立って、ローマ皇帝は公的にも「神意」*providentia* を体现し、その喜ばしき恩恵(*laetissimum beneficium*)を

人類に施して、各人にそれぞれのものが与えられるべく配慮し賜う存在で、総督の布告もこの「最も寛大で、最も正しいプリンケプス」*indulgentissimus et iustissimus princeps* の勸告によって通達されたのであった(SEG IV 516)。総督の布告に満足しない属州民が時には、直接、皇帝に抗告して願いを叶えられることもあった。ドミティアヌス帝の下でアジアの属州総会が葡萄栽培の禁止に服さず上告した例がそれである。<sup>(19)</sup> 上訴の権限は皇帝の側から認めるふしがあった。その極端な場合が属州総会による総督の告発で、この結果、総督は傲慢で邪しまな人間とさえ見られる(Plut. De def. or. 434 D)。ほとんどが元老院属州から成るギリシア世界でのこのような風潮は、ローマの伝統的な自由に生きようとする人々に特に苦々しく感じられたところで、冒頭に紹介したパेटトゥスのクレータ属州民への反感にもそれが露骨にあらわれている。パेटトゥスの感情は同時にタキトゥスの分ち持つところであって、その思いは一一〇年代初めにアジア属州ヘプロコンスルとして赴任した<sup>(20)</sup> (BCH 14, 1890, p. 621, No. 21: *Αγαθαὶ Τάξεις* [Ardu]) *Ho. Κορονήϊα Τάξις*) 一層増幅されたであろう。ここに「善行者としての王」及びそれと表裏をなす混合政論への反撥は決定的となり、遂に、彼がアジアより帰国して筆を執った『年代記』の中での「すべての国民や都市では、統治者は民衆か、有力者たちか、個人かである。これら(三者)から選び抜かれ、混ぜ合わされた国家形態は口で褒めるのは容易だが、実現は難しい。たとえ実現されても、永続することはできない」(Ann. IV 33) *nam cunctas nationes et urbes populus aut primores aut singuli regunt: delecta ex iis et consociata rei publicae forma*

laudari facilius quam evenire, vel si eventit, haud diuturna esse potest. ところが混合政批判の最終的宣言となるのであ<sup>(17)</sup>。

註

- (1) 全く一時的な現象であったが、カリグラが暗殺された後、この準君主的な役割を果たした Cassius Chaerea がコンスルに無語を求めた際(この機会にたゞ一〇〇年前から、即ち前五九年のカエサルに就任以来、途絶えつた)「得た筈は *libertas* (*Dynopartia*) であつた。僭主に随した元首の支配から解放された共和政(コンスルを最高官職とする)の回復である(M. Hammond, *op. cit.* 98)°。
- (2) M. Hammond, *op. cit.* 98f. ネロ帝の時「元首政」を「無風」であると述べている。C. G. Starr, Jr., *op. cit.* 6 参照。
- (3) M. Hammond, *op. cit.* 100.
- (4) M. Hammond, *op. cit.* 102.
- (5) R. Syme, *op. cit.* 128. 宛 H. Nesselhauf, Tacitus und Domitian, *Hermes*, 80, 1952, 222 ff. 参照(この二書の中はキヤタスの「インティメー」を体験を思ふ)°。
- (6) C. Wirzubski, *Libertas als politische Idee im Rom der späten Republik und des frühen Prinzipats*, 1963 (engl. Originalausgabe, 1950), 196 ff.
- (7) G. J. D. Aalders, *aa.O.* 122.
- (8) このトリニウスの表現はキヤタスを模倣したものであ<sup>(18)</sup>。K. Büchner, Tacitus und Plinius über Adoption des römischen Kaisers, *Rhein. Mus.* 98, 1955, 289 ff.; G. J. D. Aalders, *aa.O.* 122° 参照。トリニウスはキヤタスと並べたトリニウスは多くの点で異なる。(cf. R. T. Bruère, Tacitus and Pliny's *Panegyricus*, *Cl. Phil.* 49, 1954, 161 ff.) この二書は、この二書に於いて、トリニウスの思想はキヤタスの「共和」に於いて、トリニウスの現存の頌詞は紀元一〇〇年九月におこなわれた元老院の演説がもととなつてい

- る° *gratiarum actio* は *panegyricus* と区別されるべきではない。J. Meek, Die Überarbeitung des plinischen *Panegyricus* auf Trajan, *Wien. Stud.* 32, 1910, 239-260 参照。
- (9) H. Willrich, Augustus bei Tacitus, *Hermes* 62, 1927, 54 ff.; J. Vogt, Tacitus und die Unparteilichkeit des Historikers, *Wirzburger Studien zur Altertumswissenschaft* 9, 1936, jetzt in: *Orbis*, 1960, 117.
- (10) C. Wirzubski, *aa.O.* 202; R. Syme, *Tacitus*, 1958, 135.
- (11) ティオーンをトリニウスの帝政観の背景となつた、当時の人々の「インティメー」を体験として述べている。C. G. Starr, Jr., Epictetus and the Tyrant, *Cl. Phil.*, 44, 1949, 20 ff. 参照。
- (12) C. Wirzubski, *aa.O.* 208.
- (13) C. G. Starr, Jr., *AHR* 58, 7.
- (14) C. G. Starr, Jr., *op. cit.* 11.
- (15) D. Nörr, *Imperium und Polis in der hohen Prinzipatszeit*, 1969, 90. この二書は、この二書は、L. Wickert の「インティメー」(Klio 36, 1-25) 参照。彼はこの問題で共和政的母体としての *princeps* を「インティメー」の *bauleis* との類語として捉えている。新しい君主像、即ち「皇帝は *dominus, tutor, doctor* である」としての觀念が生れてはいるが、*princeps* は *bauleis* との区別は十分な程度に維持されてきた。(S. 15-17)° Wickert はこの二書は *princeps, rex, dominus, tyrannus, imperator* との区別の用語を扱つてきた。(vgl. S. 17, Anm. 1)° 彼は *princeps*, *RE* XXII 2, s.v. *Princeps*, 1954, 1998 ff. を参照する。
- (16) ティオーンの二書は、*bauleis* I et II) として M. Rostovtzeff, *op. cit.* 120 以下に述べている (Rostovtzeff は *princeps* の programme of the Stoic and Cynic kingship を述べている)°。
- (17) M. Rostovtzeff, *op. cit.* 120, n. 27. 彼は、ティオーンの二書は、*bauleis* C. P. Jones, *The World of Dio Chrysostom*, 1978, 115-123 参照。
- (18) H. Volkman, *Gymnasium* 74, 1967, 187.
- (19) キヤタスの二書は、H. Furneaux, *The Annals of Tacitus* I, 2. ed., 1896, 1 ff., esp. 4 f. 参照。

(21) タキトゥスが混合政を否定した背景にそれと表裏の関係にあった(Basilus Energetes)の否定をみたが、タキトゥスによる混合政排除は、*libertas* を *δημοκρατία* と同じかえること——実際、ギリシマ＝ラテン両語碑文(CIL I<sup>2</sup> 2, 725 = IG XIV 986)では *libertas* が *δημοκρατία* と照応している——への反撥であった。ローマ人にとっては、ギリシマの *δημοκρατία* は *αναρχία* とはかならなかった(Er. Meyer, *aa. O.* 263)。

#### (四) 結 (パネーギュリコスとしての混合政論)

混合政論は皇帝権力の擁護に通じるという、ローマ人の予見はハドリアーヌス帝治下の弁論家、アリスティデースの『ローマ讚』*Εἰς Ρωμαίῳ* に現実となった。<sup>(1)</sup> アリスティデースは伝統的な国制区分に従い王政、僭主政、貴族政、寡頭政、善き民主政、悪しき民主政という六つの国制をあげ、「それらのそれぞれの悪しき形態を除いたすべての国制の混合」*οἰοῦναι καὶ ἀναρῶν τῶν πολιτικῶν, ἕνευ τοῦ τῆς ἐνδομῆ*

*ξιότητος* (Laudes Romae 90)が帝政下のローマにのみ存する、という。

ポリュビオスの混合政論ではローマのコンスルは *βασιλεία* 的要素に数えられたが、アリスティデースでは官職者は元老院と共に貴族政の要素に入る。*μοναρχία* の要素をローマ皇帝に充当するため、而も *μοναρχος* は伝統的な国制論での *βασιλεύς* よりも上の地位(*βασιλεὺς σεμνότερος βασιλείᾳ*)に置かれる。この点に既に皇帝への「阿諛」*adulatio* が見られるであろう。実際、彼のローマ混合政論は皇帝政治へのパネーギュリコスにはかならず、ここでは、民主政といえども「一人の最良の支配者の下に置かれている」といわれるのである(*ibid.* 60: *καθῆσθαι τῆς κοινῆς τῆς δημοκρατίας ἐν τῷ ἐπιτάτῃ ἀρχοῦναι καὶ κοσμεῖσθαι*)。

#### 註

(1) アリスティデースのローマ混合政論についてはE. Barker, *From Alexander to Constantine*, 326f.; G. J. D. Alders, *aa. O.* 127f. 參照。

## 第二章 ポリス市民の描くローマ帝国像

—その前提と達成—

### (一) 序 (コイノンによるバシレウス・ エウエルゲテースの顕彰)

ヘレニズム期のギリシア人君主たちは同時代の王政論 (*regni pariteritas*) で屢々ポリス市民への「善行」 *eusebretia* を称揚されたが、このような顕彰は公的な形ではポリスの「救済」 *soteria* の概念と結びつく場合が多い。ポリスが個人を「救済者」あるいは「善行者」と呼ぶ慣例は既に前五・四世紀のギリシア世界で確立していて、特に内外の敵——これは多う「僭主政」 *tyrannis* という概念で表現される——からの「救済」、即ち「自治と自由」の回復が「善行」の内容と考えられた。<sup>(1)</sup> しかし、前四世紀以来、特に小アジア西岸のギリシア人がマケドニア支配者たちと接触して以後、そのような事例が祭祀の形で急速に増加し、ディアドコイばかりでなくそれ以後の世代によっても継承される。<sup>(2)</sup> かくして「救済者かつ善行者」 *soteris kai eusebeteris* が王たちに与えられる代表的な称号となった。<sup>(3)</sup>

さて、この「救済」と結びついた「バシレウス・エウエルゲテ

ス」 *Basilus Euergetes* の顕彰に関して、それがヘレニズム期にはポリスによってだけでなく、コイノンによってなされる場合もあったことにまず注意したい。この時期のコイノンが「僭主政」に対して加盟ポリスの自治・自由を保証し、その「父祖の国制」 *patris hokreia* を守る役割を果たしていたことを想起する時、<sup>(4)</sup> コイノンによる崇拜は上の前五・四世紀のポリスによる顕彰が次元をかえて現出したものといえよう。セレウコス王朝ではその初期にイオーニアのコイノンによる顕彰があり (OGIS I 222)、エジプト王国ではプトレマイオス一世が「諸島民のコイノン」によって「救済者」とされる (Syll. I 390)。マケドニア王国ではアンティゴノス・ゴナタスがエジプト王に代ってエーゲ海を制覇した時、「救済神」の祭典を挙行し、「諸島民のコイノン」に対する保護支配 (*protectorate*) を正当化する。<sup>(5)</sup> そして、アッタロス王朝でもエウメネース二世 (ソーターレル) がイオーニアのコイノンにとって「ギリシア人の共同の善行者」であった (OGIS II 763: 7 sq.: *karvov kvadefias ianvrou eusebeteru tou Ellhvwv*)。<sup>(6)</sup> しかし、最後の例は既に前二世紀前半 (前一六七年または一六六年) のことに属し、その頃、ギリシア

人はこの「共同の善行者」*κοινός εὐεργέτης*の呼称をヘレニズム東方の君主に対してばかりでなく、西方のローマ人に対しても用いていたのである。

本章は、ヘレニズム期の「コイノン」によるバシレウス・エウエルゲテースの顕彰が、ローマ元首政期にローマ皇帝を対象にして全ギリシア的な規模で再生・復活し、それが母胎となって、ポリス市民によるローマ帝国像の描出が「コイノン」としての「ローマ帝国」という形で達成されるまでの過程を追跡することを最終の目的としている。しかし、それに至る順序として、その前提にあったもの、即ち「前二・一世紀のギリシマ・ローマ関係に於ける「善行」の観念の展開をあとづけることから考察を始めたいと思う。

註

- (一) V. Ehrenberg, *Der Staat der Griechen*, 2. Aufl., 1965, 214; ders., *Vom Sinn der griechischen Geschichte*, HZ 127, 1923, jetzt in: *Polis und Imperium*, 1965, 17: die Doktrin vom *Basileus Euergetes*, dem *Herrscher als dem Wohlthäter*.
- (二) 前五世紀のシラクサーサイのゼロンがヒメラの戦いでカルタゴ人を破つたこと、市民の自己の *εὐεργέτης* *καὶ σωτήρ* *καὶ βασιλεὺς* といはれた (Diod. XI 26, 6) またリッパサン・ピロメがサモスをアテーナイの支配から解放したこと (cf. Xen. *Hell.* II 3, 6ff.) 亡命から帰国したサモスの寡頭派から「救済者」として崇拜されたこと——因みにこれは個人が神的な崇拜を受けた最初の例といわれる (Plut. *Lys.* 18, 3)——。前四世紀に入るとその例も増えたと考え、スパルタ王アゲーシラーオスが「救済者」といはれたほか (Xen. *Agag.* XI 13) ペロポネソスとその仲間が *εὐεργέται* *καὶ σωτήρες* として尊敬されたこと (Plut. *Pelop.* 12, 4) テイオーンと前三五七年にシシリヤで「僭

主政」からの脱却を企てたとき、シラクサーサイ市民により「善行者」とされ、大衆によって「救済神」として崇拜された (Plut. *Dio* 29, 1: 46, 1: *σωτήρα* *καὶ θεῷ*; Diod. XVI 11, 35; 20, 6) としてバクテドニア王プティリッポス二世にギリシマが期待したのは「善行者」としての働きであり (H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 1960, 309) 事実、彼を「救済者」とみなすものもいたのではある。

- (三) E. Barker, *From Alexander to Constantine*, 1956, 208; F. Dornseiff, *RE III A 1*, s.v. 1927, *Σωτήρ*, 1213.
- (四) アレクサンドロスがクルスの一部のギリシマ人によって「善行者」として称揚されたことについて (H. Bengtson, *a.a.O.* 345) デーメトリオスは単独で、あるいは父のメンテイコノス・モノプタルキスと一緒にロードスやアテーナイで「善行者」なること「救済者」として崇敬されたこと (Plut. *Demetr.* 8, 5-9, 1; Diod. XX 46, 2; Polyæn. IV 7, 6) 同様のことはリッパシロス (Syll. 13 372) 及び他のリッパシロイといふことが見える。ヤンカス朝ではヤンカロス一世がリッパシロスで「救済者」となり (*F. gr. Hist.* Phylarchos 81 F 29) 彼のキトマンク・オロス一世「ノーチアル」がイリキオンで「善行者及び救済者」(OGIS I 219, 7 sq.) といはれた。エジプト王国のプタロイネクス一世及び二世が同様の名をローゼスその他のホルスから顕尊された (Paus. I 8, 6) 匡三註「ハハルバテース」が個々のホルスキの「善行」を施したこと (Syll. 13 463) によつてマタロス朝及びその例を欠くこと (OGIS I 267) 及びそのことについては Ch. Habicht, *Gottmenschen und griechische Städte*, 1956, 156 ff. 2註による。
- (五) H. Bengtson, *Grundriß der römischen Geschichte I*, 1967, 256.
- (六) Cf. W. W. Tarn, *Antigonos Gonatas*, 1913, 431 f.
- (七) W. W. Tarn, *op. cit.* 466.
- (八) 同碑文の時代背景については C. R. Wells, *Royal Correspondence in the Hellenistic Period*, 1934, 213 f.; J. W. Swain, *Antiochus Epiphanes and Egypt*, *Cl. Phil.* 39, 1944, 78 及び同 n. 23 所引の諸研究を参照。



(二) 前提——前二・一世紀のギリシアとローマ——

(1) 前二世紀——*κοινὸν εὐσπέρειαν* 'Patriot'——

「救済者かつ善行者」の呼称は、ローマがカルタゴとの戦いを終えてヘレニズム東方と対峙する頃、セレウコス王朝下の小アジアから西方にもたらされ<sup>(1)</sup>、ギリシア人によるローマ人顕彰の仕様となる。そして、前二世紀の経過する中で個々のローマ人ばかりでなく、ローマ人全体を、即ちローマ国家を *κοινὸν εὐσπέρειαν* と呼ぶ慣習が定着するのである<sup>(2)</sup>。既に前二〇一年の元老院の討議で *κοινὸν εὐσπέρειαν* という表現がみえる<sup>(3)</sup>。前二〇〇年前後はローマで漸く個性ある人物が歴史に登場する時期に当り、そのころ国内でもローマ人が自国のすぐれた人物をギリシアの *ἀριστος ἀνὴρ* の理想を借りて *vir optimus in civitate* と呼ぶようになるが<sup>(5)</sup>、ギリシア人がローマ人を顕彰したのはもっと現実的・政治的な動機からである。フラミニーヌス (Titus Quinctius Flaminius, cos. 198 a.) がキュノスケプアライの戦い(前一九七年)でピリッポス五世を破ったあと、ローマ元老院の名に於いて、従来マケドニア人の支配下にあったギリシア人に「自由」を宣言した時 (Polyb. XVIII 46, 5) として彼がその翌年にスパルタのナビスを倒した時、このローマの将軍は「救済者」(Plut, *Flamin.* 16, 4; *Syll.* II<sup>3</sup> 592) ないし「善行者」(cf. *Plut. *ibid.** II, 3) として崇敬される<sup>(6)</sup>。一方、フラミニーヌス自身もキュレネティア市への書簡でローマ人の清廉であること、情誼と名誉を重んずることを強調しているが<sup>(7)</sup>、同じ頃、スミュルナ市

で「ローマ神」*Dea Roma* の崇拜が始まり(前一九五年)<sup>(8)</sup>、デルフォイでローマイアの祭典が開始されて(前一八九年)、その他のポリスもこれに従うようになる。一ローマ人の「善行」(cf. *Syll.* II<sup>3</sup> 616, 3 sq.: *εὐσπέρειαν*) が既にこの頃からローマ市の神格化と表裏をなしていたこと<sup>(9)</sup>は、後の発展(アウグストゥス崇拜とローマ神崇拜の一体化)との関連で興味ぶかい。

ローマ人が東方の「善行」の概念に接した頃、ローマではプリンケプスたち (*Principes*) が擡頭し、人々はローマ・イタリア・属州でのクリエンテラーの形成に熱心であった<sup>(10)</sup>。彼らにとって「善行」はこの関係を根拠づけるのに恰好のものとなる。ローマの勢力がイタリアを越えて属州にひろがると、ローマはその地の諸都市国家との関係の調整に腐心する。その結果、条約の枠外での結びつき——即ち法的な自由をそのまま認める一方でローマの *beneficium* に見合う義務を強制すること——によって、既存の都市国家をローマに繋縛するという便法が案出され、シシリア、イリュリアでの実験を経て、この方法が次第にローマの外交策として定着するに至る。これはローマのクリエンテラーの慣行の国外での適用に外ならない<sup>(11)</sup>。フラミニーヌスの「善行」、即ち「自由」宣言でも、ローマは貢税の免除と守備隊を設置しないことを認めるが (Polyb. XVIII 46, 5; Liv. XXXII 32, 5)<sup>(12)</sup>、その一方的取消しの権利を留保していたうえ、条約上の義務を全然負わなかった。'protectorate' といわれるこの関係は一種のクリエンテラーである<sup>(14)</sup>。この点を衝いて当時のアイトーリア人が、それ「自由」の宣言はギリシア人の解放ではなく、主人の交替にすぎない」といった (Polyb. XVIII 45, 6: *μεταδομῶνται*

θεορῶν, οὐκ εὐσεβέως τῶν Ἑλλήνων)。「善行者」としてのローマ人の振舞は (cf. *ibid.* XXXI 10, 7: εὐσεβείῃ) 羅馬がヘレニズム世界と交渉する際の政治的武器であったことをギリシア人ははっきり見ぬいたのである。

ローマとマケドニアの戦争と同様、ローマとアンティオコス三世の戦争もギリシア＝ローマ関係に新しい展開を招いた。<sup>(15)</sup> マグネシアの戦いの後、前一八九年初めに、リュキアのコイノンがローマ神への祭典を挙行する(それは続いて前一八五年にも繰り返される<sup>(16)</sup>)。これは個々のポリスによるローマ人の顕彰ではなく、コイノンが主催している点で、後の論述に関連して特に留意すべきものである。次に、同じ前一八九年にローマとアイトーリアとの間に *foedus iniquum* が結ばれる (Cic. *Balb.* 35; Liv. XXXVIII 11, 2 sqq.)。 *foedus* はローマがイタリアで覇権を確立した時に用いた方法であったが、ポリス世界との接触が密になつた前二世紀にも、ローマはそれを「自由」の宣言と並んで活用した。その結果、イタリア外で *civitates foederatae* が増加し、ポリスやコイノンや君主がローマの *foederati* になつた。その関係は、普通 *foedus aequum* であったが、前二〇六年のガダスとの間の *foedus iniquum* に続いて、前一八九年にアイトーリアがローマと同様の関係に入つたのである。この形式ではローマが *in foedere superior* であり、相手の同盟国は *foedus aequum* の場合のように防衛の際ばかりでなく、攻撃の時もローマを援助するほか、ローマの権威を尊重する義務を負う。これによって主権が制限され、ローマとの間にパトリオヌス＝クリエーンスの間柄が生じた。当時小アジアの問題の解決に努

めていたマンリウス (Cn. Manlius Volso) のクーラントイム (ad Latum) 市に宛てた書簡がその間の消息を伝えている (Syll. II<sup>3</sup> 618)。この市はアンティオコス三世から離れ、ローマによって *libertas* と *immunitas* を賦与されたが (cf. I. 11 sq.: ἐλευθερία καὶ ἀσφάλεια πολιτείας κατὰ τοὺς συσχετικούς νόμους) 其の書簡の中でローマ人は全ギリシア人に対するかれらの好意を表明したあと、この市がローマの保護下に入つたことを理由に (I. 8 sq.: κατὰ τὴν ἐπιθυμίαν εἰς τὴν ἡμετέραν πόλιν) 此の市への善処をローマが常に図るであろう旨を述べている。<sup>(17)</sup>

前二世紀はじめ以来ギリシア人の諸国家がローマを「共同の善行者」 *κοινὴν εὐσεβέα* と看做すようになったことも右に述べた諸事情から頷けるであろう。そのようなローマ観は第二次マケドニア戦争 (前二〇〇—一九七年) でローマが勝利を収めた後の状況から生れたものと思われる。それというのも、前一八二年のデルプの碑文 (Syll. II<sup>2</sup> 630) の中にローマ国家を「共同の善行者」と呼ぶ例を見出すからである。それはアムピクテュオニアがペルガモン国王エウメネス二世を顕彰したもので、そこには顕彰の理由として、神々への敬虔、アムピクテュオニアへの好意と並んで、ローマ人への親愛とギリシア人への善処、即ち多くのギリシア＝ポリスの共同の安全 (I. 5: τῆς κοινῆς ἀσφαλείας πολιτείας τῶν Ἑλληνῶν κοίτης) のための努力が挙げられ、ローマへの親愛とは「共同の善行者としてのローマ人への親愛」 (I. 17 sqq.: τῆς πρὸς Παιδαίους τοῖς νόμοις [εὐσεβείας πολιτείας] である) と敷衍されている。ギリシアに対するローマの「保護」の傘は更に前進し、前一七〇年にローマに集つたギリシア人諸国の使者のうち北カリヤのアラバンダの代表

は、同ボリスで *Urbs Roma* の神殿が建設され、ローマ神の祭祀が執り行われたと述べている (Liv. XLIII 6, 5)<sup>(18)</sup>。その翌年、アカイアへ来訪したローマの使者は、ペロポネソスの各市を歴訪し、ギリシア諸国は元老院自身によって求められた場合にのみローマの將軍に対する軍事義務を負う、という内容の元老院決議を伝え、ローマ元老院の「慈愛」*clementia* を強調する (*ibid.* XLIII 17, 2 sq.)<sup>(19)</sup>。ローマによる *‘prolectorate’* はローマ側からも積極的に宣伝されていたのである。

第三次マケドニア戦争のあと、前一六七年にマケドニア王国が滅亡した時、ローマはマケドニアを「自由」と宣言する。これは直接の属州化に代る方策で、フラミニニウスの方式を発展させたものである。この時、アムピボリスの制度改編に介入したローマ人のアヘーノバルドゥスがその市の市民から *euegeteris* とよばれている (P. Perdrizet, BCH 18, 1894, 419f., II, 2 sq.)<sup>(20)</sup>。また、ローマ人が個人ではなく集団で称揚される例もあらわれる。同年にローマを訪れたピテュニア王ブルシアスはローマの元老院議員たちを *Seoi σωτηριος* と呼ぶ<sup>(21)</sup>。一方ローマの側からは、マケドニアへの対処がイタリアの統一の場合と同様クリエンテラーの觀念に基づいて遂行される。このことは、従来「自由」を保持していたものは「ローマの保護の下で」それを保証されるであろう、という元老院の公言に窺うことができる (Liv. XLV 18, 2: in libertate gentes quae essent, tutam eam sibi perpetuamque sub tutela Populi Romani esse)。このようにローマが *liberi* 及び *foederati* との間に独自の関係を形成したのもクリエンテラーの応用のお陰であった<sup>(22)</sup>。実際、第三次マケドニア戦争以後、ギリシアのボリスやコイノンへのローマの政治

的影響が顕著になる<sup>(23)</sup>。スパルタとメガレー・ボリスとの間の領土紛争にもローマは「ギリシア人の間の秩序と協調を守る」と称して介入する (Syll. II<sup>3</sup> 665, 43 sq.: *‘Pwlatous tois ppoetaktoras tas tou ‘Ekkat[ro]u s[hu]mas kal ou]volas’*)。このようなローマの方策がギリシア人の側にとどのような作用を及ぼしたかについて、テオス出土の石碑文 (Syll. II<sup>3</sup> 666) は教えるところが多い。即ち、アブデラ(テオスのコロニー)がトラキア王からの脅威を感じていた時、母市のテオスはアブデラのためにローマへ使者を派遣するが、彼らはアブデラを支持することに同意したローマ人を *patroni* と呼び、この語をギリシアに持ち帰ったものと察せられる (II, 21 sq.: *καταρτακμενοι δε τους πατρωνας της [καρπο]δος εις την υρτην του ηιερισου διηκου βοηθησαν*)<sup>(24)</sup>。

前一四六年のアカイア戦争もギリシア・ローマ関係に大きな影響を与えたことはいままでもない。*foedus aequum* の存在にも拘らずローマがアカイアのコイノンの政治に介入したこと、つまり「平等な」条件の破綻が戦争へと発展したのであるが、戦勝後、ローマはその関係を *foedus iniquum* に代えるよりは、ロードスの自由港宣言のように、「自由」の宣言でギリシア勢力の弱体化を図る<sup>(25)</sup>。かくして、前一四五年には、マケドニア総督の下にあった一部を除いて、ヘラスは「自由」となった (cf. IG VII 2413/14 [112/11 a.d.])<sup>(26)</sup>。このうちギリシアでは *civitates liberae* が増え、前二世紀末には個々の国家とローマとの同盟条約は次第に排除されて行った<sup>(27)</sup>。

ボリスの政治がローマに左右される傾向が一層強まるのもこの戦争以後のことである。戦後、諸国家で民主政が廃され、財産資格にもと

づく政府が樹立される (Paus. VII 16, 9)。新しい国家 (*politikē*) を転覆する企ては死をもって罰せられる (Syll. II<sup>3</sup> 684, 19 sqq.)<sup>(28)</sup>。デルポイでは、神殿の基金と収入を任されていた一部市民の悪政が機縁となり、前二五年にローマ元老院、マケドニア総督、アムピクテオニアの三者の干渉を招いた。同様の市政の乱れは寡頭派が優勢であった他のポリスでも見られる<sup>(29)</sup>。また、腐敗した寡頭政への反抗はアッティカでの叛乱 (前二三四/三三年) くらい各地で試みられたが、これを鎮圧し、寡頭政を支えたのもローマである。当時ローマの有力市民は国外でのクリエンテラの形成に積極的であったが (かの改革者ティベリウス・グラックスも東方のクリエンテスを父から相続して抱えていた)<sup>(30)</sup>、それと並行してローマは各地で有産市民を庇護し、彼らの手に政権が帰するような方途を講じていた<sup>(31)</sup>。それに応じて、ギリシア人がローマ人を称揚する機会も増える。前二世紀末にクァエストルのアンニウス (M. Annius) がマケドニア乃至レタイ市への貢献の故に顕彰され、他の「善行者」たちもアンニウスと同様、競技を催してたたえられるが (Syll. II<sup>2</sup> 700, 38 sqq.; *kal tībēōdai abrdōlē ar[ōna irrūkōv kaō' ēθvos ēv tōi Anatolei mpv] ēran kal tōis āllōis eieprētais oi arōves entrekōvra*)<sup>(32)</sup>。このような慣習はギリシア世界で既に一般化していたと思われる<sup>(33)</sup>。かくして世紀があらたまる<sup>(34)</sup>と、このマケドニアで「善行者としてのローマ国家」*Politaiōi eieprētai* という表現が史料に登場するのである。

註

(1) E. Barker, *op. cit.* 208.

(2) H. Volkmann, Griechische Rhetorik oder römische Politik? *Hermes* 82, 1954, 467.

(3) H. Volkmann, *aa.O.* 467 f.

(4) H. Bengtson, Scipio Africanus: Seine Persönlichkeit und seine weltgeschichtliche Bedeutung, *HZ* 168, 1943, jetzt in: *Kleine Schriften*, 1974, 402 f. キヤの戦 (前二〇二年) のあと、スキピオ・アフリカヌスの政治指導の卓越性は保守的貴族の間で「君主政」(Liv. XXVIII 42, 22; XXXVIII 54, 6: *regius, regnum*) の声を招く (cf. J. R. Dunkle, The Greek Tyrant and Roman Political Invective of the Late Republic, *TAPA* 98, 1967, 156)。<sup>註(2)</sup> 参照。

(5) J. Vogt, Die Vorläufer des Optimus Princeps, *Hermes* 68, 1933, 88 f. — 一人支配の道徳的な基礎 (いはば *katōros arhō = bonorum optimus* の理想) によって前二〇〇年ごろ準備され、その後、帝政初期でこの理想が元老階級ではなく、元首の統治に結びつく。

(6) フラミニウススの初期の経歴については E. Badian, The Family and Early Career of T. Quinctius Flamininus, *JRS* 61, 1971, 102-110 参照 — 彼は若くしてロムスに就任し、マケドニア (ペトリウス五世) に対抗すべくギリシア人の支持を得ようとしたが、その背景には彼が以前 タレントゥム (the most Hellenic city in Italy) に對し (pro praetore の資格で) ギリシア人市民やローマ人兵士の両方の好意を得ようとしたとの事情があった (p. 10)。

フラミニウススに對するギリシア人の顕彰 — マナクス (G. Daux, *Concours des Tiraia dans un décret d'Argos*, *BCH* 88, 1964, 569-576) キヤテイオン (自由ラロニア人 [SEG XI, 923]) 等の祭典、キリンプの、彼の肖像を刻した金貨の発行 — については J. P. V. D. Balsdon, T. Quinctius Flamininus, *Phoenix* 21, 1967, 177 参照。Balsdon の論文は M. Holleaux の描いたフラミニウス像 (ギリシア人や東方諸君主との交渉 [前一九八一—一九三年]) の利己的外交策略家を批判したものである。

(7) H. Volkmann, *aa.O.* 474.

(8) G. W. Bowersock, *Augustus and the Greek World*, 1965, 113; J. A. O.

- Larsen, The Araxa Inscription and the Lycian Confederacy, *Cl. Phil.* 51, 1956, 156; H. Bengtson, *Grundriss der römischen Geschichte*, 114: die große *domina Roma*.
- (6) G. W. Bowersock, *op. cit.* 113.
- (9) H. Bengtson, *aa.O.* 105. その頃のプリンケプスたちの動向については右にも見たスキューピオー・ノーフリカヌス(フラーニニヌスのライヌム)の例が興味深し。彼はラーロスの *πάρεσος καὶ σιγοῦτος* であり、神殿を多くの貢賦の故に顕彰せしむるが (*Syll.* II<sup>3</sup> 617) ロービは自己の神の出自を信じて、毎日カプテリウムの丘へ神への供物を捧げて出かけたという (*Liv.* XXXVI 19, 5 sq.; cf. E. Barker, *op. cit.* 208)。
- (11) E. Badian, The Treaty Between Rome and the Achaean League, *JRS* 42, 1952, 76 参照。Badian はローマ元老院がキトノスタンマントの戦いのあと、特にキリンアの「自由」の宣言の中でのような柔軟な政策を大規模で展開して、それが対マカイブ・ポントローリア政策の背景であったという (p. 79-80)。<sup>9</sup> フローニニヌスの「自由」の宣言は、その「親キリン主義」の背景をなす東方世界の政治情勢、また当時のローマ共和政の事情については、浅香正『第二マケドニア戦争と「キリン」の自由』、『人文学』(同志社大学) 五六、一九六二年、一六一-四二頁、参照。
- (12) D. Nörr, *Imperium und Polis in der hohen Prinzipatszeit*, 1969, 63, Ann. 134.
- (13) M. Holleaux, Rome and Macedon: The Romans Against Philip, *CAH VIII*, 1954, 193. 尚、第二部、第一章に於ては如く、ヘトマンヤホク朝の「護国使」としての文臣が、protectorate という概念の元祖である。
- (14) Er. Meyer, *Römischer Staat und Staatsgedanke*, 3. Aufl., 1964, 231.
- (15) ローベニニヌス戦争(前一九二一-一九一九年)は、前一九二二年秋アンティオヌ三世の軍隊がテッサリアに上陸し、ネーリマンの軍隊を破ったことからは始まったが、その結果としてローマ側の政策 (römisches Sicherheitsbedürfnis) として E. Bickermann, *Bellum Antiochicum, Hermes* 67, 1932, 47-76 参照。
- (19) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 155 f., 159.
- (17) Vgl. H. Volkman, *aa.O.* 474. キリン人がローマの保護支配下に入るという点については、ホリス文庫のローマの影響は一層強まる。具体的には後述の如く有産市民としての支配体制の強化であるが、外交面では「護国使」になつて「官職者」が市を代表する体制への移行であった。クニクス君主の国王書簡の宛名はホリスの場合、通常、*ἡ βουλὴ καὶ ὁ δήμος* である。これを対してローマは好んで官職者 (*oi dogoures*) と称した。その史料的初出は前一九九年 (*Syll.* II<sup>3</sup> 611. 1 sq.; [*Titos Albios Marinus*] *vil[os, ἀρχαρχὸς ἑπ[αρχ]ος [P. ouator, καὶ οἱ δήμοι] you kal [ἡ ἀρχ]ητος δεκῶν τοῖς [ἐργο]ποι καὶ τῆς π[ό]λις [καὶ] χαλαρῶν*)<sup>9</sup> Cf. C. R. Welles, *op. cit.* 179.
- (21) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 165.
- (21) J. Deininger, *Der politische Widerstand gegen Rom in Griechenland 217-86 v. Chr.*, 1971, 177.
- (22) Cf. C. Schuler, The Macedonian Politarchs, *Cl. Phil.* 55, 1960, 94 ff.
- (22) H. Bengtson, *aa.O.* 131. *ἡ νῆαντος ἐπιφύλαξις Di servatores mei* (*Liv.* XLV 44) はキリン人ユホク (XXX 18) などから述べられたもので、*καὶ οἱ δήμοι καὶ οἱ ἄρχητοι* である。Vgl. A. Oxé, *ΣΤΗΡ bei den Römern* (Drei Skizzen zu Horaz), *Wien. Stud.* 48, 1930, 41.
- (23) A. N. Sherwin-White, *The Roman Citizenship*, 2. ed., 1973, 187 f.
- (23) 本論文の第 1 のローマの本領の支配 (*Roma aeterna*) を離れたキリン人の権 (*ローマ*) *Eis* (*ἡ ἀρχή*) である。時期は、キリン人の権の崩壊(前一六八年)のあと (H. Bengtson, *Das Imperium Romanum in griechischer Sicht, Gymnasium* 71, 1964, in: *Kleine Schriften*, 553)。
- (24) G. W. Bowersock, *op. cit.* 12, n. 4. 第一次ペルシオス戦争の後、前二世紀半の頃のローマキリン関係については J. A. O. Larsen, *Was Greece Free Between 196 and 146 B.C.*, *Cl. Phil.* 30, 1935, 193 ff. 参照—the general plan of an informal protectorate under the guise of freedom (p. 204)——。不明な処置で不利を蒙った属州民を代弁するローマ人の *patronus* の例は、既に前二一一年にみえ (*Liv.* XLIII 2)——その場合の一人はカッセルである——その後、被害を受けた属州民の権利を回復するた

の常設の法廷が前一四九年に設置される (L. Wickert, *Priniceps und Praetors*, *Klio* 36, 1944, 12).

また「ペテロス」(前二〇〇年以前)のペテロス [Petersko—「ペテロス」] 出土碑文 (Saloniki Museum, Inv. No. 1281) 初期帝政時代のペテロス出土碑文 (BCH 37, 1913, 138 ff.) 及び元首政期のサロニキ出土碑文 (C. Edson, *Macedonia*, *HSCP* 51, 1940, 129-132) 及び *Zeus Eleutherios, Roma* 両神の合同祭祀が確認されるが、それは Edson によれば「マケドニア人が「僭主政」からの「解放」をローマに感謝したもので、テッサロニキでのこの祭祀の創設は前二四八年である (p. 133-135)。

(25) A. N. Sherwin-White, *op. cit.* 183 f.

(26) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 2. Aufl., 491, Anm. 4.

(27) A. N. Sherwin-White, *op. cit.* 185.

(28) Cf. A. Fux, *The Bellum Achaicum and Its Social Aspect*, *JHS* 90, 1970, 86. Fux は「この」ナビスの革命運動以来のギリシアでの社会変動に対するローマの最終的返答を見る。但し、彼自身はアカイア戦争を「ローマの支配からの解放と同時に社会・経済的解放をも求める下層市民の運動とは見ず、a national war とする。」「されたせよ、当時ローマは寡頭派に対する反抗(奴隷による反ローマ叛乱を含む)に本格的に対処し始めたわけであるが、その反面、この時期に至って反ローマ運動が横の繋りをもつようになったことは注目される。その一端はクローマエの市民プロクシウスの経歴に明らかである——先祖はカプアの民主派で、その反ローマ感情をうけつぎ、T. グラックスの民主的改革を手をたただけでなく、のちマリストニウスの叛乱に加わるべく小アジアに渡る (cf. D. R. Dudley, *Blossius of Cumae*, *JRS* 31, 1941, 98)。

(29) M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Hellenistic World* II, 1941, 755.

(30) G. W. Bowersock, *op. cit.* 3, n. 2. 第一章 (一) (註一) 参照。

(31) その例の一つはアテーナイでのアルコン選出方法および再任制限に関する改変である。当時「アテーナイのアルコンは一〇〇名の候補者の中から籤で選ばれ、しかも、生涯に一度しか就任できなかった。この体制は

しかし前二〇三年に親ローマ的な有産市民に有利に改められる(この改革は W. S. Ferguson, *The Oligarchic Revolution at Athens of the Year 103/2 B.C.*, *Klio* 4, 1904, 1-17 参照)。この年に籤の代りに選挙が採用され、就任回数制限も撤廃された。Ferguson は「アテーナイがローマの同盟国となった時に結ばれた *foedus aequum* が前二〇三/二二年に更新され、その際、国制を有産市民に有利に改めるようローマから要請された」と考える (p. 13)。尚、ローマと有産市民の結びのきの背景には「ロス島の奴隷貿易で富を築いたアテーナイ市民が、この島に居住するローマ人と通商を通じて親密な関係にあった事実があげられる (p. 12)。

(32) G. W. Bowersock, *op. cit.* 113.

(33) H. Bengtson, *a.a.O.* 491. マンストマン時代の「サロニキ出土の碑文 (Duchesse et Bayet, *Mémoire sur une mission au Mont Athos, Bibliothèque des Écoles Françaises d'Athènes et de Rome*, 1876, No. 1, 11-12. 筆者未見。テッサロニキの祭司と官職者のリストだとして) にも同じ表現がみえる (L. 10 sq.: 'Póujns de kai tōu [Pouandou] sēpōtōu)'. Cf. C. Edson, *op. cit.* 127-129.

## (2) 前一世紀 —— sēpōtēs = patronus ——

前九〇年代にアジア属州のギリシア人は「スカエウオラ (Q. M. Scaevola: 'Pontifex', *cos.* 95 a., *Procos.* in Asia 94 a.) を「救済者かつ善行者」として顕彰する (OGIS II 439, 6: σωτήρα καὶ σέπωτήρη γε[γομένον σωτήρα]). これは「いさな意味で我々の問題の新展開を示すが、特に「顕彰する主体として、同時代の「ローストラトスの場合と同様に、(一) *loi év tῆi Aiaia dhmoi kai ta ephry* (二) *kai' avōdōra kekōmēnoi év tῆi pros Pōniaous phlai* (三) *tōu álloou 'Eliaywou oi metereijv eidoimēnoi tῆs [ar]toimēnōs neureterhōdōs tōu Dōtrhōlou kai Mōurkeiōu*」があげられる

るのが注目される。第一のものは *commune Siciae* と同様、シュネドリオンに代表される属州総会を指す<sup>(2)</sup>。それはアジア属州のギリシア人全体の意志を代表する総会であって、局地的な性格のものではない<sup>(3)</sup>。それ故、ここに属州総会(これもまたコイノンとよばれた)によるエウエルゲテースの顕彰の先蹤をみる事ができよう。第二の親ローマ的な人々については、スカエウォラがエプエソス及びサルデイスに宛てた文の中の *τῶν ἐν τῇ γῆν κρημνισθέντων τε καὶ ἐθῶν ψυχραιμῶν* (*ibid.* II 437. 4 sq.; 27 sq.) が類似の文言として対照されるが、ここでは *οἱ ὄντιοι καὶ τὰ ἔθνη* という以上に更に細かく、彼らが個々の人員として顕彰主体にあがっている。第三のものはムーキエニア (*Lat. Murcia*) の崇拜がソーテリアのそれと結合していたことを示す点で重要である<sup>(4)</sup>。

右のスカエウォラの崇拜を推進した親ローマ的な分子とは小アジア各市の寡頭派であるが、ローマ及びローマと癒着した階層への反抗はやがてミトラダテース(六世)の叛乱となって爆発する。このポントス王自身はアジア属州全体を征圧した時も、敢えてムーキエニアの礼拝を禁止する挙には出なかったが (*Cic. In Verr.* II 31, 51)<sup>(5)</sup>、事態は彼の意図を越えて進展する。ローマへの反抗者から「救済者」<sup>(5)</sup>とよばれた王の行動に刺激されて、アテーナイで下層市民 (*Paus.* I 20, 5: *βῶν ὄντων τῶν καὶ ὄντων τῶν ταπεινῶν*)<sup>(6)</sup> が騒起してのち、ミトラダテースはアドリア海からタウロスに至るギリシア人の保護者と看做される<sup>(7)</sup>。ローマに対するこのような大規模な叛乱はその結果としてローマ人の顕彰についても新しい時期を劃することになった。叛乱の鎮圧を通じてローマ

の勢威が遺憾なく發揮され——スルラの時代にローマ側の史料にローマの「世界支配」*imperium orbis terrarum* という語がはじめて登場する (*Auctor ad Herennium* IV 9, 13)<sup>(8)</sup>——、ローマ人の顕彰がその数を著しく増したのである。まず、戦いのあとスルラが略奪したアテーナイに親ローマ的な寡頭派の政権が誕生し、この將軍に対する礼拝 (*Μυστήρια*) を実施する<sup>(9)</sup>。続いてポムпейウスに対する顕彰が広まり、それにはサモスによるもののほか (*Syll.* II<sup>3</sup> 740 B)、「アテーナイの民会およびデロスでの親ポムпейウス派のコイノン」による称揚ものもある (*ibid.* II<sup>3</sup> 749 A: *ὁ ὄντιος ὁ Ἀθηνῶν καὶ τῶν τριῶν Δωριτικῶν τῶν ἐν Ἀφίαις*)<sup>(9)</sup>。アテーナイでは、彼は「この市に自由を回復したこと(前六二年)を理由に、「救済者」、「善行者」のほか、「建設者」ともいわれている (*ibid.* II<sup>3</sup> 753)。そして、ポムпейウスとミュティレーネーの間の仲介役をつとめたテオブアネースも「第二の建設者」と呼ばれ、「自由神」として神格化される (*ibid.* II<sup>3</sup> 753: *Θεὸς Δία [E]λευθερίας ἠλευθεροῦ Θεογονῆς*)<sup>(9)</sup>。

ローマはギリシア世界に介入して以来、勢力下に入ったボリスの制度を寡頭政化しようとして有産市民を支持してきたが、寡頭派とローマとの提携はこのころから一層緊密となる。東方ではアジア属州の諸ボリスは、ビテュニア属州のそれらに比して、お互いの間の相違が制度面でも大きかったとはいえ、ローマの影響下で次第に一樣化し、とりわけ、有産市民による政治支配を保証する体制となった点で共通していた。官職就任と評議会への参加に財産資格を設けたことを始めとして、評議会のメンバーが終身であったことなどがその内容としてあげられる<sup>(12)</sup>。

変革を欲する「大衆」*multitudo*を抑えて現状を維持しようとする有力者たちを支援したローマ (cf. Liv. XXXV 34, 3) がそれら上層市民に対して持った関係の一面は、「保護者」*κράτων* という外来語がギリシアで定着した事実の中にもあらわれている。<sup>(13)</sup> ローマのプリンケプスたちが外国の都市、種族、個人とパトロナトゥスの関係をもつ例はそれ以前にもあるが、この頃から彼らはギリシアでもポリスや個人に対するパトロンとして数多く現われる。<sup>(14)</sup> 例えば前六七年にレントゥルス (Cn. Cornelius Lentulus) がキェレニーニスで (Syll. II<sup>3</sup> 750) 少しおちセステイウス (L. Sestius: *quaestor provinciae Asiae* 55 a.) がヘルガモンで「保護者かつ善行者」と呼ばれていた (OGIS II 452, 3 sq.: τὸν *καυτῶν* *κράτωνα καὶ εὐεργέτην*)<sup>15</sup>。

ファルサロスの戦い(前四八年の後)、ギリシアでは荒廃が一段と進む (cf. Cic. *Ad Fam.* IV 5, 4)。<sup>16</sup> その反面ギリシアの諸ポリスとローマのプリンケプスたちはますます密接に結びつき、遂にカエサルがギリシア人の新しいパトロンとして登場する。<sup>(15)</sup> 彼はアテーナイなど個々のポリスによって「救済者かつ善行者」とされただけでなく (Syll. II<sup>3</sup> 759) トラキア属州のローノン (*ibid.* II<sup>3</sup> 760, 1 sq.: *ai rôleis ai év tῆς Ἀσίας καὶ οἱ [δύμοι] καὶ τὰ ἐθνη*) によって「顕現神および人類の共同の救済者」として称揚された (II. 6 sq.: *θεῶν ἐπιφανῆ καὶ κατὰ τὸν ἀνθρώπου βίωσουργῶν*)。この顕彰につき差し当り次の二点を指摘しておきたい。一つは既述の前二〇一年の元老院での討議に関するものである。この討議の中でローマが「共同の善行者」といわれたのは、「全ての者のために共同の敵を徴しよ」*ὁ τοῦς κοινῶν ἐχθρῶν ὑπέρ ἀπάντων τιμωροῦσά*

*μενῶν*、「共同の生活に貢献した故に称讃を勝ち得」*ὅς ἐν κοινῶντες τὸν κοινὸν βίον ἐταύρου τυχεύουσι*、「人間に含まれる野蛮な性情を抑制するもの」*τὸ θρησῶδες τῆς ἀνθρώπωντος κοιλίας*と<sup>17</sup>あったが、小アジアのギリシア人がカエサルを「人類の共同の救済者」と呼んだのも同様の意味内容を含んでいたと思われる。第二には、カエサルへの礼拝の実際上の推進者に関してである。小アジアでのフラックスの礼拝のための寄金が諸市から集められた時 (Cic. *Pro Flacc.* 55, 56) それを推し進めたのはローマを支持する上層市民 (*ibid.* 52) 具体的にいえば、競技を催し祭司職をひきうける余裕のある人々であった。<sup>(16)</sup> カエサルの礼拝の場合も同じことがいえるであろう。

右に述べたようなギリシアローマ関係をキケロは次のように理論化する。彼はまずローマの世界支配をば (cf. *Mur.* 22: *haec [scil. rei militaris virtus] nomen populo Romano, haec huic urbi aeternam gloriam peperit, haec orbem terrarum parere huic imperio coegit*)<sup>18</sup>。ローマ都市国家が他の諸民族の上にもまで拡張されたものと理解する。<sup>(17)</sup> そして、支配の内容をローマによる「保護」という観念でとらえ (De off. II 8, 27: *patrocinium orbis terrae verum quam imperium*)<sup>(18)</sup>。ローマの貴族や元老院議員が国際的に活躍する際の指針として人間性 (*humanitas*)、正義 (*iustitia*)、寛容 (*clementia*)、誠実 (*fides*) をあげる。<sup>(19)</sup> ここに列挙した徳目のうち、フーマーニタースとフィデースにつき関係することを述べておきたい。第一に、キケロが、僭主政を人間社会から根絶せばならないといいつて、それを野蛮な性情の人類共同体からの排除として主張していることので (De off. III 6, 32: *feritas et immanitas beluae a communi tanquam*



humanitatis corpore segreganda est.)」<sup>(20)</sup> 上の元老院での討議にあらわれた思想が認められる。第二に、既に述べた如く、ローマ人が前二世紀はじめにヘーラクレイアとの関係を *κατακτηρονότων υμῶν εἰς τὴν ἡμετέραν πόλιν*」としたことである。この *πόλις* という語の中にフィデースの意味の込められていたことが注目されるが (cf. *ibid.* II<sup>3</sup> 618. n. 3) 、『それは同時に、クリエンテラとパトロナーナトウスの制度の波及を背景に、*liberi* や *foederati* の大部分がローマに対して *dediti in fidem* となった時代の大勢を伝えている。<sup>(20)</sup>

「内乱」の舞台となった東方ギリシア世界の荒廃や個々のボリスへの重圧——艦船提供 (Cic. *II Verr.* I 89; *Pro Flacc.* XIV 33) 及び兵士宿營 (Catullus LXII 1, 24)——などが原因となり、反ローマ感情 (cf. Cic. *De imp. Pomp.* 65) が昇進したにも拘らず、<sup>(21)</sup> ローマの「善行」を称揚する制度はギリシア人の間にますます深く滲透する。その場合、ローマ人が「善行」の観念をパトロヌス・クリエンティスという、ローマ古来の保護・被護の關係でとらえるのに応じて、ギリシア人の側ではそのクリエンテラをギリシア固有の「公賓制」*προσένια* と結びつける。古典期からギリシアのボリス市民は自国に貢献した外国人を「善行者かつ公賓」*εὐεργέτης καὶ προσένιος* として顕彰する慣習があったが、<sup>(22)</sup> ローマとの接触を通じて「善行者」*εὐεργέτης* と「保護者」*patronus* が同一視されるようになり、プロクセニアがクリエンテラに同化したのである。この間の消息を伝えるのがリリュバイオンのギリシア＝ラテン両語碑文で、そこには *εὐεργέτης* が「永続的保護者」*patronus perpetuus* と訳されている。<sup>(23)</sup> かくして、「保護者かつ善行者」*πάτρων*

*καὶ εὐεργέτης* という称号が用いられる (例を *OGIS* II 448. 3 sq. : τῶν πάτρων καὶ σωτῆρα [L. Antonius M. f. cos. 41 a.]; cf. Cic. *II Verr.* II 154)。<sup>(23)</sup> そしてポテイトゥス (Valerius Mesalla Politus; *procos. Asiae* 24 a.) の顕彰碑文には *πάτρων καὶ εὐεργέτην διὰ προτόνων πόλεως* という表現があり、最初の語が *ΠΑΤΡΩΝΑ* と不正確に刻まれている。このことはそれがまだギリシア語として十分熟していなかったことを暗示するが、その反面で、*διὰ προτόνων* という補足はローマ人とボリスの間の保護・被護關係の定着、ひいてはローマの慣習とギリシアの制度の同化を推察させるであろう。

註

- (1) スカエウオラの総督就任年代(前九四年。異説は彼のプラエトル職「前九八年?」の直後)、小アジアでの改革——徴税請負人による誅求を抑制するための風州司法行政の組織化のほか、ローマ人に關係しない限りでのギリシア法の使用をギリシア人に認めたことなど——、及びその結果としての *equites* と *boni* の分裂については E. Badian, *Q. Mucius Scaevola and the Province of Asia, Athenaeum* 34, 1956, 104-123 参照。
- (2) J. Deininger, *Die Provinziallandtage der römischen Kaiserzeit*, 1965, 15.
- (3) G. W. Bowersock, *op. cit.* 116.
- (4) G. W. Bowersock, *op. cit.* 113.
- (5) 当時「救済者」*σωτήρ* という呼び名がローマの内外で広く用いられたことは、前八四年の都市ローマの二言語碑文 (CIL VI 374 = 30925) より分かる。この *σωτήρ* は *is qui alicui salutem fuit* (Populus Laodicensis at Lyco populum Romanum, *quei sibi salutem fuit, benefici(i) ergo, quae sibi benigne fecit* / *O δήμος ὁ Λαοδικέων τῶν πρὸς τῷ Λύκῳ τῶν δήμων*

τοῦ Πρωτοῦ, γερουσία ἐὰν τῷ σωτήρα καὶ ἐβουλήσῃ, ἀπερὶς ἑκείνου καὶ ἐβουλήσῃ] τῆς εἰς ἐαυτῶν)° vgl. A. Oxié, a.a.O. 39f. 参照。また「キムブリス族を破った C. プリウスはキテロによってイタリヤの「救済者」とされたが、その際「ギリシヤの σωτήρ 職位に基く custos huius urbis, custos civitatis atque imperii vestri, conservator patriae, conservator huius imperii などと呼ばれた (ibid. 40f.)」。

(9) 前八八/八七年のプテリナイについては Ch. Habicht, Zur Geschichte Athens in der Zeit Mithridates' VI, *Chiron* 6, 1976, 127-135 参照。この年のプテリナイは *ἀναρχία* であつたことが (Syll. II<sup>3</sup> 733) 実は「プテリナイ自身はアルコーンであつた」。

また「この反ローマ叛乱の国際的性格については cf. S. Dow, A Leader of the Anti-Roman Policy in Athens in 88 B.C., *Cl. Phil.* 37, 1942, 311-314——それ以前からテロス島にはイタリヤ人とテュロス(フェニキア)人の商人が共存していたが、プテリナイがミトラダテースのためプテリナイで起した叛乱には、テロス島からプテリナイへ移つてその市民権を獲得し、ローマに衝向することを踏み切つた元テュロス人も参加してつた——」。

(7) H. Bengtson, a.a.O. 496f.: Protektor. 既にそれ以前から「小アジアのローマ人への顕彰と並んで、ポントス王、ミトラダテースにも多数のギリシヤ人が「顕彰」*ἐκνομίον (ἐκνομίον)* を与へつた (G. W. Bowersock, *op. cit.* 108)°」。

(8) J. Vogt, *Orbis Romanus: Zur Terminologie des römischen Imperialisimus, Philosophie und Geschichte* 22, 1929, jetzt in: *Orbis*, 1960, 156.

(9) J. Deininger, *Der politische Widerstand gegen Rom in Griechenland, 217-86 v. Chr.*, 263; G. W. Bowersock *op. cit.* 113f.

ミトラダテースの協力者(プテリナイオンやマリスマ、オン)からプテリナイを取り戻したスネラの行為は前述の銘でも「僭主からの解放(僭主殺し)——*ὁ Αἰμόνος* の勝利——」であつた (Ch. Habicht, a.a.O. 135-142)°。この時の国制については W. S. Ferguson, *op. cit.* 1-17 参照——前二〇三/二二年(前二四六年)ではなく、国制がローマの要求に合はせて有産市

民に有利に改められたが、その後プテリナイは前八八年の混乱の経験から前二〇三/二二年の体制の弱点を補正する必要を感じ、前八六—八三年以降プテリナイに決議権が集中。その結果、*probouleuma* が *senatus consultum* になつた (p. 16f.)——。

(10) ミテリナイ市は既に前八八年にローマ人 M. アクイリウスを捕えてミトラダテースに引き渡したり、またポントス王がその敗北後この市に逃げ込んだりしていた。このような密接な関係の故に、ローマは同市の自由を剝奪。ここに登場したテオプマネース(のちその保護者の名をとつて Cn. Pompeius Theophanes と稱す)はローマの立場で行動し、彼の活動を理由にボムペイウスは前六二年「ミテリナイ市に自由を回復」。

ボムペイウスの東方遠征以前のテオプマネース、彼のローマ市民権獲得(前二二年)「三頭政期・内乱期のボムペイウスの「ミレン」としてのテオプマネース」等については H. de la Ville de Mirmont, Théopane de Mytilène, *REG* 18, 1906, 165-206 参照。テオプマネースはボムペイウスの伝記を残したことが有る——F. Jacoby, *F. gr. Hist.* 以後のこのことについては R. Laqueur, *RE* V A 2, 1934, s.v. Theophanes (Nr. 1), 2090-2127 彼の歴史叙述については詳しく。ボムペイウスの東方での都市建設(第二章、第 2 章、参照)の史料がテオプマネースと関係 (vgl. R. Laqueur, a.a.O. 2109)。但し、彼の史的意義は「ストロキーン」の如く (XIII 617) 政治家 (*πολιτικός*) であつたこと、むしろ政治家 (*πολιτικός*) たる地位 (cf. H. de la Ville de Mirmont, *op. cit.* 177)°。

(11) ミテリナイ市はボムペイウスの影響下に評議会を官職者が有産者としてつくりだした (A. H. M. Jones, *The Greeks under the Roman Empire, Dumbarton Oaks Papers* 17, 1963, now in: id., *The Roman Economy*, 1974, 95)° Cf. Liv. XXXIV 51, 6 (Flamininus): a censu maxime et senatum et iudices legit, ... esse expediebat; Paus. VII 16, 9 (Mummius): *δημοκρατίας μὲν ἔταυε, κατὰ κράτος δὲ ἀπὸ τῶν μισθωτῶν τὰς ἀρχάς*。

(12) ボムペイウスによる東方ギリシヤ都市の金権政・寡頭政的再編(ギリシヤ民主政へのローマ人の強き不信)については A. J. Marshall, Pompey's

- Organization of Bithynia-Pontus: Two Neglected Texts, *JRS* 58, 1968, 105 参照。
- (13) G. W. Bowersock, *op. cit.* II, n. 4.
- (14) D. Nörr, *aa.O.* 70. ホムペイウスが東方ギリシア大都市で *επιτηρτης*, *οαρχης*, *κτιστης* として顕彰された場合、ローマ人の彼に対して、それらの諸君は *patronus* の意義を命じられた (A. Dreizehnter, *Pompeius als Stadtgründer*, *Chilon* 5, 1975, 242)。
- (15) G. W. Bowersock, *op. cit.* II.
- (16) G. W. Bowersock, *op. cit.* 113f.
- (17) M. Hammond, *City-State and World State*, 1951, 188.
- (18) J. Vogt, *aa.O.* 156; D. Nörr, *aa.O.* 69.
- (19) このような思想は、ヘライティオスなどのギリシア人がローマのために公文化したヘライティオスはローマの支配を正義の観念に正統化——vgl. W. Capelle, *Griechische Ethik und römischer Imperialismus*, *Klio* 25, 1932, 86ff.) キケロが継承・発展させたものでもある (cf. M. Rostovtzeff, *op. cit.* III, 1458)。<sup>1)</sup> ローマの帝国支配に関するキケロの考えについては S. E. Smeethurst, *Cicero and Roman Imperial Policy*, *TAPA* 84, 1953, 216-226 参照。また *iusiuria et beneficentia* (*De off.* I 20; cf. *De leg.* I 28; I 33) 及び *protectorate-patrocinium orbis terrarum* (*De off.* II 27) に対するキケロの支配理論の背景が論じられている。リウイウスの著作に於ける「正義の戦争」*iustum bellum* については H. Dreier, *Iustum Bellum*, *Rhein. Mus.* 102, 1959, 97-140 (この本は *beneficia* を扱った伴う *obligatio* については 120ff.) 参照。
- (20) A. N. Sherwin-White, *op. cit.* 188.
- (21) A. W. Bowersock, *op. cit.* 1f.
- (22) 「善行者」への感謝行為については J. W. Hewitt, *The Development of Political Gratitude*, *TAPA* 55, 1924, 35-51 参照——(1) 個人の国王に対する感謝 (*Od.* II 47 sqq. esp. 71-74; *Aesch.* *Suppl.* 365 sqq. etc.)、(2) 国家に対するその市民への感謝、(3) 他国の市民がなした行為への感謝、(4) 一國が他国のためになした行為への感謝(その場合片方が君主の場合もある)

を区別し、外国人(たとえは *Lys.* XX 19)や同国人の「善行者」に与えられる名譽については触れず、<sup>2)</sup> 「僭主誅殺者」も *domestic benefactor* である (*Aeschin.* I 132; 140; cf. III 257)——。

- (23) Cf. A. W. Bowersock, *op. cit.* 13. また *πατρις και οαρχης* という称号(キケロ自身も与えられた)——*Ad Att.* IX 10, 3: *me, quem nonnulli conservatorem illius urbis (Romae), quem parentem esse dixerunt*——については vgl. A. Oxé, *aa.O.* 41.

### (三) 達成——コイノンとしてのローマ帝国——

#### (1) 「汎ギリシア人のコイノン」によるローマ皇帝の顕彰

前一世紀後半に入ると、ボリスによる顕彰と並んでコイノンによるそれが増加し、その傾向が以後も増加してそのままローマ帝政期に受け継がれ、この時代の一特徴となる。既に前三三年に「ポイオーティア人・エウポイア人・ロクリス人・プオーキス人・ドーリス人のコイノン」*τὸ κοινὸν Βοιωτῶν Βιγοῦν Λοκρῶν Δωριέων καὶ Σπυρῆων* (*proquaestor*) を「救済者かつ善行者」として顕彰した (*Syll.* II<sup>3</sup> 767)。マクティウムの戦い(前三二年)のあと、東方のギリシア人がオクターウィアヌスを「善行者」、「救済者」、「保護者」と呼ぶようになるが、<sup>1)</sup> これはそれ以前の慣習から自然に発達したものと見える。前二九年にはアジア属州とビテュニア属州の住民がニコメデーアとヘルガモンで彼に神域を捧げ (*Cass. Dio* L 20, 7) その世紀の末にはアジア属州のコイノンがアウグストゥスなどを「善行」を理由に顕彰している (*OGIS* II 458)。<sup>2)</sup>

しかし、帝政の成立は、他面、「善行」の歴史に於いても新しい始まりを意味した。まずアウグストゥスは属州での総督の祭祀を禁止する。その結果、総督が「救済者」或いは「建設者」となることはなくなり、以後は礼拝を欠く「善行者」の顕彰のみとなった。<sup>(3)</sup> キュメー市がローマ人のラベオー (L. Vassius Labeo) に「善行者かつ建設者」の称号を与えようとした時、後者を彼は辞退する (IGR IV 1302)。<sup>(4)</sup> 「建設者」の称号は「救済者」のそれと同様、尊大なものと看做され、それらに比して「善行者」は幾分控え目な呼称として存続を許されたのである。次にアウグストゥスは、それまでローマ人官職者の崇拜と並行して行われていたローマ神への礼拝を自己への礼拝と結びつけ、ローマ神との共同祭祀というかたちで皇帝崇拜を充足させる。<sup>(5)</sup> かくしてアウグストゥスが「第一の、最大の、そして共同の善行者」*πρῶτος καὶ μέγιστος καὶ κοινὸς εὐεργέτης* (Philo Leg. ad Gaium 149) となった。<sup>(6)</sup>

アウグストゥスの時代に諸ポリスのコイノンへの統合、及びいくつかのコイノンの一層大きなコイノンへの統合が皇帝の側から積極的に遂行される。<sup>(7)</sup> これは属州統治の都合からとられた方策であるが、同時に、コイノンによる皇帝の「善行」の顕彰を準備するものであった。マケドニアはそれまで四つのコイノンに分れていたが、アウグストゥスの下で「マケドニア人のコイノン」*τὸ κοινὸν τῶν Μακεδόνων* となり、テッサリアでも帝はコイノンを通じてその地を統治しようとした。<sup>(8)</sup> 共和政期にそれぞれコイノンをつくっていたアカルナニア人とアイトリア人がそのころニコポリスに吸収されたのも同じ意図に発したものである (Suet. Aug. 18)。<sup>(9)</sup> アカイアでコイノンの中心としてパトライ

が選ばれ、その都市域が周辺のローマ・コロニアやギリシア人村落からの集住によって拡大されたのも同じ例に属する (Paus. VII 18, 7)。<sup>9</sup> スパルタの場合はまた別の意味で重要である。この市を中心に共和政期に「ラケダイモン人のコイノン」*τὸ κοινὸν τῶν Λακεδαιμονίων* という組織があったのを、アウグストゥスは再編成して「自由ラコーニア人のコイノン」*τὸ κοινὸν τῶν Ἐλευθερολακόνων* をつくった (cf. Str. VIII 366; Paus. III 21, 6)。<sup>10</sup> 当時スパルタでは、アクティウムの戦いでアウグストゥスを支持したエウリュクレースが一種の僭主として絶対権力 (Str. VIII 366: *ἡγεμονία, ἀρχή, ἐπιτοραία*) を握っていたが (Plut. Ant. 67) <sup>(11)</sup> この独裁者の「善行」がラコーニアやアカイアで見出されるのは興味深い (IG V 1, 970)。<sup>12</sup> そして、ギュティオンではエウリュクレイアという祭祀が創設され、彼が「エトノスとポリスの善行者」*εὐεργέτης τοῦ ἔθνου καὶ τῆς πόλεως* として讃えられている。<sup>(13)</sup> 彼を一時アウグストゥスが追放するということもあったが (Joseph. Bel. Jud. I 513 sq.; Ant. Jud. XVI 301 sq.)、そのような事態はアウグストゥスに僭主を通じての領域支配が不安定であることを痛感せしめ、それだけ一層コイノン (上にエトノスとあるのはコイノンのことである) による統治の有効性を確認することになったであろう。

実際、皇帝にとっては小さな属州に於いて個々のポリスに対処するよりもそれら全体を一つの単位として取扱う方が便利であり、<sup>(14)</sup> それ故、コイノンへの統合が各地で実行されたのであった。それと並行して非ポリス世界の国王たち(彼らはクリエンテスに比せられた)を統合する企てがアウグストゥス以来しばしば試みられたが (cf. Suet. Aug. 48: Reges

socios etiam inter semet ipsos necessitudinibus mutuis iunxi, propitissimus affinitatis cuiusque atque amicitiae conciliator et factor」(25)にもローマ皇帝によって領域統治の再編が積極的に進められた時代の趨勢を窺うことができる。この波に乗ってコイノンの形成は北アフリカでも、小アジアでも促進される。(16) キュレーナイカでは五つのギリシア人のポリスがコイノン(ペンタポリス)を建設し、アジア属州ではその地のヘレーネスのコイノンのほか、イリオンの、イオーニアの、そしてカリアの各コイノンが育成されるという具合であった。そして、次のリュキアの場合も同じ線に沿うものである。この地方はクラウディウス帝の下ではじめて属州化されたが(Suet. Claud. XXV 3; Cass. Dio LX 17, 3) この時ローマはリュキアのコイノンを自己の統治下に組み込むことに成功する。(17) それまで「リュキア人のエトノス」τὸ ἔθνος τῶν Λυκίωνとして一世紀以上の間まともりを見せていた二三のポリスが、属州総会をもった「リュキア人のコイノン」Λυκίων τὸ κοινὸνという地位をローマに求めていたのを受けて、属州としたのである。このような編入の由来はコイノンの自立性を著しく損い、以後、帝国内でコイノンは従属王国(client kingdom)に類した役割を強いられるのである。(18)

コイノンへの統合はその後着実に続けられ、遂にクラウディウス帝の晩年には、前三三年にシーラーヌスを顕彰したあのコイノンが、アカイアのそれと合体して一層大きなコイノン(τὸ κοινὸν Ἀχαιῶν καὶ Βοιωτῶν καὶ Λοκρῶν καὶ Θωακῶν καὶ Ἐπιβοῶν)に成長した。これはアルゴスにシュネドリオンをもち、そのメムバーは端的に「汎ギリシア人」Πανέλληνες、或いは「汎アカイア人」Παναιαίοιともよばれたが、ネ

ロ帝の時代にこのコイノンのシュネドリオンはティエーモクラテース(T. Statius Timocrates)を「善行者」として顕彰している(Syll. II<sup>3</sup> 796 A: τὸν Παναγναίων εὐεθῆλαί; cf. IG IV 1139)。(20) そればかりではない。ローマ勢力の進出の結果、コイノンの存在しない地域でも、「善行者としての皇帝」という觀念が属州総督の配慮を通じて滲透し、更に総督の「善行」が末端の村落の住民にまで及ぶのである。(21)

コリントスの陥落(前一四六年)以後、衰微の一途を辿ったギリシア世界も(cf. Paus. VII 17, 1) ネロ帝の頃に漸く復興に向う。この皇帝のヘレーネスに対する好意ある態度はフラミニウスのそれに比せられる(Plat. Flamin. 12, 8)。(22) その代表的な例はデルプォイのアムピクテュオニアの祭祀の再建である。尤も、同じ努力は既にアウグストゥスによって払われていたのであって、アムピクテュオニアの維持は、アウグストゥス以後、この初代皇帝の政策に強く影響された三つのコイノン、即ちテッサリア、マケドニア及び自由都市ニコポリス——これも構造的にはコイノンであった——に大きく依存していた。(23) ネロ帝の下では皇帝自らデルプォイの競技に参加し、ティトゥス帝は皇帝としてはじめてデルプォイ市のアルコーンに就いた。またドミティアヌス帝、特にトラヤヌス帝は建築物の造営に熱心であった。(24) このようなローマの働きかけに対して、ギリシア人はオリュムピアなどでの「ヘラスの共同の祭典」(cf. IG V 2, 517, 15: ἐν τοῖς κοινοῖς τῆς Ἑλλάδος πανηγυριστικοῖς, Ὀλυμπιακῶν καὶ Ἰαθουῶν καὶ Νεμῆας)で称讃をもって応えたが、ヘレーネスとしてのギリシア人の一般的な感情はやがてハドリアヌス帝の下で全ギリシア的な規模で制度化されるのである。(25)

さて、トラヤーンヌス帝、特にハドリアーンヌス帝の時代になるとヘレニズム東方の碑文に皇帝が「世界の救済者」*σωτήρ τῆς οἰκουμένης* として登場する例が増加する<sup>(25)</sup>。この称号はカエサル以来あり(IG XII 5, 1, 557)<sup>(26)</sup>、クラウディウス帝もそのように呼ばれたが(IG XII 2, 511)<sup>(27)</sup>、トラヤーンヌス帝では「全世界の救済者且つ善行者」*ὁ πάντων κἀγαθῶν σωτήρ καὶ εὐεργέτης* という表現も用いられてゐる(IG XII 1, 978; cf. Joseph. *Bel. Jud.* III 9: *σωτήρ καὶ εὐεργέτης*)。このような動きの中でギリシアではヘレーネス全体に対するローマ皇帝の「善行」が問題とされる。ローマ支配下の東方では、エトノスがコイノンと同義に用いられ(上述のスパルタの例参照。尚、cf. Polyb. II 51, 2)、コイノンの組織をもった属州がエトノスとよばれていたが(cf. *Dig.* 27, 1. 6. 14: *ἐθνοὺς ἰσαρχία, οἶον Ἀρχαία κτλ.*)<sup>(28)</sup>、ハドリアーンヌス帝時代にはギリシア人全体が一つのエトノス=コイノンとしてとらえられる。この皇帝は新しいアテーナイを建設しただけでなく、新しいヘラスをつくったといわれる<sup>(29)</sup>。彼は各地に多くの都市を建設し、個々のポリスの「善行者」であった上に、ギリシア語の多数の碑文でギリシア民族の「善行者」として顕彰されているのである<sup>(30)</sup>。

ハドリアーンヌス帝は、アウグストゥス以来ギリシア最大の組織であったデルプオイのアムピクテテオニアの保護にも意を用いる。帝はそのアルコーン職に二度就任し、他のコイノンをモデルに代表制を修正して、この連盟のコイノンとしての制度を整備した<sup>(31)</sup>。そればかりではない。アムピクテテオニアの汎ギリシア精神に刺激されて、彼は一三二—一三三年にアテーナイでオリュムペイオンを奉獻し、また全ギリシ

ア人の祭祀、パンヘレーニオンを再生せしめ、ここに帝のギリシア熱は頂点に達した<sup>(33)</sup>。パンヘレーニオンを催す主体となった「汎ギリシア人」の組織は上述の如く帝政初期に更新されたコイノンであるが、ハドリアーンヌス時代のその制度について若干ふれておきたい。それは特に総会および官職者に関してである。まずこの組織は当時であってもいくつかのポリスより成る上位のポリスであり(cf. OGIS II 507: *τῶ πολιταῶν τοῦ Συμμαχικοῦ*)、コイノンのかたちをとっていたことにかわりなかつた<sup>(34)</sup>。このことは、総会の構成に於いて他のコイノンと同様に代表制が採用されていた事実からもいえる。代表制の採用を明示する史料はキュレネー(出土碑文(一三四年のハドリアーンヌス帝の書簡—P. M. Fraser, *JRS* 40 = J. H. Oliver, *Hesperia* 20) <sup>(35)</sup>、そこではキュレネーが二名の代表を出している(L. 12: *οὗο ἀντιπροσώπων*)。長官はアルコーンといい、通常ハドリアーンヌス・パンヘレーニオスという祭司職をも兼ねていて、ハドリアーンヌス帝の死後もこの称号をもち続けた<sup>(36)</sup>。その祭祀が普通の皇帝崇拜ではなく、「建設者」への感謝を表明したものであることがこの事実からも分る。彼は多くのギリシア都市で「建設者」とされたが(*Syll.* II 3 839: *τοῦ ἰδίου κτίστην καὶ σωτήρα*)、全ヘレーネスのコイノンに於いても同じ待遇をうけていたのである(IG IV 2 384: *τῆς κτίσεως τοῦ Πανελληνίου*)。

ハドリアーンヌス帝の意志では、パンヘレーニオンはギリシア語、ギリシア文化をもつすべての都市の連合であった。帝はこの新しいギリシア人の連合に何らかの政治的な権限を賦与するのを意図的に差し控えたが<sup>(38)</sup>、マグネシア(IG II 2 1091)やキュレネー(前出「キュレネー碑

文(1)が代表派遣に関して特別な努力をしていることから見て、ギリシア人がこの組織を重視していたことは否めない。抑々コイノンの建設がボリス市民を「僭主政」から守り、少くとも形式的には、彼らに自由と自治を回復して旧来の法や国制を保証したこと、またコイノンへの統合がヘレニズム君主ばかりでなく、ローマ皇帝によっても積極的に推進されたことはこれまで述べた通りであるが、そのような経緯を背景に、今やハドリアヌス帝は全ギリシア的な規模でのコイノンの「建設者」として登場したのである。パンヘレニオンを通じて広く印象づけられた「自由の回復者」*restitutor libertatis*としての「このハドリアヌス帝像が、次に述べる如く、当時のギリシア人の描くローマ帝国像——具体的にはアリストイデースのそれ——に大きな影響の跡を残すこととなるのである。

註

- (1) 前四年にホルレーテウスはパウグヌストゥスと *optunus Romulae custos gentis* とか *custos rerum Caesar* とか呼ぶ (*Carm.* IV 5, 1; 15, 17) かなり碑文では *custos civium Romanorum* (*CIL* X 8375) とか *custos imperii Romani* とか呼ぶ名が登場。Vell. Pater. II 60, 1 では *κλυτῆς καὶ σωτῆρος* とくくパウグヌストゥスと *conditor conservatorque Romani nominis* と呼ぶ。パウグヌストゥス自身は「救済者」とくくく自分の役割を *ἐπὶ σωτηρίᾳ τῶν πολιτῶν* (*Mon. Anchyrae* Gr. 18, 34) とくく (*cf.* Cass. Dio LIII 16, 4: *ὡς τὸς... ποκτῆς σώζοντι*)——A. Oxé, *a.a.O.* 43f. 参照。
- (2) Cf. E. Barker, *op. cit.* 210ff.
- (3) G. W. Bowersock, *op. cit.* 119.

- (4) G. W. Bowersock, *op. cit.* 120.
- (5) K. Latte, *Römische Religionsgeschichte*, 1960, 306. 帝政期はじめのギリシア人の碑文 (*OGIS* II 591) には *Ἰσχυρὸν θεῶν Ἐσπερίων* とくく (*vgl.* W. Schubart, *Das Gesetz und der Kaiser in griechischen Urkunden, Klio* 30, 1937, 61)。
- (6) H. Volkmann, *a.a.O.* 476.パウグヌストゥス崇拜はローマ帝国全域に亘って同様であったわけではない。東方では彼を *Zeus Soter* と同定するまでになったのに対し、イタリヤとローマでは消極的であった。
- (7) G. W. Bowersock, *op. cit.* 91.
- (8) 「パテリブ」マッサリマのコイノンのくくくは J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History*, 1955, 106; G. W. Bowersock, *op. cit.* 97 参照。前二七〇—二六六年にパウグヌストゥスは名譽職としてはあるが、マッサリアのコイノンの指導者に就任 (*JG* IX 2, 415b) した。次帝ティベリウス時代のケエリオン(マッサリア)出土の境界争いに関する碑文 (*JG* IX 2, 261) ではコイノンの *ἀρχηγὸν* (首都マッサリアに開権) くの言及があり、総督 C. Poppaeus Sabinus はコイノンを調停を指示してくくく (*G. W. Bowersock, Zur Geschichte des römischen Thessalien, Rhein. Mus.* 108, 1965, 279, 281f.)。
- (9) G. W. Bowersock, *Augustus and the Greek World*, 93f.
- (10) Brandis, *RE* V 2, 1905, s.v. Eleutherolakones, 2553; G. W. Bowersock, *op. cit.* 91. 前一九六〇—九五年にラコーニアのペリオイコイ諸共同体はラマタイキーン国家から分離され、マカイマ連邦に加わったが(但し非独立の加盟国として) 前一四六年にマカイマ連邦が解体してのくくも依然スメントから独立したまきまきであった。それらはローマの影響による *τὸ κοινὸν τῶν Ἀκαδαριαίων* と呼ばれた。前二一年、ラコーニア連邦中のパウグヌストゥスとくくは *τὸ κοινὸν τῶν Ἐλευθερολακῶνων* と呼ばれた (*S. Grunauer, von Hoersschelmann, Die Münzprägung der Lakedaimonier, Antike Münzen und geschnittene Steine* 7, 1978, 59f.)。
- (11) K. M. T. Chrimes, *Ancient Sparta*, 1949, 176. ハナロハナムンドくくくは H. Box, *Roman Citizenship in Laconia, JRS* 21, 1931, 21f.; G. W.

- Bowersock, Eurycles of Sparta, *JRS* 51, 1961, 112-118 参照(前) p. 117 f. には彼の一族の *stemma* が曾祖父の Heraclanus から曾々孫の C. Julius Laco [died after 130 A.D.] まで復原された(29)。
- (21) ホーリントントロントロの「善行」と題しては E. Kjellberg, C. Julius Eurykles, *Klio* 17, 1921, 53 参照。この論文は彼の経歴との関係史料として詳し。
- (23) K. M. T. Chrimes, *op. cit.* 179, n. 5; G. W. Bowersock, *op. cit.* 116.
- (14) G. W. Bowersock, *Augustus and the Greek World*, 91.
- (15) G. W. Bowersock, *op. cit.* 54.
- (16) キリシマ人のポリスとコイノンの東方属州に於ける具体的なあり方、特にローマの属州経営との関係については J. Sölich, *Bithynische Städte im Altertum*, *Klio* 19, 1925, 165-176 参照。ビテネニョーホントス属州に於ける皇帝は個々の都市に対する方策のほかは、属州首都 (*metropolis*; *πάρις Βρωβίας*) の設定と属州総会の開催によって属州の統合をはかった。
- (17) Ruge, *RE* XIII 2, 1927, s.v. Lykia, 2276; H. Last, *Rome and the Empire*, *CAH* XI, 1954, 472.
- (19) G. W. Bowersock, *op. cit.* 98: In effect, the league did the work of a client king.
- その外、ペトロナータトゥスの思想もポリス世界のローマ帝国への吸収に貢献した。キリシマ人に対するローマ皇帝の権威を根拠づけるのはこの理論が用いられる。当時、皇帝のみならずローマの官職者も各地のポリスのパトローヌスになっていた。そして、法学者プロクルス(一世紀前半)はイムペリウム内の自由な諸都市の地位をパトローヌスに対するクリエーンスのそれと対して (D. 49. 15. 7. 1) — D. Nörr, *aa.O.* 69 f. 参照。
- (9) E. Ziebarth, *RE* XVIII 3, 1949, s.v. *Παυδάμνος*, 583.
- (8) G. W. Bowersock, *op. cit.* 93.
- (21) *OGIS* II 669 と合する Tib. Julius Alexandrus (六三年の直後からヒシプト総督) の存在は *αστήρ* として *επιεφέρης* たる皇帝からマントクサン、トリマ市に与えられた「善行」として、総督に臣属する市民を記して (W. Schubart, *aa.O.* 59 f. 参照)。
- (22) G. W. Bowersock, *op. cit.* 98. 元首政期(ネーリウスマークラウヂウス朝またはフラウウァウス朝)の一文(一九三八年、サロニキ出土——C. Edson, *Macedonia*, *HSCP* 51, 1940, 129-132)には *ἡ πόλις ἀπὸ τοῦ συμμαρ-μαρσούλου* [P. 1 sq.] となり、マサロニケーローマ市民の *conventus* のあったことを教える。そのほかマケドニアの *conventus* は「カンテス」ペロイア、ヒテッサ、ステネムルラで知られていた (ibid. p. 130 f.)。
- (23) ローマ皇帝が帝国内の都市の中・上層の心服を得るにはローマ人であるだけでなく、「キリシマ人」でなければならなかった。その最終の目標はアテーナイ市民となることである。各目上のアルクーンになるのは比較的容易であったが(「ミテティアヌス帝の場合」)、ローマ人がアテーナイ市民となり、地区と部族に登録されるのは騎士階級ではフラウウァウス朝時代元老院議員ではトラヤヌス時代が最初。皇帝ではコンモドゥスはじめて。尚、ハンバリアヌス帝は皇帝になる以前に市民権を獲得した (J. H. Oliver, *Athenian Citizenship of Roman Emperors*, *Hesperia* 20, 1951, 348 f.)。
- (24) ただ、このような皇帝の好意もキリシマ・ポリスとローマ国家の法的関係に於いて必ずしも前者に有利な結果をもたらしたわけではなう。ローマ帝国内でのポリスの地位も同盟条約 (*foedus*) という「国際法」的な基礎からではなく、ローマが与える「特権」*beneficium* という国内法の視点で捉えられる。*coloniae foederatae* 及び *municipia foederata* による異なる国法上無意味な呼び名が生れたのと同じ時代である (D. Nörr, *aa.O.* 61)。
- トラヤヌス帝がアミンストの *foedus* を承認したことが、ポリス・ニハスに与えた *beneficium* としての (D. Nörr, *aa.O.* 62)。<sup>2)</sup> ローマ人の公私の生活を律した *beneficium = officia* の観念 (H. Volkmann, *aa.O.* 477) がキリシマとローマの関係に適用されたのである。その場合、ローマはローマ皇帝による「善行」として考えが底流であったと思われ、*beneficium* と *επιεφέρης* の対応についてはキリシマ出土の希臘語碑文参照 (cf. K. M. T. Chrimes, *op. cit.* 180, n. 1)。
- 総してローマ帝国の存在はローマの *fides* と *dictio* の二つを以てする。





トメインオンが同じ理念より生れたことが分る (A. S. Benjamin, *Hesperia* 32, 59)。

(37) A. S. Benjamin, *Hesperia* 32, 60.

(38) H. Bengtson, *Das politische Leben der Griechen in der römischen Kaiserzeit, Welt als Geschichte* 10, 1950, jetzt in: *Kleine Schriften*, 234.

このペン・レーニオンの裏面で、それと結びつけて帝がすすめていたギリシアの諸ポリス・諸連邦に対する種々の働きかけについては J. H. Oliver, *Hesperia* 39, 332-336 参照——ギリシア人が紛争の処理をローマ人の官職者(或いは機構)に委ねる傾向が増大するのに対応して、帝はその為の中央での機構を整えると共に(その結果 *concilium principis* がこれまで以上に法律的・専門的となる)ポリスや連邦の既存の制度を活用した(たとえば中央への上訴の当否は都市・連邦の *anvtoβoc* に決定する)。これによって皇帝による救済から恣意的性格を除く一方、ギリシアの都市・連邦の独立性尊重の建ても維持することができた——。

(39) J. H. Oliver, *The Ruling Power: A Study of the Roman Empire in the 2nd Century A.D. through the Roman Oration of Aelius Aristides, Transaction of the American Philosophical Society*, 1953, 892. ギリシア人にとってもこの組織への参加はその個人的な地位の上昇のためにも大きな意味をもっていた。元首政期のテッサリアの有力家系を辿った J. A. O. Larsen, *A Thessalian Family Under the Principate, Cl. Phil.* 48, 1953, 89-95 によれば、この帝国の他の部分で同じく、都市の市民の就き得る頭職は、(1)下から(2)テッサリアのコイノン内の都市の官職、(3)コイノンの官職、(4)汎ギリシア組織の役職、(5)ローマ帝国に仕える地位の順序である。

## (2) コイノンとユグのローマ帝国

ギリシア人の弁論家アリストイデースは、ハドリアヌス帝がローマに建設したアテーナエウムに於いて、紀元一四三年、『ローマ讚』

*Fig. Poluny* と題する演説を行う。折しも帝国の中心地「ローマでは *templum Urbis* や市の誕生祭が挙行され、世界の更新 (*renovatio*) と黄金の時代 (*saeculum aureum*) が記念されていた。アリストイデースが、「あなたは養い親としてのレーネスに常に配慮を忘れず、指導者 (*tyrannos*) たる最良の者たちを自由に自律的なものとし、他の者たちをも適正に、そして思慮深く導き、バルパロイを教育しているのです」といったとき (*Laud. Romae* 96) 彼の念頭にあったのは、この黄金時代を切り開いたハドリアヌス帝であった。<sup>(1)</sup> 世人が「時代の幸運」 *saeculi felicitas* と「オイクローメネーの平穩」 *tellus stabilitas* を祝ったという、<sup>(2)</sup> その雰囲気はアリストイデースの『ローマ讚』の内容と共通するものである。この弁論家にとってはオイクローメネーとローマは別のものでなく、世界には唯一つのポリス、ローマが存するだけである。ローマ帝国は帝国内の住民のそれぞれの祖国 (*πατρίδες*) から成るが、彼らがどのポリスに属するかは重要ではない。肝要なことは文明化された世界全体が「共同の中心市」 *τὸ δᾶτυ κοινὸν* たるローマをもつことである。

アリストイデースの演説はその中に *κοινὸν* という語が何度も出てくるのが特徴的である。<sup>(3)</sup> ローマが通商・政治・産業の中心であるという意味ばかりでなく (*ibid.* 7: τὸ κοινὸν ἀνθρώπων ἐμπορίου καὶ ἡ κοινὴ τῶν ἐν τῷ ποταμῶν δολοφῶν; 11: κοινὴ τῶν τῆς ἐστρατηγίᾳ) ローマ帝国では市民権が「共通」であり (*ibid.* 65: κοινὴν εἶναρ πολιτείας) 法や慣習も「共通」であることが指摘されている (*ibid.* 102: ἀναστῆναι κοινῶν νόμους δὲ κοινῶν ἀναστῆναι τάξιαυτας; γάμοις τε κοινῶν ποτῆραυτας)。<sup>(4)</sup> 世界(5)は

すべての人々の共通の祖国であり (*ibid.* 100: *narpis kovh patriōn*)、ローマという名には人種的に共通なものが含まれているのである (*ibid.* 63: *teuous bouin kovou rivoc*)。ローマ帝国が或る共同のものにもとづく組織であるという彼の説はローマの軍隊についての論述にもあらわれる。

諸ポリスからローマ軍へ派遣された兵士はローマへと同時に自市にも所属している (*ibid.* 76: *es kovois saurōn*)、と各市が考えている反面、ローマに入った兵士たちはやがてローマ市民権を得て、「支配者の共同体」に入る (*ibid.* 78: *tō kovou tou agōrōn*)。ローマが各ポリスで兵士をあつめて彼らに市民権を与えることによって、非ローマ人もローマ市民に加えられたのである (*ibid.* 85: *kovois arhōn politikōn te kai teuous*)。ここにハドリアヌス帝が企てた軍制改革の原則——軍団への入営は市民権の賦与をもたらす——の反映が認められよう。<sup>(5)</sup>

このようなアリストテレスの理論の形成には、イソクラテースの<sup>(6)</sup>ほか、ポリュビオスの影響が大きい。アリストテレスはローマ帝国について「市民権が共通である」*kovh eua politikōn* といったが、*kovh politikōn* はポリュビオスがアカイアのコイノンについて用いた表現である (*Polyb.* II 50, 8)。この歴史家の思想を受け継いでアリストテレスはローマ帝国をコイノンと考える。彼によれば、「アテーナイ帝国」——これはそれからの離叛によって同盟国が自由になるという種類のもの<sup>(7)</sup>であった (*Laud. Romae* 56: *kovō ē kraures dnoortaires elēthēpor kōvra*)——はスパルタ及びテーバイのヘゲモニーと同様、自由への妨害であり、民主的平等に基づく真のコイノンとは正反対のものである。<sup>(7)</sup>これとは違って、アカイアのコイノンは各ポリスでの僭主政の打倒を前提

とするポリスの連合によって成立し、その後も同様の過程を経て加盟するポリスを受け入れ、発展した連邦であるので (*cf.* *Polyb.* II 41, 1: 12-15, II 43)。アリストテレスのいうコイノンに近い。その上、ヘレニズム期のコイノンではムムバー・ポリスの市民は自己のポリスの市民だけでなく、コイノンの共同市民権をも享受していた。コイノンの市民が伝統的に、閉鎖的なポリス市民権とは別種の市民権に馴染んでいたことの知識は、一部のポリス市民がローマ帝政下で自己のポリスの市民であると共にローマ市民権をも取得していた、という事実への注意を喚起し、ひいてはローマ帝国をコイノンとして捉えることを容易にしたのであろう。<sup>(8)</sup>

しかし、アカイアのコイノンをモデルにしてアリストテレスがローマ帝国像を描いた時、現実のローマ帝国との間に齟齬が生じたのは当然であった。ローマ人の二重市民権をギリシアのコイノンのそれから引き出して来ること自体が誤りであるが、<sup>(9)</sup>その上、次の事実、即ちアカイアのコイノンが支配的なポリスを欠いていたのに対して、ローマ帝国にはローマのヘゲモニーがあった<sup>(10)</sup>ということを見落す結果となったのである。ローマにはコイノンのシュネドリオンもなく、あったのは帝国の行政である。それにも拘らずアリストテレスはローマ帝国をコイノンであると看做したのである。

ポリュビオスの影響はそればかりではない。アリストテレスは、ローマ帝国が「共同のデーモクラティア」であり (*ibid.* 60: *kovh tis tis dymokratia tis ēal tis agōvri kai koajmētō, kai ndrōtes dntep eis kovhū agōvōū ovvlai teufōmevō tis dēlas skatōv*)、拡大された祖国である、<sup>(11)</sup>というが、

これはポリュビオスがアカイアのコイノンを見た時と捉え方を同じくする(但し、その場合でもアリストテレスでは都市ローマの地位が傑出してゐる)。また、ギリシア人の「自由の保護者」としてのローマという思想も、コイノンの形成を「自治と自由」への保証とする一方、ローマのヘゲモニーの裏にローマ国家の優秀性を認めたアカイア人の視点と無縁ではない。ローマ帝国はかくしてローマ市という「善行者」の保護下にある国際組織となる( cf. *ibid.* 90)。そして、このようなローマの「善行」の強調こそ( cf. *ibid.* 98) 彼のローマ帝国像が、前二〇〇年以降のギリシアローマ関係の総決算であることを如実に示すものといわなければならない。

註

- (1) W. Weber, *Hadrrian, CAH XI*, 1954, 320. 及びこの演説『君主讚』*Eis Baarkeia* 及び C. P. Jones, *Aelius Aristides, Eis Baarkeia, JRS* 62, 1972, 134-152 参照。アリストテレスがアンターニヌス・ピウス帝の前で行ったもので、アンターニヌス帝と対照してこの帝を賞揚した個所があることがうかがえる。
- (2) J. H. Oliver, *op. cit.* 886, n. 3.
- (3) J. H. Oliver, *op. cit.* 889; D. Nörr, *aa.O.* 82.
- (4) ルーキアノス(二二〇年頃の生れ)はギリシア人の著作家としてはじめてローマ人のことを「我々」と呼んだ(J. Palm, *Rom, Römertum und Imperium in der griechischen Literatur der Kaiserzeit*, 1959, 54)。
- (5) M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Roman Empire I*, 2. ed., 1957, 103; J. H. Oliver, *op. cit.* 888.
- (6) J. H. Oliver, *op. cit.* 891. 特に、非ギリシア的住民の支配者として、且つ「自由な都市の連合体」のヘゲモーンであるローマの指導の下に世界

が組織されてゐる(Laud. *Romae* 26) という主張の中でその影響が見られる。

- (7) J. H. Oliver, *op. cit.* 890: the universal republic based on democratic equality.
- (8) M. Hammond, *op. cit.* 30.
- (9) V. Ehrenberg, *Toynbee's Hellenism, Historia* 8, 1959, jetzt in: *Polis und Imperium*, 47.
- (10) M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Hellenistic World I*, 1941, 137 f.; D. Nörr, *aa.O.* 82; J. Deininger, *aa.O.* 179.
- (11) J. H. Oliver, *op. cit.* 894.
- (12) J. H. Oliver, *op. cit.* 894: protector.
- (13) J. H. Oliver, *op. cit.* 891.
- (14) J. H. Oliver, *op. cit.* 879.

(四) 結 (ポリス市民的國家理念の終焉)

以上、ヘレニズム期にあらわれた「コイノン」によるパンシレウス・エウエルゲテースの顕彰」という新しい現象が、前二・一世紀のギリシアローマ関係に於ける「善行」の觀念の展開を経て、帝政期に「汎ギリシア人のコイノン」によるローマ皇帝の顕彰として再生・復活し、この中から、ポリス市民の描くローマ帝国像、即ち「コイノン」としてのローマ帝国」が生れるまでの過程を辿った。これによってアリストテレスのローマ帝国像がギリシア人の國家論の発展のある意味での帰着点に位置していることが理解されよう。

しかし、この時すでにアリストテレスは「ローマ理念」の主張者の一人であった(1) というのも、それ以後のローマ帝国像はコイノンの

側から——いいかえればギリシア・ボリスの市民の立場から——ではなく、皇帝の視座から描かれるようになるが、<sup>(2)</sup> そのような傾向がアリステイデースにあらわれているからである。彼がポリュビオスに倣って政治形態のうちで混合政を最良とし、ローマ帝国もその制度を備えているといった時でも、混合政の三要素のうち君主政の要素(これはキケロではコンスルであったが、アリステイデースでは皇帝である)が民主政や貴族政のそれを圧してはるかに優勢である。その頃のギリシア人にとって属州の総督は「僭主」であり (cf. Dio Chrys. XLIII 11)、皇帝の政治はそれとは異質のものと考えられたが、アリステイデースにあっても皇帝は僭主ではなく、真の君主として (Laud. Romae 90)、総督を監視する立場にあった (ibid. 32)。彼によればボリス市民の自由や民主政も皇帝の独裁政の保護下でのことであり、<sup>(3)</sup> それは「一人の最良の統治者」(ibid. 60)の徳性に依存しているのである。

ローマ皇帝を「市民・臣民の父」*Πατὴρ πολιτῶν καὶ ἀγορευόμενον* とみるとき (Chrys. Dio I 22 sq.)、君主政こそ「真の民主政」*δημοκρατία ἀληθής* 及び「確かな自由」*ἐλευθερία ἀσφαλής* のための最良の保証となる (Dio Cass. LIII 14, 4)。<sup>(4)</sup> 今や、ボリス市民はローマのために神に祈りおぼやかるべきである (Laud. Romae, 31; cf. Dio Chrys. III 52: *ἤθετρα scil. καὶ ἀγαπᾷ τοὺς ἄλλους ἀνθρώπους συμψέσειν τῆν αὐτοῦ πρόνοίαν, ὡς αὐτῶν τῆν ἐκείνων scil. θεῶν ἀρχῆν*)、<sup>(5)</sup> そのような状況の中に、ギリシア人に対してとられてきたローマの政策、即ち「指令された民主政」<sup>(6)</sup> の精神的な帰結が見出されるであろう。ギリシア人の都市が形式的にも自治的な共同体であることを止め——その一つの徴表は貨幣鑄造の停止である——、

ボリスとしての生存に終止符を打つまでには今しばらくの時間的猶余が残されていたが、<sup>(9)</sup> アリステイデースを最後にして、コイノンの立場から構成されたボリス市民的國家理念はそれ以上の創造的な発展を遂げることもなく、その終焉を迎えるのである。

註

- (1) D. Nörr, *aa.O.* 96, Anm. 188.
- (2) コイノンという語はその後も確かにたとえばマルクス・アウレリウス帝の著作 (*Eis eautou*) の中にも屢々見出される (D. Nörr, *aa.O.* 82, 102)。そして、帝自身もあのパンヘルネオンに無関心であったわけではない (J. H. Oliver, *op. cit.* 892)。しかし彼の時代にはヘドリアヌス帝下と異なり、ボリス連合のヘーゲモンとしてのローマという使命が強調されることもなかった (J. H. Oliver, *op. cit.* 892)。また、マルクス・アウレリウス帝は民主的な國家観(平等と言論の自由)とよく政府(をうけつた)とどうが、その内容は臣下の自由を守る王政であった (cf. M. Aurel. I 14: *καὶ πανταταὺν λαβεῖν πολιτείας ἰσοῦσθαι, κατ' ἰσότητα καὶ ἰσότητων διοικουμένων, καὶ βασιλέας τιμῶσθαι πάντων μάλιστα τῆν ἐλευθερίαν τῶν ἀρχόντων*)——vgl. M. Pohlenz, *Die Stoa*, 1948, 351 f.
- (3) G. J. D. Alders, *Die Theorie der gemischten Verfassung im Altertum*, 1968, 126.
- (4) C. G. Starr, Jr., *The Perfect Democracy of the Roman Empire*, *AHR* 58, 1952/53, 12 ff.
- (5) K. Latte, *aa.O.* 321.
- (6) J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History*, 108.
- (7) 皇帝に対するギリシア人の態度については W. Schubart, *aa.O.* 54-69 参照——ローマ帝政がヘレニズム時代の多くの遺産をうけつぎながら、君主(ローマ皇帝)の意志がそのまま法となった時でさえ、民衆の眼には法

の力を感ぜられたこと、即ち Caesar の裏で *lex* があつた民衆に感得をあたふことを論じて、民衆が君主に期待した種々の徳を、パピルス史料の中から拾ふにしよう。その主な J. H. Oliver, *The Roman Governor's Permission for a Decree of the Polis*, *Hesperia* 23, 1954, 163-167. 市民の姿勢(ポリスの自治を堅持しながら皇帝がローマの保護を求めた態度)として教えるものの多し——市民はポリスの評議会と民衆の決議(τὰς βουλὰς καὶ τοῦ δήμου κολὰς)と対する許可になく、支持(ἐπι-κρίσεις)をローマに求める——。くマニクス君の語に *paucis dymanicis kal rapāos* として用いられる(Ælian. *Var. Hist.* II 20 [Antigonos Gonatas]; *Polyb.* X 26, 2 [Philippus V])。ローマ帝政を認むべきハム

期に於ける仕事は *douleia eudēmos* (くローマノイキス帝[六一〇—六四一年]世の Theophylaktos Simokattes [I 1, 17]) といふこと(H. Volkmann, *Die Basileia als eudēmos douleia*: Ein Beitrag zur Wortgeschichte der *Duleia*, *Historia* 16, 1967, 156 ff.)。

(8) H. Bengtson, *Griechische Geschichte*, 541.

(9) H. Bengtson, *aa.O.* 542: das Ende der hellenischen Polis. 542年(Heruler)がエペソを占領した事、この事から、この 'civic center' としてアゴラの総称である(H. A. Thompson/R. E. Wycherley, *The Agora of Athens*, *The Athenian Agora* 14, 1972, Chap. 2 参照)。

結 論  
コイノンの発展のローマ的限界

## コイノンの発展のローマ的限界

東方ギリシア世界でのコイノンの理念の跡をその結末まで辿り終えた我々は、最後に、西方ラテン世界での同理念のあり方を、(一)ラティウム戦争までのラテ、イウム、(二)ラティウム戦争以後アウグストゥスまでのイタリヤ、(三)ローマ支配下の西方属州の諸地域の三者に亘って順次考察し、その運命を見定めて結論としたい。予めその経緯を述べれば、ギリシア人とは異なる民族の間にあってもエトノスの組織からコイノンの連合への発展があり、中には、代表制の会議だけでなく、総会(兵士の集会)を備えたものも現われるなど(イタリヤ国家の場合)、注目すべき達成があつたが、それらはすべてローマとの対抗の中で変質を余儀なくされ、原住民の組織はローマの領域統治の枠組に化する、ということになる。以下の論述は西方でのコイノンの発展のあとを追つて、詰るところ、そのローマ的限界を劃定することにならう。

### [一]

「古ラティウム人」の都市国家をポプルス(*populus*)と云う(Enn. Ann.

Frg. 24 = Varro, LL 7, 28: *prisci populi Latini*; Plin. III 61: *triginta populi Latini*)<sup>(1)</sup>。それらは相互に独立を保ちつつも、古来の種族的まとまりを特に祭祀の面で持ち続けた。即ち、アルバ山でのユーピテル・ラティアーリスの祭祀であるが、これは後の「ラティウム連合」*commune Latium* (Fest. p. 276, 24, 27; Dion. Hal. IV 45, 3, etc.: *τὸ κοινὸν τῶν Ἀστυῶν*)<sup>(2)</sup>の核となるものである<sup>(3)</sup>。祭祀を中心とする都市国家の連合はエトルスキの先例があり、ラティウム人は彼らから学ぶところがあつたであろう<sup>(4)</sup>。共和国第一年にローマでユーピテル・カピトリリヌスの神殿が奉獻されるが、これはその直前のラティウム人によるユーピテル・ラティアーリス神殿の奉獻に対抗して行われたものであつた<sup>(5)</sup>。ローマ共和国の主神殿と祭祀もラティウム人の共同の神殿と祭祀を前提として、それへの対抗の中から生れたのである。そのころローマは周辺の諸国家に勢力をひろげていたとはいへ——近隣の都市共同体(ガビイ、ボウイラエなど)と特別な関係を結び(Dion. Hal. IV 57)、それらの市民のうちローマへ移住したものをローマ市民として吸収し、市民団を強化した<sup>(6)</sup>、それでもラティウム人の一体性を無視することはできなかったのである<sup>(7)</sup>。



ローマ共和国の第一年(前五〇八／七年)はローマ(及びその同盟諸国)とカルタゴ(及びその同盟諸国)との間にそれぞれの勢力範囲を確定する条約が結ばれた年でもある(Polyb. III 22-25)<sup>(9)</sup>。この条約によって *Latini* の中でローマの同盟国 (*συνμυχοι = socii*) であったアルブス、アンティウム、ラーウィーニウム、キルケイ、タラキーナなどはカルタゴの侵略から保護されることになった。これら同盟国はローマに「従属していた」*συνήκοοι*、というから (*ibid.* III 22, 11) 戦時にはローマの指導下にあったと考えられる。ローマと関係をもたない(即ちローマのヘゲモニーを認めない——*συνήκοοι* でなく [*ibid.* III 22, 12]——) 同盟国については、これらのポプルスカルタゴが占領した場合、カルタゴはそのままローマに引き渡すことが取りきめられた。この時点でローマはティベル河口からタラキーナまで勢力をのびしていたといえるが、それはせいぜい沿岸地域だけのことであって、ラティウム全域でのローマの指導権には大きな限界があった。

その後まもなく(前五〇〇年ごろ)、ラティウムの諸ポプルスはネミ湖の森でディアーナ女神に神域と祭壇を奉獻し(アリーキアの所謂 *nemus Dianae* である)、「共同」に *communiter* とくに結集する<sup>(9)</sup>。このラティウム連合 (*commune Latium*) は官職者として *dictator Latinus* をもち、そのうえ、フェレンティーナ川の源泉を擁する森で *concilium populum Latinorum* を開く( Liv. I 50, 4; Dion. Hal. III 34, 3: *κοινὴ τῶν ἑθνῶν ἀγορά*)。加盟諸国に共通する事項を協議した (Fest. s. v. *praetor*: *populos Latinos ad caput Ferentinae quod est sub monte Albano consulere et imperium communi concilio administrare*)<sup>(9)</sup>。この連合は「トウ

スクラム、ラーヌウィウム、コーラ、ティールブル、ポーメーティア、アリーキアなどのほか、さきのカルタゴとの条約でローマに「従属」していたアルデアやポプルス・ラウレンスも含まれていた (Cato, *Orig.* II 58 *Lucum Dianium in nemore Aricino Egerius Baebius dedicavit dict(ator) Latinus. hi populi communiter Tusculanus Aricinus Lanuvinus Laurentis Coranus Tiburtis Pometinus Ardeatis Rutulus*)。

ラティウム連合のコイノンの結末はローマのラティウムでの勢力拡大の最大の障壁であった。これに対抗してローマは、個々の都市との同盟(=保護)という間接的な手段のほか、その後も近隣の都市の征服・吸収という方法によって支配の拡張をはかる<sup>(10)</sup>。まず貴族間の通婚関係 (*coniugium*) の存在していたアルブスを破壊し、アルブスの貴族 (*primores*) と平民 (*plebs*) をそれぞれローマのパトリキとプレブスとして吸収する (Liv. I 28, 8; 30, 2)。これに対してラティウム連合は前五世紀はじめにトウスクラムのマミリウスを指揮者にしてローマの伸長を阻止しようと戦う (Flor. I 11, 1: *omne Latium Manilio Tusculano duce*)。しかし、この戦争は前四九三年、ローマの勝利に終り、ローマとラティウム連合 (*Latini populi*) との間は *foedus aequum* が結ばれる (*Die Staatsverträge II*, Nr. 126: *foedus Cassianum*)。これによって両者の間に防禦同盟が形成されたが、その場合、注意すべきはラティウムの個々のポプルスではなく、*Latini populi* 全体が条約の一方の当事者となっていることである。それらは全体としてローマと戦利品を折半するのみならず、ローマと交替に最高指揮者を出すことが定められたのである(続いて前四八六年にヘルニキが<sup>(12)</sup>この *foedus* に加わり、以後、戦利品は平

等に三分されることになった[Die Staatsverträge II, Nr. 128]。この戦いのあとまもなく、アリーキアの森でのラティウム人の祭祀(*feriae Latinae*)はローマ人の管理下に入り、ディアーナ女神の神域もローマの 아우エンティヌス丘の、当時まだ市の境域外(*extra pomerium*)にあった場所に移される。<sup>(13)</sup>ローマとラティウム人の間の平等な関係が破られ、同盟軍の最高指揮権もやがてローマ人だけが握ることになる。

その後もローマは自国に貢献した外国人に市民権を賦与し(前四五八年のトゥスクルム人、L・マミリウス[*Liv. III 29, 6*]、ラティウム人をローマに吸収する方策をとり続ける。またローマは一部のラティウム都市の貴族にはパトリキとの通婚を認める。前四四五年にプレブスの指導者は「隣国人や外国人に与えられている通婚権を我々は求めているのだ」というが(*Liv. IV 3, 4*)、当時において通婚を許されていた隣国人や外国人とは異邦の貴族のことである。<sup>(14)</sup>国内でのプレブス層との摩擦をおかしてまでもラティウムの諸共同体の指導層をローマにひきつける政策がとられていたのであって、このことがラティウム連邦の結束を妨げる働きをしたことはいうまでもない。

前五世紀後半、ローマ人とラティウム人は外敵(ウォルスキやアエクイなど)からローマを守るため共同してコロニーの建設をすすめる(*Priscae Latinae coloniae*)。既存のラティウム都市がウォルスキの攻撃にあつて危機に曝された時、その地にローマ人・ラティウム人の植民者が派遣され、新たにコロニーが建設される(前四四二年、続いて同世紀末に向けてラビーク、ウイテリア、ウエリートラエの建設)。ラテン・コロニーの建設はラティウム人がローマ人と諮って決定するが、前者の主

導の下にすすめられたものである。<sup>(15)</sup>その上、新しく生れたコロニーは独立した国家の地位を保ちつつも、ラティウム連合に加えられる——植民に参加したローマ人はコロニー建設後ローマ市民の地位を喪失した——。

ラティウムの諸都市は、ラテン・コロニーをも含めて、それぞれ独立性をもち、ローマと個別に参戦の条約をさえ結ぶことができたが——そして、これこそローマがラティウム諸市を個々に自己の陣営に吸収できた理由である——、それでも、その市民は平時には他の加盟都市に定住でき、戦時には戦利品の共同の分け前に与れるなど、コイノンのメンバーとしての一体性をもち続けた。<sup>(17)</sup>そして、このことがラテン・コロニーを建設する際の共同行動の前提となっていたのである。<sup>(18)</sup>そのころローマが、既に述べた如く、戦時にラティウム連合の軍隊に対する事実上の上位指揮権を握っていたことは確かであるが、その実体をカトーは次のように伝える。即ち、「ラティウム連合(*nomen Latinum*)の指示によりローマは軍隊に指揮官(*imperator*)を送り、ローマ人はカピトリーウムの丘で鳥占いを行う。良い兆しがみえれば、ラティウム連合(*commune Latium*)が送った軍隊は、鳥占いになつた人物を *praetor* に迎える」というもので(*Orig. Frag. 58*)、ローマといえどもラティウム人との共同行為を余儀なくされていた、といわねばならない。その上、ローマ人も加わつて建設されたラテン・コロニーの市民団は、ラティウム連合の中で他のラティウム人の共同体と利害・感情を共にするにつれ、<sup>(19)</sup>ラティウムを外敵から守ると同時に、他方ではラティウニをローマから守るといふ方向に傾いたのである。

折しも、前三八九年のケルト人の侵入のあと、ラティウニとヘルニ

キがローマから離叛し (Liv. VI 2, 3; 10, 6; 27, 7)、ラティウムでのローマの覇権の脆弱性が露わとなった。また前三八五年にはラティウム人は、連合としてではないが、その若干の国々が個別にウォルスキを助けてローマに対抗した<sup>(20)</sup>。続いてラーヌウィウムが叛き(前三八三年)、ウェリートラエ、キルケイも反抗的姿勢をやめず、ローマに最も親しい同盟市のトゥスクルムでさえ、反ローマ陣営を裏面で援助しようとした<sup>(21)</sup>。その各でこのポプルスはローマのムーニキピウムとされ(前三八一年)、事実上独立を喪失する。同市の市民は自市の市民団に属すると同時にローマ市民団に吸収される(ローマの部族に編入)。彼らはローマ市民と同じ権利を行使できるが(民会への参加と官職への就任、ローマ人と通商・通婚<sup>(22)</sup>)、しかし、その反面でローマの軍団での兵役を強いられるので、ローマ市民権は、それを実際に活用できる富裕市民層はともかく、大部分のトゥスクルム人にとっては歓迎すべきものでなかった<sup>(23)</sup>。それは一種のシュノイキスモスによるローマへの同化であって、以後、ローマがラティウム連合の諸国及びその市民を個別に吸収する場合の有効手段となる。ローマ国内ではパトリキの閉鎖的な権限が除かれ(前三六七七年のリキニウス・セクスティウス法)、それに代ってノービレス階級が新しい支配層として登場するが、この新しい階級の中に、プレブス身分のノービレスとしてラティウム諸都市の貴族たちが数多く吸収される。まことに、ノービレス階級の生成はローマ・イタリア国家の形成と本質的に結びついていたのである<sup>(25)</sup>。

その間にあっても、ラティウム人のローマに対する戦いは続く。前三五八年のラティウム側の降伏も反ローマ陣営のすべてを含むもので

はない<sup>(26)</sup>。他方、ローマはサムニテスと同盟する一方(前三五四年)、エトルスキの諸市を破り、条約を結んで味方にひき入れる(前三五三/五年)<sup>(27)</sup>。ケルト人が又もや侵入し、ラティウム人の中にはそれと結んでローマに対抗するものも出たが、ローマは辛うじて防戦し、事なきを得た。当時のローマがラティウムで占めていた地位は前三四八年に締結された第二次ローマ・カルタゴ条約に窺うことができる<sup>(28)</sup>。そこではラティウムの諸都市が「ローマに従属していない都市 (Polyb. III 24, 5: *nótu tíva mh oúsan úrykeon* [Pauktors])」と「ローマに従属していないが、ローマと条約で結ばれている都市 (ibid. III 24, 6: *trivas, rpros óhs eláthyn mh éortu étyrartos* [Pauktors, mh únotárotovrai dé tr áirois])」の二つに分けられる。そして後者、即ちローマの上位支配権を認めた都市の中には *prisci Latini* のラーヌウィウムのほか、ラテン・コロニーのアルデア、アンティウム、キルケイなどが含まれていた。ローマは個別の条約で同盟国の網をひろげ、それらの一つ一つを、連合の存在を顧慮することなく、自国に繋ぎ留めたのである<sup>(29)</sup>。しかし、連合はローマへの抵抗を止めず、やがて、同盟国とされた都市の中にも、ローマへの繫縛からの自立を求めるものが出る——アンティウムの使節はラティウムの諸国をまわってローマへの参戦をけしかけた、と云う (Liv. VII 27, 5: *Legatos ab Antio circumire populos Latinorum ad conciciandum bellum*)<sup>(30)</sup>。

そればかりではない。事態は一層の展開をさえ見せる。リウィウスによれば、ラティウム人は、ローマ人も参加したラテン・コロニーをも含めてラティウムのコイノン復活させ、連合の最高官職者として二名のプラエトルを選んだという (Liv. VII 3, 9; Dion. Hal. III 34, 3:

οργανῶν ἀνορθότροπος)。その上、ラティウムのコイノン<sup>(32)</sup>は、ローマと *Latini* の対等の関係をもつべく、一つの国民 (*unus populus*)、一つの国家 (*una res publica*) の建設を働きかけた (*Liv.* VIII 5, 5)。それはローマ・ラティウム国家ともいふべきもので、ラティウム人はそれを、ローマのコンスルと元老院をばローマ人・ラティウム人の両者から (*ibid.* 5, 5: *ex utraque gente*) 平等に出す(コンスルの一人と元老院議員の半数をラティウム人から選ぶ)ことによつて、実現しようとした。即ち、ローマ人との間の *ισοτοκεία* (*Dion. Hal.* VI 63, 4) にもとづく連邦国家である。<sup>(31)</sup> しかし、このような構想は、勿論、ローマの受け入れるところとはならず、ラティウム人とローマ人の対立はいよいよ最後の局面を迎える。

前三四〇年、ほとんどの *Latini* がローマに対する叛乱に立ち上る。そしてこれには、ローマが建設したラテン・コロニーの大部分も加わったことが注目される (*Liv.* VIII 13, 12: *oppida Latina omnia*)。彼らはウォルスキ等の種族の支援を得て戦うが(ローマはサムニウム人と結ぶ)、結果はラティウム人とその同盟軍の敗北に終り、ラティウム連邦は解体を余儀なくされた。ローマがこの時ラティウムの諸都市に対してとつた方策は、征服した敵をローマ市民として受け入れるという、父祖の先例であった (*ibid.* VIII 13, 16: *votis exemplo maiorum augere rem Romanam victos in civitatem accipiendo?*)。つまり、(1)ローマ市民権 (*civitas Romana*) を賦与することによつてそれらをローマに吸収する措置であるが、(2)ラティウム、トウスクルム、フリーキア、ノーメントゥム、ラーヌウイウムなど、(1)そのうちのあるものに対しては *civitas sine suffragio*

のみを与えるにとどめた(フンディ、フォルミアエ)。勿論、(2)少数とはいえ従来通り自治を認められた *foederati* もあったが(ラウウィーニウム、コーラ、ティーブル、ブラエネステなど)、それらもお互いの間の通商と通婚、及び共同の集会を禁じられた (*ibid.* VIII 14, 10: *ceteris Latinis populis conubia commerciaque et concilia inter se ademerunt*)。②そのほかラテン・コロニー(アルデア、キルケイ、ネベタ、ノルバ、セーティア、シグニア、スートリウム)は、軍事上の保塁としての重要性から自治的独立を許され、ローマとの通商・通婚も認められたが、やはり相互の連合を禁じられた。<sup>(33)</sup> ラティウム人たちの連邦国家への志向に対抗して、ローマはラティウムの都市国家のそれぞれを相互の結びつきからきり離し、<sup>(34)</sup> 個々にローマに吸収ないし繋留することを強行したのである。かくしてラティウム連合は解体し、ラティウム人はローマ国家に組み込まれる。ラティウム連合の痕跡は「ラテン権」*ius Latinum* として存続し、この権利はイタリア人(そしての中には属州民)に対するラティウム人の優越的地位を保証する特権となるが、この故にラティウム人(特に諸都市での上層市民)は、以後、積極的にローマへの同化に努め、次項で論ずる如く、イタリア戦争に於いても彼らはイタリア人に与することなく、ローマとの一体性を保持しようとするのである。

註

(1) ウムブリアでポプルスと同義で *tuta* [= *tota* - 国民] や *trifu* [= *triflor* - 国土] という語が用いられたことは (Er. Meyer, *Römischer Staat und Staatsgedanke*, 3. Aufl., 1964, 16) キツンブの *stipos* の意味内容の発展と比較して誠に興味深い。ポプルスはデーモスと同様、何よりも国家の成

員の一柱を意味してゐる。故「カンペーニム人の許では *medicis tuiticus* とする。原語同義語がある (Liv. XXVI 6, 13: *meddix tuiticus*, qui *summus magistratus apud Campanos est*)—*tuiticus* は *tuta (umbr. civitas, populus)* の派生語で *publicus* の類 (vgl. S. Weinstock, *RE* XV 1, 1931, s.v. *Meddix*, 26 ff.)—— 彼のさうの同義語の存在を古記の註で用ひてゐた。

(2) A. Alföldi, *Das frühe Rom und die Latiner*, 1977 (engl. Originalausgabe: *Early Rome and the Latins*, 1965), 23. Dion. Hal. IV 49, 1 ff. 及び *Jupiter Latiaris* の祭祀に参加した共同体の数が四十二とある。この数については *ebd.* 16 ff. 参照。

(3) フンツ山の祭祀には全ラティヌム人 (Liv. I 52, 2 sq.: *omnes Latini*) の参加が前提とされてゐた (A. Alföldi, *aa.O.* 26 ff., 30 ff. 参照)。

(4) A. Alföldi, *aa.O.* 27. イタリアの地元のローマ人の最初の痕跡はエトルスキの二の部中國家の統合 (XII *populi Etruriae*) である。これはエトルリアにだけなく、エトルスキの進出したポエー河地域におけるカンペーニムにも認められる。この種合は一種のインストラクティヴな結合の集合が毎年春にマケドニア女神の神祕に開かれ (Liv. IV 23, 5: *ut ad Voltumnae fanum indiceretur omnis Etruriae concilium*; Dion. Hal. III 59, 4: *συνοδείατες εις μίαν θρησκείαν... ἐθνηλατῶν*) され、同地を代表 (πρωτοπόρος) が推挙される。その内容ならびに明らかでないローマ人のローマに於ては、その内容 (A. Alföldi, *aa.O.* 27 ff.; H. Bengtson, *Grundriss der römischen Geschichte*, 1967, 34) 全体を述べた。H. Bengtson, *Grundriss der römischen Geschichte*, 1967, 34) 全体を述べた。H. Bengtson, *Grundriss der römischen Geschichte*, 1967, 34) 全体を述べた。H. Bengtson, *Grundriss der römischen Geschichte*, 1967, 34) 全体を述べた。

中の一人が連合を代表し、集会を主宰する (A. Alföldi, *aa.O.* 169) される。イオニア人のローマ人の長は *baarlet's rov Tavov* と相対する (H. Bengtson, *aa.O.* 34)。

(5) M. Gelzer, *RE* XII 1, 1924, s.v. *Latium*, 948 ff. は同神祕の語の關係を同地、*Diana Nemorensis* の神祕 (ローキム) に *Diana Aventinensis* (ローマ) の神祕の語 (後知) と見做す。A. N. Sherwin-White, *The Roman Citizenship*, 2. ed., 1973, 14 は *Diana Avenit.* の祭祀を *Diana Nemor.* のそれの rival cult と考へる。世襲を主張せられた神の存在。

(6) M. Gelzer, *aa.O.* 950. 史料はローマ周辺の都市國家の關係を *laoro-Arreia* とする。これは、同國の市民の關係は貴族間の *comitium* で始まつたのである。全面的な市民権の共有ではない。

F. W. Walbank はローマの發展の方式を「インキスモス (the form of straightforward synoecism) への同盟締結 (a relationship based on specific foedera) の二つに分け、前四九三年のラティヌム諸市との条約締結 (後知) 以後者が前者と区別された」とする (Nationality as a Factor in Roman History, *HSCP* 76, 1972, 151)° 前者が方法として用ひられたのは、ローマの発展自体がインキスモスであった—— p. 152) 次に述べる前五〇八年のカルタチムの条約の内容はローマの同盟國が登場することからみて、後者の方法が早くから用ひられていたと思われる。

(7) 王政下で既にラティヌム人全体がローマの *utrykor* であった」とする。これは「年代記」史家の改竄を基つてののである。この点については A. Alföldi, *aa.O.* 95 ff. 参照。

(8) この条約については vgl. H. Bengtson, *Die Staatsverträge des Altertums* II, 1962, Nr. 121 (R. Werner)。

(9) Vgl. A. Alföldi, *aa.O.* 34 ff.

(10) この連合の組織については A. Alföldi, *aa.O.* 36-43 について。 *dictator Latinus* の存在は各ポブルスに王政が廃止されたことを示す (M. Gelzer, *aa.O.* 953)° マケドニア人のローマ人の再生が各ポブルスにの個人主義の廃止を前提としたことと比較される。 *commune Latium* が単なる同盟ではない、それ以上のものとして記述される。

(11) この点で、ラティヌム連合の個々の都市國家の中にはラティヌムのよう「連邦の方向への發展 (Bundesstaatliche Entwicklung) に加わりながら、他面はローマと同様、近隣の共同体を従属させ、自市の領域を拡大して統一國家を築く努力 (einheitsstaatliche Bestrebungen) を行った」のである (M. Gelzer, *aa.O.* 954)°

(12) 彼等は「ラティヌム人と同様」全くローマの集合 (Liv. IX 42, 11: *concilium populorum Hernicorum omnium*) を「毎年」集會場 (議

- 技場「circus」に集合——これに関する史料の初出は前四世紀後半であるが、この制度はそれ以前に溯る (A. Alföldi, *a.a.O.* 30)——。また「ほかでサゴニー」ウォルスキ、サムニータスなども毎年、集会を開いて宗教的・政治的事項を協議した (*ibid.* 30; cf. Dion. Hal. VIII 58, 1: *ἀλλὰ τὸ ἐθνος ἕκαστον εἰς τὸν ἐπισημοῦν ἀγορῶν συναγέσθαι, εἰς ἣν ἕθνος ἦν ἀπὸ τοῦ, ὅτε περὶ τῶν μεγίστων βουλευσέσθαι μέλλοιεν ἐπὶ ἀπὸ τοῦ τοῖσιν προποιοῦσιν ἀποστέλλειν*)。
- (13) A. Alföldi, *a.a.O.* 84f.
  - (14) M. Gelzer, *a.a.O.* 947.
  - (15) E. T. Salmon, *Roman Colonisation Under the Republic*, 1970, 40-42.
  - (16) E. T. Salmon, *op. cit.* 41.
  - (17) A. Alföldi, *a.a.O.* 346.
  - (18) A. Alföldi, *a.a.O.* 346.
  - (19) E. T. Salmon, *op. cit.* 45. 前三四〇年ローマとラティニアが戦った時(後述)後者の指導者たちはラテン・コロニーの出身者であった。
  - (20) A. Alföldi, *a.a.O.* 357 mit Anm. 352.
  - (21) A. Alföldi, *a.a.O.* 357.
  - (22) E. T. Salmon, *op. cit.* 49.
  - (23) ャンクストムでの事情については A. Alföldi, *a.a.O.* 338f. 参照。
  - (24) E. T. Salmon, *op. cit.* 49: an original type of synoecism.
  - (25) M. Gelzer, *a.a.O.* 962——ラティニヤ人の *bundesstaatliche Tendenz* と反対に、ローマは彼らを自らの Einheitsstaat に同化せよという「その指導層を自国に吸収する」ことによって彼らの抵抗力を殺した——。
  - (26) この間の経過を vgl. A. Alföldi, *a.a.O.* 358.
  - (27) タルキイニイ、フムレリイ、カホレとの間に条約を結ぶ。カホレはローマの同盟国 (*socius*) となり、おもなくその市民は *civitas sine iure suffragii* が与えられる。この *ius comitii* と *ius commercii* は享受するものの、トリプスへの所属を認められない(それゆゑ投票権を与えられない)又、官職にも就任できな(ローマ市民 (*cives sine suffragio*) が生れたのである。おきのトウスクルムをムーニキピウムの第一類型とすれば、これはムーニキピウムの第二類型であり (E. T. Salmon, *op. cit.* 49) 第

一類型と共に、以後、ローマが諸共同体を吸収する際の最大と武器となる。ムーニキピウムの両類型については、後述(註32)参照。

- (28) Vgl. H. Bengtson, *a.a.O.* Nr. 326 (R. Werner).
- (29) A. Alföldi, *a.a.O.* 360f.
- (30) A. Alföldi, *a.a.O.* 361.
- (31) この点の経過を伝えるリウウスの記事の信憑性については M. Gelzer, *a.a.O.* 962——同盟市戦争時代の事情の混入したものとみて一蹴すべきではなく、前三八九—三三八年の史実を含む——。
- (32) (1) はそれぞれムーニキピウムの第一、第二類型である。ムーニキピウムは独自の外交を企てることも、独自の軍隊をもつことも許されず、その市民はローマ人司法官 (*praefecti iure dicundo*) の裁判に服し、ローマ軍への兵役登録やローマ軍維持のための貢税 (*tributum*) を免れなかった (E. T. Salmon, *op. cit.* 49)。その点で (2) に劣っていたといえる——(2) は共に外交権を欠くが、独自の軍隊をもち、ローマの求めに応じて参戦する (*ibid.* 50-52)——。
- (33) E. T. Salmon, *op. cit.* 51f.
- (34) ラティウム人はアルパ山でのユーピテル・ラティアリスの祭祀とラーウィーニウムでの毎年の供饌を挙行していたが (A. Alföldi, *a.a.O.* 333)ローマは今やラーウィーニウムでの祭祀からラティウム諸都市を締め出す。ラーウィーニウムでの連邦の祭祀については A. Alföldi, *a.a.O.* 258-241 参照。

二

ラティウム戦争の結果はラティウム人だけでなく、それに参加したウォルスキやカムパーニア人にも及び、彼らの都市が *civitas sine suffragio* をもつ *municipium* とされたが、この方式はやがてサビーニヤピケルヌム人などの被征服民に適用される。それと並行してコロニー

の建設も続けられる。内容は依然としてラテン・コロニーが主である。市民コロニーも始まったが、まだ後年(前二〇〇年以降)のように大規模にはない。当初の市民コロニーは海岸の歩哨のため、或いは艦隊の代用として設けられたものであって、市民に土地を供給して自治的な共同体を営ませるものではない。市民団の一部が分離した共同体をつくることから来る困難がまだ大きく感じられたのである。<sup>(1)</sup>これに対してラテン・コロニーの建設は積極的で、まずカレースが本来のラティウムを越えて更に東南の地(Latium Adiectum)に建設され(前三三五年決議、翌年実施)、七つの、前三三八年以降も自治的独立を認められたラテン・コロニー(既述)と同じ地位に置かれる(vas Latinumの成立)。やがてサムニテスとの戦争でラテン・コロニーはその最盛期に入る。続いてフレゲラエ、ルーケリアの建設と進み、第二次サムニウム戦争のあとサムニテスをエトルスキ、ウムブリ、ガリア人から切り離し、サビーニ、アエクイ、マルシ、パエリীগニ、ウエステイニを監視するためソーラ、カルセオリが建設される。アルバ・フーケンス、ネクイーヌム(ナルニア)の建設もその頃である。

さて、ラティウムを越えてローマが今や対峙することとなったイタリアには多くの、而もローマより古い起源をもつ都市国家さえあり、<sup>(2)</sup>それらはローマと同盟(Foedus)の関係を結ぶが、自治的独立のローマによる侵害は許さない。<sup>(3)</sup>このようなイタリアの諸都市とローマとの間の潜在的な対立にも拘らず、外からの、カルタゴやガリア人の圧迫はローマを含むイタリアの住民の間に共通の利害を意識させ、イタリア半島にローマ人(Romani)、ラティウム人(Latini)、同盟市民(Socii)よ

り成る「ローマ・イタリア防禦共同体」ともいうべきものを生む<sup>(4)</sup>。それはローマが国内での身分闘争に終止符を打ち(前二八七年)、やがて地中海での覇権をめぐってカルタゴとの戦争に入ろうとする頃であった。これよりローマは外での戦争と並行して内でのラティウム人、イタリア人との結束を迫られる<sup>(5)</sup>。それは前者と同様に困難な課題であった。実際、第二次ポエニ戦争に比して、イタリアに影響するところが少かったといわれる第一次ポエニ戦争でも、イタリア人の中にはローマの指揮下で戦うことを潔しとしないものがいた<sup>(6)</sup>。これに対してローマは市民を中部イタリアに植民したり——そのためにクイリーナ、ウエリーナ両部族を増設(前二四一年)——、ラテン・コロニーを建設したりして(スポーレイトゥム)、ローマの勢力の安定化を図る。それは第一次ポエニ戦争の退役兵を定着させる必要からだけでなく、ファリスキの反抗(たとえばファレリイ市の叛乱を抑えるためであった<sup>(7)</sup>)。しかし、このようなローマの努力もすぐに実効をあらわしたわけではなく、イタリア人の間にローマ人との一体感が生れるのはまだ暫くのちのことである。両度のポエニ戦争の中間期にイタリア人がローマに協力してガリア人に対抗したのは(前二二五年)、ローマへの忠誠の故というよりは、イタリア人自身の直接の利益を守るためであった(Polyb. II 23, 12; 31, 7)<sup>(8)</sup>。また、カンナエの戦い(前二二六年)ののち、ラティウムの各都市の代表二名に市民権を与えて元老院に加えることも考えたが(Liv. XXXIII 22, 46)、これとても、ローマが各都市の有力者に終身、元老院議員としての地位を保証することで、それらの市へのローマの影響力拡大を目指したものであって、代表制(それらの市が一定任期の代表を派遣する制度)

による連邦への志向とは無縁である<sup>(9)</sup>。ラテン・コロニーに限っていえば、それらとローマとの関係はむしろ険悪でさえあった。カンナエの戦い以後、南イタリアのムーニキピウムや同盟市が離叛した結果、兵士の補給は主にラテン・コロニーに求められたが、ローマへ移住する市民の増加で、ただでさえ兵士数が減少し、自市の防衛にも支障を来していたアルデア、ネペタ等の一二市は兵員の提供も戦費の支払いも拒んだのである<sup>(10)</sup>。そして、その後、ハンニバル戦争の時に過重な貢税 (*stipendium*) を強いられたラティウム人はその負担を嘆いていた (Liv. XXVI 9; XXIX 15, 9)<sup>(11)</sup>。

しかし乍ら、第二次ポエニ戦争の帰結がイタリア人の意識に与えた影響はことのはか大きなものであった。前一九三年にはシシリアの都市の住民が自らのことを、その市の市民としての呼称を用いずに、「イタリア人」*Italici* と呼んだ例が見出される<sup>(12)</sup>。一方、ローマ人もイタリア人を他の民族から区別し、彼らがローマ人と協同して戦った歴史を記念しようとする<sup>(13)</sup>。その上、ローマの門閥がイタリア人の上に及ぼしていた保護関係の滲透は (Suet. Tib. 2, 2: *Italiam per clientela occupare temptavit*)、ローマとイタリア人の関係を益々緊密にしたが、それにつれて、両者の間の市民権の格差が今や問題となる。前二世紀初頭から大規模に遂行される市民コロニーの建設もローマ市民権が他のイタリア人に対してもつ意味を一層きわ立たせるであろう。前一九五年にラテン市民権をもつヘルニキの一部のもの (フレレンティウムへの植民参加予定者) はローマ植民市でローマ市民として登録されることを求める (Liv. XXXIV 45)<sup>(14)</sup>。また、ラティウム人は「移住権」*ius migratio-*

*nis* を利用してローマ市民権を得ようと努めた (前一八七、一七七、一七二年)。そして、ローマ市民権の魅力がひきおこすローマへの恒常的流出はラティウムとイタリアの指導層を困惑させるような事態をさえ招いた<sup>(15)</sup> (Liv. XXXIX 3; XLI 8sq.; XLII 10, 3; cf. XXXIV 56, 5sq.)。成程、イタリアの有力者層 (*Principes Italicorum populorum*) は「公有地」*ager publicus* の利用を許され、また属州での通商を認められるなど、ローマの海外支配で利益を享けていたことも事実で、彼らが満足していた限りでは、イタリア人がローマに背くことはなかった (*consortium imperii* の成立)<sup>(16)</sup>。しかし、ヌマンティア (前一五三年) で戦ったローマ側の軍隊では、同盟市軍が一番危険な場所を受け持たされるなど、軍事参加義務にまつわる種々の不満は着実に鬱積しつつあった。それに加えてローマの官職者 (*magistratus*) がその無制限の命令権 (*imperium*) をイタリア人の上に、時には彼らの官職者の上にさえ、恣意的にふるって圧迫するに及んだ。この点での被害はラティウム人の都市でも変りはない。かくして、ローマ官職者による命令権の濫用からの保護がラティウム人・イタリア人の最も切実な要求の一つとなるのである。そればかりではない。第二次ポエニ戦争以来、イタリアではラティウム人が進んだ結果、兵士としてローマ・イタリア防禦共同体を支えていた農民が土地から追われ、国家の存立にも関る憂慮すべき事態を招いた。ここに於いて、イタリアの問題がローマの一部の貴族の真剣な関心事となる。富裕者による土地兼併に抗して中小農民の没落を防ぐこと、即ち放牧者 (*Pastores*) に対して耕作者 (*aratores*) を守ること (cf. Dessau 23) が緊急の課題となっていた<sup>(17)</sup>。ティベリ



ウス・グラックスがスペインへの途次エトルリアで目撃したものは、ラティイフンディアによるイタリア侵蝕であった( Cf. Plin. N. H. XVIII 6, 36)。イタリアに住む狼でさえ寝倉をもつのに、イタリアの戦士には依るべき土地もないのか( Plut. Ti. Gr. 8, 7; 9, 6) というティベリウスの慨嘆こそ彼をして改革に踏み切らせる動機であった。公有地の占有を五〇〇ユーゲラに制限した土地法が、同盟諸市によって占領された土地にまで適用されようとした時(前一一一年)、同盟諸市の有力者層とローマとの対立が表面化する。前者はスキピオー・アエミリアヌスの支持をとりつけ、味方につける。ローマのノービレスがプレブスに対抗するためにイタリアの諸共同体( Cf. Sall. B. J. 42, 1: socii ac nomen Latinum)の有力者と依存関係を結ぶのは、このスキピオー以来のことである。<sup>(18)</sup>

イタリアの有力者たちは彼らが占有している公有地の再分配に反対していたが、その主張の撤回とひきかえに、前一二五のコンスル、Q・フルウィウス・フラックスは同盟市の住民(都市ではなく個人)への市民権の拡大あるいはプロウウォカーティオーの権利の賦与を提案した( App. B. C. I 34, 152; Val. Max. IX 5, 1)。ここに土地の問題が市民権のそれと結合する。フラックスの提案はうけ入れられなかったが、その後まもなく(前一二二年)、護民官ガイウス・グラックスが同種の提案を行う。それはラティウム人にローマ市民権を、イタリア人に投票権(三五トリプスでの)を与えようとする内容であった。<sup>(19)</sup> この提案に対してコンスルのファミウス( C. Fannius)は反対演説( Cic. Brut. 26, 99: unam orationem de sociis et nomine Latino contra C. Gracchum)を行いつつ

ファミウスは、ラティウム人に市民権を与えた場合、集会や祝祭行事で彼らがローマ人を圧倒しないかと怖れる( Jul. Victor 6, 4 = Fannius, ORF's Frag. 3) <sup>(20)</sup> 結局、同僚護民官ドルススの veto により投票に付されずに終わった。当時イタリア人が窮極的に求めていたのはかつてのように各都市での自治ではなく、むしろローマ市民権であり、<sup>(21)</sup> 具体的には投票権( ius suffragii)である。これを求めるイタリア人に対してローマは政治活動を禁止しようとする(前九五年の Lex Licinia Mucia de civibus regundis)。

ここに於いてイタリア人は、投票権ばかりかローマで抗議する権利さえも拒否されたことを知り、叛乱へと大きく傾くのである。<sup>(22)</sup> しかし、叛乱に踏み切る一歩手前で同盟諸市の指導者層はローマの政治家の理解に期待をかける。グラックス改革期にイタリア人に同情を示したスキピオー・アエミリアヌス( App. B. C. I 19)と同じ役割を L・ドルスス(前出のドルススの子)が演じる。彼はノービレスの支持を背後にもつ保守的な立場にあり乍ら、他面ではイタリア諸都市の有力者層のパトロヌスとして彼らと深く関係し、イタリア人の総意を一身に体现するところがあったが( Flor. II 5, 1: totiusque Italiae consensu) <sup>(23)</sup> 今や両者は市民権の獲得を目指す「誓約」coniuratio によって結束を固める( Diod. XXXVII II: ἑσχεύον; Auctor de vir. illustr. 12: vota pro illo per Italiam publice suscepta)。しかし、前九一年、イタリア人への市民権賦与を内容とするドルススの法案が否決され、彼らの期待が裏切られた時、遂に、イタリア人の一部はローマから離叛する( Liv. Per. 71: irati Italici defectionem agitare coeperunt)。尚、ラティウム人は、上にも触れたように、その有力者層( principes)が享受していた特権の故に

叛乱に加わらない。

ローマに背いたイタリアの都市の支配層は「会議」を開き、「誓約」を交してローマと戦う (Liv. *ibid.* 71: eorum coetus coniurationesque et orationes in consiliis principum)。一部とはいえイタリア人の意志が、ローマの政治家を通じてではなく、お互いの間での盟約 (coniunctio) のかたちで直接に表明されたのであって、その向うところはローマ国家への参加とは逆に、独自のイタリア国家を形成することであった。<sup>(24)</sup>

彼らはコルフィーニウムに中心市「共同のポリス」(κοινή πόλις) を定め、それを「イタリア」と呼ぶ。それはマルシ族をはじめとする諸種族の連合であり、連合発行の一貨幣 (將軍 Q・ポッパエディウス・シーロを描いたもの) に施された浮彫では八名の兵士がお互いに誓約を交している。貨幣の発行自体が連合の国家としての性格を内外に明示するものであるが、そのいくつかにはイタリアを象徴させるべく、VITELLIVS (Italia) の文字と共に牛の絵——イタリアは牛の国といわれる——が描かれている。<sup>(25)</sup> そして、連合は国家としての機構を整える。官職者は二名のコンスルと一二名のプラエトルである。評議会 (κοινή σύγκλητος) は五〇〇名から成り (Diod. XXXVII 2, 5) その中から構成された委員会が国政の実際上の運営 (軍隊の指揮を含む) に当った (Diod. XXXVII 2, 5: περί τῆς κοινῆς διοικήσεως)。とりわけ注目すべきは総会 (兵士の集會) をそなえていたことであって、総会を開催するための「広場」forum も設計され (Diod. XXXVII 2, 4: ἀγορὰν εὐμεγέθυον καὶ βουλευτήριον καὶ τὰ ἄλλα πρὸς πόνεμον ἀπόδουος ἕκαστα) きた総会がコンスルを選出したのである。<sup>(27)</sup> われわれはここで δημοκρατίας の理念を認めると共に、πανδημία

に基底を置くコイノンを見出すであろう。それはコイノンの連合の例としては、先のラティウム連合に比して、総会が機能していた点で一層ギリシアの原型に近いものであった。

一方、ローマ人はイタリア人の連合を解体して自国に吸収するため、軍事的な制圧と並行して市民権賦与の方法を活用する。すでに前九〇年にラティウム人全体、及びローマに忠実であった同盟市に市民権が与えられ (Lex Julia de civitate Latinis et sociis danda) 前八九年にはポー河以南の都市で六〇日以内に降伏したものはローマ市民権を賦与するなど (Lex Plautia Papiria) ローマ人の打ち出す巧妙な政策は次第にその効果をあらわす。反面、同盟市戦争がイタリアに残した傷痕は確かに深いものであった。サムニテスはローマ「イタリアの自由の強奪者」 raptores Italiae libertatis [Velleius II 27, 1] に長く敵意を懐き続け、また、攻囲、殺戮、没収のくり返されたエトルリアの都市の中には、前八〇年まで抵抗を止めないものもあった (Liv. Per. 89)。<sup>(28)</sup> しかし、イタリアはローマによる統一の中に利益を見る方向にますます傾く。ローマの海外支配のもたらす恩恵に与るといふ、共通の利益によるばかりでなく、言語や生活様式の上でも、イタリア人との一体性が強まる。<sup>(29)</sup> そして、イタリアが municipia et coloniae で言いかえられるのもこの頃である。<sup>(30)</sup> 但しイタリアと同義に用いられるこの表現が、イタリアの立場とは全く逆に、ローマ——詳しくいえばローマでの投票権の有無——を基準にしたものであるという事実の中に時代の趨勢を察することができようであろう。

イタリアの都市の自治意識がそれ以上の成育を見ず、ローマに飲み

込まれたとはいえ、イタリアの *municipia et coloniae* の指導者層の動きがローマの政治に何らかの影響を与えたことも事実である。カテリナーナの支持者にイタリアの都市の有力者たちが多く含まれていた (Sall. B. C. XVII 4: *multi ex colonis et municipiis, domi nobiles*)。キケロの亡命からの帰国に大きな役割を果たしたのもイタリア諸都市での支持決議であった (Cic. *Red. sen.* 39: *cum me ... Italia cuncta paene suis humeris reportavit*)<sup>(31)</sup>。しかし、その間にあってもローマによるイタリア諸都市の劃一化は着実に前進し、ムーニキピウムの機構 (*III viri* 制) がローマのコロニアの機構 (*II viri* 制) に同化しつつあった<sup>(32)</sup>。諸都市国家の多様な世界からローマにすべてが収斂する一元的な世界へとイタリアは変容するのである。カエサルが元老院議員の数を増した時にも、諸都市の発言権を国家の機構の中に組み込むという意志は全くなかった<sup>(33)</sup>。各都市民 (*municeps*) は現住の都市とローマの二つの祖国 (*Patria*) をもつのだ、と *De leg.* II 2, 5: *unam naturae, unam civitatis*)、また、ムティナの戦い(前四三年)でアントーニウスに対抗して *consensus Italiae* を宣言したキケロにも、元老院を諸都市の代表市民で満すこととは思い及ばなかった<sup>(34)</sup>。彼にあってはローマ共和国の問題は *res urbanae* であって、その国家理念も *urbis* の枠を越えることはなかった<sup>(35)</sup>のである。

古くからアルプスはイタリアの城壁とみなわれ (Cato *Frug.* 85 Peter: Liv. XXI 35, 8; Cic. *Phil.* 5, 37)。ガリア・キサルピーナはイタリアのアクロポリスといわれてきたが (Plut. *Cato minor* 33)、前四九年にアルプスの此方、ポー河以北のイタリア人 (*Transpadani*) にローマ市民権

が拡大されると、*municipia et coloniae* としてのイタリアが愈々完成に向い、ローマ人とイタリア人が同じ共同体に帰属するという感情はますます強くなる。前四四年にキケロはガリア・キサルピーナを「イタリアの華」とよび (Cic. *Phil.* III 13: *est enim ille flos Italiae, illud firmamentum imperii populi Romani; cf. ibid.* VIII 27: *Gallia togata*)、同地方から出てまもなく詩人として活躍するウァルギリウスは「*Romanus* と *Italicus* を同じ意味で用いている<sup>(36)</sup>。オクターウィアヌスが権力を握ったのもこのような感情を背景としていたのであって、東方の住民と誓約で結ばれたアントーニウスとの間の戦い——それはあくまで「私闘」*inimicitiae* である——に勝った彼に一種の正当性の装いを許したのもイタリア人との共闘であった (*Res Gestae* 25: *irravit in mea verba tota Italia sponte sua et me belli quo vici ad Actium ducem deposcit*)<sup>(37)</sup>。

「ローマ革命」の経過の中の、右のようなイタリア人の動向を見る時、イタリアの各地に自己の軍隊の退役兵を定住させてコロニアをつくったアウグストゥスが、それらの市参事会 (*decuriones colonici*) をしてローマの高級官職者 (*magistratus urbici*) の選出に与らせようとした意図も理解できよう。彼は市参事会がそれぞれ現地でローマの官職者候補について投票し、それを封印してローマに移送するという方法を考えると共に、これによってイタリアの都市にローマと同じ権利と威厳を与えようとした (Suet. *Aug.* 46: *Italianam ... etiam iure ac dignatione urbi quodam modo pro parte aliqua adaequavit*)、とうとうのびるが、この計画がたとえ実行されなかったとしても、アウグストゥスが統一されたイタリア(そこではローマはその一部であって、すべてではない)を脳裡

に描いていたことを確認するものであろう。<sup>(38)</sup>

とはいえ、アウグストゥスが回復したという「共和政」(所謂 *res publica restituta*) はあくまでもローマの国制であって、イタリアのそれではない。民会はローマのプレブス (*plebs urbana*) の集りであって、イタリア人の総会ではなく、元老院は、繰り返す通り、ローマの元老院であって、イタリア都市の代表の集会ではない。アウグストゥス自身、イタリアで前二三年には護民官としての権限 (*tribunicia potestas*) しか手にしていなかったが、前一九年からはそのイムペリウムを属州ばかりでなくイタリアでも行使しはじめ<sup>(39)</sup>。ここに生れた秩序はローマからイタリアの上に課せられたものであって、イタリア人の意志に発する体制ではない。このような帰結はローマ人の立場から見れば自然の成り行きであつても、イタリア人の見地よりすれば、そうではない。それは、イタリア人の世界でのコイノンの発展を阻んでローマが到達した帰着点であつたといわねばならない。

註

- (1) E. T. Salmon, *op. cit.* 16.
- (2) R. Syme, *Roman Revolution*, 1939, 82f. ラティウム戦争でローマはラティウムを征服したとはいえず、カムパニアやエトルリアには有力な都市国家があり (A. N. Sherwin-White, *op. cit.* 39) 東地中海の通商でもそれらの国々がローマの先輩であつた。
- (3) ローマと *foedus aequum* の関係を結んだが、*foedus iniquum* の関係 (ローマの外交に追随し、ローマに軍隊を提供して *maiestas populi Romani* に従う) になつてから、自治的な姿勢は維持してつた (A. H. McDonald, *Rome and the Italian Confederacy*, JRS 34, 1944, 12°).

- (4) H. Bangson, *Grundriss der römischen Geschichte*, 71: die römisch-italische Wehrgemeinschaft. これは裏からみれば連邦制(なりし代表制)の問題である。ローマとして連邦制(なりし代表制)政府は前一世紀で懸案となつたが、課題としては前三四〇年以來存在してつた (cf. J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History*, 1955, 129°).
- (5) 前二六九(又は二六八)年のローマ最初の銀貨にはネミ湖のディアーナ女神(ラティウム人の守護神)が描かれ、ラティウム人への配慮がうかがえる (A. H. McDonald, *op. cit.* 11f.)°
- (6) E. T. Salmon, *op. cit.* 65, n. 89.
- (7) E. T. Salmon, *op. cit.* 65.
- (8) P. A. Brunt, *Italian Aims at the Time of the Social War*, JRS 55, 1965, 100.
- (9) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 130.
- (10) E. T. Salmon, *op. cit.* 89. この時期のミナン・コロニーの分類(ローマとの関係の三種類)のたゞつは A. H. McDonald, *op. cit.* 12 参照。
- (11) P. A. Brunt, *op. cit.* 102.
- (12) P. A. Brunt, *op. cit.* 100.
- (13) P. A. Brunt, *op. cit.* 100.
- (14) リンヤンスのこの記事をみると、ローマ植民市に参加したラティウム人はローマ市民にならなかつた、というのが定説である(たとへば E. Kornemann, *RE* IV 1, 1900, s.v. *Coloniae*, 571f.)° しばしばつづいて R. E. Smith, *Latins and the Roman Citizenship in Roman Colonies*, JRS 44, 1954, 18-20 疑問を挟むが、しばしばは定説に従つた。
- (15) P. A. Brunt, *op. cit.* 90——フラックスの提案(後述)の二〇〇年も前、既にイタリア人の中の或るものは自市での自治的生活に固執せず、むしろローマ市民の地位の方を求めようになつてつた——。
- (16) E. T. Salmon, *The Causes of the Social War*, *Phoenix* 16, 1962, 108; P. A. Brunt, *op. cit.* 98. ローマが前二世紀はじめにイタリア諸都市に及ぼした諸政策は、ローマとイタリアの貴族層の共通の利害に一致

』(A. H. McDonald, *op. cit.* 14, 33 参照)。

- (71) ローマ國家の基礎を説くことなる書著者の名 (E. Kornemann, *Römische Geschichte* I, bearbeitet von H. Bengtson, 5. Aufl., 1964, 45: Bauern-Rom) 有する書『pecuarii (Liv. X 47)』に於ける有田地主 (occu-patio agri publici) の記述に、前記の世説に於けるトニシテ、トニシテが種族を分けていふことなるを説き及ぶものなり。又、その『シムリノ』の奴隸叛乱を契機として、中小農民の解体にローマに於ける其の危機があらはれ、一層明確になつたのである (F. Münzer, *RE* II A 2, 1923, s.v. Sempronius Gracchus, Nr. 47), 1376)。此『トニシテ』の田舎に於ける『euandria』に於ける P. A. Brunt, *The Army and the Land in the Roman Revolution*, *JRS* 52, 1962, 74 参照。
- (81) R. Syme, *op. cit.* 285。

備

接

- (91) K. Meister, Die Bundesgenossengesetzgebung des Gaius Gracchus, *Chilon* 6, 1976, 113-125。
- (92) Vgl. K. Meister, *a.a.O.*, 114。
- (12) P. A. Brunt, *JRS* 55, 101。
- (92) E. T. Salmon, *op. cit.* 113。
- (93) R. Syme, *op. cit.* 285. 『トニシテ』 Q. Poppaedius Silo (後項) の友人に於ける (Plut. *Cato minor* 9)。
- (72) F. W. Walbank, *op. cit.* 152: the first evidence of anything like the concept of an Italian nation was inspired not by Rome, but by the opposition movement culminating in armed rebellion。
- (95) 回國世襲軍団の組織に於ける E. A. Sydenham, *The Coinage of the Roman Republic*, 1952, 89-95 参照。
- (95) 諸種各々の貨幣に於ける H. D. Meyer, Die Organisation der Italliker im Bundesgenossenkrieg, *Historia* 7, 1958, 55-77 参照。
- (27) 總合(兵士の集合) 及びその組織トシテローマの公共建設物 (*Boolevtrypov* 及び) に於ける H. D. Meyer, *a.a.O.* 77-79 参照。此『トニシテ』の田舎に於ける種族に於ける cf. Str. V 241: *kal évrastha* (ie. in Italia-Corfinium) *th' rōs ouvenouévous tōpōlitarres* (scil. oi 'Itraliō-

tal) *kal yevorov hōarres étrōous kal arparytōs*。

- 』のローマ國家の強さを E. T. Salmon, Notes on the Social War, *TAPA* 89, 159-184 及び *App. B. C. I* 39, 175 及び『ローマ』の叛亂参加種族に於ける一〇〇以上の Marsi, Paeligni, Vestini, Marrucini, Picentes, Frentani (及び central Italian [Marsic] group) Hirpini, Pompeiani, Venusini, Iapygii, Lucani, Samnites (及び southern Italian [Samnite] group) の二つの *populi* と組織する』 (p. 159-169) 及び『毎年農田を二分する *tratores* (= *consules*) の二つの *arparytōi* (= *praetores*) 及び *populus*』 (p. 169-179) 及び『ローマ』のローマに於ける P. A. Brunt, *op. cit.* 97, n. 50 参照——。
- 』の種族が各 *populus* を代表する構成に於ける』の最終的及びその後の総合に於ける』及び『ローマ』の國家の制度は代表制に於ける』 (H. D. Meyer, *a.a.O.* 78) 及び a unitary state である (P. A. Brunt, *op. cit.* 97)。

(82) Cf. R. Syme, *op. cit.* 87。

- (82) トニシテの共同の組織に於ける *togati* の共同の意を以て用いられる (E. T. Salmon, *Phoenix* 16, 107; F. W. Walbank, *op. cit.* 153; P. A. Brunt, *op. cit.* 98)。

- (96) これに於ける各ローマに於ける *quattuorviri* 制の導入に於ける』のローマの都市制度が統一化したことが大いなる貢献に於ける。ローマに於けるローマを統一するに於ける都市の発展した地域に於ける』の中間に於ける *quattuorviri* の組織はローマの都市に於ける (A. N. Sherwin-White, *op. cit.* 165) 後項 註(92) 参照。

(16) R. Syme, *op. cit.* 286: votes of the colonies and *municipia*。

- (33) 四名の最高官職者の間の同僚制に於ける *duoviri* 及び *triviri* の III *virii iure dicundo* の III *virii aedilicia potestate* の II の II *virii* による結果、ローマのコンスルと按察官の間に於ける』の同僚に於ける』のローマに於ける H. Rudolf, *Stadt und Staat in römischen Italien*, 1935, 87-120 参照。

- (33) M. Hammond, *The City in the Ancient World*, 1972, 266 (R. H. 及び

諸種の民衆を代表する representative of Italian, rather than Roman, sentiment and needs たるものとしたのである。

- (34) R. Syme, *op. cit.* 89.  
 (35) R. Werner, Vom Stadtstaat zum Weltreich, *Gymnasium* 80, 1973, 212; J. Vogt, *Ciceros Glaube an Rom*, 2. Aufl., 1963, 67; S. E. Smethurst, Cicero and Roman Imperial Policy, *TAPA* 84, 1953, 224.  
 (36) F. W. Walbank, *op. cit.* 153.  
 (37) それは一種の *plebiscitum* のかたがでなされた個人的忠誠の誓いであったが、R. Syme によればオクターウィアヌスと *tota Italia* の間にこの時クリエンテラが成立し、それはパトリウスとクリエンテス、イムペラートルと兵士の間で進んで考えらるべきものだったという (*op. cit.* 283ff., 288)。尚、*やがてのアントニウスと東方の住民との関係も共和政末期によくみられる 'Gefolgschaftseid'* で、ほかにもパイウスの場合に *cf. Cic. Ad Att. VIII 16, 1; IX 5, 3.*  
 (38) E. Barker, *From Alexander to Constantine*, 1956, 81f.  
 (39) A. H. M. Jones, *The Imperium of Augustus*, *JRS* 41, 1951, 117ff.

三

イタリア全土にローマ市民権が拡大され、ローマイタリア国家が属州を支配するという体制<sup>(1)</sup>で帝政への方向が定まると属州統治の整備がローマ人・イタリア人にとっての新しい課題となる。属州には、ちょうどローマがラティウムでラティウム人の連合と衝突し、イタリアでイタリア人の連合と戦った時のように、属州民のそれぞれの組織<sup>(2)</sup>があり、それらをローマの支配の枠内にとり込むことが必要であった。既に東方ではイノンの実質を属州総会に化せしめ、その指導を上層市民に委ねることによってローマは属州統治の実をあげてきたが、今

や西方の属州にも総会が導入され、その指導が上層市民の手に帰するようにはかられる。

西方での属州総会の設立はアウグストゥスによってまずガリアで着手される。ここでは古くからガリア人がいくつかのキウイタース<sup>(4)</sup> (種族国家)を営み、それらは各々多数のパーグスから成立っていた。彼らガリア人との政治的統一(イノンの連合)は総会の形をとって実現される。カエサル時代の「全ガリア人の総会」*concilium totius Galliae* (Caesar B. G. I 30)<sup>(5)</sup>、あるいは一部のガリア人(ガリア・ベルギカ)の総会 (*ibid.* II 4) がそれである。前者はアリオウイストゥスの問題を論ずるために、カエサルの許可の下に召集されたもので、カエサル自身この種の総会を少くとも六度開かせている。<sup>(6)</sup> 主に裁判のために集会 (*concilium*) を開き、それを属州統治に活用することはローマの方針でもあった。<sup>(7)</sup> 次に述べる、アウグストゥスによる属州総会の設立も既存のガリアの制度を前提にしており、その意味では、カエサルの政策を継いだものといえる。<sup>(8)</sup>

さて、アウグストゥスの指示の下にドルーサスはルグドゥヌムにガリア人の指導者たちを召集する。<sup>(9)</sup> 前二二年八月一日にローマとアウグストゥスのためにその地に大祭壇が奉献されたが、それには集会に参加した六〇(タキトゥスでは六四)のキウイタース (= *tribus*) の名が刻まれている (Str. IV 192; Liv. Per. 139; Cass. Dio LIV 32, 1)。当時のガリアは三つの部分から成り (Tres Galliae) その各々はその後も独自性を失わなかったが——この点にアウグストゥスが民族的な纏りを尊重した跡がみられる<sup>(9)</sup>——、全体として一つの属州総会 (*concilium*) を形成し、これに

各キーウィターズが一名づつの代表を送ったのである。属州の代表から成る組織をつくることはローマの伝統ではなく、ギリシアからの借用であった。これとは対照的な、ローマの伝統的な方法は属州の有力者層をローマ市民の中に吸収することである。ローマが属州総会を西方に移入しながら、それがローマの統制を逸れて属州民の反ローマ的結束の足がかりとなるのを防ぐために、予め設けた歯止めは、属州の上層市民をローマ市民権によってローマに繋ぎ留めることであった。<sup>(10)</sup> 即ち、ガリアに於いてはローマ市民権の所有が、属州総会を主宰する属州祭司職への就任の前提とされたのであって、この原則は以後全西方で貫かれるのである。<sup>(11)</sup>

アウグストゥスの後も属州総会が各地に次々と設置されるが、今や皇帝のイニシアティブによってではなく、属州民の請願にもとづいて行われる。その最初は紀元一五年のヒスパニア・キテリオルでの属州祭祀および同総会の設置であるが (cf. Tac. Ann. I 78: *petentibus Hispanis permissum, datumque in omnes provincias exemplum*)<sup>(12)</sup> 請願が私的団体 (*collegium*) の設立のさいの手続きでもあったことを考える時、属州総会のその後の地位を窺わせて示唆的である。一方、アウグストゥスがローマの統治に役立てる目的でガリアに設けた属州総会は早くもティベリウス帝(二四—三七年)の下でその効果をあらわす。(一)貢納(追加税)の負担、(二)債務の圧迫(利率に対する不満)、(三)属州総督の不法、等が原因となって (Tac. Ann. III 40, 4) ガリア人がトレレヴェリ族のフロールス、アエドゥイ族のサクローウィルの指導の下に叛乱をおこした時(二二年)、彼らの不満を属州総会がとりあげて皇帝に伝えるというこ

ともなく、また、叛乱側が属州総会を通じて自分たちの要求を実現しようとした痕跡もない。<sup>(13)</sup> 属州総会のことといえば、叛乱鎮圧を助けたシーリウス(ラインの軍団の指揮官の一人)がのちに大逆罪 (*maiestas*) と不法取得 (*repetundae*) の嫌で元老院で裁かれた時(二四年)、シーリウスに個人的な敵意を懐いていた皇帝(又はその側近のセヤヌス)の求めに応じて、シーリウス断罪の証拠を提出することであった。これによって総会はプリンケプスへの忠誠を表明しようとしたのである。<sup>(14)</sup> 属州総会が全ガリア人の統一と独立の足場となるのではなく、それとは別種の役割を演じた、といわねばならない。<sup>(15)</sup>

当時、属州民は「アウグストゥスの平和」*Pax Augusta* 以後一世代を経て、意識面でもローマ化しつつあった。それだけにローマ市民権への渴望は彼らの間でますます強くなり、ローマもまたそのような方向を推し進めることによって属州民のコイノンの結束を中和しようとする。クラウディウス帝(四一—五四年)は属州での個人への市民権賦与を積極的に行うばかりでなく、ガリアでは主要都市にコロニアの資格を与えた。ガリアを *municipia et coloniae* とすること<sup>(16)</sup>、いいかえればこの地に *tota Italia* を創ることを企てたのである。また四八年に、ローマへ派遣された属州総会の使者たち——「三ガリアの首長たち」*primores Galliae*——が、ガリア・ナルボネンシスの場合と同様、自分たちにもローマの官職に就任できる権利 (*ius honorum*) を要求した時<sup>(17)</sup>、帝は積極的にその願いをうけ入れる。これに反対する者が、「イタリア」、即ち血を同じくするラテン人・イタリア人の諸種族 (*consanguinei populi*) は元老院のメンバーを満すに十分な余力を残して

いる、と説いたが (Tac. Ann. XI 23) クラウディウス帝はこれに对应して、これまでにエトルリアからも、ルーカーニアからも、否、全イタリア (omnis Italia) から人々が元老院に加わり、今や個々人ばかりでなく、諸国土、諸国民 (non modo singuli virum, sed terrae, gentes) に市民権が与えられたのだ、と述べ、この点にこそ被征服民を異邦民として取扱ったスパルタやアテーナイとローマとの違いの存すること、そしてパトリキの官職就任資格をプレブスへ、ラティウム人へ、更にイタリア人へと拡張することによってローマがこれまで発展してきたことを思いおこさせて、ガリア人への資格賦与を元老院に可決させたのである (ibid. XI 24f.; cf. CIL XIII 1668)<sup>(18)</sup>。かくして、ガリア人の間にローマへの愛着心が培われ、ムーニキピウムの市民は総会でのガリア人の結集よりは、自市にコロニアの資格と権利 (ius coloniae) を獲得することに執心するのである。<sup>(19)</sup>

属州民が自らの間でのコイノンの結束よりもローマの市民権を求めたこと、これこそ属州でのコイノンの組織のそれ以上の発展を阻止した障壁である。かつてラティウム人やイタリア人がそれぞれのコイノンの秩序への帰属よりは、寧ろローマ国家への参加の方に傾いたため、ラティウムやイタリアでの自主的機構の成長が中挫したが、ローマの政策は今やそれと同じ効果を属州であげつつあった。表題にいう「コイノンの発展のローマ的限界」である。そして、このことは、東方でと異なりヘレニズム期以来のコイノンの伝統を欠く、西方ラテン属州で一層徹底していた、といわねばならない。実際、アウグストゥスの後、西方で属州総会が設けられる時、属州民の民族としての纏りは顧慮さ

れない。この特徴の故に、エトノスとプロウィンスキアが同一視された東方との間には大きな違いが生ずる。クラウディウス帝下に設けられた、マウレターニア (Mauretania Tingitana et M. Caesariensis) での相互に別個の二つの属州総会をはじめ、時期は下るが、ドナウ地方のパノンニア (Pannonia Superior et P. Inferior) やモエシア (Moesia Superior et M. Inferior) の組織では、アウグストゥスの時には尊重されていた民族性は後退し、帝国の属州統治の都合が前面に押し出される。<sup>(20)</sup>

新たに征服地が属州となると、ローマは属州総会を設け、それを属州民の統治に活用するが、常に皇帝の意図通りに事が運んだわけではない。ブリタニアではクラウディウスは征服後すぐにカムロドゥームに属州神殿の建設を命じ、富裕な属州民を祭司 (sacerdos) の役に付け、祭祀と祭典を負担させたが (史料には総会を指す明確な言及はないが、当然あったものと考えられる)、その浪費が怒りを招き、ポウディッカの叛乱の際、人々はとりわけクラウディウス神殿を攻撃した、という (Tac. Ann. XIV 31)。また、属州民の政治的利害が総会を通じて表明されることもあった。その最も極端な場合は総会に対する告発である。<sup>(21)</sup> 六〇年にマウレターニアの総督、L・ウィビウス・セクンドゥスは属州総会によって不法取得の告発をうけ、イタリアから追放された (ibid. XIV 28)。逆に、属州民が総督の善政に感謝決議をし、それを元老院に送り届けることもあった。ただ、この行為は元老院によって属州民の分を越えるものと受けとられ、ネロ帝 (五四―六八年) の時代に一時、属州総会でのこの種の提案が禁止されたことがあった。しかし、それもまもなく忘れられ、この類の顕彰の決議はそれに続く時期にお



いても数多く行われた。

このように属州総会はローマと属州民の間の政治上の利害が触れる接点であった。しかし、総会はあくまでローマ帝国の統治機構の枠内での集会であって、それを越えて属州民が自己の主張を貫くためには異種のもの、即ち属州化以前の集会の類にうったえるほかはない。六八年初春、ガリア・ルグドゥーネンシスの総督ウィンデクスがネロ帝に背いて叛乱をおこし、ガリア人がそれに呼応した時、ウィンデクスが演説してガリア人に働きかけたのはガリア人の独自の集会に於いてであったと思われる<sup>(23)</sup>。その後レーミ族の許で開催され、ローマとの和戦について討議したガリア人の集会 (Tac. Hist. IV 68sq.) も属州総会ではなく、カエサル時代の *concilium totius Galliae* の遺制ともいうべきものである<sup>(24)</sup>。但し、原住民の組織はこれ以上の発展をみせることなく、ガリアでもローマの統治の中に同化・吸収される。

属州総会のローマへの従属化はガリア・ナルボーネンシスでもみられる——この属州ではウェスパシアヌス帝(六九—七九年)の下で総会と祭祀が生れた<sup>(25)</sup>。ここでは退職した属州祭司 (*flamen*) への顕彰(肖像の建立)が後任の祭司の発議による総会での決議で行えることになっている反面、皇帝にはそれを禁止する権限が留保されていた (*Lex Narbonensis* [CIL XII 6038]). このガリア・ナルボーネンシスの規則の現存部分はそのほかにも退職祭司について定めており、属州祭司が退職後も属州総会(および出身市のクীরア)で発言権、投票権をもつことが認められている (I. 15: *sententiae dicendae signandique ius esto*)。退職祭司は属州総会では個人として発言・投票したのであって、このことは、各市

から選ばれて出席している属州総会メンバーたちも、ローマの元老院のモデルに従って、個人として行動していたこと、即ち市単位ごとに発言・投票したのではないことを裏づけている<sup>(27)</sup>。退職祭司をもメンバーとして含む属州総会はローマ市民権を有する上層市民の占めるところで(事実、西方属州では既述の如く属州祭司への就任にローマ市民権が前提とされた)、彼らはその身分の故に、自己の居住する都市よりはローマへの帰属感を強めつつあった。それだけに、一層、西方ラテン属州の総会には諸都市の連合(コイノン)としての性格が稀薄であったといわねばならない<sup>(28)</sup>。

ウェスパシアヌス帝は元老院議員を一、〇〇〇名に増し、プレブス出身のイタリア都市貴族(帝自身の出自がそうであった)のみならず、西方属州の出身者を多数加える。また、ヒスパニア全土にラティウム権(ローマ市民権の前段階)を賦与する(七四年)。その結果、ヒスパニアは、ローマ市民の領域たるイタリアと、ローマ・イタリア国家に從属する属州との中間の地位を占めることになった<sup>(29)</sup>。いいかえれば、かつて南ガリア(プロヴァンス地方)がそうであった如く、今や第二のイタリアとなったのである<sup>(30)</sup>。しかし、その反面でローマの属州支配は一層巧妙な展開を見せる。九三年にバエティカの属州総会はプロコンスルのバエビウス・マッサを訴え、その後まもなくカエキリウス・クラシクスを告発したが (Plin. Ep. II 4, 2-8; III 9; VI 29, 8) 二つの告発のどちらの場合にも、プリニウスがプロウインキアのパトロヌスとして元老院での裁判の列に加っていた。ローマによる属州民の統治が保護支配のかたちをとって強化されつつあったことが分る。東方で都

市が有力市民をパトローヌスとして戴くことはあったが、西方では今やそれが属州の規模で実現したのである。その結果、ローマの中央権力とラテン世界の属州民の間がローマ固有の社会秩序で埋められ、属州総会のローマへの依存がますます強まる。属州の個性を稀薄化するこのような傾向は属州の諸都市がローマのコロニアの権利を熱心に求めることによって助長される。属州で人々は好んでローマの国制を模倣し、ムーニキピウムの独自の官職制よりも劃一的なコロニアの官職制を採用しようとする。かくして二世紀に入ると *ius coloniae* が急速に各地でうけ入れられるのである<sup>(31)</sup>。

その後も、帝国の中核(イタリア)への顧慮が払われる一方で、周辺には新しい属州がつけ加えられ、属州総会が設けられる。トラヤヌス帝(九八—一〇七年)の下でダーキアが帝国に併合され、ハドリアヌス帝(一一一—一三八年)の時に三属州に区分される。しかし、ここでは総督は公式には「三ダーキア属州の *legatus Augusti*」一人であって、総会 (*concilium provinciarum Daciae III*) も一つ、祭司 (*sacerdos aerae Augusti*) も一人であった。ガリアでも三属州が一つの総会をもっていたので、この点では同じであるが、三属州それぞれの民族的・種族的な纏りと独立性がガリアでは重視されたのに対して、ダーキアでの三属州のそれぞれは単なる行政上の単位にすぎない<sup>(32)</sup>。諸種族の連合という、属州総会の蔵していた重要な側面が後退したのであって、ここにローマの属州統治の達成を見ることが出来る。実際、ダーキアでの措置は原住民の立場を全く無視したもので、諸属州を *egra* とよんだ東方の方針に比してラテン属州では支配が一層徹底していたことを示

している。ギリシア人アリストテレスがローマ帝国をコイノンと呼んだのはちょうどその頃であったが、ラテン世界での展開から眺める時 *orbis terrarum* の内実は諸民族 (*egra*) のコイノンとは正反対の *imperium Romanum* そのものであった。

アウグストゥス以来の皇帝たちによる、市民権賦与の政策を通じて興隆した西方属州もトラヤヌス帝を境にしてハドリアヌス帝期には地位低下に向う。とりわけ同帝のとった軍団兵を現地で徴発する方針は市民兵の軍団というローマ古来の原則を破り、従来すでに東方で実行されていた属州民の軍団への編入を全帝国に亘って行なおうとするものであった。指揮者層はまだイタリアや西方属州から補充されたとはいえ、軍団兵がそれまで補助軍兵士や属州民に対して占めていた地位の意味が稀薄化した<sup>(34)</sup>。帝国重心の西方(ローマ)からの遊離はハドリアヌスに溯るが、西方属州の比重軽減はアントニーヌス朝を通じて進む。それと並行して国家構造の劃一化が始まる<sup>(35)</sup>。この傾向がすすめば属州総会もその活動を抑制されることになろう。否、西方ルーシターニアでは既に二世紀半に総会自体が消滅し、タラコでも三世紀に入る以前に総会に関する碑文はほとんどその跡を絶つ。そして、バエティカでも総会はカラカラ帝(二一七—二一七年)の下で姿を消した。全イタリアが市民団に加って以来の劃期的な進展ともいえるべき、帝国全住民への市民権賦与の勅令 (*constitutio Antoniniana*) が出されるのはいうまでもなくこの帝の時代であり、これによってイタリアは、事実上、属州と同じ地位に転落するのである<sup>(36)</sup>。しかし、そのころにあっても西方での総会がその活動を全く停止し

たわけではない。三世紀はじめにノーリクムの総督、サビーヌスは先任者のP・セベンヌスを属州民に対する不当な行政の故に裁判に付したというが(Cass. Dio LXXVI 9) これは属州総会での告発に起因したものである<sup>(37)</sup>。もっとも属州民の総督告発の動きが総会の一部の代議員によって阻まれる場合もあった。ウイドゥカッシ族の中心地(Vieux)出土の一史料(いわゆるThorigny碑文)には、この種族出身の富裕な属州民で、祭司長を勤めるT・センニウス・ソレムニスに対する三ガリアの総会(*concilium Galliarum*)の顕彰が刻まれている(二三八八年建之)。それによればソレムニスは、ガリア・ルグドゥーネンシス属州の総督の不当な行政を訴える動きが属州民の間にあつた時(二二〇年ころ)、属州総会の代議員として総督の側に立って収拾に當つた結果、全代議員が訴えを控えることになった、という。いずれにせよ、総督を総会で訴える一歩手前まで進んでいたことは確かで、このような動きは決して例外的ではなかつた。<sup>(38)</sup> ヌミディアでも三世紀前半にローマの軍政・行政による属州民への不当な庄迫に対して属州総会が告発の決議をしており、その決議は皇帝の許へ伝えられた。<sup>(39)</sup>

とはいえ、帝政の進行と同時に属州総会の機能が後退し、総会が事実上の消滅に向つたことは事実である。帝国全体では危機時代の頂点ウァレリアーヌス帝(二五三—二六〇年)とガリエーヌス帝(二六〇—二六八年)の下で機能を停止した例が最も多い。<sup>(40)</sup> 最終的に止めを刺したのはディオクレティアーヌス帝(二八四—三〇五年)による帝国再編で、そののち後期ローマ帝国では各市のクローリア(そのメンバーの任期はローマの元老院議員と同様に終身)の指導者(クローリア毎の五名の *primates*)か

ら成る *provincia* 又は *diocesis* の集会在属州総会の遺制として存続したが、もはや元首政下での総会と同日に論ずべきものではない。<sup>(41)</sup>

## 註

- (1) E. Kornemann, *Römische Geschichte* II, 5. Aufl., 1963, 126: *Herrnland Italien*. 元首政期では、イタリヤ(主だ中部と北部の *regio*)から近衛兵が補充され、軍団兵が登録された (cf. P. A. Brunt, *JRS* 52, 74f. — 帝政期の軍隊と共和政末期の軍隊との間には連続性があり、マリウスの兵制改革以後も *conscriptio* が屢々行われた。帝政初期の軍隊で百人隊長や騎士級の将校をとめたもの、或いは、元老院に加わり更に上級の指揮官となつたものは、主にイタリヤの *municipia et coloniae* の出身で (the great Italian middle class) 彼らはほんの三世代前でローマ市民権を得たばかりの家系に属してゐた (A. H. M. Jones, *op. cit.* 112)。
- (2) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 141: local institutions.
- (3) ローマは東方で征圧した諸地域での統治にコイノンを活用しようとしていた。テッサリアその他のコイノンが、ローマの監視の下で、ローマの影響力拡大の方向に改組され (Liv. XXXI 28, 8sq.) コイノンが親ローマ的な上層市民の指導下に置かれた。一方、属州となつたシシリアでも、ローマはまずシシリアの諸都市での評議會をローマの元老院と同じタイプのものにすること、即ち、ケンソルの任命する終身メンバーより成る評議會にすることを企てる(当時すでにシシリアに属州総会——*commune Siciliae, comob Dneklas*——があつたかどうかは不明。前二二二年にマルケルスがシシリアを征服してまもなくこの島に属州総会が設けられたとする説もあるが、これへの批判は J. Deininger, *Die Provinziallandtage der römischen Kaiserzeit*, 1965, 14, Anm. 3 参照)。都市の自治が上層市民に委ねられた結果、コイノン総会もまた、属州化された地域では勿論、属州化されていない地域でも上層市民の手に歸した。その変化をよく示すものは、総会への参加が直接制から代表制に代つたことである。前二世紀のリ

キアのローマには代表制の評議会 (*Boukai*) のほかに、都市の市民が直接に参加する集会有り、官職者を選んできたが (*dogmatistich sicklyata*)、ストラポーンは前一世紀初めのエペュソスのアルテミシオスの記事に従う。リキアの集会としては二三市の代表 (それぞれ一―三票を授け) なるシキエリオンに触れよう。Str. XIV 664。 Cf. J. A. O. Larsen, *op. cit.* 101 f.; id., *Greek Federal States*, 1968, 248 f. 市民が直接に参加する集会は開かれなくなつて来たと考えられる。

総会の構成はかりでなく、やがて総会の機能もローマの意に沿う方向に傾く。総会が支配者崇拜の担い手となるのである。小アジアのギリシア人は、前一世紀初めに、既存のソーテリア祭に新たに総督ムーキウス・スカウオラの祭祀を加えて「ソーテリア且つムーキウス」*Sorptia kai Mourelia* とする祭典を催した (OGIS 438, 439) — D. Magie, *Roman Rule in Asia Minor* II, 1950, 1065 —。この祭典については、後篇、第三章、第二章、(1) (2) 参照。それは、小アジアに於けるローマの支配を根絶しようとしたミトラテースも阻止できなかったものである。前一世紀半ばには小アジアのローマは支配者崇拜を一層盛んに勵行するが、それと並んで、その頃、ローマ政府に対して屬州民の利害を制限された範囲内で主張するよう機能の小アジアの屬州総会がつけ加わる (屬州総会の基本性格、即ち、支配者崇拜の履行に eine beschränkte politische Interessenvertretung の結合が、レニキアの伝統をもつ東方での所産である — J. Deininger, *aa.O.* 8)°。ローマ帝政トビの屬州総会のあり方が既に(1) (2) 見出されるのである。

- (4) M. Sordi, *La simpolitia presso i Galli, La Par. del Pass.* 8, 1953, 111 ff. (carattere federalistico).
- (5) A. J. Christopherson, *The Provincial Assembly of the Three Gauls in the Julio-Claudian Period, Historia* 17, 1968, 353.
- (6) A. J. Christopherson, *op. cit.* 353.
- (7) J. A. O. Larsen, *Representative Government in Greek and Roman History*, 142.
- (8) マンヌマックスは前二千年にマンヌと由の *conventus* を四集しつる

が、それ以来の彼の対ガリア政策にうづつた A. J. Christopherson, *op. cit.* 352, n. 5 参照 (一四年のガリアトビの祭祀と総会の設置も彼自らの発意による)。

- (9) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 142: traditions of a national union and aspirations; A. J. Christopherson, *op. cit.* 353.
- (10) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 137.
- (11) J. Deininger, *aa.O.* 123.
- (12) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 133.
- (13) A. J. Christopherson, *op. cit.* 358.
- (14) A. J. Christopherson, *op. cit.* 357.
- (15) 一方、叛乱者たちの側にも問題が含まれていた。彼らは全ガリア人の独立をローガンの一にしようとしたにもかかわらず、この二一年の叛乱自体が種々の限界(土層市民と叛乱指導者の間の乖離、その他)を抱えようとしたことを見落しつたのである (cf. A. J. Christopherson, *op. cit.* 359 with n. 28)°
- (16) A. N. Sherwin-White, *op. cit.* 238.
- (17) この要求が出られたのは、当時全ガリア人を代表して発言する人々の間で唯一の機関、即ち屬州総会にうづつた (O. Hirschfeld, *Le Conseil des Gaules, Kleine Schriften*, 1913, 132 [筆名未見] — A. J. Christopherson, *op. cit.* 361 with n. 35 以下)°
- (18) マンヌマックスの *歴史* の *論* にうづつた F. Vittinghof, *Zur Rede des Kaisers Klaudius über die Aufnahme von 'Galliern' in den römischen Senat, Hermes* 82, 1954, 348-371; J. Deininger, *aa.O.* 105 f. 参照°
- (19) クラウディオスの方針は、元老院でのイタリア人の優位を前提とするマンヌマックスの政策 (the Augustan premise of Italian primacy in the Roman senate) なるの裏面にある (A. J. Christopherson, *op. cit.* 362)°
- (20) J. Deininger, *aa.O.* 141.
- (21) 屬州民トビのローマ入籍政策の背景にうづつた P. A. Brunt, *Charges of Provincial Maladministration Under the Early Principate, Historia* 10, 1961, 189-227 (*solvit vel concilium* 以下を背景に 212 ff.) 参照。同じ°

Brunt は屬州總会の役割として皇帝崇拜の挙行を第一とあげ、屬州民の利益を代表する機能は第二次的とみなす。

(22) 叛乱の経緯については P. A. Brunt, *The Revolt of Vindex and the Fall of Nero*, *Latomus* 18, 1959, 531-559 参照。

(23) A. J. Christopherson, *op. cit.* 363.

(24) A. J. Christopherson, *op. cit.* 364.

(25) J. Deininger, *a.a.O.* 107. 説文年々々々開々々々新説史也 J. A. O. Larsen, *op. cit.* 131 f. 参照。

(26) このカリン・ナルホーネンシムスの *lex data* については J. Deininger, *a.a.O.* 108 f. 参照。

(27) J. A. O. Larsen, *op. cit.* 139.

(28) 屬州總会では各市からその人口にはほぼ比例した数の代表が送られていたが (J. A. O. Larsen, *op. cit.* 101 ff., 121, 138) 總会での決議は都市毎の投票によるものではなく、出席メンバーの多数決びなれた。また全員一致は決議されなかつた (P. A. Brunt, *Historia* 10, 213 with n. 72)。

(29) H. Bengtson, *a.a.O.* 319.

(30) E. Kornemann, *a.a.O.* 226 f.

(31) A. N. Sherwin-White, *op. cit.* 413.

(32) ネルウァ帝(九六一九八年)のイタリア保護政策については E. Kornemann, *a.a.O.* 232 参照——帝の貨幣には *tutela Italica* とある——。

(33) J. Deininger, *a.a.O.* 118 f.

(34) E. Kornemann, *a.a.O.* 265: Entmilitarisierung des Reichskernes.

(35) E. Kornemann, *a.a.O.* 288 f.

(36) E. Kornemann, *a.a.O.* 310 f. 一一二二年のカラカラ帝の告示については『前掲』ローマ帝国の国家と社会』一九六四年、五九頁以下、参照。

(37) J. Deininger, *a.a.O.* 116.

(38) Thorygy 碑文については J. A. O. Larsen, *op. cit.* 128; J. Deininger, *a.a.O.* 106 f.; A. J. Christopherson, *op. cit.* 354 参照。この碑文の内容から Christoperson 氏、屬州總会のメンバーが帝国行政について極めて自由な協議した。それ故、總会は屬州あるいは帝国の立法機関でも勸告機関でもなく、participatory な政治制度ではあつたといふ。屬州總会を帝国の構造の中ビメンテナントとされたものとしてその位置を与えていふ。

(39) J. Deininger, *a.a.O.* 135.

(40) J. Deininger, *a.a.O.* 107, 182.

(41) 後期ローマ帝国の總会の方については E. Kornemann, *RE* IV 1, 1900, s.v. concilium, 820 ff.; J. A. O. Larsen, *op. cit.* 145 f.; id., *The Position of Provincial Assemblies in the Government and Society of the Late Roman Empire*, *Cl. Phil.* 29, 1934, 209-220; J. Deininger, *a.a.O.* 183-188 参照。やはり、人口に比例して各都市の代表を獲々シムトナド ('representation in proportion to size') は勿論、各都市の選挙による代表の選出 ('elected representatives') もなかつた (J. A. O. Larsen, *Cl. Phil.* 29, 219)° ローマの勢威がキリシムの王統を圧倒して生み出した所産を云々云々云々云々 (*ibid.* 220)°

# Die Staatsidee der griechischen Polis

(Zusammenfassung)

von Satoru AISAKA

Der Titel der vorliegenden Arbeit bezieht sich auf die Idee, die der Bildung der Stadt- und Gemeindestaaten der Griechen und ihrer Identifizierung mit dem Gesamtvolk zugrunde liegt. Die Arbeit versucht darzustellen, wie sich diese Idee, angefangen mit der Entstehung der Polis, bis zur Römerzeit in der Mittelmeerwelt entwickelt hat.

Bekanntlich verstanden die Griechen unter der Besonderheit der Polis ihre „Autonomie und Freiheit“. Diese Charakteristik der Polisstaaten rührte zwar von der Verhältnissen in der griechischen Welt her, aber sie steht in historischem Zusammenhang mit der Geschichte Vorderasiens, wie es aus der Übersicht in der **Einleitung** zu ersehen ist.

Obwohl die ersten Ansätze der „Autonomie und Freiheit“ schon in den mesopotamischen Städten in „primitiver“ Form zu sehen sind, aber erst in den syrischen Stadtstaaten erschienen der Ältestenrat und die Bürgerschaft nicht nur auf innen-, sondern auch auf außenpolitischer Bühne. Die Auseinandersetzung zwischen den „autonomen und freien“ Stadtstaaten und dem Weltreich mit territorialer Verwaltung kam in den Quellen zuerst auch in Syrien vor. Bereits im 2. Jahrtausend v. Chr. kamen die syrischen Stadtstaaten mit den benachbarten Reichen in Berührung. Unter ihnen stellte das ägyptische Reich die Statthalter über die Stadtfürsten und das hethitische schloß mit diesen Vasallenverträge ab. Indem sich die Stadtfürsten mit dem ägyptischen bzw. hethitischen Reich Verträge schlossen, konnten sich die Stadtbürger insofern autonom verhalten, als die Ältesten den Stadtrat organisierten und die Bewohner der Stadt (*die Söhne der Stadt*) als Ganzes den Staat in den Verträgen nach außen vertraten. Im 1. Jahrtausend v. Chr. gründeten die Phöniker eine Stadt Karthago. Dies war allerdings in der letzten Phase ihrer Kolonialbewegung und kurz vor der Entstehung der griechischen Polis in Kleinasien. Karthago war nicht mehr Handelskolonie, sondern ein Staat, der sich von der Mutterstadt absonderte und bald eine Verfassung bekam. Es liegt nahe, daß die Geburt des karthagischen Stadtstaates mit derjenigen des griechischen zusammenhing, mit anderen Worten, daß die phönizische Kolonialbewegung auf das Werden der griechischen Polis, d. h. das Zusammensiedeln der Bewohner in eine Stadt, beeinflusste.

Hinter den Griechen und Phönikern dehnte sich das assyrische Weltreich aus, dessen König schon in der mittelassyrischen Zeit als „König der Könige“

über die Vasallenstaaten geherrscht und die assyrischen Militärkolonien in den eroberten Ländern gegründet hatte. Als das Reich die Phöniker zur Kolonisation drängte, stießen die Assyrer an den Siedlungsraum der Griechen vor. Es ist auch in diesem Zeitpunkt, daß jene den Griechen die Idee des Stadtgottes sowie das System des Eponymenamtes (*limmu*) übermittelten. Unter der Einwirkung des assyrischen Stadtwesens, das aus der altassyrischen Zeit stammte und durch die mittelassyrische Zeit fast ununterbrochen fort dauerte, ist die griechische Polis entstanden; der Gemeindestaat der Griechen gehörte auf der einen Seite dem Stadtgott als dem ἀρχηγέτης an, aber er stand auf der anderen Seite unter der Leitung der Magistraten, also nicht mehr unter der des Königs.

Das Bestreben der neuassyrischen Könige, die Länder mit einem Provinzsystem zu verwalten, ist von welthistorischer Bedeutung, doch ist es bemerkenswert, daß sich in mehreren mesopotamischen Städten die autonome Tendenz zeigte; sowohl Assur als auch Nippur, Babylon u. a. erfreuten sich der „Freiheit (*kidinnūtu*)“. Außerdem fällt auf, daß sich in den syrischen Stadtstaaten, die sich wie Byblos von Zeit zu Zeit unter die assyrische Herrschaft stellten, der Ältestenrat als Organ für Beratung und Entscheidung über die Staatsangehörigkeiten befand. Der Verfasser strebt zu erweisen, wie die Assyrer versuchten, assyrische Beamte über diese autonomen Städte in Syrien zu setzen, oder, wenn ihnen dies nicht gelang, die Städte in Vasallenstaaten zu verwandeln.

Während sich die Assyrer in bezug auf die Reichsverwaltung bemühten, die eroberten Staaten in Provinzen einzugliedern, wollten die Perser die Länder, die unter ihre Herrschaft fielen, als Vasallenstaaten einverleiben, wie dies in Babylonien und in Ägypten der Fall gewesen ist. Als Dareios sein ganzes Reich in Satrapien verteilte, ließen sich die Griechen in Kleinasien unter die Gewalt der Satrapen stellen, die die griechischen Poleis mittels der Tyrannen beaufsichtigten. Es sind dies die Vasallentyrannen, deren Stellung der Verfasser sowohl mit derjenigen der Vasallenkönige als auch mit derjenigen der Stadtvögte im Osten gleichzusetzen versucht. Nun fanden sich die Griechen doppelt unterdrückt, einmal von der Tyrannis im Innern und zum anderen von der Herrschaft von außen; die griechischen Poleis versuchten, sich von der Herrschaft des Großreiches dadurch zu befreien, daß sie ihre Staatsform zur Demokratie hin veränderten. Es ist nicht zu übersehen, daß der Grundhaltung der Polisgriechen, d. h. der Autonomie und Freiheit, die Erfahrungen zugrunde lagen, die sie in Kleinasien in Auseinandersetzung mit dem orientalischen Weltreich gemacht hatten.

Im **Ersten Hauptteil** des Werkes, der aus sechs Kapiteln besteht, verfolgt der Verfasser, wie sich die Polisidee vom Demos zur Patrios Politeia, also von der Idee des Gesamtvolkes zum Staatsgedanken der gemischten Verfassung als väterlicher Staatsform entfaltete.

Nachdem der Verfasser oben das Werden der griechischen Polis im Rahmen der Universalgeschichte des Altertums untersucht hat, analysiert er das Problem im Rahmen der griechischen Geschichte. Im *ersten Kapitel* wird gefragt, was es gewesen ist, das unter dem staatsbildenden Einfluß der Umwelt die Polis zustande gebracht hat. Auf diese Frage, heißt die Antwort : der Demos.

Das Wort *δήμος* erscheint zuerst im Sinne von „Dorf und Dorfbewohner“ und dann von „Land und Volk“. In den Epen näherte sich der Demos (Volk) dem Adel durch die Teilnahme am Krieg, wie uns die verschiedenen Bedeutungen des Wortes *λαός* zeigen, und verstärkte sich dann, bis er seinen Willen in der *ἀγορά* äußerte; im Demos, der sich in der *ἀγορά* versammelte, sieht der Verfasser den Urtyp der *πολίται*. Der *πολίτης* ist in Attika aus *δημότης* entstanden, indem die *πόλεις* (= *δήμοι*) mit eigenen Buleuterion und Prytaneion abgeschafft wurden und die führenden Schichten der Gemeinden sich zu einer Polis zusammenschlossen. Während die Autonomie der Dorfgemeinden auf dem Land bewahrt blieb, verband die Tätigkeit in der städtischen *ἀγορά* (*forum*) die Bürger, Adligen sowie Nichtadligen, miteinander, und behinderte die dezentralisierende Tendenz des Staates. Die Idee, daß die Politen als Ganzes den Staat leiten sollten, war seit dem 8. Jahrhundert in den griechischen Poleis lebendig. In Sparta wurde auch die Polis durch Synoikismos geboren. Dieser Erfolg hat seine Spur in den sog. Rhetra hinterlassen : in den Bestimmungen der *θεοὶ πολιοῦχοι*, der territorialen Reorganisation und der Zusammensetzung der Gerontes. Indem sich der spartanische Staat in Lakonien ausdehnte, stiegen im Innern die nichtadligen Bürger empor; der Vorgang spiegelt sich in der zweiten Hälfte der Rhetra wider, in der der *δάμος* und die *ἀπέλλα* vorkommen. Zwar ließ sich in der Zeit des 2. messenischen Krieges oder kurz danach, wie die Zusatzbestimmung der Rhetra zeigt, die Willensäußerung des Damos einschränken, trotzdem blieb in dieser Zeit die Zuständigkeit des Damos unbeschädigt bewahrt; die *πολίται* setzten sich in Sparta als die *δημόται* fort.

Das *zweite Kapitel* verfolgt, wie in Ionien und in Attika die Staatsgewalt von den Tyrannen in den Demos übergang. Dabei wird der Einfluß der Koloniegründungen auf die Mutterstädte berücksichtigt und damit läßt sich die Entstehung der Demokratie als eine Folge der Rückwirkung der Kolonialbewegung auf die Metropoleis erklären.

Die älteren Tyrannen in Kleinasien standen zunächst in enger Verbindung mit den orientalischen Dynasten, wie man es in Ephesos am klarsten erkennt. Dann kamen die Tyrannen, die sich auf den Demos stützten, in den Vordergrund, wie in Milet, dessen Kolonialexpansion sich mit der Tyrannis des Thrasybulos zeitlich deckt, bis schließlich in Chios ein Volksrat, eine *βουλή δημοσίη* entstand. Der Verfasser konzentriert sich jetzt auf die merkwürdige Tatsache, daß die Tyrannen in einigen Poleis an der Westküste von Kleinasien, von der man schon früh die Kolonisten in viele Richtungen geschickt hatte, freiwillig auf ihre Macht



verzichteten. Bei der Landteilung der Kolonisten herrschte unter ihnen Gleichheit (*ισομοιρία*). Man denke an die Rückwirkung der Koloniegründungen, unter der der Demos der Mutterstadt über die Gleichheit (*ισονομία*) unter den Bürgern belehrt wurde.

In Athen fing man zur Zeit des Solon an, Kolonien zu gründen, und hier auch folgt die Rückwirkung auf die Mutterstadt: was sich in der Forderung nach der Wiederaufteilung des Landes (*γῆς ἀναδασμός*) äußerte. In den Gedichten des Solon taucht schon das Wort *ισομοιρία* auf. Es ist dies die Idee, mit der die Athener die Gleichheit bezeichneten. Nach dem Muster des korinthischen Kolonialreiches schickten die Peisistratiden solche Kolonisten, die sich nicht von der Mutterstadt abgesondert hatten, sondern immer noch Athener geblieben waren. Damit wurde die Verbindung zwischen Athen und seinen Kolonien viel enger und die Einwirkung der Verhältnisse in den Kolonien auf Athen noch wirksamer. Der Alkmaionide Kleisthenes, der unter der Tyrannenherrschaft als Führer des Adelsgeschlechtes mit den Peisistratiden im Einverständnis handelte, führte die Phylenreform durch, und zwar dadurch, daß er den Demos auf seine Seite zog. Diese Entscheidung des Gründers der athenischen Demokratie, die die modernen Historiker als des Kleisthenes „volte-face“ bezeichnet haben, entspricht der oben erwähnten Verwandlung der Tyrannis zur Demokratie, die die Machthaber in den ionischen Poleis aus eigenen Willen unerwartet herbeigeführt hatten. In der Verfassung des Kleisthenes, die der Verfasser mit der Rückwirkung der Kolonialbewegung in Zusammenhang zu bringen versucht, ließ sich die gleiche Teilnahme der Bürger am Staat verwirklichen, die in den Kolonialgesellschaften bei der Aufteilung des Landes als *ισομοιρία* vorhanden gewesen war.

Im archaischen Athen wurden zwei Gesetze erlassen, von denen das eine die Ermordung des Tyrannen befürwortete, und das andere den Politen verbot, bei einem Bürgerkrieg neutral zu bleiben. Es ist anzunehmen, daß beide Gesetze den Staat als Gesamtvolk voraussetzten. Im *dritten Kapitel* sieht der Verfasser hinter den kleisthenischen Reformen die Wirkung der Gesamtvolksidee.

Seinem Inhalt nach hat das griechische Wort *δημοκρατία*, d. h. die Herrschaft des Demos, drei verschiedene, aber miteinander auf engste verbundene Bedeutungen: (1) die Herrschaft des Volkes, (2) die der Volksversammlung und (3) die der Bezirksgemeinde. Der Verfasser versucht zu zeigen, wie sich diese drei Demos im archaischen Athen manifestierten und sich in den kleisthenischen Reformen vereinigten. Damit läßt sich der Vorgang verfolgen, in dem sich das Prinzip der Autonomie im Demos (Dorfgemeinde) stärker durchsetzte und sich in einer noch höheren Instanz, dem Demos (Volksversammlung) verwirklichte, und zwar so, daß die verschiedenen Bestandteile des Demos (Volk) in der kleisthenischen Neugestaltung vermischt und vereinigt wurden. Allerdings führte Kleisthenes, wie es Herodot und Aristoteles beschreiben, seine Reformen durch, indem er den Demos auf seine Seite zog, der nach dem Bericht der oben genannten

Autoren nicht allein die niedere Masse, sondern das ganze Volk bedeutet. Der Entwurf des neuen Phylensystems hat die Vermischung des Volkes zum Ziel. Er wurde in der Ekklesie, in der sich die verschiedenen Schichten des Volkes versammelten und mischten, vorgelegt und von ihnen angenommen.

Obwohl sich Athen im 5. Jahrhundert sowohl nach außen als auch nach innen demokratisch verstand, lief es manchmal Gefahr, sich unter die Tyrannenherrschaft zu geraten, die aus der autokratischen Führung des Heeres entstanden war. Das *vierte Kapitel* behandelt die Auseinandersetzung zwischen der diktatorischen Stellung des Heerführers und der demokratischen Verfassung im klassischen Athen.

Kleisthenes, der Begründer der athenischen Demokratie, hat die Heeresverfassung auf demokratischer Grundlage reorganisiert, indem er sie von den neuen Phylen abhängig machte. Der Strategos wurde ein demokratisches Amt, wie Buleuten und Magistraten im allgemeinen. Seine Amtsdauer war auf ein Jahr begrenzt und seine Zuständigkeit wurde von den Kollegen eingeschränkt. Das Strategenamnt gewann durch die Reformen des Jahres 487/86 v. Chr. an Macht, bis zuletzt einer der Strategenkollegen von allen athenischen Bürgern gewählt wurde. Dieser Strategos stellte Anträge im Rat und konnte die Volksversammlung kontrollieren. Es ist dies die außergewöhnliche Stellung des Strategos, die Perikles auf längere Zeit jährlich innehatte und deretwegen er sich als den Ersten im Staate bezeichnen ließ. Er ist von den zeitgenössischen Demagogen zu unterscheiden, wie Thukydides ihn schilderte; nach dem Historiker ist er ein Staatsmann, dessen Stellung im Innern derjenigen des Staates Athen in der Außenwelt entsprechen sollte. In dieser Hinsicht kommt der Verfasser zu dem Schluß, daß die innenpolitische Arche des Perikles einerseits und die außenpolitische Arche Athens andererseits in enger Verbindung standen, und zwar so, daß diese Verbindung der beiden Arche durch die Strategia hergestellt wurde. Nachdem Perikles gestorben war, ist das Strategenamnt in Alkibiades, der sich in Athen tyrannisch benahm, noch einmal bedeutend geworden. Er wurde allerdings zum Hegemon Autokrator gewählt und verfügte über ein unumschränktes Kommando zu Wasser und zu Land, aber seine Stellung war von dem Demos (der Volksversammlung) abhängig. Nach ihm verlor das Amt langsam an Bedeutung, bis der Rhetor in der Volksversammlung das Steuer übernahm.

In der zweiten Hälfte des 5. Jahrhunderts debattierten die Griechen über die beste Staatsform; ihre Debatte hinterließ die Spuren in Herodot (III 80–82). In Athen interessierten sich die Bürger wegen des Staatsstreiches der Oligarchen immer wieder für die verschiedenen Verfassungsformen. Wie das *fünfte Kapitel* zeigt, ist es diese Situation, in der sich im nächsten Jahrhundert der Ansatz zum Aufbau der Staatstheorie finden läßt.

In den oligarchischen Revolutionen strebten die gemäßigten Oligarchen danach, sich mit den radikalen zu vereinigen, um die Macht zu ergreifen. Als

die letzteren die Herrschaft (die der Vierhundert 411 sowie der Dreiig 403 v. Chr.) zur Tyrannis fhrten, versuchten die Gemigten, sich von ihnen zu trennen, und whlten die *πτριος πολιτεία* als Wahlspruch fr ihre gegenwrtige Verfassung. Es ist jetzt Mode geworden, die gezielte Staatsform als *πτριος πολιτεία* zu bezeichnen. Die *πτριος πολιτεία* wurde von Demokraten als Demokratie bezeichnet, whrend die radikalen Oligarchen die Oligarchie „vterlich“ nannten. Die Gemigten dagegen hielten die gemischte Verfassung fr *πτριος*. Im 4. Jahrhundert fing man in Athen an, die zeitgenssische Staatsform vom Gesichtspunkt der idealen zu kritisieren. Man fhrte als die ideale Staatsform die solonische an, die dem Inhalt nach die gemischte Verfassung gewesen sei. Aristoteles nannte eine sich zur Demokratie neigende gemischte Verfassung die Politeia, die mit der guten Demokratie des Platon identisch war; eine sich zur Oligarchie neigende nannte er die Aristokratie. Bei ihm wird auf die Tugend von *μσον* groer Wert gelegt und die Verfassung, wo *οί μσοι* herrschen, wird als die beste angesehen. Die gemischte Verfassung wurde im athenischen Staat in der Zeit des Demetrios Poliorketes verwirklicht (317/16 v. Chr.), die dann auf die kyrenische Staatsform einwirkte, und in der hellenistischen Zeit wurde die Lehre von der gemischten Verfassung als „orthodoxe“ Staatstheorie angenommen.

Wenn von der gemischten Verfassung die Rede ist, fhrt man den spartanischen Staat als typisch an, und zwar wegen der Eunomia und der „lykurgischen Verfassung“. Die Grundlagen des spartanischen Staates, die man nachher lykurgisch nannte, sind schon Anfang des 6. Jahrhunderts festgelegt worden. Seit der Mitte des Jahrhunderts trieb Sparta auenpolitisch eine antityrannische Politik, die ein Erfolg der innenpolitischen Eunomia gewesen war. Im nchsten Jahrhundert hat Hellanikos als erster die „lykurgische Verfassung“ mit Eunomia verbunden, als deren Kennzeichen das Fehlen des tyrannischen in der Verfassung war. Das *sechste Kapitel* untersucht, wie sich das Ephorenamt, das die modernen Historiker die „spartanische Alternative der Tyrannis“ nennen, in der spartanischen Verfassungsgeschichte entfaltete und welche Rolle es beim Aufbau der Lehre der spartanischen Mischverfassung spielte.

Zunchst vertrat das Ephorenamt im 5. Jahrhundert den Willen des spartanischen Volkes : die Ephoren beriefen die Ekklesie (*ἀπέλλα*) ein und leiteten sie. Das 4. Jahrhundert hindurch steigerte sich ihre Stellung in der Staatsverfassung, bis Aristoteles die Frage stellte, ob das Ephorenamt demokratisch oder tyrannisch sei. Das tyrannische Element des Amtes trat in den Reformen des Agis und des Kleomenes im 3. Jahrhundert in den Vordergrund. Um die Zustndigkeit der Knige zu verteidigen, stellte der Reformknig Agis eine neue Theorie ber das Ephorenamt auf, die forderte, da die Ephoren den Beschlu der Knige befolgen sollten, falls ihn die beiden Knige gemeinsam faten. Agis ist aber von den Hnden eines Ephoren ermordet worden, und dadurch

wurde die eigentliche Stellung des Ephorenamtes in Frage gestellt. Nachdem Kleomenes den Staatsstreich durchgeführt hatte, hielt er eine Rede in der Volksversammlung und bezeichnete das Zusammenwirken (Mischung) von Geronten und Basileis als lykurgisch. Aus dieser Erklärung des Kleomenes, von der er hoffte, daß sie von den sich in der Ekklesie versammelnden Spartiaten akzeptiert werden würde, erweist sich, daß die Mischverfassungstheorie bereits unter den Bürgern günstig aufgenommen worden war.

In Hinblick auf die Tätigkeit des Kleomenes hält Polybios die Gleichheit des Eigentums und das einfach-gemeinsame Leben für lykurgisch, aber in den kleomenischen Reformen sieht er nicht die Wiederherstellung der lykurgischen Ordnung, und zwar aus dem Grund, daß Kleomenes das System der beiden Könige und das Ephorenamt abgeschafft habe. Ihm gilt Antigonos Dason als Wiederhersteller der lykurgischen Ordnung. Bei Polybios verlieren die kleomenischen Reformen ihren sozialen Aspekt, und daraus ergab sich, daß sich die „lykurgische Ordnung“ in seinen politischen Gedanken auf die Staatsverfassung begrenzen ließ. Darüber hinaus nimmt das Ephorenamt in der Mischverfassungstheorie des Polybios keine Stelle mehr ein, während in ihr als demokratisches Element die Volksversammlung im Vordergrund steht. In dieser Hinsicht weist der Verfasser darauf hin, daß sich hier jener historische Vorgang widerspiegelt, in dem Kleomenes das Ephorenamt abschaffte und sich an die Ekklesie wendete.

Die **Zwischenbetrachtung** besteht aus zwei Kapiteln und behandelt die repräsentativen Organisationen in den griechischen Staatenbünden einerseits und die autokratische Führerstellung in den Staatenbünden bzw. Territorialstaaten andererseits.

Das *erste Kapitel* fängt mit der Versammlung der Amphiktyoniden von Delphi an. Die Organisation der Amphiktyonie besaß neben der Versammlung der von den einzelnen Staaten gesandten Vertreter eine Primärversammlung. An dieser nahmen die kriegsfähigen Griechen teil, die sich zufällig in Delphi befanden. Es war in dieser Organisation, daß die Idee der Eirene, d. h. des Friedens, unter den Staaten zustandekam. Der Verfasser verfolgt die Bestrebungen der Griechen, diese Idee im Synedrion der Staatenbünde zu verwirklichen. Im Hellenenbund (*οἱ Ἑλληνες*) vom Jahre 481 v. Chr. vereinigten sich die Symmachie gegen die Perser und die Institution der Eirene unter den Hellenen. Die Delegierten aus den Einzelstaaten im Bundesrat blieben nicht bei der Behauptung des Vaterlandes, sondern verhielten sich auf dem Standpunkt des Bundes. Der Bund übte seinen Einfluß auf den Kongreß vom Jahre 479 v. Chr. aus, der die Friedensidee zu institutionalisieren suchte, und weiter auf den delischen Seebund. Der letztere bildete sich als Seebund im Rahmen des allgemeinen Hellenenbundes aus. Die Versammlung des delischen Bundes hieß

*κοινή σύνοδος*, an der Athen mit einer Stimme teilnahm genau so wie andere Mitgliedstaaten. Der Bund stützte sich auf einen Kollektivvertrag, der eigentlich mit der Autonomie der einzelnen Poleis unvereinbar war. Die Mitgliedstaaten hielten an ihrer Autonomie fest und zogen der Willensäußerung in der *σύνοδος* die Verbindung mit Athen vor, infolgedessen konnte Athen als Hegemonialstaat den Bund viel leichter führen. Im 4. Jahrhundert bemühte sich viele Einzelstaaten die *κοινή εἰρήνη* unter den Griechen zu erhalten, und zwar so, daß sie die Versammlung (*συνέδριον*) der Bundesorganisation viel wirksamer zu machen versuchten. Das Synedrion des zweiten athenischen Seebundes sah seine Aufgabe in der Erhaltung des gemeinsamen Friedens, und im Hellenenbund vom Jahre 340 v. Chr. ist der Versuch zu sehen, in einer überstaatlichen Organisation die Idee der *κοινή εἰρήνη* durchzusetzen. Im korinthischen Bund, der sich *οἱ Ἑλληγες* nannte, verband sich die Idee der Eirene mit der Symmachie gegen die Perser, genau so wie im Hellenenbund vor anderthalb Jahrhunderten. An Stelle der *κοινή εἰρήνη* trat aber im *συνέδριον* des korinthischen Bundes die *κοινή φυλακή* unter Führung des makedonischen Königs in den Vordergrund, womit die 'Pax Macedonica' in Griechenland begründet wurde.

Wenn man sich von griechischer Seite her der Frage der Geburt der hellenistischen Monarchie nähert, ist zunächst wichtig, wie die griechische Monokratie in die hellenistische einmündete. Der Verfasser untersucht im *zweiten Kapitel* der Zwischenbetrachtung drei Formen der griechischen Monokratie: die Hegemonia, die Tyrannis und die Basileia und stellt die Frage in Bezug auf die Stellung des Strategos Autokrator, zu dem Philipp II. 338 v. Chr. im Hellenenbund von den Griechen ernannt worden war.

Hinsichtlich der Hegemonie, die sich in der Symmachie unter den Poleis, z. B. dem delischen sowie dem peloponnesischen Bund, befand, ist zu beachten, daß die Befugnis des Hegemonenstaates manchmal die der strategischen Führung des Bundesheeres überschritt und zu einer „politischen“ Hegemonie wurde, und daß dasselbe für den Fall Philipps II. im Hellenenbund galt. Daß sich die autokratische Strategie über eine Polis hinaus erweiterte, geschah bei den sizilischen Tyrannen. Gelon versuchte seine Tyrannis, die sich auf die Stellung des Strategos Autokrator in Syrakus stützte, auf ganz Sizilien auszudehnen. Dionysios I. als Strategos Autokrator und Alleinherrscher hatte die Möglichkeit, eine Epikratie zu gründen, und der autokratischen Strategie Dionysios II. waren nicht nur die militärischen, sondern auch die finanziellen Angelegenheiten anvertraut. Der Basileus von Makedonien, der im Innern unter dem Namen des „Königs der Makedonen“ von alters her als Heerführer und autokratischer Herrscher angesehen wurde und das Land Makedonien territorial verwaltet hatte, wirkte um die Mitte des 4. Jahrhunderts außerhalb Makedoniens, wie z. B. in Thessalien, als Bundesheerführer tätig.

Der Verfasser sieht in der Machtstellung des Strategos Autokrator des

Hellenenbundes vom Jahre 338 die Vereinigung der oben genannten drei Formen der griechischen Monokratie, die allerdings nicht auf einen Staat beschränkt war.

Im **Zweiten Hauptteil**, der aus drei Abschnitten besteht, handelt es sich um den Weiterbestand der Polisidee in der hellenistischen und römischen Welt, und der Verfasser sucht nachzuweisen, daß sie sogar in der Staatsidee des Koinon fort dauerte.

Die griechischen Bundesstaaten spielten bekanntlich eine große Rolle in der Geschichte der hellenistischen Welt. Es fragt sich, ob das Hervortreten dieser Staatsform das Ende der Polisidee bedeutet. Der Verfasser verneint dies und versucht im **ersten Abschnitt**, zu beweisen, daß sich die Staatsidee der Polis im Territorium von Koinon fort- und durchgesetzt hat.

Es geschah zunächst in Kleinasien, daß der Partikularismus der einzelnen Poleis zerbrach und sich eine gemeinsame Organisation (*κοινόν*) unter ihnen ausbildete. Dieses Koinon hatte einen von der Versammlung ernannten Basileus an der Spitze, und es setzte die Amphiktyonie des „Panionion“ voraus, in dem die Ioner als *ἔθνος* ihre Einheit bewahrt hatten. Der Bund wurde mehr und mehr zum Staat, indem die Ioner rein politische Versammlungen abhielten, deren Tätigkeit bis zur Zeit des Lyderkönigs Kroisos ununterbrochen fort dauerte. Die panionische Idee des Koinon manifestierte sich immer wieder, sowohl in Primärversammlung als auch in probuleutischem Rat, in dem die Delegierten die ganze Organisation als Abgeordnete (nicht als *ἄγγελοι*) vertraten.

Die Polisidee spielte eine besonders dominierende Rolle auch im Staat der Böoter, bei denen die Organisation der Amphiktyonie dazu beitrug, daß sich die Böoter als Ethnos verstanden. Während die Böoter es im 5. Jahrhundert durchsetzten, die repräsentative Verfassung in ihren Bundesstaat einzuführen, stützte der Staat im 4. Jahrhundert sich jedoch auf den Demos, d. h. die Volksversammlung, obwohl diese mit der Ekklesie einer Stadt Theben identisch blieb. Das Koinon, das sich auf den Demos stützt, entwickelte sich in Arkadien weiter. Die Arkader nahmen an der Versammlung von 10,000 teil, in deren Beschluß sich die Souveränität des Staates manifestierte und wegen deren Tätigkeit der Staat sich als Koinon bezeichnen ließ.

Es ist den Achäern gelungen, die nicht ihrem Ethnos angehörenden in ihren Bundesstaat aufzunehmen. Als sich der Staat im Peloponnes ausdehnte, kam die repräsentative Verfassung zur vollen Entfaltung. Die Achäer bemühten sich, die Autonomie der einzelnen Poleis zu erhalten, gleichzeitig aber auch die Zentralregierung zu verstärken und beides nebeneinander bestehen zu lassen. Trotzdem möchte der Verfasser darauf aufmerksam machen, daß neben dem Rat der Delegierten die Primärversammlung funktionierte, und zwar in Form der Heerversammlung; Polybios spricht von der „demokratischen und repräsentativen“

Verfassung, also von der Staatsform mit Demos und Bule. Als im Kampf gegen Rom die Menge in den Poleis sich gegen Rom wendete und die Achäer *πανδημεί* marschierten, wurde die Volksbewegung entscheidend für das Schicksal des Bundes; Polybios redet allerdings von einem Staat, der eine „tatsächlich demokratische Organisation und Prinzip“ besitzt.

Der zweite Abschnitt, der aus zwei Kapiteln besteht, wirft die Frage auf, wie sich die hellenistischen Königsreiche zu den griechischen Bundesstaaten verhielten und wie ihre eigene Staatsform von der Idee des griechischen Koinon beeinflusst wurde.

Das *erste Kapitel* untersucht, wie sich die Antigoniden mit der Idee des Koinon auseinandersetzten. Für die griechischen Poleis am Anfang der hellenistischen Zeit ist der folgende Vorgang charakteristisch, daß sie ihre *πάτριος πολιτεία* mit Hilfe der Monarchen wiederherstellten und diese neu erworbene „Autonomie und Freiheit“ vermittlels der Gründung eines Staatenbundes versichern ließen. Schon bei Alexander dem Großen in Ionien und in Äolien ist dies der Fall gewesen, und der Vorgang wiederholte sich in der Politik des Antigonos Monophthalmos und des Ptolemaios I. Im Gegensatz dazu gründeten in der ersten Hälfte des 3. Jahrhunderts die Poleis in Peloponnes, die sich von den Tyrannen befreit hatten, das achäische Koinon ohne Hilfe des Monarchen, um sich gegen Herrschaft der Antigoniden zu verteidigen. Das makedonische Königtum stand also im Gegensatz zum griechischen Koinon. Aber in der zweiten Hälfte dieses Jahrhunderts geschah in Makedonien Merkwürdiges: die Wahl des Staatsoberhauptes durch die Hände der Heeresversammlung und das Auftauchen des Staatsnamens *κοινὸν τῶν Μακεδόνων*. Diese Tatsachen ergaben sich auf der einen Seite aus den inneren Verhältnissen, aber zugleich auf der anderen Seite daraus, daß die Makedonen, was zu beachten ist, versuchten, ihre Staatsform dem Koinon, das damals in Griechenland vorherrschend war, anzunähern. Die föderative Staatsform des griechischen Koinon stand nicht außerhalb des Interesses der makedonischen Könige; Antigonos Dason wurde allerdings nicht nur Hegemon des achäischen Koinon, sondern danach auch Präsident der nationalgriechischen Bundesorganisation.

Das *zweite Kapitel* des zweiten Abschnittes behandelt die seleukidischen Städtegründungen und versucht, zu erklären, wie sie zur Vereinigung des großen Herrschaftsgebietes, sowie zum föderativen Charakter des Reiches beitrugen.

Die ersten Seleukiden führten, dem Vorbild ihrer Vorgänger folgend, die Zusammensiedlung der Eingeborenen aus den *κῶμαι* durch und legten das Fundament, auf dem die Griechen (die *πρῶτοι Μακεδόνες*) als *κάτοικοι* siedelten. Im Verlauf der Zeit verwandelte sich die Niederlassung, die *κατοικία*, in die Polis. Diese Entwicklung ergab sich daraus, daß auf der einen Seite die Griechen in den Neugründungen sich von den Eingeborenen unterscheiden wollten, um eine höhere Stellung zu behalten, und die Seleukiden, wie Antiochos II. und

Seleukos II., sich auf der anderen Seite eifrig bemühten, die Kolonien zur Polis zu erhöhen, um die griechischen Bewohner zur Stabilisierung des Reiches beitragen zu lassen. Nun lag für die Seleukiden die Aufgabe nahe, die zahlreichen Städte unter ihre Aufsicht zu stellen. Sie versuchten, dies dadurch zu bewältigen, daß sie Neugründungen miteinander verbanden. Diese Politik wurde nicht nur mittels der *συμπολιτεία* durchgeführt, sondern wurde auch im Bereich des Kultes getrieben. Der Verfasser sieht in dieser Politik sowohl einen Einfluß, den die Staatsform des Koinon, die im damaligen Griechenland vorherrschend war, auf die Seleukiden ausgeübt hatte, als auch eine Vorläuferin der römisch-kaiserlichen Politik, die die zahlreichen Poleis zu mehreren Koina mit Kaiserkulten zusammenbrachten, um die Griechen leichter beaufsichtigen zu können.

Im dritten Abschnitt, der aus zwei Kapiteln besteht, handelt es sich einerseits um die griechische Staatstheorie, die von den Römern aufgenommen und praktisch in der römischen Staatspolitik angewandt wurde, und andererseits um den Staatsgedanken, den die Griechen der Römerzeit über das Imperium Romanum entwickelten.

Das *erste Kapitel* bezieht sich auf die Entfaltung der gemischten Verfassung in Rom.

Die Römer kamen zwar schon früh mit der griechischen Staatsidee in Berührung, aber sie spielte erst bei den gracchischen Reformen auf politischer Bühne eine bedeutende Rolle. Während Tiberius Gracchus die Idee der griechischen Volkssouveränität in Rom einführte, versuchte Gaius Gracchus der Lehre des Polybios folgend die *μικτή πολιτεία* in Kraft zu setzen, indem er die Ritter (den Mittelstand zwischen Senatoren und Plebejern) begünstigte. Im hellenistischen Osten berieten die griechischen Stoiker über die gemischte Verfassung als die beste Staatsform, und die Theorie der Mischverfassung verband sich mit der Idee des *Basileus Euergetes*. Die Theorie der Römer in der Spätrepublik ging aber ihren eigenen Weg, indem Ciceros Theorie der gemischten Verfassung durch die Kritik an der Übertreibung der gracchischen Reformen herausgebildet wurde. Unter dem ersten Kaiser des römischen Reiches wurde die Mischverfassungstheorie zur Propaganda für das Prinzipat verwendet; das Kaisertum ließ sich als Mischung von *principatus* und *libertas* erklären. Der Historiker Tacitus glaubte zunächst, die Herrschaft des Kaisers sei durch die Freiheit gemildert, im späteren Werk aber hielt er das Adoptivkaisertum, das sich auf die Theorie der gemischten Verfassung stützte, für unvereinbar mit der römischen *libertas*; er bekannte, es sei höchst schwer, eine Mischung von Freiheit und Herrschaft zu verwirklichen. Das Adoptivkaisertum als gemischte Staatsform schien für die Griechen, deren demokratischer Gedanke den Kaiser als Wohltäter rechtfertigte, empfehlenswert. Für die Römer ist die Herrschaft des Monarchen als Euergetes viel schädlicher als die gewaltsamste Tyrannenherrschaft. Der Verfasser beweist, daß erhebliche Unterschiede zwischen dem griechischen und römischen Staats-



gedanken bestehen, die sich in der Kritik des Tacitus an die gemischte Verfassung aufzeigen.

Das *zweite Kapitel* des dritten Abschnittes bezieht sich auf die Entstehung des Imperium-Romanum-Bildes, das sich die Griechen der Prinzipatszeit vorgestellt haben. Der Versuch des Verfassers, der mit der Verehrung der hellenistischen Könige durch die Koina anfängt, besteht aus zwei Teilen: der erste untersucht die Voraussetzung des Problems, also die Verhältnisse, die im 2. und im 1. Jahrhundert v. Chr. bei den griechisch-römischen Beziehungen den Begriff der *εὐεργεσία* (Wohltat) entwickelten, und im zweiten Teil ist von der Verherrlichung der römischen Kaiser durch das panhellenische Koinon und dem Reichsbild des Griechen, Aristeides, die Rede.

Als die Römer die griechische Welt eroberten, begannen die Griechen, unter denen einige Koina bisher die hellenistischen Könige als *βασιλεὺς εὐεργέτης* verehrten, die Römer als Wohltäter lobzupreisen. Schon im Jahre 201 v. Chr. tauchte der Ausdruck *κοινὸς εὐεργέτης* auf und im Verlauf der Zeit, in der die Römer ihr „Protektorat“ über die Griechen erweiterten, gewöhnten sich die letzteren daran, den römischen Staat als *κοινοὶ εὐεργέται* zu bezeichnen. Im 1. Jahrhundert v. Chr. hatte die römische Schutzherrschaft zur Folge, daß die Griechen, in deren Stadtstaaten die Römer die besitzenden Bürger zu leiten halfen, die römischen Einzelpersonlichkeiten als *πάτρων καὶ εὐεργέτης* verherrlichten. Die römischen Kaiser der Prinzipatszeit wollten die griechische Welt dadurch beaufsichtigen, daß sie die Poleis in mehrere Koina vereinigten. Das Koinon deckt sich vielerorts mit dem Ethnos, d. h. Provinz, in der man die Kaiser kultisch verehrt. Außerdem werden die Kaiser als Wohltäter für die griechische Nation gepriesen. Hadrian trat als *κτίστης* des panhellenischen Koinon auf. Nun verzeichnet der Grieche Aristeides das römische Reich als Koinon, d. h. eine Organisation, die sich auf eine gemeinsame Grundlage stützt. Der Verfasser sieht in seiner Vorstellung vom Imperium Romanum den Endpunkt der griechisch-römischen Auseinandersetzung seit 200 v. Chr.

Die **Schlußbetrachtung** gibt einen Überblick über die Stammesorganisation bzw. Bundesstaaten im Westen, d. h. in Latium, in Italien und in den lateinischen Provinzen. Der Verfasser beabsichtigt zu zeigen, wie es dem Westen mißgelungen ist, die von den Griechen im Osten zur Welt hervorgebrachte Staatsform, das Koinon, aufzunehmen und weiter zu entwickeln, und wie die herrschaftliche Bestrebungen der Römer den bundesstaatlichen Fortgang im Westen eingeschränkt haben. Zuerst betrachtet er die föderativen Bewegungen der Latiner, die sich zunächst darin verfolgen lassen, daß sich die Vertreter der latinischen Stadtstaaten (*populi*) am Ende des 6. Jahrhunderts in Aricia versammelten und einen Bund, das *commune Latium*, bildeten. Diese Organisation stand Rom gegenüber, obwohl sie mehrere von den Römern abhängige Staaten als Mit-

glieder enthielt. Der Bund stand sich unter der Leitung des *dictator*, während sich die Vertreter der *populi* in einer Bundesversammlung (*concilium populum Latinorum*) berieten. Die Einigkeit der Latiner kann man z. B. im *foedus aequum* vom Jahre 493 v. Chr. feststellen, wo die Latiner als Ganzes mit den Römern einen Vertrag geschlossen haben. Das Vereinigungsgefühl der Latiner trat aber zurück, je nach der Politik, die die Römer durch die Schließung der Bündnisverträge mit lateinischen Einzelstaaten getrieben haben, und schließlich führten die Römer im Kriegsfall das Oberkommando über den Latinerbund. Jedoch setzten die Latiner fort, sich föderativ zu organisieren, bis zum Ende des Latinerkrieges, wie sie z. B. im Jahre 340 v. Chr. ihre föderative Organisation dadurch erneuern und vergrößern wollten, daß sie mit Rom zusammen einen Bundesstaat gründeten. Nachdem ihnen dieser Versuch mißgelungen war, kam es zum Krieg gegen Rom, und zwar mit dem Erfolg, daß sie kein *concilium* mehr unter sich abhalten konnten.

Dann stellt der Verfasser dar, wie die Italiker ihr autonomes Staatsleben in eigenen Städten, an dem sie zunächst festgehalten hatten, als verloren aufgaben und es vorzogen, an dem politischen Leben des römischen Staates teilzunehmen. Das Mißvergnügen der Italiker an den Römern verringerte sich nach dem 2. punischen Krieg, und sie wurden sich ihrer Stellung gegenüber den Provinzialen bewußt. Die römische Herrscherstellung in Italien war sofern ungestört, als sich die Führungsschicht der italischen Städte (*principes Italicorum populum*) mit der Leitung der Römer begnügt blieben. Aber in der zweiten Hälfte des 2. Jahrhunderts fangen die Italiker an, sich politisch zu betätigen und verbanden sich mit den römischen Principes, um ihren Anspruch geltend zu machen. Als ihre Versuche mit einem Mißerfolg endeten, beschlossen sie, durch eine *coniuratio* miteinander einen eigenen Bundesstaat zu gründen. Der neue Staat hatte Magistraten, Rat und Primärversammlung (Heeresversammlung). Er ist also aus griechischer Sicht ein Koinon, das wegen der Existenz der Primärversammlung dem griechischen Vorbild näher stand als der oben genannte Latinerbund. Nachdem die Bestrebungen der Italiker unterdrückt wurden, beschleunigte sich der Vorgang, in dem sich die Organisation der italischen Munizipien (*III viri*) an diejenige der Römer (*II viri*) assimilierte. Italien läßt sich nun als *coloniae et municipia*, einen Ausdruck, der von der römischen Bürgerrechtspolitik ausgeht, bezeichnen. Die Einfügung Italiens in den römischen Staat setzte sich fort, bis schließlich Augustus, gestützt auf *tota Italia*, vom Jahr 19 v. Chr. an sein Imperium über Italien ausdehnte.

Abschließend beschäftigt sich der Verfasser mit der Stammes- bzw. Provinzialorganisation im Westen. Für die Römer, die sich im Westen ausdehnten, wurde es nötig, genau so wie im Osten, die Organisation der Eingeborenen in eine römische Provinzialverwaltung einzufügen. Als Augustus die Führer der *Tres Galliae* zur Versammlung zusammenrief, lagen dieser Maßnahme Erfahrungen zu-

grunde, die die Römer bei der Behandlung der griechischen Koina gemacht hatten. Die Provinziallandtage im Westen standen allerdings mit derjenigen im Osten in erheblichem Gegensatz, da bei ihnen die nationale Einheit der Bevölkerung nicht berücksichtigt wurde und der Herrschaftswille der Römer im Vordergrund stand, während sich im Osten *provincia* mit *ἔθνος* deckt. Obwohl die Landtage die Anklage gegen die römischen Statthalter der Provinzen erheben konnten, verwandten die Römer große Sorgfalt darauf, es zu vermeiden, daß diese Anklagen mit der römischen Reichsverwaltung in Widerspruch kämen. Die Provinzialen, die die Einschränkung der römischen Herrschaft zu zerbrechen suchten, wie die Gallier im Jahre 68 v. Chr., versammelten sich nicht im Provinziallandtag, sondern in einer Versammlung, deren Ursprung man in die vorrömische Zeit zurückverfolgen kann. Inzwischen näherten sich die Provinziallandtage dem römischen Senat, indem die Provinzialpriester, für deren Stellung das römische Bürgerrecht Voraussetzung war, Mitglieder der Landtage wurden. Die oberen Schichten der städtischen Bevölkerung, die die Provinziallandtage leiteten, zogen der Tätigkeit in den Landtagen die Zugehörigkeit zu Rom vor; der Landtag verlor den Charakter des Städtebundes. In diesem Vorgang bei den Provinzialen, in dem die Römer die Organisation der Eingeborenen ihrer autonomen Verwaltungsfähigkeit beraubten, zeigt sich, wie der Verfasser betont, die Fortdauer der römischen Politik, die in Latium gegen Latiner, in Italien gegen Italiker getrieben wurde.